

閲覧用

- 皆様のご意見をお寄せください -

杉並区地域防災計画(平成25年修正)(案)

平成25年11月

杉並区防災会議

ご意見をお寄せください（区民等の意見提出手続）

杉並区地域防災計画(平成25年修正)(案)につきまして、「杉並区区民等の意見提出手続に関する条例」に基づき、皆様のご意見を伺います。

ハガキ、封書、ファクス、Eメールまたは閲覧場所にある意見用紙により、ご意見をお寄せください。区ホームページの電子掲示板に、ご意見を書き込むこともできます。

ご意見には、お名前・ご住所（あわせて在勤の方は勤務先の名称と所在地、在学の方は学校名と所在地）、事業者の方は事業所の名称・所在地・代表者氏名をお書き添えください。（公表はいたしません）

いただいたご意見の概要とそれに対する区の考え方などは、平成26年3月頃に「広報すぎなみ」などで公表する予定です。

【閲覧場所】

防災課（区役所西棟6階）、区政資料室（区役所西棟2階）、
区民事務所・分室、駅前事務所、図書館でご覧いただけます。

（各閲覧場所の休業日を除きます）

意見募集期間 平成25年11月1日（金）～11月30日（土）

意見提出先 杉並区総務部危機管理室防災課
〒166-8570 阿佐谷南1丁目15番1号
FAX 03(3312)9402
E-Mail bosai-k@city.suginami.lg.jp

区公式ホームページ <http://www.city.suginami.tokyo.jp/top.asp>

問い合わせ先 杉並区総務部危機管理室防災課
TEL 03(3312)2111（代表）

杉並区地域防災計画(平成25年修正)(案)の策定について

杉並区地域防災計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、杉並区防災会議が作成する計画であり、区の地域にかかる災害に関し、区及び防災関係機関が、その全機能を有効に発揮して、区民の協力のもとに災害予防対策、災害応急対策及び災害復旧・復興対策を実施することにより、区民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的としています。

今回の修正は、災害対策基本法の改正、東京都地域防災計画(平成24年修正)など、国や東京都、杉並区における最新の検討状況を反映させるとともに、東京都の新しい地域防災計画と同様に、施策ごとに時系列に整理し、わかりやすい防災計画にしました。

主な変更点は下記をご参照ください。

1 構成の変更

震災編



風水害編



- (1) 従来の東京都地域防災計画は時系列(災害予防計画、災害応急・復旧対策計画)に施策を整理しており、杉並区の地域防災計画もその構成に準じていた。しかし、東京都の新しい地域防災計画は、具体的な施策ごとに時系列の計画の流れがわかる構成に変更したことから、杉並区地域防災計画震災編第2部においても同様に構成を変更する。
- (2) 震災編第1部及び第3部(平成24年修正においては第1部及び第4部)については、第2部の記載内容及び構成の見直しに合わせた修正にとどめており、内容に係わる変更は行っていない。
- (3) 震災編第4部(平成24年修正においては第5部)については、今回修正していない。(今後、国及び東京都の動向等を踏まえ、必要なときに修正する。)
- (4) 風水害編について、都が今年中に大幅な見直しを行う予定であることから、今回は、データ更新等の修正に留めている。

2 内容の修正

(1) 修正の視点

東日本大震災を受け、国は、災害対策基本法の改正、都は、首都直下地震等による東京の被害想定、東京都地域防災計画、東京都帰宅困難者対策条例の策定を行ってきた。区では、こうした動向を受け、災害時要援護者支援対策、医療救護体制の見直し、帰宅困難者対策、女性の視点に配慮した避難者支援対策の検討を進めてきている。修正にあたってはその検討内容を踏まえ、新たな減災目標を定め、下記の視点に重点をおき、基本的に震災編第2部の内容について修正を行った。

地域防災力の向上

- ・ 防災意識・共助体制の強化
- 安全な都市づくり
- ・ 防災まちづくりの推進
- ・ エネルギーの確保
- 医療救護体制の強化
- 帰宅困難者対策
- ・ 事業者等の帰宅困難者対策の推進
- ・ 駅前滞留者対策の推進
- 避難者対策
- ・ 災害時要援護者支援対策の強化
- ・ 女性の視点に配慮した避難者支援
- その他
- ・ 自治体間連携の推進
- ・ 情報収集体制の整備
- ・ 放射性物質・原子力災害対策

(2) 震災編の減災目標 [資料1]のとおり

(3) 震災編 第2部の修正事項 [資料2]のとおり

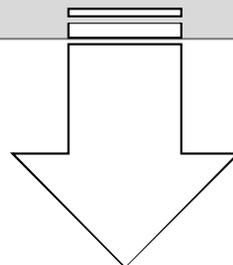
杉並区地域防災計画(震災編)修正案の目標

現計画の減災目標(平成24年修正)

目標1 死者の半減
・住宅の倒壊による死者の半減
・火災による死者の半減

目標2 避難者の減
・住宅の倒壊や火災による避難者の3割減
・ライフライン被害等による避難者を7日以内に帰宅

目標3 外出者の早期帰宅



新たな減災目標(平成25年修正)

目標 死者0(ゼロ)を目指す

- ・東京湾北部地震M7.3、朝5時のケースで、住宅倒壊や家具類の転倒を原因とする死者227人を0(ゼロ)にする。
- ・東京湾北部地震M7.3、夕方18時、風速8m/秒のケースで、火災を原因とする死者416人を0(ゼロ)にする。

【2章 区民と地域の防災力向上】

平成25年版の記載事項 (抜粋)	平成24年版の記載事項	修正の視点
<p>・防災意識の啓発、防災教育訓練、軽可搬消防ポンプやスタンドパイプ¹等を活用した実践的な訓練指導を行い、防災市民組織による共助体制の強化を推進する。 ・地域防災の担い手である防災市民組織に対し、防災マップを作成するための専用ソフトの導入を行い、地域防災力の向上を図る。(第2部第2章、p63)</p>	<p>・地域住民に対しては、町会・自治会を単位とした講演会及び映画会等を開催並びに地震災害等や風水害の自然災害等に対する区民、事業所等の地域の取組みに対し、優良で他の模範となる事例について「地域の防火防災功労賞制度」により表彰することで、防災意識の啓発を図っている。(第2部第3章、p63)</p>	<p>防災意識・共助体制の強化</p>
<p>・杉並区中学生レスキュー隊は、中学生の豊かな人間性の育成をめざし、防災意識、社会貢献意識及び自己有用感を高める目的で全区立中学校に編成されている。震災救援所の防災訓練への参加など、地域防災活動の一端を担っている。(第2部第2章、p66)</p>	<p>-</p>	
<p>・事業所に対して、毛布等の寝具、3日分の食料や飲料水の備蓄のほかに、備蓄の10%ルール²等、自助の部分のみならず、共助の部分の推進を働きかけていく。(第2部第2章、p65)</p>	<p>・交通機関の途絶等により、帰宅困難者が出るのが予想されるため、区は、区内の各事業所に対して、毛布等の寝具、数日分の食料や飲料水の備蓄に努めるよう呼びかけていく。(第2部第3章、p54)</p>	<p>事業者等の帰宅困難者対策の推進</p>

1 スタンドパイプは、消火栓や排水栓に接続して消火活動ができる消火資機材です。
 2 外部の帰宅困難者(来社中の顧客・取引先や発災時に建物内にいなかった帰宅困難者など)のために、10%程度の量を余分に備蓄するという取組みです。

【3章 安全な都市づくりの実現】

平成25年版の記載事項 (抜粋)	平成24年版の記載事項	修正の視点
<p>・都の木密地域不燃化10年プロジェクト³等と連携しながら、整備地域において市街地の不燃化を促進し、延焼による焼失ゼロの「燃えないまち」を実現するとともに、主要な道路の整備により、延焼遮断帯の形成を促進し、「燃え広がらないまち」を実現する。(第2部第3章、p78)</p> <p>・木造住宅密集地域のうち、特に甚大な被害が想定される整備地域(約7,000ha、杉並区内約326ha)を対象に、市街地の不燃化に向けた重点的・集中的な取組を実施する。このことにより、平成32年度までに不燃領域率を70%にし、市街地の不燃化を促進する。(第2部第3章、p79)</p>	<p>・平成14年度に改定された「杉並区まちづくり基本方針」(杉並区都市計画マスタープラン)では、震災に強いまちづくりの推進で「防災まちづくり計画」の策定、防災都市基盤の整備推進、延焼遮断帯の形成、近隣住区の防災機能の強化、小中学校の防災拠点化、避難路等の安全性の確保、都市施設・建築物等の安全性の確保、震災救援・復興体制の充実、の8つの方向を柱としてこの推進を図ることとしている。(第2部第1章、p19)</p>	<p>防災まちづくりの推進</p>
<p>・阿佐谷南・高円寺南地区では、平成21年に策定した「阿佐谷南・高円寺南地区防災まちづくり計画」に従って、優先整備路線の拡幅等を推進する。その他、整備地域として指定されているが未着手部分である阿佐谷・高円寺周辺地域や方南一丁目地域についても、順次防災まちづくりに取り組む。(第2部第3章、p80)</p>	<p>・「阿佐谷南・高円寺南地区防災まちづくり計画」を平成21年2月に策定し、平成22年度から国の交付金事業(密集事業)を導入し、事業の推進を図っている。(第2部第1章、p20)</p>	
<p>・既存建築物の耐震診断、耐震改修費用の助成等の耐震化支援事業を引き続き実施し、耐震化の促進に努める。(第2部第3章、p82)</p>	<p>・既存建築物の耐震診断、耐震改修費用の助成等の耐震化支援事業を拡充し、平成20年度から昭和56年以前に建築された全ての建築物を事業の対象とするとともに助成額も大幅な拡充を行い耐震化の促進に努めている。(第2部1章、p22)</p>	

3 木造密集地域において、特に改善が必要な地区を、都と区が連携して重点的・集中的に改善を図り、燃えないまちづくりを推進する都の取組みです。

【4章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保】

平成25年版の記載事項 (抜粋)	平成24年版の記載事項	修正の視点
・震災救援所等、災害時の活動拠点となる施設等に自立・分散型電源を設置する。(第2部第4章、p147)	-	エネルギーの確保

【5章 応急対応力、広域連携体制の強化】

平成25年版の記載事項 (抜粋)	平成24年版の記載事項	修正の視点
・他の自治体との間で、災害時に応急対策及び復旧対策に必要な物資、資材、人員等に不足を来たした場合、相互に援助を実施する「相互援助協定」を締結している。また、災害時相互援助協定を締結している自治体と自治体スクラム支援会議を開催し、平成25年度には北塩原宣言 ⁴ を採択している。相互援助協定先等からの応援がより円滑に行われるよう、事前に調整し、受援の体制を構築する。(第2部第5章、p196)	・他の自治体との間で、災害時に応急対策及び復旧対策に必要な物資、資材、人員等に不足を来た場合、相互に援助を実施する「相互援助協定」を締結している。(第3部第4章、p94)	自治体間連携の推進
・相互支援体制を円滑に進めていくため、災害対策本部内に応援受入本部を設置する。また、業務継続計画 ⁵ に連動した受援計画づくりを進めていく。(第2部第5章、p216)	-	

【6章 情報通信の確保】

平成25年版の記載事項 (抜粋)	平成24年版の記載事項	修正の視点
・住民に対する重要な情報の伝達は、防災行政無線固定系により周知を図るとともに、広報車、災害情報メール、エリアメール、ホームページ、ツイッター、CATV(JCOM)及び紙媒体等を活用する。(第2部第6章、p234) ・Wi-Fiスポット ⁶ を、自働力の弱い施設へ設置する。(区立学校、障害者施設、公営保育施設については設置完了)(第2部第6章、p234)	・住民に対する重要な情報の伝達は、防災行政無線固定系により周知を図るとともに、広報車、災害情報メール、ホームページ及びCATV(JCOM)等を活用する。(第3部第2章、p81)	情報収集体制の整備

4 平成25年6月1日に福島県北塩原村において、自治体スクラム支援会議参加自治体(東京都青梅市、新潟県小千谷市、福島県北塩原村、北海道名寄市、群馬県東吾妻町、福島県南相馬市、東京都杉並区)が、災害時相互支援に関し合意した宣言です。

5 災害発生時に優先的に取り組むべき業務を継続し、最短で事業の復旧を図るために事前に必要な資源の準備や対応方針・手段を定める計画です。

6 無線LANでインターネットに接続することができる場所です。

【7章 医療救護等対策】

平成25年版の記載事項 (抜粋)	平成24年版の記載事項	修正の視点
・超急性期(発災後72時間まで)に、災害拠点病院 ⁷ 及び災害拠点連携病院 ⁸ 等の近接地等あらかじめ指定する場所に緊急医療救護所を設置する。(第2部第7章、p266)	-	医療救護体制の強化
・災害時における杉並区の医療救護体制を協議し、医療救護活動の円滑な運営を図るため、区災害医療コーディネーター ⁹ 、医療関係者及び行政等関係者で構成される「杉並区災害医療運営協議会」を設置する。(第2部第7章、p263)	-	
・杉並保健所内に設置する「区災害対策本部医療救護部」を区災害医療活動拠点として、国や都、医師会など関係機関との連絡調整、区内医療機関に関する情報収集、関係機関等への派遣要請など行う。具体的には発災直後から超急性期までは、区災害医療コーディネーターの助言のもと、医師会、歯科医師会、薬剤師会や接骨師会、医療機関、地域災害医療コーディネーター、警察・消防等との緊密な連携を図りながら、医療救護班や医療機関との連絡調整などを行う。(第2部第7章、p264) ・「医師会災害対策本部」を医師会館内に設置し、医療救護班の編成及び派遣業務を行う。また、医療機関情報が集積する同会館を区災害医療活動拠点支部と位置付け、通信機器などを確保したうえで、連絡調整要員として区職員を配置し、収集した医療機関情報などの区医療救護部への報告や災害医療派遣チーム等の医療スタッフの待機拠点とするなど、医療救護部と連携して医療救護活動にあたる。(第2部第7章、p264)	・区は、災害対策本部を設置したときは、杉並保健所内に情報・庶務班及び衛生班を設置する。また、荻窪保健センター内に荻窪保健活動班、高井戸保健センター内に高井戸保健活動班、高円寺保健センター内に高円寺保健活動班を設置する。荻窪・高円寺保健活動班は各6箇所、高井戸保健活動班は3箇所の医療救護所を所管する。(第3部第10章、p131)	
・歯科医師会は、急性期以降、杉並区歯科保健医療センター(杉並保健所5階)を災害時における歯科医療救護所として開設するとともに、歯科治療に係る医薬品や医療資器材の供給体制等については、関係機関と協議し、整備する。(第2部第7章、p266)	・歯科医師会は、災害発生後概ね4日目以降に区への要請があったときは、歯科医療救護班を編成し、区が設置する歯科医療救護所(4箇所)に派遣する。また、初動時においても、区への要請があった場合は、歯科医療救護班を医療救護所に派遣する。(第3部第10章、p131)	

【8章 帰宅困難者対策】

平成25年版の記載事項 (抜粋)	平成24年版の記載事項	修正の視点
・鉄道事業者、駅周辺の事業者及び防災関係機関等が構成団体となり、平成25年7月に荻窪駅前滞留者対策協議会を設置した。災害時における荻窪駅周辺の滞留を防止するための情報の収集・提供及び安全な場所に向かって誘導するためのルールに基づいて、協議会の構成団体が協力して駅前滞留者対策(帰宅困難者の発生を想定した訓練、帰宅困難者対策マニュアルの策定、駅周辺事業者や地域住民への周知や対策の浸透等)を推進する。(第2部第8章、p300)	・震災時には、不特定多数の人々が集まる劇場、百貨店、駅舎等においては、停電や落下物あるいは火災などのため人々が出入口に殺到するなど、大混乱が生ずる可能性がある。このため、区は、駅周辺に滞留する外出者の一時滞留場所となる誘導先の確保に努める。また、消防署は、東京都震災対策条例第11条に基づき指定された鉄道機関(20機関)の事業所防災計画にターミナル駅を含めた駅周辺の混乱防止対策を策定させるとともに指導助言を行い、計画に基づく訓練を推進する。(第2部第3章、p51)	駅前滞留者対策の推進

7 災害時において主に重傷者の治療・収容を行う病院です。都が指定しています。

8 災害時において主に中等症者や容態の安定した重症者の治療等を行う病院です。都が指定しています。

9 区が把握する被災地の負傷者の状況及び医療機関の対応状況を踏まえ、医療救護班の派遣や医療機関の確保等について医学的助言を行います。

【9章 避難者対策】

平成25年版の記載事項 (抜粋)	平成24年版の記載事項	修正の視点
<p>・災害時要援護者の支援対策として、震災救援所への避難を原則とする考え方から、自宅が火災や建物倒壊等の危険性のある場合を除き、在宅避難生活を原則とする考え方に転換を図る。(第2部第9章、p327)</p>	-	
<p>・地震等により停電が起こった場合に備えて、在宅で人工呼吸器を使用している方に生命の危険があるため、委託した訪問看護ステーションと保健センターの保健師が災害時の個別支援計画を作成する。(第2部第9章、p331)</p>	<p>・要援護者自身の備えや災害時に実施すべき事項等について、啓発を行う。また、高齢者・障害者等関連施設・団体に対しても、要援護者向けに必要な物資や医薬品の備蓄の必要性について、啓発を行う。要援護者の特性に配慮した医療資器材等の把握と必要な支援体制を整備する。(第2部3章p58)</p>	災害時要援護者支援対策の強化
<p>・震災救援所の運営においては、女性専用の物干し場、更衣室の確保や安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した運営に努める必要がある。マニュアルの改善にあたっては、男女のニーズの違い等、男女双方の視点に配慮する。(第2部第9章、p338)</p> <p>・女性の視点に配慮した震災救援所の運営を行う。(第2部第9章、p347)</p> <p>生活スペース、男女別更衣室・トイレ、女性専用物干し場、授乳室等、女性専用のスペースを確保する。(使用する教室や間仕切りユニットの配置について事前に定めておく。)</p> <p>震災救援所の運営に女性の意見が尊重されるように、震災救援所運営連絡会に女性の声を代表するリーダーの設置に努める。</p> <p>治安確保のための町会・防犯自主団体・安全パトロール隊による巡回体制を構築する。特に、女性に対する暴力などの被害を防止するために、警備上の配慮や相談サービスの提供、注意喚起に努める。</p> <p>妊婦や育児中の女性等の為に女性専用の相談スペースを設ける。</p>	<p>・区立小・中学校は、震災救援所の管理運営について、女性等のニーズを反映できるよう避難所の運営体制に配慮し、連携して活動する。(第3部第6章p117)</p> <p>・震災救援所においては、避難者のプライバシー保護のための間仕切りユニット等を整備する。また、更衣室、男女別トイレ、乳幼児のいる家庭用エリアの設置など女性や子育て世帯に配慮した避難所運営を行う。(第3部第6章p117)</p> <p>・治安確保のための町会・防犯自主団体・安全パトロール隊による巡回体制を構築する。特に、女性に対する暴力などの被害を防止するために、警備上の配慮や相談サービスの提供、注意喚起に努める。(第3部第6章p117)</p>	女性の視点に配慮した避難者支援

【10章 物流・備蓄・輸送対策の推進】

平成25年版の記載事項 (抜粋)	平成24年版の記載事項	修正の視点
<p>・「女性の視点に配慮した震災救援所の運営に向けてのガイドライン(仮称)」を作成し、女性の視点に配慮した物資の確保及び配布を行うように努める。女性のニーズへの対応を皮切りに、災害時要援護者等の様々な避難者ニーズに対応していく。(第2部第10章、p381)</p> <p>・女性特有の物資(生理用品等)は、女性から手渡しするように努める。(第2部第10章、p373)</p> <p>・備蓄品については、要援護者、女性・子どもなど様々な視点から配慮する必要がある。改めて震災救援所等の備蓄品目・備蓄量について検討する。(第2部第10章、p365)</p>	<p>・被災者に対する生活必需品等については、都・区間の役割分担により、主に都が備蓄・調達により確保し、区が区民に配布することになっている。しかし、発災当初の道路障害物除去の状況によっては、都からの供給が遅れることが予測されるので、区としても、抵抗力の弱い高齢者、乳幼児等のために、必要量を備蓄・調達により確保する。(第3部第11章p144)</p>	女性の視点に配慮した避難者支援

【11章 放射性物質対策】

平成25年版の記載事項 (抜粋)	平成24年版の記載事項	修正の視点
<p>・区内において原子力災害による放射性物質等の影響が懸念される事態が発生した場合に備え、より迅速かつ機能的に対応できる体制として、(仮称)放射能対策チームを構築する。対策チームでは、各部課が連携した対応策を実施するため、被害情報等の情報の共有化や必要な連絡調整を行う。(第2部第11章、p390、391)</p> <p>・緊急時における区民の心理的動揺あるいは混乱を抑え、原子力災害による影響をできる限り少なくするため、区民に対する情報提供・広報を迅速かつ的確に行う。情報提供に当たっては、情報の発信源を明確にするとともに、できるだけ専門用語や曖昧な表現は避け、理解しやすく誤解を招かない表現を用いる。利用可能な様々な情報伝達手段を活用し、繰り返し広報するよう努める。(第2部第11章、p395)</p> <p>・原子力災害時における区民の健康に関する不安を解消するため、必要と認められる場合は保健医療活動を行う。(第2部第11章、p399)</p>	<p>・地震、火災その他の災害が起こったことにより、放射性同位元素又は放射線発生装置に関し、放射線障害が発生する恐れがある場合又は放射線障害が発生した場合においては、「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」に基づき定められた基準に従い、放射性同位元素使用者等は、直ちに応急の措置を講じ、文部科学大臣に報告を行うこととされている。文部科学大臣は必要があると認めるときは、放射線障害を防止するために必要な措置を講ずることを命ずることができる。(第3部第5章p106)</p>	<p>放射性物質・原子力災害対策</p>

震災編
第1部 杉並区の防災力の高度化に向けて

第1章 地域防災計画（震災編）の概要

第1節 計画の目的及び前提

第1 計画の目的

杉並区地域防災計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、杉並区防災会議が作成する計画である。

「支えあい共につくる 安全で活力のあるみどりの住宅都市 杉並」を目指す杉並区において、区の地域にかかる災害に関し、区及び防災関係機関が、その全機能を有効に発揮して、区民の協力のもとに災害予防対策、災害応急対策及び災害復旧・復興対策を実施することにより、区民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

第2 計画の前提

この計画は、平成24年4月18日に東京都防災会議地震部会が公表した「首都直下地震等による東京の被害想定」、同年11月に修正された東京都地域防災計画、東日本大震災などの最近の大規模地震などから得た教訓、近年の社会経済情勢の変化、及び区民・区議会などの提言を可能な限り反映し策定した。

防災対策については、被災者の視点に立って対策を推進することが重要であり、とりわけ、女性、障害者、高齢者及び外国人などに対しては、きめ細かい配慮が必要である。東日本大震災において、女性、障害者、高齢者及び外国人等の視点を踏まえた対応が必ずしも十分ではなかったとの指摘があったことを踏まえ、国における防災基本計画の見直しや災害対策基本法の改正、東京都における地域防災計画の修正が行われており、これらを前提として計画を策定した。

第2節 計画の構成

この計画には、区、防災機関及び区民が行うべき震災対策を、項目ごとに予防、応急・復旧の各段階に応じて具体的に記載している。構成と主な内容は、次のとおりである。

構成	主な内容
第1部 杉並区の防災力の高度化に向けて	・首都直下地震等の被害想定、減災目標等
第2部 施策ごとの具体的計画 (予防・応急・復旧計画)	・区及び防災機関等が行う予防対策、区民等が行うべき措置 ・地震発生後に区及び防災機関等がとるべき応急・復旧対策、災害救助法の適用等
第3部 災害復興計画	・被災者の生活再建やまちの復興を図るための対策等
第4部 東海地震事前対策	・災害予防対策、警戒宣言時の応急活動体制等

第4部 東海地震事前対策については、今回修正していない。
(今後、国及び東京都の動向等を踏まえ、必要なときに修正する。)

第3節 計画の習熟

各防災関係機関は、災害に際し、それぞれの機関の有する機能を十分に発揮するため、平素から自ら又は他の機関と協力して、研究、訓練その他の方法により、この計画の習熟に努めなければならない。

震災編 第1部 杉並区の防災力の高度化に向けて

第1章 地域防災計画（震災編）の概要

第4節 計画の修正

第4節 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正する。したがって、区及び防災関係機関は関係のある事項について、毎年区防災会議が指定する期間（緊急を要するものについては、その都度）までに計画修正案を防災会議に提出するものとする。

第2章 杉並区の現状と被害想定

第1節 杉並区の概況

第1 地勢

第1-1 位置

杉並区は、東京23区の西端にあり、北緯35度40分～44分、東経139度35分～40分に位置し、東は中野区・渋谷区、西は三鷹市・武蔵野市、南は世田谷区、北は練馬区に接している。

第1-2 地勢

地形は、東西7.51km、南北7.16kmで、概ね方形をなし、ところにより多少の起伏はあるが、概ね平坦な台地で、西から東に向かって少しずつ低下している。

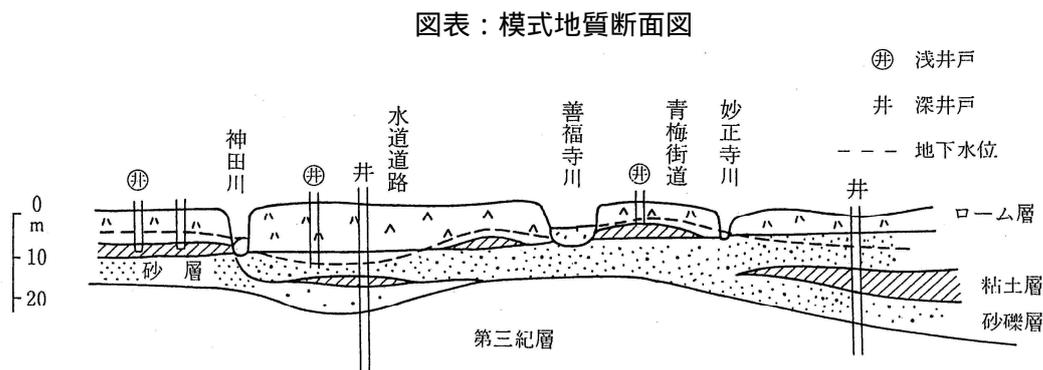
区内の最も高い箇所は、善福寺3丁目25・34番付近で54.3mあり、最も低い箇所は和田1丁目22・23・29・31番付近の28.6mである。

区の中央には善福寺川が西から東に貫流し、南端に神田川が、北には妙正寺川がいずれも東に向かって蛇行している。

第1-3 地質

本区は、概ね武蔵野台地上にあって、その地質も山の手一帯と同じく、上部は洪積層（関東ローム層）、下部は第三紀層である。

地質の形成は、上部から褐色ローム層（3～12m）、黄褐色凝灰質粘土層（1～3m）、褐色砂礫層（3～15m）、褐色粘土層（0.5m）、青灰色粘土層（3～15m）、灰色凝灰質砂層（2～3m）、凝灰質粘土層（3～6m）の順で、各層の厚さは、場所によって多少異なっている。



第1-4 面積

本区的面積は、34.02km²で、23区中第8位の大きさである。

土地の利用形態では、宅地利用が全体の70.4%を占め、そのうち住宅の占める割合が78.6%を占め、この比率は23区最高である。（平成23年土地利用現況調査）

震災編 第1部 杉並区の防災力の高度化に向けて
 第2章 杉並区の現状と被害想定
 第1節 杉並区の概況

第2 人口・生活環境

第2-1 人口

1) 人口の推移(国勢調査による)

年次	世帯数	人口		
		総数	男	女
昭和50年	世帯 220,039	人 560,716	人 281,672	人 279,044
昭和55年	234,892	542,449	271,340	271,109
昭和60年	239,514	539,842	268,597	271,245
平成2年	247,693	529,485	261,504	267,981
平成7年	251,837	515,803	251,810	263,993
平成12年	268,873	522,103	254,615	267,488
平成17年	283,682	528,587	256,410	272,177
平成22年	302,805	549,569	263,837	285,732

2) 人口規模(平成22年国勢調査)

人口	549,569 人
男	263,837 人
女	285,732 人
世帯数	302,805 世帯
1世帯当り人員	1.81 人
人口密度	16.154 人 / km ²

3) 昼夜間人口(平成22年国勢調査)

区分	夜間人口	昼間人口	夜間人口と 昼間人口の差	流入人口	流出人口
総数	549,569 人	480,172 人	69,397 人	96,814 人	166,211 人
男	263,837	224,820	39,017	55,965	94,982
女	285,732	255,352	30,380	40,849	71,229

震災編 第1部 杉並区の防災力の高度化に向けて

第2章 杉並区の現状と被害想定

第1節 杉並区の概況

第2-2 生活環境

1) 道路（高速道路を除く）

（平成24年4月1日現在）

区分	総数	国道	都道	区道
総延長	735,509m	4,327m	57,021m	674,161m
総面積	4,646,145 m ²	178,337 m ²	1,060,378 m ²	3,417,430 m ²

2) 河川

（平成25年4月1日現在）

区分	妙正寺川	善福寺川	神田川
延長	1,150m	8,460m	8,060m
改修率	39%	49%	85%

延長は河川法第4条に基づく法定延長のうち区内の延長。

改修率は、1時間50mmの降雨に対応する護岸の整備率で、他自治体の区間も含む。

なお、現在1時間30mmの降雨に対応する護岸整備は完了している。

3) 公園

（平成25年4月1日現在）

区分	総数	都立公園	区立公園	区立児童遊園
公園数	321カ所	3カ所	267カ所	51カ所
面積	1,119,348.73 m ²	511,861.33 m ²	581,607.62 m ²	25,879.78 m ²

区民1人当たり面積	2.07 m ²
-----------	---------------------

4) 鉄道及び軌道

（平成25年4月1日現在）

区分	JR 中央線	京王電鉄		西武鉄道 新宿線	東京地下鉄 丸ノ内線
		京王線	井の頭線		
営業距離	5.78 km	0.84 km	6.08 km	2.5 km	4.9 km
区内駅数	4	1	6	3	5

震災編 第1部 杉並区の防災力の高度化に向けて

第2章 杉並区の現状と被害想定

第1節 杉並区の概況

5) 病院及び診療所

(平成25年4月1日現在)

区分	病 院	診 療 所	歯 科 診 療 所
病院	17 院	508 院	428 院
ベッド数	2,278 床	124 床	-

6) 用途地域

(平成24年9月1日現在)

区分	第一種 低層住居 専用地域	第二種 低層住居 専用地域	第一種 中高層住居 専用地域	第二種 中高層住居 専用地域	第一種 住居地域	第二種 住居地域
用途面積 (ha)	2,182.2	14.9	414.9	95.9	78.1	61.6
用途面積率 (%)	64.1	0.4	12.2	2.8	2.3	1.8

区分	準住居地域	近隣商業 地域	商業地域	準工業地域
用途面積 (ha)	70.9	297.3	133.3	52.9
用途面積率 (%)	2.1	8.7	3.9	1.6

第2節 被害想定

平成24年4月に東京都防災会議が発表した「首都直下地震等による東京の被害想定」のうち、杉並区での被害が最大となる地震を本計画の前提とする。

図表：「首都直下地震等による東京の被害想定」（平成24年4月発表）における前提条件及び被害想定

条件	地震型	東京湾北部地震						多摩直下地震					
	規模	M7.3	M7.3	M7.3	M7.3	M7.3	M7.3	M7.3	M7.3	M7.3	M7.3	M7.3	M7.3
	時期及び時刻	冬5時	冬5時	冬12時	冬12時	冬18時	冬18時	冬5時	冬5時	冬12時	冬12時	冬18時	冬18時
	風速	4m	8m	4m	8m	4m	8m	4m	8m	4m	8m	4m	8m
	震度5弱												
	震度5強												
	震度6弱	47.3%	47.3%	47.3%	47.3%	47.3%	47.3%	98.2%	98.2%	98.2%	98.2%	98.2%	98.2%
	震度6強	52.7%	52.7%	52.7%	52.7%	52.7%	52.7%	1.8%	1.8%	1.8%	1.8%	1.8%	1.8%
人的被害	死者	332	333	235	236	549	556	168	169	105	106	155	155
	ゆれによる建物全壊	227	227	112	112	131	131	127	127	62	62	73	73
	急傾斜地崩壊による建物全壊	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	地震火災	97	99	115	116	410	416	35	36	37	37	75	76
	ブロック塀	8	8	8	8	8	8	6	6	6	6	6	6
	落下物	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	負傷者 (重傷者)	5030 649	5037 651	3241 487	3249 489	4820 887	4849 895	3858 351	3861 352	2261 250	2263 251	2678 318	2666 315
	ゆれによる建物全壊	436	436	245	245	269	269	240	240	132	132	147	147
	急傾斜地崩壊による建物全壊	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	地震火災	109	111	137	139	514	522	29	30	36	37	90	86
	ブロック塀	104	104	104	104	104	104	81	81	81	81	81	81
	落下物	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	物的被害	建物被害1	3692	3692	3692	3692	3692	3692	2036	2036	2036	2036	2036
ゆれによる建物全壊		3687	3687	3687	3687	3687	3687	2033	2033	2033	2033	2033	2033
液状化による建物全壊		3	3	3	3	3	3	2	2	2	2	2	2
急傾斜地崩壊による建物全壊		2	2	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1
地震火災 (焼失率)		3633 3.1%	3688 3.2%	6353 5.5%	6449 5.6%	22676 19.5%	23028 19.8%	1321 1.1%	1343 1.2%	2025 1.7%	2061 1.8%	4098 3.5%	4169 3.6%
電力		9.9%	9.9%	12.0%	12.1%	24.9%	25.2%	5.3%	5.3%	5.9%	5.9%	7.6%	7.7%
通信		3.3%	3.4%	5.6%	5.7%	19.4%	19.7%	1.3%	1.3%	1.9%	2.0%	3.8%	3.8%
ガス		46.8-99.8%	46.8-99.8%	46.8-99.8%	46.8-99.8%	46.8-99.8%	46.8-99.8%	0.0-91.5%	0.0-91.5%	0.0-91.5%	0.0-91.5%	0.0-91.5%	0.0-91.5%
上水道		24.9%	24.9%	24.9%	24.9%	24.9%	24.9%	33.8%	33.8%	33.8%	33.8%	33.8%	33.8%
下水道		26.0%	26.0%	26.0%	26.0%	26.0%	26.0%	23.5%	23.5%	23.5%	23.5%	23.5%	23.5%
その他	避難者	96,441	96,664	107,649	108,043	174,920	176,369	93,307	93,396	96,123	96,268	104,415	104,701
	避難生活者	62,686	62,832	69,972	70,228	113,698	114,640	60,650	60,708	62,480	62,574	67,869	68,056
	徒歩帰宅困難者2	-	-	92,357	92,357	92,357	92,357	-	-	92,357	92,357	92,357	92,357
	閉じ込めにつながり得るエレベーター停止台数	128	128	134	134	167	167	101	101	103	103	108	108
	災害時要援護者死者数	144	145	152	153	350	354	74	74	69	70	100	101
	自力脱出困難者	1,719	1,719	970	970	1,062	1,062	947	947	524	524	579	579
	震災廃棄物	125	125	131	131	168	169	83	83	85	85	89	89

1 ゆれ液状化等による建物被害と地震火災の重複を除去しているため、原因別の合算値とは一致しない。
 2 平成20年に実施したパーソントリップ調査における区内滞留者の最も多い時間帯14時を基に算定されている。

震災編 第1部 杉並区の防災力の高度化に向けて
 第2章 杉並区の現状と被害想定
 第2節 被害想定

元禄型関東地震						立川断層帯地震						地震型	条件
M8.2	M8.2	M8.2	M8.2	M8.2	M8.2	M7.4	M7.4	M7.4	M7.4	M7.4	M7.4	規模	
冬5時	冬5時	冬12時	冬12時	冬18時	冬18時	冬5時	冬5時	冬12時	冬12時	冬18時	冬18時	時期及び時刻	
4m	8m	風速											
												震度5弱	
						26.0%	26.0%	26.0%	26.0%	26.0%	26.0%	震度5強	
99.8%	99.8%	99.8%	99.8%	99.8%	99.8%	74.0%	74.0%	74.0%	74.0%	74.0%	74.0%	震度6弱	
0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%							震度6強	
109	109	73	74	117	118	34	35	32	33	66	67	死者	
77	77	38	38	44	44	14	14	7	7	8	8	原因別 ゆれによる 建物全壊 急傾斜地崩壊による 建物全壊	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
27	27	30	31	67	69	17	17	22	22	54	55	地震火災	
5	5	5	5	5	5	3	3	3	3	3	3	ブロック塀	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	落下物	
2,929	2,932	1,718	1,721	2,068	2,073	1,022	1,022	669	671	868	872	負傷者	
232	233	177	177	233	235	81	81	81	82	123	124	(重傷者)	
145	145	80	80	88	88	29	29	17	17	18	18	原因別 ゆれによる 建物全壊 急傾斜地崩壊による 建物全壊	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
18	19	28	29	76	77	6	6	17	18	58	59	地震火災	
69	69	69	69	69	69	46	46	46	46	46	46	ブロック塀	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	落下物	
1,230	1,230	1,230	1,230	1,230	1,230	245	245	245	245	245	245	建物被害1	
1,227	1,227	1,227	1,227	1,227	1,227	244	244	244	244	244	244	原因別 ゆれによる 建物全壊 液状化による 建物全壊 急傾斜地崩壊による 建物全壊	
2	2	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1		
1	1	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0		
1,004	1,021	1,687	1,718	3,724	3,790	1,214	1,236	1,214	1,236	2,981	3,030	地震火災	
0.9%	0.9%	1.5%	1.5%	3.2%	3.3%	1.0%	1.1%	1.0%	1.1%	2.6%	2.6%	(焼失率)	
3.6%	3.6%	4.2%	4.2%	5.9%	6.0%	1.5%	1.5%	2.0%	2.0%	3.6%	3.6%	電力	
1.0%	1.0%	1.6%	1.6%	3.4%	3.4%	0.6%	0.6%	1.1%	1.1%	2.7%	2.7%	通信	
0.0~0.9%	0.0~0.9%	0.0~0.9%	0.0~0.9%	0.0~0.9%	0.0~0.9%	0.0~0.0%	0.0~0.0%	0.0~0.0%	0.0~0.0%	0.0~0.0%	0.0~0.0%	ガス	
39.7%	39.7%	39.7%	39.7%	39.7%	39.7%	4.6%	4.6%	4.6%	4.6%	4.6%	4.6%	上水道	
23.4%	23.4%	23.4%	23.4%	23.4%	23.4%	22.3%	22.3%	22.3%	22.3%	22.3%	22.3%	下水道	
93,737	93,806	96,417	96,538	104,402	104,661	19,015	19,063	21,631	21,727	29,400	29,614	避難者	
60,929	60,974	62,671	62,750	67,861	68,029	12,359	12,391	14,060	14,122	19,110	19,249	避難生活者	
-	-	92,357	92,357	92,357	92,357	-	-	92,357	92,357	92,357	92,357	徒歩帰宅困難者2	
96	96	98	98	103	103	80	80	81	81	86	86	その他 閉じ込めにつながり得る エレベーター停止台数	
46	47	46	47	74	75	16	16	22	22	43	44		
571	571	314	314	349	349	114	114	69	69	73	73	災害時要援護者死者数	
60	60	62	62	66	67	23	23	24	24	28	29	自力脱出困難者	
												震災廃棄物	

震災編 第1部 杉並区の防災力の高度化に向けて
第3章 地震に関する調査研究
第1節 活動の方針

第3章 地震に関する調査研究

第1節 活動の方針

震災対策は、現状の分析と将来の予測があらゆる面で重要な役割を果たす。

区は、国、東京都とともに、現代科学と技術を活用した各種の調査研究活動を役割分担に応じて実施する。

震災編 第1部 杉並区の防災力の高度化に向けて

第3章 地震に関する調査研究

第2節 各機関による調査研究の推進

第2節 各機関による調査研究の推進

各機関は、平時から災害対策等に必要調査研究項目の抽出に心がけ、調査研究を実施することに努める。

震災編 第1部 杉並区の防災力の高度化に向けて

第3章 地震に関する調査研究

第3節 詳細な防災計画の作成・整備

第3節 詳細な防災計画の作成・整備

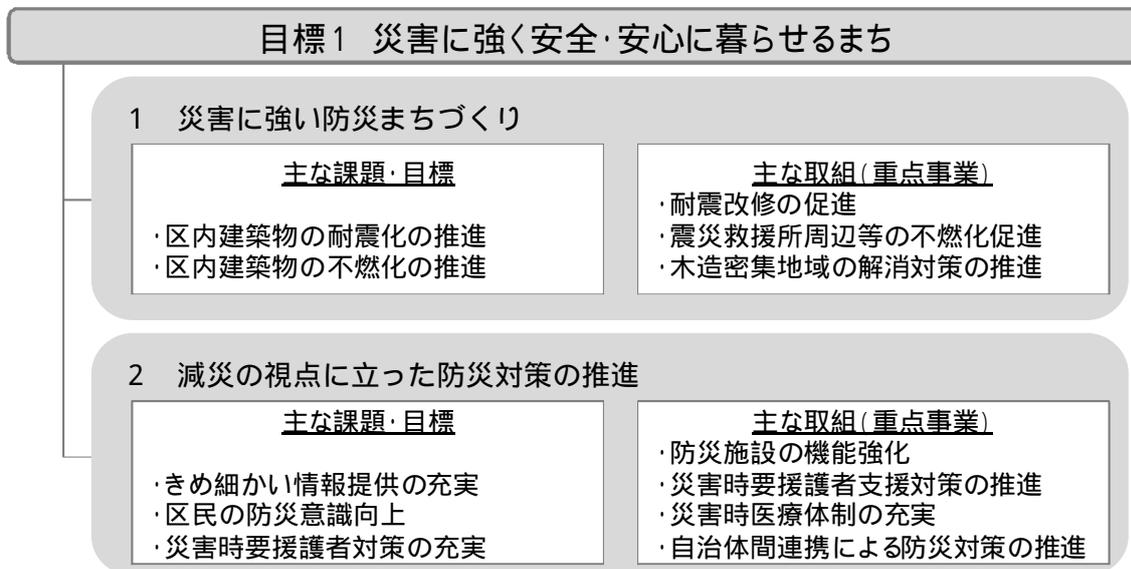
各機関は、本計画との整合を図った具体的な行動計画やマニュアル等の作成・修正・整備に努める。

震災編 第1部 杉並区の防災力の高度化に向けて
第3章 地震に関する調査研究
第3節 詳細な防災計画の作成・整備

第4章 平成25年修正の概要等

第1節 杉並区総合計画における防災政策の概要

- ・5つの目標の1つとして、「災害に強く安全・安心に暮らせるまち」を標榜。
- ・上記目標を達成するために、建築物の耐震化・不燃化や、防災施設の機能強化等の取組を実施。



- ・国、都及び区における最新の検討状況を反映する。杉並区地域防災計画最新版（平成24年修正）に反映されていない下記の検討結果を踏まえ、杉並区民の生命、身体、財産を自然災害から保護するための最新の計画とする。

	各機関による主要な検討動向
国の 検討動向	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策基本法 ・首都直下地震帰宅困難者等対策協議会最終報告
東京都の 検討動向	<ul style="list-style-type: none"> ・被害想定 ・地域防災計画 ・東京都帰宅困難者対策条例
杉並区の 検討動向	<ul style="list-style-type: none"> ・杉並区総合計画（平成24～33年度）・杉並区実行計画（平成24～26年度） ・杉並区災害時における相互支援に関する条例 ・区立施設の防災機能強化に関する検討会報告書 ・杉並区地域防災計画及び震災救援所運営マニュアルに女性の視点を反映させる会議

震災編 第1部 杉並区の防災力の高度化に向けて

第4章 平成25年修正の概要等

第2節 計画の全体像

第2節 計画の全体像

平成25年修正では、第1部で総論、第2部で予防・応急・復旧対策、第3部で復興対策、第4部で東海地震事前対策を定めている。

個別施策に関しては、地震前の行動「予防対策」、地震直後の行動「応急対策」、地震後の行動「復旧対策」の3つのスキームに分けて記載した。

第5章 被害軽減とまちの再生に向けた目標（減災目標）

区は次のとおり、減災目標を定め、「目標を達成するための対策」に基づき、区民、都、事業者と協力して対策を推進していく。具体的には本計画書中の該当箇所に定めることとし、この減災目標の早期達成に努める。

目標1 死者0(ゼロ)を目指す

1-1 住宅の倒壊による死者をなくす

東京湾北部地震 M7.3、朝5時のケースで、住宅倒壊や家具類の転倒を原因とする死者227人を0(ゼロ)にする。

目標を達成するための対策

- (1) 建物の耐震化（第2部第3章）
- (2) 家具類の転倒防止対策の推進（第2部第2、3章）
- (3) 災害時要援護者への建物防災支援アドバイザーの派遣（第2部第9章）

1-2 火災による死者をなくす

東京湾北部地震 M7.3、夕方18時、風速8m/秒のケースで、火災を原因とする死者416人を0(ゼロ)にする。

目標を達成するための対策

- (1) 木造住宅密集地域の不燃化（第2部第3章）
- (2) 消防力の充実・強化（第2部第5章）
- (3) 区民や事業所の火災対応力の強化（第2部第2章）
- (4) 救出・救護体制の強化（第2部第2、3、5章）

死者を0にする対策が、すべての人的被害、物的被害を軽減する対策であり、まちの被害を出来るだけ抑えて、すぎなみの早期復興を目指す。

震災編 第1部 杉並区の防災力の高度化に向けて
第5章 被害軽減とまちの再生に向けた目標（減災目標）

第2部 施策ごとの具体的計画（災害予防・応急・復旧計画）

第1章 杉並区の基本的責務と役割

震災編 第2部 施策ごとの具体的計画（災害予防・応急・復旧計画）
第1章 杉並区の基本的責務と役割

第1章 杉並区の基本的責務と役割

第1節 基本理念及び基本的責務

第1 基本理念

地震による災害から一人でも多くの生命及び貴重な財産を守るためには、まず第一に「自らの生命は自らが守る」という自己責任原則による自助の考え方、第二に他人を助けることのできる区民の地域における助け合いによって「自分たちのまちは自分たちで守る」という共助の考え方、この2つの理念に立つ区民と公助の役割を果たす行政とが、それぞれの責務と役割を明らかにした上で、連携を図っていくことが欠かせない。

地震による災害から杉並区を守ることは行政に課せられた責務であり、震災対策の推進に当たっては、区が基礎自治体として第一義的責任と役割を果たすものである。その上で、区は、国と広域的役割を担う都と一体となって、区民と連携し、区民や地域に集う多くの人々の生命・身体及び財産を守るとともに、地域の機能を維持しなければならない。

第2 基本的責務

第2-1 区の責務

区は、区民の生命、身体、財産を災害から保護し、その安全を確保するため、必要な施策を策定し、防災体制を整備しなければならない。

区は、災害後の区民生活の再建及び安定並びに都市の復興を図るため、最大の努力を払わなければならない。

区は、平常時から、国、東京都、関係区市町村との連絡調整を行うとともに、区民、事業者、ボランティア、防災関係機関等との連携・協力を努めなければならない。

区の職員は、区民の安全の確保のため、防災に関する知識や技術の習得に努めるとともに、地域の自主的な防災活動に参加するよう努めなければならない。

第2-2 区民の責務

区民は、自己や家族の安全の確保に努めるとともに、相互に協力して、地域住民の安全確保にも努めなければならない。

区民は、自ら災害に備えて、次の手段を講ずるよう努めなければならない。

- ・建築物などの安全性の向上
- ・家具類の転倒・落下・移動の防止
- ・食料や飲料水など生活必需品の備蓄
- ・出火の防止
- ・初期消火に必要な用具の準備
- ・避難場所や避難経路についての確認
- ・防災に関する知識や技術の習得
- ・家族その他の緊急連絡を要する者との連絡手段の確保

区民は、区などの行政機関が行う防災事業に協力するとともに、地域の自主的な防災活動に参加

震災編 第2部 施策ごとの具体的計画（災害予防・応急・復旧計画）

第1章 杉並区の基本的責務と役割

第1節 基本理念及び基本的責務

するように努めなければならない。

第2-3 事業者の責務

事業者は、その社会的責任に基づき、施設や従業員、来客、周辺住民の安全確保に努めなければならない。

事業者は、防災市民組織など区民との連携・協力を図るとともに、区などの行政機関が行う防災事業に協力するよう努めなければならない。

事業者は、従業員などが、防災に関する知識や技術を習得する機会を設けるよう努めなければならない。

事業者は、東京都帰宅困難者対策条例に基づき、震災時には、施設の安全等を確認した上で、従業員を事業所内に待機させる等、一斉帰宅抑制に努めなければならない。そのため、あらかじめ従業員の3日分の飲料水及び食料等を備蓄するよう努めなければならない。

事業者は、あらかじめ従業員との連絡手段の確保に努めるとともに、従業員に対して、家族等との連絡手段を確保すること、避難の経路、場所及び方法並びに徒歩による帰宅経路の確認等の周知に努めなければならない。

事業者は、その事業活動に関して震災を防止するため、区及び都が作成する地域防災計画を基準として、事業所単位の防災計画(以下「事業所防災計画」という)を作成しなければならない。

第2節 区、都及び防災機関の役割

区、都及び防災関係機関が、防災に関して処理する業務は、概ね次のとおり。なお、本来業務に密接するものについては、当該機関が処理するものとする。

第1 杉並区の分掌事務

機 関 の 名 称	事務又は業務の大綱
政 策 経 営 部	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害対策予算に関すること。 2 情報システムの被害調査及び復旧対策に関すること。 3 区有施設等の応急危険度判定及び応急復旧に関すること。
総 務 部	<ol style="list-style-type: none"> 1 防災に関する計画・調整に関すること。 2 災害対策本部長室の庶務及び本部活動の総括統制に関すること。 3 災害に関する情報の収集伝達及び被害状況調査の総括に関すること。 4 都及び防災関係機関との連絡に関すること。 5 災害対策本部の通信情報の総括に関すること。 6 災害応急対策及び復旧対策の総合調整に関すること。 7 職員の被災状況の確認に関すること。 8 非常呼集に関すること。 9 初動配備態勢に関すること。 10 職員の宿泊・給食に関すること。 11 各部における職員の応援の調整に関すること。 12 他の自治体への応援要請及び応援職員の受入れに関すること。 13 車両及び燃料の調達、配車及び人員の確保に関すること。 14 義援金品の受付及び送付に関すること。 15 報道機関との連絡調整に関すること。 16 災害に関する広報及び広聴相談業務に関すること。 17 災害に関する情報の収集伝達及び整理に関すること。 18 議会との連絡その他渉外に関すること。 19 災害対策のために必要な経費及び物品の出納に関すること。 20 他の部、課に属さないこと。
区 民 生 活 部	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難所の運営及び被災者の救援・救護に関すること。 2 被災地の調査、被災台帳及び被災証明書に関すること。 3 遺体の身元確認、安置、輸送、埋・火葬の応援に関すること。 4 死体埋(火)葬許可証の発行に関すること。 5 商工農業関係の被害調査に関すること。 6 租税等の徴収猶予及び減免等に関すること。 7 救援物資の調達、管理及び搬送に関すること。 8 一般ボランティアの受入れ及び調整に関すること。 9 帰宅困難者の支援に関すること。 10 部に属する施設の点検、整備、復旧等に関すること。

震災編 第2部 施策ごとの具体的計画（災害予防・応急・復旧計画）

第1章 杉並区の基本的責務と役割

第2節 区、都及び防災機関の役割

機 関 の 名 称	事務又は業務の大綱
保 健 福 祉 部	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難所の運営及び被災者の救援・救護に関する事。 2 遺体の身元確認、安置、輸送、埋・火葬に関する事。 3 身元不明者の遺骨の取扱いに関する事。 4 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けに関する事。 5 被災者生活再建支援金の支給に関する事。 6 義援金品の配分に関する事。 7 国民健康保険料の減免、一部負担金に関する事。 8 災害時要援護者の救護に関する事。 9 第二次救護所の開設及び統括に関する事。 10 社会福祉施設の災害対策の支援及び被害調査に関する事(他の部に属することを除く)。 11 介護保険料及び利用者負担の減免に関する事。 12 区立保育園・子供園・児童館の児童の保護に関する事。 13 応急保育対策に関する事。 14 災害遺児等の一時的保護に関する事。 15 私立児童福祉施設の災害対策の支援及び被害調査に関する事。 16 医療・助産救護に関する事。 17 医師会、歯科医師会、薬剤師会等との連絡に関する事。 18 防疫、その他保健衛生に関する事。 19 飲料水・食品の衛生に関する事。 20 医療用資機材等の調達及び搬送に関する事。 21 医療ボランティアの受入れ及び編成に関する事。 22 被災者等の健康確保に関する事。 23 被災者等の健康に関わる適切な栄養管理に関する事 24 民間医療施設の災害対策の支援及び被害調査に関する事。 25 動物の救護に関する事。 26 部に属する施設の点検、整備、復旧等に関する事。

震災編 第2部 施策ごとの具体的計画（災害予防・応急・復旧計画）

第1章 杉並区の基本的責務と役割

第2節 区、都及び防災機関の役割

機 関 の 名 称	事務又は業務の大綱
都 市 整 備 部	<ol style="list-style-type: none"> 1 都市計画に関する災害復旧計画の策定に関すること。 2 応急仮設住宅の入居等に関すること。 3 災害救助法による住宅の応急修理対象者の選定に関すること。 4 道路及び河川、橋りょう等の保全、整備、復旧に関すること。 5 道路等における障害物の除去に関すること。 6 水防活動に関すること。 7 危険ながけ、擁壁、落下物(屋外広告物等)、建築物等の調査及び指導に関すること。 8 道路、建築物等の被害状況の調査及び報告に関すること。 9 災害復旧対策に係る土木、建築工事の指導・相談業務に関すること。 10 応急危険度判定員の受入れ及び調整に関すること。 11 民間建築物の応急危険度判定及び調整に関すること。 12 がれき処理対策に関すること。 13 部に属する施設の点検、整備、復旧等に関すること。
環 境 部	<ol style="list-style-type: none"> 1 ごみ、し尿処理対策に関すること。 2 防疫に関すること。 3 がれきの処理に係る連絡調査に関すること。 4 部に属する施設の点検、整備、復旧等に関すること。
教 育 委 員 会 事 務 局	<ol style="list-style-type: none"> 1 都教育庁及び区教育委員会との連絡に関すること。 2 避難所の運営及び被災者の救援・救護に関すること。 3 区立学校の児童・生徒の保護に関すること。 4 被災児童・生徒の教科書・学用品等の調達及び支給に関すること。 5 応急教育対策に関すること。 6 教育職員・県費負担の事務職員及び栄養職員の災害対策業務支援に関すること。 7 文化財の保護に関すること。 8 区立学校等教育施設の点検、整備、復旧等に関すること。 9 区有施設等の応急危険度判定及び応急復旧の協力に関すること。

震災編 第2部 施策ごとの具体的計画（災害予防・応急・復旧計画）

第1章 杉並区の基本的責務と役割

第2節 区、都及び防災機関の役割

第2 東京都関係機関等

機 関 の 名 称	事務又は業務の大綱
建設局 (第三建設事務所)	<ol style="list-style-type: none"> 1 河川の保全に関する事。 2 道路及び橋りょうの保全に関する事。 3 水防に関する事。 4 河川、道路等における障害物の除去に関する事。
交通局 (小滝橋自動車 営業所)	<ol style="list-style-type: none"> 1 バスによる輸送協力に関する事。 2 都営交通施設の保全に関する事。
水道局 西部支所 杉並営業所	<ol style="list-style-type: none"> 1 応急給水に関する事。 2 水道施設の点検、整備及び復旧に関する事。
下水道局 西部第一下水道 事務所 第二基幹施設 再構築事務所	<ol style="list-style-type: none"> 1 下水道施設の点検、整備及び復旧に関する事。 2 仮設トイレのし尿の処理に関する事。
警視庁 第四方面本部 杉並警察署 高井戸警察署 荻窪警察署	<ol style="list-style-type: none"> 1 被害実態の把握及び各種情報の収集に関する事。 2 交通規制に関する事。 3 被災者の救出救助及び避難誘導に関する事。 4 行方不明者の調査に関する事。 5 死体の見分及び検視に関する事。 6 公共の安全と秩序の維持に関する事。
東京消防庁 第四消防方面本部 杉並消防署 荻窪消防署	<ol style="list-style-type: none"> 1 水火災及びその他災害の救助、救急情報に関する事。 2 水火災その他の災害の予防、警戒及び防ぎよに関する事。 3 人命の救助及び救急に関する事。 4 危険物施設、火気使用設備器具等の安全化のための規制指導に関する事。 5 住民の防災知識の普及及び防災行動力の向上並びに事業所の自主防災体制の指導育成に関する事。 6 応急救護知識技術の普及及び自主救護能力の向上に関する事。
杉並消防団 荻窪消防団	<ol style="list-style-type: none"> 1 水火災及びその他災害の警戒並びに防御に関する事。 2 人命の救助及び応急救護に関する事。 3 地域住民の指導に関する事。

震災編 第2部 施策ごとの具体的計画（災害予防・応急・復旧計画）

第1章 杉並区の基本的責務と役割

第2節 区、都及び防災機関の役割

第3 指定公共機関

機 関 の 名 称	事務又は業務の大綱
日本郵便株式会社 杉並郵便局 荻窪郵便局 杉並南郵便局	1 郵便施設の保全に関する事。 2 災害時における郵便事業に係る災害特別事務取扱に関する事。 3 その他災害対策に関する事。
NTT 東日本 東京	1 電報、電話の通信の確保に関する事。 2 災害時における電気通信サービスの提供に関する事。
東日本旅客鉄道株式会社 (東京支社)	1 鉄道施設の保全に関する事。 2 災害時における鉄道車両等による救助物資及び避難者の輸送の協力に関する事。
東京電力株式会社 (荻窪支社)	1 電力施設等の建設及び保全に関する事。 2 災害時における電力の供給に関する事。
東京ガス株式会社 (西部支店)	1 ガス施設等の建設及び保安に関する事。 2 ガスの供給に関する事。
首都高速道路株式会社	1 首都高速道路等の保全に関する事。 2 首都高速道路等の災害復旧に関する事。 3 災害時における緊急交通路の確保に関する事。
日本赤十字社 東京都支部 (杉並区地区)	1 災害時における救護班の編成及び医療・助産救護の実施に関する事。 2 義援金品の受領、配分及び募金に関する事。 3 日赤奉仕団による救護活動の協力に関する事。

第4 指定地方公共機関

機 関 の 名 称	事務又は業務の大綱
京王電鉄株式会社 西武鉄道株式会社 東京地下鉄株式会社	1 鉄道施設の保全に関する事。 2 災害時における鉄道車両等による救援物資及び避難者の輸送の協力に関する事。
東京都トラック協会 杉 並 支 部	1 災害時における救助物資及び避難者の輸送の協力に関する事。

第5 自衛隊の役割

機 関 の 名 称	事務又は業務の大綱
陸 上 自 衛 隊 (第1普通科連隊)	1 災害派遣の計画及び準備に関する事。 2 災害派遣の実施に関する事。 (1) 人命又は財産の保護のため緊急に行う必要のある応急救援又は応急復旧に関する事。 (2) 災害救助のための防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与に関する事。

震災編 第2部 施策ごとの具体的計画（災害予防・応急・復旧計画）

第1章 杉並区の基本的責務と役割

第2節 区、都及び防災機関の役割

第6 公共的団体の役割

機 関 の 名 称	事務又は業務の大綱
杉 並 区 医 師 会	1 災害時における医療・助産救護活動の協力に関する事。
杉 並 区 歯 科 医 師 会	1 災害時における歯科医療救護活動の協力に関する事。
杉 並 区 薬 剤 師 会	1 備蓄医薬品の管理の協力に関する事。
東京都柔道接骨師会 杉 並 支 部	1 災害時における応急救護活動の協力に関する事。
東京都獣医師会 杉 並 支 部	1 災害時における動物に関わる救護活動に関する事。

第7 指定地方行政機関の役割

指定地方行政機関の役割 指定地方行政機関とは、指定行政機関の地方支分部局（内閣府設置法第43条及び第57条（宮内庁法第18条第1項において準用する場合を含む。）並びに宮内庁法第17条第1項並びに国家行政組織法第9条の地方支分部局をいう。）その他の国の地方行政機関で、内閣総理大臣が指定するものであり、区においては、以下の機関が該当している。

1）機関：関東地方整備局（本局）

事務又は業務の大綱：

- ・「災害時の情報交換に関する協定」【別冊・資料87】による活動
- ・区の要請に基づく各種支援

2）機関：関東地方整備局東京国道事務所（代々木出張所）

事務又は業務の大綱：

- ・国道20号及び橋りょうの保全に関する事
- ・国道20号における障害物の除去及び復旧に関する事

第2章 区民と地域の防災力向上

震災編 第2部 施策ごとの具体的計画（災害予防・応急・復旧計画）
第2章 区民と地域の防災力向上

第2章 区民と地域の防災力向上

第1節 現在の到達状況

- 広報や訓練、講習等、自助による区民の防災力向上に向けた取組を実施
- 区内約160の防災市民組織が自主的な取組を実施
- 消防団の活動を支援（区内団員数676名）
- 地域住民と事業所が連携を図る取組を推進
- 杉並区社会福祉協議会との協定締結等、発災時にボランティアが円滑に活動できる体制づくりを実施

第2節 課題

- 転倒・落下防止の備えを進めるとともに、地震火災を0に近づける取組が必要
- 資機材の配備及び訓練の充実が必要
- 消防団員の活動態勢の整備が必要
- 事業所の震災救援所活動への参加率向上が必要
- 受援体制の構築及びボランティア活動への期待を整理が必要

第3節 対策の方向性

- 防災意識の啓発を推進するとともに、区民及び事業所等の初期消火や応急救護に関する実践的かつ効果的な防災訓練を推進
- 地域における初期消火や救出・救護に関する実践的かつ効果的な防災訓練を推進
- 消防団員の募集活動、地域住民、消防署隊等と連携した訓練、資機材等の整備を推進
- 発災時において事業所が自らの役割を果たすことができるよう、事業所の防災力向上を推進
- ボランティア活動の支援体制づくりを推進

第4節 到達目標

- 自助の備えを講じている割合を100%に到達
- 防災市民組織（防災会）の組織率100%と地域の絆の向上
- 消防団活動体制の充実により、災害活動力を向上
- 地域との災害時協定の締結促進等により、事業所防災体制を強化
- 円滑なボランティア活動のための支援体制を構築

第5節 具体的な取組

地震前の行動（予防対策）

自助による区民の防災力向上
（第2部第1章 P.43）

地域による共助の推進
（第2部第1章 P.62）

消防団の活動体制の充実
（第2部第1章 P.63）

事業所による自助・共助の強化
（第2部第1章 P.64）

ボランティアとの連携
（第2部第1章 P.65）

地震直後の行動（応急対策） 発災後72時間以内

自助による応急対策の実施
（第2部第1章 P.67）

地域による応急対策の実施
（第2部第1章 P.67）

消防団による応急対策の実施
（第2部第1章 P.69）

事業所による応急対策の実施
（第2部第1章 P.69）

ボランティア活動との連携
（第2部第1章 P.69）

第1節 現在の到達状況

第1 自助による区民の防災力向上

防災対策では、区民一人ひとりによる自助の取組みが重要なため、防災マップを始めとする様々な媒体を通して広報を実施し、意識啓発を行っている。

また、各家庭における家具類の固定等の転倒・落下・移動防止策の実施、防災訓練への参加、救命講習の受講及び防災教育等を推進し、自助による区民の防災力向上を図っている。

- ・家具類の固定等の転倒・落下・移動防止の備えをしている区民の割合 38.6%（平成25年7月「第45回杉並区区民意向調査区政に関する意識と実態速報版」）
- ・非常用食糧・飲料水の用意をしている区民の割合 63.3%（同上）
- ・震災救援所訓練参加者数 10,378人（平成24年度）
- ・総合震災訓練参加者数 3,125人（平成24年度）
- ・都立高校における宿泊防災訓練の実施への支援

第2 地域による共助の推進

現在、区内には約160の防災市民組織があり、各地域において防災訓練などの自主的な取組が進められている。

また、防災市民組織相互の情報交換及び防災体制のあり方等を自主的に協議する場として防災市民組織連絡協議会が設置されている。

- ・防災市民組織の結成数 163組織・加入世帯数 243,826世帯（平成25年3月末現在）

第3 消防団の活動体制の充実

発災時に、消火活動、救出・救護活動等を迅速に展開するためには、地域の実情に精通した消防団が果たす役割は極めて重要であり、区は都とともに、消防団の活動支援を行なっている。

杉並区における消防団は、杉並消防団と荻窪消防団の2団16分団で、定数750名に対して現員は676名である。（平成25年3月31日現在）

フォークリフト、クレーン等の操作や応急手当指導員等の資格を有する特殊技能団員が在籍している。

消防団員の活動を支援する消防団協力事業所等の制度があり、消防団協力事業所表示証を交付して企業の社会貢献を評価している。

第4 事業所による自助・共助の強化

発災時には、自助・共助の考えに基づき、地域の住民と事業所が協力して被害の拡大を防ぐことが重要であり、区及び都は、総合震災訓練・震災救援所などを通じ、災害時における地域の連携を図る取組みを推進し、地域の防災力向上を図っている。

震災編 第2部 施策ごとの具体的計画（災害予防・応急・復旧計画）

第2章 区民と地域の防災力向上

第1節 現在の到達状況

第5 ボランティア活動への支援

消防団・災害時支援ボランティア等と協働した救命講習会を実施している。

救出・救護、初期消火、交通整理、建物の被災状況把握、避難所運営等、発災時には、ボランティアの多岐にわたる活動が期待される。

ボランティアが発災時に円滑に活動できる体制づくりとして、杉並区社会福祉協議会との協定締結をはじめ、関係機関との連携により、ボランティアの受入れや活動の調整を行う窓口を開設することとしている。

【被害想定(東京湾北部地震)】

被害項目	想定される被害
焼失棟数・焼失率	最大 約 23,000棟・約20%
地震火災による死者	最大 約410人
地震火災による重傷者	最大 約 520 人
災害時要援護者の死者	最大 約 350人

第1 自助による防災力の向上

杉並区内においては、家具類の固定などの転倒・落下防止の備えを講じるのはもちろんのこと、地震発生時に地震火災をできるだけ0に近づけることが、区民の生命・財産を守ることにつながる。

初期消火のために各自が消火器を用意することはもちろんのこと、街頭消火器の位置の確認や避難場所の確認を区民全員が知る必要がある。

第2 地域における共助

防災市民組織の防災力向上のため、防災関係機関は防災訓練の支援の充実を図っている。

消火資機材として軽可搬ポンプ(D 級ポンプなど)に加え、スタンドパイプの普及に重点を置いている。防災市民組織の防災力の強化に向けて、資機材の配備だけではなく、実際に使うための訓練の充実が必要である。

第3 消防団の活動体制

新たな被害想定では、焼失棟数が最大約 19 万棟に上るなど、火災により大きな被害が発生すると想定されており、初期消火等の消防団による活動が的確かつ迅速に行われる必要がある。

都内の消防団は、定員約 26,500 人に対して、現員約 24,500 人となっており、定員充足など消防団の活動体制を整えることが必要である。

第4 事業所による自助・共助の取組

発災時において事業所は、地域の一員としての救助活動等を行うこと、事業継続を通じて地域の経済活動や雇用を支えるなど地域住民の生活の安定化に寄与することといった役割を求められている。

杉並区においては、震災救援所が救助・救援活動の拠点となる。一部の事業所及び団体は、震災救援所活動に参加しているが、地域団体等に比べ、参加率は残念ながら低いものである。事業所の防災への取り組みとして、参加率の向上を図っていく。

震災編 第2部 施策ごとの具体的計画（災害予防・応急・復旧計画）

第2章 区民と地域の防災力向上

第2節 課題

第5 ボランティア活動の支援体制

発災時において、ボランティアは、炊き出しなどの震災救援所の運営支援やがれき撤去といった様々な役割を果たすことが期待されている。東日本大震災の際には、甚大な被害の影響から、ボランティアが十分に活動できなかった事例もあった。

受援体制の構築に合わせて、ボランティア活動に求めるべきところを整理して、支援体制を確立する必要がある。

第3節 対策の方向性

第1 自助による防災力の向上

区民一人ひとりが「自らが防災の担い手」とあるとの自覚を持ち、防災対策に取り組むよう、防災意識の啓発を推進するとともに、区民及び事業所等の初期消火や応急救護に関する実践的かつ効果的な防災訓練を推進していく。

また、小・中学校等における総合的な防災教育の推進により、生涯にわたる自助・共助の精神を養う。

第2 地域による共助の推進

「自分たちのまちは自分たちで守る」という意識を啓発していくとともに、地域における初期消火や救出・救護に関する実践的かつ効果的な防災訓練を推進していく。共助の中核を担う防災市民組織（町会・自治会等）の普及・拡大を積極的に図るとともに、地域そのものの連帯や絆を強化する様々な取り組みにより地域の共助を推進していく。

あわせて、防災市民組織（町会・自治会等）等が発災時に十分な力を発揮できるよう、スタンドパイプに代表される訓練や資機材の充実に加え、老朽化した資機材についても、定期的に更新していく。

第3 消防団の活動体制の充実

初期消火や救出・救助活動などの活動を発災時に的確かつ迅速に実施できるよう、あらゆる方策を講じて消防団員の募集活動や地域住民、消防署隊等と連携した訓練及び資機材等の整備を推進し、消防団の活動体制の充実を図っていく。

第4 事業所による自助・共助の強化

まず、事業所防災計画の作成促進、従業員用の食料や水の備蓄推進等により、発災時において事業所が自らの役割を果たすことができるよう、事業所の防災力向上を促進していく。

また、震災救援所活動に代表されるように、平常時から相互に連携協力しあうネットワークを形成し、事業所も地域社会の一員として、災害に強い社会の構築を目指す。

第5 ボランティア活動の支援体制づくりの推進

ニーズに即したボランティア活動が展開されるよう、区と社会福祉協議会、NPOなどの団体との相互の連携を強化するとともに、事前の協議や訓練等により、ボランティア活動の支援体制づくりを推進していく。

先の東日本大震災においても、ボランティアの役割はかなりの部分を占めており、受援時及び支援時においても、支援体制づくりが活動のカギになる。

震災編 第2部 施策ごとの具体的計画（災害予防・応急・復旧計画）

第2章 区民と地域の防災力向上

第4節 到達目標

第4節 到達目標

第1 自助の備えを講じている割合を100%に到達

様々な主体に対する防災訓練や講演会等の実施、あらゆる媒体を通じた広報等により、区民一人ひとりの防災意識及び防災行動力の向上を図り、区民が、防災を我がこととして捉え、自ら防災対策に取り組む風土を醸成する。

また、乳幼児や小・中学生の保護者、妊産婦、障害者や外国人などの要配慮者が不安を生じないために、被災時に適切に対応できるように、普段から効果的な情報提供を推進する。

第2 防災市民組織（防災会）の組織率100%と地域の絆の向上

共助の大きな役割を担う防災市民組織（防災会）が機能的に活動し、結果として区内全域がすべて組織されるよう、啓発活動を充実していく。

また、地域の先進的な取り組みや、技量等の優れた防災市民組織（防災会）について、共助の先導的役割を果たす組織として、東京都の防災隣組事業を通して紹介し、活性化を促進する。

第3 消防団活動体制の充実により、災害活動力を向上

区は、東京消防庁と連携協力して、消防団の定員充足等に取り組み、消防団活動の体制充実を図るとともに、発災時における地域住民・東京消防庁等との連携による迅速な災害対応活動の推進等を図る。

第4 地域との災害時協定の締結促進等により、事業所防災体制を強化

区は都と連携し、地震に係る自衛消防活動の充実・強化を図るとともに、事業所の防災計画の実効性を確保し、近隣住民等で組織された防災市民組織（防災会）等との協力関係を促進することにより、地域全体の自助・共助体制を推進する。また、「東京都帰宅困難者対策条例」に基づき、従業員等の食料や水等の備蓄を進め、事業所における防災体制を強化する。

第5 円滑なボランティア活動のための支援体制を構築

災害時のボランティア活動支援を想定した訓練を実施することや、災害ボランティアセンターの運用に係る具体的な事項について協議を行う等により、社会福祉協議会、NPO 団体等とのネットワークを構築する。

1 自助による区民の防災力向上	4 事業所による自助・共助の強化
2 地域による共助の推進	5 ボランティアとの連携
3 消防団の活動体制の充実	

第1 自助による区民の防災力向上

災害による被害の軽減、被害の拡大防止のためには、防災関係機関の協力は当然であるが、区民もまた、数日分の食料や飲料水の備蓄、家庭での予防安全対策、災害時の連絡方法の確保など、自らの予防措置を講じ、災害に立ち向かう行動力を身につけることが必要である。

そのために、区や防災関係機関は、防災知識の普及や周知活動に努め、防災教育を推進し、区民の防災意識の高揚を図る必要がある。

第1-1 区民による自助の備え

1) 自らの生命を自らが守るための対策の推進

区民は、次に掲げる措置をはじめ、「自らの生命は自らが守る」ために必要な防災対策を推進する。

- ・建築物その他の工作物の耐震性及び耐火性の確保
- ・日頃からの出火の防止
- ・消火器、住宅用火災警報器等の住宅用防災機器の準備
- ・家具類の転倒・落下・移動防止や窓ガラス等の落下防止
- ・ブロック塀の点検補修など、家の外部の安全対策
- ・水(一人当たり1日3ℓ目安)、食料、医薬品、携帯ラジオなど非常持出用品や簡易トイレの準備
- ・災害が発生した場合の家族の役割分担、避難や連絡方法の確認
- ・都や区が行う防災訓練や防災事業への積極的な参加
- ・町会や自治会などが行う、地域の相互協力体制の構築への協力
- ・災害時要援護者の地域たすけあいネットワークへの登録
- ・災害発生時に備え、震災救護所、避難場所及び避難経路等の確認・点検
- ・過去の災害から得られた教訓の伝承等による防災への寄与

2) 区民の自主救助活動能力の向上

救助活動技術の普及・啓発

災害時には、広域的又は局所的に救助・救急事象の多発が予想されることから、区民による地域ぐるみの救助活動が必要となる。

このため、防火管理者、自衛消防隊員をはじめとして、防災市民組織関係者及び一般区民に対する、救出活動に関する知識及び技術の普及・啓発活動を積極的に推進する。

応急救護知識及び技術の向上

震災時における多数の救急事象に対応するには、区民自ら適切な応急救護処置を行える能力を身につける必要がある。

震災編 第2部 施策ごとの具体的計画（災害予防・応急・復旧計画）

第2章 区民と地域の防災力向上

第5節 具体的な取組【予防対策・応急対策・復旧対策】

このため、区民に対し応急救護知識及び技術を普及するとともに、地域及び事業所における応急手当の指導者を養成することにより、自主救護能力の向上を積極的に図る。

第1-2 防災意識の啓発

地震に関する一般知識、出火防止及び初期消火、非常食料、身の回り品等の準備の心得など、災害に関する知識の普及活動を行う。

機 関 名	事 業 内 容
杉並区	<p>パンフレット等による普及・啓発 「広報すぎなみ」や区公式ホームページのほか、啓発用の小冊子・パンフレット等を作成・配布する。</p> <p>講演会等による普及・啓発 社会状況や区民ニーズに応じた講演会</p> <p>ビデオによる普及・啓発 「阪神大震災の教訓」等のビデオテープを購入し、ビデオテープの貸し出しを行う。</p> <p>起震車の運行 起震車による地震体験を通じて、防災意識の高揚を図る。</p> <p>防災用品のあっせん 家庭における防災意識の高揚を図るとともに、震災時に備えるための消火器、家具転倒防止具等の防災用品のあっせんを実施する。</p> <p>児童・生徒に対する防災教育 災害発生時の心がまえや避難の仕方、災害に対する備えについて、記入形式で学ぶ防災副読本「じしんにそなえて」を活用し、防災教育の徹底を図る。</p> <p>幼児の保護者向け小冊子 区立及び私立保育園に幼児が入園した際に、引渡しカード付きの小冊子を配布し、保護者と園との連携強化を図る。</p>
消防署	<p>広報手段 パンフレット、広報紙等を講演会、防火管理者講習会、自治会等の組織、新聞専売所等協力事業所を通じた配布、駅舎、商店街等におけるPR活動、事業所の大型ビジョン等による放映及びインターネットを活用した広報等により、防災思想の普及を図る。</p>

震災編 第2部 施策ごとの具体的計画（災害予防・応急・復旧計画）
 第2章 区民と地域の防災力向上
 第5節 具体的な取組【予防対策・応急対策・復旧対策】

機 関 名	事 業 内 容
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広報紙「すぎなみ 119」「消防広報おぎくぼ」 ・ ポスター ・ チラシ ・ プロモーションビデオ ・ ホームページ <p style="margin-left: 20px;">広報内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地震に関する一般知識 ・ 地震の備え ・ 出火防止及び初期消火並びに応急救護の知識 ・ 救出救護活動 ・ 家具類の転倒落下防止措置 ・ 事業所の地震対策 ・ 非常食料、非常持出品 ・ 警戒宣言発令時における行動と備え <p style="margin-left: 20px;">常設展示による普及</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 東京消防庁PRセンター ・ 消防博物館 ・ 都民防災教育センター
警察署	<p style="margin-left: 20px;">広報手段</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日常の諸活動を通じた広報 ・ 講習会、座談会等を利用した広報 ・ パンフレット等による広報 <p style="margin-left: 20px;">広報内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地震のときの心構え ・ 普段の準備 ・ 避難と誘導 ・ ドライバーの心構え ・ 警戒宣言が発令されたら

震災編 第2部 施策ごとの具体的計画（災害予防・応急・復旧計画）

第2章 区民と地域の防災力向上

第5節 具体的な取組【予防対策・応急対策・復旧対策】

機 関 名	事 業 内 容
都水道局	<p>各家庭で行える水の備え、震災時の給水拠点、東京都水道局の震災対策（水道施設の応急復旧）等を都民に周知し地震発生時における混乱を最小限にするため、次のとおり広報を行う。</p> <p>広報内容</p> <p>ア）水のくみ置き習慣</p> <p>日頃から水のくみ置きをお願いし、習慣化する。目安は一人1日3ℓ。清潔でふたのできる容器に口元まで入れ直射日光の当たらない場所で保管すると、3日間は飲料水として使用可能、4日目以降は清掃や洗濯に使用。</p> <p>イ）給水拠点の周知</p> <p>震災時に備えて給水拠点を周知する。</p> <p>ウ）東京都水道局の震災対策</p> <p>地震に強い水道管への取替、浄水場の整備・補強など、水道局が行っている様々な震災対策を紹介する。</p> <p>広報手段</p> <p>「インターネットホームページ」、「水道ニュース」、パンフレット「東京の水道」などで紹介。</p> <p>水道施設見学、区主催の防災相談、防災訓練による広報。</p> <p>水道局作成の広報ビデオ「備えあれば憂いなし」などの震災対策や施設整備等を紹介したビデオによる広報。</p> <p>「防災の日」等に、テレビ、ラジオ、新聞等を活用したPR。</p>
東京電力	<p>平常時から新聞、テレビ、ラジオ、パンフレットその他適切な方法をもって事故防止等に関する広報を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・無断昇柱、無断工事をしないこと。 ・電柱の倒壊折損、電線の断線垂下など設備の異常を発見した場合は、速やかに当社事業所に通報すること。 ・断線垂下している電線には絶対にさわらないこと。 ・浸水、雨漏りなどにより冠水した屋外配線、電気器具などは危険なため使用しないこと。 ・屋外に避難するときは、安全器又はブレーカーを必ず切ること。 ・電気器具を再使用する時は、ガス漏れや器具の安全を確認すること。 ・その他事故防止のため留意すべき事項
東京ガス	<p>防災イベント等において一般住民にパンフレットやチラシ等を配布し、マイコンメーターの復帰操作の方法や東京ガスの地震防災対策についてご紹介する。また、インターネット上の東京ガスホームページ（http://www.tokyo-gas.co.jp/safety/index.html）にも安全と防災に関する東京ガスの取り組みについて情報を掲載し、防災意識の高揚を図っている。</p>

機 関 名	事 業 内 容
<NTT 東日本 東京>	<p>災害が発生すると、被災地への安否確認等で、通話が集中し、電話が掛かりにくくなることが予想される。電話の大混乱を起こさないため、毎年区が行う防災訓練等において、NTTの災害対策用パンフレットの配布を行うとともに、報道機関（テレビ・ラジオ）を通じての広報により通信確保のため対策等周知を図っている。</p> <p>“電話の大混雑”を起こさないためのNTTからのお願い</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受話器はずれた場合もとに戻すこと ・テレビやラジオで常に正確な情報を知ること ・電話がつながってもお話は手短にすること ・もしもの時のために家族、親戚の連絡方法を決めておくこと <p>災害時における広報により電話混雑の防止を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電話利用時のトーカー案内 ・広報車 ・NTTビル前の掲示 ・ラジオ、テレビ、新聞掲載 ・災害用伝言ダイヤル“171”の開設
首都高速道路	<p>震災時において、お客様等が適切な判断や行動ができるよう、防災対策に関する知識や避難対応などの情報を周知させるため、首都高ホームページでの紹介、各種の防災関連行事等でパンフレットの配布などの広報を実施する。</p>
東京地下鉄	<p>旅客に対し、平素からメトロニュース等を配布し、地下鉄の防災に関する広報及び災害時における旅客の避難誘導に関する旅客の協力等を広報している。</p>

第1-3 防災教育・防災訓練の充実

1) 防災知識の普及・啓発

児童生徒に対しては、「はたらく消防の写生会」の開催や防火ポスターの募集を行うとともに、総合防災教育の推進と普及を図り、防災知識の向上を図っていく。

地域住民に対しては、町会・自治会を単位とした講演会及び映画会等を開催並びに地震災害等や風水害の自然災害等に対する区民、事業所等の地域の取組みに対し、優良で他の模範となる事例について「地域の防火防災功労賞制度」により表彰することで、防災意識の啓発を図っている。

防災市民組織、女性防火組織、消防少年団、幼年消防クラブ等の育成を図り、それぞれの対象にあわせた防火教育を推進し、防災意識と防災行動力の向上を図る。

都民防災教育センター等を拠点とし、地域の防災教育を推進する。

区民事務所・分室、駅前事務所のロビーに、防災啓発ポスターの掲出やパンフレット等を置くことにより広く区民の防災意識と防災知識の向上を図る。

震災編 第2部 施策ごとの具体的計画（災害予防・応急・復旧計画）

第2章 区民と地域の防災力向上

第5節 具体的な取組【予防対策・応急対策・復旧対策】

防火防災診断、ホームページやツイッター、地域の防火防災功労賞制度の活用を図る。

都立高校等で行われる宿泊防災体験活動における総合防災教育を実施する。

2) 防災訓練の充実

災害時に応急対策活動を円滑に実施するためには、日頃から防災関係機関相互の緊密な連携と、実効性の高い訓練が不可欠である。

このような認識に基づき、区及び防災関係機関は、それぞれ能力向上を図るとともに、区民との協力体制の確立に重点を置いた総合震災訓練や、各機関の個別訓練等を実施していく必要がある。

本節では、各種訓練を充実させるための施策について述べる。

総合震災訓練

ア) 目的

区、防災関係機関、住民が一体となった訓練を実施することにより、各防災関係機関や住民との緊密な協力体制を確立するとともに、防災活動の習熟を図ることを目的とする。

イ) 状況想定

杉並区に被害をもたらす直下地震を想定

ウ) 参加機関

組織	参加機関
区	関係部課
消防	杉並消防署、荻窪消防署、杉並消防団、荻窪消防団
警察	杉並警察署、高井戸警察署、荻窪警察署
都	水道局
自衛隊	陸上自衛隊
公共機関	郵便局、東京電力、東京ガス、NTT、トラック協会、医師会、歯科医師会、薬剤師会、接骨師会、獣医師会、赤十字、災害拠点病院
住民	防災市民組織、町会・自治会等

エ) 主な訓練内容

- ・ 広報活動訓練（防災無線塔や広報車により、訓練の実施を周知）
- ・ 災害対策本部設置訓練（本部の設置、部隊の運用等）
- ・ 情報通信訓練（無線を使用した区本部、防災関係機関、被災現場等との情報連絡）
- ・ 初期消火訓練（消火器、D級ポンプ等を使用）
- ・ 応急救護訓練（心肺蘇生法、止血法等）
- ・ 救出救助訓練（救助資器材の取扱い方法等）
- ・ 避難訓練（警察官等の誘導により、避難場所までの集団避難）
- ・ 医療救護訓練（負傷者を選別し、重症者医療機関へ搬送）
- ・ 応急給水訓練（避難者に対する給水）

震災編 第2部 施策ごとの具体的計画（災害予防・応急・復旧計画）

第2章 区民と地域の防災力向上

第5節 具体的な取組【予防対策・応急対策・復旧対策】

- ・ 応急復旧訓練（ライフライン機関による応急復旧作業）
- ・ 警備訓練（混乱防止及び警備活動）
- ・ 震災救援所訓練（震災救援所の開設、運営及び被災者への対応等）
- ・ 要援護者避難支援訓練（要援護者の安否確認、救援所への搬送等）
- ・ 遺体処理訓練（仮安置所から遺体収容所への遺体の搬送、斎場との連携）
- ・ 応急危険度判定訓練（応急危険度判定員のコーディネート）
- ・ 被災調査訓練（消防署（火災）と区（火災以外）との合同）

オ) 実施時期

毎年、9月から11月頃実施

各機関の個別訓練

主催	内 容
杉 並 区	<p>災害時における災害応急対策業務の習熟と迅速な活動態勢の確立を図るため、区職員防災訓練実施要綱に定めるところにより実施する。</p> <p>1) 主な訓練項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害対策本部設置訓練 ・ 職員非常呼集（参集）訓練 ・ 職員配置・派遣訓練 ・ 情報連絡訓練 ・ 災害状況調査訓練 <p>並</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 震災救援所開設訓練 ・ 避難誘導及び避難場所開設訓練 ・ 物資輸送及び配布訓練 <p>区</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各部等相互応援訓練 ・ 医療救護訓練 ・ 防災住宅職員防災訓練 <p>2) 実施時間</p> <p>勤務時間内又は勤務時間外に毎年度実施</p>

震災編 第2部 施策ごとの具体的計画（災害予防・応急・復旧計画）
 第2章 区民と地域の防災力向上
 第5節 具体的な取組【予防対策・応急対策・復旧対策】

主催	内 容
消 防 署	<p>震災時における大規模な市街地火災、救助救急事象等の災害規模に応じた現有消防力の合理的運用及び的確な消防活動に万全を期するため、消防訓練を実施し消防活動技術及び活動支援体制の向上を図るとともに、各参加機関が連携した総合訓練を実施する。</p> <p>1) 参加機関 消防署 消防団 災害時支援ボランティア 事業所及び地域住民 医療機関</p> <p>2) 訓練項目 消防隊訓練 ・非常招集命令伝達訓練 ・参集訓練 ・初動処置訓練 ・情報収集訓練 ・通信運用訓練 ・署隊本部運用訓練 ・部隊編成訓練 ・部隊運用訓練 ・火災現場活動訓練 ・救助救急活動訓練 ・その他の訓練</p> <p>消防団の訓練 前項(1)に準じ実施する。</p> <p>災害時支援ボランティアの訓練 ・応急救護訓練 ・災害情報提供訓練 ・消火訓練 ・救助・救出訓練 ・その他の訓練</p>

震災編 第2部 施策ごとの具体的計画（災害予防・応急・復旧計画）
 第2章 区民と地域の防災力向上
 第5節 具体的な取組【予防対策・応急対策・復旧対策】

主催	内 容
消 防 署	<p>事業所及び地域住民の訓練</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 出火防止訓練 ・ 初期消火訓練 ・ 救出・救護訓練 ・ 応急救護訓練 ・ 通報訓練 ・ その他の訓練 <p>医療機関の訓練</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現場救護所等の設置・運営訓練 ・ 傷病者のトリアージ訓練 ・ 救急処置及び搬送訓練 ・ その他の訓練 <p>3) 実施時期</p> <p>消防隊、消防団及び災害時支援ボランティア</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 基本訓練 年間計画に基づき、火災予防運動、防災週間等をとらえ実施する。 ・ 総合訓練 年1回以上 <p>事業所、地域住民及び医療機関</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所は、消防計画等に基づくほか、「防災週間」及び「春・秋の火災予防運動」等において実施する。 ・ 地域住民及び医療機関は、主に「防災週間」及び「春・秋の火災予防運動」等において実施する。

震災編 第2部 施策ごとの具体的計画（災害予防・応急・復旧計画）
 第2章 区民と地域の防災力向上
 第5節 具体的な取組【予防対策・応急対策・復旧対策】

主催	内 容
警 察 署	<p>1) 訓練日時 9月1日及び宿直時間帯における初動措置訓練等、年間を通じて区及び地域住民と協力して随時実施する。</p> <p>2) 訓練項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・警備要員の招集及び部隊編成訓練 ・情報収集伝達訓練 ・警備本部設置訓練 ・交通対策訓練 ・避難誘導訓練 ・広報訓練 ・救出救護訓練 ・通信伝達訓練 ・装備資器材操作訓練 <p>3) 参加関係機関 都、防災機関、防災市民組織、地域住民、事業所等</p>

震災編 第2部 施策ごとの具体的計画（災害予防・応急・復旧計画）
 第2章 区民と地域の防災力向上
 第5節 具体的な取組【予防対策・応急対策・復旧対策】

主催	内 容	
都 水 道 局	職員の危機管理意識の向上及び危機対応能力の強化を図り、東京都水道局震災応急対策計画等における対策の実効性を確保するため、毎年度策定する東京都水道局防災訓練の実施要綱に基づき、訓練を行う。	
	訓練名	訓練内
	1 東京都総合防災訓練への参加	応急復旧訓練、応急給水訓練等を行う。
	2 水道局総合防災訓練	発災初動時の出勤訓練、情報連絡訓練、図上訓練等を全部所、監理団体、退職者災害時支援協力員及び区市町等関係団体と連携しながら行う。
	3 水道局初動対応訓練	マグニチュード7.3の首都直下型地震が、休日に発生したことを想定し、初動活動、非常参集訓練、参集・安否情報の確認訓練、情報連絡訓練等を行う。
	4 東京都災害拠点病院 応急給水訓練	水道緊急隊と多摩水道改革推進本部が、災害拠点病院において、各療機関との合同急給訓練を行う。
	5 水道局情報室参集訓練	水道局災害対策職員住宅入居者、水道緊急隊隊員、指定管理職員等が情報室へ参集し、情報室立ち上げ及び防災行政無線の通信訓練を行う。
	6 拠点給水訓練	給水拠点において拠点給水要員、退職者災害時支援協力員、区市町職員、学校及び地域住民等と連携した応急給水訓練を行う。 消火栓からの仮設給水栓による応急給水訓練を行う。
	7 水道局事業所による訓練	事業所の計画に基づく、震災対策、大規模事故対応等の訓練を行う。
8 区市町防災訓練への参加	必要に応じて区町で実施する防災訓練への参加	

震災編 第2部 施策ごとの具体的計画（災害予防・応急・復旧計画）
 第2章 区民と地域の防災力向上
 第5節 具体的な取組【予防対策・応急対策・復旧対策】

東京電力	<p>非常時における迅速・的確な情報連絡態勢の充実などを目的に、情報連絡を中心とした非常災害訓練を年1回以上、全社的に実施する。</p> <p>国、地方公共団体が実施する防災訓練に積極的に参加する。</p>
東京ガス	<p>本社及び各事業所は、災害対策を円滑に推進するため、非常事態対策関係諸規則等に基づき、防災訓練を実施する。</p> <p>1) 訓練項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地震時の出勤訓練 ・地震時の緊急措置及び通報連絡訓練 ・自衛消防訓練 ・各事業所間の連絡体制訓練 ・災害発生を想定した初動措置、復旧計画訓練 ・その他、国及び地方自治体等が実施する防災訓練への参加 <p>2) 実施時期・回数</p> <p>年1回以上(本社及び各事業所)</p>
NTT東日本 東京	<p>当社「災害対策実施要綱」に定める、災害発生時の組織体制並びに措置計画に基づき、電気通信設備の被害を安全かつ迅速に復旧できるよう、各機関において防災訓練を毎年数回実施、復旧技術の向上、防災意識の高揚を図る。</p> <p>また、国・都・区市町村が主催して行う総合防災訓練に参加する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時の通信の疎通確保 ・指揮・命令・情報伝達・初期行動 ・非常招集 ・所内・所外電気通信設備の復旧 ・災害対策機器の取扱・点検・整備 ・避難及び救護 ・防火及び防水 ・その他必要とする訓練
東京地下鉄	<p>災害発生時において、的確な情報判断と適切な措置及び正確かつ迅速な情報連絡体制が常にとれるよう、年1回以上次のような訓練を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・異常時想定訓練 ・防災設備取扱訓練 ・非常招集訓練 ・情報収集伝達訓練 ・避難誘導訓練 ・救出救護訓練 ・初動消火、初動措置訓練

震災編 第2部 施策ごとの具体的計画（災害予防・応急・復旧計画）

第2章 区民と地域の防災力向上

第5節 具体的な取組【予防対策・応急対策・復旧対策】

第1-4 外国人支援対策

1) 対策内容と役割分担

各機関は、在住外国人及び外国人旅行者等に対し、平常時から、防災知識の普及や地域行事を利用した防災訓練の実施等を推進していく。

機関名	対策内容
都各局	在住外国人及び外国人旅行者等への防災知識の普及・啓発等
都知事本局	在京大使館等との連絡体制の確保
都生活文化局	在住外国人のための防災訓練の実施
都産業労働局	外国人旅行者向け対応マニュアルの作成・周知
区	在住外国人等への防災知識の普及を推進 地域の防災訓練に参加する外国人への支援

2) 区の取組内容

区は、杉並区交流協会と災害時の語学ボランティアの派遣について協定を締結している。東日本大震災の教訓を踏まえ、外国人に対する災害時の対応の周知や避難所での活動等について、平成25年度中に協定の見直しについて検討している。

東京都防災（語学）ボランティア等を活用し、地域の防災訓練に参加する外国人への支援を推進する。

第1-5 応急教育

災害時における区立子供園、小・中学校、特別支援学校（以下「学校等」という。）の園児、児童・生徒（以下本節において「児童・生徒等」という。）の生命及び身体の安全並びに教育活動の確保を図るため、学校等における災害予防、応急対策等について万全を期する必要がある。

このため、学校等は、区教育委員会が策定した区立学校等防災体制基本方針（以下「基本方針」という。）杉並区立学校標準マニュアル（以下「マニュアル」という。）及び杉並区立学校（園）における震災時対応及び防災対策の指針（以下「指針」という。）に基づき、応急教育に関する計画を作成するものとする。

本節においては、これら応急教育について基本方針、マニュアル及び指針に基づき必要な事項を定める。

1) 応急教育の実施

事前の準備

ア) 校長は、下記事項に留意し、状況に応じた学年・学級の臨時編制、学習指導の方法などの応急教育計画を作成するとともに、指導の方法についての的確な計画を立てておく。

- ・平常時と同様な教育活動が行えない場合も、可能な範囲における教育活動の維持、推進
- ・登校する児童・生徒の人数に応じた応急教育
- ・地域の実情を踏まえ、当該学年に適切な応急教育

イ) 校長は、災害の発生に備えて次のような措置を講じておかなければならない。

震災編 第2部 施策ごとの具体的計画（災害予防・応急・復旧計画）

第2章 区民と地域の防災力向上

第5節 具体的な取組【予防対策・応急対策・復旧対策】

- ・防災対策では組織を整備することが肝要である。そのため、校長を委員長とし、学校職員で構成する常設の「学校防災委員会」を設置する。
- ・震災時に区立学校は、震災救援所となる。このため、あらかじめ震災救援所として提供する体育館や教室を定め、必要事項をまとめた「学校施設震災時利用計画」を作成する。
- ・通信連絡網は発災時の職員の招集、児童・生徒の安否確認、情報の収集・伝達等の手段として重要である。このため、児童・生徒の連絡網、職員緊急連絡網、防災関係機関との連絡網を機能的に編成し、常時整備する。
- ・通学路を含め、施設・設備等の事前の安全対策と災害時に正常に機能させるための日常の点検が必要である。このため、安全点検責任者の指定や設備図面の整理、チェックリストの作成をする。また、校門、体育館、学校防災倉庫等の鍵を適切に保管し、合鍵の保管場所について職員に明示する。なお、機械警備校では、鍵預託者との連絡を密にする。
- ・児童・生徒の発達段階を考慮し、副読本やビデオ教材等を用いた防災教育を計画するとともに、多様な状況を想定し、身体の保護、二次災害の防止、組織的行動の習得を目的とした避難訓練を計画的に実施する。
- ・校内研修・応急処置技能修得研修を含めた教職員の防災研修を実施するとともに、災害発生時の応急教育計画を樹立しておく。

災害時の態勢

- ア) 校長は直ちに授業（保育）を打ち切り、各学校で策定した対応計画・マニュアル（防災訓練時の取り決め・約束）等に従って、幼児・児童・生徒及び教職員の安全確保を図るための、危険回避対応等を迅速かつ適切にとる。また、直ちに、校（園）長の指揮の下、「対策本部」を立ち上げ、組織的な緊急対応を開始する。なお、日頃から、管理職不在時の代行者とその動き、連絡方法については、全教職員で共通理解を図っておく。
- イ) 幼児・児童・生徒の下校方法については、既に下校してしまっている児童・生徒の把握、保護者、学童クラブとの連携に努めるとともに、幼児・児童・生徒を帰宅させるに当たっては、集団下校等ではなく、保護者又は緊急引き取り者への「引き渡し」を原則とする。また、自宅に家族が不在の場合は、保護者に引き渡すまで、学校（園）に預かり続けるとともに、繰り返し、勤務先や緊急連絡先等に電話等する。
- ウ) 校長は児童・生徒の安全確保を最優先に考え、併せて一般区民の震災救援所としての役割も考慮し、マニュアルに基づき各学校の実態に即した対応計画により適切な指示を与える。
- エ) 校長は、学校防災委員長として、学校防災委員会を円滑に運営し、地域の防災市民組織と協力して、震災救援所の業務を支援する。
- オ) 教職員の震災救援所への支援は、概ね発災後1週間程度とし、震災救援所の活動が軌道に乗り教育活動の再開に向けて準備が整ったときは、教職員は、震災救援所従事職員等との連携により学校再開の組織づくりを行い、早期の教育活動の再開を目指す。

災害復旧時の態勢

- ア) 校長は、教育活動の再開に向けて準備ができる体制が整ったときは、下記により教育活動の再開を目指す。

震災編 第2部 施策ごとの具体的計画（災害予防・応急・復旧計画）

第2章 区民と地域の防災力向上

第5節 具体的な取組【予防対策・応急対策・復旧対策】

- ・児童・生徒の状況を把握する。
 - （ア）児童・生徒の被災状況を把握する。
 - （イ）児童・生徒の避難先を把握する。
 - （ウ）教科書や学用品等の被害状況を把握する。
 - （エ）上記事項を教育委員会に報告し、教育活動の再開について協議する。
 - ・施設・設備の応急補修及び衛生点検を行う。
 - ・教室等を確保する。
 - ・通学路の安全を確保する。
 - ・事前に作成した応急教育計画を被災状況により見直し、現状に適した臨時教育課程・時間割り等を作成する。
 - ・児童・生徒の心のケアに十分配慮し、健康・安全教育、生活指導に重点を置いた教育内容とする。
- イ）区教育委員会は、被災学校ごとに担当職員、指導主事を定め、応急教育に関する情報及び指令の伝達について万全を期する。
- ウ）校長は、区教育委員会と協議の上、学校の実情に応じて授業再開時期を決定し、保護者に対し、掲示、ピラなどを通じて周知する。

2）教材、学用品の調達及び支給

支給の対象

災害救助法が適用された災害により住家に被害を受け、教科書等の教材、学用品を喪失又はき損し、就学上支障のある児童・生徒（私立学校含む。）に対し、被害の実情に応じ教材及び学用品を支給する。

なお、災害救助法に基づく救助の程度・方法及び期間については、厚生労働大臣が定める基準に基づき知事が定める。

支給の期間

災害発生の日から教科書等については1カ月以内、学用品については15日以内とする。ただし、交通、通信等の途絶により調達及び輸送の困難が予想される場合には、厚生労働大臣の承認を受け必要な期間を延長する。

支給の方法

特別の場合を除き、区教育委員会が校長の協力を受け、調達から配分までを実施する。

費用の限度額

災害救助法の給与基準に定めるところによる。【別冊・資料25】

第1-6 応急保育

災害の発生に伴い、未就学児童及び小学校在学児童等（以下「対象児童」という。）の生命及び身体の安全並びに保育の確保を図るために、震災救援所又は区立保育園等において、緊急かつ一時的な保育（以下「応急保育」という。）を実施する必要が生じた場合に備え、その受入れに関する事項

震災編 第2部 施策ごとの具体的計画（災害予防・応急・復旧計画）
 第2章 区民と地域の防災力向上
 第5節 具体的な取組【予防対策・応急対策・復旧対策】
 等をあらかじめ検討しておくものとする。

1) 実施場所、対象児童及び保育従事者

応急保育の実施場所、対象となる児童及び保育従事者は、次表のとおりとする。

実施場所	保育の対象となる児童	保 育 従 事 者
震災救援所	対象児童全部	教職員、区職員(保育園職員を含む)、避難住民、ボランティア等
区立保育園	区立保育園在園児童（他の未就学児童も必要があれば受入る）	当該保育園の職員

なお、震度5強以上の地震が発生したときは、応急保育の実施場所は、基本的に震災救援所とする。その場合、必要に応じて区立保育園の職員は、救援部長の指示を受けて、震災救援所における応急保育に従事する。

また、区立保育園における応急保育は、態勢が整い次第、順次実施するものとする。

2) 実施期間

震災救援所における応急保育の実施期間は、当該震災救援所の設置期間中のみとする。設置期間終了後（規模の縮小等により、応急保育を実施しなくなった場合を含む。）に引き続き応急保育が必要な対象児童（小学生を除く）については、近隣の区立保育園が継続して応急保育を実施するものとする。

3) 事前準備

保育園長は、保育園の立地条件等を考慮した上、災害時の応急計画を樹立しておくとともに、保育の方法等についての的確な計画を立てておく。

保育園長は、災害の発生に備えて次のような措置を講じておかなければならない。

- ア) 園児の避難訓練、災害時の事前指導及び事後措置並びに保護者等との連絡方法を検討するとともに、その周知を図っておく。
- イ) 警察署、消防署(団)等との連絡網を確立しておく。
- ウ) 保育時間内に災害が発生した場合、保護者の引取りは困難と予想される。このため残留園児の保護について対策を講じておく。
- エ) 防災物資、備蓄食料等については、保育園用「防災対策マニュアル」に沿って準備しておく。

4) 災害時の態勢

保育園長は、状況に応じて適切な緊急避難の措置を講ずる。残留園児がいる場合は保護者が引き取りに来るまで、保育園職員が保護する。

保育園長は、災害の規模、園児、職員及び施設設備等の被害状況を把握するとともに、保健福祉部保育課（区に災害対策本部が設置された場合は本部。以下同じ）と連絡し、職員を指揮し災害対策を実施して保育園の管理等必要な措置を講ずる。

保育園長は、災害の規模に応じて、臨時の編成を行うなど、災害状況と合致するよう速やかに調

震災編 第2部 施策ごとの具体的計画（災害予防・応急・復旧計画）

第2章 区民と地域の防災力向上

第5節 具体的な取組【予防対策・応急対策・復旧対策】

整する。

保育園長は、本部の指示に従い、保育園の復旧に努める。

保育園長は、平常保育に戻るときは、その時期を速やかに保護者に連絡する。

5) 応急保育終了後の保育

震災の復旧・復興に伴い、通常保育が開始された時点で、応急保育は終了するものとする。

なお、震災救援所又は各区立保育園における応急保育が終了した後、引き続き保育が必要な未就学児童のうち、区立保育園在園児以外の児童については、必要に応じて緊急一時保育等の既存事業で対応する。

また、緊急一時保育等の保育期間を超える保育が必要な場合は、保育園の入所申込みを勧める。

この場合、定員の弾力化等の措置も考慮し、可能な限り保育園で受入れを行うものとする。

6) 民間施設における応急保育

私立保育園（公設民営園も含む）、認証保育所又は保育室の在園児童の応急保育は、各施設で実施することを前提とし、その事前準備と態勢については、区立保育園に準じて各施設で検討・計画するものとする。

なお、各施設が応急保育について検討・計画するにあたって、区は、各施設からの要請に基づき、必要な助言又は協力をを行うものとする。

第1-7 応急育成 災害遺児等の一時的保護

災害時における児童館一般来館児童及び区立学童クラブ（以下本節において「クラブ」という。）児童（以下本節において「児童」という。）の生命及び身体の安全並びに育成の確保を図るため、児童館・クラブにおける災害予防、応急対策等について万全を期す必要がある。このため、保健福祉部及び児童館・クラブは応急育成に関する計画を樹立しておくものとする。

1) 事前準備

児童館長は、クラブの立地条件等を考慮した上で、災害時の応急計画を樹立しておくとともに、育成の方法についての的確な計画を立てておく。

児童館長は、災害の発生に備えて次のような措置を講じておかなければならない。

ア) 児童（一般来館児を含む。）の避難訓練、災害時の事前指導を徹底する。

イ) 児童の保護者等との災害時の連絡方法については事前に検討する。また、学童クラブ災害時子ども安全連絡網や、災害用伝言ダイヤル等の有効活用を図るため日頃より操作方法の確認を行うとともに、保護者への周知や災害時の円滑な連絡体制構築についての協力を仰ぐものとする。

ウ) 警察署、消防署(団)等との連絡網を確立しておく。

エ) 育成時間内に災害が発生した場合、保護者の引取りは困難と予想される。このため帰宅できない児童の保護について対策を講じておく。

2) 災害時の態勢

応急育成の実施場所、対象となる児童及び育成従事者は、次表のとおりとする。

震災編 第2部 施策ごとの具体的計画（災害予防・応急・復旧計画）

第2章 区民と地域の防災力向上

第5節 具体的な取組【予防対策・応急対策・復旧対策】

実施場所	育成の対象となる児童	育成従事者
震災救援所	対象児童全部	教職員、区職員（児童館職員を含む）、避難住民、ボランティア等
区立学童クラブ	区立学童クラブ出席児童	当該学童クラブの職員

なお、震度5強以上の地震で震災救援所が設置された場合は、応急育成の実施場所は、基本的に震災救援所とする。その場合、必要に応じて区立児童館の職員は、救援部長等の指示を受けて、震災救援所における応急育成に従事する。

児童館長は、状況に応じて適切な緊急避難の措置を講じる。

残留クラブ児がいる場合は保護者が引き取りに来るまで、クラブ職員が保護する。また、一般来館児童については、児童青少年課の指示により適切な措置を講じる。

児童館長は、災害の規模、児童・職員及び施設設備の被害状況を把握するとともに、保健福祉部児童青少年課（区に災害対策本部が設置された場合は本部。以下同じ）に報告しなければならない。

児童館長は、職員を指揮し防災対策を実施して児童館の管理等必要な措置を講じる。

児童館長は、準備した応急育成計画に基づき、臨時の編成を行うなど、災害の状況に即した措置を講ずる。

3) 応急育成の態勢

児童館長は、職員を掌握して児童館の整備を行い、児童の被害状況を調査し、保健福祉部児童青少年課に報告するとともに、通常運営態勢の維持に努める。

保健福祉部児童青少年課は、情報、指令の伝達について万全の措置を講ずるものとし、児童館長はその指示事項の徹底を図る。

児童館長は、応急育成計画に基づき、育成可能な児童は、クラブにおいて育成する。また、被災により通所できない児童については、クラブ毎に実情を把握する。

児童館長は、本部の指示に従い、児童館・学童クラブの復旧に勤める。

児童館長は、災害の推移を把握し、保健福祉部児童青少年課と緊密な連絡を取り合い、通常の育成ができるよう努め、その時期を速やかに保護者に連絡する。

4) 委託施設における応急育成

委託学童クラブ児童の応急育成は、各施設で実施することを前提とし、その事前準備と態勢については、区立学童クラブに準じて各施設で検討・計画するものとする。

なお、各施設が応急育成について検討・計画するにあたって、区は、各施設からの要請に基づき、必要な助言又は協力を行うものとする。

第1-8 災害遺児等の一時的保護

災害により保護者が死亡又は行方不明等となり、身寄りのなくなった乳幼児及び児童の身体を安全を確保するため、震災救援所及び第二次救援所で一時的な保護を行う。

震災編 第2部 施策ごとの具体的計画（災害予防・応急・復旧計画）
第2章 区民と地域の防災力向上
第5節 具体的な取組【予防対策・応急対策・復旧対策】

1) 災害遺児等の受入

災害遺児等はまず、震災救護所で受け入れる。第二次救護所が開設された後は第二次救護所において保護する。ただし、救護部長は第二次救護所開設前に救護隊本隊（地域区民センター）への移送を決定することができる。

第二次救護所への移送にあたっては、本人の意志等も十分尊重する。

第二次救護所の場所及び管理・運営については、「第3部第9章第5節第2」のとおりである。

2) 保護の期間

災害遺児等を保護する期間は一時的なものとし、速やかに災対本部を通じて福祉事務所及び児童相談所等の連携により決定した受け入れ先に引き継ぐものとする。

第1-9 労働者の確保

災害時においては、区の職員のみでは必ずしも十分ではないので、労力の不足を補い救助活動の円滑な推進を図るため、供給可能な労働者の確保に努める必要がある。

本節では、労働者の確保について必要な事項を定める。

1) 雇用対策

雇用対象者

災害時において必要とする労働者は、雑役土木類似の労働に耐え得る者であるので、雇上対象者は、公共職業安定所及び財団法人城北労働・福祉センターの日雇求職者とする。

雇用可能推定人員

都において雇用可能な労働者数は、紹介時で2,000人程度と見込んでいる。

賃金

都地域防災計画と同様に、公共事業設計労務単価表に準ずるものとする。

2) 労働供給手続

労働供給の要請

ア) 災対各部は労働供給を必要とするときは、次の事項を明示して災対総務部に要請する。

- ・労働供給を必要とする理由
- ・作業内容
- ・従事場所
- ・就労予定期間
- ・所要人員
- ・集合場所
- ・その他必要な事項

イ) 災対総務部は災対各部より要請を受けたときは、所要人員等を取りまとめ、東京労働局に要請

震災編 第2部 施策ごとの具体的計画（災害予防・応急・復旧計画）

第2章 区民と地域の防災力向上

第5節 具体的な取組【予防対策・応急対策・復旧対策】

する。

また、作業内容に応じて防災関係機関又は民間協力団体等に協力の要請をする。

労働者の引渡し等

ア) 災対総務部は、都から労働者を確保した旨の連絡を受けた場合、速やかに輸送用車両の配車措置を講じ、労働者の待機する場所において公共職業安定所職員立会いの上、労働者の引渡しを受ける。

イ) 災対総務部は、作業終了後においても、先の待機場所又は適宜の交通機関まで労働者の輸送を行うものとする。

賃金の支払い

賃金は、就労現場において作業終了後直ちに区が支払う。

第2 地域による共助の推進

大地震による被害は、区内の広範囲に及ぶ上に、同時多発の火災等が予想されるため、防災関係機関の活動にもおのずと限界がある。このような状況では、「自分たちのまち、地域を自分たちで守る」防災市民組織等の活動こそが重要である。地域住民が団結し、組織的に行動することによって、出火防止、初期消火、被災者の救援・救護及び避難等が効果的に実行され得るのである。

このため、地域住民の自主的防災組織である防災市民組織の育成強化や組織の活性化を図るとともに、区内の各事業所の防災体制の強化が必要である。

第2-1 防災市民組織の役割

地域住民により自主的に結成された防災市民組織の役割、とるべき措置は概ね次のとおりである。

平常時	<ul style="list-style-type: none">・ 防災に関する知識の普及及び出火防止の徹底・ 初期消火、避難、救出救護等各種訓練の実施・ 消火用資器材、応急手当用医薬品、救助用資器材等防災資器材の備蓄及び保守管理・ 地域内の危険箇所（ブロック塀等）や災害時要援護者の把握・ 震災救援所の運営に関すること・ 火気使用設備器具の安全化
発災時	<ul style="list-style-type: none">・ 出火防止、初期消火の実施・ 地域内の被害状況等の情報収集、住民に対する避難の勧告・指示の伝達・ 救出救護の実施及び協力・ 集団避難の実施・ 震災救援所の運営に関する協力

震災編 第2部 施策ごとの具体的計画（災害予防・応急・復旧計画）

第2章 区民と地域の防災力向上

第5節 具体的な取組【予防対策・応急対策・復旧対策】

第2-2 防災市民組織の現況

区では、防災市民組織の自主的な性格に配慮しながら、町会・自治会等を通じてその結成を積極的に働きかけてきており、現在の組織化の状況は【別冊・資料16】のとおりである。これらの防災市民組織相互の情報交換及び防災体制のあり方等を自主的に協議する場として、防災市民組織連絡協議会が設置されている。

第2-3 防災市民組織の充実

平常時における各種訓練・啓発活動のほか、非常時における初期消火・救出救護活動など防災市民組織の実施する応急対策活動に対する期待は増大してきている。

しかし、防災市民組織の現状は、構成員の高齢化、リーダー不足等多くの問題を抱えている。

このため区・消防署及び警察署では、未結成地域に対する結成促進を働きかけていく一方で、防災市民組織の活性化のため、防災リーダーの育成及び訓練を実施し、地域防災力を高めることを目的に、より一層きめ細かな助言等を行っていく。また、防災意識の啓発、防災教育訓練、軽可搬消防ポンプやスタンドパイプ等を活用した実践的な訓練指導を行い、防災市民組織による共助体制の強化を推進する。

また、地域防災の担い手である防災市民組織に対し、防災マップを作成するための専用ソフトの導入を行い、地域防災力の向上を図る。

第2-4 防災市民組織への助成

区では、各防災市民組織の円滑な運営及び活動の充実に資するため、助成金の交付や資器材等の交付などの助成を行っている。

- ・防災市民組織を財政的に援助するため、助成金を交付するとともに、防災市民組織連絡協議会に対しても補助金を交付している。
- ・結成時に必要な防災資器材を交付する。

【別冊・資料15】

第3 消防団の活動体制の充実

杉並区における消防団は、杉並消防団と荻窪消防団の2団16分団で、定数750名に対し現員は676名である（平成25年3月31日現在）。常時定数を充足させるために、あらゆる方策を使い、消防団員の募集活動を行っている。

これらの消防団は、震災時には消防署隊と連携し消防活動にあたるとともに、平常時は地域住民への訓練指導を行うなど、地域防災の中核として重要な役割を担っている。

このため、震災時の活動に対応できるよう、震災対策重点地域及び火災危険度の高い地域を優先的に、可搬ポンプ積載車（緊急車）、可搬ポンプ、防災資器材格納庫を整備するとともに、新たに簡易救助器具を配備し、救助能力等活動体制の強化を図っている。平成25年3月31日時点における格納庫の整備状況は、杉並消防団37カ所、荻窪消防団15カ所である。

さらに、地域の指導者としての適切な指導を行うために必要な教育訓練用資器材を整備するほか、

震災編 第2部 施策ごとの具体的計画（災害予防・応急・復旧計画）

第2章 区民と地域の防災力向上

第5節 具体的な取組【予防対策・応急対策・復旧対策】

区としても消防団の装備等を助成し、その強化を図っている。

また、区は、分団本部施設(延べ面積 80 m²以上)のない消防分団に対して、待機場所取得に向けてバックアップしていくとともに、発災時には区立施設を臨時待機場所として提供することについて、消防署と検討を進めていく。

第4 事業所による自助・共助の強化

第4-1 各事業所による事業継続計画(BCP:Business Continuity Plan)の策定等

事業継続計画(BCP)は、事業所の被害を最低限に抑えることを目的とするほか、一刻も早く事業活動を再開し、様々な物資やサービス等を提供することで、地域社会の復興につなげるという点においても必要なものである。また、このような事業継続計画の整備は地震後も従業員が事業所に留まる契機となることから、「むやみに移動しない」など、災害時の行動ルールを盛り込みながら策定することが重要である。

今後、区も関係機関と協力して事業所への働きかけを強化していく。

第4-2 事業所防災体制の強化

事業所において使用される火気及び危険物などは、一般家庭より規模が大きく、それだけ地震時における発災の危険あるいは地域に与える影響が大きいと予想されるため、消防署では、東京都震災対策条例に基づく事業所防災計画の作成等による防災体制の整備に努めてきたところである。今後さらに、全事業所に対してリーフレット配布及び危険物取扱者等の講習等を通じて、事業所の防災体制の充実強化に努める。

1) 防火管理体制の強化

消防署では、多数の人が利用する事業所に対して、防火管理者を選任し、消防計画の作成、自衛消防訓練の実施、防火対象物点検報告及び消防用設備の点検、整備等について指導し、出火の防止、初期消火体制の強化等を図る。

また、複数の用途が存在し、管理権限が分かれている複合用途ビル等については、事業所間で協議し自衛消防組織が連携して災害発生時の活動体制がとれるよう指導する。

2) 自衛消防隊の設置

消防署は、防火管理者をおかなければならない事業所に対して、自衛消防組織の編成を指導する。一定規模以上の事業所については、火災予防条例に基づき消防資器材を装備した自衛消防隊の設置及び隊員講習等の指導を行い、事業所自らの防火・防災に対する活動能力の向上を図っている。

3) 地域住民との連携訓練の推進

区及び消防署は、地域の防災体制を強化するため、事業所についても地域の安全を担う構成員であるとの認識から、地域ぐるみの訓練への積極的な参画など地元防災市民組織等との連携体制づくりを指導する。

震災編 第2部 施策ごとの具体的計画（災害予防・応急・復旧計画）

第2章 区民と地域の防災力向上

第5節 具体的な取組【予防対策・応急対策・復旧対策】

4) 事業所備蓄の推進

交通機関の途絶等により、帰宅困難者が出ることが予想される。平成25年4月に施行された東京都帰宅困難者対策条例においても、従業員等の一斉帰宅が救助・救出活動の妨げとならないよう、発災後3日間は事業所が従業員等を施設内に待機させる必要がある。区は、事業所に対して、毛布等の寝具、3日分の食料や飲料水の備蓄のほかに、備蓄の10%ルール等、自助の部分のみならず、共助の部分の推進を働きかけていく。

5) 災害時の対応組織の準備

各事業所等においては、事業継続計画や従業員等の安全を確保するための防災計画を策定するにあたって、災害時の対応組織の整備を図っていく。その際、自衛消防組織の応用などにより、夜間・休日における対応組織も含めて、組織的に統制された行動が出来るよう、あらかじめ任務分担を定めておく必要がある。

また、企業全体の被災情報の収集、連絡調整、指揮を行う部門や、複数の災害対策本部長を必ず定めておくように留意する。

第4-3 事業所の安全点検

地震が発生した場合、一番基本になるのが従業員自身の身の安全を守ることであり、二次災害防止のため、建物の耐震診断や耐震改修、看板等の落下防止、事務機器等の転倒防止、パソコン等の落下防止、振動による機械の移動や荷崩れの防止、避難経路の障害物の除去等、事業所の特性に応じて必要な対策を実施する。

第4-4 非常用品の備蓄、防災資機材の準備

災害時の停電や断水に備えて飲料水や食料を準備する。また必要な資機材を準備し、保管場所を定めていつでも使用できるようにしておく。

第4-5 家族と従業員の安否確認

家族と従業員の安否確認にあたっては、NTTによる災害用伝言ダイヤル(171)、災害用ブロードバンド伝言板(web171)、各携帯電話事業者による災害用伝言板サービスがあるので、各事業者が従業員等に対する教育を実施し、これらの存在や取扱方法等の周知を図る。

第5 ボランティアとの連携

災害時におけるボランティア活動は、被災者の生活の安定と再建を目指す上で重要な役割を担うものである。ボランティアの行動力を応急対策活動に十分に生かすため、平常時から行政との間に信頼関係を確立し、連携協力の仕組みを構築しておかなければならない。

災害時における消防隊の現場活動の支援として、応急救護をはじめ、専門的な知識技術を有するボランティア活動の協力を得るため、事前に登録した杉並、荻窪消防ボランティアの受入体制を確立するとともに、指導育成を図る。

震災編 第2部 施策ごとの具体的計画（災害予防・応急・復旧計画）

第2章 区民と地域の防災力向上

第5節 具体的な取組【予防対策・応急対策・復旧対策】

1) ボランティアの育成支援

区は、社会福祉協議会と連携して、区民参加のもと、災害ボランティアセンターの運営スタッフ及びリーダー養成を図り、設置訓練を定期的に行い、ボランティア意識の啓発や区民のボランティア活動への参加を推進していく。

2) 東京消防庁災害時支援ボランティア

東京消防庁は、消防活動を支援する専門ボランティアとして「災害時支援ボランティア」の募集、育成を平成7年7月から開始した。

登録資格者は、原則、東京消防庁管轄区域内に居住する者または東京消防庁管轄区域に勤務もしくは通学する15歳（中学生を除く）以上の者で次のいずれかの要件を満たす者

- ・ 応急救護に関する知識を有する者
- ・ 過去に消防団員、消防少年団として1年以上の経験を有する者
- ・ 震災時等、復旧活動時の支援に必要な資格、技術等を有する者
- ・ 過去に当庁職員であった方については、居住地にかかわらず登録可能

業務内容は、震災時（震度6弱以上）、大規模自然災害発生時その他大規模災害発生時にあらかじめ登録した部署に自主的に参集し、東京消防庁が管下で行う消防活動の支援を行う。

区内では、杉並391名、荻窪256名が登録している。

東京消防庁災害時支援ボランティアは、災害時における消防隊の現場活動を支援するため、消防署に事前登録しているボランティアである。杉並・荻窪消防署は、応急救護をはじめ専門的な知識・技術を有するボランティア活動を得るため、受入れ体制を確立するとともに、指導育成を図る。

3) 東京都防災ボランティア

東京都防災ボランティアは、一定の知識、経験や資格を必要とするボランティアを事前に登録しておく制度である。現在、建築物の「応急危険度判定員」、公共土木施設の応急復旧を支援する「建設防災ボランティア」、被災外国人を支援する「語学ボランティア」等がある。

災害時、東京都では、災害対策本部にボランティア部を設置し、都におけるボランティア活動の総合的窓口として、東京ボランティア・市民活動推進センターや区市町村等との連携・協力により、ボランティア派遣等を実施することとしている。

4) 杉並区中学生レスキュー隊

杉並区中学生レスキュー隊は、中学生の豊かな人間性の育成をめざし、防災意識、社会貢献意識及び自己有用感を高める目的で全区立中学校に編成されている。震災救援所の防災訓練への参加など、地域防災活動の一端を担っている。

1 自助による応急対策の実施	4 事業所による応急対策の実施
2 地域による応急対策の実施	5 ボランティア活動との連携
3 消防団による応急対策の実施	

第1 自助による応急対策の実施

第1-1 区民による応急対策

- ・発災時には、まず自身と家族の身を守り、次に出火を防止する。
- ・災害情報、避難情報の収集を行い、震災救援所においては自ら活動する。
- ・地震発生後数日間は、上下水道・ガス・電気・電話等ライフラインをはじめ、食料の供給が途絶える可能性が高いため、当面は、あらかじめ各家庭で準備しておいた食料・水・生活必需品を活用する。

第1-2 外国人の情報収集等に係る支援

外国人への支援については、語学ボランティア等の協力を得て対応する。語学ボランティアの受入れは、杉並区交流協会と連携して体制整備を図る。また、区内在住外国人への情報提供手段の充実を図る。

第2 地域による応急対策の実施

第2-1 震災救援所運営連絡会の運営への支援

1) 震災救援所運営連絡会の目的

震災救援所の円滑な運営体制づくりを進めることを通じて、地域防災力の向上を図る。

地域住民の自主運営によることを目標とし、区職員の震災救援所での役割は、災害対策本部との連絡要員として位置付ける。

2) 震災救援所運営連絡会の現況

区立小・中学校等を一単位とし、66組織が設置される。

3) 震災救援所運営連絡会の活動内容

各震災救援所運営連絡会では、震災救援所運営管理の標準マニュアルを参考とし、平常時については、各震災救援所における運営マニュアルを作成するとともに、発災時に応急・救援活動等が円滑に行なえるよう、実践的な訓練等を実施していく。

平常時

- ・震災救援所運営訓練、救助資機材等の操作訓練の計画及び実施
- ・震災救援所運営のルールを定めた運営マニュアルの作成
- ・災害時要援護者避難支援計画の策定

震災編 第2部 施策ごとの具体的計画（災害予防・応急・復旧計画）

第2章 区民と地域の防災力向上

第5節 具体的な取組【予防対策・応急対策・復旧対策】

発災時については、地域住民が、区・学校と協力し可能な限り迅速かつ安全に震災救援所を開設・運営するための活動を行う。

発災時

- ・ 運営管理本部の設営及び各部の編成
- ・ 震災救援所の準備及び運営管理
- ・ 避難者の受入及び避難者名簿の作成
- ・ 災害時要援護者の安否確認、救援

4) 震災救援所運営連絡会の運営

区助成金及び連絡会の主な構成団体である地域防災団体（防災会・町会等）からの拠出金により運営する。

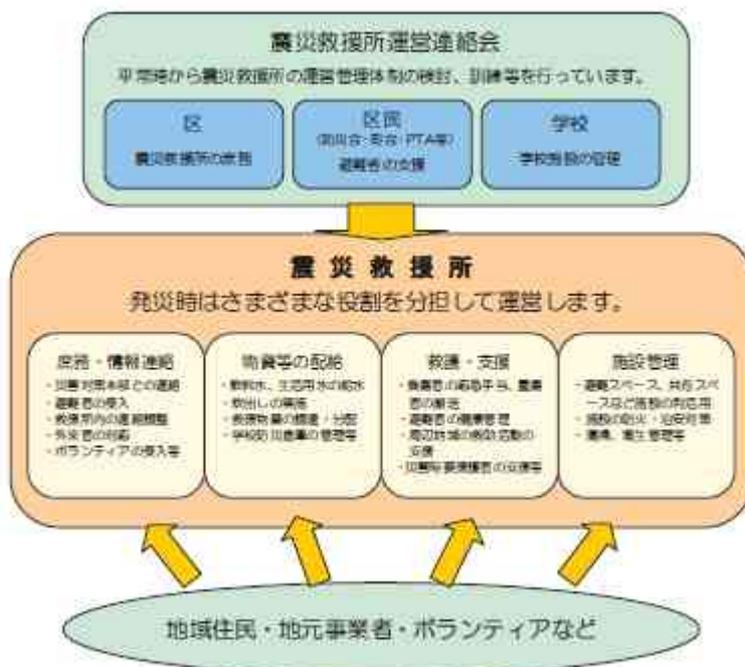


図 震災救援所の概念図

震災編 第2部 施策ごとの具体的計画（災害予防・応急・復旧計画）

第2章 区民と地域の防災力向上

第5節 具体的な取組【予防対策・応急対策・復旧対策】

第3 消防団による応急対策の実施

発災と同時に付近の住民に対して出火防止と初期消火の呼びかけを行う。

災害の初期対応を行うとともに、消防活動上必要な情報や被災状況の情報収集を行い、携帯無線機等を活用し、消防団本部等に伝達する。

同時多発火災の拡大防止を図るため、東京消防庁との連携を一層強化し、分団受持区域内の建物等の消火活動及び避難道路防護活動を消防団独自に、又は東京消防庁と連携して行う。

所轄消防署(所)の消防署応援要員として消火活動等の応援をするとともに、活動障害排除等の活動を行う。

救助器具等を活用し、地域住民との協働による救出・救護活動を行うとともに、負傷者に対する応急措置を行い、安全な場所へ搬送を行う。

避難勧告・指示等が出された場合は、これを地域住民に伝達すると同時に、関係機関と連絡をとりながら、地域住民の避難誘導、避難者の安全確保及び避難場所の防護活動を行う。

第4 事業所による応急対策の実施

来訪者や従業員等の安全を確保し、初期救出、初期救護を行う。

出火防止、初期消火を速やかに実施する。

正確な情報を収集し、来訪者や従業員等に提供する。

施設の安全を確認した上で、従業員の一斉帰宅を抑制する。

事業所での災害対策完了後、地域の消火活動、救出、救助活動を実施する。

初期消火で対応できない火災が発生した場合等は、速やかに避難する。

応急対策後は、事業の継続に努め、地域住民の生活安定化に寄与する。

第5 ボランティア活動との連携

災害時におけるボランティア活動は、被災者の生活の安定と再建を目指す上で重要な役割を担うものである。ボランティアの行動力を応急対策活動に十分に生かすため、平常時から行政との間に信頼関係を確立し、連携協力の仕組みを構築しておかなければならない。

第5-1 ボランティアの受入れ体制

1) 専門ボランティア

専門的な知識、経験や特定の資格を要する以下のボランティアを受入れる二次的な窓口は、次のとおりとする。

- ・建築物の応急危険度判定員 区災害対策本部・災対都市整備部（応急危険度判定班）
- ・医療関係のボランティア 同・医療救護部（情報・庶務班）
- ・外国人に対する語学ボランティア 同・救援部（庶務班）

区は、杉並区交流協会と災害時の語学ボランティアの派遣について協定を締結している。

また、医療救護における人材確保のため、多数の傷病者が発生した場合に設置する医療救護所等において活動する医療ボランティアの登録制度を設立する。

震災編 第2部 施策ごとの具体的計画（災害予防・応急・復旧計画）

第2章 区民と地域の防災力向上

第5節 具体的な取組【予防対策・応急対策・復旧対策】

また、避難生活が長期化する場合に備え、避難者に対する入浴及び理美容、はり・灸・マッサージ等の機会を提供するためのボランティアの巡回体制や、避難者の栄養管理のためNPO在宅栄養士の会、集団給食研究会との協定を締結する。

また、区内に在住、在勤する建築物の応急危険度判定員（548名）のうち、146名については、杉並区応急危険度判定員ネットワーク登録判定員として発災直後から応急危険度判定を行う体制を整備している。

2) 一般ボランティア

区はボランティアによる災害時活動が円滑に行えるよう、杉並区社会福祉協議会と「災害時におけるボランティア活動に関する協定」を平成17年6月28日に締結し、災害時に災害応急対策活動等を行うボランティア活動の協力体制を確立した。この協定に基づき、杉並区社会福祉協議会は、災害時に「災害ボランティアセンター」をあんさんぶる荻窪内に設置し、次のような活動を行う。

- (1) 災害ボランティアの受け入れや派遣
- (2) 震災救援所運営・維持等に関する支援・協力
- (3) 自宅避難者の生活に関する支援・協力
- (4) 災害応急及び復興活動に関する支援

区は、ボランティアの待機スペースを用意し、震災救援所からの要望に応じた派遣体制を整備するとともに、災害時にボランティアが特定の震災救援所だけに集中しないよう、情報発信の適切な内容・手段についてあらかじめ検討しておく。

また、区は、大量に届く救援物資を一時保管するスペースやそれを仕分けする人手不足の問題に対処するため、一時集積場所としての地域区民センター等の区民利用施設の選定や、ボランティアの派遣体制の構築等に取り組む。

第5-2 東京消防庁災害時支援ボランティアの育成及び活動

杉並、荻窪消防ボランティアは、東京消防庁管内に震度6弱以上の地震が発生した場合、及び大規模な自然災害や事故が発生した場合、あらかじめ登録した消防署に自主的に参集し、消防隊と協力して次の活動を行う。

- ・ 応急救護活動
- ・ 災害情報提供活動
- ・ 消火及び救助・救出活動の支援
- ・ 消防用設備等の機能確保の支援
- ・ 危険物施設等の安全確保の支援
- ・ 火災調査の支援

第3章 安全な都市づくりの実現

震災編 第2部 施策ごとの具体的計画（災害予防・応急・復旧計画）
第3章 安全な都市づくりの実現

第3章 安全な都市づくりの実現

第1節 現在の到達状況

- 延焼遮断帯の形成や避難路の確保、道路拡幅や公園整備、市街地の不燃化、区立施設・民間建築物の耐震化を推進
- 周辺市街地の不燃化まちづくりを推進
- 緊急輸送道路沿道建築物及び住宅を中心に、耐震化を促進
- 「東京の液状化予測図」を一般公開
- 震災の態様に応じた資機(器)材を震災救援所、防災市民組織に配備

第2節 課題

- 区の面積の1割弱が木造住宅密集地域(整備地域)(約326ha)であり、本地域での防火対策が必要
- 建築物の耐震化や家具類の転倒・落下・移動防止等の一層の対策、震災時の帰宅困難者対策として救援所となる区立施設の安全対策が必要
- 区内の液状化について、適切な情報提供や助言が必要
- 的確な消防水利の整備、地域の消火用水の確保が必要

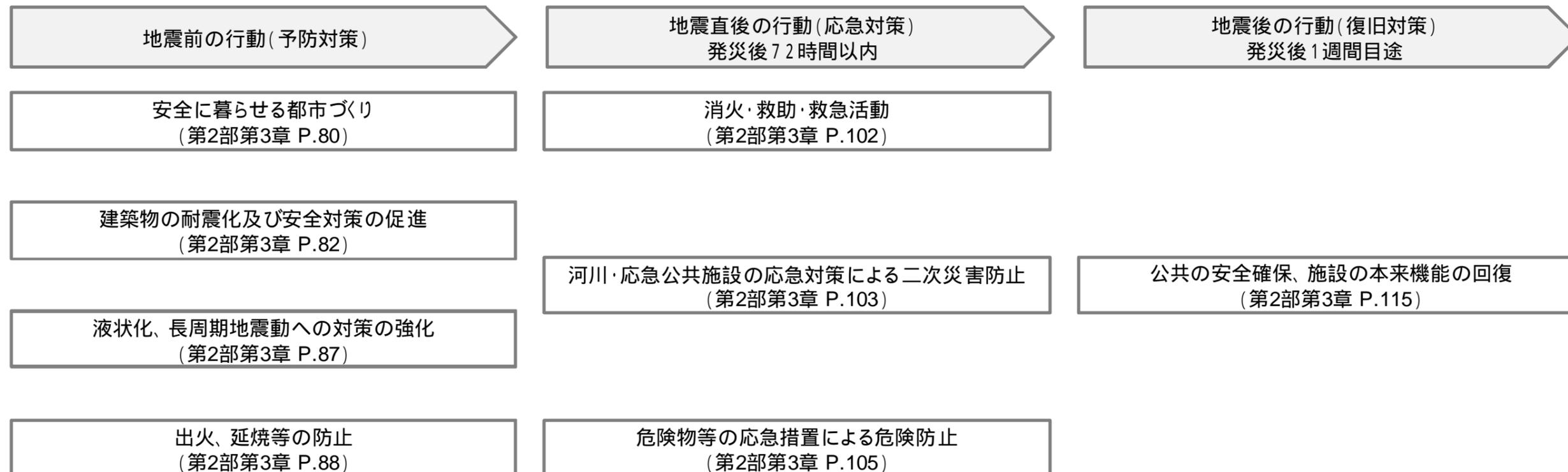
第3節 対策の方向性

- 市街地の不燃化や主要道路の整備により、「燃えないまち」「燃え広がらないまち」を実現
- 防災上重要な施設、多くの区民が利用する施設、緊急輸送道路沿道建築物、住宅の耐震化促進、家具類の転倒・落下・移動防止等対策の普及・啓発、区立施設の自家発電能力の向上を推進
- 液状化被害の発生危険性のある箇所について、区民への情報提供などを実施
- 初期消火対策、火災の拡大防止及び人命の安全確保等の施策を実施

第4節 到達目標

- 木造住宅密集地域(整備地域)の不燃領域率70%
- 液状化対策による建築物の安全確保
- 防災上重要な公共建築物及び緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化100%
- 消防水利不足地域の解消

第5節 具体的な取組



第1節 現在の到達状況

第1 区におけるこれまでの取組

区は、広域的な防火性を向上させる方策として、環状7・8号線など幹線道路沿道では、防火地域や最低限高度地区を指定し、延焼遮断帯の形成や避難路の確保を図ってきた。

木造住宅密集地域¹については、蚕糸試験場跡地周辺及び気象研究所跡地周辺をはじめとして、密集事業等を導入して道路拡幅や公園整備、市街地の不燃化等に取り組んできた。また、阪神・淡路大震災の経験を踏まえ、従来の不燃化まちづくりに加え、平成10年度から、地震に強い市街地を目指し「防災都市づくり」を進めてきた。防災都市づくりの対象市街地は、区が平成10年に行った「防災都市づくり基礎調査」において3つの要素（倒壊・延焼・避難）とも課題があるとされた12町丁目である。そのうち阿佐谷南・高円寺南地域については、平成12年にまちづくり協議会が設立された。平成21年には「阿佐谷南・高円寺南地区防災まちづくり計画」を策定し、現在密集事業を導入して事業の推進を図っている。

さらに、都が策定した「防災都市づくり推進計画」²と整合を図りつつ、東京都建築安全条例に基づく「新たな防火規制区域」の指定を行うなど、燃えにくい市街地の形成を図ってきた。

一方、既存建築物の耐震化促進については、平成20年3月に杉並区耐震改修促進計画を策定し、区立施設の計画的な耐震化を進めるとともに、民間建築物についても、耐震診断や耐震改修工事の助成などを通じ耐震化を進めてきた。

第2 木造住宅密集地域の不燃化（安全に暮らせる都市づくり）

蚕糸試験場跡地周辺地区及び気象研究所跡地周辺地区では、国有地の払い下げによる防災公園の整備を機に、地区計画による道路拡幅や防火地域の指定、密集事業の導入等により周辺市街地の不燃化まちづくりを行ってきた。

天沼三丁目地区では、密集事業を導入して、道路拡幅、もえぎ公園や天沼弁天池公園の整備等を行うとともに、新たな防火規制区域の指定により不燃化を図ってきた。

阿佐谷南・高円寺南地区では、重点整備地区に密集事業を導入し、優先整備路線の拡幅整備や公園用地の確保、新たな防火規制区域の指定や耐火性の高い建物への建替え助成などにより、不燃化を図っている。

- ・不燃領域率³防災都市づくり推進計画に定める重点整備地域、整備地域とも56%（平成18年度・東京都全体）

¹木造住宅密集地域：老朽化した木造住宅が密集し、公園などのオープンスペースが少なく、道路が狭いなど、防災上、住環境上の課題を抱えた地域

²防災都市づくり推進計画：東京都震災対策条例に基づき、震災を予防し、震災時の被害の拡大防止の観点から、防災都市づくりに関する施策を展開するもので、施策の基本的な方向や整備地域等を定めた「基本方針」と、具体的な整備計画等を定めた「整備プログラム」で構成

³不燃領域率：市街地の「燃えにくさ」を表す指標。建築物の不燃化や道路、公園などの空地の状況から算出し、不燃領域率が70%を超えると市街地の延焼による焼失率はほぼゼロとなる。

震災編 第2部 施策ごとの具体的計画（災害予防・応急・復旧計画）

第3章 安全な都市づくりの実現

第1節 現在の到達状況

第3 建築物の耐震化及び安全対策

防災上重要な施設、多くの区民が利用する施設、地震発生時に閉塞を防ぐべき緊急輸送道路沿道建築物、及び住宅を中心に、耐震化を進め、安全なまちづくりを促進している。

- ・主な区立施設（公衆便所・自転車置き場等を除く）98%（平成24年度末）
- ・区立小中学校100%（平成23年度）
- ・東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例（平成23年東京都条例第36号）第7条に基づき指定した、特定緊急輸送道路の沿道建築物81%（都・平成23年度）
- ・住宅81%（都・平成22年度）
- ・民間特定建築物82%（都・平成22年度）

第4 液状化予測図の公開

東京都では、平成23年度から見直しを進めてきた「東京の液状化予測図」が平成24年度中に完成し、平成25年3月から一般に公開している。

第5 出火、延焼等の防止

区は、初期消火等の消防力を最大限に活用するため、スタンドパイプ等の、震災の態様に応じた資機(器)材を震災救援所、防災市民組織に配備している。

震災編 第2部 施策ごとの具体的計画（災害予防・応急・復旧計画）
 第3章 安全な都市づくりの実現
 第2節 課題
第2節 課題

【被害想定(東京湾北部地震)】

被害項目	想定される被害
建物倒壊棟数(全壊)	最大 116,224棟
建物焼失棟数	最大 201,249棟
長周期地震動による影響	建物損傷、家具の転倒、什器類の移動等
建物被害	経年劣化による被害規模の増加
急傾斜地崩壊による被害	地盤の緩み等が生じている場合で、その後の集中豪雨等に伴う斜面崩壊等による被害増大
出火、延焼	通電による復電火災、細街路の閉塞による避難困難等

第1 木造住宅密集地域の不燃化に向けた課題

老朽化した木造住宅が密集し、震災時に特に甚大な被害が想定される木造住宅密集地域（整備地域）約326haは、区の面積の約1割弱を占めており、被害想定でも大きな被害が想定されていることから、本地域での防火対策が重要である。木造住宅密集地域では、居住者の高齢化による建替え意欲の低下、敷地が狭小等により建替えが困難、権利関係が複雑で合意形成に時間を要することなどから、改善が進みにくい状況となっている。

第2 建築物の耐震化及び安全対策の課題

建築物の耐震化は着実に進んでいるが、杉並区耐震改修促進計画に定める目標に向けて、さらに重層的に施策を講じていく必要がある。また、強い揺れに備え、家具類の転倒・落下・移動防止等の一層の対策が必要である。

第3 液状化対策の課題

「東京の液状化予測図」では、杉並区内には液状化の可能性が高い地域は無く、ほとんどが液状化の可能性が低い地域であるが、適切な情報提供や助言を行っていく必要がある。

第4 出火、延焼等の防止に向けた課題

災害時に延焼拡大の危険性が高い木造住宅密集地域を中心に、的確な消防水利の整備を進める必要がある。震災時に使用可能な消火栓や、河川の堰止め、プールや池等のあらゆる水利を活用して地域の消火用水を確保する必要がある。建物倒壊等による道路閉塞、がれきの散乱、地盤の液状化等により、常備消防による消火活動が困難な地域が生じる可能性がある。

第3節 対策の方向性

第1 木造住宅密集地域の不燃化促進

都の木密地域不燃化10年プロジェクト等と連携しながら、整備地域において、市街地の不燃化を促進し、延焼による焼失ゼロの「燃えないまち」を実現するとともに、主要な道路の整備により、延焼遮断帯の形成を促進し、「燃え広がらないまち」を実現する。

第2 建築物の耐震化及び安全対策の促進

杉並区耐震改修促進計画に基づき、防災上重要な施設、多くの区民が利用する施設、地震発生時に閉塞を防ぐべき緊急輸送道路沿道建築物、及び住宅の耐震診断、耐震改修を促進する。緊急輸送道路のうち特に重要な広域的幹線道路である特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を都と連携して重点的に促進する。また、家具類の転倒・落下・移動防止等対策の重要性について普及・啓発を図る。さらに、災害時に震災救援所などの活動拠点となる区立施設については、自家発電能力の向上を図るとともに、首都直下型地震等に対応した防災機能の強化に取り組む。

第3 液状化対策の周知促進

都は、東日本大震災の被害状況を踏まえて「東京の液状化予測図」を見直した。区内には、液状化の可能性がある地域は一部に限られるが、区民への情報提供を行い、液状化対策の周知を促進していく。

第4 出火、延焼等の防止

都は、経年防火水槽の耐震化や深井戸の整備のほか、木造住宅密集地域内において重点的に水利整備を推進するための整備方策を検討する。また、区は、防災市民組織、震災救援所に、震災の態様に応じた資機(器)材の整備を進める等、初期消火の対策に努め、火災の拡大防止及び人命の安全確保等の施策を講じていく。

第4節 到達目標

第1 木造住宅密集地域(整備地域)の不燃領域率70%

木造住宅密集地域のうち、特に甚大な被害が想定される整備地域(約7,000ha、杉並区内約326ha)を対象に、市街地の不燃化に向けた重点的・集中的な取組を実施する。このことにより、平成32年度までに不燃領域率を70%にし、市街地の不燃化を促進する。

第2 防災上重要な公共建築物及び緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化100%

区立小・中学校の耐震化率は、平成23年度末で100%となったが、災害時の避難所、被害情報の収集や被害対策指示等の応急活動の拠点となる防災上重要な区立施設の耐震化を、平成27年度までに100%完了する。

また、地震発生時の広域的な避難や救急・消火活動に資する、特定緊急輸送道路の沿道建築物について、都と連携して重点的に耐震化を推進することにより、平成27年度までに耐震化を100%完了する。災害時に震災救援所などの活動拠点となる区立施設については、自家発電能力の向上を図るとともに、首都直下型地震等に対応した防災機能の強化に取り組む。

- ・防災上重要な区立施設 100%（平成27年度）
- ・多くの区民が利用する区立施設 100%（平成27年度）
- ・特定緊急輸送道路沿道建築物 100%（平成27年度）
- ・民間特定建築物 90%（平成27年度）
- ・災害時に重要な機能を果たす地域の民間施設 90%（平成27年度）
- ・区の公営住宅 100%（平成27年度）
- ・民間住宅等 90%（平成27年度）
- ・区内建築物 90%（平成27年度）、95%（平成33年度）

第3 液状化対策による建築物の安全確保

区は、平成24年度に東京都が作成した「液状化による建物被害に備えるための手引」に基づき、液状化対策の情報を区民に提供していくと共に「東京都液状化対策アドバイザー制度」の紹介等もあわせて行っていく。

第4 消防水利不足地域の解消

消防水利不足地域が解消され、震災時の火災による被害を抑制する。

第5節 具体的な取組 【予防対策】

1 安全に暮らせる都市づくり	3 液状化、長周期地震動への対策の強化
2 建築物の耐震化及び安全対策の促進	4 出火、延焼等の防止

第1 安全に暮らせる都市づくり

第1-1 地域特性に応じた防災都市づくり

1) 防災公園周辺の不燃化まちづくりの推進

蚕糸試験場及び気象研究所の国有跡地は、防災機能を持つ公園（区立蚕糸の森公園・区立馬橋公園）として整備され、あわせてその周辺地区の不燃化を進め、安全で住みよいまちを実現することを目指している。

区では、地域住民参加によるまちづくり計画に基づき、地区計画を定め、防火地域の指定、地区計画道路の整備、密集地区の整備等に積極的に取り組んでいる。

2) 防災都市づくりの推進

蚕糸試験場跡地周辺では、建築物の建替え等の機会を捉えて、地区計画道路の拡幅整備等を推進する。

阿佐谷南・高円寺南地区では、平成21年に策定した「阿佐谷南・高円寺南地区防災まちづくり計画」に従って、優先整備路線の拡幅等を推進する。

その他、整備地域として指定されているが未着手部分である阿佐谷・高円寺周辺地域や方南一丁目地域についても、順次防災まちづくりに取り組む。

東京消防庁では、震災時の同時多発火災に備えるため、建築物の延焼危険が高い地域や震災対策上重要な地域を中心に、多角的な方策による消防水利の整備促進を図るため、次の項目を推進する。

- ・民間の開発行為や市街地開発事業等の機会を生かした防火水槽の設置
- ・民間建物の基礎部分を利用した地中ばり水槽の設置
- ・消防水利不足地域における用地取得
- ・雨水貯留施設や親水公園など他用途水源の活用
- ・巨大水利の開発・確保

3) 幹線道路沿いの不燃化まちづくり

区的主要な幹線道路は、都の「防災都市づくり推進計画」の中で、延焼遮断帯として位置付けられており、避難の安全性の確保と市街地大火を防止する延焼遮断帯の形成を図る上で、沿道の不燃化が必要とされている。

区は幹線道路において、都市防災不燃化促進事業を導入し、建物の不燃化を推進してきた。

図表：都市防災不燃化促進事業実施地区一覧

地区名	規模	備考
方南通り杉並地区	約 13.9ha	平成 11 年度事業終了

震災編 第2部 施策ごとの具体的計画（災害予防・応急・復旧計画）
第3章 安全な都市づくりの実現
第5節 具体的な取組【予防対策・応急対策・復旧対策】

環状7号線杉並地区	約22.1ha	平成12年度事業終了
環状8号線杉並地区	約39.0ha	平成17年度事業終了

4) 特定施設の対策

危険物備蓄施設を定期点検するとともに、ガソリンスタンドや消防と連携・協力し防災行事を開催するなど、安全性向上のための取り組みを行う。

5) 駅舎等の混乱防止策

震災時には、不特定多数の人々が集まる劇場、百貨店、駅舎等においては、停電や落下物あるいは火災などのため人々が出入口に殺到するなど、大混乱が生ずる可能性がある。

このため、区は、駅周辺に滞留する外出者の一時滞留場所となる誘導先の確保に努める。また、消防署は、東京都震災対策条例第11条に基づき指定された鉄道機関（20機関）の事業所防災計画にターミナル駅を含めた駅周辺の混乱防止対策を策定させるとともに指導助言を行い、計画に基づく訓練を推進する。

第1-2 河川等の整備

都は、治水対策としての河川整備を進め、これに併せて河川管理施設の耐震性向上を図る。

区は、護岸等の河川管理施設の点検を適切に実施して状況を把握し、その結果に応じて必要とされる補修等を行う。

第1-3 高層建築物及び地下街等における安全対策

杉並区においても建物の高層化が進み、現在31mを超えるものが約100棟に及んでいる。

これらの建物の耐震性、防災施設等については特別な配慮がなされているが、地震時には什器類等の転倒、建物の揺れに基づく不安感などによりパニックの発生が考えられる。

このため、区及び消防署は、救助資機材の整備や実践的な消防訓練ができる施設の整備を図るほか、関係事業所に対して次の対策を指導する。

1) 火災予防対策

- ・火気使用設備器具の安全化及び出火防止対策の推進
- ・火気使用場所の環境整備及び可燃性物品の転倒防止対策の推進
- ・内装材料、家具調度品、装飾物品の不燃化
- ・防災設備、防火区画等の機能確保による延焼拡大防止対策の推進

2) 避難対策（混乱防止対策）

- ・避難施設の適正な維持管理及び避難通路の確保
- ・防災センター要員の確保、育成
- ・ショーケース、看板等の転倒、落下防止の指導
- ・訓練指導者の確保

震災編 第2部 施策ごとの具体的計画（災害予防・応急・復旧計画）

第3章 安全な都市づくりの実現

第5節 具体的な取組【予防対策・応急対策・復旧対策】

- ・避難口、避難階段を明示した館内図の掲示や施設利用者に対する災害発生時の行動要領の周知徹底

3) 防火管理対策

- ・従業員に対する消防計画の周知徹底
- ・管理権原者が複数の建物における管理責任区分及び共同防火管理に関する協議事項の徹底
- ・ビルの防災センターの機能強化及び要員教育の徹底
- ・救出・救護知識の普及及び必要な資器材の整備
- ・防火管理業務従事者を対象とした実務講習等による教育
- ・実践的かつ定期的な訓練の実施

4) 消防活動対策

消防活動上必要な施設、設備等の機能維持

第1-4 がけ・よう壁、ブロック塀等の崩壊の防止

がけ、擁壁、ブロック塀等の対策は、原則として所有者、管理者等が行うべきものであるが、行政としての対応としては、法による規制指導や工法上の指導を積極的に進めるほか、これらの実態を調査し、その結果に基づいて改善指導を行う。

区におけるがけ、擁壁の崩・倒壊対策について明らかにする。

1) 規制指導等の強化

がけ地に、建築物や擁壁等を設ける場合、建築基準法及び東京都建築安全条例に基づき、防災上の見地から指導を行っているが、特に、今後新たに工事を行う者に対しては、これらの指導をさらに強化していく。

2) 改善資金の融資あっせん

区道沿いのがけに擁壁を設置し、若しくは既存の擁壁を改善しようとする者に対し、必要な資金を融資あっせんする制度を昭和56年11月から実施している。

融資

- ・融資限度額 500万円
- ・利子補給条例及び規則の規定に基づき、区が利子補給する。

第2 建築物の耐震化及び安全対策の促進

第2-1 建築物の耐震化の促進

1) 民間建築物の耐震化促進

既存建築物の耐震診断、耐震改修費用の助成等の耐震化支援事業を引き続き実施し、耐震化の促

震災編 第2部 施策ごとの具体的計画（災害予防・応急・復旧計画）

第3章 安全な都市づくりの実現

第5節 具体的な取組【予防対策・応急対策・復旧対策】

進に努める。

また、「東京都における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例」に基づき、都と連携して緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進して行く。

今後、重点的に耐震化を推進する建築物への対応や耐震化に関連する啓発活動を充実し耐震化を進めていく。

特定地域の耐震化

木造密集地域など、特に耐震化を促進する地域にある建物や災害時に重要な機能を果たす施設については耐震化支援策を強化しており、重点的に耐震化を進めていく。

特定建築物等への指導・助言

緊急輸送道路沿道建築物、多数の者が利用する施設や地震の際の避難確保上特に配慮を要するなど特定建築物（大規模店舗、一定規模以上の劇場、病院、私立学校、保育園、小中学校、老人ホームなど多数の者が利用する施設、危険物の貯蔵所など震災時に倒壊した場合に多大な被害が予想される施設など）の所有者に対しては、耐震診断及び耐震改修の実施等について必要な指導及び助言を行っていく。

耐震化意識の高揚

耐震化促進の意識向上のため、耐震化の必要性を区のホームページや広報紙を通じ啓発活動をするとともに、庁内関係部署等と連携して開催する啓発イベント等により、耐震化意識の高揚を図っていく。

また、耐震診断や耐震改修を行い、地震に対して安全な構造であることを確認した場合には、耐震性を有することを示す表示制度を活用する。

事業者等との耐震化への取組み

区・地域・事業者が一体となって耐震化に取り組むために、区内の建設関係団体等と連携し、安価な工法・材料の導入や耐震講習会などを実施し一層の耐震化を促進する。

2) 区立施設の耐震化

「杉並区耐震改修促進計画」を受けて、防災上重要な区立施設や多くの区民が利用する区立施設などの耐震化を計画的かつ総合的に促進し、平成27年度までに耐震化率を100%とする。

震災時に十分その機能が確保されていなければならない他の施設や高齢者・障害者、幼児など災害時に避難が困難な区民が日常的に利用する区立施設は、優先して耐震化を進める。

3) 震災救援所の耐震化

震災時に震災救援所となる区立小・中学校の耐震化については、区立施設の耐震化整備プログラムに基づき、平成23年度までに100%の耐震化を実施した。

第2-2 エレベーター対策

震災時におけるエレベーター閉じ込めの防止及び早期救出の体制を確立するとともに、エレベーター復旧を円滑に行うための体制を構築するため、以下の対策を実施する。

1) エレベーターの閉じ込め防止機能の向上

区は、区有施設に対し、エレベーター閉じ込め防止装置の設置に努めるものとする。また、民間建築物に設置されているエレベーターについても改修等の機会を捉え、閉じ込め防止装置の設置を誘導する。

図表：エレベーター閉じ込め防止装置

装置名	機能
リスタート運転機能	・地震で停止装置が働いて緊急停止した場合に、自動で安全を確認しエレベーターを作動させることにより、閉じ込めを防止する機能
停電時自動着床装置	・停電時に、エレベーターを最寄り階に着床させるのに必要な装置
P波感知型 地震時管制運転装置	・主要動（S波）が到達する前に、初期微動（P波）を感知することにより、安全にエレベーターを最寄り階に着床させ、ドアを開放する装置

2) 救出体制の構築

エレベーター保守管理会社の連絡体制強化

限られた保守要員が効率よく救出活動をするためには、エレベーター保守管理会社の本部と現場の保守要員との連絡体制強化が必要である。

区は都と協力し、社団法人日本エレベーター協会を通じ、エレベーター保守管理会社の連絡体制の強化に努めると同時に周知を図っていく。

エレベーター内の閉じ込め有無の確認

区は都と協力し、社団法人日本エレベーター協会と連携して、エレベーターの閉じ込めの有無をエレベーター保守管理会社がただちに把握できるよう、遠隔監視装置の普及を図る。また、社団法人日本エレベーター協会を通じ、エレベーター利用者及び建物管理者に対して、地震時にエレベーター内の閉じ込めが確認された場合には消防機関等の対応が困難になるため、エレベーター保守管理会社への通報を優先することを広く周知する。

3) 早期復旧体制の構築

「1ビル1台」ルールの徹底

地震で停止装置の作動や故障により多くのエレベーターが停止し、ビルやマンションの機能が麻痺することが予想されるが、エレベーターを点検し運転を再開するための保守要員は限られている。このため、1ビルにつき1台のエレベーターを復旧することを原則とし、できるだけ多くのマンションやビルの機能の回復を早期に図る。

区は、社団法人日本エレベーター協会などと協力して、「1ビル1台」ルールを広く区民・事業者等に普及啓発する。

自動診断仮復旧システムの採用

エレベーター会社では、地震で停止したエレベーターについて、保守要員による点検をしなくても、仮復旧できる自動診断仮復旧システムの開発を行っている。今後の開発状況を見ながら、区は防災上重要な区施設への本システムの設置を検討していく。民間施設に対しても、社団法人日本エレベーター協会とともに本システムの導入の働きかけを検討する。

第2 - 3 落下物、家具類の転倒・落下・移動の防止

区内には中・高層ビルが相当数あり、東京都が平成24年4月に発表した「首都直下地震による東京の被害想定」によると、杉並区では建物からの窓ガラス、看板等の落下物により約10数名の死傷者が発生するであろうと報告されている。また、家具類等の屋内収容物により、約200名を超える死傷者が発生するであろうと報告されている。

本節では、区における窓ガラス等の落下物の安全化、屋外広告物の規制及び家具類の転倒・落下防止対策等の施策を取り上げる。

1) 窓ガラス等の落下物の安全化

区施設の落下の恐れのある大規模空間の天井、外壁タイル、はめ殺し窓ガラスについては、定期的に調査を行い必要に応じて改修していく。また、区施設以外の建築物については、建築物防災週間や建築基準法に基づく定期報告制度等の機会を捉えて、建築物の所有者に対し、改善指導を継続して行っていく。

2) 屋外広告物に対する規制

広告塔、看板等の屋外広告物は、地震の際に脱落し、被害を与えることも予想される。

このため区は、東京都屋外広告物条例及び道路法に基づき、設置者に対し、設置の許可申請及び設置後の維持管理に際し、震災対策の観点からの指導を継続していく。

震災編 第2部 施策ごとの具体的計画（災害予防・応急・復旧計画）

第3章 安全な都市づくりの実現

第5節 具体的な取組【予防対策・応急対策・復旧対策】

3) 家具類の転倒・落下防止対策

住民の安全確保を図るため、申請があった高齢者（のみの）世帯や障害者のいる世帯を対象に、家具転倒防止器具の無料取付けを行い、家具類の転倒・落下防止対策を着実に進めていく。

機関名	対策内容
都	<ul style="list-style-type: none"> ・都保有施設におけるオフィス家具類転倒・落下・移動防止対策の推進 ・関係機関へ家具類転倒・落下・移動防止対策の協力要請 ・都民・事業者に対する転倒・落下・移動防止対策の普及・啓発
都都市整備局	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の天井等の落下防止対策を推進 ・屋外広告物に対する規制
区	<ul style="list-style-type: none"> ・家具転倒・落下・移動防止対策を推進 ・住民の安全確保を図るため支援制度を設けるなど、家具転倒・落下・移動防止器具の取り付け事業を推進

第2-4 文化財施設の安全対策

文化財が貴重な国民的財産であることから、文化財の災害予防について普及徹底を図るための区及び消防署の施策について触れることとする。

1) 文化財の現況（平成25年4月1日現在）

区分		件数	備考
国指定文化財	重要文化財(建造物)	1件	国宝並びに建造物を除く重要文化財、重要無形文化財を除く。
	史跡	1件	
都指定文化財	有形文化財	4件	
	有形民俗文化財	1件	
	史跡	2件	
	旧跡	3件	
	天然記念物	2件	
区指定文化財	有形文化財	65件	無形民俗文化財を除く。
	有形民俗文化財	14件	
	史跡	3件	
	天然記念物	4件	

2) 文化財防災対策の推進

文化財防火運動の推進

毎年1月26日を「文化財防火デー」として、学校教育、社会教育を通じて文化財防火運動を推進し、文化財に対する認識を高めていく。

震災編 第2部 施策ごとの具体的計画（災害予防・応急・復旧計画）
第3章 安全な都市づくりの実現
第5節 具体的な取組【予防対策・応急対策・復旧対策】

防災設備等の整備推進

文化財の搬出用具の整備等を指導するとともに、災害予防に関し、常に関係機関と密接な連絡を図り、防災訓練を実施する。

文化財の災害予防のため、消防法に基づく消防用設備等の点検、整備の実施及び設置を指導・推進する。

発災後の対応

文化財が被災し又はその恐れがある場合には、直ちに消防署に通報するとともに、被災の防止又は被害の拡大防止に努めなければならない。

消防署等関係機関は、被災文化財の被害の拡大を防ぐため、協力して応急措置を講ずる。

文化財に被害が発生した場合は、所有者、管理者は、区指定の文化財にあっては区教育委員会、都、国指定の文化財にあっては、区教育委員会を通じて都教育委員会・文化庁へ報告しなければならない。

所有者又は管理者は、定期的に消防署等関係機関への通報、消火、重要物件の搬出、避難誘導等の防災訓練を実施するとともに、消防用設備等の点検・整備を実施する。

第3 液状化、長周期地震動への対策の強化

第3 - 1 液状化対策の強化

1) 対策内容

液状化被害の発生危険性のある箇所について、区民への情報提供など、適切な対策を講じていく。

機関名	対策内容
特定行政庁である区 指定確認検査機関	・液状化のおそれのある地域において、建築物の設計者等 に対する確な対策を講じるよう促す。

2) 詳細な取組内容

液状化のおそれのある地域における建築物の安全確保

区及び指定確認検査機関は、液状化のおそれのある地域における建築物を対象とした対策工法などについて情報提供するとともに、建築確認審査等を通じて液状化対策の指導の充実を図る。

特定行政庁である区は、木造住宅などの建築物について、液状化のおそれがある地域において、建築確認審査などの機会を捉え、建築物の設計者などに対して、的確な対策を講じるよう促していく。

液状化に係る情報提供

区は、東京都都市整備局が作成した「液状化による建物被害に備えるための手引」を活用して、既存の地盤調査データ、地盤調査の実施方法、対策の工法などについて、区民に情報提供する。

震災編 第2部 施策ごとの具体的計画（災害予防・応急・復旧計画）

第3章 安全な都市づくりの実現

第5節 具体的な取組【予防対策・応急対策・復旧対策】

第3-2 長周期地震動対策の強化（建物所有者等への対策の推進）

超高層建築物等について、国の対策の決定後、東京都と連携して、建物の特性に適した補強方法の事例や家具転倒防止対策などについて、建物所有者等に対し情報提供する。

第4 出火、延焼等の防止

第4-1 消防水利の整備、防火安全対策

1) 防火地域の指定

区は、都市の災害に対する体質強化の一環として、地域の不燃化を図るため、従来から防火地域、準防火地域の指定を行ってきたが、さらに、防災上重要な地域（避難場所周辺、延焼遮断帯としての幹線道路沿い等）を中心に防火地域等の指定の拡大を図ってきた。

昭和56年4月 地域地区の23区一斉見直しの際、防火・準防火の指定面積を従前の約2倍にした。

昭和58年9月 蚕糸試験場跡地周辺地区を地区計画の決定に伴い防火地域に指定した。

昭和59年3月 気象研究所跡地周辺地区を、地区計画の決定に伴い防火地域に指定した。

平成8年5月 用途地域の種類に合わせ、防火地域・準防火地域の指定区域を増やした。

平成16年6月 高円寺南四丁目地区の一部を用途地域変更に伴い準防火地域から防火地域へ変更した。

平成21年6月 成田東4丁目地区の一部を地区計画の決定に伴い、準防火地域から防火地域へ変更した。

（平成24年9月1日現在）

防火地域	準防火地域
面積	面積
408.1ha	2,908.9ha

2) 新たな防火規制区域の指定

都は、震災時の火災による危険性が高い地域及び避難場所について、建築物の耐火性能を強化することを目的として、東京都建築安全条例第7条の3による「新たな防火規制」区域を指定している。区では、方南一丁目、高円寺南二丁目（15～24番、45～50番）、高円寺南三丁目、高円寺北三・四丁目、阿佐谷南一・二丁目、阿佐谷北一・二・五丁目、天沼三丁目、高井戸東一丁目の一部が、「新たな防火規制」区域として指定されている。

3) 幹線道路沿いの不燃化まちづくり

区の主な幹線道路は、都の「防災都市づくり推進計画」の中で、延焼遮断帯として位置付けられており、避難の安全性の確保と市街地大火を防止する延焼遮断帯の形成を図る上で、沿道の不燃化が必要とされている。

区は幹線道路において、都市防災不燃化促進事業を導入し、建物の不燃化を推進してきた。

図表：都市防災不燃化促進事業実施地区一覧

地区名	規模	備考
方南通り杉並地区	約 13.9ha	平成 11 年度事業終了
環状 7 号線杉並地区	約 22.1ha	平成 12 年度事業終了
環状 8 号線杉並地区	約 39.0ha	平成 17 年度事業終了

4) 近隣住区の防災機能の強化

区は、大地震時などに市街地大火をくい止め、大きな被害を出さないために道路、河川、鉄道、公園を骨格とする延焼遮断帯で囲まれたブロックを形成する。

ブロック内では、小・中学校を防災拠点として避難・救援活動に活用するとともに、不燃空間の確保、建て詰まりの防止、建物の不燃化・耐震化などを有効に組み合わせ、地域の防火機能を強化する。

5) 震災救援所周辺及び緊急道路障害物除去路線沿道の不燃化

区は、災害時の避難路の確保や迅速な消化・救援・救助活動のために、震災救援所（区立小中学校）周辺及びそれに至る緊急道路障害物除去路線沿道において、耐火性能の高い建物を建築する方に建築資金の一部を助成し、建築物の不燃化を促進する。

6) 出火の防止

火気使用設備・器具の安全化対策

現在、区内で使用されている火気使用設備・器具等は膨大な数であり、地震時にこれらの火気使用設備・器具等から出火する危険性は極めて高い。

このことから、東京消防庁は、地震時の火気使用設備・器具等から出火を防止するため、火災予防条例に基づく対震安全装置付石油燃焼機器の普及、火気使用設備の固定及び適正な保有距離の確保等、その他各種の安全対策の推進を図るとともに、適正な機能を保持するため、各種の安全装置を含めた火気使用設備・器具の点検・整備について指導を図る。

区では 65 歳以上（のみの世帯で）防火等の配慮が必要な（世帯）に対し、申請により、緊急通報システム（火災センサー）、自動消火装置、ガス安全システム、電磁調理器の給付を行っている。（所得に応じた費用負担がある。）

区では重度の身体障害者に対しては、申請により、火災警報器、自動消火器、ガス安全システム、電磁調理器、緊急通報火災安全システムの設置を、また、愛の手帳所持者には、火災警報器、自動消火器、電磁調理器の給付を行っている。（所得に応じた費用負担がある。）

石油類等危険物施設の安全対策

区内における石油類等の危険物施設は、製造所、貯蔵所、取扱所等 707 施設（少量危険物貯蔵取扱所を含む。）あり、これらの危険物施設は出火のみならず延焼拡大要因ともなる。

このため、管理者等は危険物施設の保安対策の重要性を十分認識し、危険物取扱者等の資格者を有効に活用し、従業員の防災意識を高め、耐震性強化の指導、自主防災体制の整備、防災資器材の整備促進及び消防署では立入検査の強化等により出火防止、流出防止対策、適正な貯蔵取扱いの指

震災編 第2部 施策ごとの具体的計画（災害予防・応急・復旧計画）
第3章 安全な都市づくりの実現
第5節 具体的な取組【**予防対策**・応急対策・復旧対策】
導をし、安全を図る。

化学薬品、電気設備等の安全対策

ア) 化学薬品の安全化

兵庫県南部地震のような大規模な地震では、化学薬品からの出火が無視できないものになっている。

東京消防庁では、化学薬品等の混合混触による出火性状を調査研究し、約6,000種類の組合せによる出火危険性の予測評価を行い、より具体的な安全対策を推進している。また、化学薬品を取扱う区内の学校、病院・研究所等に対し、立入検査を実施し、保管の適正化を指導するとともに、事業所に対しては実態調査を行うことにより、個別的、具体的な安全対策を推進する。

主な指導事項	<ul style="list-style-type: none">・化学薬品容器の転倒落下防止措置・化学薬品収納棚の転倒防止措置・混合混触発火性物品の近接貯蔵防止措置・化学薬品収納場所の整理整頓・初期消火資器材の整備
--------	---

イ) 電気設備等の安全対策

現在、区内には、多数の変電設備、自家発電設備及び蓄電設備が設置されている。これらの電気設備は、火災予防条例により出火防止、延焼防止のための規制がなされ、維持管理についても熟練者による点検・整備を義務付けている。また、耐震化及び不燃化を強力に指導するとともに、安全対策基準の作成に積極的に関与し出火防止等の安全対策の強化を図っている。

その他出火防止のための査察・指導

東京消防庁は、大地震が発生した場合、人命への影響が極めて高い、飲食店、百貨店、病院等の防火対象物及び多量の火気を使用する工場、作業場等に対して立入検査を実施し、火気使用設備・器具等の固定、当該設備・器具への可燃物の転倒・落下防止措置、災害時における従業員の対応要領等について指導する。その他の事業所や一般住宅についても、立入検査及び防火診断を通じて同様の指導を行うとともに、地震後の出火防止を徹底するため、安全確保要領について指導を行う。

また、製造所、屋外タンク貯蔵所、給油取扱所（営業用）及び化学反応工程を有する一般取扱所等に対して、重点的に立入検査を実施し、適正な貯蔵及び取扱いを指導するとともに、これらの施設を有する事業所に対しても、予防規程に基づく出火危険排除のための安全対策についての指導を強化する。

さらに、各事業所に対して、消防法に基づく消防計画及び予防規程を通じ事業所防災計画の具体的対策等について指導する。

住民指導の強化

各家庭における地震時の出火防止等の徹底を図るため、区民一人ひとりの出火防止に関する知識及び地震に対する備えなど防災教育を推進する。また、起震車等の指導用資器材を活用した実践的

震災編 第2部 施策ごとの具体的計画（災害予防・応急・復旧計画）

第3章 安全な都市づくりの実現

第5節 具体的な取組【予防対策・応急対策・復旧対策】

な防災訓練を通じて区民の防災行動力の向上を図る。

さらに、各家庭からの出火や火災の拡大を防止するため、建物倒壊による出火及び電気器具等からの出火防止を徹底するとともに、住宅用防災機器等の普及を図る。

ア) 出火防止等に関する備えの主な指導事項

- ・住宅用火災警報器の設置（平成22年4月1日から全ての住宅に対し設置が義務化されている。）
- ・消火器の設置、風呂水の汲み置きやバケツの備えなど消火準備の徹底
- ・対震自動消火装置付火気器具の点検・整備及びガス漏れ火災警報器、漏電しゃ断器などの出火を防ぐための安全で信頼性の高い装置及び機器の設置と普及
- ・家具類の転倒、家電製品等の落下防止対策の徹底
- ・火を使う場所の不燃化及び整理整頓の徹底
- ・カーテンなどへの防災製品の普及
- ・灯油、ベンジン、アルコールなど危険物の安全管理の徹底
- ・防災訓練への参加

イ) 出火防止等に関する教育・訓練の主な指導事項

- ・起震車を活用した「出火防止体験訓練」の推進
- ・普段から小さな地震でも「グラツきたたら身の安全」と声を掛けあい、まず身の安全を図り、揺れがおさまってから、あわてずに火を消す習慣の徹底
- ・避難時により自宅を離れる場合、電気ブレーカー及びガス元栓しゃ断確認など出火防止の徹底
- ・ライフラインの機能停止に伴う、火気使用形態の変化に対応した出火防止措置の徹底
- ・ライフラインの復旧時における電気・ガス器具等からの出火防止措置の徹底

7) 初期消火

街頭消火器等の設置

地域住民の初期消火用として、街頭消火器を約40～50世帯に1本の割合を基準として配備する。また、既設消火器の薬剤詰替、格納箱の保守点検等を定期的実施する。【別冊・資料18】

家庭において初期消火用の消火器を全ての世帯が設置するよう、区広報や物資のあっせんチラシを通じて普及に努める。

概ね、60歳以上の寝たきり、又はひとり暮らし高齢者の属する世帯及び重度の心身障害者には、申請によって自動消火装置、住宅用火災警報器等を給付する。

消防用設備等の適正化指導

防火対象物に設置される消防用設備等については、地震時にも十分その機能を発揮し、火災を初期のうちに消火することができるような耐震措置の実施について指導を促進する。特に屋内消火栓設備、スプリンクラー設備等が地震発生後も機能するよう指導を強化する。

初期消火資器材等の普及

震災編 第2部 施策ごとの具体的計画（災害予防・応急・復旧計画）

第3章 安全な都市づくりの実現

第5節 具体的な取組【予防対策・応急対策・復旧対策】

家庭や事業所における初期消火を確実にを行うためには、町会・自治会等で行われる防災訓練の参加や事業所の自衛消防訓練を通して、いざという時のために備えておく事が大切である。

このため、家庭用初期消火用として消火器はもちろんのこと、非常用飲料水の容器も兼ねた三角バケツや災害時要援護者を火災から防護するための水道直結方式の住宅用スプリンクラーなど、社会状況等の変化に対応した消火資器材の普及を図り、初期消火対策を推進する。

また、初期消火活動を容易にするための住宅用火災警報器の全住宅への設置について、給付事業と合せ積極的に推進する。

区民、事業所の自主防災体制の強化

ア) 区民の防災行動力の向上

世帯あたり最低1名が自信を持って災害に対応できるよう、初歩から応用へと段階的に体験できるような訓練を推進し、地域の初期消火力の強化と防災訓練体験者の増加を図る。

また、地域協力体制づくりを進め、災害時要援護者を含めた地域ぐるみの防災行動力を高める。

イ) 事業所の自主防災体制の強化

全ての事業所に防災計画を作成させるとともに、各種訓練や指導等を通じて防災行動力の向上を促進し、自主防災体制の強化を図る。

また事業所相互間の協力体制及び防災市民組織との連携を深めるとともに、保有する資材等を活用し、地域との協力体制づくりを推進する。

8) 火災の拡大防止（消防署）

消防活動体制の整備強化

杉並区における常備消防力は、東京消防庁のもとに、2消防署、10消防出張所に、消防職員600名余を擁し、ポンプ車、救急車、化学車、はしご車等約60台を配備し、災害に備えている。

これらの消防力を、震災時においても最大限有効に活用するため、地震被害の態様に則した各種の震災消防計画を策定し、有事即応体制の確立を図っている。しかし、同時多発性、広域性を有する地震火災の防止を全て常備消防力に期待することには限界があるため、消防力の整備増強と平行しながら、地域住民による出火防止、初期消火の徹底を図っていく。

図表：消防車両の内訳（平成23年4月現在）

ポンプ車	救急車	化学車	はしご車	その他指揮車 照明車等	合計
28台	11台	1台	2台	17台（注）	59台

震災対応資器材の整備

震災時において常備消防力を最大限に活用するため、震災の態様に応じた資機(器)材を整備し活用するとともに、防災市民組織、地域住民等も消防隊員用救助資器材を使用できるよう計画する。

震災編 第2部 施策ごとの具体的計画（災害予防・応急・復旧計画）

第3章 安全な都市づくりの実現

第5節 具体的な取組【予防対策・応急対策・復旧対策】

消防水利の整備

東京消防庁では、震災時の同時多発火災に対処するため、建築物の延焼危険度が高い地域や震災対策上重要な地域を中心に、多角的な方策による消防水利の整備促進を図るため、次の項目を推進する。

- ・民間の開発行為や市街地再開発事業等々の機会を生かした防火水槽の設置
- ・民間建物の基礎部分を利用した地中ばり水槽の設置
- ・消防水利不足地域における用地取得
- ・雨水貯留施設や親水公園など他用途水源の活用
- ・巨大水利の開発・確保

杉並・荻窪消防署では、関係行政機関との連携を図り、関係部局と情報連絡体制を密にし、新たな水利を開発するとともに民間の開発行為に対しても防火水槽等の消防水利を確保するよう働きかけ、都市づくりと一体となった消防水利を確保する。また、消防水利以外の他用途水源を消防水利に活用するなど多角的な方策による消防水利の確保に努めている。

なお、杉並区における消防水利の整備状況は次のとおりである。

区は震災対策系列に基づく防火水槽の設置、宅地開発等に関する条例及び指導要綱に基づく防火水槽等の設置対象物や容量規定の制定及び区有地等の売却に際して、既存の防火水槽の存置や代替水利の確保を図るなど、消防水利の整備を推進する。

(平成23年4月1日現在)

種別	杉並消防署	荻窪消防署	合計
防火水槽	488基	414基	902基
ブール	54基	32基	86基
受水槽	22基	8基	30基
池	8力所	6力所	14力所
河川	63力所	35力所	98力所
消火栓	2,845基	2,323基	5,168基
貯水池	1基	0基	1基

消防団の体制強化

杉並区における消防団は、杉並消防団と荻窪消防団の2団16分団で、定数750名に対し現員は675名である(平成23年4月1日現在)。常時定数を充足させるために、あらゆる方策を使い、消防団員の募集活動を行っている。

これらの消防団は、震災時には消防署隊と連携し消防活動にあたるとともに、平常時は地域住民への訓練指導を行うなど、地域防災の中核として重要な役割を担っている。

このため、震災時の活動に対応できるよう、震災対策重点地域及び火災危険度の高い地域を優先的に、可搬ポンプ積載車(緊急車)、可搬ポンプ、防災資器材格納庫を整備するとともに、新たに簡易救助器具を配備し、救助能力等活動体制の強化を図っている。平成23年4月1日時点における

震災編 第2部 施策ごとの具体的計画（災害予防・応急・復旧計画）

第3章 安全な都市づくりの実現

第5節 具体的な取組【予防対策・応急対策・復旧対策】

格納庫の整備状況は、杉並消防団 37 力所、荻窪消防団 16 力所である。

また、地域の指導者としての適切な指導を行うために必要な教育訓練用資器材を整備するほか、区としても消防団の分団装備等の資器材を助成し、その強化を図っている。

消防活動路等の確保

震災時には、建物、電柱等の倒壊により消防車両等が通行不能になることが予想されることから、次の項目を推進し、消防活動路等の確保に努める。

- ・民間から借り上げる特殊車両の確保
- ・広幅員道路の整備、U字溝の暗きょ化及び交差点の隈切り整備などを関係機関等と検討
- ・震災消防活動が効果的に行えるよう交通規制等についての警察との協議

消防活動が困難な区域への対策

震災時には、道路の狭隘に加え、道路周辺建物等の倒壊等により消防活動が著しく阻害される区域が発生することが予想される。

このため、道路の拡幅、防火水槽等の充実、消防隊用可搬ポンプ等の活用、消防団の体制の充実等の施策を推進するとともに、地域別延焼危険度の測定結果や地震時における焼け止まり効果の測定結果等を活用し、防災都市づくり事業等を通じて消防活動困難区域の解消に努める。

地域防災体制の確立

震災時には、火災や救助・救急事象が同時に多発し、また、様々な障害の発生により、円滑な消火活動が実施できなくなることが予想されることから、地域における防災体制を早期に確立し、火災の拡大防止を図る必要があるため、次の項目を推進する。

- ・防災市民組織と事業所等との連携体制の整備
- ・消防機関、災害時支援ボランティア、防災市民組織及び事業所の自衛消防組織等が協力して行う合同防災訓練の実施を推進する。

9) 防災市民組織の充実・強化

防災市民組織の役割

地域住民により自主的に結成された防災市民組織の役割、とるべき措置は、概ね次のとおりである。

平常時	<ul style="list-style-type: none">・防災に関する知識の普及及び出火防止の徹底・初期消火、避難、救出救護等各種訓練の実施・消火用資器材、応急手当用医薬品、救助用資器材等防災資器材の備蓄及び保守管理・地域内の危険箇所（ブロック塀等）や災害時要援護者の把握・震災救援所の運営に関すること・火気使用設備器具の安全化
発災時	<ul style="list-style-type: none">・出火防止、初期消火の実施

	<ul style="list-style-type: none">・ 地域内の被害状況等の情報収集、住民に対する避難の勧告・指示の伝達・ 救出救護の実施及び協力・ 集団避難の実施・ 震災救援所の運営に関する協力
--	---

防災市民組織の現況

区では、防災市民組織の自主的な性格に配慮しながら、町会・自治会等を通じてその結成を積極的に働きかけてきており、現在の組織化の状況は【別冊・資料16】のとおりである。これらの防災市民組織相互の情報交換及び防災体制のあり方等を自主的に協議する場として、防災市民組織連絡協議会が設置されている。

防災市民組織の充実

平常時における各種訓練・啓発活動のほか、非常時における初期消火・救出救護活動など防災市民組織の実施する応急対策活動に対する期待は増大してきている。

しかし、防災市民組織の現状は、構成員の高齢化、リーダー不足等多くの問題を抱えている。

このため区・消防署及び警察署では、未結成地域に対する結成促進を働きかけていく一方で、防災市民組織の活性化のため、防災リーダーの育成及び訓練を実施し、地域防災力を高めることを目的に、より一層きめ細かな助言等を行っていく。

防災市民組織への助成

区では、各防災市民組織の円滑な運営及び活動の充実に資するため、助成金の交付や資器材等の交付などの助成を行っている。

防災市民組織を財政的に援助するため、助成金を交付するとともに、防災市民組織連絡協議会に対しても補助金を交付している。

結成時に必要な防災資器材を交付する。

【別冊・資料15】

10) 事業所防災体制の強化

事業所において使用される火気及び危険物などは、一般家庭より規模が大きく、それだけ地震時における発災の危険あるいは地域に与える影響が大きいと予想されるため、消防署では、東京都震災対策条例に基づく事業所防災計画の作成等による防災体制の整備に努めてきたところである。今後さらに、全事業所に対してリーフレット配布及び危険物取扱者等の講習等を通じて、事業所の防災体制の充実強化に努める。

11) 地震等の災害に強いまちづくりの推進

地震等の災害時の市街地大火を防止するため、幹線道路・鉄道・河川などの既存施設を活用した延焼遮断帯ネットワークの形成を促進する。

また、震災救援所となる区立小・中学校周辺やそこに至る緊急道路障害物除去路線沿いについては、建築物の不燃化を推進する。

震災編 第2部 施策ごとの具体的計画（災害予防・応急・復旧計画）
 第3章 安全な都市づくりの実現
 第5節 具体的な取組【予防対策・応急対策・復旧対策】

第4-2 危険物施設、高压ガス、毒物・劇物取扱施設等の安全化

1) 対策内容と役割分担

石油等危険物施設の安全化

機 関 名	対 策 内 容
東京消防庁等	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所防災計画の作成状況の確認、作成の指導 ・石油等危険物施設の安全化

液化石油ガス消費施設の安全化

機 関 名	対 策 内 容
都環境局	<ul style="list-style-type: none"> ・液化石油ガス消費施設の安全化

火薬類保管施設の安全化

機 関 名	対 策 内 容
都環境局	<ul style="list-style-type: none"> ・火薬類保管施設の安全化

高压ガス保管施設の安全化

機 関 名	対 策 内 容
都環境局	<ul style="list-style-type: none"> ・高压ガス保管施設の安全性確保
都水道局	<ul style="list-style-type: none"> ・浄水場の塩素設備の整備補強

毒物・劇物取扱施設の安全化

機 関 名	対 策 内 容
都生活文化局 都福祉保健局 都教育庁 区	<ul style="list-style-type: none"> ・毒物・劇物による危害未然防止

化学物質関連施設の安全化

機 関 名	対 策 内 容
都環境局	<ul style="list-style-type: none"> ・化学物質による被害防止 ・PCB 保管事業者の明確化

放射線等使用施設の安全化

放射線等使用施設については、国（文部科学省）が、「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」に基づき、RI（ラジオ・アイソトープ）4の使用、販売、廃棄等に関する安全体制

4 RI（ラジオ・アイソトープ）：放射線を出す同位元素（ウラン、ラジウム、カリウム等）のことで、

震災編 第2部 施策ごとの具体的計画（災害予防・応急・復旧計画）

第3章 安全な都市づくりの実現

第5節 具体的な取組【予防対策・応急対策・復旧対策】

を整備するとともに、立入検査の実施による安全確保の強化、平常時はもとより震災時においても監視体制がとれるよう各種の安全予防対策を講じる。

放射性物質等のうち核物質の保管状況等の情報については、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」に基づき、国が把握しているが、治安対策上の理由から国からの情報提供は行われていない。都では、火災予防条例に基づく届出により東京消防庁が消防活動に必要な情報を把握しており、関係機関において、必要な情報の共有を図っていく。

機 関 名	対 策 内 容
都福祉保健局	・RI管理測定班を編成し、地域住民の不安除去に努める。
都総務局 都福祉保健局 都産業労働局	・監視体制の強化、法制上の問題、災害時の安全対策等について協議を行う。 ・関係各局がそれぞれのRI対策を推進する。

2) 詳細な取組内容

危険物等施設については、耐震性など安全を確保するとともに、防災訓練の積極的な実施に努めなければならない。

石油等危険物施設の安全化

東京消防庁等

危険物施設に対して耐震性強化の指導、自主防災体制の整備、活動要領の制定、防災資機材の整備促進、立入検査の実施など、出火防止や流出防止対策の推進を図る。

震災を踏まえ、準特定屋外タンク貯蔵所に対する耐震性能の技術基準への早期適合を推進するとともに、津波発生時等における施設、設備に対する応急措置等について事業所指導を徹底し、保安管理体制の充実、強化を図る。

製造所、特定屋外タンク貯蔵所、給油取扱所(営業用)及び化学反応工程を有する一般取扱所等に対しても立入検査等を実施し、適正な貯蔵取扱い及び出火危険排除のための安全対策について指導する。

震災時の安全性の確保のため、東京都震災対策条例に基づく事業所防災計画の作成状況を確認し、未作成の場合は作成を指導する。

消防法等に基づき、自衛消防組織の結成を指導するとともに、大規模危険物施設については、「東京危険物災害相互応援協議会」を組織し、相互に効果的な応援活動を行うこととしており、その訓練を定期的に行う。

液化石油ガス消費施設の安全化

都環境局

所管する液化石油ガス(LPG)販売事業者等に対する立入検査等を行い、保安の確保に努める。また、災害防止を図るため、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42

核医学検査及び放射線治療で使用

震災編 第2部 施策ごとの具体的計画（災害予防・応急・復旧計画）

第3章 安全な都市づくりの実現

第5節 具体的な取組【予防対策・応急対策・復旧対策】

年法律第149号)に基づき、次の措置を講ずるよう指導する。

- ・学校等公共施設及び集合住宅等に対するガス漏れ警報器の設置
- ・料理飲食店、一般住宅等を含めた全施設に対する安全装置付末端閉止弁(ヒューズコック)の設置
- ・地震時の容器の転倒防止や配管の破損等の被害を最小限に抑え、LPG漏えい等による二次災害を未然に防止するため、「液化石油ガス供給・消費設備基準」に基づき指導する。
- ・災害時のLPG活用のあり方について、実態把握及び課題抽出を行い、これを踏まえて検討を行う。

火薬類保管施設の安全化

火薬類は、火薬庫への貯蔵及び火薬庫の所(占)有者による定期自主検査が義務づけられ、保安に関しては厳重な技術上の基準により規制されている。火薬庫以外の場所への貯蔵が認められている少量の火薬類についても、構造及び設備等に関する技術上の基準が定められている。

都環境局

火薬類保管施設に対し、保安検査及び立入検査を実施して、保安を確保する。少量の火薬類についても、随時、立入検査を実施して保安に関する指導監督を行う。

平時に整備しておく保安対策、警戒宣言時にとるべき対応策及び震災時の危険防止のための応急措置等について、自主保安体制の整備を指導する。

高圧ガス保管施設の安全化

都環境局

施設を設置するには法令に基づく基準への適合状況を審査するとともに、許可対象事業者が定める危害予防規程の届出を受理し、設置時の完成検査を実施するとともに定期的な保安検査を行う。

また、随時立入検査を実施し、施設の適正な維持管理や安全性確保に努める。

東京都震災対策条例に基づき、塩素施設、アンモニア施設及び液化石油ガス施設等について「東京都高圧ガス施設安全基準」に基づき、配管類や除害設備等について安全性を強化し、過密化した東京の特殊性に合った、法の規制を上回るきめ細かい指導を行う。

高圧ガス関係事業者が定める防災計画に関する指針等に基づき、自主保安の普及・促進を行う。また関係業界への自主保安意識の高揚と保安管理体制の充実を図るための啓発活動を行う。

高圧ガス施設の安全性確保について、実態把握及び課題抽出を行い、これを踏まえた検討を行う。

都環境局 東京都高圧ガス地域防災協議会及び加盟事業所 関係機関等

都環境局、東京都高圧ガス地域防災協議会及び加盟事業所、関係機関等は協力して、年1回基礎訓練、総合訓練等を実施する。

都水道局

都水道局は、管理する浄水場の塩素設備について、塩素の漏えいによる二次災害を防止するため、消毒に使用している液化塩素を、安全性が高く、取扱いが容易な次亜塩素酸ナトリウムへ転換する。

震災編 第2部 施策ごとの具体的計画（災害予防・応急・復旧計画）
第3章 安全な都市づくりの実現
第5節 具体的な取組【予防対策・応急対策・復旧対策】

毒物・劇物取扱施設の安全化

都福祉保健局、区は、危害の未然防止のため、所管する毒物・劇物取扱施設への立入検査を実施するほか、講習会等を開催し、保守点検等の励行、事故発生時の対応措置及び定期的防災訓練の実施等を指導する。

都福祉保健局は、震災時の安全性の確保のため、危害防止規定等の作成状況を確認し、未作成の場合は作成を指導する。

事業者は、漏洩えいを防止するための体制をあらかじめ整備する。

学校における毒物・劇物災害を防止するため、都教育庁は「学校における理科系実験用薬品類の管理について」を公立の小中高等学校及び特別支援学校に周知し、事故防止に努めている。

都生活文化局は、私立学校における毒物・劇物災害を防止するため、化学実験室等の管理について、必要な情報を提供する。

化学物質関連施設の安全化

都環境局

これまでの震災により被害を受けた事業所や都内事業所の化学物質取扱いの実態調査や、震災が発生した場合の化学物質漏えい予測を行い、現行の化学物質の適正管理制度を非常災害時の管理手法として活用する方策を検討する。また、災害時の事業所の初動体制や関係機関との連携の在り方も検討する。

PCB の流出、拡散防止の観点から、PCB 廃棄物を判別するためのステッカーなどによる表示を行う。また、現在把握している PCB 機器の使用、保管状況について、区市町村との情報共有を図っていく。

放射線等使用施設の安全化

都福祉保健局

RI 使用医療機関で、被害が発生した場合には、4人を1班とする RI 管理測定班を編成し、漏えい放射線の測定、危険区域の設定、立入禁止措置を行うなど、地域住民の不安除去に努める。

都総務局 都福祉保健局 都産業労働局

RI による、環境汚染に伴う被ばく及び医療、職業上の被ばく等の放射線障害に関する対策を検討するため、都総務局は、RI 対策会議を設置し、監視体制の強化、法制上の問題、災害時の安全対策等について協議を行う。

必要に応じ国の関係省庁に監視指導体制の強化を要望するとともに、関係各局がそれぞれの RI 対策を推進する。

震災編 第2部 施策ごとの具体的計画（災害予防・応急・復旧計画）

第3章 安全な都市づくりの実現

第5節 具体的な取組【予防対策・応急対策・復旧対策】

第4-3 危険物等の輸送の安全化

1) 対策内容と役割分担

関係官庁による危険物積載車両の路上取締りを毎年定期的を実施するとともに、常置場所においても立入検査を実施し、構造設備等の保安・管理の徹底を図る。また、輸送車両の事故を想定した訓練を実施し保安意識の高揚に努める。

機 関 名	対 策 内 容
都環境局	・ 高圧ガスに関する保安講習会等による事故防止対策の普及啓発 ・ 高圧ガス及び液化石油ガス移動車両の路上点検の実施 ・ 高圧ガス移動車両の事故を想定した訓練の実施
都福祉保健局 区	・ 法令基準に適合するよう指導取締りの実施 ・ 関係機関との連絡通報体制の確立
東京消防庁	・ タンクローリー等による危険物輸送の指導、安全対策の実施 ・ イエローカードの車両積載の確認及び活用推進
警視庁	・ 危険物等運搬車両の通行路線の検討 ・ 危険物等運搬車両の路上点検、指導取締りの推進 ・ 関係機関等の連絡通報体制の確立
関東東北産業 保安監督部	・ 高圧ガス製造者等への高圧ガス地域防災協議会の設置、自主的な 災害予防対策の指導 ・ 移動計画書を輸送者に作成させ、内容の確認及び遵守の指導

2) 詳細な取組内容

都環境局

販売事業者や運送指導員などを対象とした保安講習会において、高圧ガスの移動に関する法令や技術上の基準、違反事例などを解説し、移動に伴う災害・事故の未然防止、法令遵守の啓発を行い、保安の強化を図る。

高圧ガス及び液化石油ガス移動車両の路上点検を実施し、法令や技術上の基準に適合するよう指導取締りを行う。

東京都高圧ガス地域防災協議会及び加盟事業所、関係機関等により年1回開催している高圧ガス防災訓練において、高圧ガスの車両による移動に関する法令遵守訓練などを実施し、防災意識の高揚と緊急措置技術の向上を図る。

都福祉保健局 区

毒物・劇物運搬車両の路上点検及び集積する場所での監視を行い、法令基準に適合するよう指導取締りを行う。要届出毒物・劇物運送業者の所有する毒物・劇物運搬車両の検査の徹底に努めるとともに、関係機関との連絡通報体制を確立する。

震災編 第2部 施策ごとの具体的計画（災害予防・応急・復旧計画）

第3章 安全な都市づくりの実現

第5節 具体的な取組【予防対策・応急対策・復旧対策】

東京消防庁

タンクローリー、トラック等の危険物を輸送する車両については、立入検査等を適宜実施して、構造、設備等について、法令基準に適合させるとともに、当該基準が維持されるよう指導を強化する。指導に当たっては、隣接各県と連絡を密にし、安全指導を進める。

鉄道タンク車による危険物輸送について、東京都震災対策条例に基づき関係事業所が作成した防災計画の遵守、徹底を図る。

タンカーによる危険物輸送については、受入施設を有する事業所に対して、荷役中の被害軽減を図るための各種対策の指導を強化する。

「危険物の運搬又は移送中における事故時の措置・連絡用資料(イエローカード)」の車両積載を確認し、活用の推進を図る。

警視庁

危険物等運搬車両の通行路線を検討する。また、路上点検を行い、指導取締りを推進するとともに関係機関等の連絡通報体制を確立する。

関東東北産業保安監督部

高圧ガス運送上の災害に対処するため、高圧ガスの製造、販売、運搬を行う者に高圧ガス地域防災協議会を設置させ、自主的な災害予防対策を指導する。

高圧ガス保安法に基づき、輸送者が作成した移動計画書（移動の通路、緊急時の措置、車両に携行する防災資材・器具等を記載）の内容を確認するとともに、その遵守及び保安の確保に努めるよう指導する。

- | | |
|---------------------------|--------------------|
| 1 消火・救助・救急活動 | 3 危険物等の応急措置による危険防止 |
| 2 河川・社会公共施設の応急対策による二次災害防止 | |

第1 消火・救助・救急活動

第1-1 救助・救急活動

1) 活動態勢

消防署、警察署は、それぞれの消防活動、警備活動方針によるほか、区医療救護部、医師会、病院等の医療機関と密接な連携を図り、傷病者の救助活動や搬送活動に備えて、救助・救急態勢をとる。

2) 消防機関による救助・救急活動

活動態勢及び活動内容

関係機関との連携・協力態勢を確立し、救助・救急活動の万全を期するため、次の活動を行う。

- ・救助・救急活動は特別救助隊及び救急隊が連携し、救助・救急資機(器)材を活用して組織的な人命救助・救急活動を行う。通常の消防力では対応が困難な救助事象に対しては、消防救助機動部隊（ハイパーレスキュー）の効果的な投入を行い、迅速な救助活動を実施する。
- ・救助・救急活動に必要な重機等に不足を生じた場合は、関係事業者との協定等に基づく迅速な調達を図り、実効性のある活動を行う。また、震災時の救助・救急活動においては、地域住民自身による救助・救急活動が不可欠であるため、震災時に地域住民も利用できる救助用資器材の活用を図る。
- ・救急活動にあたっては、医療救護所が開設されるまでの間、消防署(所)に仮救護所を設置するとともに、救助・救急現場に現場救護所を設置し、医療関係機関、消防団員、災害時支援ボランティア等と連携し、救急資器材等を有効に活用して傷病者の救護にあたる。
- ・傷病者の搬送は、救急救命士等のトリアージに基づき、緊急度の高い傷病者を最優先とし、救急車等を活用して、医療機関へ迅速に搬送する。
- ・警視庁、自衛隊、防災市民組織等と連携協力し、救助・救急の万全を期する。

傷病者多数発生時の活動

災害の状況等を判断し、安全かつ活動容易な場所に現場救援所を設置し、救助隊、医療救護班と密接な連携を図り、効果的な救助活動を行う。

救護能力が不足する場合は、消防団員、災害時支援ボランティア、防災市民組織等に医療機関への自主的な搬送協力を求めるなど、関係機関との連絡を密にし、効率的な活動を行う。

消防団、事業所の救出・救護活動能力の向上

消防署は、特別区消防団の応急救護資器材の整備を行うとともに、応急手当普及員の要請など、

震災編 第2部 施策ごとの具体的計画（災害予防・応急・復旧計画）

第3章 安全な都市づくりの実現

第5節 具体的な取組【予防対策・**応急対策**・復旧対策】

教育訓練の充実を図る。

消防署は、災害時に、消防団、区民及び事業所が、適切な応急手当を行える能力を身につけられるよう、応急救護知識及び技術を普及する。

消防署は、事業所の実態に応じた、組織、資器材を有効に活用した活動を行うため、自衛消防隊、その他の従業員等の活動技術の向上を目的とした訓練の実施を推進する。

第1-2 区民の自主救助活動能力の向上 <災対総務部>

1) 救助活動技術の普及・啓発

災害時には、広域的又は局所的に救助・救急事象の多発が予想されることから、区民による地域ぐるみの救助活動が必要となる。

このため、防火管理者、自衛消防隊員をはじめとして、防災市民組織関係者及び一般区民に対する、救出活動に関する知識及び技術の普及・啓発活動を積極的に推進する。

2) 応急救護知識及び技術の向上

震災時における多数の救急事象に対応するには、区民自ら適切な応急救護処置を行える能力を身につける必要がある。

このため、区民に対し応急救護知識及び技術を普及するとともに、事業所における応急手当の指導者を養成することにより、自主救護能力の向上を積極的に図る。

第2 河川・社会公共施設の応急対策による二次災害防止

第2-1 河川の応急対策

河川管理者は、地震発生後速やかに河川管理施設の被害状況を調査する。その結果により必要な応急対策を実施し、二次災害の防止に努める。

第2-2 社会公共施設等の応急対策

1) 対策内容と役割分担

社会公共施設等の応急危険度判定

地震が発生したとき、応急対策上重要な役割を果たす社会公共施設等について、余震等による倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止するため、早期に被害状況を調査し、使用できるかどうかを応急的に判定する。

機 関 名	対 策 内 容
都 区	<ul style="list-style-type: none">・都立及び区立の公共建築物が被災した場合、必要に応じて応急危険度判定を実施・応急危険度判定技術者が不足する場合、他団体への協力要請・社会公共施設の管理者から判定実施の支援要請があった場合、公共建築物に準じて、社会公共施設の判定を実施

震災編 第2部 施策ごとの具体的計画（災害予防・応急・復旧計画）
 第3章 安全な都市づくりの実現
 第5節 具体的な取組【予防対策・応急対策・復旧対策】

社会公共施設の 管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・所管する社会公共施設が被災した場合、必要に応じて応急危険度判定を実施 ・判定が困難な場合、都又は区に判定実施の支援要請
----------------	---

社会公共施設等の応急対策

機 関 名	対 策 内 容
都 各施設管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・状況に応じて必要な措置をとる。

2) 詳細な取組内容

社会公共施設等の応急危険度判定

ア) 都立及び区立の公共建築物が被災した場合

都及び区は、その所管する公共建築物が被災した場合、必要に応じて応急危険度判定を実施する。その判定が困難な場合、都災害対策本部に判定実施の支援を要請する。
 都災害対策本部は、公共建築物等応急危険度判定部会を設置し、判定実施の調整を行う。
 都財務局は、判定部会の決定に基づき、都の応急危険度判定技術者等を活用し、判定を実施する。
 応急危険度判定技術者が不足する場合、知事は他団体への協力を要請する。

イ) その他の社会公共施設が被災した場合

社会公共施設の管理者は、その所管する社会公共施設が被災した場合、必要に応じて応急危険度判定を実施する。
 社会公共施設の管理者は、その所管する社会公共施設の判定が困難な場合、都又は区に判定実施の支援を要請する。
 都災害対策本部は公共建築物に準じて、社会公共施設の判定を実施する。

社会公共施設等の応急対策

ア) 各医療機関

施設長は、あらかじめ策定した計画に基づき、患者の生命保護を最重点に対応する。
 通信手段の確保に努めるとともに、状況に応じて必要な措置をとるなど万全を期する。

イ) 社会福祉施設等

社会福祉施設等の責任者は被災後速やかに施設内外を点検し、落下・倒壊等の危険箇所の有無を確認する。必要に応じて応急修理を行い、安全を確保する。
 利用者の状況、職員の状況、施設建物の被害状況を把握し、必要に応じ施設の応急計画を策定する。
 施設独自での復旧が困難である場合は、区市町村が組織した「災害時要援護者対策班」等関係機関に連絡し援助を要請する。

震災編 第2部 施策ごとの具体的計画（災害予防・応急・復旧計画）

第3章 安全な都市づくりの実現

第5節 具体的な取組【予防対策・応急対策・復旧対策】

震災の被害を受けなかった施設の責任者は、援助を必要とする施設の責任者に積極的に協力し、入所者の安全を確保する。

ウ) 学校施設

学校長は、児童・生徒等の安全確保を図るため、避難計画を作成し、この計画に基づいて行動する。

自衛防災組織を編成し、役割分担に基づき行動する。

緊急時には、関係機関へ通報して臨機の措置を講ずる。

学校施設が、避難所になった場合は、避難者の健康と安全の確保に努めるとともに、余震や火災予防についても十分な措置をとる。

学校施設の応急修理を迅速に実施する。

エ) 文化財施設

文化財に被害が発生した場合には、その所有者又は管理者は、直ちに消防署等の関係機関に通報するとともに被害の拡大防止に努め、被災状況を速やかに調査し、区指定の文化財にあっては区教育委員会、都、国指定の文化財にあっては、区教育委員会を通じて都教育委員会・文化庁へ報告しなければならない。

消防署等関係機関は被災文化財の被害拡大を防ぐため、協力して応急措置を講ずる。

オ) 都立文化施設・社会教育施設

都立文化施設・社会教育施設の管理者は、施設の利用者等が不特定多数であることから、利用者等の避難誘導に当たっては、あらかじめ定められた避難場所に誘導し、混乱防止及び安全確保に万全を期する。

災害状況に即した対応ができるよう都生活文化局及び都教育庁等関係機関との緊急連絡体制を確立する。

杉並区において、幼児・児童・生徒が就業時間内に震度5弱以上の地震が発生した場合には、区立学校（園）は直ちに「対策本部」を立ち上げ、組織的な緊急対応を開始する。幼児・児童・生徒の下校方法については、保護者等への「引き渡し」を原則とし、保護者等が迎えに来るまで、学校（園）で預かることとする。

第3 危険物等の応急措置による危険防止

第3-1 危険物施設、高圧ガス、毒物・劇物取扱施設等の応急措置

LPガス・塩素等の高圧ガス及び毒物等は、平常時には、燃料、製氷、冷凍、医療等に幅広く利用されている。しかし、これらの保管施設が、ひとたび地震等で破壊された場合には、その引火性、爆発性、毒性等による二次災害を誘発し、多大の被害をもたらすことは明らかである。

また、区内には、現在、石油、火薬、高圧ガス等の危険物貯蔵所などがあり、地震時における振動、火災等により、これらの危険物が爆発したり漏えいすることが考えられる。その場合、従業員

震災編 第2部 施策ごとの具体的計画（災害予防・応急・復旧計画）

第3章 安全な都市づくりの実現

第5節 具体的な取組【予防対策・応急対策・復旧対策】

はもとより、周辺住民に対しても大きな影響を与える恐れがある。したがって、これらの施設については、関係法令等に基づき防災計画が定められ、防災体制の強化が図られているところであるが、発災した場合、被害を最小限にとどめるための応急対策を確立しておく必要がある。

これらを踏まえ、本節では、高圧ガス、毒物・劇物等の保管施設の安全化について、それぞれの施策を取り上げる。あわせて、危険物の各施設の応急措置及び危険物等輸送車両に対する応急措置について必要な事項を定める。

1) 高圧ガス保管施設

都は、「高圧ガス保安法」や「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」に基づき、厳しい規制、検査を行うとともに、「東京都高圧ガス施設安全基準」を定め、法の規制を上回るきめ細かい指導を行っている。

消防署では、消防法に基づく消防計画及び予防規程を通じ、事業所防災計画の作成状況を確認し、具体的対策等を指導する。

2) 毒物・劇物保管施設

保健所等は、毒物・劇物の営業者及び業務上取扱者に対し、毒物・劇物によって、住民の生命及び保健衛生に危険を生じる恐れのあるときは、直ちに保健所、警察署又は消防署に通報するとともに、危害防止のため応急処置を講ずるよう指導する。

なお、区では、平成13年1月に学校における化学薬品に起因する災害の防止に関する内容を盛り込んだ「杉並区立学校安全対策の手引き」を作成して区立小中学校に配布し、事故防止に努めている。

消防署では、消防法に基づく消防計画及び予防規程を通じ、事業所防災計画の作成状況を確認し、具体的対策等を指導する。

3) 危険物施設

消防署では、次の事項について積極的に指導を行う。

保安対策

危険物事業所の自主保安体制の強化を図り、事故の未然防止と災害発生時の被害の軽減を図る目的で、危険物施設の予防規程及び防災計画等に基づく訓練の実施並びに危険物事業所間の相互応援組織の育成充実を促進する。

危険物施設の位置、構造等の安全化を図るため設置、許可等にあたっては、構造・設備の耐震化、貯蔵取扱いの安全対策を促進する。

規制及び維持管理

ア) 危険物施設の規制

危険物施設に対しては、貯蔵し、又は取扱う危険物の種別、数量及び施設の形態により、消防法令に基づき位置、構造、設備に関する規制と危険物の貯蔵、取扱い及び運搬に関する規制並びに自

震災編 第2部 施策ごとの具体的計画（災害予防・応急・復旧計画）

第3章 安全な都市づくりの実現

第5節 具体的な取組【予防対策・応急対策・復旧対策】

主保安管理等にかかわる指導を推進する。

イ) 維持管理

危険物施設に対しては、立入検査を行うとともに、危険物保安統括管理者、危険物保安監督者、危険物取扱者及び危険物施設保安員等による自主的災害予防体制の確立について指導を図る。

危険物等の輸送の安全対策

タンクローリーについては、構造・設備及び危険物取扱者免状の所持等について法令基準に適合するよう指導を強化する。

鉄道タンク車による危険物輸送については、東京都震災対策条例に基づいて関係事業所が作成した事業所防災計画の遵守、徹底を図る。

危険物運搬車両についても、タンクローリーと同様に適宜、立入検査を実施し、安全対策を進める。

「危険物の運搬または移送中における事故時の措置・連絡用資料(イエローカード)」の車両積載を確認し、活用の推進を図る。

4) 石油類等危険物保管施設の応急措置

消防署は、関係事業所の管理者に対して、次に掲げる措置を当該危険物施設の実態に応じて講ずるよう指導する。また、これら施設に対する災害応急対策は、本章第1節の「震災消防活動」により対処する。

- ・危険物の流出、爆発等の恐れのある作業及び移送を停止するとともに、施設の応急点検と出火等の防止措置
- ・混触発火等による火災の防止措置と初期消火活動を行うとともに、タンク破壊等による流出、及び異常反応、浸水等による広域拡散の防止と応急対策
- ・危険物による災害発生時の自主防災活動組織と活動要領の制定
- ・災害状況の把握及び状況に応じた従業員、周辺地域住民に対する人命安全措置及び防災機関との連携活動

5) 火薬類保管施設の応急措置

都環境局は、災害の発生の防止又は、公共の安全の維持のため、必要があると認めるときは、法令の定めるところにより緊急措置命令等を発する。

6) 高圧ガス保管施設の応急措置

高圧ガス保管施設の破損等に伴う被害の拡大防止又は、被害の軽減を行う必要がある場合、都環境局は、東京都高圧ガス保安協会など関係機関で構成する、高圧ガス地域防災協議会を通じて防災事業所への応援出勤を要請する。また、被害状況により、緊急の必要があると認める場合、法令の定めるところにより、緊急措置命令を発する。

消防署は、事故時の広報活動及び火災警戒区域に対する規制を行うとともに、関係機関との情報

震災編 第2部 施策ごとの具体的計画（災害予防・応急・復旧計画）

第3章 安全な都市づくりの実現

第5節 具体的な取組【予防対策・応急対策・復旧対策】

連絡を行い、これらの施設に対する災害応急対策を本章第1節の「震災消防活動」により実施する。

また、震災時の安全性確保のため、事業所防災計画の作成を指導する。

7) 毒物、劇物取扱施設の応急措置

都福祉保健局は、毒物、劇物輸入・製造業者等に対し、次の各項の実施について指導するとともに緊急の指示を発する。

- ・毒・劇物の飛散、漏えい、浸透、火災等による有毒ガスの発生を防止するための応急措置を講ずるよう指示する。
- ・危険区域の指示を行うとともに、毒・劇物取扱事業者に対し中和剤等による除毒作業を指示し、周辺住民に対する安全措置を講ずる。
- ・防災関係機関との連絡を密にし、毒・劇物にかかる被災情報の収集・伝達に努める。

都教育庁は、学校長等に対し、発災時の活動について、次の対策を樹立しておき、それに基づき行動するよう指導する。

- ・発災時の任務分担、鍵の管理並びに保管場所の周知
- ・出火防止及び初期消火活動
- ・危険物等の漏えい、流出等による危険防止措置
- ・実験中における薬品容器、実験容器の転倒、落下防止並びに転倒、落下等による火災等の防止
- ・児童生徒等に対して、発災時における緊急措置に関する安全教育の徹底
- ・被害状況の把握、情報収集及び伝達等
- ・避難場所及び避難方法

8) 放射線使用施設の応急措置

地震、火災その他の災害が起こったことにより、放射性同位元素又は放射線発生装置に関し、放射線障害が発生する恐れがある場合又は放射線障害が発生した場合においては、「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」に基づき定められた基準に従い、放射性同位元素使用者等は、直ちに応急の措置を講じ、文部科学大臣に報告を行うこととされている。文部科学大臣は必要があると認めるときは、放射線障害を防止するために必要な措置を講ずることを命ずることができる。

消防署は、放射性物質の露出、流出による人命危険の排除を図ることを主眼とし、次の各措置ができるよう取扱者を指導する。また、災害応急活動を本章第1節の「震災消防活動」により対処する。

- ・施設の破壊による放射線源の露出、流出の防止を図るための緊急措置
- ・放射線源の露出、流出に伴う危険区域の設定及び被害の拡大防止、人命安全に関する応急措置

都福祉保健局及び都病院経営本部は、R I 使用病院での被害が発生した場合、当該施設から応援要請があった場合、R I 管理測定班を編成して、警戒区域外における放射線の測定、当該医療機関における、入院患者等の安全性の確保ならびに当該患者等の放射線不安への対応を行う。

9) 危険物等輸送車両の応急対策

高圧ガス等輸送車両の応急対策

高圧ガス輸送車両からの、高圧ガス漏洩等事故が発生した場合、都環境局は、東京都高圧ガス保安協会など関係機関で構成する、高圧ガス地域防災協議会を通じて防災事業所への応援出勤を要請する。また、被害状況により、緊急の必要があると認める場合、法令の定めるところにより、緊急措置命令を発する。

警察署は、施設管理者に対し、保安施設、応急資機材を整備充実させ、効果的な活動を推進する。また移動可能なものは周囲の状況により、あらかじめ安全な場所へ移動させ、輸送中の車両は、安全な場所に誘導して退避させる。

消防署の災害応急対策は、本章第1節の「震災消防活動」により対処する。

東日本旅客鉄道は、危険物積載タンク車等の火災、漏えい等の事故が発生した場合は、事故の拡大、併発事故を防止するため、東日本旅客鉄道内における応急措置要領に従い、消火、火気厳禁、立入禁止等の措置を講ずるとともに消防、警察等の関係機関へ通報するものとする。

下水道局は、事業場から有害物質等が下水道に流入する事故が発生したとき、下水道への排出を防止するための応急の措置を講ずるよう指導する。また、関係機関との連絡を密にし、有害物質等に係る災害情報の収集、伝達に努める。

核燃料物質輸送車両の応急対策

事故の通報を受けた最寄りの警察機関は、事故の状況把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、人命救助、交通規制など必要な措置を実施する。

最寄りの消防機関から事故の通報を受けた東京消防庁は、直ちにその旨都総務局に通報するとともに、事故の状況把握に努め、事故の状況に応じて、火災の消火、延焼の防止、警戒区域の設定、救助、救急等に関する必要な措置を実施する。

10) 危険物対策

消防署は各事業所等に対して消防計画、予防規程又は事業所防災計画に基づき対応を図るほか、災害防止上の観点から次の応急措置について検討・実施するよう指導する。

石油類等危険物の取扱い施設

- ・ 操業の停止又は制限
- ・ 流出拡散防止等資器材の点検・配置
- ・ 緊急遮断装置の点検・確認
- ・ 火気使用の中止又は制限
- ・ 消防用設備等の点検・確認

化学薬品等危険物取扱い施設

- ・ 転倒、落下、流出拡散防止等の措置
- ・ 引火又は混合混触等による出火防止措置

震災編 第2部 施策ごとの具体的計画（災害予防・応急・復旧計画）

第3章 安全な都市づくりの実現

第5節 具体的な取組【予防対策・**応急対策**・復旧対策】

- ・化学薬品等取扱いの中止又は制限
- ・火気使用の中止又は制限
- ・消防用設備等の点検・確認

危険物輸送

- ・出荷・受入れ作業の停止又は制限
- ・輸送途中の車両における措置の徹底

第3-2 危険物輸送車両等の応急対策

1) 対策内容と役割分担

危険物輸送車両の応急対策

機 関 名	対 策 内 容
都環境局	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関との密接な情報連携 ・必要な場合、一般高圧ガス等の移動制限又は一時禁止等の緊急措置を命令 ・災害拡大のおそれがある場合、防災事業所に応援出動を要請
警視庁	<ul style="list-style-type: none"> ・事故の状況把握及び都民等に対する広報 ・施設管理者等に対し、被害拡大等防止の応急措置を指示 ・関係機関と連携をみつにし、事故の状況に応じた交通規制、警戒区域の設定、救助活動等の措置
東京消防庁	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関と密接な情報連絡を行う。 ・災害応急対策の実施
区	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じ、住民に対する避難の勧告等の措置を実施
関東東北産業 保安監督部	<ul style="list-style-type: none"> ・都及び関係機関との密接な情報連絡 ・高圧ガス輸送者に対して、必要に応じ、移動制限又は一時禁止等の緊急措置命令 ・災害拡大のおそれがある場合、指定した防災事業所に応援出動を要請
関東運輸局	<ul style="list-style-type: none"> ・危険物輸送の実態に応じた対策を推進
事業者等	<ul style="list-style-type: none"> ・危険が想定される場合等は関係機関への通報等、応急措置

核燃料物質輸送車両等の応急対策

核燃料物質の輸送中に、万一事故が発生した場合のため、国の関係省庁からなる放射性物質安全輸送連絡会(昭和58年11月10日設置)において安全対策を講じる。

機 関 名	対 策 内 容
文部科学省 経済産業省	<ul style="list-style-type: none"> ・放射性物質輸送事故対策会議の開催 ・派遣係官及び専門家の対応

震災編 第2部 施策ごとの具体的計画（災害予防・応急・復旧計画）
 第3章 安全な都市づくりの実現
 第5節 具体的な取組【予防対策・応急対策・復旧対策】

国土交通省 警察庁 総務省消防庁 海上保安庁	
警視庁	<ul style="list-style-type: none"> ・事故の状況把握及び都民等に対する広報 ・施設管理者等に対し、被害拡大等防止の応急措置を指示 ・関係機関と連携を密にし、事故の状況に応じた交通規制、警戒区域の設定、救助活動等必要な措置
東京消防庁	<ul style="list-style-type: none"> ・事故の通報を受けた旨を都総務局に通報 ・事故の状況に応じ、火災の消火、延焼の防止、警戒区域の設定、救助、救急等に関する必要な措置を実施
都総務局	<ul style="list-style-type: none"> ・事故の通報を受け、直ちに関係機関に連絡 ・国への専門家の派遣要請や住民の避難等の措置
事業者等	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関への通報等、応急の措置を実施 ・警察官等の到着後は、情報を提供し、指示に従い適切な措置を実施
区	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関と連絡を密にし、必要に応じ、住民に対する避難の勧告等の措置を実施

2) 詳細な取組内容

危険物輸送車両の応急対策

都環境局

正確な情報把握のため、関係機関と密接な情報連携を行う。

必要と認められる場合、一般高圧ガス及び液化石油ガスの移動の制限又は一時禁止等の緊急措置を命令する。

災害が拡大するおそれがあるときは、東京都高圧ガス地域防災協議会が指定した防災事業所に対して応援出動を要請する。

警視庁

事故の状況把握に努めるとともに、把握した事故の概要、被害状況等について都民等に対する広報を行う。

施設管理者、運行管理者に対し、災害の発生及び被害の拡大を防止するための応急措置を指示する。

関係機関と連携を密にし、事故の状況に応じた交通規制、警戒区域の設定、救助活動等必要な措置をとる。

東京消防庁

関係機関と密接な情報連絡を行う。

震災編 第2部 施策ごとの具体的計画（災害予防・応急・復旧計画）

第3章 安全な都市づくりの実現

第5節 具体的な取組【予防対策・応急対策・復旧対策】

事故の状況に応じて、火災の消火、延焼の防止、警戒区域の設定、救助、救急等に関する必要な措置を実施する。

関東東北産業保安監督部

都及び関係機関と密接な情報連絡を行う。

高圧ガス輸送者に対して、必要に応じ、一般高圧ガス及び液化石油ガスの移動の制限又は一時禁止等の緊急措置命令を発する。

災害が拡大するおそれのあるときは、必要に応じ都又は隣接県の高圧ガス地域防災協議会等が指定した防災事業所に対して応援出動を要請する。

関東運輸局

危険物輸送の実態に応じ、次に掲げる対策を推進する。

- ・ 災害発生時の緊急連絡設備の整備
- ・ 災害発生時の危険物輸送列車の停止箇所は、できるだけ橋梁、ずい道等の危険箇所を避けるよう対策を講ずる。
- ・ 輸送担当者に災害時の連絡、通報、応急措置等に関し指導を行うとともに、訓練を実施する。

区

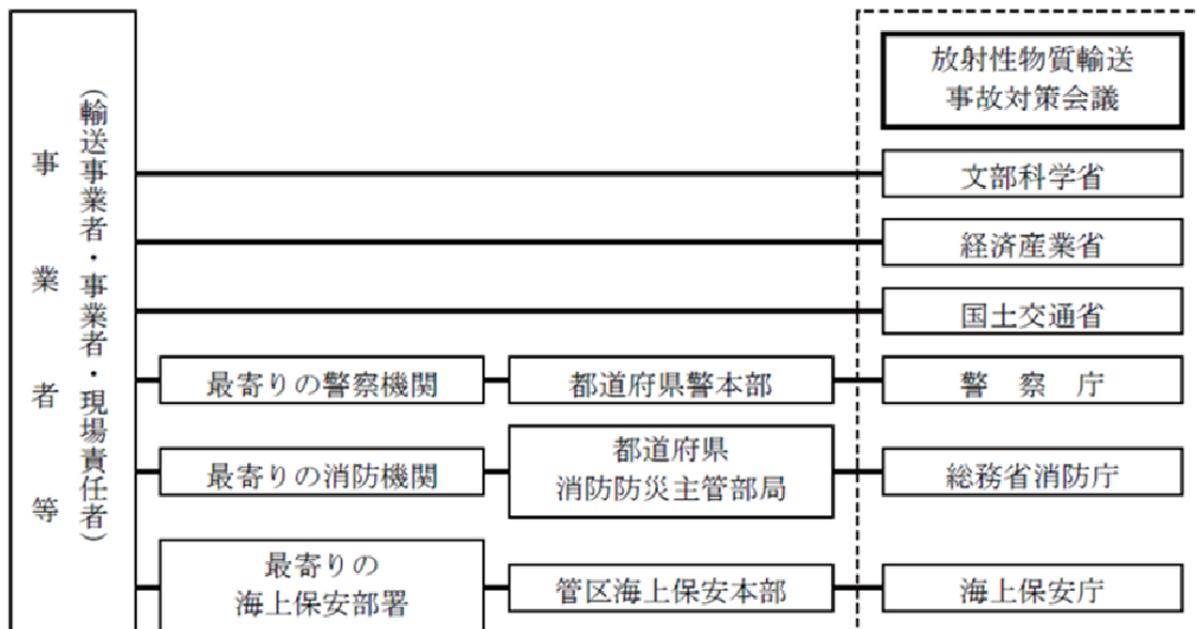
事故時には必要に応じ、次の措置を実施する。

- ・ 住民に対する避難の勧告又は指示
- ・ 住民の避難誘導
- ・ 避難所の開設、避難住民の保護
- ・ 情報提供、関係機関との連絡

事業者等

発災により施設が被害を受けた場合や事故が発生した場合、又は危険が予想される場合は、速やかに関係機関に連絡するとともに、応急措置を実施する。

震災編 第2部 施策ごとの具体的計画（災害予防・応急・復旧計画）
 第3章 安全な都市づくりの実現
 第5節 具体的な取組【予防対策・応急対策・復旧対策】
 核燃料物質輸送車両の応急対策



文部科学省 経済産業省 国土交通省 警察庁 総務省消防庁

核燃料物質の輸送中に事故が発生した場合、速やかに関係省庁による「放射性物質輸送事故対策会議」を開催し、次の事項に関し、連絡・調整を行う。

- ・ 事故情報の収集、整理及び分析
- ・ 関係省庁の講ずべき措置
- ・ 係官及び専門家の現地派遣
- ・ 対外発表
- ・ その他必要な事項

関係省庁は、核燃料物質の輸送中に事故が発生した場合、現地に係官及び専門家を派遣する。

係官は、事故の状況把握に努め、警察官又は消防吏員に対する助言を行うとともに、関係省庁との連絡を密にしつつ、事業者等に対する指示等必要な措置を実施する。

専門家は、関係省庁の求めに応じて必要な助言を行う。

警視庁

事故の状況把握に努めるとともに、把握した事故の概要、被害状況等について都民等に対する広報を行う。

施設管理者、運行管理者に対し、災害の発生及び被害の拡大を防止するための応急措置を指示する。

関係機関と連携を密にし、事故の状況に応じた交通規制、警戒区域の設定、救助活動等必要な措置をとる。

震災編 第2部 施策ごとの具体的計画（災害予防・応急・復旧計画）

第3章 安全な都市づくりの実現

第5節 具体的な取組【予防対策・応急対策・復旧対策】

東京消防庁

事故の通報を受けた場合、直ちにその旨を都総務局に通報するとともに、事故の状況把握に努め、事故の状況に応じて、火災の消火、延焼の防止、警戒区域の設定、救助、救急等に関する必要な措置を実施する。

都総務局

事故の通報を受けた場合、都の窓口として、直ちに区市町村をはじめ関係機関に連絡するとともに、国とも連携を密にし、専門家の派遣要請や住民の避難など必要な措置を講ずる。

事業者等

事故発生後直ちに、関係機関への通報、人命救助、立入制限等事故の状況に応じた応急の措置を講ずる。

警察官、又は消防吏員の到着後は、必要な情報を提供し、その指示に従い適切な措置をとる。

区市町村

関係機関と連絡を密にし、事故時には必要に応じ、次の措置を実施する。

- ・住民に対する避難の勧告又は指示
- ・住民の避難誘導
- ・避難所の開設、避難住民の保護
- ・情報提供、関係機関との連絡

第3 - 3 危険動物の逸走時対策

危険動物の逸走の通報があった場合は、関係各局の協力のもと、動物の保護、収容場所の確保、飼い主情報の収集等を行う。

東京都は、情報の収集ならびに各機関との連絡調整、捕獲等に関する措置を行う。

警視庁は、情報の受理及び伝達ならびに必要な措置（警察官職務執行法）を行う。

東京消防庁は、情報の受理及び伝達ならびに被害者の救助及び搬送を行う。

区は、事故時には必要に応じ、次の措置を行う。

- ・住民に対する避難の勧告または指示
- ・住民の避難誘導
- ・避難所の開設
- ・避難住民の保護
- ・情報提供
- ・関係機関との連絡

1 公共の安全確保、施設の本来機能の回復

第1 公共の安全確保、施設の本来機能の回復

第1-1 河川の復旧

氾濫水による被害の拡大を防止するため、都と連携して速やかに河川管理施設の復旧に努める。特に公共の安全確保上緊急に復旧を行う必要がある対象は、次のとおりである。

- ・護岸の崩壊等により隣接する道路、家屋等に危険が及ぶおそれのあるもの
- ・護岸基底部の地盤沈下等により、施設倒壊のおそれのあるもの
- ・土砂崩落に伴う河道閉塞により、越流・氾濫のおそれのあるもの
- ・河川管理施設の損壊が、洪水時に二次災害をもたらすおそれのあるもの

第1-2 社会公共施設等の復旧

公共施設は、災害時において応急対策活動を推進する拠点となるものであり、その果たすべき役割は極めて重要である。速やかに応急対策活動に着手し、区民の被害を最小限に抑えるために、公共施設の機能を保全する十分な安全化対策が図られていなければならない。

この節では、そのための施策を取り上げる。

1) 災害予防意識の高揚

各施設の防火責任者は、職員及び利用者に対し消防用設備の使用方法等の周知徹底を図るとともに、定期的な防火訓練等を通じて職員の災害予防意識の高揚に努める。

2) 施設の防災対策の推進

消防法に基づく火災予防査察等により指導を受けたときは、速やかに補修等必要な措置を講じ、的確な維持管理を行う。

端末機等の情報機器及び書庫等の什器類の転倒防止対策を推進する。

発災時に施設の窓ガラスの破損により施設利用者及び通行人への被害が生じないように、窓ガラスの飛散防止措置の徹底を図る。

区施設の耐震化については、平成20年9月に策定した「区立施設の耐震化整備プログラム」に基づき、平成27年までに「防災上重要な施設」、「多くの区民が利用する施設」などについて耐震化率を100%とする。

本庁舎・地域区民センター等、特に災害時応急活動の核となる施設は、平常時における設備保守・メンテナンス等について、施設保全のための特段の配慮を行う。

帰宅困難者対策として、主要街道沿いの区立施設に自家発電機を設置して、電源を確保し、帰宅困難者の一時休息、仮眠のために使用する。

平成24年度には2施設に設置し、25年度に3施設、26年度に1施設に設置予定。

震災編 第2部 施策ごとの具体的計画（災害予防・応急・復旧計画）

第3章 安全な都市づくりの実現

第5節 具体的な取組【予防対策・応急対策・復旧対策】

3) 区有施設等の点検

区は、震災により区有施設等が被災した場合、余震等による建築物の倒壊や落下物等による二次災害を防止するため、発災後、速やかに、かつ短時間で建築物の被災状況を調査し、当該建築物の当面の使用継続の可否を判定するものとする。

また、救援・救護活動の拠点となる施設については、建築設備等の応急復旧対策を講ずるものとする。

区は、第一段階として、震災救援所等の救援・救護活動の拠点となる主要な施設について、発災後、概ね2日間で当該建築物の使用継続の可否を判定するものとする。第二段階として、その他区有施設について、当該施設の管理者と連絡を取りながら逐次点検を実施するものとする。

活動態勢

区有施設等の点検作業は、災対総務部が実施するものとし、発災後、概ね2日間は、区有施設点検班を中心に活動するものとする。

対象施設

対象施設は、下記に掲げる施設とする。

ア) 救援、救護活動の拠点となる主要な施設

地域区民センター（7カ所）	救援部救援隊本隊及び第二次救援所が設置される施設
杉並保健所（1カ所）	医療救護部が設置される施設
小・中学校等（66カ所）	震災救援所が設置される施設
後方医療機関（8カ所）	各地域において中心的に応急医療を行う後方医療機関
第二次救援所(福祉救援所)	高齢者、障害者等、災害遺児等を対象とした救援所として設置される地域区民センター以外の施設
補助・代替施設（22カ所）	震災救援所が使用不可能な場合等に設置される施設
体育館等（6カ所）	遺体収容所及び食料、救援物資等の集積地等として設置される施設

イ) その他の区有施設

点検作業

点検作業は、7つの地域区分に従い、被災の著しい地域から優先して実施するものとするが、被災に関する情報が不十分な場合は、情報収集を兼ねて本庁舎から遠方の地域から開始し、特定の地域に偏らないように実施する。

点検は、「区有施設等点検基準」に基づき実施するものとし、判定結果を当該施設の管理者、震災救援所長等に伝達するとともに、見やすい場所に判定シールを貼付する。

施設の使用禁止等の申し入れ・緊急の措置

施設の被災が著しいため明らかに危険な場合は、点検実施者は、現地において当該施設の関係職

震災編 第2部 施策ごとの具体的計画（災害予防・応急・復旧計画）

第3章 安全な都市づくりの実現

第5節 具体的な取組【予防対策・応急対策・復旧対策】

員に対して、使用禁止等の措置を申し入れるとともに、協力して施設閉鎖等の措置を実施する。

4) 区有施設等の応急復旧対策

施設の被災が著しいため明らかに危険な場合は、点検実施者は、現地において当該施設の関係職員に対して、使用禁止等の措置を申し入れるとともに、協力して施設閉鎖等の措置を実施する。

5) 区有施設等の応急復旧対策

救援・救護活動の拠点となる施設については、建築設備等の点検を行い、飲料水の確保やトイレの機能等に支障を来たす場合、応急修理を行い、施設の使用に必要な最低限の機能を確保するよう努める。

なお、この作業は、区職員による他、建設業協会の協力を得て実施するものとする。

震災編 第2部 施策ごとの具体的計画（災害予防・応急・復旧計画）
第3章 安全な都市づくりの実現
第5節 具体的な取組【予防対策・応急対策・復旧対策】

第4章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保

震災編 第2部 施策ごとの具体的計画（災害予防・応急・復旧計画）
第4章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保

第4章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保

第1節 現在の到達状況

- 舗装の劣化状況や重要度に応じ、道路の修繕や路面の改良を実施
- 「橋梁整備計画（平成13年3月）」などに基づき、橋梁の耐震補強を実施
- 水道管路の耐震継手化や下水道管等の耐震化を進めるとともに、マンホールの浮上抑制対策を実施
- 震災救援所（小中学校等）への太陽光発電機器及び蓄電池を設置

第2節 課題

- 南北方向の都市計画道路の整備、狭あいなものを含む道路の老朽化対策、橋梁の適切な維持管理が必要
- 上下水道の耐震化や浮上抑制対策の強化、電力・ガス・通信施設の事業者による耐震化取組の推進が必要
- 震災救援所の電力確保、災害時要援護者輸送のためのガソリン確保が必要

第3節 対策の方向性

- 道路ネットワークの整備、道路・橋梁等の安全確保や新たな交通規制の実施、鉄道事業者に対する支援を実施
- ライフライン機能の確保に向けた対策を実施
- 太陽光発電機器や家庭用燃料電池、蓄電池の普及を推進

第4節 到達目標

- 幹線道路網の整備及び緊急輸送道路の沿道建築物や橋梁の耐震化100% ■ 医療機関や首都中枢機関等への水道管の耐震継手化及び下水道管の耐震化100%

第5節 具体的な取組

地震前の行動（予防対策）	地震直後の行動（応急対策） 発災後72時間以内	地震後の行動（復旧対策） 発災後1週間目途
道路・橋梁（第2部第4章 P.128）	道路・橋梁（第2部第4章 P.150）	道路・橋梁（第2部第4章 P.179）
鉄道施設（第2部第4章 P.132）	鉄道施設（第2部第4章 P.157）	鉄道施設（第2部第4章 P.179）
河川施設（第2部第4章 P.135）	河川（第2部第4章 P.162）	河川（第2部第4章 P.180）
緊急輸送ネットワークの整備（第2部第4章 P.136）	水道（第2部第4章 P.162）	水道（第2部第4章 P.181）
水道（第2部第4章 P.139）	下水道（第2部第4章 P.165）	下水道（第2部第4章 P.182）
下水道（第2部第4章 P.140）	電気・ガス・通信等（第2部第4章 P.166）	電気・ガス・通信等（第2部第4章 P.182）
電気・ガス・通信等（第2部第4章 P.141）	エネルギーの確保（第2部第4章 P.178）	
ライフラインの復旧活動拠点の確保（第2部第4章 P.146）		
エネルギーの確保（第2部第4章 P.146）		

第1節 現在の到達状況

第1 交通関連施設の安全確保

第1-1 区の道路整備

舗装の劣化状況や道路の重要度に応じ、修繕や路面の改良を行っている。平成24年度から3年間の「杉並区実行計画」では、年間の路面改良面積を4万㎡として改良工事を実施している。

また、震災時に倒壊の恐れがある電柱の無電柱化工事を平成17年度～18年度に桃井三丁目、平成18年度～21年度に高円寺南四丁目の主要な路線で行った。更に、平成21年度から和泉三丁目、平成22年度から荻窪四丁目の主要な路線の整備工事に着手した。

平成16年に策定された「区部における都市計画道路の整備方針」において、杉並区施行優先整備路線として、補助132号線、補助215号線、補助227号線の3路線を選定し、事業化に向けた検討を行っている。

一方、生活道路においては、防災性の向上や避難路を確保するために、狭あい道路の拡幅整備が急務となっている。そのため、建替えに伴う拡幅整備を着実に推進するとともに、平成25年度から中央線沿線や環状七号線沿道など、火災危険度の高い木造住宅密集地域を重点に位置付け、重点地域内における建物や塀が後退しているが道路が拡幅されていない箇所について、土地所有者の協力を得ながら集中的に道路拡幅整備に取り組んでいる。

第1-2 区の橋梁整備

区は、これまでも順次既設橋梁の改修・補強等を行い、昭和54年以来懸案となっていた基準不適合の橋梁69橋の改良を一巡させた。こうした中、平成7年における兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災）の被災を機に、橋梁に係る技術基準（道路橋示方書：平成8年12月改訂）が大幅に改正されたことやこれら被災に対する対策強化を望む社会的要請等の背景を踏まえ、新たな震災対策に向けた維持管理方針の見直しを行っている。

区道橋においては、早急に全ての橋梁に対し、技術基準に照らした耐震補強等の措置を講ずることは、時間的にも、財政的にも困難であることから、効果的な対策推進の視点に立ち、平成8年度に定期点検・震災点検の実施、平成9年度に緊急道路障害物除去路線や主要な生活道路等に架かる優先的整備の望まれる24橋の耐荷力・耐震力の詳細調査の実施や現状の問題点・課題の抽出、平成10年度にこれらの調査結果を踏まえた区道橋全体のあり方の再検討等を経て、平成12年度に「橋梁整備計画」を策定した。

平成13年度以降は、この整備計画に基づき、順次耐震補強等に取り組んでいる。

なお、新たな技術基準の改定（道路橋示方書：平成14年3月・平成24年3月改定）以降の施行については、その基準に照らして実施している。

橋梁整備計画などに基づく耐震補強実施は次のとおりである。

(1)	平成13年度施工	稻荷陸橋、東陸橋、高井戸第一袴線橋（耐震補強（落橋防止））
(2)	平成14年度施工	八幡西橋、関根橋、西田端橋、月見橋、鎌倉橋（耐震補強（落橋防止））
(3)	平成15年度施工	渡戸橋、真中橋、神明橋（耐震補強（落橋防止））
(4)	平成16年度施工	向陽橋、相生橋（耐震補強（落橋防止））
(5)	平成17年度施工	界橋、大成橋（耐震補強（落橋防止））

震災編 第2部 施策ごとの具体的計画（災害予防・応急・復旧計画）

第4章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保

(6)	平成18年度施工	春日橋、久我山橋、正用下橋（耐震補強（落橋防止））
(7)	平成19年度施工	本村橋、忍川橋、宮下橋、宮前橋、天王橋（耐震補強（落橋防止））
(8)	平成22年度施工	松浜橋（落橋防止）
(9)	平成24年度施工	堂ノ下橋（落橋防止）

こうした耐震補強整備を計画的に進める中で、平成20年度には、区道橋全体の健全度の実態把握を目的とした「定期点検」を実施し、その結果に基づき、平成21年度から今後の橋梁整備に関する方針の検討を進め、「橋梁白書（平成25年4月）」を策定している。

白書では、区の橋梁が高度経済成長期に集中して架け替えられていることから、近い将来に迎える高齢化対策として、悪くなる前に計画的な修繕を行う「予防保全型」の維持管理を充実させ、維持管理費の縮減と、老朽化による架け替えの集中を解消して行く長寿命化への推進や、補強改良等整備の方針をまとめている。

第2 ライフライン等の確保

ライフラインについては、水道管路の耐震継手化や下水道管等の耐震化を進めるとともに、マンホールの浮上抑制対策を実施している。また、電気、ガス、通信については、各事業者において、送電線のネットワーク化、地震計や安全装置付ガスメーターの設置、電気通信設備等の防災設計といった取組が進められている。

- ・水道管のダクタイル鋳鉄管への取替えをほぼ完了(平成22年3月)
- ・水道管の耐震継手率29%(平成24年3月)

第3 エネルギーの確保

震災救援所(小中学校等)への太陽光発電機器及び蓄電池の設置により、必要最小限の電力を確保し、パソコンやテレビによる情報収集や携帯電話の充電、照明の用途に供する取組みを進めている。(平成26年度～各校太陽光発電3kwh・蓄電池6kwh程度を想定)

第2節 課題

第1 交通関連施設の安全確保に向けた課題

市街化の過程で、基盤整備が整わないまま市街地が拡大・形成されてきたため、南北方向の都市計画道路がぜい弱であると同時に、南部・東部地域では狭い道路が多く存在し、通過交通の流入による交通安全上の問題ばかりでなく、災害時や緊急時の消火・避難などの支障となっている。また、高度成長期に整備された道路も数多く、これらの老朽化の進行も課題となっている。

橋梁においては、新設時からの経年に伴う劣化が進行し、各所で損傷・事故等の事例が多数報告されている。加速する構造物の老朽化に対して、国をはじめとし、施設の更新（架替）時期をにらみつつ、補修・更新経費の縮減化・平準化や施設そのものの長寿命化を図るため、総合的な維持管理方針の見直しを行い、順次整備実施に取り組んでいる。

区道橋においても、高度経済成長期を中心とする1960年～1970年代にかけて新設された橋梁が多く、今後、急速に高齢化橋梁（建設後50年以上）が増加していく。

近い将来迎える橋梁の高齢化は、劣化の進行による安全性の低下や補修・更新経費の増大、老朽化による更新時期の集中など、これまでになかった様々な問題を抱えると懸念されている。

第2 ライフラインの確保に向けた課題

水道については、耐震化の取組を進めてきているが、一部に代替機能が十分でない施設や管路が存在している。また、下水道については、震災時でも機能を確保するため、耐震化や浮上抑制対策の取組をさらに強化する必要がある。電気、ガス、通信については、これまでも耐震設計基準に基づいた施設整備等が進められているが、引き続き、こうした事業者による取組を着実に進める必要がある。

第3 エネルギーの確保に向けた課題

区内の震災救援所に、必要最小限の電力を発電・蓄電する計画であるが、区民以外に帰宅困難者が多く滞在することが考えられ、広域的な対策が必要である。

要援護者の観点では、人工透析患者等災害時要援護者輸送のためのガソリン確保が課題である。

第3節 対策の方向性

第1 交通関連施設の安全確保

道路や鉄道といった交通関連施設は、都市の活動を支える基盤として重要な役割を担っている。こうした施設が損壊等の物理的被害を受けたり、交通渋滞、車両火災などにより機能不全に陥ると、人命救助や消火活動、物資輸送等の円滑な実施が困難になるおそれがある。

区民の生命を守る交通関連施設の安全確保に向けて、道路ネットワークの整備、道路・橋梁等の安全確保や新たな交通規制の実施、鉄道事業者に対する支援を進め、鉄道駅や駅間施設などの耐震性向上を図り、鉄道の安全確保と早期復旧、ソフト・ハード両面の対策を進め、発災後においても交通・物流機能を維持する。

第2 ライフライン等の確保

水道・下水道施設等の耐震化や、被害発生から復旧までの間のバックアップ機能の確保、早期復旧に向けた仕組みづくりなど、ライフライン機能の確保に向けた対策を実施する。

第3 エネルギーの確保

太陽光発電機器や家庭用燃料電池、蓄電池の普及を進め、いざという時のバックアップ機能を図る。

第4節 到達目標

第1 幹線道路網の整備及び緊急輸送道路の沿道建築物や橋梁の耐震化 100%

「橋梁白書」に基づき、橋梁の耐震補強整備を実施するとともに、長寿命化修繕などを計画的に進め老朽化の進行を抑えることで、将来にわたり道路ネットワークの安全性・信頼性を確保していく。幹線道路ネットワークの整備と事業者等による鉄道施設の耐震化の取り組みがされるとともに、緊急輸送道路等の橋梁の耐震化を平成 32 年度までに 100% 完了する。加えて、緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化を平成 27 年度までに 100% 完了し、震災時の輸送・避難ルートの確保や消火活動等の機能を確保する。

また、緊急輸送道路等において無電柱化を推進する。緊急輸送道路のうち、震災時に一般車両の流入禁止区域の境界となる環状7号線の無電柱化を平成 37 年度までに完了する。

第2 医療機関や首都中枢機関等への水道管の耐震継手化及び下水道管の耐震化 100%

水道施設については、区民生活への影響を最小限に抑えるため、都（水道局）により浄水場や給水所等の耐震化を推進される。管路については、これまで優先的に整備を進めている医療機関や首都中枢機関等への供給ルートの耐震継手化を平成 28 年度までに 100% 完了する。加えて、その他の重要施設にも対象を拡大するなど、耐震化を一層推進されることとなる。また、都（下水道局）は、下水道施設について、水再生センターやポンプ所等の耐震化を推進するとともに、震災時のトイレ機能を確保するため、避難所や災害拠点病院などの施設から排水を受け入れる下水道管の耐震化を平成 25 年度までに 100% 完了する。その後はさらに、ターミナル駅周辺や区の庁舎など復旧拠点となる施設等に拡大して耐震化が進められることとなる。さらに、電気、ガス、通信については、事業者による耐震化等の取組を継続する。これらの取組により、ライフライン機能を維持・早期復旧する体制を確保する。

第5節 具体的な取組 【予防対策】

1 道路・橋梁	6 下水道
2 鉄道施設	7 電気・ガス・通信等
3 河川施設	8 ライフラインの復旧活動拠点の確保
4 緊急輸送ネットワークの整備	9 エネルギーの確保
5 水道	

第1 道路・橋梁

道路及び橋りょうは、単に人・物の輸送を分担する交通機能のほか、災害時には、避難、救援、消防活動等に重要な役割を果たすほか、火災の延焼を防止するなど、多様な機能を有している。災害時におけるこれらの機能を確保するため、ここでは、道路・橋りょうの整備を取り上げる。

第1-1 道路の整備

1) 都の道路整備

都では、防災効果の高い道路についても重点に新設拡幅を含めた整備を推進している。これらの新設拡張整備は沿道建物の不燃化を促し、オープンスペースとともに火災の延焼を防止するなど災害に強いまちづくりに貢献するところが大きい。

このため、都では防災上の観点から緊急に整備を要請されている広幅員の幹線道路について整備の促進を図っているが、杉並区管内では現在事業化されているものは次のとおりである。

五日市街道	平成25年度は、高井戸東四丁目地内において無電柱化工事及び街路築造工事を行う。
中杉通り	平成25年度は、阿佐ヶ谷北六丁目地内において、用地買収を進める。
放射第5号線	平成25年度は、久我山一丁目から三丁目地内の道路用地を取得するとともに、街路築造工事を行う。

他に、放射第6号線、放射第23号線、補助229号線が第三次事業化計画に選定されている。

2) 区の道路整備

舗装の劣化状況や道路の重要度に応じ、修繕や路面の改良を行っている。平成24年度から3年間の「杉並区実行計画」では、年間の路面改良面積を4万㎡として改良工事を実施している。

また、震災時に倒壊の恐れがある電柱の無電柱化工事を平成17年度～18年度に桃井三丁目、平成18年度～21年度に高円寺南四丁目の主要な1路線で行った。更に、平成21年度から和泉三丁目、平成22年度から荻窪四丁目の主要な1路線の整備工事に着手した。

平成16年に策定された「区部における都市計画道路の整備方針」において、杉並区施

震災編 第2部 施策ごとの具体的計画（災害予防・応急・復旧計画）

第4章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保

第5節 具体的な取組【予防対策・応急対策・復旧対策】

行優先整備路線として、補助 132 号線、補助 215 号線、補助 227 号線の 3 路線を選定し、事業化に向けた検討を行っている。

一方、生活道路においては、防災性の向上や避難路を確保するために、狭あい道路の拡幅整備が急務となっている。そのため、建替えに伴う拡幅整備を着実に推進するとともに、平成 25 年度から中央線沿線や環状七号線沿道など、火災危険度の高い木造住宅密集地域を重点に位置付け、重点地域内における建物や塀が後退しているが道路が拡幅されていない箇所について、土地所有者の協力を得ながら集中的に道路拡幅整備に取り組んでいる。

3) 道路交差点の隅切り

土地区画整理事業、市街地再開発事業、地区計画による地区計画道路の整備などについては、緊急車両が円滑に交差点を通過できるよう隅切りの整備をしていく。

4) 緊急道路調整会議の設置

道路障害物除去の迅速化を図るため、道路に係る被害状況及び通行可能の有無等の情報収集、建設資材の使用に係る救出救助活動等の調整を実施するしくみとして、道路管理者、警察、消防などによる緊急道路調整会議の設置について検討する。

第1-2 道路施設

道路は、都市を支える施設であるとともに、震災時には、避難及び応急対策を実施する上で重要な役割を担っている。

このため、各道路管理者は、道路、橋りょうの耐震性の強化や防災施設の整備を図ってきたところであるが、今後、さらに道路施設の安全化を推進する。

1) 道路の現況（平成 24 年 4 月 1 日現在）

機関名	道路延長	備考
都建設局 (第三建設事務所)	57,021m	河川架橋：17 橋、立体交差橋：12 橋、歩道橋・人道橋：43 橋、跨線橋：2 橋
国土交通省 関東地方整備局 東京国道工事事務所	4,327m	横断歩道橋：10 橋、立体交差橋：2 橋
首都高速道路	4,615m	高架構造（入口：2、出口：2、非常電話：22、非常口：12）
中日本高速道路	1,059m	高架構造
杉並区	674,161m	河川架橋：114 橋、跨線橋：3 橋、横断歩道橋：1 橋
計	741,183m	

震災編 第2部 施策ごとの具体的計画（災害予防・応急・復旧計画）

第4章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保

第5節 具体的な取組【予防対策・応急対策・復旧対策】

2) 事業計画

機関名	事業計画
東京国道事務所	<p>国道20号</p> <p>震災時における避難、救援、復旧活動等に支障のないよう、阪神・淡路大震災の被害状況を踏まえた耐震点検を行い、必要な補修・補強を実施する。</p>
都建設局 第三建設事務所	<p>1 道路の整備</p> <p>骨格幹線道路の整備を推進して、道路網の多重化を図るとともに、救援・救助活動にも有効な地域幹線道路の整備を進めていく。</p> <p>特に延焼遮断帯としての機能をもつ道路を重点に、新設・拡幅を行う。</p> <p>また、避難道路に指定されている道路についても、拡幅等、一層の整備促進を図る。</p> <p>2 橋りょうの整備</p> <p>被災時に被災時における円滑な交通を確保し、応急対策や早期復旧を迅速に行うため、平成21年3月策定した、架け替えまで包括した「橋梁の管理に関する中期計画」に基づき、より安全・安心で効率的・効果的な橋梁の管理を推進していく。</p>
杉並区	<p>1 道路の整備</p> <p>震災時には、路面の亀裂や陥没等の被害が予想されることから、日々の点検とともに定期的な調査を実施し、計画的な修繕を実施することにより、震災時の被害軽減を図る。</p> <p>2 橋梁の整備</p> <p>震災時における避難、救援、復旧活動等に支障のないよう、主要な生活道路や緊急道路障害物除去路線にある橋りょうについて、「橋梁白書」に基づき、計画的、かつ、効率的に橋梁の長寿命化修繕や補強・改良等の整備を行う。</p>

機関名	事業計画
首都高速道路	<p>1 高架橋の安全性の強化 (1)橋脚の耐震対策（橋脚鋼板巻き立て等の補強は平成10年度をもって完了） (2)落橋防止構造、支承部（橋桁を支える台座）の一層の強化 (3)地盤の液状化により生じる地盤流動対策の実施</p> <p>2 地震が発生した時の情報収集・伝達等のシステム構築 (1)地震計測システムの構造 (2)通信網の整備 (3)電力バックアップの強化</p> <p>3 地震発生時のお客様等の安全対策 (1)お客様等への情報伝達の充実 (2)避難・誘導施設の整備 (3)お客様等の対処方法についての十分な広報</p> <p>4 首都高速道路の構造物及び道路付属物その他の管理施設等の常時点検</p> <p>5 災害時における情報収集・伝達等に必要な通信施設等の常時点検</p>

第1 - 3橋りょうの整備

区内の橋りょうは、河川に架かるもののほか、立体交差橋、横断歩道橋等を合わせ204橋あるが、これを管理者別にみると、国道橋（国管理）12橋、都道橋（都管理）74、区道橋（区管理）118橋となっている。その他に公園橋等（都・区公園管理橋、都住宅管理橋、区教育委員会管理橋、京王電鉄管理橋等）18橋、高速道路の橋脚として、首都高速道路201基、中日本高速道路95基がある。

これらの橋りょうのうち、平成7年5月25日付「兵庫県南部地震により被災した道路の復旧に係る仕様（復旧仕様）」等、それを受け平成8年12月に改訂となった道路橋示方書（技術基準）や平成14年3月に性能規定化や耐久性に関する規定の強化等を主な内容として改訂された道路橋示方書（技術基準）に基づき、高速道路や主要幹線道路などの主要な道路から補強等工事を進めてきた。

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震では、平成8年度以降の耐震基準に基づいて設計、補修された橋については、地震動による致命的な被害は見られず、基準の改定が耐震性の向上に効果を発揮していることが確認されているが、道路橋示方書は前回の改定以降の調査研究成果や近年の地震による道路橋の被害事例の分析等を踏まえて、平成24年3月に改定され規定の見直し等が行われている。

1) 都道橋

橋梁については、阪神・淡路大震災後に策定された「既設橋梁の耐震補強計画」に基づき、耐震補強を実施済である。

今後は、橋梁の重要度に応じて、耐震性、耐荷性、耐疲労性について最新基準の性能を

震災編 第2部 施策ごとの具体的計画（災害予防・応急・復旧計画）

第4章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保

第5節 具体的な取組【予防対策・応急対策・復旧対策】

確保し、橋梁の延命を図る。

長寿命化事業を推進していく予定である。

2) 区の橋りょう整備

区道橋全体の長寿命化対策

近年、橋りょう全般においては、新設時からの経年に伴う劣化が進行し、各所で損傷・事故等の事例が多数報告されている。加速する構造物の老朽化に対して、国をはじめとし、施設の更新（架替）時期をにらみつつ、補修・更新経費の縮減化・平準化や施設そのものの長寿命化を図るため、総合的な維持管理方針の見直しを行い、順次整備実施に取り組んでいる。

区道橋においても、高度経済成長期を中心とする1960年～1970年代にかけて新設された橋梁が多く、今後、急速に高齢化橋梁（建設後50年以上）が増加していく。

近い将来迎える高齢化は、劣化の進行による安全性の低下や補修・更新経費の増大、老朽化による更新時期の集中など、これまでにない様々な問題を抱えると懸念されており、悪くなる前に計画的な対策を行う「予防保全型」の維持管理を充実させ、長寿命化を推進することで補修・更新経費の縮減と、老朽化による更新時期の集中を解消することを視野にいれ策定した「橋梁白書(25年4月)」に基づき計画的、かつ、効率的な整備を推進する。

第2 鉄道施設

鉄道は、多数の人員を高速で輸送するという機能をもつところから、いったん地震等による破壊が生じた場合、多数の死傷者を伴う事故につながる恐れがある。このため、各鉄道機関は、従来から施設の強化や防災設備の整備を進めてきたところであるが、今後とも施設等の改良整備を推進し、人命の安全確保及び輸送の確保を図るものとする。

1) 施設の現況

路線

(単位：m)

機関名	路線延長	内訳					
		平地区間	高架区間	盛土区間	切土区間	橋りょう区間	地下区間
東日本旅客鉄道	5,780	-	4,555	651	414	160	-
京王電鉄	6,918	5,114	451	235	1,028	89	-
西武鉄道	2,505	2,496	-	-	-	9	-
東京地下鉄	4,900	-	-	-	-	-	4,900

駅舎

機関名	駅舎数	構造別内訳			
		防火	簡易耐火	耐火	その他
東日本旅客鉄道	4	4	-	-	-
京王電鉄	7	-	-	7	-
西武鉄道	3	1	-	2	-
東京地下鉄	5	-	-	5	-

施設の耐震性

機関名	構造	耐震性
東日本旅客鉄道	高架構造	<ol style="list-style-type: none"> 耐震設計は、条件に応じて震度法、修正震度法、動的解析法及び応答変位法を採用している。 主要構造物は、関東大震災クラスの地震に耐えられるよう設計されている。
京王電鉄	高架構造 地下構造	<ol style="list-style-type: none"> 耐震設計の計算方法は、震度法が規定されて以降の既存構造物については、震度法により構造設計を実施。また新設構造物については、鉄道構造物等設計標準耐震設計編（平成24年9月）に準拠し、設計を実施している。 主要構造物は、原則としてせん断先行破壊を防ぐ目的で耐震補強工事を実施しており、阪神淡路大震災クラスの地震に対して倒壊しないように対応している。 既存構造物の耐震補強については、「既設鉄道構造物に係る耐震補強について」を準拠し対応している。
西武鉄道		<ol style="list-style-type: none"> 既存の構造物は、主に震度法により設計されている。 主要構造物は、関東大震災クラスの地震に耐えられるよう設計されている。 兵庫県南部地震の教訓を踏まえた耐震補強を終了した。 新設の構造物については、兵庫県南部地震を契機に制定された国土交通省「鉄道構造物等設計標準（耐震設計）」により設計する。
東京地下鉄		<ol style="list-style-type: none"> 耐震設計の計算方法は、震度法を採用している。 主要構造物の設計基準は、原則として気象庁震度階級の震度6相当の地震まで耐え得るように配慮してある。 既存の鉄道構造物について耐震性調査を実施するとともに、「運輸省鉄道施設耐震構造検討委員会」の結果を踏まえて補強等を実施していく。

2) 事業計画

機関名	事業計画						
東日本旅客鉄道	<p>1 耐震列車防護装置の整備 地震時には運転中の列車を速やかに停止させることが安全の第一要件と考えられるので、耐震列車防護整備計画を推進している。 耐震列車防護の方式は、次のようになっている。</p> <table border="1" data-bbox="480 533 1369 891"> <thead> <tr> <th data-bbox="486 542 662 600">対象線区</th> <th data-bbox="662 542 1362 600">列車防護方式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="486 600 662 707">ATC区間</td> <td data-bbox="662 600 1362 707">ATC絶対停止信号の現示 無線による地震情報の伝達</td> </tr> <tr> <td data-bbox="486 707 662 882">その他線区</td> <td data-bbox="662 707 1362 882">感震器と連動させて地震警報の表示 無線による緊急停止信号を発信し、地震情報の伝達 要注意構造物に対する特殊信号発行機の現示</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 構造物の耐震性の強化 地震警報装置等による防護措置及び巡回検査等により安全の確保に努めているが、抜本的対策としては、従来から実施してきた防災工事に耐震上の考慮を加味した線区防災強化を推進し、要注意構造物の解消を図る必要があるため、昭和48年度から、これら要注意構造物の補強取替を実施している。</p> <p>3 乗務員、指令間の情報連絡設備の整備 列車の緊急停止措置の整備と並行して、停止後の再運転開始の指示、列車の被災状況の報告等を的確、迅速に行うため、乗務員、指令間の無線による情報連絡設備を推進する。</p>	対象線区	列車防護方式	ATC区間	ATC絶対停止信号の現示 無線による地震情報の伝達	その他線区	感震器と連動させて地震警報の表示 無線による緊急停止信号を発信し、地震情報の伝達 要注意構造物に対する特殊信号発行機の現示
対象線区	列車防護方式						
ATC区間	ATC絶対停止信号の現示 無線による地震情報の伝達						
その他線区	感震器と連動させて地震警報の表示 無線による緊急停止信号を発信し、地震情報の伝達 要注意構造物に対する特殊信号発行機の現示						
京王電鉄	<p>1 駅舎 2年に1回、点検を実施している。</p> <p>2 軌道・架線 線路、建物等については、2日に1回線路巡回を行い、構造物については、2年に1回入念な検査を実施する。</p> <p>3 高架橋、盛土部分 高架橋については、大地震が発生した場合でも倒壊しないように、せん断先行型破壊が想定される柱については、対象本数の95%以上の耐震補強が完了している。 盛土部分については、必要に応じて耐震補強工法を進めていく予定である。</p> <p>4 新規施設等については「鉄道構造物等設計標準耐震設計編」により、既設施設については「既設鉄道構造物等に係る耐震補強について」により対応する。</p>						

機関名	事業計画
西武鉄道	<p>1 駅舎 年1回の定期検査により点検を実施する。 建物の位置、構造については、建築基準法、その他関係法令に基づき耐震性の安全を確認する。</p> <p>2 その他の構造物 旅客輸送の安全確保を図るため、諸構造物の耐震性を調査し補強工事を施工したが、周辺状況の変化並びに老朽化による耐震性の低下を考慮し、必要に応じ次の調査、改良工事を実施する。</p> <p>ア 構造物の現況調査 イ 橋りょう補強工事 ウ 構造物補強工事 エ 法面防護工事</p>
東京地下鉄	<p>1 防災体制の確立 営業線における防災施設を検討し、所要の改善方策を講ずるとともに、防災体制を確立する。</p> <p>2 排水施設 トンネル内の排水については、全線155カ所にポンプ室を設置し、それぞれ毎分1～1.5トンの排水が可能なポンプ3台を配備している。</p> <p>3 構造物の耐震性 地下鉄の箱型トンネル及びシールドトンネルは、関東大震災級相当の地震にも耐えられるよう考慮してある。</p> <p>4 建築施設等の耐震性 地上建築物は、法規で定められた構造、強度基準で設計建造している。</p> <p>5 車両の防災対策 車両の構体は、金属製で不燃性のものを、シートその他は「難燃性」以上の判定を受けたものを使用している。また、各車両には消火器を備え付けている。</p> <p>6 停電対策 多系統から電力の供給を受けているので、すべての系統の供給が停電するという事態以外は、駅及びトンネル内が長時間停電することはない。 しかし、万が一に備えて、駅では蓄電池を電源とする非常灯と誘導灯により出口は容易にわかる。また、列車内も蓄電池により照明を確保している。</p>

第3 河川施設

1) 対策内容と役割分担

対策内容と役割分担 資機材の備蓄、設備・施設の整備等により、災害を予防するとともに、発災時に対応できる体制を整える。

震災編 第2部 施策ごとの具体的計画（災害予防・応急・復旧計画）

第4章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保

第5節 具体的な取組【予防対策・応急対策・復旧対策】

機関名	対策内容
都建設局	・河川施設を整備 ・土のう等、水防資器材の備蓄
区	・土のう等、水防資器材の備蓄

2) 詳細な取組内容

都建設局

都内における水防活動を十分に行うことができるよう、水防資器材及び施設の整備並びに輸送の確保に努める。

都内の水防活動に直ちに対応できるよう、車両等を適切に維持し、輸送経路等を確認しておく。

建設事務所は、応援資機材の輸送を迅速かつ効果的に行うために車両等を適切に維持するとともに、最寄りの業者等の保有車両等を調査し、緊急の輸送に備えておく。水防上注意を要する箇所、水防倉庫間の輸送経路についても事前に調査しておく。

区

区は水防管理団体として、水防活動を十分に行うことができるよう、水防資器材及び施設の整備並びに輸送の確保に努める。

区は水防管理団体として、水防活動に直ちに対応できるよう、車両等の確保、輸送経路等を確認しておく。

第4 緊急輸送ネットワークの整備

第4 - 1 緊急輸送車両の調達

1) 緊急輸送車両の調達

緊急輸送車両の調達窓口は、災対総務部とする。

区有車の使用

区の災害応急対策にあたっては、区有車を優先して使用する。

協力協定に基づく調達

(社)東京都トラック協会杉並支部との「災害時における緊急輸送業務の協力に関する協定」に基づき調達する。

車両用燃料についても、「災害時における緊急車両用燃料等の供給に関する協定」に基づき、東京都石油商業組合杉並支部、東京都石油業協同組合杉並支部から調達する。また、災害時要援護者用のスタンドは要援護者に優先してガソリンを供給する。

都への要請

前記 及び の方法によっても所要車両数に不足を生じる場合には、都総務局に応援又は配車の斡旋を要請する。

震災編 第2部 施策ごとの具体的計画（災害予防・応急・復旧計画）

第4章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保

第5節 具体的な取組【予防対策・応急対策・復旧対策】

2) 緊急輸送車両の配車

配車方針

配車にあたっては、災害状況や輸送目的等に基づき緊急度を考慮し、優先順位を付けて効率的に運用する。

順位	輸送内容及び目的
第1順位	情報収集要員の輸送、救出・救護要員及び救出器具等の輸送、負傷者等救急輸送、医療要員及び応急医療用資器材の輸送
第2順位	応急危険度判定要員の輸送
第3順位	震災救援所等開設要員の輸送、緊急道路障害物除去要員の輸送
第4順位	応急給水のための輸送、遺体及び棺等の輸送、災害時要援護者の移送
第5順位	その他救援物資・備蓄物資の輸送等

配車手続き

災対各部において車両を必要とするときは、車種、トン数、台数、引き渡し場所、日時等を明示の上、災対総務部へ請求する。

災対総務部は庁有車のほか、供給先から調達した車両を請求のあった部に引き渡す。

車両の表示

緊急輸送車両については、あらかじめ警察署長の確認を受け災害対策基本法施行規則等に定める標章及び確認証明書の交付を受け、出勤の際、携行するものとする。

人員及び救助物資等の輸送

人員及び救助物資等の輸送は、災対各部が各々の業務に従い、現地まで輸送する。

震災救援所が開設されたときは、震災救援所に専用車両を配車し、ボランティアを含めた震災救援所の職員が、直接食料等集積地や備蓄倉庫等から救援物資等を調達する。

区本部は、上記にかかわらず、効果的かつ柔軟な物資輸送を行うため担当災対部の指定、変更を行うことができる。

幹線道路沿いの震災救援所やマスコミによって報道された震災救援所に物資が集中することを防止する。

要援護者の救助物資ニーズに対応するため、ボランティアを活用して要援護者宅への物資を配送する。

第4-2 輸送拠点等の確保

1) 地域内輸送拠点の確保

災害時において、より効果的な緊急輸送を図るために、東京都や他府県からの緊急援助物資等の受入拠点となる施設をあらかじめ指定しておく必要がある。このため区は、次の施設を災害時の地域内輸送拠点として指定した。

- ・ 区立永福体育館（杉並区永福3-51-17）
- ・ 区立上井草スポーツセンター（杉並区上井草3-34-1）

震災編 第2部 施策ごとの具体的計画（災害予防・応急・復旧計画）

第4章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保

第5節 具体的な取組【予防対策・応急対策・復旧対策】

・区立高円寺体育館（杉並区高円寺南2-36-31）

なお、災害の規模によっては、複数の地域内輸送拠点が必要になる場合も想定されるので、今後、交通の利便及び集積スペース等を勘案しながら、民間施設を含めた選定作業を進める。

2) ヘリコプター緊急離着陸場の確保

災害時には、道路障害や交通混雑のため、陸上輸送が困難となることが予測される。このため、ヘリコプターによる救援物資や人員の緊急輸送を考慮して、次の施設をヘリコプターの災害時緊急離着陸場候補地とし、災害時には区が、候補地の中から安全性等を確認して使用を決定することとする。

なお、使用決定後、区は必要な物資等を都に要請し、都はヘリコプター運用機関（警視庁・東京消防庁・自衛隊）に対して出動要請を行う。

また、区内に安全な候補地がない場合は、都が他の区市町村と調整して、他の自治体内にある候補地の使用を決定する。

区は、平成19年4月、東京消防庁杉並消防署及び荻窪消防署と「東京消防庁ヘリコプター緊急離着陸場としての杉並区が所管する施設の使用に関する覚書」をとりかわし、新たにヘリコプター緊急離着陸場10箇所を指定した。

	住所	着陸展開面(m)	着陸可能
区立井草森公園運動場	杉並区井草4-12-1	110×60	中型
都立和田堀公園競技場	杉並区大宮2-26	100×80	〃
都立和田堀公園陸上競技場	杉並区堀ノ内1-15	100×50	〃
遊び場102番(旧NHK運動場)	杉並区久我山2-2-1	200×80	〃
桃井原っぱ公園	杉並区桃井3-8-1	150×80	〃
区立柏の宮公園	杉並区浜田山2-5-1		
区立馬橋公園	杉並区高円寺北4-35-5		
区立杉並第二小学校	杉並区成田西3-4-1		
区立杉並第十小学校	杉並区和田3-55-49		
区立高円寺中学校	杉並区高円寺北1-4-11		
区立西宮中学校	杉並区宮前5-1-25		
区立桃井第二小学校	杉並区荻窪5-10-25		
区立桃井第五小学校	杉並区下井草4-22-4		
区立松庵小学校	杉並区松庵2-23-24		
区立井草中学校	杉並区上井草3-20-11		

1表中の「 〃 」は、東京消防庁との覚書によるヘリコプター緊急離着陸場を示す。また、平成21年度より、ヘリコプター緊急離着陸場に指定されている小、中学校及び公園、グラウンド事務所等の屋上にヘリサインの整備を行っている。

震災編 第2部 施策ごとの具体的計画（災害予防・応急・復旧計画）

第4章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保

第5節 具体的な取組【予防対策・応急対策・復旧対策】

第5 水道

第5-1 基本計画

東京都震災対策条例の趣旨に基づき、地震による水道施設の被害を最小限にとどめ、区民に対する給水をできる限り確保するため、施設の耐震性を強化するとともに、震災時における飲料水を確保するために必要な施設を整備することを目的とする。

第5-2 事業計画

1) 水道施設の耐震強化

浄水場、給水所等構造物は、耐震性の評価を行い、必要に応じて耐震補強を実施する。

配水管は、経年化し耐震性の劣るものについて、耐震性に優れた材質や構造のダクタイル鋳鉄管や鋼管に取替える。このうち、強度が低く破損による漏水のおそれや濁り水の原因となる経年管は平成25年度までに100%解消することを目指して、取替えを推進する。

震災時における医療救護活動や首都機能の継続を確保するため、三次救急医療機関・首都中枢機関等への供給ルートを優先して、耐震継手管に取り替える。

取出口径が50mm以下の給水管は、公道下において、ステンレス化がほぼ完了した。

75mm以上の給水管については、優先順位を定め、計画的に耐震継手管へ取り替える。

2) バックアップ機能の強化

施設の二重化や送配水管ネットワークの構築など、震災時においても水道システムとしての耐震性の向上を図る。

震災時に停電が発生した場合についても、浄水及び送配水機能が確保されるように、浄水場、給水所等に自家発電設備を整備する。

広域的な水の相互融通を行う体制を構築するために、埼玉県や川崎市など、近隣の水道事業者と共同で連絡管の整備を行っており、今後も相互融通機能の効果的な活用について検討する。

第5-3 施設の現況

区内の水道施設の現況は下記のとおりであるが、過去の地震被害の例をみても、浄水施設には致命的な被害が生じていないこと、また、浄水施設の耐震設計実施の経過等から、区内の浄水場等の建造物については、その機能に大きな支障をきたすような被害はないと考えられる。しかし、震災時には、送配水管路の破損等による一時的な断水は避けられないと想定される。

施設名	所在地	確保水量(m ³)
杉並浄水所	善福寺3-28-5	1,000m ³
上井草給水所	上井草3-22-12	60,000m ³
和泉水圧調整所	和泉2-5-23	16,600m ³
都立和田堀公園内応急給水槽	大宮2-27	1,500m ³
区立蚕糸の森公園内応急給水槽	和田3-55	1,500m ³
区立昭栄公園内応急給水槽	高井戸西1-12	1,500m ³
区立井草森公園内応急給水槽	井草4-12-1	1,500m ³

震災編 第2部 施策ごとの具体的計画（災害予防・応急・復旧計画）

第4章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保

第5節 具体的な取組【予防対策・応急対策・復旧対策】

施設名	所在地	確保水量(m ³)
区立馬橋公園内小規模応急給水槽	高円寺北4 - 35 - 5	100m ³
配水管総延長（注）		1,053,729.5 m
	配水小管（75～350mm）	943,148.5 m
	配水本管（400mm以上）	110,581.0 m

配水管延長は、平成23年3月31日現在、水道局配水施設統計による。

第6 下水道

第6-1 施設の現況

杉並区における下水道施設は平成22年度末で、管延長が812.1 km、人孔が24,303カ所、公共汚水柵114,152カ所である。これら下水道施設の能力は、1時間50ミリ降雨に対応できる下水道の整備を推進している。

第6-2 計画目標

「東京都地域防災計画」では以下の方策を推進することとしている。

1) 震災対策

管路施設、水再生センター、ポンプ所の再構築や新設時には、「下水道施設耐震構造指針（管路施設）(H14.4)」及び「下水道施設耐震構造指針（処理場、ポンプ所編）(H15.5)」に基づき、地震に強い下水道施設を建設する。

避難所、災害拠点病院、避難場所からの排水を受ける管きょについては、マンホールと管きょの接続部分を可とう化するなど、耐震性の向上に努める。

設備の再構築、更新にあわせて、効率的かつ計画的に耐震化を図る。既設水再生センター、ポンプ所においては、耐震診断を行い、施設の重要性、再構築や更新の時期などを勘案しながら耐震化を推進する。

下水道が被害を受けた場合にも機能が確保できるように、再構築時などに施設のネットワーク化を実施し、施設相互のバックアップ機能を確保する。

断水などにより、ポンプ運転時の冷却水の供給が停止した場合においても運転可能な無注水形ポンプを、再構築や改良、更新にあわせて導入する。

停電時の非常用発電の整備は、非常用発電機の再構築・更新にあわせて、発電機と電力貯蔵用電池の最適な組み合わせを検討しながら、経済性を考慮して計画的に導入する。

2) 下水道施設の活用

再生水（下水処理水）を消火用水や水洗トイレ用水として、関係機関の要請に基づき提供する。

震災時に、専用回線である下水道管理用光ファイバーを活用することにより、下水道施設の復旧活動などの迅速化を図る。また、断線などによる重大事故を回避するため、ネットワークのバックアップルートを整備する。

下水道施設の増設や再構築を実施する際、地元自治体など関係機関と協議を図りながら、

震災編 第2部 施策ごとの具体的計画（災害予防・応急・復旧計画）

第4章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保

第5節 具体的な取組【予防対策・応急対策・復旧対策】

施設の上部利用を推進し、オープンスペースの確保に努める。また、関係機関と協議のうえ、下水道施設上部の公園を震災時の避難場所として提供する。

区市町村との連携により、避難所などの近辺において仮設トイレが設置可能なマンホールの整備を促進し、トイレ機能の確保を図る。

第6-3 事業計画

1) 予防保全型維持管理の充実

地震等の自然災害に直面しても下水道の役割や機能が保持されるには、普段の的確な維持管理が重要である。このため当局では施設の現状を把握（巡視・点検・テレビカメラ調査等の充実）し、クラック、故障、破損、土砂堆積等、機能低下の原因となる箇所を早期発見に努めている。

これら清掃、補修、改良の必要な箇所は速やかに作業及び施工を行い、汚水排除の改善や雨水の氾濫防止に対処している。

2) 地震時の対応

阪神・淡路大震災などの教訓に学び、当局は地震等の対応の充実を図るため、下記のとおりマニュアルを定めた。今後、これらのマニュアル等を活用して、着実な地震対策を進めて行く予定である。

- ・東京都下水道局地震対策マニュアル
- ・下水道施設耐震構造指針（処理場・ポンプ場施設、管路施設編）

第7 電気・ガス・通信等

第7-1 電気施設

1) 施設の耐震化

震災時の電気施設の対策については、十分な科学的解析を行うとともに、さらに、過去の地震による被害例からの教訓も生かして、各施設が十分に耐えられるよう、下記の耐震設計基準に従い、各施設の耐震化に努めている。

設備名		耐震設計基準
変電設備		変電設備の重要度、その地域で予想される地震動などを勘案するほか、電気技術指針である「変電所等における電気設備の耐震設計指針」に基づいて設計を行う。
送電設備	架空電線路	電気設備の技術基準に規定されている風圧加重が地震動による加重を上回るため、同基準に基づき設計を行う。
	地中電線路	終端接続箱、給油装置については、変電設備の電気技術指針に基づき設計を行う。洞道は「トンネル標準示方書（土木学会）」等に基づき設計を行う。また、地盤条件に応じて、可とう性のある継手や管路を採用するなど耐震性を考慮した設計とする。
配電設備	架空電線路	電気設備の技術基準に規定されている風圧加重が地震動による加重を上回るため、同基準に基づき設計を行う。
	地中電線路	地盤条件に応じて、可とう性のある継手や管路を採用するなど耐震性を考慮した設計とする。

2) 設備の予防強化

業務設備

- ・ 要員の確保
- ・ 防火、防水、救命用具の点検整備
- ・ 非常持出品の搬出準備
- ・ 防火扉の開閉点検
- ・ 建物の補強
- ・ 建物中の設備並びに資材等の補強及び損害防止
- ・ 排水設備の点検整備

変電設備、配電設備

- ・ 工事中又は仮工事中のものは、速やかに本工事を完了するか補強又は応急措置を構ずる。
- ・ 非常災害時の運転、保守、操作の規定による。

震災編 第2部 施策ごとの具体的計画（災害予防・応急・復旧計画）

第4章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保

第5節 具体的な取組【予防対策・応急対策・復旧対策】

第7-2 ガス施設

1) 施設の現況

ガスを供給する主要施設は、製造施設である工場が3か所、ホルダーのある整圧所が12か所と、導管〔総延長55,422km（平成24年3月末現在）〕からなる。

2) 施設の安全化対策

設備、施設の設計は、ガス事業法、消防法、建築基準法、道路法等の諸法規並びに建築学会・土木学会の諸基準及び日本瓦斯協会基準に基づいて行っている。

施設名	内容
製造施設	<p>1 施設の重要度分類に基づき、それぞれのクラスに応じた設計法を適用し、耐震性の向上及び安全性を確保する。</p> <p>2 緊急遮断弁、防消火設備、LNG用防液堤の設置、保安用電力の確保等の整備を行い、二次災害の防止を図る。</p>
供給施設	<p>1 新設設備は、ガス工作物の技術上の基準等に基づき耐震性を考慮した設計とし、既設設備は必要に応じて補強を行う。</p> <p>2 二次災害の発生を防止するため、ホルダーに緊急遮断装置を設置し、地震被害の程度などから供給停止判断を行い、速やかに導管網をブロック化する準備をしている。</p> <p>(1) 導管網ブロック化</p> <p>地震時に被災地区の供給停止による二次災害の防止と、被害のない地区への供給確保により早期復旧を図るため、供給区域をブロック化している。</p> <p>ア 低圧導管網の地区ブロック化(Lブロック化)</p> <p>局地的地震被害の発生に対し、供給停止地区と供給継続地区に分割できるように、低圧導管網を191ブロックに分割している。(平成25年6月現在)</p> <p>なお、ガスの圧力を中圧から低圧に減圧する設備(地区ガバナ)には、構造物の被害との相関性の高いSI値を計測するセンサーを設置している。</p> <p>さらに、必要に応じてこれらの地区ガバナを遠隔遮断することの出来る防災システムを整備している。</p> <p>イ 中圧導管網の地域ブロック化(Kブロック化)</p> <p>中圧導管は阪神・淡路大震災レベルの地震においても被害が軽微となるよう高い耐震性を持たせており、供給停止する可能性は極めて低いものと考えられるが、万が一の場合に備え、全供給区域を15ブロックに分割し、中圧導管網上に遠隔で操作が可能な緊急遮断バルブを設置している。</p> <p>(2) 放散塔の設置</p> <p>地震時のガスによる二次災害を抑止するため、導管内のガスを安全に大気中に放散する設備(放散塔など)を、工場・整圧所・幹線ステーション等に設置している。</p>
通信施設	<p>1 ループ化された固定無線回線の整備。</p> <p>2 可搬型無線回線の整備。</p>

施設名	内容
その他の安全装備	<p>1 地震計の設置 地震発生時、各地の地震動が把握できるよう工場・整圧所・幹線ステーションに地震計を設置するとともに、地区ガバナには感震（遠隔）遮断装置を設置している。</p> <p>2 安全装置付ガスメーターの設置 建物内での二次災害を防止するため、震度5程度の地震時にガスを遮断するマイコンメーターを設置している。</p>

3) 整備計画

東京ガス地震対策の基本方針に基づき、今後も以下の事項について整備する。

製造施設

重要度及び災害危険度の大きな設備の耐震性はもともと高く設計されているとともに、必要に応じて耐震性を向上させ、適切な維持管理を行う。

防消火設備、保安用電力等を維持管理し、二次災害の防止を図る。

供給施設

導管を運用圧力別に高圧・中圧・低圧に区分し、各圧力に応じ最適な材料・継手構造等を採用し、耐震性の向上を図る。

ほぼ全ての地区ガバナにSIセンサーを設置して揺れの大きさ(SI値)を計測可能とし、ガスの圧力・流量も常時モニタリングする。この情報を解析し、被害推定を行い、必要な場合に地区ガバナを遠隔遮断し、地震被害が大きなLブロックを供給停止する防災システムを整備している。

第7-3 通信設備

災害時のパニックの発生を防止するには、迅速かつ的確な情報の伝達を図ることが必要であり、この中で通信の果たす役割は非常に大きい。

災害などによる通信設備の被災を最小限に防止するため、通信設備及び付帯設備の防災設計（耐震・耐火・耐水）を実施するとともに、通信施設が被災した場合においても、応急の通信が確保できるよう通信設備を整備する。

1) 重要機関等の強化対策

行政機関、警察、消防等防災上重要な通信を確保するため、ケーブルの2ルート化を進め回線のケーブルの分散収容を図っている。

また、優先電話により通信を確保する。

2) 電気通信設備の強化対策

設備自体を物理的に強化する耐震対策として、震度7の地震にも耐え得る設備に目標を

震災編 第2部 施策ごとの具体的計画（災害予防・応急・復旧計画）

第4章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保

第5節 具体的な取組【予防対策・応急対策・復旧対策】

おき、次のような対策を実施している。

通信用電力機器の固定と耐震補強（バッテリー・予備エンジンの耐震強化）

通信用建物・鉄塔・所内設備の耐震補強（耐震設計の実施・機械室設備の固定・情報システム等端末の固定）

通信網信頼性の向上

地下ケーブルは、耐震性の高いとう道・共同溝等の建設を推進し、既設ケーブルを含め収容替えを図っていく。また、ケーブルの不燃化・難燃化対策を実施している。なお、とう道内作業は、火気を使用しない方法を採用している。

交換機からの伝送回線は、複数ビルに分散設定し通信の途絶を防止している。

光ケーブル網のループ化を整備するとともに、光伝送路の自動切換えを整備する。

ネットワーク管制センターによる、24時間の監視支援体制を敷き、災害に備えるとともに、サブセンターへのバックアップ機能を備えている。

3) 災害対策用電気通信機器の配備及び開発

災害により、NTT交換機等所内設備が被災したときの代替交換機として、非常用移動交換機・衛星車載車等を配備している。

通信の全面途絶及び避難場所等の孤立地帯の対策として、携帯用無線機・携帯電話機・移動無線機等を常備するとともに停電対策として、移動用発電機を主要地域に配備している。

災害時の長時間停電に対して通信用電源を確保するため、移動電源車を配備している。

通信衛星システムの実現により、多様な衛星通信手段が実現できることから、緊急衛星通信システムの開発・配備をする。

輻輳緩和策として「災害用伝言ダイヤル“171”」の提供。

4) 公衆電話機の整備

一般の電話が利用制限された場合でも、公衆電話機は比較的かかりやすい。災害時には料金の無料化を実施し、最低限の通信を確保することとしている。なお、公衆電話の無料化は、災害救助法が発動された地域が停電している場合に、交換所単位で実施する。

5) 避難場所等への通信確保

災害救助法が適用された場合は、避難場所等により災者が利用する特設公衆電話の設置に努める。

避難場所において、特設公衆電話を設置する。（本電話は、無料扱いとしている。）また、各震災救援所にも特設公衆電話回線が確保されている。

6) 復旧資材の確保

必要と認められる災害用物品を予め確保するとともに、突発的災害等で在庫がない場合には、工事用物品を充当することとしている。

震災編 第2部 施策ごとの具体的計画（災害予防・応急・復旧計画）

第4章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保

第5節 具体的な取組【予防対策・応急対策・復旧対策】

7) 共同溝及びとう道の安全化

共同溝は、地下埋設物の破壊に有効であるばかりでなく、地盤が安定し、地震による道路の陥没、き裂等の大きな被害を避ける効果もあるとされている。しかし、一定規模以上の共同溝・とう道については、東京都火災予防条例で消防活動上必要な事項についての届け出を義務付けている。今後とも、地下ケーブルを収容する共同溝・とう道については、その内容物の不燃化・難燃化及び消火装置等について、関係各機関と連絡を密にし、施設の安全性の確保を推進する。

第8 ライフラインの復旧活動拠点の確保

1) 対策内容と役割分担

ライフラインの早期復旧のため、広域応援を受け入れる活動拠点を確保する。

機関名	対策内容
都総務局 都財務局 東京消防庁	・ライフラインの復旧活動の拠点を確保する。

2) 詳細な取組内容

都総務局 都財務局 東京消防庁

ライフライン復旧のための活動拠点については、各事業者が自ら確保することを基本とするが、全国からの応援により人員・資機材の数が膨大になる。このため、都は、広域応援を受け入れるため、東京二十三区一部事務組合の清掃工場 21 箇所を救出及び救助の活動拠点(ライフライン復旧活動拠点)として指定するとともに、若洲ゴルフリンクス及び白鬚東地区を候補地としてライフライン復旧活動拠点を確保し、災害時に活用する。

第9 エネルギーの確保

1) 対策内容と役割分担

都市機能の維持に向けたエネルギーの確保を推進するため、高効率な天然ガス発電所の設置などにより、エネルギーの安定供給体制を構築する。

また、発電設備を備えた防災拠点の整備、公共施設や拠点施設の機能を維持するための自立・分散型電源の整備などにより電力の確保を図るとともに、LP ガスの活用を促進するなど、民間事業者と連携して発災時のエネルギーの確保につなげる。

機関名	対策内容
都各局	<ul style="list-style-type: none"> ・ライフライン及び応急・復旧活動の拠点となる施設等における自立・分散型電源設置の促進 ・燃料の安定調達
都知事本局	<ul style="list-style-type: none"> ・官民連携インフラファンドを通じて、電力供給の安定化を図る。
都環境局	<ul style="list-style-type: none"> ・高効率な天然ガス発電所の設置などによりエネルギーの安定供給体制を構築 ・災害時における LP ガスの活用の検討
都都市整備局	<ul style="list-style-type: none"> ・東京都 LCP(Life Continuity Performance:居住継続性能)住宅の普及・推進
都水道局	<ul style="list-style-type: none"> ・自家発電設備の設置・増強による電力の自立化
都下水道局	<ul style="list-style-type: none"> ・非常用発電設備の早期導入や未利用・再生可能エネルギーの導入促進
警視庁	<ul style="list-style-type: none"> ・信号機の滅灯対策
区	<ul style="list-style-type: none"> ・震災救援所等、災害時の拠点となる施設等における自立・分散型電源の設置
東京ガス(株) ガス事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時における LP ガスの活用を促進

2) 詳細な取組内容

都各局

病院や社会福祉施設など都民の生命に関わる施設、上下水道や物流拠点(ふ頭、市場等)など都市機能を維持するために不可欠な施設、被災者受入施設や公園など災害時の活動拠点となる施設に、常用又は非常用の自立・分散型電源の設置を推進する。

災害発生時には、非常用発電設備用の燃料など各種の燃料油の調達が極めて困難な状況となることが予測される。このため、事業者と災害時における各種燃料油の優先供給に関する協定の締結などを行うとともに、各施設においては電力を供給する設備の優先順位を定めておく。

大規模救出救助活動拠点に指定されている都立公園等に非常用発電設備等を設置し、応急・復旧活動の拠点としての機能を強化する。

都知事本局

官民連携インフラファンドによる発電事業や再生可能エネルギー事業への投資を通じて、電力供給の安定化を図る。

都財務局

都庁舎では、非常用発電設備を増強するとともに、電力事業者からの電力供給に加えて地域冷暖房センターからも電力供給を受け、外部電源を二元化するなどにより、防災拠点

震災編 第2部 施策ごとの具体的計画（災害予防・応急・復旧計画）

第4章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保

第5節 具体的な取組【予防対策・応急対策・復旧対策】

としての機能を向上させる。

都総務局 都各局

都は石油関係団体と石油燃料の安定供給に関する協定を締結しているが、改めてこの協定の実効性を高める取組を進めていく。具体的には、平時における燃料のストック状況、発災後の連絡体制、燃料の搬送体制、燃料供給を受ける施設の受入体制など細部にわたるまでその内容を検証するとともに、関係機関の協力を得ながら実践的な訓練を実施し、災害時に最大限の効果が発揮できる体制を整える。発災後の燃料確保が必須となる災害拠点病院等については、その供給を着実に担保する。

都環境局

高効率な天然ガス発電所の設置などによりエネルギーの安定供給体制を構築するとともに、都市開発と連動したコージェネレーションシステム等の導入など、自立・分散型電源の確保を促進する。

災害時に避難所機能等を担う民間施設に対して、コージェネレーションシステムなど、自立・分散型電源の導入を支援する。

災害時に都市ガス等のエネルギー供給が停止した場合など、災害時のエネルギー源としてLP ガスを有効に活用する方策について検討する。

都都市整備局

災害時でも、自宅での生活継続を可能とする集合住宅(東京都 LCP〔Life Continuity Performance:居住継続性能〕住宅)の普及を促進する。

既存のマンションや公社住宅等において、災害時でも、生活の継続に必要なエレベーターや給水ポンプの運転を可能とするコージェネレーション設備などの自立型発電設備と高圧一括受電による商用電源を併用したシステムを導入するプロジェクトの実施を促進する。

都営住宅の建替えにより創出した用地等において、民間事業者の創意工夫・技術力を活用し、コージェネレーション設備、蓄電機能等を備え、災害時にも生活の継続に必要な一定の電力を確保するマンション開発のモデルプロジェクトを実施する。

東京都 LCP 住宅の情報について、住宅所有者からの申請により都が登録し、ホームページ上での公表を行う「東京都 LCP 住宅情報登録・閲覧制度」の実施により、普及を促進する。

都水道局

震災時や広域停電時等においても、安定給水に必要な電力を確保するため、浄水場等に自家発電設備を増強して電力の自立化を推進し、浄水処理及び配水ポンプ等の運転が継続できるようにするとともに、配水本管テレメータや自動水質計器について無停電化を拡充する。

都下水道局

停電時などの非常時においても下水道機能を維持するため、非常用発電設備が設置され

震災編 第2部 施策ごとの具体的計画（災害予防・応急・復旧計画）

第4章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保

第5節 具体的な取組【予防対策・応急対策・復旧対策】

ていない施設や非常用電源の容量が不足している施設への早期導入を推進する。また、NaS電池未設置の水再生センターへの導入、太陽光発電設備などの未利用・再生可能エネルギーの導入などをさらに進めていく。

警視庁

停電による信号機の滅灯に備え、自動起動式発動発電機等の信号機用電源設備の整備を推進する。

第5節 具体的な取組 【応急対策】

1 道路・橋梁	5 下水道
2 鉄道施設	6 電気・ガス・通信等
3 河川	7 エネルギーの確保
4 水道	

第1 道路・橋梁

災害が発生した場合、都建設局第三建設事務所、区及び首都高速道路等は、所管の道路、橋りょうについて、被害状況を速やかに把握し、道路交通の確保を図るため活動態勢を確立し、安全対策及び応急並びに復旧措置を行うものとする。

本節においては、道路・橋りょうの応急措置について必要な事項を定める。

第1-1 災害時の応急措置

都建設局第三建設事務所

都建設局の道路・橋梁については、東京都の応急対策業務協定業者などと連携して調査・点検を行い、被災状況や交通状況を把握し、道路交通を確保するため、通行規制の措置や迂回道路の選定など、通行者の安全対策を行う。

都の障害物除去路線に指定されている区所管の道路・橋りょうについては、区からの道路・橋りょうに関する被災状況の報告をまとめ、応急措置方策を選定し、区の指導・調整を行う。また、状況によっては、所属職員を現場に派遣し、必要な指示を与える。

区

道路の亀裂、陥没等の損壊及び倒壊物など並びに、落橋等による通行不能箇所を調査し、速やかに応急措置を実施する。

首都高速道路

1) 災害時における体制

地震による災害が発生したときは、災害の種類及びその程度に応じて、緊急体制又は非常体制をとり、役員及び社員を非常参集させるとともに、社内において災害対策本部を設置し、情報収集連絡体制を確立して必要な措置を速やかに講ずる。

2) 災害応急対策

地震による災害が発生したときは、お客様等の安全を確保しつつ、二次災害の防止と緊急輸送機能の確保を最優先に、次の応急対策を実施し、首都高速道路等の機能回復を図る。

大地震が発生したときは、首都高速道路は消防その他の緊急車両の通行に利用され、一般車両の通行が禁止されることから、警察が実施する交通規制に協力し、かつ、規制状況等をお客様等に周知する。

お客様等の被災状況を緊急に把握し、消防等関係機関への迅速な情報伝達、出動・協力

震災編 第2部 施策ごとの具体的計画（災害予防・応急・復旧計画）

第4章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保

第5節 具体的な取組【予防対策・応急対策・復旧対策】

要請により、被災者の救出救護その他安全確保に努める。

道路構造物、管理施設等については、その被害状況を緊急点検し、必要に応じた応急復旧に努める。

工事の個所については、その被災状況に応じて必要な措置。

3) 首都高速道路が分担する路線

実施機関	路線数	延長(m)	備考
首都高速道路	1	4,697	首都高速4号新宿線(杉並区管内)

東京国道事務所

国道20号の道路・橋りょうについては、東京国道事務所の災害応急対策業務協定業者等と連携して調査・点検を行い、被災状況や交通状況を把握し、道路交通を確保するため、通行規制の措置や迂回道路の選定など、通行者の安全対策を実施する。

第1-2 応急復旧対策

道路管理者は、道路、橋りょう及び道路付属物等が被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、公益占用物件等の復旧計画と調整の上、被害を受けた施設を復旧する。

公共の安全確保上、緊急に復旧を行う必要のある対象は、次のとおりとする。

- ・道路の陥没又は断裂により交通が不可能又は著しく困難であるもの
- ・道路の陥没又は断裂で、これを放置することにより二次被害を生じる恐れがあるもの

都建設局第三建設事務所

震災初期における被害状況や通行可能道路の情報収集は、緊急点検等により迅速・的確に集約して行う。

「災害時における応急対策業務に関する協定」及び「協力承諾書」に基づき、協力業者が道路上の障害物の除去等を実施する。

障害物除去用資機材の整備については、平素から資機材を確保するため、使用できる建設機械等の把握を行う。

区

被害を受けた区道を速やかに復旧し、道路機能をできるだけ早急に回復し、救援活動、物資輸送等のための交通路の確保に努める。

なお、作業は、区において選定した緊急道路障害物除去路線を最優先に障害物除去を行うものとし、その後逐次一般区道の復旧作業を行う。

1) 道路障害物除去作業の実施要領

道路障害物除去作業は、都道及び国道の管理者と緊密に連絡をとり、区内の建設関係事業者団体と締結している「災害時における障害物の除去に関する協定」に基づき、協力業者が道路上のがれき等の排除を行う。確保する交通路幅は、原則として1車線(3m)と

震災編 第2部 施策ごとの具体的計画（災害予防・応急・復旧計画）

第4章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保

第5節 具体的な取組【予防対策・応急対策・復旧対策】

する。

区道に生じた路面の亀裂や陥没等は、道路障害物除去と同様協力業者に指示し応急復旧を行う。また、雨水の浸透・洗堀等により地山の崩壊等、二次的被害の恐れのある場合は、適宜な方法により応急復旧を施工する。

2) その他の措置

下水道、電話、電気、ガス等の道路占用施設に危険が発見されたときは、直ちにバリケード等による応急措置をとり、所管の占用者に連絡する。

落下、又は危険と認められた橋りょうは、直ちに通行止め等の安全対策を行い、う回路の案内を表示する。

第1-3 緊急道路障害物除去路線の選定

災害時の緊急道路障害物除去路線の選定は、緊急輸送道路の指定などを踏まえて、次の基準により行う。

緊急道路障害物除去路線は、東京都「緊急道路障害物除去作業計画書」に定める「緊急道路障害物除去路線網図」並びに、「杉並区緊急道路障害物除去路線網図」による。【別冊・図4】

都

震災時における救援救護活動及び緊急物資の輸送等に必要な輸送路、このうち、他県等と都内の要所を結ぶ主要道路で、他の道路に優先して道路上の障害物の除去や亀裂などの応急補修を行う道路を「緊急道路障害物除去路線」として選定した。

これらの路線の緊急道路障害物除去作業については、都及び国が路線別に分担を決め、それぞれ実施することとしている。

1) 選定基準

- ・ 緊急交通路等の交通規制を行う路線
- ・ 緊急輸送ネットワークの路線（緊急輸送道路）
- ・ 避難場所に接続する応急対策活動のための道路の路線
- ・ 上記は、原則として、幅員15m以上の道路の路線

2) 選定路線

- ・ 都 17路線（47,250m）

区

都の緊急道路障害物除去路線は、主要な幹線道路を最優先に選定されていることから、区が救援活動を円滑に行うにあたっては、これらの道路と区内の震災救援所や救急医療機関等を連結する経路の確保が必要である。

そこで、区は都の緊急道路障害物除去路線と区の救援活動施設等を結ぶ道路を杉並区の道路障害物除去路線として選定した。

震災編 第2部 施策ごとの具体的計画（災害予防・応急・復旧計画）

第4章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保

第5節 具体的な取組【予防対策・応急対策・復旧対策】

第1-4 道路障害物除去作業の内容

落下物、倒壊物、放置された自動車等によって生じた路上障害物を除去し、救援活動のための車両の走行帯（1（都は原則として上下各1車線）・区は原則として1車線（3m程度））を確保する。

陥没、亀裂等の舗装破損は、自動車走行に支障のないよう速やかに応急措置を行う。

第1-5 道路障害物除去態勢

緊急道路障害物除去路線の障害物除去作業は、国・都・区及び首都高速道路等が路線別に分担を決めて実施する。

1) 機関別分担路線

区内の各機関別の分担路線は、次のとおりである。

都（建設局）が分担する路線

区分	路線数	延長（m）	備考
都道	14	44,900	青梅街道、五日市街道、早稲田通り、井の頭通り、中杉通り、環状7・8号線、人見街道、方南通り、女子大通り、新青梅街道等
区道	3	2,350	
計	17	47,250	

国（関東地方整備局）が分担する路線

実施機関	区分	路線数	備考
国	国道	1	甲州街道（杉並区管内）

首都高速道路が分担する路線

実施機関	路線数	延長（m）	備考
首都高速道路	1	4,697	首都高速4号新宿線（杉並区管内）

中日本高速道路が分担する路線

実施機関	路線数	延長（m）	備考
中日本高速道路	1	1,090	中央自動車道（杉並区管内）

区が分担する路線

区分	路線数	延長（m）	備考
都道	9	6,220	都道単独4路線、区道混在5路線。延長は混在路線の都道部を含む。

震災編 第2部 施策ごとの具体的計画（災害予防・応急・復旧計画）

第4章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保

第5節 具体的な取組【予防対策・応急対策・復旧対策】

区道	92	31,740	路線数は、区道単独の数。延長には都道混在路線の区道部を含む。
その他	1	100	区道混在路線数。延長は混在路線の私道部分。
計	102	38,060	

2) 作業の分担

各実施機関は、道路障害物除去作業にあたっては連絡を密にし、迅速に実施するとともに、被害の状況に応じて優先順位を定め、作業の効率化を図るものとする。

都が分担する緊急道路障害物除去路線の障害物除去作業については、「災害時における応急対策業務に関する協定」及び「協力承諾書」に基づき、協力業者が実施する。

区の緊急道路障害物除去路線の障害物除去作業については、杉並建設業協会、杉並土木災害防止協力会及び杉並造園環境改善災害防止協力会と締結している「災害時における障害物の除去に関する協定」に基づき、協力業者が実施する。

作業に必要な資機材等は、協力業者が保有する建設機械、資機材等を使用する。

第1-6 震災時の警備態勢

1) 警備本部の設置

各警察署は、東京都に震度6弱以上の地震が発生した場合、各警察署に現場警備本部を設置して、指揮体制を確立する。

第四方面本部長は、第四方面警備本部を設置し、方面区内の警備指揮にあたる。

2) 警備部隊の編成

各警察署長は、前記事案発生の場合又は発生の恐れがある場合には、直ちに警備部隊を編成し総力をあげて警備にあたる。

第1-7 警備活動

災害により発生する被害の拡大防止のため、次の警備活動を行う。

- ・被害実態の把握及び各種情報の収集
- ・交通規制
- ・被災者の救出救助及び避難誘導
- ・行方不明者の捜索及び調査
- ・死体の見分及び検視
- ・公共の安全と秩序の維持

第1-8 警戒活動資器材の整備

大震災が発生した場合においては、総力をあげて被災地における治安の万全を期することを基本としており、そのための任務遂行に必要な装備資器材の整備を図っている。

震災編 第2部 施策ごとの具体的計画（災害予防・応急・復旧計画）

第4章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保

第5節 具体的な取組【予防対策・応急対策・復旧対策】

第1-9 震災時の交通規制態勢

被災地及びその周辺を管轄する警察署長は、震災時における交通規制内容の周知徹底を図るため、危険箇所の表示等を行い、局地的な通行禁止、一方通行等適切な交通規制を行い、被災地及びその周辺における交通の安全と円滑化に努める。

災害地現場において警察官は、道路の混雑、損壊、火災の発生等緊急の必要のある場合は、当該道路における車両の通行を禁止し、又は制限する。

第1-10 交通情報の収集

各警察署は、道路障害及び交通規制の実施措置を円滑に進めるため、交通情報の収集に努め、次の事項を調査のうえ、区本部に通報する。

- ・主要道路、橋りょう等の被害状況及び復旧の見通し
- ・交通規制の実施状況
- ・その他道路状況に関する必要な事項

第1-11 道路交通規制

大地震発生直後の交通混乱を最小限にとどめ、被災者の安全な避難と緊急車両の通行を確保することを重点として、次のような交通規制を実施する。

1) 第一次交通規制（災害発生直後の交通規制）

大震災が発生した場合は、現場の警察官は命令を待つことなく、速やかに次の規制措置をとる。

環状7号線における都心方向への流入禁止

環状7号線から都心方向へ流入する車両の通行を禁止する。

環状7号線内側の通行禁止

都心部において広域にわたり、道路の損壊等により交通に著しい支障があると認めるときは、一時的に環状7号線の内側について区域又は路線を指定して広域的に車両の通行を禁止する。

環状8号線における都心方向への流入抑制

環状8号線から都心方向へ流入する車両の通行を抑制する。

緊急自動車専用路における通行禁止

国道20号等の指定7路線を指定し、緊急自動車及び道路点検車等以外の車両の通行を禁止する。

被害状況等による交通規制の変更

被害状況並びに道路及び交通状況に応じて、交通規制を拡大し、若しくは縮小し、又は別の路線を指定して交通規制を実施する。

2) 第二次交通規制

被害状況、道路交通状況、災害応急対策進展状況等を勘案し、第一次交通規制から次の第二次交通規制に移行するものとする。

被災状況等に応じた交通規制

被害状況等により、規制範囲を拡大し、又は、縮小する。

緊急交通路の指定

指定した緊急自動車専用路を緊急交通路として指定するとともに、被災状況等に応じて、青梅街道等の指定31路線の中から緊急交通路を指定し、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止する。

第1-12 確認対象車両

次の業務のいずれかの一つに従事する車両をいう。

- ・警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に使用されるもの
- ・消防、水防その他応急措置に使用されるもの
- ・被災者の救援、救護その他の保護に使用されるもの
- ・被災児童及び生徒の応急教育に使用されるもの
- ・施設及び設備の応急復旧に使用されるもの
- ・清掃、防疫その他保健衛生に使用されるもの
- ・犯罪の予防、交通規制その他被災地における社会秩序の維持に使用されるもの
- ・緊急輸送の確保に使用されるもの
- ・前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防衛又は拡大の防止措置のために使用されるもの

第1-13 緊急通行車両等の確認事務等

警察署長及び交通機動隊長は、警察署、隊本部、緊急交通路の起・終点及び交通要所における交通検問所等において、緊急通行車両の確認事務及び交通規制から除外すべき車両の確認事務を行う。

第1-14 緊急通行車両等の事前届出制度

事前届出制度は、災害発生時に災害応急対策等を実施するため運転する計画がある車両について、事前に届出を行い、緊急通行車両等であることの審査を済ませておくことにより、災害発生時における確認事務の省力化、効率化を図ろうとするものである。

1) 申請先

震災編 第2部 施策ごとの具体的計画（災害予防・応急・復旧計画）

第4章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保

第5節 具体的な取組【予防対策・応急対策・復旧対策】

対象となる車両の使用の本拠地を管轄する警察署

2) 届出済証の交付

申請された事前届出書は、要件に該当した場合には届出済証として申請者に交付される。届出済証は色分けにより2種類に分けられている。

桃色 災害発生直後の災害応急活動期から確認を行う。(災害発生直後の救命・救助又は緊急道路障害物除去活動等に従事する車両に限定して交付)

白色 災害応急活動期経過後に確認を行う。(食料等の生活関連物資の輸送車両等に交付)

3) 確認手続等

届出済証の交付を受けている車両の確認

届出済証の提示により、確認に係る審査は省略し、緊急通行車両等の標章及び確認証明書を交付する。

届出済証の交付を受けていない車両の確認

確認申請書を提出させ、緊急通行車両等に該当するか否かの審査を行う。審査結果に基づき標章等を交付する。

第2 鉄道施設

災害発生時において、多数の乗客を輸送している鉄道は、直接人命にかかわる被害が発生する恐れがあるため、その被害を最小限にとどめ、迅速かつ適切な応急措置を講ずることにより、輸送の確保を図るものとする。

本節においては、各交通機関が実施し得る応急措置について、必要な事項を定める。

第2-1 災害時の活動態勢

1) 災害対策本部等の設置

災害が発生した場合、各交通機関は全機能をあげて、乗客及び鉄道施設の安全確保と緊急輸送を行うため、災害対策本部等を設置する。

2) 通信連絡

災害時の情報収集、伝達、応急措置の指示等の通信連絡は、列車無線、指令電話、鉄道電話等を利用するとともに、必要に応じて無線等を利用する。

第2-2 発災時の初動措置

災害発生と同時に、各交通機関は、運転規制その他適切な初動措置を講じ、乗客の安全を図る。各交通機関の初動措置は次のとおり。

東日本旅客鉄道(株)

震災編 第2部 施策ごとの具体的計画（災害予防・応急・復旧計画）

第4章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保

第5節 具体的な取組【予防対策・応急対策・復旧対策】

1) 運転規制

- ・社内規程により、速やかに運転中止、又は徐行の手続きをとる。
- ・列車の運転は、概ね 一回又は折返し運転 臨時列車の特発 バスの代行又は徒歩連絡のいずれかの方法により、その都度決定する。

2) 乗務員の対応

運転中に地震を感知し、運転が危険と認めたときは、直ちに列車を停止させ、停止位置が橋りょう上、築堤等の場合には、安全な場所に列車を移動させる。

京王電鉄(株)

1) 運転規制

運輸指令所長は、6カイン以上の地震を感知したときは運転中の全列車に対し、直ちに停止するように指令する。その後6カイン以上を記録したエリアにおいては観測値に応じて運転規制を行うとともに駅構内・沿線施設等の点検を指令する。

2) 管区長の取扱

地震により線路の支障等があると認められた場合は、列車の運転を見合わせる。また、通過列車であっても、これを停車させる。

3) 乗務員の対応

乗務員は、地震を感知し列車の運転が危険な状況にあると認められた場合、または運輸指令所長から停止の指令を受けた場合は直ちに列車を停止させる。この場合、橋梁上等の危険な箇所は避けなければならない。

西武鉄道(株)

1) 運転規制

地震発生時

運転司令長は、地震が発生した時には応急対策として次の処置を行う。

また、当社の地震計が計測したガル値に対する判定基準は、次を基準にして決定する。

判定震度	ガル値
4	2.5ガル～8.0ガル未満
5弱	8.0ガル～14.0ガル未満
5強	14.0ガル～25.0ガル未満
6	25.0ガル～40.0ガル未満

- ・地震が発生し、列車の運転が危険と判断した場合又は震度4以上の場合には、列車無線により列車の停止手配をとる。
- ・停止した列車の列車番号及び停止位置を把握し、被害状況をあらゆる手段を尽して確認する。

震度5弱のときは、次の処置を行う。

震災編 第2部 施策ごとの具体的計画（災害予防・応急・復旧計画）

第4章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保

第5節 具体的な取組【予防対策・応急対策・復旧対策】

- ・ 駅間に停止している列車の運転士に、時速 25 キロメートル以下で次駅まで注意運転するよう指示する。
- ・ 駅長及び運転士の状況報告に基づき、異常がないときには、平常運転を指令する。
震度5強以上のときには、列車の運転を一時中止し、電気司令長および電気、保線の各所長に要注意箇所等の点検を依頼する。

乗務員の対応

運転士は、地震発生時には次の処置を行う。

- ・ 地震が発生し、列車の運転が危険と判断した場合又は列車無線等で停止指令があった場合には、列車を停止させる。
- ・ 駅間の途中で列車を停止させる場合には、橋りょう・ずい道・深い切り取り・高い築堤等、地震の被害を受けやすい箇所をできるだけ避ける。また必要に応じてパンタグラフを降下し、転動防止の処置をとる。
- ・ 駅間に停止した列車は、運転司令長から運転再開の指示があったときには、車掌と打合わせのうえ次駅まで注意運転する。
- ・ 運転を再開し、列車が駅に到着したときには、その区間の状況を駅長に報告する。

駅長の処置

駅長は、地震発生時には次の処置を行う。

- ・ 地震が発生し被害が予想される場合には、速やかに構内巡視をして異常の有無を点検し、その状況を運転司令長に報告する。
- ・ 運転再開の指令があった場合には、自駅に停止している列車に対して次駅又は先行列車が停止していた箇所まで注意運転する旨を通告した後、進路の安全を確かめたうえで出発を指示する。
- ・ 運転再開後、最初の列車が到着したときには、その列車の運転再開箇所及び自駅までの状況を確認、これを運転司令長に報告するとともに後方駅長に通告する。
- ・ 線路巡回中の係員から、巡回区間の異常の有無についての情報を求めて、運転司令長に報告する。

東京地下鉄(株)

列車の措置

総合指令所は、強い地震が発生し、地震警報装置に地震警報の表示があった場合は、直ちに一齐発車待ち装置及び無線装置により、全列車を一旦停止させた後、地震警報に応じた運転規制を行う。

乗務員は、列車運転中、異常な動揺、線路の蛇行又は架線の動揺等により地震を感知し、危険と認めた場合又は総合指令所からの緊急停止があった場合は、直ちに列車を停止させたのち、総合指令所に状況を報告し、列車の進退について指示を受ける。

駅の措置

駅係員は、旅客の安全を第一とし、沈着冷静な行動により、旅客の安全退避に努める。

震災編 第2部 施策ごとの具体的計画（災害予防・応急・復旧計画）

第4章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保

第5節 具体的な取組【予防対策・応急対策・復旧対策】

火災発生時の措置

火災が発生した場合は、消防署、警察署等へ通報するとともに、初期消火に努める。

また、火災の状況によっては、旅客の避難誘導に努める。

停電時の措置

列車内停電の場合は自動的に列車積載の蓄電池に切替るので、照度2～5ルクスで1時間程度予備灯を点灯させ、旅客の混乱防止に努める。

駅構内停電の場合には、予備電源を付置した非常灯、誘導灯が蓄電池に切替り、非常灯は1時間、誘導灯は20分以上点灯する。また、携帯用の照明灯、合図灯、深見灯を常備しており、これらにより避難誘導に努める。

第2-3 乗客の避難誘導

列車の停止が長時間にわたるときや、火災等の二次災害の危険が切迫しているときは、乗客の安全確保のため、的確な避難誘導等を行う。各交通機関の措置は次のとおり。

東日本旅客鉄道(株)

各駅では、区本部長からの避難勧告・指示があった場合には、乗客を安全な場所に避難するよう案内する。

京王電鉄(株)

各駅では、乗客を避難させる必要が生じたときは、予め定めてある避難場所に誘導する。

西武鉄道(株)

駅における避難誘導

駅長は、係員を指揮して旅客をあらかじめ定めた臨時避難場所に、混乱を生じないように誘導し、避難させる。

さらに避難させる必要が生じたときは、避難場所の位置、災害に関する状況を旅客に伝達し、秩序維持に努力する。

列車乗務員が行う避難誘導

列車が駅に停止している場合は、駅長の指示による。

列車が駅間に停止した場合は、原則として乗客は降車させない。ただし、火災その他によりやむを得ず降車させるときは、次による。

- ・地形その他を考慮し、適切な誘導案内を行い降車させる。
- ・特に弱者に注意し、他の乗客に協力を要請して安全に降車させる。
- ・隣接路線を走行することは危険であることを放送等により徹底し、併発事故の防止を図る。

東京地下鉄(株)

正確な情勢判断のもとに職員を指揮して、次により旅客の避難誘導にあたる。この場合、高齢者、幼児など単独行動で避難することが困難な旅客に対しては、他の旅客の協力を得

震災編 第2部 施策ごとの具体的計画（災害予防・応急・復旧計画）

第4章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保

第5節 具体的な取組【予防対策・応急対策・復旧対策】

るとともに、負傷のため単独避難不可能な旅客に対しては、構内の安全な箇所に一時退避させる。

地下よりも地上が安全と認めるとき

行政機関指定の避難場所を放送で徹底し、その方向の出口へ誘導する。

地上よりも地下が安全と認めるとき

被害の少ない最も安全な場所へ誘導する。

第2-4 事故発生時の救護活動

災害により、旅客等に事故が発生した場合、概ね次の救護措置を行う。

- ・放送により情報を伝達する。
- ・負傷者があったときは、救出救護を行うとともに、必要な場合は、臨時救護所等を開設する。
- ・続発事故の防止に万全を期するとともに、必要により警察署及び消防署に通報し、出動、救援の要請を行う。
- ・その他状況に応じた必要な措置を行う。

第2-5 浸水事故発生時の措置

災害により地下路線に浸水事故が発生した場合、人命にかかわる事態につながる恐れがあるため、東京地下鉄では、浸水防止等の応急措置を行うとともに、旅客の誘導を実施する。

1) 応急措置

駅出入口には止水板を、通風口には自動浸水防止機を備え、浸水を防止するとともに、トンネル内に浸水した場合は、排水ポンプにより排水する。

2) 旅客の誘導

地上からの浸水を配慮し、地上へ避難するための有利な場所を選定し、その方向の出口へ誘導する。

第2-6 応急復旧対策

災害時においては、各交通機関は、都・区が実施する応急対策活動が円滑に実施できるよう、救援物資及び人員の輸送協力を行う責務があることから、速やかに応急復旧を行い輸送の確保に努めるものとする。このため、各交通機関はあらかじめ、応急復旧体制を確立し、資器材等の整備を行っている。

なお、各交通機関は応急対策の終了後、速やかに被害原因等の調査分析を行い、この結果に基づき、復旧計画を策定する。復旧作業は、計画に基づき、迅速かつ適切に実施する。

震災編 第2部 施策ごとの具体的計画（災害予防・応急・復旧計画）

第4章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保

第5節 具体的な取組【予防対策・応急対策・復旧対策】

第3 河川

地震、洪水等により河川及び排水路の護岸施設が破損したときは、応急復旧に努めるとともに、排水に全力を尽す。

都建設局第三建設事務所

災害が発生した場合、直ちに護岸等の河川管理施設及び工事箇所の被災の発見に努める。

破損等の被害を受けた場合には、特に、氾濫水による被害の拡大防止に重点を置き、速やかに施設の復旧に努めるとともに、区が行う応急措置に関し、必要に応じて技術的指導を行う。

区が実施する応急措置に関し、技術的助言及び総合調整を行うほか、応急・復旧対策を総合的判断のもとに実施する。

総合的判断のもとに、移動排水ポンプ車の派遣を決定する。

区内の河川管理施設の応急・復旧対策について区に技術的助言を行うほか、大規模なものについては直接実施する。

巡回・点検及び応急対策については、災害時における応急対策に関する協定により対処する。

区

管内の河川管理施設を巡視し、被害箇所を都に報告するとともに、必要な措置を講じる。

水防資機材を使用し、河川の溢水防止及び浸水被害発生箇所の排水作業を行う。なお能力不足のときは、区内建設業者のポンプや、労力を雇用して応急排水を実施する。

第4 水道

災害時における飲料水の確保及び被害施設の応急復旧に対処するため、都水道局は、これに必要な人員、車両及び資機材を確保し、情報連絡体制を確立し、応急復旧を実施する。

また、都災害対策本部と連携を保ちつつ、混乱を防止するために水道施設の被害状況、復旧の見通し等について、積極的な広報活動を実施する。

本節においては、水道施設の応急措置について、必要な事項を定める。

第4 - 1 災害時の活動態勢

1) 活動方針

対策本部の設置

地震の発生により水道施設に甚大な被害が発生した場合など、一定の要件に該当する場合は局内に局長を本部長とする給水対策本部を設置し、応急対策諸活動を組織的に進める。

局に給水対策本部が設置された場合は、西部支所長を部長として応急対策部を西部支所内に設置する。

情報室の立上げ及び情報連絡活動の開始

震災編 第2部 施策ごとの具体的計画（災害予防・応急・復旧計画）

第4章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保

第5節 具体的な取組【予防対策・応急対策・復旧対策】

給水対策本部の設置が必要な状況下においては、直ちに情報室を立上げ情報連絡活動を開始する。

また、復旧活動、応急給水活動等を適時適切に行うため、あらかじめ情報連絡の連絡系統、手段等を定め、正確な情報を迅速に収集・伝達する。

復旧活動

首都中枢機関等への水道水供給にかかわる管路の被害については、発災後3日以内の復旧を目指す。

取水・導水施設の被害については、浄水機能及び配水機能に大きな支障を及ぼすため、最優先で復旧する。

浄水施設の被害のうち、施設の機能に重要な影響を及ぼすものについては、速やかに復旧活動を実施する。

首都中枢機関等への水道水供給にかかわる管路以外の被害については、配水系統の変更等により断水区域を最小限にした上で、あらかじめ定める復旧の優先順位に基づき、段階的に復旧作業を進める。

図表：西部支所管内における管路復旧優先施設

優先施設	
(1)	首都中枢機関、三次医療機関等への供給管理 都庁、防衛省、東京女子医科大学病院、東京医科大学病院、荻窪病院、立正佼成会付属佼成病院、慶応義塾大学病院、東京両生活協同組合中野病院、保健医療公社大久保病院、国立国際医療センター病院、社会保険中央総合病院、東京警察病院
(2)	国道20号線〔甲州街道〕
(3)	第一次重要路線 送水管及び広大な区域を持つ配水本管
(4)	第二次重要路線 給水所等から配水区域全体に配水するうえで必要不可欠な配水本管
(5)	医療施設及び福祉施設への供給管路 救急病院医療機関となる病院及び腎人工透析医療機関、重症重度心身障害児施設及び特別老人ホーム等の福祉施設に至る管路の復旧により応急給水の軽減を図る
(6)	その他、給水上、極めて重要な路線 支所管内の震災対策用応急給水施設、区役所（本庁）、震災救援所等に至る路線
(7)	復旧活動に支障になる箇所 鉄道、河川の横断箇所等で復旧活動に支障となる箇所、二次災害を起こすおそれがある場所

応急給水活動

建物や水道施設の被害状況などを踏まえ、適時適切に応急給水計画を策定し、区市町との役割分担に基づいた段階的な応急給水を実施する。

項目		
応急給水班 (本部)		1 応急給水計画の作成 2 支所、営業所及び本部関係各班との調整 3 飲料水の車両輸送に係る調整 4 応急給水用資器材の配備及び車両の調達 5 区、都各局、他都市及び自衛隊との連絡調整及び配置 6 一般ボランティアの協力要請に係る総務班との調整 7 その他関係機関との調整
支 所	庶務・ 調達担当	1 応急給水用資器材の確保 2 応急給水に関する広報
	応急給水 担当	1 本部応急給水班との連絡調整 2 営業所との連絡調整 3 応急給水の記録 4 仮設給水栓等の設置
	給水装置 復旧担当 ・配水施設 復旧担当	1 仮設給水栓等の設置

広報活動

東京都災害対策本部と連携しながら、被害、復旧及び応急給水の状況等を適時適切に広報し、混乱を防止するよう努める。

第4-2 職員の活動態勢

1) 勤務時間内における活動態勢

本部長が発令した場合、非常配備態勢となり、職員は、所属において応急対策活動に従事する。

2) 夜間、休日等における活動態勢

震度5弱以下の地震が発生し、本部長が発令した場合【非常配備態勢】

本部長が発令した非常配備態勢に応じた職員が所属に参集する。

震度5強の地震が発生した場合【準特別非常配備態勢】

第1非常配備要員が発令を待たずに所属に参集する。

震度6弱以上の地震が発生した場合【特別非常配備態勢】

全職員が発令を待たずに原則所属に参集する。

給水拠点における応急給水要員は、あらかじめ指定された給水拠点に参集する。

第4-3 復旧活動に従事する民間事業者の確保

復旧活動に従事する民間事業者について、関係団体との協定や工事請負契約における協力条項等により、あらかじめ必要な協力態勢を確保する。

また、業者選定時に緊急時の対応能力等を重視した方式（技術力等評価方式）を採用す

震災編 第2部 施策ごとの具体的計画（災害予防・応急・復旧計画）

第4章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保

第5節 具体的な取組【予防対策・応急対策・復旧対策】

ることにより、復旧作業のインセンティブ（誘因）向上と高い技術力の確保を図る。

第5 下水道

下水道施設の被害に対し、汚水、雨水の疎通に支障のないように応急措置を講じ、排水の万全を期する。本節においては、都下水道局による下水道施設の応急措置について、必要な事項を定める。

第5-1 災害時の活動体制

都災害対策本部の非常配備態勢に基づき、職員の配置を行い、下水道施設の被害に対し、迅速に応急復旧活動を行う。

被害が大規模で、復旧に緊急を要する場合に協力を得ることができるよう、民間団体との体制整備を進めている。このため、都下水道局では民間団体と応急復旧業務に関する協定及び細目協定を締結している。

災害時における現場での作業及び指導には、杉並出張所(下井草 2-6-13、電話 3394-9457～8、FAX 3394-9459)があたる。下水道メンテナンス協同組合から1班4名編成で、西部第一下水道事務所に待機する。

第5-2 応急復旧対策

1) 災害復旧用資器材の整備

迅速に応急措置活動を実施するため、水再生センター及びポンプ所に備蓄し、また、災害時の応急復旧に関する協定を締結している民間団体に対し資器材の備蓄について協力を求めている。

2) 管きよ

緊急交通路を地上巡視し、下水道施設が起因する道路陥没等を早急に把握し、損傷状況に応じた応急復旧を実施する。

速やかに震災復旧活動の拠点を設置し、管きよの被害状況など、防災上重要な施設について重点的に被害状況及び措置状況を集約する。

3) 水再生センター

水再生センターにおいて、停電のためポンプの機能が停止した場合、ディーゼル発電機やガスタービン発電機などの非常用発電機及びエンジン直結ポンプによってポンプ運転を行い、揚水不能の事態が起こらないよう対処する。なお、非常用発電機と電力貯蔵型電池を組み合わせることなどにより、電源の信頼性向上を図る。

各施設の点検を行い、施設の被害に対しては、箇所、程度に応じて応急措置を実施する。

水再生センターは、主要な機能の確保に万全を期しているが、万一機能上重大な被害が発生した場合は揚水施設の復旧を最優先する。各施設の損壊箇所をただちに処置し、流下機能の確保と機能の回復を図る。

震災編 第2部 施策ごとの具体的計画（災害予防・応急・復旧計画）

第4章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保

第5節 具体的な取組【予防対策・応急対策・復旧対策】

4) 工事現場

工事中の箇所においては、被害を最小限にとどめるよう請負者を指揮監督するとともに、必要に応じて現場要員、資器材の補給を行わせる。また、避難道路等での工事箇所については、道路管理者ならびに交通管理者の指示に従い応急措置等の措置を行う。

5) 下水道施設の復旧計画

被害が発生したときは主要施設から復旧を図る。復旧順序については、水再生センター、幹線管きょ等の主要施設の復旧に努め、その後、枝線管きょ、ます・取付管の復旧を行う。

第5-3 災害時の広報

下水道施設の被害及び復旧等の状況についての広報は、東京都災害対策本部を通じて報道関係機関の協力を得て行う。

第6 電気・ガス・通信等

第6-1 電気施設

非常災害の発生する恐れがある場合、東京電力(株)東京支店荻窪支社は、各設備に有効な予防対策を講じ、被害を防止し、災害が発生した場合は、二次災害を防ぎ、速やかに応急復旧を行い、社会公共施設としての機能を維持するものとする。

本節では、電気施設の応急措置について、必要な事項を定める。

東京電力(株) 東京カスタマーセンター第二	(電話) 0120-995-006
--------------------------	-------------------

1) 災害時の活動態勢

災害が発生する恐れがある場合又は発生した場合には、本店本部の指示により非常態勢を発令し、非常災害対策本部を設置する。ただし支社長は、本店本部の指示にかかわらず、必要に応じて非常態勢を発令することができる。

なお、震度6弱以上の地震が発生した時は、発令を待たずに自動的に第3非常態勢に入る。

非常態勢

非常態勢は、次表の定める区分に基づき発令するものとする。

ア) 非常態勢の発令

非常態勢の情勢	非常態勢の区分
・ 災害の発生が予想される場合 ・ 災害が発生した場合	第1非常態勢
・ 大規模な災害が発生した場合 (大規模な災害の発生が予想される場合を含む) ・ 東海地震注意情報が発せられた場合	第2非常態勢

震災編 第2部 施策ごとの具体的計画（災害予防・応急・復旧計画）

第4章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保

第5節 具体的な取組【予防対策・応急対策・復旧対策】

非常態勢の情勢	非常態勢の区分
<ul style="list-style-type: none">・ 大規模な災害が発生し、停電復旧の長期化が予想される場合・ 東京都で震度6弱以上の地震が発生した場合・ 警戒宣言が発せられた場合	第3非常態勢

イ) 社員の出勤基準

- ・ 非常態勢発令の伝達があった場合
要員は、所属する非常災害対策本(支)部（以下「対策本(支)部」という。）に出勤する。
- ・ 非常態勢の発令がなされたと判断される場合
発令がなされたと判断される態勢の要員は、所属する対策本(支)部に出勤する。

震災編 第2部 施策ごとの具体的計画（災害予防・応急・復旧計画）

第4章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保

第5節 具体的な取組【予防対策・応急対策・復旧対策】

図表：災害時の活動組織（荻窪支社）

						復旧班	電力系統運用状況の把握 当社被害・復旧情報の収集、連絡 電力系統の応急対策、復旧方法の検討 設備の災害予防措置の実施 復旧計画の樹立並びに復旧活動の実施 所要応援要員の把握、要請（他店所・メーカー等からの応援要請を含む） 所要復旧資機材の把握、要請（電源車等の応急資機材の要請・運用を含む） 一般異動業務の現地対応 高・低圧お客さま内線設備の現地対応 一般異動・不点等出向指令
災害対策本部							
杉並区							
						情報班	支部長指令の伝達並びに受理 情報班及び各班の情報総括、整理・連絡（各班の状況を総括的に把握する） 停電件数集約・連絡 一般被害情報等の収集、連絡 特高・高圧お客さまからの要請対応（電話等によるフォローを含む） お客さま要請対応業務（窓口対応含む） 地方自治体の災害対策本部等への派遣者との連絡 お客さまへの周知（広報車等による広報活動及び防災無線による広報活動。） 一般異動・不点等出向指令応援（現場対応含む）
支部長							
副支部長							
						総務班	非常態勢発令の支社幹部等への連絡・要員呼集 非常災害対策支部の設置、運営支援 通話制限の実施
支部分							

震災編 第2部 施策ごとの具体的計画（災害予防・応急・復旧計画）

第4章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保

第5節 具体的な取組【予防対策・応急対策・復旧対策】

					業務設備の災害予防措置の実施 業務設備の被害・復旧情報の収集連絡（建物被害の自己診断・措置） 食料・被服の調達 救急、救護、医療、防疫、衛生活動 宿泊施設、寝具の手配 人身災害情報、厚生班関連設備の被害・復旧情報の収集・連絡 社員・家族間の安否状況連絡の実施
--	--	--	--	--	---

情報連絡

災害に関する情報は、給電所及びマスコミ情報に注意し、風水害等の場合には天気図作成や各種情報集約を行い、社内関係箇所に連絡し徹底する。

支社情報班は、区本部に対策委員を派遣するとともに、警察署、消防署等と管内の被害、復旧状況等についての情報交換を有線又は無線によって行う。

2) 応急措置

人員の動員、連絡の徹底

非常災害対策内規により、いつでも出動できる体制を確立しておき、時間外における連絡体制も確立しておく。

社外者の応援体制を確立しておく。

他支社、他支店との相互応援ができる体制をとっておく。

資材・輸送等

工具は、手持ち分の整備並びに社内各機関との融通等により確保する。

資材は、在庫品を常に把握し、必要な場合には請負業者から調達するため、業者の在庫状況も把握しておく。

資材等の輸送は、あらかじめ調達契約をしている業者の車両により行うが、なお、輸送力が不足する場合には、他の業者等からの調達も対策本部において適宜行い、輸送力の確保を図る。

震災時における危険予防措置

電力需要の実態に鑑み、震災時においても原則として送電を継続するが、水害及び火災の拡大等に伴い、円滑な防災活動のため警察、消防機関等から送電停止の要請があった場合には、適切な危険予防措置を講ずる。

3) 応急復旧対策

復旧計画

支社は、被害状況を把握し、下記事項について復旧計画を立てる。

- ・復旧応援要員の必要の有無

震災編 第2部 施策ごとの具体的計画（災害予防・応急・復旧計画）

第4章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保

第5節 具体的な取組【予防対策・応急対策・復旧対策】

- ・復旧要員の配置状況
- ・復旧資材の調達
- ・電力系統の復旧方法
- ・復旧作業の日程
- ・仮復旧の完了見込み
- ・宿泊施設、食料等の手配
- ・その他必要な対策

復旧順位

各設備の復旧準備は、原則として下記によるものとするが、災害状況、各設備の被害状況、各施設の被害復旧の難易等を勘案して、供給上復旧効果の最も大きいものから行う。

ア) 変電設備

- ・主要幹線の復旧に係る送電用変電所
- ・都心部に配電する送電系統の中間変電所
- ・重要施設に配電する配電用変電所

イ) 配電設備

- ・病院、交通、通信、情報機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、避難場所、その他重要施設への供給回線
- ・その他の回線

復旧要員の広域運営

他電力会社等と復旧要員の相互応援態勢を整えておくとともに、復旧要員の応援を必要とする事態が予想され、または発生したときは応援の要請を行う。

当社復旧要員の編成

当社並びに指定請負業者の復旧隊の編成は、非常災害対策内規による。

4) 災害時における広報

広報活動

災害の発生が予想される場合は、または発生した場合は、停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況および復旧状況についての広報を行う。

ア) 電気事故防止PR

災害による断線、電柱の倒壊、折損等による公衆感電事故や電気火災を未然に防止するため、住民に対し次の事項を中心に広報活動を行う。

- ・無断昇柱、無断工事をしない。
- ・電柱の倒壊、折損、電線の断線、垂下等設備の異常を発見した場合は、速やかに当社事業所に通報すること。
- ・断線、垂下している電線には絶対にさわらないこと。

震災編 第2部 施策ごとの具体的計画（災害予防・応急・復旧計画）

第4章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保

第5節 具体的な取組【予防対策・応急対策・復旧対策】

- ・浸水、雨漏りなどにより冠水した屋内配線、電気器具等は危険なため使用しないこと。
- ・屋外に避難するときは安全器またはブレーカーを必ず切ること。
- ・電気器具を使用する時は、ガス漏れや器具の安全を確認すること。
- ・その他事故防止のため留意すべき事項。

イ) PRの方法

電気事故防止PRについては、常日頃からテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を利用するほか、パンフレット、チラシ等を作成、配布し認識を深める。

ウ) 停電関連

病院等重要施設については、災害による長時間停電に起因する二次災害を未然に防止するため、自家発電設備の設置を要請する。

広報の方法

広報については、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて行うほか、広報車等により直接当該地域へ周知する。

第6-2 通信施設

災害時における通信の途絶は、災害応急対策活動に支障を来すとともに、情報の不足からパニック発生の恐れを生ずるなど、社会的影響は大きい。

このため、災害時における通信の途絶を防止するため、各種通信設備の確保、復旧等について応急対策を確立するものとする。

本節では、これら NTT 東日本 東京による通信設備の確保について必要な事項を定める。

1) 災害時の活動態勢

現地災害対策措置班の設置

災害が発生し、あるいは災害が発生する恐れがある場合は、現地災害対策措置班を設置する。

現地災害対策措置班は、被害状況、通信の疎通状況など情報の収集を行い、重要通信を確保し、応急復旧対策、広報活動その他の業務を行う。また、杉並区災害対策本部及び関係防災機関との連絡調整を行う。

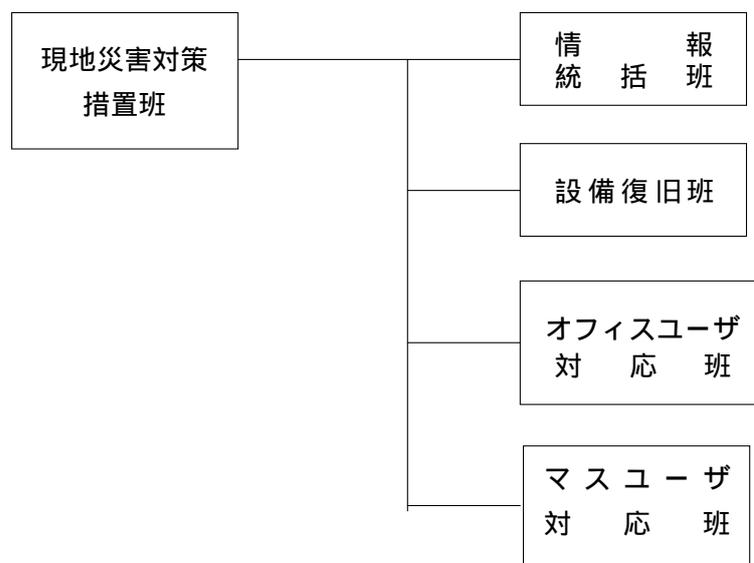
震災編 第2部 施策ごとの具体的計画（災害予防・応急・復旧計画）

第4章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保

第5節 具体的な取組【予防対策・応急対策・復旧対策】

班の組織

現地災害対策措置班の組織は、以下のとおり。



情報連絡体制

地震等による災害の発生又は発生する恐れのある場合は、情報の連絡体制を確立し、情報の収集及び伝達にあたる。

また、本社から支店、関係グループ会社及び現地災害対策措置班員への周知等の連絡網の整備、確立をする。

社員の動員計画

地震が発生し、又は発生する恐れがある場合において、業務の運営あるいは応急対策及び応急復旧に必要な動員を行うため、次の動員計画を定める。

ア) 現地災害対策措置班員の非常招集

東京地方に「震度6弱以上」の地震が発生した場合、現地災害対策措置班員は、非常駆けつけを行うものとする。

イ) 社員の非常招集方法

夜間、休日等に社員を非常招集する場合の連絡方法を定める。

ウ) 社員の非常配置

災害時における応急復旧の内容に応じて、社員の配置、担務、作業内容等を定める。

エ) 事業所相互間の応援

全国の支店、関係グループ会社、事業所等への応援要請方法を定める。

2) 初期措置

震災編 第2部 施策ごとの具体的計画（災害予防・応急・復旧計画）

第4章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保

第5節 具体的な取組【予防対策・応急対策・復旧対策】

災害発生後、直ちに初動体制確立に向け、次の措置を講じる。

設備、資機材の点検及び発動準備

- ・電源の確保
- ・災害対策用無線機装置類、非常用移動交換機等の発動準備
- ・予備電源設備、移動電源車等の発動準備
- ・建築物の防災設備の点検
- ・工事用車両、工具、保有資材等の点検
- ・所内外施設の巡回及び点検による被害状況の把握

応急復旧計画の作成

電気通信設備の被害状況を的確に把握し、回線等の応急復旧計画の作成を行い、迅速な復旧作業を実施する。

- ・被害回線の復旧方法の決定
- ・復旧順位の決定
- ・復旧作業の要員確保
- ・工具、計測器、工事用車両、資材の確保
- ・移動無線車、移動電源車、衛星車載車、非常用移動交換機等の設置位置決定
- ・ヘリコプターの出動要請
- ・部外防災関係機関との連絡及び協力

3) 通信そ通に対する応急措置

現地災害対策措置班は、要員、資器材等を最大限に活用し、通信のそ通とその被害設備の早期復旧のため、次の措置を講ずる。

- ・孤立防止用移動無線車の設置
- ・非常用移動交換機の設定
- ・臨時回線の作成
- ・通話方式の変更
- ・特設公衆及び臨時公衆電話機の設定
- ・加入電話等の他N T Tビルへの収容

4) 災害時の広報及び情報伝達

防災関係機関の広報活動

災害のため通信が途絶し、若しくは利用の制限を行ったときは、トーカー装置による案内、広報車、ラジオ、テレビ、窓口掲示等の方法によって、次の事項を利用者に周知する。

- ・通信途絶及び利用制限の理由・内容
- ・災害復旧に対して取られている措置及び応急復旧状況等
- ・通信利用者に協力を要請する事項
- ・災害用伝言ダイヤル“171”の開設
- ・その他の事項

緊急時の連絡について、公衆電話の利用を呼びかける。

震災編 第2部 施策ごとの具体的計画（災害予防・応急・復旧計画）

第4章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保

第5節 具体的な取組【予防対策・応急対策・復旧対策】

広報車、案内板等による電報の利用についての周知等広報活動を行う。

「NTT東日本からのお願い」として周知

重要通信が優先となります。災害が発生すると、通話が殺到し電話が掛かりにくくなります。

防災関係機関等が行う救助・復旧活動を確保するため、お客様の電話や電報の利用を制限することがあります。

お客様の電話の受話器が外れていませんか？確認願います。

停電時には、コードレスホン・多機能電話機は利用できない場合がありますので、注意してください。

ふくそう緩和・安否確認策として、「災害用伝言ダイヤル“171”」の提供

5) 応急復旧

復旧の順位

通信の途絶解消及び重要通信確保の上で、必要最小限の応急復旧順位は次のとおりであるが、復旧順位の決定にあたっては、「被害状況」「通信そ通状況」「回線構成」「公共の利益」等を考慮し、できる限りそ通回線の均衡を図って復旧する。

順位	復旧回線（重要通信を確保する機関・契約約款に基づく）
第1 順位	気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防衛機関、輸送の確保に直接関係ある機関、通信の確保に直接関係ある機関、電力の供給の確保に直接関係ある機関
第2 順位	ガス・水道の供給の確保に直接関係ある機関、選挙管理機関、預貯金業務を行う金融機関、新聞社、通信社、放送事業者及び第1順位以外の国又は地方公共団体
第3 順位	第1順位、第2順位に該当しないもの

改善措置

被害の再発を防止するため、電気通信設備等の被害原因を分析し、各々の原因に応じた改善措置をとるとともに、必要な防災設計を行う。

復旧工事

下記により工事を実施する。

ア) 応急復旧工事

- ・電気通信設備等の応急的に復旧する工事
- ・現状復旧までの間、維持に必要な補強、整備工事

イ) 本復旧工事

震災編 第2部 施策ごとの具体的計画（災害予防・応急・復旧計画）

第4章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保

第5節 具体的な取組【予防対策・応急対策・復旧対策】

- ・電気通信設備が全く消滅した場合に復旧する工事
- ・電気通信設備を機能、形態において、被災前の状態に復する工事
- ・被害の再発を防止し、設備拡張、改良工事を折り込んだ復旧工事

第6-3 郵便施設

震災時における郵便施設の途絶は、災害応急活動の阻害要因となるとともに、社会的混乱の恐れを生じるなどその影響は大きい。

このため、災害時における通信等の途絶を防止するため、各種通信施設の確保等についての応急対策の確立が必要である。

1) 震災時の活動態勢

非常災害対策本部等の設置

災害が発生し、又は発生する恐れがある場合は、必要に応じて非常災害対策本部又はそれに準ずる対策機関を日本郵便株式会社東京支社又は郵便局に設置し、災害に的確に対処する。

非常災害対策本部は迅速、的確な情報連絡により、次の業務を行う。

- ・被害状況等情報の収集・周知連絡及び広報活動
- ・郵便及び窓口業務運行の確保
- ・要員措置、被災社員の援護等
- ・応急用事業物品の調達、運送、災害応急対策等
- ・被災した社屋・設備等の復旧
- ・その他

社員の動員

各郵便局の長は、災害が発生し、又は発生する恐れのある場合に備え、所属社員の一部又は全部の者が防災に関する措置に当たれるよう配置計画等を立て、動員順位を定めておくものとする。

情報連絡

各郵便局の長は、迅速、的確な活動ができるよう、他の公共機関との間並びに区との間において、緊密な連携の確保に努める。

2) 震災時の応急対策

郵便物の送達確保

被災地における郵便の運送、集配の確保又は早期回復を図るため、被害の態様と規模に応じて、運送集配の経路又は方法の変更、郵便物区分方法の変更、臨時運送便、臨時集配便の開設等適時の応急措置を講ずる。

郵便局の窓口業務の維持

被災地における郵便局のお客さまに対する窓口業務の維持を図るため、被災により業務

震災編 第2部 施策ごとの具体的計画（災害予防・応急・復旧計画）

第4章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保

第5節 具体的な取組【予防対策・応急対策・復旧対策】

継続が不能となった郵便局は、仮局舎急設による窓口業務の迅速な再開、移動郵便車等による臨時窓口の開設及び窓口取扱時間又は取扱日の変更等の措置を講ずる。

第6-4 ガス施設

1) 災害時の活動体勢

非常災害対策本部の設置

本社に非常災害対策本部を設置するとともに、各導管事業部に支部を設置し、全社的な応急活動組織を編成する。

震災時の非常体制

体制区分	災害の具体的な状況・被災の程度	本部長
第一次非常体制	1 震度5弱・震度5強の地震が発生した場合	導管ネットワーク本部長
第二次非常体制	1 震度6弱以上の地震が発生した場合 2 震度5弱・震度5強以上の地震が発生し、 (中圧または低圧)ブロックを供給停止した場合	社長

2) 応急対策

震災時の初動措置

- ・官公庁、報道機関及び社内事業所等からの被害情報等の情報収集
- ・事業所設備等の点検
- ・製造所、整圧所における送出入量の調整又は停止
- ・ガス導管網の被害状況に応じた供給停止判断と導管網のブロック化
- ・その他状況に応じた措置

応急措置

- ・非常事態対策本部の指示に基づき、各事業所が連携し、被害の応急措置にあたる。
- ・施設を点検し、機能及び安全性を確認するとともに、必要に応じて修理・調整を行う。
- ・地震発生直後に、地震防災システムにより被害推定を行い、ガス供給停止の必要性等を総合的に評価し、適切な応急措置を行う。
- ・ガスの供給が停止した地区については、可能な限り速やかなガス供給再開に努める。
- ・その他現場の状況により適切な措置を行う。

資機材等の調達

復旧に必要な資機材を確認し、調達が必要な資機材は、次の様な方法により確保する。

- ・取引先、メーカー等からの調達
- ・各支部間の流用
- ・他ガス事業者からの融通

震災編 第2部 施策ごとの具体的計画（災害予防・応急・復旧計画）

第4章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保

第5節 具体的な取組【予防対策・応急対策・復旧対策】

車両の確保

緊急車・工作車を保有しており、常時稼働が可能な態勢にある。

3) 復旧対策

ガスの供給を停止した地区の復旧作業については、二次災害を抑止するため、予め定められた下記の手順により実施する。

製造施設・供給施設（共通）

ガスの製造又はガスの供給を一時若しくは一部停止した場合には、予め定めた計画に基づき施設の点検及び修理を行い、標準作業に則り各施設の安全性を確認した後、稼働を再開する。

中低圧導管の復旧（被害が発生した場合）

中圧導管及び地区ガバナ等のガス送出源から順に、導管網上に設置したバルブ等を利用してガスを封入し、漏洩検査を行い、漏洩箇所を修理する。

需要家宅のメーターガス栓の閉止（閉栓）

各需要家を訪問し、メーター近傍にあるメーターガス栓を閉める。

復旧地域のセクター化

導管を遮断して、復旧地域を適切な規模のセクターに分割する。

本支管の点検

- ・管内に水等が浸入していた場合には、採水ポンプ等を利用して排出する。
- ・ガスを適切な圧力で封入し、漏洩調査を行い、漏洩箇所を修理する。
- ・ガス供給源から、修理が完了した範囲の導管網にガスを充填し、末端側より管内に混入した空気を排出する。

需要家宅のガス管・排気管等の点検（内管の漏洩検査・修繕）

需要家宅内のガス栓から空気を封入し、圧力の変化を確認し、漏洩有無を判断する。その後、適切な圧力のガスを封入し、ガス検知器を使って漏洩箇所を特定し、配管取替等の修理を行う。

ガスの供給再開（開栓）

メーターガス栓を開放し、需要家宅内のガス機器で燃焼試験を行い、供給管と内管の空気抜きが完了していることを確認し、ガスの供給を再開する。

震災編 第2部 施策ごとの具体的計画（災害予防・応急・復旧計画）

第4章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保

第5節 具体的な取組【予防対策・応急対策・復旧対策】

第7 エネルギーの確保

1) 対策内容と役割分担

施設の機能を維持するため、自立・分散型電源等の活用により、エネルギーを確保する。

機関名	対策内容
都各局	・ 非常用発電設備の活用 ・ 重要な施設への燃料油の優先供給
東京ガス ガス事業者	・ 避難所等への LP ガス供給（再掲）

2) 詳細な取組内容

都各局

非常用発電設備等の活用により、病院や社会福祉施設など都民の生命に関わる施設、上下水道や物流拠点(ふ頭、市場等)など都市機能を維持するために不可欠な施設、被災者受入施設や公園など災害時の拠点となる施設の機能維持を図る。

東京ガス ガス事業者（再掲）

震災により都市ガス施設に被害が生じた場合、都と一般社団法人東京都エルピーガス協会が協力し、避難所等に LP ガスを救援物資として供給するよう努める。

第5節 具体的な取組 【復旧対策】

1 道路・橋梁	4 水道
2 鉄道施設	5 下水道
3 河川	6 電気・ガス・通信等

第1 道路・橋梁

1) 対策内容と役割分担

道路の障害物除去及び搬出、応急復旧等を行う。

機関名	対策内容
都建設局	・道路の被災個所で、被害がある箇所の復旧 ・都道上の障害物除去作業及び障害物の搬出
関東地方整備局	・応急復旧工事を行い、緊急輸送路としての機能を確保
区	・区市町村道上の障害物除去及び応急復旧の実施
東日本高速道路 中日本高速道路	・速やかに交通を確保し、被害の拡大を防止する観点から応急復旧を実施
首都高速道路	・災害の再度発生防止等の観点から、可能な限り改良復旧を図る。

2) 詳細な取組内容

首都高速道路

首都高速道路等の機能を速やかに回復するため、現地調査を実施し、被害状況及びその原因を精査し、復旧工法等を決定する。

災害復旧にあたっては、現状復旧を基本にしつつも、災害の再度発生防止等の観点から、可能な限り改良復旧を行うよう努める。

都建設局第三建設事務所

被害を受けた道路の復旧計画を速やかに策定し、復旧工事を行う。

区

緊急道路障害物除去路線を最優先に障害物除去を行い、救援活動、物資輸送等のための交通路を確保した後、被害を受けた区道の復旧計画を速やかに策定、復旧工事を実施し道路機能の回復に努める。

第2 鉄道施設

1) 対策内容と役割分担

施設の被害状況に応じた復旧を行う。

震災編 第2部 施策ごとの具体的計画（災害予防・応急・復旧計画）

第4章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保

第5節 具体的な取組【予防対策・応急対策・復旧対策】

機関名	対策内容
都交通局 各鉄道事業者	・緊急点検の実施 ・施設の被害状況に応じた復旧の実施

2) 詳細な取組内容

都交通局

長期にわたり営業再開が困難で、大規模復旧工事が必要と考えられる場合、局の震災対策本部及び事業部復旧活動の基本方針を策定する。

施設等の安全性に重大な影響は与えず、補修工事等により営業再開が可能な場合、施設の管理部が復旧活動の基本方針を策定する。

各鉄道事業者

鉄道施設は、震災後の都市機能の確保や各種の復旧対策に寄与するため、速やかに応急復旧を行って輸送の確保に努める。

各鉄道事業者は、応急対策の終了後、被害原因等の調査分析を行い、この結果に基づき、再び同様な被害をうけないよう、本復旧計画を立て実施する。

第3 河川

1) 対策内容と役割分担

区市町村の河川管理施設の応急復旧、局所管施設の緊急工事等を行う。

機関名	対策内容
区	・区内の河川管理施設に被害が生じた場合の復旧対策
都建設局	・破損等の被害を受けた場合の復旧対策 ・23区内の河川管理施設の応急・復旧を図るとともに、区市町村の実施する応急措置を支援する。

2) 詳細な取組内容

区

河川管理施設が被害を受けた場合は、大規模なもの除き、都の助言の下に応急復旧対策を実施する。特に公共の安全確保上緊急に復旧を行う必要がある対象は、次のとおりである。

- ・護岸の崩壊等により隣接する道路、家屋等に危険のおそれのあるもの
- ・護岸基底部の地盤沈下等により、施設倒壊のおそれのあるもの
- ・土砂崩落に伴う河道閉塞により、越流・氾濫のおそれのあるもの
- ・河川管理施設の損壊が、洪水時などに二次災害の原因となるおそれのあるもの

都建設局

破損等の被害を受けた場合には、特に、氾濫水による被害の拡大防止に重点を置き、速やかに施設の復旧に努め、都及び区の行う応急措置に関し、必要に応じて技術的指導を行う。

震災編 第2部 施策ごとの具体的計画（災害予防・応急・復旧計画）

第4章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保

第5節 具体的な取組【予防対策・応急対策・復旧対策】

- ・区の実施する応急措置に関し、技術的助言及び総合調整を行うほか、応急・復旧対策を総合的判断の下に実施する。
- ・総合的判断の下に、移動排水ポンプ車の派遣を決定する。
- ・区内の河川管理施設の応急・復旧対策について区に技術的助言を行うほか、大規模なものについては直接実施する。
- ・巡回・点検及び応急対策については、災害時における応急対策に関する協定により対処する。

第4 水道

1) 対策内容と役割分担

施設、管路、給水装置等の復旧を行う。

機関名	対策内容等
都水道局	・取水・導水施設の復旧対策 ・浄水施設の復旧対策 ・送・配水管路、給水装置の復旧対策

2) 詳細な取組内容

都水道局

取水・導水施設の被害は、浄水機能に大きな支障を及ぼすため、その復旧は、最優先で行う。

浄水施設の被害のうち、施設の機能に重要な影響をおよぼすものについては、速やかに復旧活動を行う。

管路の復旧に当たっては、随時、配水系統などの変更等を行いながら、あらかじめ定めた順位をもとに、被害の程度及び復旧の難易度、被害個所の重要度、浄水場・給水所の運用状況等を考慮して給水拡大のために最も有効な管路から順次行う。なお、資機材の調達、復旧態勢及び復旧の緊急度等を勘案し、必要に応じて仮配管、路上配管等の仮復旧を実施する。

送・配水管路における復旧活動は、断水区域を限定し、可能な限り給水を継続しながらあらかじめ定めた優先施設から順次復旧する。

公道内の給水装置の復旧は、配水管の復旧及び通水と並行して実施する。

首都中枢機関、災害拠点病院等の重要施設は、配水小管の復旧及び通水状況にあわせ、機能が回復するように優先して復旧に当たり、順次その他の給水管についても復旧を行う。

一般住宅等の給水装置の復旧は、その所有者等からの修繕申し込みがあった者について応急措置を行う。なお、配水に支障を及ぼす給水装置の破損等については、申し込みの有無にかかわらず応急措置を実施する。

都水道局では、必要に応じて区へ技術支援を実施する。

震災編 第2部 施策ごとの具体的計画（災害予防・応急・復旧計画）

第4章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保

第5節 具体的な取組【予防対策・応急対策・復旧対策】

第5 下水道

1) 対策内容と役割分担

管路、水再生センター・ポンプ所、工事現場等の復旧を行う。

機関名	対策内容
都下水道局	・管路の復旧対策の実施 ・水再生センター・ポンプ所の復旧対策

2) 詳細な取組内容

都下水道局

被害が発生した時は主要施設から復旧を図る。復旧順序については、水再生センター、ポンプ所、幹線管きょ等の主要施設の復旧に努め、その後、枝線管きょ、ます・取付管の復旧を行う。

管きょ等

緊急調査で判明した被害について、より詳細に被害状況を把握・整理し汚水の流下機能を確保するための復旧をおこなう。

水再生センター・ポンプ所

水再生センター・ポンプ所は、流下機能の確保と沈殿、消毒、放流などの機能の回復を図り、さらに環境負荷の低減、公共用水域の水質の向上に努める。

水再生センター・ポンプ所において、停電のためポンプの機能が停止した場合、ディーゼル発電機やガスタービン発電機などの非常用発電機及びエンジン直結ポンプによってポンプ運転を行い、揚水不能の事態が起こらないように対処する。なお、非常用発電機と電力貯蔵型電池を組み合わせることなどにより、電源の信頼性向上を図る。

また、最低限の機能確保のための復旧を行う。

停電が続いた場合には、水再生センター、ポンプ所の安定稼働のため自家発電設備用燃料油について、石油会社との協定に基づき優先供給を受ける。

都下水道局では、必要に応じて区へ技術支援を実施する。

被害状況に応じ、他の大都市等へ復旧支援を要請し、その受け入れに対応する。

6 電気・ガス・通信等

1) 対策内容と役割分担

復旧効果の大きさ、二次災害防止等の観点から復旧を行う

機関名	対策内容
東京電力	・電力供給上復旧効果の大きいものから実施
東京ガス(株)・ガス事業者	・二次災害を防止するため、あらかじめ定めた手順により実施
各通信事業者	・応急復旧工事、本復旧工事の順で実施

2) 詳細な取組内容

震災編 第2部 施策ごとの具体的計画（災害予防・応急・復旧計画）

第4章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保

第5節 具体的な取組【予防対策・応急対策・復旧対策】

東京電力

災害に伴う応急・復旧対策については、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して、二次災害の防止に配慮しつつ、迅速・適切に実施する。

各設備の復旧は、災害状況、被害状況、復旧の難易度を勘案して、電力供給上復旧効果の大きいものから、復旧要員の確保、復旧資機材の確保など、あらかじめ定めた手順により実施する。

主な手順は以下のとおり。

- ・供給区域内において震度6弱以上の地震が発生し自動的に非常態勢に入る場合は、呼集を待つことなく、あらかじめ定められた基準に基づき所属事業所に出動する。
- ・電力施設等の被害状況及び復旧状況や停電による主な影響状況等を迅速、的確に把握する。
- ・復旧資材の確保のため、予備品、貯蔵品の在庫量を確認し、調達を必要とする資材は、可及的速やかに確保する。
- ・発電設備については、共通機器、流用可能備品、貯蔵品を活用した応急復旧措置を行う。
- ・送電設備については、ヘリコプター、車両等の機動力の活用により仮復旧の標準工法に基づき、迅速に行う。
- ・変電設備については、機器損壊事故に対し、系統の一部変更又は移動用変圧器等の活用による応急措置で対処する。
- ・配電設備については、配電線路応急工法による迅速、確実な復旧を行う。
- ・通信設備については、可搬型電源、車載型衛星通信地球局、移動無線機等の活用により通信を確保する。
- ・島しょ地域における復旧活動は、大島・八丈島を拠点とし実施する。また、復旧規模に応じて、都区内等からの応援を動員し応急復旧にあたる。
- ・島しょ地域の復旧要員、復旧資機材及び燃料の輸送は船艇のほか、ヘリコプター等の機動力を活用し対応にあたる。

停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況及び復旧状況について広報する。また、電気火災を防止するため、屋外に避難するときは安全器又はブレーカーを必ず切ることなどについても広報する。

東京ガス

ガスの供給を停止した場合の復旧作業については、被災した地域施設又は設備の復旧を可能な限り迅速に行うとともに、二次災害を防止するため、あらかじめ定めた手順により実施する。

具体的な手順は以下のとおり。

- ・非常体制が発令された場合は、対策要員はあらかじめ定められた動員計画に基づき速やかに出動する。
- ・予備品・貯蔵品等の復旧用資機材の在庫量を確認し、調達を必要とする資機材は、速やかに確保する。
- ・復旧する地域の被害状況を調べ、被害の程度に応じた復旧方法を選び、材料や要員・車両を手配する。

震災編 第2部 施策ごとの具体的計画（災害予防・応急・復旧計画）

第4章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保

第5節 具体的な取組【予防対策・応急対策・復旧対策】

- ・ガスメーターの近くのガス栓を閉め、地面に埋められているガス管と宅内のガス管を分離する。
- ・都市ガスの復旧は2,000～3,000軒くらいの地域ごとに行うため、バルブを閉めたりガス管を切断して地域を分割する。
- ・検査用のガスを封じてガス管の健全性をチェックし、被害箇所を修理する。被害が多い地域では仮配管等を行う。
- ・宅内配管を確認して、被害箇所を修理する。被害が大きい場合は仮配管を行う。・ガス管の中に入っている空気を抜いて、ガスが出ることを確認する。ガスが安全に使用できる状態を確認して利用再開する。

さらに、必要に応じて次の対応を行う。

- ・社会的優先度の高い病院や老人福祉施設、避難所などには、『移動式ガス発生設備』を用いて、スポット的にガスを臨時供給する。
- ・地震災害などの大きな被害があった場合、全国のガス会社は相互に応援し合って、一日も早い供給再開に向けて対応する。
- ・地震が発生したときには安全な換気方法、ガスメーターの復帰方法、都市ガスの供給停止地域、都市ガスの復旧予定などの情報をいち早く広報する。

ガス事業者

ガスの供給を停止した場合の復旧作業については、被災した地域施設又は設備の復旧を可能な限り迅速に行うとともに、二次災害を防止するため、あらかじめ定めた手順により実施する。

LPガスの使用の再開に当たっては、安全の確認を十分に行う必要がある。このため、都は、一般社団法人東京都エルピーガス協会の点検体制の確立について支援を行う。

各通信事業者

重要通信の確保又は被災した電気通信設備等を迅速に復旧するため、気象等の状況や電気通信設備等の被害状況などの情報を収集し、関係組織間相互の連絡を行う。非常態勢が発令された場合は、速やかに対策本部等に出動する。

被災した電気通信設備等の応急復旧工事は、災害復旧に直接関係のない工事に優先して、復旧工事に要する要員・資材及び輸送の手当てを行うなど、早期復旧に努める。

応急復旧工事終了後、速やかに被害の原因を調査分析し、この結果に基づき必要な改良事項を組み入れて災害復旧工事を計画、設計する。

被災地における地域復興計画の作成・実行に当たっては、これに積極的に協力する。

第5章 応急対応力、広域連携体制の強化

震災編 第2部 施策ごとの具体的計画（災害予防・応急・復旧計画）
第5章 応急対応力、広域連携体制の強化

第5章 応急対応力、広域連携体制の強化

第1節 現在の到達状況

- 区の初動体制として、杉並区災害対策本部の設置基準や職員参集条件を決定
- 広域的連携体制として、特別区災害時相互協力及び相互支援に関する協定、都内外の9自治体と災害時相互支援自治体との協定を締結
- 様々な防災関係機関、民間団体と医療救護関係、食料対策関係、物資供給関係、燃料関係等の協定を締結

第2節 課題

- 情報収集や発信・分析、救助活動の展開等、より効率的かつ効果的な体制の構築が必要
- 広域連携体制の実効性を高めることが必要
- 各防災関係機関、協定締結先民間団体の力を最大限に発揮できるよう、連絡体制や使用施設等について、事前に十分な調整が必要

第3節 対策の方向性

- 区と関係防災機関が一体となって活動を展開できるよう、本部体制を見直し、災害対応・総合調整機能の強化や、警察・消防・自衛隊等との連絡調整機能の強化を図り、円滑な初動態勢を構築
- 広域連携に係る調整体制を強化
- 各種の応急対策ごとに防災関係機関や協定締結先民間団体を含めた関係主体同士の事前調整、訓練等を通じて連携体制を強化

第4節 到達目標

- 強固な初動態勢の構築
- 他自治体との連携強化による円滑な受援体制の整備
- 防災関係機関、協定締結先民間団体との連携強化による応急対策体制の構築

第5節 具体的な取組

地震前の行動(予防対策)

災害対策本部、初動体制の整備
(第2部第5章 P.193)

事業継続体制の確保(P.6)
(第2部第5章 P.193)

消火・救助・救急活動体制の整備(P.8)
(第2部第5章 P.195)

広域連携体制の構築
(第2部第5章 P.195)

応急活動拠点の整備
(第2部第5章 P.199)

地震直後の行動(応急対策) 発災後72時間以内

応急対策活動体制及び初動態勢
(第2部第5章 P.202)

消火・救助・救急活動
(第2部第5章 P.207)

応援協力・派遣要請
(第2部第5章 P.211)

震災編 第2部 施策ごとの具体的計画（災害予防・応急・復旧計画）

第5章 応急対応力、広域連携体制の強化

第1節 現在の到達状況

第1節 現在の到達状況

第1 区の初動対応

区内で大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあり、災害対策活動の推進を図るため必要があると認めるときは、非常配備態勢をとり、杉並区災害対策本部を設置する。また、勤務時間外に杉並区で震度5強以上の地震が発生した場合は、自動的に全職員が参集する。

第2 広域連携体制

災害時において、他の地方公共団体の円滑な協力が得られるよう広域的連携体制として、特別区災害時相互協力及び相互支援に関する協定、都内外の9自治体と災害時相互支援自治体との協定を締結している。（25年4月1日現在）

第3 防災関係機関、協定締結先民間団体との連携体制

様々な防災関係機関、民間団体と医療救護関係、食料対策関係、物資供給関係、燃料関係等の協定を締結している。（協定先は、第5節参照）

第2節 課題

【被害想定（東京湾北部地震）】

被害項目	想定される被害
負傷者数	最大 5,037 人
重傷者数	最大 895 人
建物被害	最大 3,692 棟
地震火災	最大 23,028 棟
自力脱出困難者	最大 1,719 人

第1 区の初動対応

東日本大震災では被害は広範かつ甚大なものであり、被災地では自治体の庁舎等が被災した例もあり、被害状況や支援要請の集約に時間を要した。新たな被害想定では、多くの負傷者や自力脱出困難者や建物被害が想定されるため、救出・救助の実施に向け、情報収集や発信・分析、救助活動の展開等、より効率的かつ効果的な体制を構築する必要がある。

第2 広域連携体制

広域的な物資調達のほか、帰宅困難者対策や広域避難等については、自治体の枠を超えた対応が求められる場合もあり、都や協定締結先自治体等との円滑な連携を図るため、広域連携体制の実効性を高める必要がある。

第3 防災関係機関、協定締結先民間団体との連携体制

各防災関係機関、協定締結先民間団体の力を最大限に発揮できるよう、連絡体制や使用施設等について、事前に十分な調整を行う必要がある。

震災編 第2部 施策ごとの具体的計画（災害予防・応急・復旧計画）

第5章 応急対応力、広域連携体制の強化

第3節 対策の方向性

第3節 対策の方向性

第1 初動対応体制の再構築

区と関係防災機関が一体となって活動を展開できるよう、本部体制を見直し、災害対応・総合調整機能の強化や、警察・消防・自衛隊等との連絡調整機能の強化を図り、円滑な初動態勢を構築する。

第2 広域連携体制の強化

東日本大震災での教訓や都の体制等を踏まえ、協定締結自治体間で円滑な連絡調整や情報共有ができるよう、広域連携に係る調全体制を強化する。

第3 防災関係機関、協定締結先民間団体との連携体制の強化

各種の応急対策ごとに防災関係機関や協定締結先民間団体を含めた関係主体同士の事前調整、訓練等を通じて連携体制を強化する。

第4節 到達目標

第1 強固な初動態勢の構築

災害対策本部の各部別の行動マニュアル等の整備・更新、実践的な訓練等の実施により、区全庁をあげた迅速かつ的確な活動を可能とする初動態勢を構築する。また、自衛隊・警察・消防等との連絡調整機能の強化、具体化を図るなど、各防災関係機関と連携して、本部の対処能力を向上するための体制を構築する。

第2 他自治体との連携強化による円滑な受援体制の整備

都、特別区との連携体制の一層の強化並びに国・都、他自治体等と円滑な協力体制がとれるように区災害対策本部及び情報収集指令室の体制強化を図る。また、災害時相互援助協定を締結している自治体からの人員や支援物資の受入方法を具体化する等、受援体制を整備する。

第3 防災関係機関、協定締結先民間団体との連携強化による応急対策体制の構築

被害状況、必要な労力、物資等を整理し、防災関係機関や協定締結先民間団体へ速やかに支援要請が出来る体制を構築する。また、要請を行うにあたっては、都や国、他自治体との競合が発生しないよう考慮する。

第5節 具体的な取組 【予防対策】

1 災害対策本部、初動体制の整備	4 広域連携体制の構築
2 事業継続体制の確保	5 応急活動拠点の整備
3 消火・救助・救急活動体制の整備	

第1 災害対策本部、初動体制の整備

1) 対策内容と役割分担

機関名	対策内容
区	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部の部、班ごと等、初動及び行動マニュアルの整備・更新、訓練の実施 ・防災関係機関連携のもと、総合震災訓練の実施 ・他の防災関係機関による訓練への積極的な参加
都（総務局）	<ul style="list-style-type: none"> ・首都直下地震等対処要領（仮称）の策定 ・発災時における応急活動拠点の確保を図る。 ・総合防災訓練の実施

2) 詳細な取組内容

災害対策本部の部、班ごと等、初動及び行動マニュアルの整備・更新、訓練

各部長は杉並区災害対策本部に関する規則等に基づき、あらかじめ措置すべき分掌事務について、初動及び行動マニュアル等を整備し、所属職員に周知徹底させておかななくてはならない。また、必要に応じて行動マニュアルに準じた訓練を実施し、発災時に速やかに分掌事務を行えるように努める。【別冊・資料6】

総合震災訓練等の実施

各防災関係機関や住民との緊密な協力体制の確立、防災活動の習熟を図ることを目的に、区、防災関係機関、住民が一体となった訓練を実施する。（震災訓練については、第2章参照）

第2 事業継続体制の確保

1) 対策内容と役割分担

機関名	対策内容
区	<ul style="list-style-type: none"> ・区の業務継続計画 の策定・更新 ・事業者の事業継続計画（BCP）策定の促進

2) 詳細な取組内容

行政による業務継続計画の策定

業務継続計画とは、災害発生時等に短時間で重要な機能を再開し、非常時の優先業務を実施するために事前に準備しておく対応方針を計画として作成するものである。民間企業の事業継続計画（B

C P)の行政版である。

業務継続計画の策定、更新には、以下の点に留意する。

- ・業務に著しいダメージを与えかねない重大被害を想定すること。
- ・災害時に活用できる業務資源に制限があると認識し、非常時優先業務を絞り込むこと。
- ・非常時優先業務の目標復旧時間を設定し、その達成に向け事前準備をすること。
- ・非常時優先業務を実施する上で、制約となりうる課題を抽出すること。
- ・実効性の高い業務継続計画を目指し、業務のバックアップのシステムや執務環境の確保、災害に即応した要員の確保等、課題に対する対応策を検討すること。また、区のみでは対応しきれない課題については、「他自治体からの受援」という視点を踏まえた検討をすること。
- ・業務継続計画の策定にあたっては、同計画に基づき対策を実践するとともに、その結果を点検・是正し、見直しを行うなど、継続的な取り組みを平時から実施する

事業所による事業継続計画の策定等

ア) 各事業所による事業継続計画(B C P :Business Continuity Plan)の策定等

事業継続計画(B C P)は、事業所の被害を最低限に抑えることを目的とするほか、一刻も早く事業活動を再開し、様々な物資やサービス等を提供することで、地域社会の復興につなげるという点においても必要なものである。また、このような事業継続計画の整備は地震後も従業員が事業所に留まる契機となることから、「むやみに移動しない」など、災害時の行動ルールを盛り込みながら策定することが重要である。

なお、事業所の事業継続計画の策定にあたっては、東京都帰宅困難者対策条例の内容を踏まえたものとする。(帰宅困難者対策については、第9章参照)

今後、区も関係機関と協力して事業所への働きかけを強化していく。

イ) 災害時の対応組織の整備

各事業所等においては、事業継続計画や従業員等の安全を確保するための防災計画を策定するにあたって、災害時の対応組織の整備を図っていく。その際、夜間・休日における対応組織も含めて、組織的に統制された行動が出来るよう、あらかじめ任務分担を定めておく必要がある。

また、企業全体の被災情報の収集、連絡調整、指揮を行う部門や、複数の災害対策本部長等を定めておくように留意する。

ウ) 事業所の安全点検

地震が発生した場合、一番基本になるのが従業員自身の身の安全を守ることであり、二次災害防止のため、建物の耐震診断や耐震改修、看板等の落下防止、事務機器等の転倒防止、パソコン等の落下防止、振動による機械の移動や荷崩れの防止、避難経路の障害物の除去等、事業所の特性に応じて必要な対策を実施する。

エ) 非常用品の備蓄、防災資機材の準備

東京都帰宅困難者対策条例を踏まえ、従業員の3日分の水・食糧・その他必要物資の備蓄に努める。また、外部の帰宅困難者(来社中の顧客・取引先等)のために、10%程度余分に備蓄することも検討する必要がある。

オ) 家族と従業員の安否確認

家族と従業員の安否確認にあたっては、NTTによる災害用伝言ダイヤル(171)、災害用ブロードバンド伝言板(web171)、各携帯電話事業者による災害用伝言板サービスがあるので、各事業者が従業員等に対する教育を実施し、これらの存在や取扱方法等の周知を図る。

第3 消火・救助・救急活動体制の整備

1) 対策内容と役割分担

機関名	対策内容
区	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時に必要な装備・資機材の充実強化 ・防災関係機関との救助・救急体制の整備
消防署	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時に必要な装備・資機材の充実強化 ・特別区消防団、自衛消防隊等への訓練の推進

2) 詳細な取組内容

区

区は、救援部、震災救援所の救援活動に必要な資機材等の充実、強化を図る。【別冊・資料104】また、消化体制の整備を拡充するため、路上の消火栓に接続して使用できる消火資機材として、スタンドパイプを全震災救援所に配備している。

区は、災害時に速やかに救助活動の支援を行えるように、防災関係機関との連携体制を構築する。

消防署

消防署は、特別区消防団の応急救護資器材の整備を行うとともに、応急手当普及員の要請など、教育訓練の充実を図る。

消防署は、災害時に、消防団、区民及び事業所が、適切な応急手当を行える能力を身につけられるよう、応急救護知識及び技術を普及する。

消防署は、事業所の実態に応じた、組織、資器材を有効に活用した活動を行うため、自衛消防隊、その他の従業員等の活動技術の向上を目的とした訓練の実施を推進する。

第4 広域連携体制の構築

1) 対策内容と役割分担

機関名	対策内容
区	<ul style="list-style-type: none"> ・他自治体との相互援助協定の締結、受援体制の構築 ・災害時における大型汎用電子計算機の相互支援 ・防災関係機関等との相互協力 ・協定締結先民間団体等との連携体制の強化

2) 詳細な取組内容

他自治体との相互援助協定の締結、受援体制の構築

他の自治体との間で、災害時に応急対策及び復旧対策に必要な物資、資材、人員等に不足を来たした場合、相互に援助を実施する「相互援助協定」を締結している。【別冊・資料 78～84】

また、災害時相互援助協定を締結している自治体と自治体スクラム支援会議を開催し、平成 25 年度には北塩原宣言を採択している。

区は、相互援助協定先等からの応援がより円滑に行われるよう、次の事項について、事前に調整し、受援の体制を構築する。

- ・ 発災時に必要となる人員や物資、資材の整理
- ・ 派遣職員に依頼する業務の選定
- ・ 派遣職員受入体制の整備（宿泊場所等）
- ・ 指揮命令系統の明確化
- ・ 物資、資材の受入方法の選定

図表：相互援助協定先自治体

自治体名	役場の位置	電話	ファクシミリ
北海道名寄市 (総務課・防災・法制担当)	北海道名寄市大通南1-1	01654-3-2111	01654-2-5644
群馬県東吾妻町 (総務課)	群馬県吾妻郡東吾妻町大字原町 594-3	0279-68-2111	0279-68-4900
新潟県小千谷市 (危機管理課)	新潟県小千谷市城内2-7-5	0258-83-3515	0258-83-2789
福島県南相馬市 (危機管理課)	福島県南相馬市原町区本町2-27	0244-24-5232	0244-23-2511
東京都青梅市 (防災課)	東京都青梅市東青梅1-11-1	0428-22-1111	0428-22-3508
東京都武蔵野市 (防災課)	東京都武蔵野市緑町2-2-28	0422-60-1821	0422-51-9184
福島県北塩原村 (住民課)	福島県耶麻郡北塩原村大字北山字 姥ヶ作3151番地	0241-23-3113	0241-25-7385
山梨県忍野村 (総務課)	山梨県忍野村忍草1514	0555-84-3111	0555-84-3717
静岡県南伊豆町 (総務課)	静岡県南伊豆町下賀茂315-1	0558-62-6211	0558-62-1119

派遣職員の経費負担

他の区市町村等から派遣を受けた職員の身分、給与及び経費の負担については、災害対策基本法

震災編 第2部 施策ごとの具体的計画（災害予防・応急・復旧計画）

第5章 応急対応力、広域連携体制の強化

第5節 具体的な取組【予防対策・応急対策・復旧対策】

第32条、第92条、同法施行令第17条、第18条及び第19条に定めるところによる。

災害時における大型汎用電子計算機の相互支援

大地震等の災害発生時に、緊急に必要な住民基本台帳全件リストの作成など電算処理業務を相互に支援することを目的として、共通のオペレーションシステムで運用している大型汎用電子計算機を設置している神奈川県藤沢市と、災害時におけるホストコンピュータの相互支援に関する協定を平成21年11月17日に締結している。【別冊・資料77】

相互支援の内容

- ・住民基本台帳全件リストの出力
- ・その他、支援要請のあった業務のうち、実施可能な業務

防災関係機関等との相互協力

区は、災害応急対策の円滑な実施を期するため、平素から防災関係機関等と連絡を密にし、災害時における協力体制を確立しておくものとする。

ア) 日本郵便株式会社との協力

杉並区と杉並郵便局、荻窪郵便局及び杉並南郵便局との間に、災害発生時及び防災訓練時に相互に協力を実施する「災害時における杉並区と郵便局の協力に関する協定」を平成10年12月15日に締結している。【別冊・資料67】

イ) 杉並区医師会等との協定

区は、災害時において防災関係機関等の円滑な協力が得られるよう、次のとおり協定を締結し、協力体制を確立している。

協定名称	協力業務内容	防災関係機関等	締結日	別冊・資料
災害時の医療救護活動についての協定	医療救護活動	杉並区医師会	S 51.10.5	資料32
災害時における歯科医療活動についての協定	歯科医療活動	杉並区歯科医師会	H 9.3.25	資料33
災害時の医療救護活動に関する協定	医療救護活動	杉並区薬剤師会	H 11.1.26	資料34
災害時における応急救護活動についての協定	応急救護活動	東京都柔道接骨師会杉並支部	H 3.8.6	資料35
災害時の動物に関わる救護活動に関する協定	動物に関わる救護活動	東京都獣医師会杉並支部	H 14.12.9	資料36

ウ) 杉並区交流協会との協定

区は、公共的団体との協力の一環として、杉並区交流協会と「災害時における語学ボランティアの派遣に関する協定」(平成12年4月12日)を締結している。【別冊・資料69】

エ) 杉並区社会福祉協議会との協定

震災編 第2部 施策ごとの具体的計画（災害予防・応急・復旧計画）
 第5章 応急対応力、広域連携体制の強化
 第5節 具体的な取組【予防対策・応急対策・復旧対策】

杉並区社会福祉協議会と「災害時におけるボランティア活動に関する協定（平成18年3月1日）を締結している。【別冊・資料70】

オ) その他公共的団体等との協力体制の確立

区は、災害応急対策業務について、区内の日赤奉仕団、商工会議所、女性団体等の公共的団体及び区民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災市民組織等の協力が得られるよう、平素から連絡を密にし、協力体制の確立に努めるものとする。

さらに、これらの団体の協力業務及び協力方法を定め、その内容の周知徹底を図っていく。

これらの団体の協力業務の主なものは次のとおりである。

- ・異常現象、災害危険箇所等を発見した場合に、区及び防災関係機関に通報すること。
- ・災害に関する予報その他の情報を地域住民に伝達すること。
- ・災害時における広報、広聴活動に協力すること。
- ・震災時における出火防止及び初期消火に協力すること。
- ・避難誘導、震災救護所内等の被災者の救助業務に協力すること。
- ・被災者に対する炊き出し、救助物資の配分等に協力すること。
- ・被害状況の調査に協力すること。
- ・被災区域内の秩序維持に協力すること。
- ・り災証明書交付事務に協力すること。
- ・その他の災害応急対策業務に協力すること。

協定締結先民間団体等との連携体制の強化

区は、災害応急対策の万全を期するため、災害時に民間団体等の積極的な協力が得られるよう協力体制の確立に努めており、現在下記のとおり民間団体等と協定を締結し、災害時の協力業務及び方法などを定めている。

災害時の協力業務内容	民間団体等	締結日	別冊・資料
米穀類の提供	杉並米穀小売商組合連合会	H 8.3.1	資料28
炊き出し労務の提供	東京都麺類協同組合杉並支部	H 8.3.1	資料29
	東京都麺類協同組合荻窪支部	H 8.3.1	資料30
	荻窪蕎麦商組合	H 8.3.1	資料31
炊き出し用燃料の提供	東京都エルピーガス協会山ノ手支部	H 23.3.23	資料53
寝具類の提供	(有)安田商会	H 8.3.1	資料61
基準価格による豊替え等	東京豊工業協同組合杉並支部	H 8.3.1	資料62
道路障害物の除去作業	杉並建設業協会	H 17.4.1	資料46
	杉並土木災害防止協会	H 17.4.1	資料47
	杉並造園環境改善災害防止協会	H 18.12.11	資料48
緊急輸送業務	東京都トラック協会杉並支部	H 8.3.1	資料51
緊急車両用燃料等の供給	東京都石油商業組合杉並中野支部	H 23.3.23	資料52
仮設住宅用地のあっ旋等	東京中央農業協同組合	H 12.2.1	資料66

震災編 第2部 施策ごとの具体的計画（災害予防・応急・復旧計画）

第5章 応急対応力、広域連携体制の強化

第5節 具体的な取組【予防対策・応急対策・復旧対策】

災害時の協力業務内容	民間団体等	締結日	別冊・資料
入浴機会の提供等	東京都公衆浴場商業協同組合杉並支部	H 8.5.1	資料54
葬祭用品の供給等	全東京葬祭業連合会	H 13.11.12	資料73
	東武葬祭業協同組合		
	東都聖典協同組合		
	山手葬祭協同組合		
	全日本冠婚葬祭互助協会	H 13.11.12	資料74
災害時の優先放送	(株)ジェイコム東京	H 18.6.28	資料72
被災住宅の応急修繕等	杉並区小規模建設事業団体連絡会	H 23.12.29	資料68
し尿処理	(株)西原環境	H 17.12.6	資料55
	吉川商事(株)	H 17.12.6	資料56
	環衛(株)	H 17.12.6	資料57
	宗村昭三郎	H 17.12.6	資料58
応急物資の優先供給等	サミット株式会社	H 20.2.1	資料63
	杉並区商店会連合会	H 21.2.12	資料64
	杉並区商店街振興組合連合会	H 21.2.12	資料65
震災救護所の応急点検等	杉並建設防災協議会	H 21.10.29	資料49
理容サービス	東京都理容生活衛生同業組合杉並支部	H 21.11.25	資料60
震災救護所の運営協力	杉並建物総合管理事業協同組合	H 23.3.29	資料50
福祉救護所の開設等	社会福祉法人浴風会	H 18.3.30	資料37
	社会福祉法人サンフレンズ	H 20.3.28	資料38
	社会福祉法人東京都知的障害者育成会	H 20.3.28	資料39
	社会福祉法人杉樹会	H 21.3.19	資料40
	医療法人財団河北総合病院	H 22.1.21	資料41
	社会福祉法人鷺足津福祉会	H 22.2.1	資料42
	社会福祉法人救世軍社会事業団	H 23.2.1	資料43
	医療法人社団松永会	H 23.2.1	資料44

第5 応急活動拠点の整備

1) 対策内容と役割分担

機関名	対策内容
区 都関係局	<ul style="list-style-type: none"> ・オープンスペースの確保・整備 ・大規模救出救助活動拠点等の確保・整備 ・ヘリコプター活動拠点の確保 ・ヘリサインの整備

2) 詳細な取組内容

オープンスペース等活動拠点の確保

震災時に、避難誘導、救出・救助、医療搬送、ボランティア参集、ライフライン復旧等の応急対策活動を迅速かつ効率的に行うことで、人命の保護と被害の軽減を図るとともに、震災後の区民生活の再建と都市復興を円滑に進めることができる。区は、事前にこれら活動に供する土地及び家屋の確保に努める。

都は、都内の利用可能なオープンスペースを国及び区並びに関係機関と協議の上、把握し具体的な使用方法等を確立する。

ア) 地域公園等の整備

震災時において、避難者の安全確保と火災の延焼阻止のため、市街地の中にオープンスペースを確保することは、「震災に強いまちづくり」の基本的課題である。

このため、区では、「杉並区実行計画」の定めるところにより公園の整備を進める。

公園は、都市住民のレクリエーションの場としての機能のほかに、大規模なものは震災時における避難場所、救護スペースあるいは延焼を防止するオープンスペースとして、小規模なものは地域における防災活動の拠点として、防災上果たす役割は大きい。

このため、公園を防災都市づくりの一環として、「杉並区実行計画」の定めるところにより整備していく。なお、都市計画下高井戸公園については、平成24年度に東京電力総合グランド跡地を用地取得し、現在、防災機能を有する公園として、公園計画づくりを進めている。

区分		事業の現況 (平成25年4月1日)
地域公園 10,000 ~ 100,000 m ²		238,088.62 m ²
身近な公園の整備	のびのび公園 3,000 ~ 10,000 m ²	69,274.72 m ²
	ふれあい公園 1,000 ~ 3,000 m ²	119,778.43 m ²
	まちかど公園 300 ~ 1,000 m ²	75,547.81 m ²
	都市緑地 緑道を含む	104,797.82 m ²

イ) 公園等区有施設の防災活動広場化の推進

平常時及び災害時において、区民や防災市民組織が各種の防災活動及び訓練を行うことのできるオープンスペースが必要である。その意味では、公園、緑地、学校その他オープンスペースを持つ区有施設は、すべて防災活動広場としての条件を有する。

そこで、各施設の本来目的と機能を損なうことなく、調和・両立させる方向で、防災活動広場の確保を図る。また、都の設置する公園についても、防災活動広場確保の要請を行うものとする。

なお、防火水槽や防災資器材の設置の可能な施設について、その施設の諸条件に十分留意しつつ、その推進を図るものとする。

震災編 第2部 施策ごとの具体的計画（災害予防・応急・復旧計画）

第5章 応急対応力、広域連携体制の強化

第5節 具体的な取組【予防対策・応急対策・復旧対策】

ウ) 公園等区有施設におけるトイレの確保

区内全域の公園便所・公衆便所等（平成25年4月1日トイレ設置箇所246棟）において、災害時に活用可能な体制を整備する。

今後の新設・大規模改修に合わせ、それぞれの公園の諸条件に十分留意しながら、貯留槽の設置、耐震性のある下水管への直結等を進める。

大規模救出救助活動拠点等の確保・整備

区は、自衛隊、警察災害派遣隊（広域緊急援助隊）、緊急消防援助隊（消防）、その他の広域支援・救助部隊等のベースキャンプとして活用するオープンスペース（大規模救出救助活動拠点）を国や都及び関係機関と協議の上、あらかじめ確保する。

ヘリコプター活動拠点の確保

区は、迅速な救出・救助、消防活動、物資輸送等に資するためにヘリコプターの緊急離着陸場を国や都及び関係機関と協議の上、あらかじめ確保する。（ヘリコプターの災害時緊急離着陸場候補地は、第11章参照）

ヘリサインの設置

区は、震災時の、支援物資の受け取りや、医療搬送等の応急対策活動を迅速かつ効率的に行うために、所有する建築物の屋上へ、ヘリコプターから視認できる施設名を表示する取組みについて検討を進める。

1 応急対策活動体制及び初動態勢	3 応援協力・派遣要請
2 消火・救助・救急活動	

第1 応急対策活動体制及び初動態勢

1) 対策内容と役割分担

機関名	対策内容
区	<ul style="list-style-type: none"> ・非常配備態勢の実施 ・災害対策本部の設置 ・休日・夜間等勤務時間外の態勢
防災関係機関	<ul style="list-style-type: none"> ・各機関の活動領域等に応じた初動・応急活動

2) 詳細な取組内容

区は、区の地域に地震等による災害が発生し、又は発生する恐れがある場合においては、法令、都地域防災計画及び区地域防災計画の定めるところにより、他の防災関係機関及び住民等の協力を得て、その有する全機能を発揮して災害応急対策の実施に努める。

非常配備態勢の実施

ア) 非常配備態勢の種別

非常配備態勢の種別については、次のとおりとする。なお、この態勢は、平日・休日・夜間を問わず、同態勢とする。

非常配備態勢の種別	時期	態勢
災害即応態勢	震度5弱の地震が発生した場合において、又はその他の災害（地震以外の大火災、爆発事故、鉄道事故など）に対処する必要があると区長が認めるとき。	被害状況を把握、及び災害対応を行う。
非常配備態勢	震度5強以上の地震が発生した場合、及び地震注意情報又は警戒宣言が発表された場合、又は災害即応態勢では対応できない災害が発生した場合	震災救援所の開設を始め、必要に応じて救護・救助活動、またはその準備を行う。
情報監視態勢	災害即応態勢、及び非常配備態勢の応急対策業務が終了したとき。	事態の収束及び二次災害等への警戒のための情報監視を行う。

イ) 非常配備態勢の特例

本部長は、災害の状況その他により必要があると認めたときは、特定の部、班又は隊に対し態勢を発令し、特定の部、班又は隊に対して種別の異なる非常配備態勢を発令することができる。

震災編 第2部 施策ごとの具体的計画（災害予防・応急・復旧計画）

第5章 応急対応力、広域連携体制の強化

第5節 具体的な取組【予防対策・**応急対策**・復旧対策】

災害対策本部の設置

区は必要があるときは、杉並区災害対策本部（以下「区本部」という。）を設置し、災害応急対策に従事する職員を配置する。

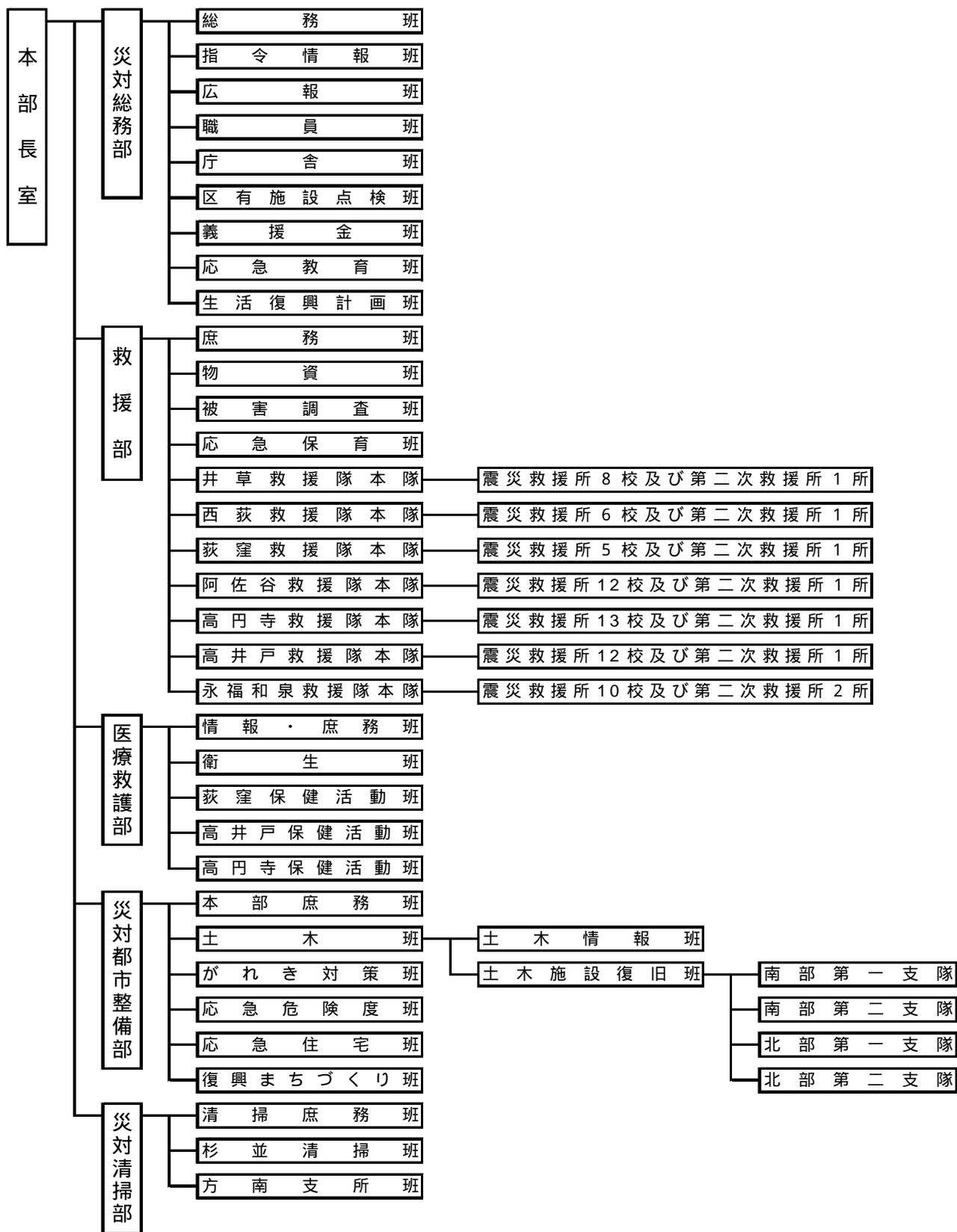
なお、区本部が設置される前又は設置されない場合における災害応急対策の実施は、区本部が設置されたときに準じて処理する。

ア）区本部の組織

区本部の組織は、杉並区防災対策条例、杉並区災害対策本部に関する規則及び杉並区災害応急対策実施要綱の定めるところによるが、組織の概要及び分掌事務は次頁のとおり。

【別冊・資料6】

杉並区災害対策本部組織図



震災編 第2部 施策ごとの具体的計画（災害予防・応急・復旧計画）

第5章 応急対応力、広域連携体制の強化

第5節 具体的な取組【予防対策・応急対策・復旧対策】

イ) 区本部の設置及び廃止

・区本部の設置

区長は、区の地域について災害が発生し、若しくは発生する恐れがある場合において、非常配備態勢を発令する必要があると認めたときは、区本部を設置する。

区本部の災対部長及び災対部長補佐の職に充てられている者は、本部を設置する必要があると認めたときは、危機管理室長に区本部の設置を要請することができる。

危機管理室長は、前記イの要請があった場合、又はその他の状況等により区本部を設置する必要があると認めたときは、区本部の設置を区長に申請しなければならない。

・区本部設置の通知等

災対総務部長は、区本部が設置されたときは、直ちに次に掲げる者に区本部の設置を通知しなければならない。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・ 都知事（都災害対策本部又は都総務局総合防災部）・ 防災関係機関の長又は代表者・ 隣接区市長 |
|---|

災対部長及び災対部長補佐は、区本部が設置されたときは、直ちに所属職員に対し、周知徹底しなければならない。

・区本部の標示の掲出

区本部が設置されたときは、区役所正面玄関又は適当な場所に「杉並区災害対策本部」の標示を掲出する。

・区本部の廃止

本部長は、警戒解除宣言が発せられるなど区の地域について災害が発生する恐れがなくなったと認めたとき又は災害応急対策が概ね完了したと認めたときは、区本部を廃止する。

区本部の廃止の通知等は、前記に準じて行う。

ウ) 本部長室の開設準備

区本部が設置されたときは、災対総務部は直ちに次の処置をとる。

・本部長室の用に供するため、区庁舎西棟6階中棟6階の会議室の使用を停止し、又は禁止する。

・本部長室の開設に必要な通信その他の設備を整備する。

・本部無線を所定の場所に配置する。

災対総務部は、本部長室の開設に必要な整備が完了したときは、直ちに通信連絡事務に従事する指令情報班を本部長室に配置し、各防災関係機関に通知する。

エ) 防災センターの整備

災害から住民の生命・財産を守るためには、災害時において、迅速かつ的確な応急対策活動を実施するための防災活動の中核指令拠点となる杉並区災害対策本部の機能を強化する必要がある。

震災編 第2部 施策ごとの具体的計画（災害予防・応急・復旧計画）

第5章 応急対応力、広域連携体制の強化

第5節 具体的な取組【予防対策・応急対策・復旧対策】

そのため、区庁舎内に防災センターを設置し、中枢指令機能を支援するAV（音響・映像等）機器、地震計等を整備し活用を図る。

AV（音響・映像等）機器	大型プロジェクタースクリーン等、各種情報の収集・処理のための機器を設置している。
地震計	地震発生時の杉並区内の震度に関する情報は、気象庁が区庁舎敷地内（杉並区阿佐谷南 1-15-1）に設置した地震計（中棟北東角地上部）を設置及び、東京消防庁が設置している東京消防庁荻窪消防署（杉並区桃井 3-15-1）、同杉並消防署高井戸出張所（杉並区高井戸東 3-32-2）の3箇所の震度計で観測した震度のうち最も強い震度を区が対応すべき地震震度の基準として活用する。

休日・夜間等勤務時間外の態勢

ア) 休日・夜間の警戒態勢

区庁舎内の「休日・夜間警戒本部」に待機している職員は、非常事態が発生した場合には、災害初期における情報の収集、伝達、関係機関との連絡、区本部の設置準備にあたる。
【別冊・資料7】

イ) 区本部要員の非常呼集態勢

区長は、休日・夜間等勤務時間外に非常事態が発生した場合において、必要があると認めるときは、職員に対し非常呼集を発令する。非常呼集の指令は「非常呼集連絡網」に基づき、継送電話及び職員非常呼集システムにより行うことを原則とする。

区長は、休日・夜間等勤務時間外に非常事態が発生し、特に緊急の必要があると認められた場合は、都市型災害対策緊急部隊を非常呼集する。非常呼集の指令は、設置要綱に基づくもののほか、災害の態様により同部隊の活動に必要と思われる特定の部、班又は隊に対し態勢を発令し、特定の部、班又は隊に対して非常呼集する。

大規模な地震が発生した場合などは次の例による。

・初動配備態勢要員

初動配備態勢要員に指名されている職員（本庁舎約40名、各地域区民センター約40名、各区立小・中学校約250名、杉並保健所約30名）は、杉並区の震度が5強以上若しくは東海地震注意情報の発表があったことを知ったとき、初動配備先としてあらかじめ指定された場所に自主的に参集する。

なお、災害対策本部組織の要員が到着後、活動を引継ぎ、災害対策本部組織の指定された部署へ参集する。

・その他の職員

初動配備態勢要員以外の職員は、非常配備態勢の例により参集する。

震災編 第2部 施策ごとの具体的計画（災害予防・応急・復旧計画）

第5章 応急対応力、広域連携体制の強化

第5節 具体的な取組【予防対策・応急対策・復旧対策】

第2 消火・救助・救急活動

1) 対策内容と役割分担

機関名	対策内容
区	<ul style="list-style-type: none">・警察署、消防署等からの被害状況、救出・救助に関する情報を集約し、防災関係機関等と協力し、救出・救助活動を支援する。・自衛隊（都知事を通じて要請）周辺自治体、ボランティア等に対し、速やかに応援を依頼する。・災害救助法が適用されたときは、区長は、知事の指揮を受けて、法に基づく救助事務を補助する（区の医療救護体制については第8章参照）。
消防署	<ul style="list-style-type: none">・震災署隊本部の設置・消防団、東京消防庁災害時支援ボランティア等と連携を図り、消防活動を行う。・区医療救護部、医師会、病院等の医療機関と密接な連携を図り救助・救急活動を行う。
警察署	<ul style="list-style-type: none">・区医療救護部、医師会、病院等の医療機関と密接な連携を図り救助・救急活動を行う。

2) 詳細な取組内容

区

区（災対総務部）は、発災後の初期段階において、警察署、消防署、職員、区民等からの被害状況・救出・救助に関する情報を集約し、関係機関と情報を共有する。

区（災対総務部、救援部）は、防災関係機関及び区民との協働のもと救出・救助活動を支援する。

災害対策本部長は、区の救出能力を超えると判断したときは、速やかに都知事を通じ、自衛隊等の応援を要請する。また、緊急を要し、都知事を経由するいとまがない場合は、直接自衛隊に対して被災状況等の通報を行い、事後速やかにこれを都知事に要請する。

区の地域について災害救助法が適用されたときは、区長（区災害対策本部長）は都知事（都災害対策本部長）の指揮を受けて法に基づく救助事務を補助する。

防災市民組織

防災関係機関と協力し、初期消火、救出・救護を行う。

消防署

地震発生時には、火災の多発により、極めて大きな人命の危機が予想される。消防署では発災時において、住民や事業者へ、出火防止と初期消火の徹底を期するよう、あらゆる手段をもって呼びかけを行うとともに、消防団を含めて、その全機能をあげて延焼拡大防止に努め、災害状況に対応した消防活動を展開して、大震火災から住民の生命、財産を保護する。

杉並消防署	荻窪消防署
(電 話) 3393 - 0119	(電 話) 3395 - 0119
(F A X) 3398 - 2209	(F A X) 3395 - 0120

震災署隊本部の設置

消防署は、災害活動組織として署隊本部を常設し、常時災害に対応できる体制を確保している。地震発生時には、これらの機能を強化し、震災消防活動態勢を確立する。

配備動員態勢

ア) 震災配備態勢

東京都 23 区、東京都多摩東部及び多摩西部のいずれかに震度 5 弱の地震が発生した場合、又は地震により火災や救助・救急事象が発生し、必要と認めた場合は、震災配備態勢を発令し、事前計画に基づき活動を開始する。

イ) 震災非常配備態勢

東京都 23 区、東京都多摩東部及び多摩西部のいずれかに震度 5 強以上の地震が発生した場合、又は地震により火災や救助・救急事象が発生した場合は、震災非常配備態勢を発令し、事前計画に基づく活動を開始する。

ウ) 非常招集

震災配備態勢を発令したときは発令時に勤務している職員及び所要の職員、震災非常配備態勢を発令したときは全消防職員並びに全消防団員が、招集計画に基づき、直ちに所定の場所に参集する。

エ) 部隊編成

震災配備態勢及び震災非常配備態勢発令時には、勤務している毎日勤務職員及び参集職(団)員をもって部隊の増強を図る。

消防活動

ア) 活動の基本

- ・延焼火災が多発したときは、全消防力を挙げて消火活動を行う。
- ・震災消防活動体制が確立した場合は、消火活動と並行して救助・救急等の活動を行う。
- ・延焼火災が少ない場合は、救助・救急活動を主力に活動する。

イ) 情報収集

- ・署隊本部、方面本部、警防本部等は所定の計画に基づき119番通報、署(所)及び高所見張り情報、参集職(団)員情報、など積極的な災害情報収集を行う。
- ・防災関係機関へ職員を派遣し、相互に知り得た災害の情報交換を行う。

ウ) 消防団の活動

消防団は地域に密着した消防機関として、分団受持区域内の住民に対して、出火防止、初期消火等の指導を実施するとともに、火災、その他の災害発生時には、消防署隊との連携、地域住民との協働により、資機材を有効に活用した消防活動にあたる。

活動種別	内容
出火防止	発災と同時に付近の住民に対して出火防止と初期消火を呼びかける。
消火活動	分団受持区域内に発生した火災の消火活動あるいは避難道路確保のための消火活動を、所轄消防署(所)及び防災市民組織等と協力して行う。
消防署隊への応援	所轄消防署(所)の消防署隊応援要員として消火活動等の応援をするとともに、道路障害物の排除等の活動を行う。
情報収集活動	災害の初期対応を行うとともに、消防活動上必要な情報や被災状況の情報収集を行い、携帯無線機等を活用し、消防団本部等に伝達する。
救出・救護	救助器具等を活用し、地域住民との協働による救出活動を行うとともに、負傷者に対する応急処置や安全な場所への搬送を行う。
避難場所の防護等	避難勧告・指示等が出された場合は、これを地域住民に伝達するとともに関係機関と連絡をとりながら、避難者の安全確保と避難場所の防護活動を行う。

エ) 東京消防庁災害時支援ボランティアの活動

東京消防庁災害時支援ボランティア（杉並消防ボランティア・荻窪消防ボランティア）の具体的な活動内容は、杉並消防署及び荻窪消防署が行う応急活動・復旧活動の範囲内で次のとおり。

- ・ 応急救護活動
- ・ 災害情報提供活動
- ・ 消火活動の支援
- ・ 救助・救出活動の支援
- ・ 消防用設備等の機能確保支援
- ・ 危険物施設等の安全確保支援
- ・ 火災調査支援

大規模救助救急態勢

大規模救助事象及びその他の大規模な災害事故により多数の傷病者等が発生したときは、消防機関の総力を挙げて救助、救急業務を実施するとともに、関係機関と密接な連携により、効果的な活動を図る。

震災編 第2部 施策ごとの具体的計画（災害予防・応急・復旧計画）

第5章 応急対応力、広域連携体制の強化

第5節 具体的な取組【予防対策・応急対策・復旧対策】

ア) 大規模災害事故

大規模災害事故とは、大型航空機の墜落、列車の火災等及び延焼拡大等で、普通出場では対応できない災害、事故をいう。

イ) 救急態勢

杉並、荻窪各消防署長は、所轄内に大規模災害事故が発生した場合には、災害事故現場に指揮本部、現場救護所を開設し、医療機関、消防団員等と連携し、救出救護活動を実施する。

また、指揮命令を受けるいとまのないときは、災害事故の規模、傷病者等の数から、救助隊及び救急隊の必要数等を総合的に判断し、資器材、人員を要請するほか、必要があれば勤務時間外の消防職員（消防団員を含む。）の緊急動員等、救助救急の初動態勢を確立する。

ウ) 活動内容

災害事故現場における救助救急活動内容は、次のとおり。

- ・ 傷病者の救出活動
- ・ 傷病者に対する応急処置
- ・ 傷病者の担架搬送及び救急車による搬送
- ・ 仮設救護所から常設医療機関への搬送
- ・ 重篤傷病者等の緊急避難輸送
- ・ 傷病者のトリアージ

エ) 防災関係機関への要請

現場指揮本部長は、災害事故の規模等により、交通規制、群衆整理、医療班等の適正配備等を必要とするときは、警察、区、区医師会等防災関係機関に対し、災害事故概要、必要人員、資器材及び活動内容等について通報連絡し、救急態勢の万全を図る。

救助・救急活動

ア) 活動態勢

消防署は、消防活動方針によるほか、区医療救護部、医師会、病院等の医療機関と密接な連携を図り、傷病者の救助活動や搬送活動に備えて、救助・救急態勢をとる。

イ) 消防機関による救助・救急活動

関係機関との連携・協力態勢を確立し、救助・救急活動の万全を期するため、次の活動を行う。

- ・ 救助・救急活動は特別救助隊及び救急隊が連携し、救助・救急資機(器)材を活用して組織的な人命救助・救急活動を行う。通常の消防力では対応が困難な救助事象に対しては、消防救助機動部隊（ハイパーレスキュー）の効果的な投入を行い、迅速な救助活動を実施する。
- ・ 救助・救急活動に必要な重機等に不足を生じた場合は、関係事業者との協定等に基づく迅速な調達を図り、実効性のある活動を行う。また、震災時の救助・救急活動において

震災編 第2部 施策ごとの具体的計画（災害予防・応急・復旧計画）

第5章 応急対応力、広域連携体制の強化

第5節 具体的な取組【予防対策・応急対策・復旧対策】

は、地域住民自身による救助・救急活動が不可欠であるため、震災時に地域住民も利用できる救助用資器材の活用を図る。

- ・救急活動にあたっては、医療救護所が開設されるまでの間、消防署(所)に仮救護所を設置するとともに、救助・救急現場に現場救護所を設置し、医療関係機関、消防団員、災害時支援ボランティア等と連携し、救急資器材等を有効に活用して傷病者の救護にあたる。
- ・傷病者の搬送は、救急救命士等のトリアージに基づき、緊急度の高い傷病者を最優先とし、救急車等を活用して、医療機関へ迅速に搬送する。
- ・警視庁、自衛隊、防災市民組織等と連携協力し、救助・救急の万全を期する。

ウ) 傷病者多数発生時の活動

災害の状況等を判断し、安全かつ活動容易な場所に現場救護所を設置し、救助隊、医療救護班と密接な連携を図り、効果的な救助活動を行う。

救護能力が不足する場合は、消防団員、災害時支援ボランティア、防災市民組織等に医療機関への自主的な搬送協力を求めるなど、関係機関との連絡を密にし、効率的な活動を行う。

警察署

警察署は、警備活動方針によるほか、区医療救護部、医師会、病院等の医療機関と密接な連携を図り、傷病者の救助活動や搬送活動に備えて、救助・救急態勢をとる。

第3 応援協力・派遣要請

1) 対策内容と役割分担

機関名	対策内容
区	<ul style="list-style-type: none">・東京都との相互協力・特別区における相互協力・災害時相互援助自治体との相互協力・防災関係機関等との相互協力・協定締結先民間団体等との相互協力・区長が応急措置を実施するため必要があると認めた場合、知事に対して自衛隊災害派遣を要請。いとまがない場合は、直接部隊へ通報し、速やかに知事に通知
都本部	<ul style="list-style-type: none">・他の区市町村に対し応援すべきことを指示し、又は防災機関の応援をあっせんする。・他の地方公共団体・九都県市・全国知事会との応援協力について実施・地震により災害が発生し人命若しくは財産の保護のために必要があると認めた場合、又は区市町村から災害派遣要請の要求があった場

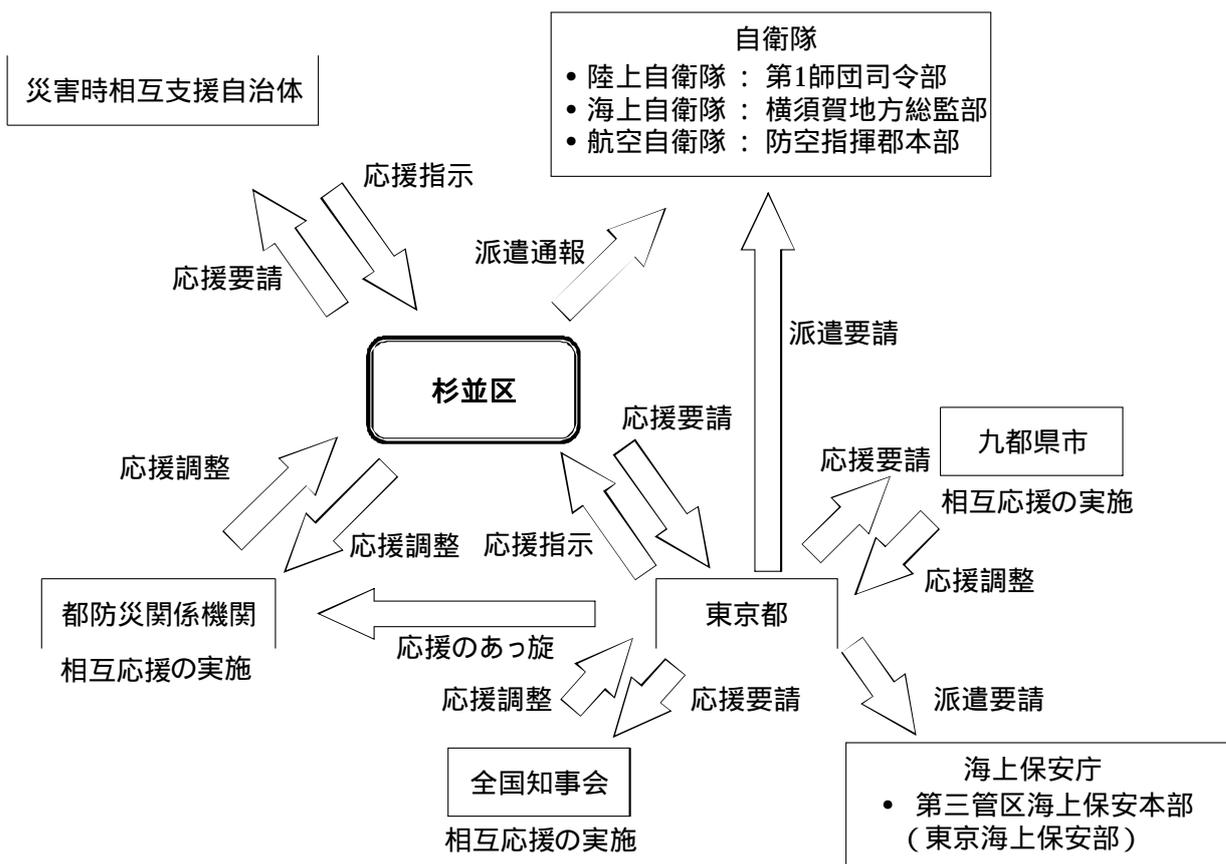
震災編 第2部 施策ごとの具体的計画（災害予防・応急・復旧計画）

第5章 応急対応力、広域連携体制の強化

第5節 具体的な取組【予防対策・**応急対策**・復旧対策】

	合は、自衛隊に対して災害派遣を要請
--	-------------------

2) 業務手順



3) 詳細な取組内容

東京都との相互協力

ア) 応援・協力の原則

区は、都と平素から連絡を密にし、災害時には一層の連絡強化に努めるとともに、協力して応急対策の円滑な実施を図るものとする。

区長は、災害が発生し区的能力では応急対策に万全を期しがたい場合には、都の応援又は他の区市町村若しくは自衛隊等の応援のあっ旋について、「イ) 応援措置等の要請」に定める手続きにより都知事に要請するものとする。

都知事から他の区市町村又は指定行政機関等に協力することを依頼されたときは、自らの応急措置の実施に支障がない限り、積極的に協力するものとする。

イ) 応援措置等の要請

区長は、知事に応援又は応援のあっ旋を求める場合は都総務局(総合防災部防災対策課)に対し、次に掲げる事項について、とりあえず口頭又は電話等をもって要請し、後日文書により改めて処理するものとする。

東京都に応急措置の実施又は応援を求める場合

<p>(1) 災害救助法の適用（第13章参照）</p>
<p>(2) り災者の他地区への移送</p> <ul style="list-style-type: none">ア 移送を要請する理由イ 移送を必要とするり災者の数ウ 希望する移送先エ 収容を要する予定期間オ その他必要事項
<p>(3) 東京都各部局への応援要請又は応急措置実施の要請</p> <ul style="list-style-type: none">ア 災害の状況及び応援等を要する理由イ 応援を必要とする機関名ウ 応援を希望する人員、物資、資材、機械、器具等の品目及び数量エ 応援等を必要とする場所、期間オ 応援等を必要とする活動内容カ その他必要事項
<p>指定地方行政機関等の応援のあっ旋を都知事に求める場合</p>
<p>(1) 他市町村、指定地方行政機関等又は他府県の応援要請のあっ旋を求める場合</p> <ul style="list-style-type: none">ア 災害の状況及び応援等を要する理由イ 応援を必要とする期間ウ 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品目及び数量エ 応援等を必要とする場所オ 応援等を必要とする活動内容カ その他必要事項
<p>(2) 他市町村、指定地方行政機関等又は他府県の職員の派遣のあっ旋を求める場合</p> <ul style="list-style-type: none">ア 派遣のあっ旋を求める理由イ 派遣のあっ旋を求める職員の職種別人員数ウ 派遣を必要とする期間エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件オ その他必要事項
<p>(3) 日本放送協会、民間放送の放送依頼のあっ旋を求める場合</p> <ul style="list-style-type: none">ア 放送要請の理由イ 放送事項ウ 希望する放送日時及び送信系統エ その他必要な事項

ウ) 東京都の連絡先

	勤務時間内 (総合防災部防災対策課)	勤務時間外 (夜間防災連絡室)
NTTダイヤルイン	5388 - 2456、8	5388-2459
NTTファクシミリ	5388 - 1260	5388 - 1958
都防災無線電話	70226 ~ 7	70349
都無線ファクシミリ	70013	70023

特別区における相互応援協力

特別区の区域で大規模な地震等の災害が発生した場合において、災害を受けた区独自では、十分な応急対策及び復旧対策等が実施できない場合、被災を免れた区あるいは被災の軽微な区であって、被災区の支援が可能な区が連携して支援体制を構築し、被災区の支援に万全を期すことを目的として、平成8年2月16日に特別区長会は「特別区災害時相互協力及び相互支援に関する協定」を締結している。【別冊・資料75】

ア) 特別区支援対策本部の設置

被災を免れた区あるいは被災の軽微な区が、相互に協力して効率的かつ実効性をもって被災区の支援にあたるよう、支援区間の調整機能を持った「特別区支援対策本部」を被災後直ちに設置する。この本部は、あらかじめ定めた方法に従い、支援区のうちの1区に設置し、本部長は、本部設置区の区長とする。

本部は、被災区の要請に基づいて活動することを原則とするが、被災区からの要請を待っていない、応急対策に支障が出ると予想されるときは、要請を待たずに本部の判断で行動する。

イ) 相互協力及び相互支援の内容

- ・被災区への職員の派遣、他の自治体を含む応援職員への支援区内での便宜提供等
- ・被災区への救援物資の提供、救援物資の支援区内での集積場の提供等
- ・避難場所を共有する区間の共同現地対策本部の設置等の相互協力
- ・被災区へのボランティアのあっ旋、支援区内でのボランティアへの便宜の提供等
- ・支援区における被災住民の受入れ等
- ・動物の保護に関する支援等
- ・救護班の派遣等医療救護活動に関する支援、被災区の負担軽減策の実施
- ・ごみ、し尿、がれきの処理に関する協力、支援
- ・災害時要援護者に関する専門職員の派遣、支援区内での施設等への受入れ等
- ・遺体の搬送、埋葬等に関する支援
- ・道路の早期復旧への支援
- ・建物被害の判定に関する支援
- ・仮設住宅に関する被災区内での支援及び支援区における用地の提供等
- ・その他被災区からの要請があった事項に対する支援

震災編 第2部 施策ごとの具体的計画（災害予防・応急・復旧計画）

第5章 応急対応力、広域連携体制の強化

第5節 具体的な取組【予防対策・応急対策・復旧対策】

災害時相互援助自治体との相互協力

区長は、災害時に応急対策及び復旧対策に必要な物資、資材、人員等に不足を来したした場合、相互援助協定自治体に援助の要請を行う。【別冊・資料78～84】また、スクラム支援自治体からの救援物資については、原則、支援側の輸送とする。

これからの相互支援体制を円滑に進めていくため、まず、相互支援体制を円滑に進めていくため、災害対策本部内に応援受入本部を設置する。

応援受入本部は、外部からの問合せ先を明確にし、受入れを効率的に行うための応援受入れの総合窓口とする。なお、応援受入本部には、支援を要する業務ごとに、指揮命令者とは別に、応援職員等に対する連絡調整などの役割を担う、受援担当者を複数名指定する。

また、業務継続計画に連動した受援計画づくりを進めていく。

防災関係機関等との相互協力

区及び防災関係機関等は、災害対策本部が設置された場合は、情報の収集、交換など連絡を密にし、迅速かつ適切な応急措置をとるため情報連絡員の派遣等の措置を講ずるものとする。

区及び防災関係機関等は、他の機関等から応援を求められた場合は、自らの応急対策に支障のない限り、協力又は便宜を供与するものとする。

協定締結先民間団体等との相互協力

区は、災害応急対策の万全を期するため、災害時に民間団体等の積極的な協力が得られるよう協力体制の確立に努めている。区各部長は、民間団体等との協定に基づき、災害応急活動に必要な業務や施設利用について要請する⁵。

自衛隊の災害派遣

区長は、災害が発生し、人命又は財産の保護のため必要があると認めた場合は、都知事に対して自衛隊の災害派遣要請を求める。

ア) 派遣方法

自衛隊の災害派遣は、災害の様相から次の4つの派遣方法がある。

- ・災害が発生し、区長から都知事へ災害派遣要請を求め、それに基づき人命又は財産の保護のため必要があると認めて都知事が自衛隊に災害派遣を要請した場合。
- ・災害がまさに発生しようとしている場合又はその恐れのある場合で、区長から都知事へ災害派遣要請を求め、それに基づき災害予防のため必要があると認めて都知事が自衛隊に災害派遣を要請した場合。
- ・災害に際し、その事態に照らし、特に緊急を要し、都知事からの災害派遣の要請を待ついとまがないと認めて、自衛隊が自主的に派遣する場合。
- ・防衛省の施設又はそれらの近傍に災害が発生したとき、自衛隊が自主的に派遣する場合。

イ) 派遣要請の手続き等

- ・災害派遣の要請

⁵ 協定先は、「第6章 5節予防対策 第4広域連携体制の構築」参照。

震災編 第2部 施策ごとの具体的計画（災害予防・応急・復旧計画）

第5章 応急対応力、広域連携体制の強化

第5節 具体的な取組【予防対策・応急対策・復旧対策】

区長（区本部長）は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、都知事（総合防災部防災対策課）に対し、次に掲げる事項を明らかにした文書をもって自衛隊の災害派遣要請を求める。ただし、緊急を要する場合にあっては、とりあえず電話又は口頭をもって要請し、事後速やかに文書を送達するものとする。

- ・ 災害の状況及び派遣を要請する理由
- ・ 派遣を希望する期間
- ・ 派遣を希望する区域及び活動内容
- ・ その他参考となるべき事項（希望の派遣人員、車両、航空機等の概数）

・ 通信途絶時の派遣要請

区長は、通信の途絶等により知事に対して災害派遣要請を求めることができないときは、直接部隊等に災害の状況を通知するものとし、事後所定の手続きを速やかに実施する。

・ 緊急の場合の連絡先

部隊名 (駐屯地)	連絡先	
	課業時間内	課業時間外
陸上自衛隊 第1師団司令部 (練馬) 〔都担当〕	第3部長又は同部防衛班長 (3933) 1161 内線：238・269 F A X：713 都防災無線電話：76611	師団司令部当直長 <u>(3933)1161</u> 都防災無線電話：76615
陸上自衛隊 第1普通科連隊 (練馬) 〔杉並区担当〕	第3科長又は運用訓練幹部 (3933) 1161 内線：516 F A X：740 都防災無線電話：76611	部隊当直司令 (3933) 1161 内線：734 F A X：740 都防災無線電話：76611

ウ) 災害派遣部隊の受入態勢

自衛隊の災害派遣が決定又は実施された場合、区長は次の事項に留意して派遣部隊の活動が十分に行われるよう受入態勢を整える。

・ 連絡員の受入れ

自衛隊から連絡調整のため早期に派遣される連絡班（連絡幹部を含む2～3名）を区災害対策本部に受入れ、被害状況に関する情報交換を行うとともに、救援活動の実施要領、作業計画、派遣部隊の進出経路、活動拠点及び宿泊場所等について直ちに必要な調整を行う。

・ 他の災害救助復旧機関との競合重複の排除

区長は、自衛隊の活動が他機関と競合重複せずに重点的・的確・効率的な作業分担となるよう配慮するものとする。

・作業計画及び資器材の準備

区長は、自衛隊の応急救護活動に関して、先行性のある計画を樹立するとともに、応急救護活動に必要な資器材をあらかじめ準備し、また、施設の使用に際して管理者の了解を取りつけておくものとする。

・宿舎等の配慮

区長は、派遣された部隊が効率的かつ円滑に活動できるよう区立施設等を宿舎として提供するなど、必要な設備について可能な限り配慮するものとする。

・住民の協力

派遣部隊の活動に対し、周辺住民の積極的な協力を求める。

エ) 災害派遣部隊の活動範囲及び活動内容

・災害派遣部隊の行う救援活動の目的

災害派遣部隊は、危険な状態にある多数の人命を救助し、被災者を混乱から回復させ勇気づけるとともに、関係機関の機能を早期に回復し、その復旧活動の端緒を開き、国民の生命及び財産の保護に寄与することを目的として、人命救助を最優先とした各種活動を行う。

・救援活動全般の方針

陸上自衛隊第1普通科連隊（練馬）は、発災後、速やかに東京都23区内に対する即時救援活動を実施する。

その後、引き続き応急救援活動を行い、状況の推移に応じ、所要の部隊の増援を受け、被災地域の応急復旧及び民生支援を主体とする組織的救援活動に移行する。この際、道路の障害物除去・関係機関に対する支援が対処可能な部隊（支援・増援部隊を含む。）をもって継続的に実施する。

・平常時及び発災時の連絡調整

陸上自衛隊第1普通科連隊（練馬）が担任する。発災後、状況により上級部隊（方面総監部、師団司令部等）が一元的に実施することがある。

発災後、直ちに連隊から連絡班を区災害対策本部に派遣し、所要の連絡調整及び情報収集にあたらせる。また、状況に応じて偵察班を編成、派遣し、所要の連絡調整及び情報収集を行う。

・救援活動の規準及び内容

下記の規準及び内容は、国及び都との調整に基づき、被災地全域に対して行う可能性のある活動の全部であり、状況により活動の内容、地域、程度は異なる。

<p>即時救援活動</p> <p>緊急の事態にある人命の救助を重視し、次の基準により実施する。</p>	<p>ア) 救出・救援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・倒壊家屋、崖崩れ等からの救出 ・火災現場からの救出（能力の範囲内） ・交通（鉄道・高速道路等）途上の被災者の救出 ・倒壊家屋・落下物等による負傷者に対する応急救護 <p>イ) 避難の救助</p> <ul style="list-style-type: none"> ・火災・有毒ガスの発生、堤防の決壊、余震等に関する情報の収集・伝達 ・避難者の誘導及び輸送 ・消火活動又はその支援
<p>応急救援活動</p>	<p>ア) 人命救助</p> <p>即時救援に引続き、放置すれば生命に危険が及ぶ状態にある孤立者・傷病者に対する救出・救護を重視し、次の基準により実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・倒壊家屋、地下街、水没地域等に取り残された孤立者の救出 ・災害による行方不明者の搜索・救出 ・救急患者・医師・救援物資等の輸送 ・消火活動又はその支援 <p>イ) 二次災害の防止</p> <p>火災・爆発等の再発、浸水地域の拡大及び余震等による死傷者の発生防止を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・決壊した堤防の締切、土のうの作成・運搬・積込み等の水防活動 ・火薬類・爆発物等の危険物の保安措置及び除去（半壊建物の解体作業を含む） ・流出油のせき止め <p>ウ) 民生支援</p> <p>主として避難地域に集合した被災者を対象に、関係機関の準備する補給品・資材によることを原則として支援活動を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給水及び配水 ・炊飯及び給食 ・避難者の輸送 ・救援物資の輸送・配分

震災編 第2部 施策ごとの具体的計画（災害予防・応急・復旧計画）

第5章 応急対応力、広域連携体制の強化

第5節 具体的な取組【予防対策・応急対策・復旧対策】

<p>組織的救援活動</p> <p>被災者に対して必要最小限の生活環境を整備し、混乱からの回復を図るとともに、復旧活動への意欲を振起させることを重視し、次の基準により実施する。</p>	<p>ア) 民生支援</p> <ul style="list-style-type: none">・給水・配水及び入浴・炊飯及び給食・救援物資の輸送・配分・被災者等の輸送・防疫活動・その他 <p>イ) 普及支援</p> <ul style="list-style-type: none">・倒壊・焼失・浸水及び埋没地域の整理・建築資器(機)材、応急施設資器材等の輸送・道路又は水路の障害物除去、応急橋りょうの設置 <p>ウ) 災害による行方不明者の捜索</p> <p>エ) その他、関係機関が行う遺体収容作業の支援等</p>
<p>地震発生後、派遣の終始を通じて行う救援活動</p>	<p>ア) 道路の障害物除去</p> <p>災害の発生の範囲、程度、特に人 密集地域における被災状況と道路被害状況を勘案し、即時救援活動、あるいは組織的救援活動の段階から、救援道路及び幹線道路の障害物除去を行い、迅速かつ大規模な救援活動の基盤を確立する。</p> <p>イ) 関係機関等に対する支援</p> <p>地震発生直後から、関係機関の機能の早期回復及び組織的・効率的な救援活動のため、次の要望を主体として継続的な支援を行う。</p> <ul style="list-style-type: none">・被災状況等の情報収集・提供及び伝達・通信及び連絡手段の確保（通信支援）・災害対策関係者の輸送等・関係機関の機能回復のための諸作業 <p>ウ) 救援物資の無償貸与又は譲与</p> <p>「防衛省の管理に属する物品の無償貸与及び譲与等に関する総理府令」（昭和33年総理府令第1号）に基づき、救援物資を無償貸与又は譲与する。</p>

オ) 経費負担

都地域防災計画の自衛隊災害派遣要請計画に定めるところによる。

カ) 派遣部隊の撤収要請

区長は、自衛隊災害派遣の目的が達成された場合又はその必要がなくなった場合に、派遣部隊の撤収を要請するものとする。

第6章 情報通信の確保

第6章 情報通信の確保

第1節 現在の到達状況

- 固定系無線放送塔119基、個別受信機721台、地域防災無線225局、MCA無線機175局
- ホームページ、ツイッター等を活用した区民への情報提供や報道機関への情報提供体制を整備
- 通信事業者による安否確認サービスの提供及び安否確認方法の普及啓発を実施

第2節 課題

- 行政機関内や外部機関との連携、情報共有化の体制づくりが必要
- 適切な情報を迅速かつ確実に提供できる体制整備が必要
- 区民や帰宅困難者の冷静な判断を妨げるおそれを解消するために、家族等の安否や鉄道の運行状況に関する情報不足の解消や安否確認ツールの活用促進が必要

第3節 対策の方向性

- 防災行政無線や災害情報システムの機能拡充、多様な通信手段の配備など、行政機関内の情報連絡体制を確保するとともに、機器の使用方法を訓練等で習熟させ、強固な連絡体制を構築
- 区民への情報提供を充実（WEBサイトの機能強化やツイッター等の活用）するとともに、「緊急速報エリアメール」を導入
- 情報・通信の基盤強化と通信手段の多様化を推進するとともに、安否確認サービスの利用普及を推進

第4節 到達目標

- 地域防災無線等通信手段の適正配備及び使用の習熟
- 迅速な報道体制の確保、事業者やソーシャルメディア等による情報提供体制の整備
- 安否確認サービスの普及、利用経験の促進

第5節 具体的な取組

地震前の行動(予防対策)

防災機関相互の情報通信連絡体制の整備
(第2部第6章 P.229)

住民等への情報提供体制の整備
(第2部第6章 P.231)

住民相互の情報連絡等の環境整備
(第2部第6章 P.232)

地震直後の行動(応急対策)
発災後72時間以内

情報収集体制の整備
(第2部第6章 P.233)

防災機関相互の情報通信連絡体制
(火災情報等の第一報) (第2部第6章 P.236)

防災機関相互の情報通信連絡体制 (被害状況等)
(第2部第6章 P.238)

広報体制 (第2部第6章 P.240)

広聴体制 (第2部第6章 P.243)

地震後の行動(復旧対策)
発災後1週間目途

通信設備の復旧 (第2部第6章 P.245)

震災編 第2部 施策ごとの具体的計画（災害予防・応急・復旧計画）

第6章 情報通信の確保

第1節 現在の到達状況

第1節 現在の到達状況

第1 行政機関内の情報連絡、外部機関との情報連絡体制

防災行政無線網及び MCA 無線網を、防災機関、区の出先機関等との間に整備している。また、都との間に東京都防災無線及び災害情報システム（DIS）が整備されている。また、高所カメラの画像情報を区防災センターで受信できるシステムがある。

固定系無線放送塔 119 基、個別受信機 721 台、地域防災無線 225 局、MCA 無線機 175 局(平成 25 年 4 月現在)

区は、災害情報システム（DIS）に接続し、情報の相互伝達を行う体制を整えている。

第2 住民等への情報提供

区は、ホームページ、ツイッター等を活用した区民への情報提供や報道機関への情報提供体制を整えている。

第3 住民相互の情報収集・安否確認等

通信事業者による安否確認サービスの提供及び安否確認方法の普及啓発を実施している。

【被害想定(東京湾北部地震)】

被害項目	想定される被害
固定電話不通率	最大で19.7%
停電率	最大で25.2%

第1 行政機関内の情報連絡、外部機関との情報連絡体制

行政機関内や外部機関との連携、情報共有化の体制づくりが必要である。

第2 住民等への情報提供

区ホームページへのアクセス集中により、閲覧に時間がかかる等の問題が生じることや、防災行政無線による音声内容が場所によって聞き取りにくい等確実に情報提供できる体制となっていないことから、適切な情報を迅速かつ確実に提供できる体制整備が必要である。

第3 住民相互の情報収集・確認等

携帯電話が通信規制によりつながりにくくなること等により、家族等の安否や鉄道の運行状況に関する情報が不足し、区民や帰宅困難者の冷静な判断を妨げるおそれがある。また、通信事業者が提供している発災時の安否確認ツールが、十分活用されていない。

第1 行政機関内の情報連絡、外部機関との情報連絡

防災行政無線や災害情報システムの機能拡充に加え、それを補完する多様な通信手段を配備するなど、行政機関内の情報連絡体制を確保する。また、それらの機器の使用方法を訓練等により習熟させ、強固な連絡体制を構築する。

第2 報道機関との連携、住民への情報提供

区は、WEB サイトの機能強化や、ツイッター等を活用し、区民への情報提供の充実を図る。また、携帯電話会社の3社（NTT ドコモ、au、ソフトバンク）が運用している「緊急速報エリアメール」の導入を行う。

第3 住民相互の情報・通信基盤の確保

区は、通信事業者による安否確認手段の確保等により、帰宅困難者への情報提供を充実する等、情報・通信の基盤強化と通信手段の多様化を図る。

また、安否確認サービスの利用普及を図る。

震災編 第2部 施策ごとの具体的計画（災害予防・応急・復旧計画）

第6章 情報通信の確保

第4節 到達目標

第4節 到達目標

第1 地域防災無線等通信手段の適正配備及び使用の習熟

区庁舎内、出先機関等の区の施設、防災関係機関等における地域防災無線の適正な配備、また、地域防災無線を補う通信手段としてのMCA無線の適正配備や新たな通信手段の導入等により、情報連絡体制を強化する。

なお、無線機の配備後も、設置施設においては無線通信訓練を定期的に行い、使用方法の習熟に努める。

第2 迅速な報道体制の確保、事業者やソーシャルメディア等による情報提供体制の整備

区は、都や関係機関との災害情報の共有化を進めるとともに、迅速な報道体制と区民に提供する災害情報の充実を図る。また、ツイッターやエリアメール等新たな情報提供ツールを活用し、迅速な情報提供体制を整備する。

第3 安否確認サービスの普及、利用経験の促進

区は、通信事業者による安否確認サービスの周知を徹底して行い、災害時の帰宅困難者の支援対策等を強化する。

1 防災機関相互の情報通信連絡体制の整備	3 住民相互の情報連絡等の環境整備
2 住民等への情報提供体制の整備	

第1 防災機関相互の情報通信連絡体制の整備

1) 対策内容と役割分担

災害時において、円滑な応急対策活動を実施するためには、各防災関係機関が緊密な連携のもと、災害に関する情報を的確かつ迅速に把握する必要がある。

機関名	対策内容
区	<ul style="list-style-type: none"> ・都本部との情報連絡体制の構築 ・固定の同報系や移動系の防災行政無線の整備 ・緊急地震速報⁶の利用 ・全国瞬時警報システム（J-ALERT）⁷、緊急情報ネットワークシステム（Em-Net）⁸の活用ができる体制の整備
都総務局	<ul style="list-style-type: none"> ・東京都防災行政無線を基幹として、都各局保有の無線等の通信連絡手段により、関係防災機関と情報連絡体制を構築（東京都防災行政無線や可搬型の衛星通信設備による総合的な防災行政無線網の整備） ・国の現地対策本部、総務省消防庁、自衛隊、他府県等との情報連絡体制を構築
警察署	<ul style="list-style-type: none"> ・関係防災機関との情報連絡体制の構築
消防署	<ul style="list-style-type: none"> ・関係防災機関との情報連絡体制の構築

2) 詳細な取組内容

都本部との情報連絡体制の構築

区では、都多重無線網による無線電話、無線 FAX のほか、都多重無線網を利用した東京都災害情報システム(DIS) のコンピュータ端末が設置されている。

⁶緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、事前にこれから強い揺れが来ることを知らせる警報である。ただし、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない。

⁷全国瞬時警報システム（J-ALERT）は気象庁から送信される気象関係情報や、内閣官房から送信される有事関係情報を人工衛星を利用して地方公共団体に送信し、市町村の同報系防災行政無線を自動起動させるシステム。消防庁からは、情報番号、対象地域コード情報等を送信し、全地方団体が受信する。地域コードに該当する地方団体においては、情報番号に対応する予め録音された放送内容を自動的に放送する。

⁸緊急情報ネットワークシステム（Em-Net）は総合行政ネットワーク（LGWAN）を利用して、国（官邸）と地方公共団体間で緊急情報の通信（双方向）を行うもので、メッセージを強制的に相手側に送信し、迅速・確実に緊急を要する情報等を伝達する。この際、配信先へのアラーム等による注意喚起、メッセージの送達確認、添付資料の閲覧確認が可能。なお、従来どおり FAX による情報伝達も並行して行う。

震災編 第2部 施策ごとの具体的計画（災害予防・応急・復旧計画）

第6章 情報通信の確保

第5節 具体的な取組【予防対策・応急対策・復旧対策】

固定の同報系や移動系の防災行政無線の整備

区は、地震等災害時における被害情報の収集・伝達その他の連絡のため、東京都（都防災行政無線による）区主要施設のほか、防災関係機関、民間協力団体等との間に、防災無線網を整備している。（防災無線網、系統図は応急対策を参照。）

区通信連絡窓口

図表：区災害対策本部設置前

	勤務時間内 （危機管理室防災課）	勤務時間外 （休日・夜間警戒本部）
NTTファクシミリ	3312 - 9402	3312 - 9402
区代表電話 （内線）	3312 - 2111 （3602～3606）	3312 - 2111（3607） 090 - 3134 - 3759
都防災無線電話	74411	74411
都無線ファクシミリ	74401	74401

図表：区災害対策本部設置後

	区庁舎西棟6階防災センター及び無線室 （災対総務部指令情報班）
NTT直通電話 （災害時優先電話）	回線数 10本
NTTファクシミリ	3312 - 9402
区代表電話 （内線）	3312 - 2111 （3622～3629）
都防災無線電話	74411（音声一斉）、74412（ホットライン）
都無線ファクシミリ	74401

緊急地震速報の利用

緊急地震速報は、地震の発生を素早く検知し、震源や地震の規模、各地の震度等を短時間で推定し、地震による強いゆれが始まる数秒から数十秒前に、強いゆれが来ることを知らせることを目指した情報である。

区は、気象庁が提供する緊急地震速報の情報を利用できるよう緊急地震速報機の導入を進める。

全国瞬時警報システム（J-ALERT）、緊急情報ネットワークシステム（Em-Net）の活用ができる体制の整備

区は、全国瞬時警報システム（J-ALERT）から送信された震度速報等の情報を利用できるよう検

震災編 第2部 施策ごとの具体的計画（災害予防・応急・復旧計画）

第6章 情報通信の確保

第5節 具体的な取組【予防対策・応急対策・復旧対策】

討を進める。また、緊急情報ネットワークシステム(Em-Net)から送信された緊急事態に係る情報を利用できる体制を整備する。

第2 住民等への情報提供体制の整備-

1) 対策内容と役割分担

災害の発生を未然に防ぎ、あるいは被害を軽減させるためには、防災関係機関や住民等に、災害に関する情報を迅速かつ正確に伝達する必要がある。

機関名	対策内容
区	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民への情報連絡のために固定の同報系や移動系の防災行政無線を整備 ・住民への情報伝達手段の多様化 ・放送機関等との連携体制を整備 ・在宅で生活をしている要援護者に対する情報提供の整備
都（総務局）	<ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時に的確な対応が図れるような情報発信体制を確立 ・防災ツイッター（仮称）等新たな情報提供ツールの活用 ・ライフラインの被害及び復旧状況を把握するため、ライフライン対策連絡協議会を設置
都（生活文化局）	<ul style="list-style-type: none"> ・在住外国人等への情報の提供 ・防災ツイッター（仮称）をはじめとする防災関連情報を、都庁広報ツイッターにより幅広く発信
都（建設局、水道局、下水道局）	<ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時に的確な対応が図れるよう、必要な情報収集発信体制を確立
東京電力株式会社 東京ガス株式会社 NTT 東日本 - 東京	<ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時に的確な対応が図れるよう、ライフラインや通信網の情報収集発信体制を確立

2) 詳細な取組内容

区は、防災行政無線（同報系）の整備や代替手段の確保により、区民への情報伝達体制を構築する。

災害・避難情報などをいち早く住民へ伝達する手段としてエリアメールを導入する。（平成25年度中に導入）

杉並区内で地震、風水害その他の災害が発生、若しくは発生する恐れがある場合に、放送等をもって災害時の情報を区民に迅速かつ正確に伝えることを目的として株式会社ジェイコム東京と覚書を結んでいる。【別冊・資料71、72】

救援所へ避難せず在宅で生活をしている要援護者に対して、区は地域包括支援センター(ケア24)、障害者自立生活支援センター及び震災救援所等と連携し、情報提供体制の整備に努める。

第3 住民相互の情報連絡等の環境整備

1) 対策内容と役割分担

区民相互に安否確認が取れる環境を整えるとともに、事前にその方法を周知する。また、災害情報等の入手方法も確認できる体制を整備する。

機関名	対策内容
区	・区民相互間の安否確認手段の周知 ・震災救援所にWi-Fiスポットを整備し、通信手段の多様化を推進
都総務局	・区相互間の安否確認手段の確保・周知 ・その他通信手段の多様化や通信基盤の強化を推進

2) 詳細な取組内容

区民が日頃から、安否確認等発災時の行動を家族とよく相談するよう周知する。

通信事業者や都の行う住民相互間の安否確認手段等について、区民に周知する。

1 情報収集体制の整備	4 広報体制
2 防災機関相互の情報通信連絡体制 （火災情報等の第一報）	5 広聴体制
3 防災機関相互の情報通信連絡体制 （被害状況等）	

第1 情報収集体制の整備

1) 本部長室の開設準備

区本部が設置されたときは、災対総務部は直ちに次の処置をとる。

- ・本部長室の用に供するため、区庁舎西棟6階中棟6階の会議室の使用を停止し、又は禁止する。
- ・本部長室の開設に必要な通信その他の設備を整備する。
- ・本部無線を所定の場所に配置する。

災対総務部は、本部長室の開設に必要な整備が完了したときは、直ちに通信連絡事務に従事する指令情報班を本部長室に配置し、各防災関係機関に通知する。

2) 情報の収集

収集する必要のある情報は、災害の状況や時間の経過に伴い変化していくが、特に、発災直後においては、人命の救助、火災の状況、避難の状況等の区民の安全にかかわる情報を重点的に収集する。

区施設からの情報収集

学校等を含む区施設の管理者は、施設の被害状況及び施設周辺の火災情報等の被害状況を有線電話、防災行政無線等あらゆる手段を利用して災対総務部指令情報班に報告する。

なお、緊急を要する場合を除き、震災救援所からの要請・報告等は、救援隊本隊で取りまとめの上各担当部に報告する。

情報部隊による情報収集

地域の被災状況を積極的に収集及び伝達するため、救援隊本体に情報部隊を編成する。

また、災対総務部指令情報班では原動機付自転車を使用する機動力を重視した情報部隊を編成し、小型ビデオカメラ、携帯型通信機器等を活用して区内の被災状況をすみやかに災害対策本部へ伝達する。

高所カメラによる情報収集

区内の民間ビル屋上に防災用の高所カメラを設置し、災害発生時に被害状況を迅速に把握する。

その他

災対各部は立ち上がり次第、収集した災害情報等を災対総務部指令情報班に報告する。

勤務時間外に発災した場合は、休日・夜間警戒本部が、災害に関する情報の収集、伝達及び記録、

震災編 第2部 施策ごとの具体的計画（災害予防・応急・復旧計画）

第6章 情報通信の確保

第5節 具体的な取組【予防対策・応急対策・復旧対策】

都及び防災関係機関との連絡を行う。【別冊・資料7】また、初動要員に指名されている職員等が参集途上において収集した情報を集約し、一次的な情報の把握に努める。

3) 災害情報（火災情報、避難勧告等）の伝達

区は、災害情報について都若しくは関係機関から通報を受けたとき、又は自ら知ったときは、直ちに区内の防災関係機関、重要な施設の管理者、防災市民組織等の公共的団体及び一般住民に周知する措置をとる。

住民に対する重要な情報の伝達は、防災行政無線固定系により周知を図るとともに、広報車、災害情報メール、エリアメール、ホームページ、ツイッター、CATV（JCOM）及び紙媒体等を活用する。なお、エリアメールについては25年度導入予定である。

また、Wi-Fiスポットを、自助力の弱い施設へ設置する。（区立学校、障害者施設、公営保育施設については設置完了）

また、区は、地震等災害時における被害情報の収集・伝達その他の連絡のため、次頁「杉並区防災行政無線系統図」のとおり、東京都（都防災行政無線による）区主要施設のほか、防災関係機関、民間協力団体等との間に、防災無線網を整備している。【別冊・資料20、21】

平成15・16年度には、移動系無線設備をデジタル化し、音声はもとよりパソコンによるデータ通信ができるシステムを導入している。また、固定系の防災行政無線設備のデジタル化への改修を進める。

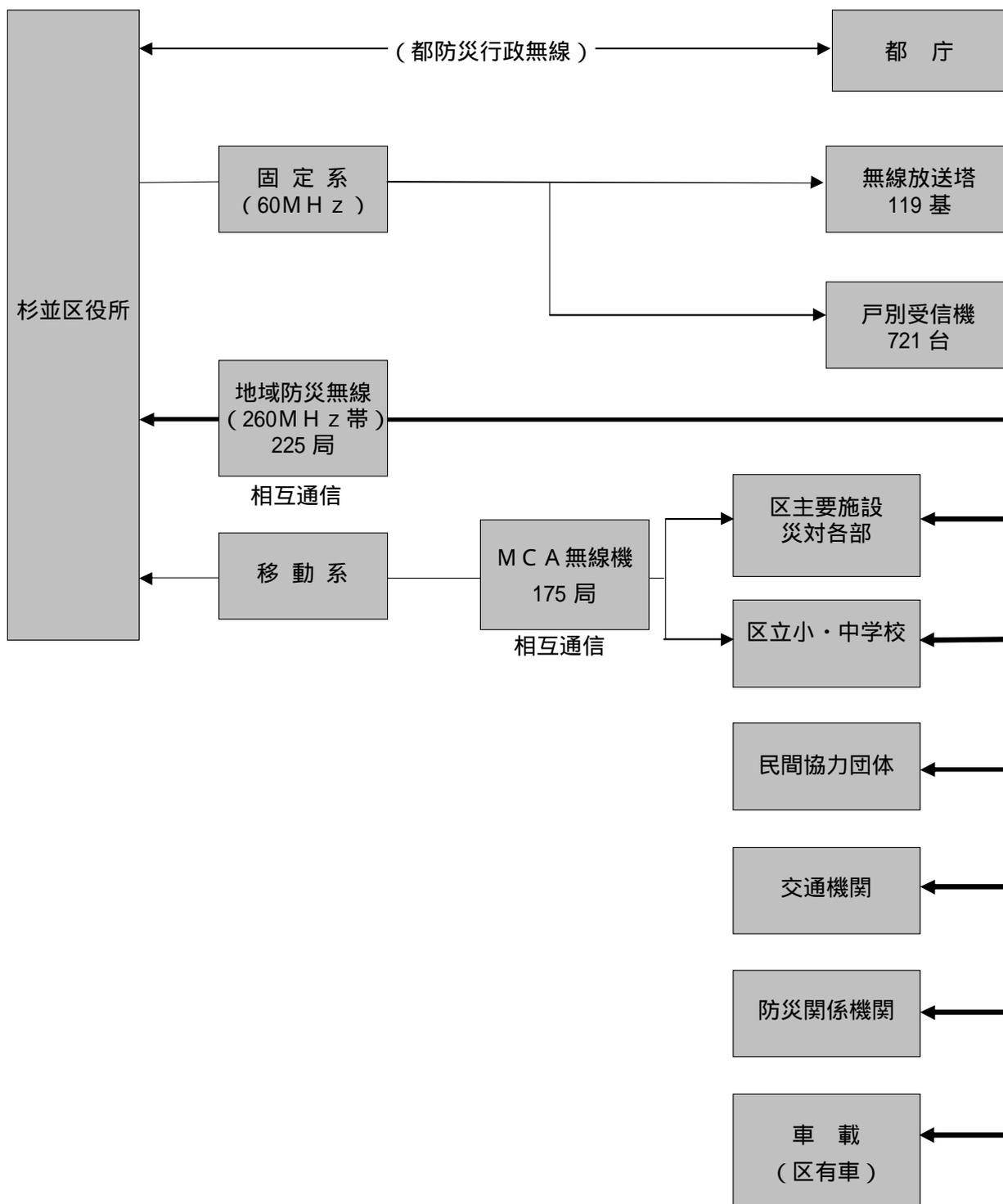
4) 放送要請

区では、災害により公衆電気通信設備、有線電気通信設備若しくは無線設備による通信ができない場合、又は著しく困難な場合において、災害対策基本法第56条に基づく警報の伝達又は警告をする必要が生じたときは、放送機関に対し「放送要請」を行う。

上記「放送要請」は、原則として都総務局を経由して行う。ただし、都との通信途絶など、これによりがたい場合は、直接放送機関に要請することとし、事後速やかに都に報告する。

また、区は災害時に災害情報を放送する必要が生じたときは、CATV（JCOM）に対して「放送要請」を行う。【別冊・資料72】

図表：杉並区防災行政無線系統図（平成25年4月現在）



————— デジタル地域防災無線設備（15・16年度設置）

震災編 第2部 施策ごとの具体的計画（災害予防・応急・復旧計画）

第6章 情報通信の確保

第5節 具体的な取組【予防対策・応急対策・復旧対策】

5) 通信連絡の方法

通信連絡の原則：通信連絡は簡略かつ明瞭に行う。

通信連絡は文書により行うことを原則とし、発信は文書に基づき、受信した事項は文書に記録しておく。【別冊・資料23】

通信連絡事項の表題末尾には、その内容を類別できる用語を、通知、要請、指示、命令、報告等のように標示する。

6) 通信の規制（地域防災無線）

重要情報の収集、伝達を優先的かつ迅速に行うため、通信回線を確保する必要があるときは、災対総務部長は下記により通信の規制を実施する。

回線統制

通信回線の発着信及び時間（3分あるいは6分）の制限等の回線統制を行う。

割り込み及び分割通信と強制切断

任意の話中回線を補促し、その回線に割り込み、分割通話を行うほか、その回線の強制切断を行う。

一斉指令

区本部から全ての無線局又は特定グループの無線局に対し、一斉に情報の伝達を行う。

7) 電気通信の非常そ通処置

N T T東日本 東京は、災害時における通信ふくそうの緩和及び重要通信の確保を図るため、臨機に次の処置をとる。

臨時回線の作成、中継順路の変更などのそ通確保の処置をとるほか、必要に応じ特設公衆電話の設置等を図る。

震災時は、通常の何十倍もの電話が殺到するが、防災機関が行う救助、復旧活動等に必要な重要通信を確保するため、一般の電話や電報の利用を制限する。

災害時優先電話の措置をとる（公共機関・防災機関・報道機関）。非常・緊急通話又は非常・緊急電報は通信事業法の定めるところにより、一般の手動通話又は電報に優先して取り扱う。

警察、消防、鉄道通信その他の諸官庁が設置する通信網との連携をとる。

災害用伝言ダイヤル“171”の開設。

第2 防災機関相互の情報通信連絡体制(火災情報等の第一報)–

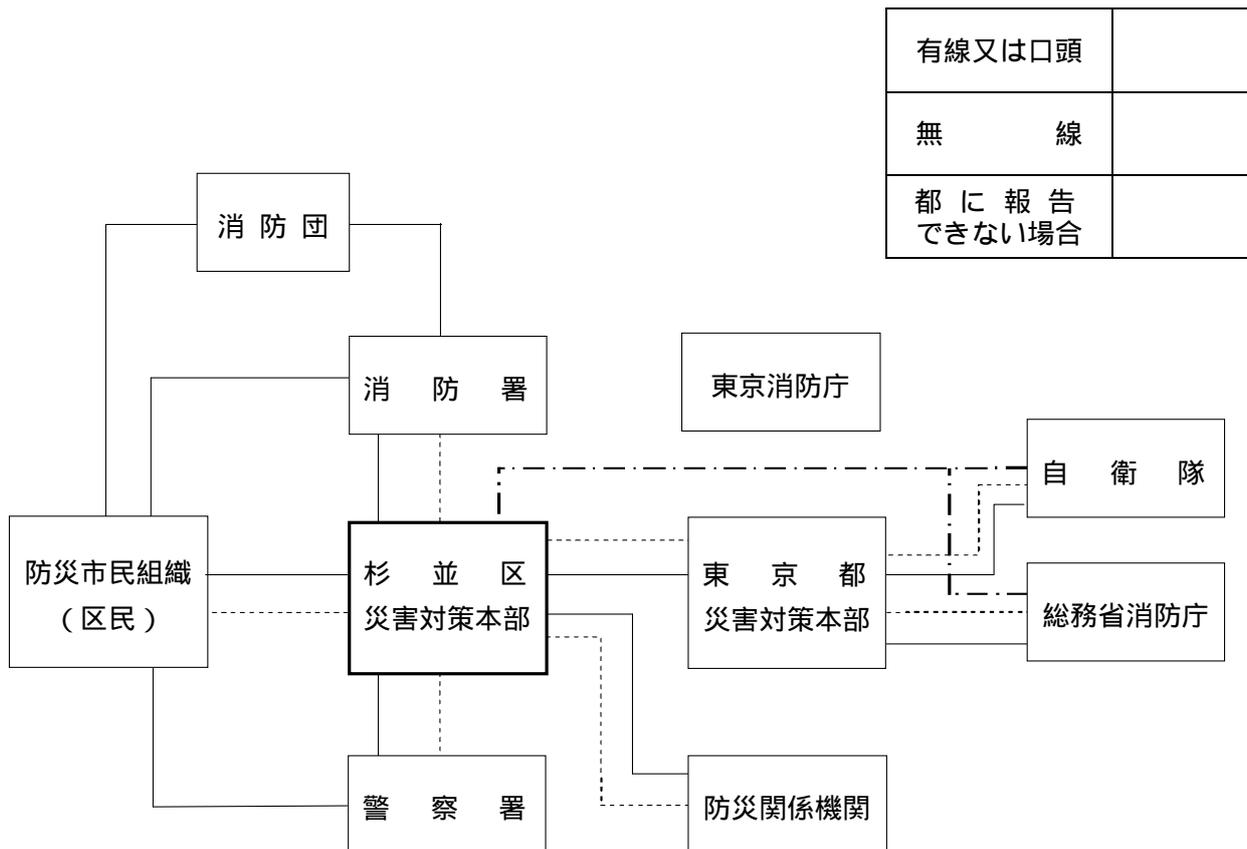
1) 対策内容と役割分担

区、都、消防署、警察署等は、災害が発生した際に、火災情報や避難勧告等の情報を、迅速かつ的確に防災機関相互に共有する。

2) 詳細な取組内容

情報連絡体制

災害時の情報通信連絡体制は下記のとおり。



各機関との連絡体制

区、警察署、消防署等防災関係機関は、震災に関する情報の収集、伝達を確保するため、相互協力体制の確立を図る。【別冊・資料 24】

また、消防機関の災害時の情報連絡体制は、消防救急無線、消防電話及び各種の通信連絡手段を活用し、警防本部、方面本部、他の署隊本部及び各防災関係機関等との情報連絡を行う。

区本部は、情報連絡を円滑にするために、防災関係機関に対して情報連絡員の派遣を要請することができる。

都本部との情報連絡体制を構築

区では、都多重無線網による無線電話、無線 FAX のほか、都多重無線網を利用した東京都災害情報システム(DIS) のコンピュータ端末が設置されている。

発災時には、原則として、災害情報システム (DIS) への入力により報告する。ただし、システム障害等により入力できない場合は、防災行政無線、電話、FAX などあらゆる手段により報告する。

また、災害の状況により都本部に報告することができない場合、区は国(総務省消防庁)に対し、直接情報連絡を行う。

総務省 消防庁				
回線		区分	平日（9：30～17：45） □防災情報室	左記以外 □宿直室
		N T T 回線	電話	03 - 5253 - 7526
F A X	03 - 5253 - 7536		03 - 5253 - 7553	
都 防 災 無 線	電話	86391	86391	
	F A X	897-7789		

第3 防災機関相互の情報通信連絡体制(被害状況等)

1) 対策内容と役割分担

有線電話、地域防災無線等、多様な通信手段を活用し、被害状況等の把握及び分析、伝達を行う。
 また、都への被害状況等の報告を行う。

機関名	対策内容
区	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災対総務部指令情報班の情報の集約 ・ 災害が発生したときから当該災害に関する応急対策が完了するまで都へ報告
都（総務局）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 区の被害状況等調査 ・ 国(総務省消防庁)への報告と他関係防災機関への通報 ・ 現地の状況調査及び被害状況等とりまとめ

2) 詳細な取組内容

災対総務部指令情報班の情報集約

ア) 報告すべき事項

区本部の災対各部は、災害が発生してから当該災害に関する応急対策が完了するまで、「報告事項及び報告主管部一覧」【別冊・資料 22】に掲げる被害状況、活動状況等を災対総務部指令情報班に報告する。

イ) 報告の区分

報告の内容により、速報、中間報告及び確定報告に区分する。

	被害状況	措置状況	気象・地象状況
速報	被害の大小にかかわらず所掌事項に関して、状況を把握次第直ちに報告する。	災害応急対策を実施の都度報告する。	異常現象を発見したときは直ちに、その後1時間毎に現状を報告する。
中間報告	災害発生後被害状況が確定するまで、所掌事項に関して所定の報告様式【別冊・資料 23】にとりまとめ、	災害応急対策活動を実施している間、毎日正午までに前日の分を報告する。	-

震災編 第2部 施策ごとの具体的計画（災害予防・応急・復旧計画）

第6章 情報通信の確保

第5節 具体的な取組【予防対策・応急対策・復旧対策】

	毎日正午までに前日の分を報告する。		
確定報告	被害状況が確定したときは、とりあえず電話又は口頭により報告し、以後3日以内に重ねて文書により報告する。	災害応急対策活動が完了した後、文書によりまとめて報告する。	-

都への報告

区本部は、災対各部、防災関係機関からの被害状況、活動状況等を取りまとめ、データ端末（D I S 端末）により都に報告する。

なお、災害対策基本法第53条に基づく被害状況の報告ができない場合には、国（総務省消防庁）に報告する。

ア）報告すべき事項

- ・災害の原因
- ・災害が発生した日時
- ・災害が発生した場所及び地域
- ・被害状況
- ・災害に対して既にとった措置及び今後とろうとする措置
- ・災害救助法適用の要否及び必要とする救助の種類
- ・その他の必要な事項

イ）報告の種類・期日等

データ端末による報告の種類、入力期限及び入力画面は、次のとおりとする。

報告の種類		入力期限	入力画面
発災通知		即時	発災情報
被害措置概況速報		即時及び都が通知する期限内	被害総括 ----- 被害情報、措置情報
要請通知		即時	要請情報
確定報	災害確定報告	応急対策を終了した後20日以内	災害総括
	各種確定報告	同上	被害情報、措置情報
災害年報		4月20日	災害総括

データ端末が使用できない場合は、災害報告様式に記入し、F A Xで報告するものとする。

「災害年報」は、毎年1月1日から12月31日までの災害の状況について、翌年4月1日現在で明らかになったものを報告するものとする。

ウ) 災害救助法に基づく報告

災害救助法に基づく報告については、第13章の定めるところにより行うものとする。

第4 広報体制

災害が発生し、又は発生する恐れがある場合には、住民に対し、速やかに正確な情報を提供することにより、無用な混乱を防止し適切な判断による行動がとれるようにすることが必要である。

このため、区及び各防災関係機関は一体となって迅速かつ適切な広報活動を行う。

1) 対策内容と役割分担

区分	内容
杉並区	<p>区は、災害が発生し又は発生する恐れのあるときは、各防災関係機関との密接な連携のもとに、次に掲げる事項を中心に広報活動を実施する。</p> <p>1 災害発生直後の広報</p> <p>(1) 災害の規模、気象・地象の状況等の災害情報 (2) ガス、石油ストーブ等の火災予防の注意 (3) 避難の際の注意と避難誘導経路の周知 (4) 災害時要援護者等への支援の呼びかけ (5) デマ情報に対する注意</p> <p>2 災害発生後の広報</p> <p>(1) 給水、給食等の実施状況及び救援物資の配布・受入れ状況 (2) 医療機関の診療状況 (3) 被害情報 (4) 電気等ライフラインの復旧状況 (5) 安否・居所情報 (6) 必要なボランティアの募集及び活動の状況・受入れ状況 (7) 通信、交通機関の復旧、運行状況</p> <p>3 復旧期の広報</p> <p>(1) 仮設住宅 (2) 融資 (3) リ災証明(被災証明) (4) 税等の減免 (5) 休校・授業再開等の学校・保育園情報 (6) 店舗の営業状況 (7) 生活相談 (8) その他必要な事項</p> <p>4 広報の手段</p> <p>(1) 防災行政無線、災害情報メール、エリアメール、ホームページ、ツイッター、CATV(JCOM)等 (2) 広報車による広報 広報車が不足する場合は、警察署、消防署その他の防災関係機関に協力を依頼する。 (3) 口頭、掲示、臨時広報等による広報</p> <p>5 広報手段の多様化 上記の広報手段のほか、様々な手段の活用について検討し、可能なものから整備していく。</p>

震災編 第2部 施策ごとの具体的計画（災害予防・応急・復旧計画）
 第6章 情報通信の確保
 第5節 具体的な取組【予防対策・応急対策・復旧対策】

区分	内容
消 防 署	1 広報活動 災害時において災害に関する情報を収集し関係機関と協力して次の事項を重点として、適時活発な広報活動をする。 (1) 出火の防止、初期消火、救出救護及び災害時要援護者への支援の呼びかけ (2) 火災等に関する情報 (3) 避難勧告又は避難命令に関する情報 (4) 都民の安心を図るための情報 2 広報手段 広報車、車載拡声器、メガホンあるいは口頭、掲示等により時宜に応じた広報活動を実施する。
警 察 署	1 広報活動 (1) 余震、津波等気象庁の情報 (2) 地域の被害情報及び見通し (3) ライフライン等の被害状況及び復旧見通し (4) 主要道路・高速道路・橋等の被害状況及び復旧見通し (5) 被災地域・避難場所等に対する警戒状況等 2 広報手段 (1) トランジスターメガホン (2) 交番(駐在所)備付けマイク (3) パトロールカー、白バイ、広報車 (4) ホームページ等
都 水 道 局	1 広報内容 (1) 地震発生直後の広報 ア 当局施設の稼働状況 イ 浄水場、給水所等における飲料水確保状況 ウ 応急対策の基本方針 エ 当局活動状況の現況 オ その他住民等への協力要請 (2) 応急対策活動開始時の広報 ア 当局施設の被害概要及びおおよその復旧見込み イ 復旧作業の開始状況及び復旧の作業方針 ウ 応急給水拠点の位置紹介及び応急給水状況 エ その他住民等への協力要請 (3) 応急対策の進ちょくに伴う広報(応急対策会議終了ごとに実施) ア 当局施設の被害詳報及び復旧見込み イ 前日までの作業状況及び新たに給水可能になった地域 ウ 本日の復旧活動の概要 エ 水質についての注意 オ その他住民等への協力要請 カ 復旧作業の実施方針 キ 応急給水の実施方針及び給水拠点の周知 ク 給水拠点の混雑状況、変更等の紹介 2 広報手段 (1) 都災害対策本部による報道発表の資料について、必要に応じて庁舎の玄関等に発表資料を掲出する。 (2) 当局総務班広報担当（サービス推進部広報サービス課）との調整に基づき、所管区域にかかわる情報を主体とした広報を、庁舎の玄関等における掲出、区への情報提供などの方法で行う。

震災編 第2部 施策ごとの具体的計画（災害予防・応急・復旧計画）
 第6章 情報通信の確保
 第5節 具体的な取組【予防対策・応急対策・復旧対策】

区分	内容
東京電力	<p>お客さまに対する広報</p> <p>1 電気事故防止に関する事項 非常災害の発生が予想される場合又は非常災害が発生した場合は、感電事故及び漏電による出火等の防止に関する広報を、広報車等により直接当該地域に行く。また、警戒宣言が発せられた場合は、報道機関を通じて、大規模な地震の発生に備えるための具体的な電気の安全措置について広報を行う。 具体的内容は次による。 (1) 無断昇柱、無断工事をしないこと。 (2) 電柱の倒壊折損、電線の断線垂下等設備の異常を発見した場合は、速やかに当社事業所に通報すること。 (3) 断線垂下している電線には絶対にさわらないこと。 (4) 浸水、雨漏りなどにより冠水した屋内配線、電気器具等は危険なため使用しないこと (5) 屋外に避難するときは安全器又はブレーカーを必ず切ること。 (6) 電気器具を再使用する時は、ガス漏れや器具の安全を確認すること。 (7) その他事故防止のために留意すべき事項</p> <p>2 停電に備えた自衛手段に関する事項 万一に備え、懐中電灯や携帯ラジオ等を用意し点検しておくこと。</p>
東京ガス	<p>1 広報内容 被害地区におけるガス機器の使用上の注意事項、ガスの供給状況、ガス供給停止地区の復旧の見通し</p> <p>2 広報手段 テレビ・ラジオ・新聞等の広報媒体及びインターネット等</p> <p>3 広報活動 NHK及び民放各社に「マイコンメーター復旧方法のビデオ」を配布している。大地震発生時に放送を依頼し、マイコンメーターが作動してガスが止まったお客様が、ご自身で復旧できる様に、手順をご案内する。</p>
NTT東日本 東京	<p>1 災害のため通信が途絶し、若しくは利用の制限を行ったときは、トーカー装置による案内、広報車、ラジオ、テレビ、窓口掲示等の方法によって次の事項を利用者に周知する。 (1) 通信途絶及び利用制限の理由・内容 (2) 災害復旧に対してとられている措置及び応急復旧状況等 (3) 通信利用者に協力を要請する事項 (4) 災害用伝言ダイヤル“171”の開設 (5) その他の事項 ・緊急時の連絡について、公衆電話の利用を呼びかける。 ・広報車、案内板、窓口にて周知等広報活動を行う。</p> <p>2 「NTT東日本からのお願い」として周知する。 (1) 重要通信が優先となります。災害が発生すると、通話が殺到し電話が掛かりにくくなります。防災機関等が行う救助・復旧活動を確保するため、お客様の電話や電報の利用を制限することがあります。 (2) お客様の電話の受話器が外れていませんか？確認願います。 (3) 停電時には、コードレスホン・多機能電話機は利用できない場合がありますので注意してください。</p>

区分	内容
東日本旅客鉄道	災害時に避難の放送、立看板等により情報を提供し、混乱防止に努める。 （異常時における広報の要点） 1 いったん異常時になると、予期しない事態が次々に起きるので、これに対応する広報案内を行う。 2 災害の状況、乗客の挙動、動向に留意して、どのような情報と案内が必要か判断する。 3 正しい情報をわかり易く、正確な表現で案内する。 4 列車運行状況及び到着予定、変更等をタイミングよく案内する。 5 駅周辺沿線及び広域被害、列車被害の状況を案内して、乗客の不安感を除くように努める。 6 災害時の混乱は、情報の不足と危機感が発生して急速に拡大するので、状況に対応した的確な放送で鎮静するとともに、社員が常にリーダーとなって行動する。
高速道路 中日本	地震発生後、直ちに警視庁と協力して交通規制を行い、ラジオ、標識、情報板、看板及びパトロールカー等により情報を提供し、通行の安全確保に努める。
道路 首都高速	(1) 広報活動 ア 応急対策の措置状況 イ 交通規制状況 ウ 避難方法 (2) 広報手段 ア ラジオ等各種メディア イ 各種道路情報提供設備（標識、情報板、料金所看板等） ウ 首都高ホームページ

2) 報道機関への発表

災害に関する情報及び災害応急対策に関する状況等の報道機関への発表は、原則として、各防災関係機関から収集した情報に基づき、区本部広報班を通じて一元的に行う。

各防災関係機関が独自に報道機関に発表する必要があるときは、事前又は事後にその内容を区本部広報班に報告するものとする。

第5 広聴体制-

1) 対策内容と役割分担

発災後、被災者からの相談及び被災者への支援に関することなどの相談窓口を設置することで、混乱を防止するとともに、被災者等のニーズを把握する。

機関名	対策内容
区	・被災者のための相談所を開設
都総務局	・都各局の相談窓口をとりまとめ住民等へ周知
都生活文化局	・臨時相談窓口を開設 ・都総務局（都本部）と連携し、各局の相談体制等を把握
警察署	・臨時相談所を開設
消防署	・消防相談所を開設

2) 詳細な取組内容

区は、救援隊本隊（各地域区民センター）及び震災救援所に相談窓口を設け、相談・要望・苦情等を聴取し、速やかに区関係部に連絡して早期解決に努力する。相談窓口を担う者は、各救援隊本隊及び各震災救援所の職員とする。

警察署は、署又は交番その他必要な場所に臨時相談所を設置して警察関係の相談にあたる。

消防署は、災害鎮圧後、消防署と消防出張所等のうち、災害の規模に応じて必要な場所に消防相談所を開設し、消防相談にあたる。

1 通信設備の復旧

第1 通信設備の復旧

災害時における通信の途絶は、災害応急対策活動に支障を来すとともに、情報の不足からパニック発生の恐れを生ずるなど、社会的影響は大きい。

このため、災害時における通信の途絶を防止するため、各種通信設備の確保、復旧等について対策を確立するものとする。

下記より、NTT東日本 東京による通信設備の確保、復旧について必要な事項を定める。

1) 災害時の活動態勢

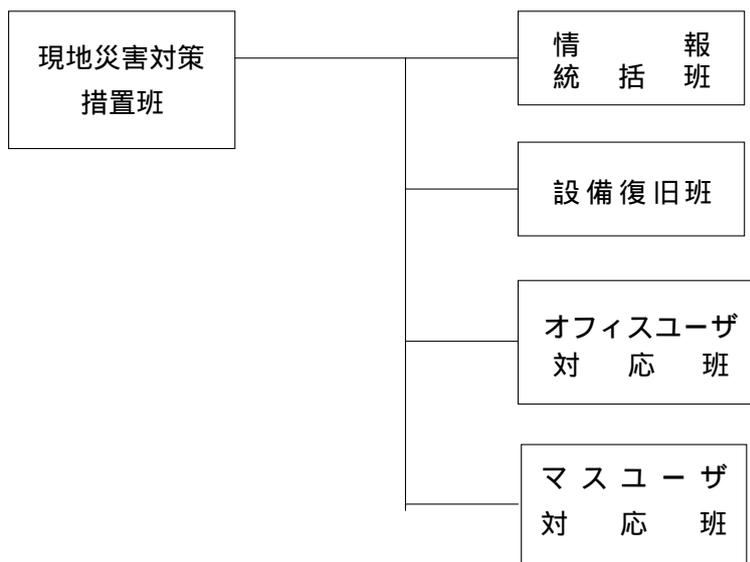
現地災害対策措置班の設置

災害が発生し、あるいは災害が発生する恐れがある場合は、現地災害対策措置班を設置する。

現地災害対策措置班は、被害状況、通信の疎通状況など情報の収集を行い、重要通信を確保し、応急復旧対策、広報活動その他の業務を行う。また、杉並区災害対策本部及び関係防災機関との連絡調整を行う。

班の組織

現地災害対策措置班の組織は、以下のとおり。



情報連絡体制

地震等による災害の発生又は発生する恐れのある場合は、情報の連絡体制を確立し、情報の収集及び伝達にあたる。

また、本社から支店、関係グループ会社及び現地災害対策措置班員への周知等の連絡網の整備、確立をする。

社員の動員計画

地震が発生し、又は発生する恐れがある場合において、業務の運営あるいは応急対策及び応急復旧に必要な動員を行うため、次の動員計画を定める。

ア) 現地災害対策措置班員の非常招集

東京地方に「震度6弱以上」の地震が発生した場合、現地災害対策措置班員は、非常駆けつけを行うものとする。

イ) 社員の非常招集方法

夜間、休日等に社員を非常招集する場合の連絡方法を定める。

ウ) 社員の非常配置

災害時における応急復旧の内容に応じて、社員の配置、担務、作業内容等を定める。

エ) 事業所相互間の応援

全国の支店、関係グループ会社、事業所等への応援要請方法を定める。

2) 初期措置

災害発生後、直ちに初動体制確立に向け、次の措置を講じる。

設備、資機材の点検及び発動準備

- ・電源の確保
- ・災害対策用無線機装置類、非常用移動交換機等の発動準備
- ・予備電源設備、移動電源車等の発動準備
- ・建築物の防災設備の点検
- ・工事用車両、工具、保有資材等の点検
- ・所内外施設の巡回及び点検による被害状況の把握

応急復旧計画の作成

電気通信設備の被害状況を的確に把握し、回線等の応急復旧計画の作成を行い、迅速な復旧作業を実施する。

- ・被害回線の復旧方法の決定
- ・復旧順位の決定
- ・復旧作業の要員確保
- ・工具、計測器、工事用車両、資材の確保
- ・移動無線車、移動電源車、衛星車載車、非常用移動交換機等の設置位置決定
- ・ヘリコプターの出動要請
- ・部外防災関係機関との連絡及び協力

3) 通信そ通に対する応急措置

現地災害対策措置班は、要員、資器材等を最大限に活用し、通信のそ通とその被害設備の早期復旧のため、次の措置を講ずる。

震災編 第2部 施策ごとの具体的計画（災害予防・応急・復旧計画）

第6章 情報通信の確保

第5節 具体的な取組【予防対策・応急対策・復旧対策】

- ・孤立防止用移動無線車の設置
- ・非常用移動交換機の設定
- ・臨時回線の作成
- ・通話方式の変更
- ・特設公衆及び臨時公衆電話機の設定
- ・加入電話等の他NTTビルへの収容

4) 災害時の広報及び情報伝達

防災関係機関の広報活動

災害のため通信が途絶し、若しくは利用の制限を行ったときは、トーカー装置による案内、広報車、ラジオ、テレビ、窓口掲示等の方法によって、次の事項を利用者に周知する。

ア) 通信途絶及び利用制限の理由・内容

イ) 災害復旧に対して取られている措置及び応急復旧状況等

ウ) 通信利用者に協力を要請する事項

エ) 災害用伝言ダイヤル“171”の開設

オ) その他の事項

- ・緊急時の連絡について、公衆電話の利用を呼びかける。
- ・広報車、案内板等による電報の利用についての周知等広報活動を行う。

「NTT東日本からのお願い」として周知

重要通信が優先となります。災害が発生すると、通話が殺到し電話が掛かりにくくなります。

防災関係機関等が行う救助・復旧活動を確保するため、お客様の電話や電報の利用を制限することがあります。

お客様の電話の受話器が外れていませんか？確認願います。

停電時には、コードレスホン・多機能電話機は利用できない場合がありますので、注意してください。

ふくそう緩和・安否確認策として、「災害用伝言ダイヤル“171”」の提供

5) 応急復旧

復旧の順位

通信の途絶解消及び重要通信確保の上で、必要最小限の応急復旧順位は次のとおりであるが、復旧順位の決定にあたっては、「被害状況」「通信そ通状況」「回線構成」「公共の利益」等を考慮し、できる限りそ通回線の均衡を図って復旧する。

順位	復旧回線（重要通信を確保する機関・契約約款に基づく）
第1 順位	気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防衛機関、輸送の確保に直接関係ある機関、通信の確保に直接関係ある機関、電力の供給の確保に直接関係ある機関
第2	ガス・水道の供給の確保に直接関係ある機関、選挙管理機関、預貯金業務を行う金融機関、

順位	復旧回線（重要通信を確保する機関・契約約款に基づく）
順位	新聞社、通信社、放送事業者及び第1順位以外の国又は地方公共団体
第3 順位	第1順位、第2順位に該当しないもの

改善措置

被害の再発を防止するため、電気通信設備等の被害原因を分析し、各々の原因に応じた改善措置をとるとともに、必要な防災設計を行う。

復旧工事

下記により工事を実施する。

ア) 応急復旧工事

- ・電気通信設備等の応急的に復旧する工事
- ・現状復旧までの間、維持に必要な補強、整備工事

イ) 本復旧工事

- ・電気通信設備が全く消滅した場合に復旧する工事
- ・電気通信設備を機能、形態において、被災前の状態に復する工事
- ・被害の再発を防止し、設備拡張、改良工事を折り込んだ復旧工事

第7章 医療救護等対策

第7章 医療救護等対策

第1節 現在の到達状況

- 杉並区医師会等は、区との協定に基づき医療救護班、歯科医療救護班、薬剤師班、接骨救護班をそれぞれ編成
- 医療救護所（15箇所）に災害救急ミニセット、医療救護所のうち10箇所に災害救急助産セット、全震災救援所に災害救急接骨セットを配備
- 医療機関の医療体制、構造設備、病床数等施設規模及び道路状況等を考慮した後方医療機関を選定
- 遺体の取り扱いについて検討

第2節 課題

- 多くの重症者や中等症者が発生した場合に備え、二次保健医療圏や周辺区市の災害拠点病院等と連携した医療救護体制の構築が必要
- 災害時に医薬品の円滑な供給が可能となる体制の構築が必要
- 医療機関相互の情報が共有できる基盤整備、医療連携体制の整備等、地域における医療機能を維持するための基盤強化が必要
- 死亡者の情報について、収集管理体制の構築と実施訓練が必要

第3節 対策の方向性

- 現状の医療救護所の機能や設置時期など医療ニーズを踏まえた医療救護体制を見直すとともに、災害拠点病院や災害拠点連携病院に加え、災害医療支援病院や診療所等との連携協力体制を構築
- 医薬品ストックセンターの設置場所や運営方法等、具体的活動内容を検討
- 病院の医療機能及び災害医療活動拠点の機能を維持のための整備を促進
- 遺体の取り扱いについて、適切で迅速な情報管理体制を構築

第4節 到達目標

- 災害医療コーディネーターを中心とした災害医療体制を構築
- 医薬品等の確保に向けて、薬剤師会や事業者と連携した供給体制の構築
- 災害拠点病院及び災害拠点連携病院の医療機能の維持及び確実な情報連絡体制の構築
- 緊急医療救護所の設置
- 検視・検案体制の構築及び広域火葬体制の充実・強化

第5節 具体的な取組

地震前の行動(予防対策)	地震直後の行動(応急対策) 発災後72時間以内	地震後の行動(復旧対策) 発災後1週間目途
初動医療体制の整備 (第2部第7章 P.263)	初動医療体制 (第2部第7章 P.271)	防疫体制の確立 (第2部第7章 P.280)
医薬品・医療資器材の確保 (第2部第7章 P.268)	医薬品・医療資器材の供給 (第2部第7章 P.275)	
医療施設の基盤整備 (第2部第7章 P.269)	医療施設の確保 (第2部第7章 P.276)	
遺体の取扱い (第2部第7章 P.269)	行方不明者の搜索、遺体の検視・検案・身元確認等 (第2部第7章 P.276)	火葬 (第2部第7章 P.282)

第1節 現在の到達状況

第1 初動医療体制の確立

災害に伴う負傷者等に対する医療救護活動を迅速に行うため、杉並区医師会等は、区との協定に基づき医療救護班、歯科医療救護班、薬剤師班、接骨救護班をそれぞれ編成する。

この医療救護班等は、区の要請を受けて、区が設置する医療救護所 15 箇所及び歯科医療救護所 4 箇所において、医療救護活動に従事する。各班の配置先及び役割分担等をあらかじめ明確に定め、初動医療体制等の確立を図る。

また、区は、災害対策本部を設置した時は、杉並保健所内に医療救護部を開設し、情報・庶務班、衛生班、保健活動班を編成する。

第2 医薬品・医療資器材の確保

災害時における医療救護活動で使用する医薬品等医療資器材については、医療救護所（15 箇所）に災害救急ミニセットを、医療救護所のうち 10 ヶ所に災害救急助産セットを、全震災救援所に災害救急接骨セットを配備している。

図表：医薬品等の備蓄の状況

医薬品等の備蓄	災害救急ミニセット	15カ所
	災害救急助産セット	10カ所
	災害救急接骨セット	66カ所

傷病者には、区備蓄の医薬品等を使用し、不足する場合には区との協定に基づき医薬品等の調達を薬剤師会に要請する。それでも不足する場合には、東京都に供給を要請する体制となっている。

第3 医療施設等の基盤整備

医療救護班は、医療又は助産救護を行った者のうち、医療機関へ転送する必要がある者（重症患者等）を後方医療機関へ搬送するよう区に要請する。

区は、医療機関の医療体制、構造設備、病床数等施設規模及び道路状況等を考慮し、あらかじめ後方医療機関を定めている。また、後方医療機関には、地域防災無線を配置している。

図表：後方医療機関 一覧

名称	所在地	名称	所在地
荻窪病院	今川 3-1-24	浴風会病院	高井戸西 1-12-1
城西病院	上荻 2-42-11	河北総合病院	阿佐谷北 1-7-3
樺島病院	浜田山 4-1-8	東京衛生病院 助産 対応	天沼 3-17-3
救世軍ブース記念 病院	和田 1-40-5		

震災編 第2部 施策ごとの具体的計画（災害予防・応急・復旧計画）

第7章 医療救護等対策

第1節 現在の到達状況

第4 遺体の取扱い

遺体収容、行方不明者の捜索について都、警察署、自衛隊等と協力し、必要な場合作業員の雇用、資機材の借り上げにより行う。（関係書類の整備、遺体の搬送・収容、棺の調達）

また、検視・検案を速やかに行えるよう、遺体収容所を設置する。

震災編 第2部 施策ごとの具体的計画（災害予防・応急・復旧計画）
第7章 医療救護等対策
第2節 課題
第2節 課題

【被害想定(東京湾北部地震)】

被害項目	想定される被害
負傷者	4,849 人
重傷者数	895 人
死者数	556 人

第1 初動医療体制の確立

平成24年4月に東京都防災会議で公表された新たな被害想定で、特に東京湾北部が震源の場合、住宅と小規模な商店が混在する木造密集地を抱える杉並区内の広い地域で、火災の発生が想定され、多数の死者や負傷者が発生する人的被害が示された。

杉並区は、大規模災害発生時に傷病者の受入れ可能な病院が周辺区市に比較して少ない。そのため、多くの重症者や中等症者が発生した場合に、区内にある医療資源の活用だけで対応することは非常に困難であり、二次保健医療圏や周辺区市の災害拠点病院等と連携した医療救護体制の構築が重要となる。

フェーズ（活動形態）が、初動期（災害発生から概ね2日間以内）と初動期以降（3日以降）の2区分としていたが、東日本大震災での医療救護活動及び医療ニーズの検証結果を踏まえ、フェーズ区分をより細分化する必要性が認められた。

負傷者の搬送体制は、区内66か所の震災救援所のうち、15か所に併設した医療救護所において傷病者へのトリアージを行い、軽症者の治療や中等症者以上の患者を後方医療機関に搬送する体制となっている。しかし、発災後の傷病者の発生状況、区内の医療機能の稼働状況や外部からの医療支援態勢並びにライフラインの復旧状況などに、的確に対応した医療救護活動ができるよう、フェーズの進行度合いによって医療救護活動の役割や搬送体制などを見直すべきである。

区内での治療が困難な傷病者に対する区外の受入先医療機関との調整や災害医療派遣チーム等の受入れなど、東京都及び「区西部二次保健医療圏地域災害医療コーディネーター」との調整が必要となることから、杉並区においても東京都との調整役となる職の設置が必要である。

第2 医薬品・医療資器材の確保

区では、調達した医薬品の保管や仕分けを行う医薬品ストックセンターの設置場所が定められていない。また、医薬品の仕分けを行う薬剤師の確保や各医療救護所等への配送体制が構築されていないなど、災害時に医薬品の円滑な供給ができるか危惧される状況である。

区が備蓄している災害用医薬品は、各小中学校にある震災救援所内の医療救護所に保管されているが、その中には屋外倉庫のため、夏季には高温となる保管場所など、適切とは言えない場合もある。

第3 医療施設等の基盤整備

多くの負傷者に迅速かつ的確な医療提供を行うためには、災害拠点病院等の機能確保が大切であ

震災編 第2部 施策ごとの具体的計画（災害予防・応急・復旧計画）

第7章 医療救護等対策

第2節 課題

る。また、地域の災害医療の中核的機能を担う災害拠点病院や被災を免れた医療機関等が連携するためには、医療機関相互の情報が共有できる基盤整備や医療連携体制の整備など、地域における医療機能を維持するための基盤を強化する必要がある。

第4 遺体の取扱い

遺族への迅速な対応のため、遺品の範囲および管理について、手続きの確認と実施訓練が必要である。適切な検視・検案作業のため、死亡者の情報について、収集管理体制の構築と実施訓練が必要となる。また、身分証明ができない死亡者が多数あることが想定されるため、写真を一体ずつ撮影し、死体袋に添付する必要がある。

火葬後の身元不明者については、遺骨の保管場所について事前に調整しておく必要がある。

第3節 対策の方向性

第1 初動医療体制の確立

災害発生時から概ね2日間及び3日目以降としていた従来の2区分のフェーズ（活動形態）を、東日本大震災による被災地での医療救護活動の状況を踏まえ細分化し、6区分のフェーズとする。

細分化されたフェーズ区分ごとに、現状の医療救護所の機能や設置時期など医療ニーズを踏まえた医療救護体制に見直す。

区は、区内の医療救護活動を統括・調整するため、東京都及び二次保健医療圏単位に設置される地域災害医療コーディネーターとの連絡調整や医学的助言を担う職として、区災害医療コーディネーターを設置する。

災害時の医療機関の機能分類及び基本的な役割等については、「東京都地域防災計画」に規定される区分に準拠する。

災害時、多くの傷病者へ適切な医療を提供するため、災害拠点病院や災害拠点連携病院に加えて、災害医療支援病院や診療所等との連携協力体制を構築する。

図表:フェーズ区分の新旧対照表

旧フェーズ		新フェーズ			
区 分		区 分	想定期間	状 況	
1	初動期（被災から概ね48時間以内）	0	発災直後	発災～6時間	建物の倒壊や火災等の発生により、傷病者が多数発生し、救出救助活動が開始される状況。
		1	超急性期	6時間～72時間	救助された多数の傷病者が医療機関に搬送されるが、ライフラインや交通機関が途絶し、被災地外からの人的・物的支援の受け入れが少ない状況。
2	初動期以降（被災から概ね48時間以降）	2	急性期	72時間～1週間程度	被害状況が少しずつ把握でき、ライフライン等が復活し始めて、人的・物的支援の受け入れ体制が確立されている状況。
		3	亜急性期	1週間～1か月程度	地域医療やライフライン機能、交通機関等が徐々に回復している状況。
		4	慢性期	1か月～3か月程度	避難生活が長期化しているが、ライフラインがほぼ復活して、地域の医療機関や薬局が徐々に再開している状況。
		5	中長期	3か月以降	医療救護所がほぼ閉鎖されて、通常診療がほぼ回復している状況。

図表：主な医療救護活動

区分		主な活動内容
0	発災直後	被害情報の収集・集約 東京DMATの出場 緊急医療救護所の運営 傷病者等の被災地域外への搬送
1	超急性期	都医療救護班等の被災地域への派遣 他県DMATによる病院支援 医療救護所の運営 医薬品の供給
2	急性期	他県医療救護班の受入れ 避難者の定点・巡回診療
3	亜急性期	
4	慢性期	
5	中長期	

図表：新たな医療救護体制

新フェーズ区	0 発災直後	1 超急性期	2 急性期	3 亜急性期	4 慢性期	5 中長期
開設期間	緊急医療避難所(医療救護班等)		医療救護所(災害医療派遣チーム等・保健師等)			
主な役割・機能	災害拠点病院等医療機関の支援					
	トリアージ・軽症者の治療		避難者への巡回診療(健康相談・診療等)			
	重症・中症者等の搬送調整		災害医療派遣チーム等の医療・後方支援等			
設置場所	【緊急医療救護所】 <ul style="list-style-type: none"> 災害拠点病院等の近接地（病院開設者が認める場合には病院敷地内を含む）の公共施設、公園、学校等。 周辺に災害拠点病院等のない地域には、災害医療支援病院等の近接地及び公共施設等に設置。 		【医療救護所】 <ul style="list-style-type: none"> 急性期以降、震災救援所に併設する医療救護所のうち、原則として、医療ニーズが高く医療機能が復旧していない地域等、状況に応じて開設。 			

震災編 第2部 施策ごとの具体的計画（災害予防・応急・復旧計画）

第7章 医療救護等対策

第3節 対策の方向性

平成23年3月に発生した東日本大震災では、地震や津波などにより、多くの傷病者が発生した。医療機関では、負傷者等が殺到し、診療機能の維持が困難となるなど、医療現場に大きな混乱をもたらした。そうした事態を踏まえて、発災直後から超急性期までは、多くの傷病者が集中する医療機関の診療機能を維持・支援するため、従来の医療救護体制に代えて、緊急医療救護所を病院の近接地等に設置する。

第2 医薬品・医療資器材の確保

区が医療救護所に備蓄する医薬品や医療資器材を医師会や薬剤師会等の協力を得て精査し、緊急医療救護所や医療救護所に必要とされる医薬品等に重点をおいた備蓄を検討する。また、医薬品の備蓄場所を早急に見直す。

発災後の医薬品等の円滑な調達を図るため、薬剤師会に加えて医薬品販売卸売業者と調達協力協定を締結する。

薬剤師会や東京都等から供給を受ける医薬品の保管及び緊急医療救護所等への配送仕分けのため、医薬品ストックセンターの設置場所を薬剤師会と協議し早急に検討するとともに、ストックセンターの管理者の配置や運営方法など具体的な活動内容等についても検討を行う。

第3 医療施設等の基盤整備

災害時において、病院の医療機能及び災害医療活動拠点の機能を維持できるように、自家発電等の整備を促進するとともに、東京都などと連携して、区の支援策を検討していく。

第4 遺体の取扱い

正確な死亡状況の確認と、迅速な身元確認のため、適切で迅速な情報管理体制が必要である。このため、警察・医師を交えた訓練および資器材の常備が必要である。

火葬においては「東京都広域火葬実施計画」との調整を図り、遺族への遺品の引渡しが速やかに行えるよう整備する。

第4節 到達目標

第1 災害医療コーディネーターを中心とした災害医療体制を構築

1) 初動期の医療救護活動

区は、杉並保健所に区災害対策本部医療救護部を設置し、杉並区災害医療コーディネーターと連携し、初動医療活動にあたる。

2) 区災害医療コーディネーターの活動

区災害医療コーディネーターは、区が把握する被災地の負傷者の状況及び医療機関の対応状況を踏まえ、緊急医療救護所等への医療救護班の派遣や、医療機関の確保等について区に対して医学的な助言を行う。

区災害医療コーディネーターは、区内の負傷者の状況、医療機関の対応状況等を踏まえ、東京都地域災害医療コーディネーターに必要な支援を要請する。

第2 医薬品等の確保に向けて、薬剤師会や事業者と連携した供給体制の構築

1) 区における医薬品・医療資器材の確保対策

発災後の医薬品等の円滑な調達を図るため、薬剤師会に加えて医薬品販売卸売業者と調達協力協定を締結する。

災害拠点病院等及び杉並区薬剤師会と協議の上、緊急医療救護所等で使用する医薬品等を備蓄するよう努める。備蓄量は、発災から3日間で必要な量を目安とする。

医薬品ストックセンターでは、薬剤師会等から提供された医薬品の管理や仕分けを行うとともに、各緊急医療救護所などからの医薬品の供給依頼への対応を行う。そのため、薬剤師の確保が必要となることから、薬剤師会と調整のうえ、人員体制を整備する。

医療機関（病院・診療所）等への医薬品の提供は、東京都地域防災計画に従い、東京都が医薬品販売卸売業者を通じて供給する。

第3 全ての病院の耐震化の促進（災害拠点病院は耐震化100%）、災害拠点病院の医療機能の維持及び確実な情報連絡体制の構築

災害拠点病院など医療機能の維持が特に必要となる病院においては、災害時にも水、食料、自家発電に必要な燃料等を確保するため、協定締結団体等と連携するなど多角的な供給体制を確立するとともに、衛星携帯電話の整備促進など、複数の通信手段による確実な情報連絡体制を構築する。また、簡易トイレ等の確保を行う。

第4 緊急医療救護所の設置

発災直後から超急性期までは、従来の医療救護所において医療救護を行う体制から、多くの傷病者が集中する医療機関の診療機能を維持・支援する医療救護体制に見直すとともに、名称を「緊急医療救護所」とする。

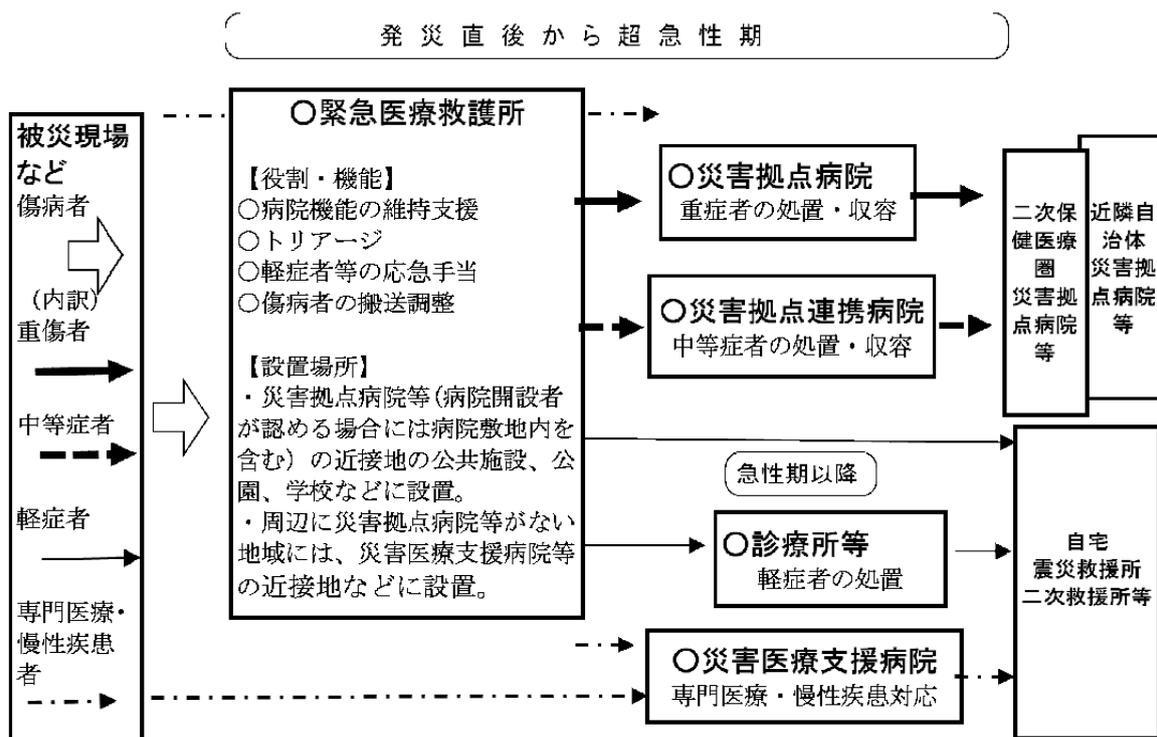
緊急医療救護所の設置場所は、災害拠点病院や災害拠点連携病院に近接する公共施設、公園、学校等とする。なお、病院開設者が認める場合には病院敷地内に設置する。また、周辺に災害拠点病院等のない地域は、災害医療支援病院の近接地や公共施設等に設置するなど、災害時における地域医療救護体制を確保する。

緊急医療救護所の機能は、重傷者等の処置・収容が優先される災害拠点病院などの医療機能を維持支援するため、傷病者のトリアージ、軽症者への治療、重傷者・中等症者の医療機関への搬送調整とする。

【医療救護所等の概要】

名称	説明
緊急医療救護所	区が、超急性期において災害拠点病院等の近接地等に設置・運営する救護所で、主に傷病者のトリアージ、軽症者に対する応急処置及び搬送調整を行う場所
医療救護所	区が、急性期以降、医療救護活動を実施する場所
災害医療活動拠点	急性期以降、医療救護所や在宅療養者の医療支援に関して調整・情報交換する場所

緊急医療救護所における発災直後から超急性期の被災傷病者の流れ(イメージ)



震災編 第2部 施策ごとの具体的計画（災害予防・応急・復旧計画）

第7章 医療救護等対策

第4節 到達目標

第5 検視・検案体制の構築及び広域火葬体制の充実・強化

遺体収容に際しては遺体・遺品についての情報管理体制の構築と、情報公開体制の構築を行う。震災時における遺体の検視・検案等に関しては、速やかな検視・検案等に資するため、関係機関と連携し、検案医等の体制や情報連絡体制を確保する。また、震災時における広域火葬に関しては、速やかに火葬を行う体制の充実・強化を図り、関係機関との連携や協力体制を確保する。

1 初動医療体制の整備	3 医療施設の基盤整備
2 医薬品・医療資器材の確保	4 遺体の取扱い

第1 初動医療体制の整備

第1-1 情報連絡体制等の確保

1) 情報連絡体制

杉並区災害医療運営協議会の設置

災害時における杉並区の医療救護体制を協議し、医療救護活動の円滑な運営を図るため、区災害医療コーディネーター、医療関係者及び行政等関係者で構成される、「杉並区災害医療運営協議会」を設置する。

区における情報連絡体制の構築

区は、区内の医療救護活動等を統括・調整するために医学的な助言を行う「杉並区災害医療コーディネーター」を新たに設置する。（平成25年4月設置済）

区は、杉並区災害医療コーディネーターが、その機能を発揮できるよう、区内の被災状況等について迅速に把握するための情報連絡体制を構築する。

図表：災害医療コーディネーター

名称	説明
東京都災害医療コーディネーター	都全域の医療救護活動を統括・調整するために医学的な助言を行う、都が指定するコーディネーター
東京都地域災害医療コーディネーター	各二次保健医療圏域の医療救護活動を統括・調整するために医学的な助言を行う、都が指定するコーディネーター
杉並区災害医療コーディネーター	区内の医療救護活動を統括・調整するために医学的な助言を行う、区が指定するコーディネーター

図表：医療対策拠点等

名称	説明
二次保健医療圏医療対策拠点	都が、二次保健医療圏ごとに災害拠点中核病院等において、圏域内の区市町村から情報収集を行い、地域災害医療コーディネーターとともに医療救護活動の統括・調整を行う場所
地域災害医療連携会議	都が、二次保健医療圏ごとに設置する。地区医師会、地区歯科医師会、地区薬剤師会、災害拠点病院、区市町村、保健所等の防災関係機関を地域災害医療コーディネーターが招集して、情報共有や災害医療にかかる具体的な方策の検討、医療連携体制の構築を目的に平時・発災時に開催する会議

震災編 第2部 施策ごとの具体的計画（災害予防・応急・復旧計画）

第7章 医療救護等対策

第5節 具体的な取組【予防対策・応急対策・復旧対策】

第1-2 医療救護活動の確保

1) 東京DMAT⁹との連携

都は、東京DMATを擁する東京DMAT指定病院25病院の機能を確保できるように、隊員養成を行う。

東京消防庁は、東京DMAT連携隊を編成し、東京DMATと一体的に活動することを原則とし、平時から情報共有を図る。

区では、災害時の被害状況等に応じて迅速な対応支援ができるよう、日頃から防災関係機関との連携に努める。

2) 杉並区の医療救護活動

杉並保健所内に設置する「区災害対策本部医療救護部」を区災害医療活動拠点として、国や都、医師会など関係機関との連絡調整、区内医療機関に関する情報収集、関係機関等への派遣要請などを行う。具体的には発災直後から超急性期までは、区災害医療コーディネーターの助言のもと、医師会、歯科医師会、薬剤師会や接骨師会、医療機関、地域災害医療コーディネーター、警察・消防等との緊密な連携を図りながら、医療救護班や医療機関との連絡調整などを行う。

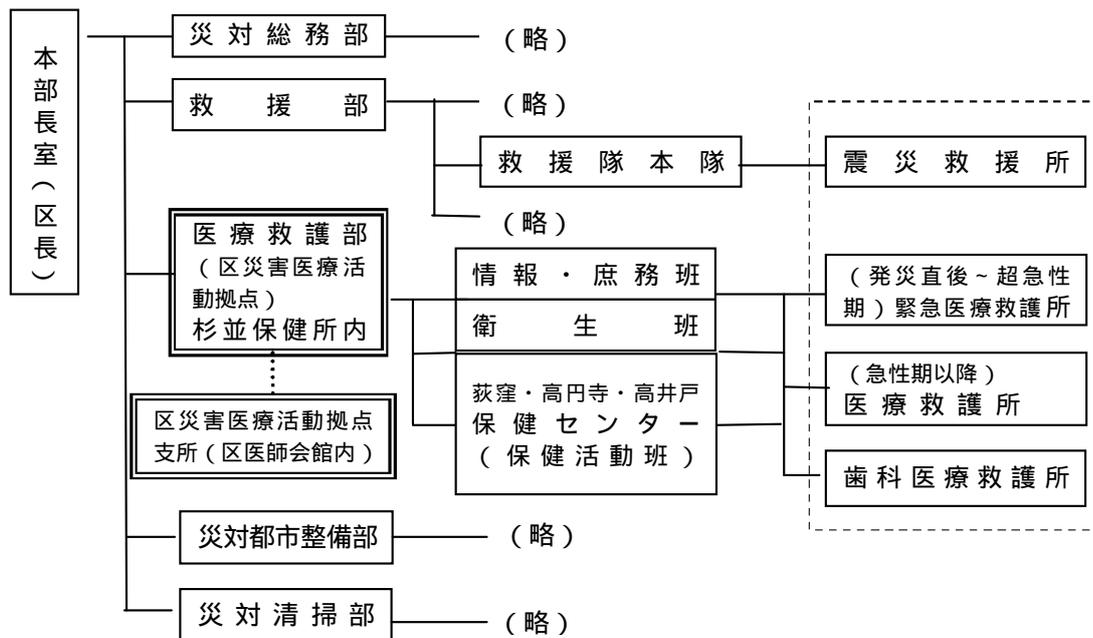
「医師会災害対策本部」を医師会館内に設置し、医療救護班の編成及び派遣業務を行う。また、医療機関情報が集積する同会館を区災害医療活動拠点支部と位置付け、通信機器などを確保したうえで、連絡調整要員として区職員を配置し、収集した医療機関情報などの区医療救護部への報告や災害医療派遣チーム等の医療スタッフの待機拠点とするなど、医療救護部と連携して医療救護活動にあたる。

⁹東京DMAT（東京Disaster Medical Assistance Team:ディーマット）

東京DMATとは、大震災等の自然災害や交通事故等の災害現場で救命処置等を行うための専門知識を習得した医師、看護師等で編成される災害医療派遣チームのことをいう。チーム編成は原則として医師1名、看護師2名の計3名を基準とする。

震災編 第2部 施策ごとの具体的計画（災害予防・応急・復旧計画）
 第7章 医療救護等対策
 第5節 具体的な取組【予防対策・応急対策・復旧対策】

図表：杉並区地域防災計画の災害対策本部組織体制と医療救護活動の体系



図表：初動期の活動内容

機関名	活動内容
区	<ul style="list-style-type: none"> ・ 杉並保健所に区災害時医療救護本部を設置 ・ 区災害医療コーディネーターの助言を受け、区内の医療救護活動を統括・調整 ・ 災害拠点病院等の近接地等に緊急医療救護所を設置・運営 ・ 震災救援所に医療救護所を設置 ・ 急性期以降は、医療救護活動拠点支所を医師会館内に設置して、医療救護所や在宅療養者への医療支援について調整 ・ 震災救援所等において定点・巡回診療を実施 ・ 医師会、歯科医師会、薬剤師会及び接骨師会との協定に基づき、医療救護を実施するよう要請 ・ 医療救護体制が不足する場合には、東京都地域災害医療コーディネーターに応援を求めるほか、都に対し応援を要請

3) 医療救護班等の編成

編成方針

災害に伴う負傷者等に対する医療救護活動を迅速に行うため、杉並区医師会等は、区との協定に基づき医療救護班、歯科医療救護班、薬剤師班、接骨救護班をそれぞれ編成する。

この医療救護班等は、区の要請を受けて、区が設置する緊急医療救護所において、医療救護活動に従事する。各班の配置先及び役割分担等はあらかじめ明確に定め、初動医療体制等の確立を図る。

震災編 第2部 施策ごとの具体的計画（災害予防・応急・復旧計画）

第7章 医療救護等対策

第5節 具体的な取組【予防対策・応急対策・復旧対策】

【緊急医療救護所の設置】

超急性期（発災後72時間まで）には、災害拠点病院及び災害拠点連携病院等の近接地などのあらかじめ指定する場所に緊急医療救護所を設置する。

【緊急医療救護所】設置予定場所

名称	所在地	名称	所在地
荻窪病院	今川3-1-24	清川病院	阿佐谷南2-31-12
河北総合病院	阿佐谷北1-7-3	樺島病院	浜田山4-1-8
東京衛生病院	天沼3-17-3	浴風会病院	高井戸西1-12-1
城西病院	上荻2-42-11	救世軍ブース記念病院	和田1-40-5
山中病院	西荻南2-25-17		

上記病院とは、今後、災害時における緊急医療救護所に関する協定を締結する予定です。

【緊急医療救護所設置に伴う地域との連携】

・荻窪病院（災害拠点病院）と中央大学杉並高等学校との協力協定を締結する予定です。

・清川病院（災害拠点連携病院）と杉並学院高等学校との協力協定を締結する予定です。

緊急医療救護所の運用開始までの間は、従来の医療救護所15箇所が設置されます。

救世軍ブース記念病院については、災害拠点協力病院として、緊急医療救護所を設置する。

編成内容

緊急医療救護所1箇所：

- ・医療救護班1班（1班につき、班長 医師1名、班員医師3名、看護師又は保健師3名、事務2名）
- ・薬剤師班1班（薬剤師2名）
- ・接骨救護班（接骨師1名）

医療救護班

区は、災害時における医療救護活動を迅速かつ適切に行うために、杉並区医師会（以下「医師会」という。）と災害時の医療救護活動について協定を締結している。【別冊・資料32】

医師会は、災害時に区の要請があったときは、直ちに杉並区医師会館内に医師会災害対策本部を設置するとともに、医療救護班を編成し、区が設置する緊急医療救護所に派遣する。

【別冊・資料98】

歯科医療救護班

区は、災害時における歯科医療救護活動を迅速かつ適切に行うために、（社）東京都杉並区歯科医師会（以下「歯科医師会」という。）と災害時の医療救護活動について協定を締結している。

【別冊・資料33】

歯科医師会は、急性期以降、杉並区歯科保健医療センター（杉並保健所5階）を災害時における歯科医療救護所として開設するとともに、歯科治療に係る医薬品や医療資器材の供給体制等については、関係機関と協議し、整備する。

発災直後においても、診療態勢が整った歯科診療所は診療業務を早期に再開し、地域の歯科診療

震災編 第2部 施策ごとの具体的計画（災害予防・応急・復旧計画）

第7章 医療救護等対策

第5節 具体的な取組【予防対策・応急対策・復旧対策】

の提供体制の確保を図る。

薬剤師班

区は、災害時における医療救護活動を迅速かつ適切に行うために、(社)杉並区薬剤師会(以下「薬剤師会」という。)と災害時の医療救護活動について協定を締結している。【別冊・資料34】

薬剤師会は、災害時に区の要請があったときは、直ちに薬剤師班を編成し、区が設置する緊急医療救護所に派遣する。

接骨救護班

区は、災害時における医療救護活動を迅速かつ適切に行うために、東京都柔道接骨師会杉並支部(以下「接骨師会」という。)と災害時の医療救護活動について協定を締結している。

【別冊・資料35】

接骨師会は、災害時に区の要請があったときは、直ちに接骨救護班を編成し、区が設置する医療救護所に派遣する。

現在、医師会、歯科医師会、薬剤師会、及び接骨師会と締結している、災害時の医療救護活動等に関する協定は、順次、見直しを行う。

区災害対策本部医療救護部

区は、災害対策本部を設置したときは、杉並保健所内に情報・庶務班及び衛生班を設置する。また、荻窪保健センター内に荻窪保健活動班、高井戸保健センター内に高井戸保健活動班、高円寺保健センター内に高円寺保健活動班を設置し、管内の緊急医療救護所及び医療救護所を所管する。

第1-3 負傷者等の搬送体制の整備

都の計画において、下表のとおり定めている。

各機関	内容
都総務局	・救出救助活動拠点等を選定し確保
都福祉保健局	・行政機関や民間事業者団体を含め、複数の搬送手段を確保 ・被災地域への広域搬送を確保するため、広域搬送拠点臨時医療施設(SCU) ¹⁰ の設置場所を確保 ・日本救急医療財団と協定を締結し、航空機による搬送手段を確保
都港湾局	・医薬品、医療従事者等を搬送するため、民間航空会社と協定を締結
東京消防庁	・患者等搬送事業者と協定を締結

¹⁰ 広域搬送拠点臨時医療施設(SCU:エスシーユー)

Staging Care Unit の略で、広域搬送拠点に搬送された患者を被災地域外へ搬送するに当たり、長時間の搬送に要する処置等を行う臨時医療施設をいう。

震災編 第2部 施策ごとの具体的計画（災害予防・応急・復旧計画）
 第7章 医療救護等対策
 第5節 具体的な取組【予防対策・応急対策・復旧対策】

区市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・ 負傷者の搬送方法の検討 ・ 医療救護所（緊急医療救護所を含む）における傷病者の搬送体制の構築
------	---

1-4 防疫体制の整備

- ・ 防疫用資機材の備蓄及び調達・配布計画を策定。
- ・ 飲み水の安全を確保するため、水の消毒薬や消毒効果を確認するための器材を備蓄する。
- ・ 消毒用次亜塩素酸 Na、簡易残留塩素試験紙、残留塩素測定器の確保。
- ・ 被災動物の保護態勢の整備。
- ・ 都、関係団体等と連携し、動物救護活動への協力体制を整備する。

第2 医薬品・医療資器材の確保

1) 医薬品等の確保

緊急医療救護所

災害拠点病院等及び杉並区薬剤師会と協議の上、緊急医療救護所等で使用する医薬品等を備蓄よう努める。備蓄量は、発災から3日間で必要な量を目安とする。

医療救護所

当面の間、（緊急医療救護所の運用が開始されるまでの間）災害時における医療救護活動で使用する医薬品等医療資器材については、医療救護所（15箇所）に災害救急ミニセットを、医療救護所のうち10箇所に災害救急助産セットを、全震災救援所に災害救急接骨セットを配備し、その保管充実を図る。【別冊・資料102】

図表：医薬品等の備蓄状況

	整備状況	
医薬品等の備蓄	災害救急ミニセット	15カ所
	災害救急助産セット	10カ所
	災害救急接骨セット	66カ所

2) 医薬品等の供給

緊急医療救護所等に必要な医薬品、医療資器材は、第一次的には区の備蓄する災害救急用医薬品等を使用する。

区の備蓄や薬剤師会に協力を要請して調達した医薬品でも不足する場合は、医薬品卸売販売業者の活用を考える。

杉並区薬剤師会と連携し、医薬品ストックセンターを杉並保健所に設置し、センター長を薬剤師会から選任する。また、今後、運営方法等の具体的な活動内容について検討する。

医薬品等の具体的な調達方法について、あらかじめ杉並区薬剤師会及び医薬品卸売販売業者と協

震災編 第2部 施策ごとの具体的計画（災害予防・応急・復旧計画）

第7章 医療救護等対策

第5節 具体的な取組【予防対策・応急対策・復旧対策】

議のうえ、調達協力協定を締結する。

医薬品等の搬送

調達した医薬品の搬送は、食料等の搬送と同じ方法で行う。

血液製剤の供給

後方医療機関から血液製剤が必要との要請を受けた場合、区は都福祉保健局に協力を要請する。都は、日赤東京都支部その他から調達し、同支部及び各血液センターに供給要請を行い、血液センターが、（財）献血供給事業団との密接な連絡のもとに、供給を実施する。

第3 医療施設の基盤整備

広域的な連携体制の下、迅速かつ的確に医療の提供を行うため、都が主体となって災害拠点病院を強化し、災害時医療体制の充実を図る。

図表：区内の医療機関の役割

医療機関の分類	基本的な役割
災害拠点病院	主に重症者の治療・収容を行う病院 （基幹災害拠点病院、地域災害拠点中核病院及び地域災害拠点病院として都が指定する病院）
災害拠点連携病院	主に中等症者や容態の安定した重症者の収容・治療を行う病院 （救急告示を受けた病院で都が指定する病院）
災害医療支援病院	専門医療、慢性疾患への対応、区地域防災計画に定める医療救護活動を行う病院 （災害拠点病院及び災害拠点連携病院を除く全ての病院）

災害医療支援病院のうち緊急医療救護所を設置する病院を災害拠点協力病院とする。

指定病院等

- ・区内の都指定災害拠点病院・・・荻窪病院
- ・区内の災害拠点連携病院・・・救急告示を受けた病院等¹¹で都が指定する病院

第4 遺体の取扱い

1) 対策内容と役割分担

行方不明者や死亡者の搜索、遺体の収容、検視・検案等の各段階において、区及び関係機関が相互の役割を理解し、連携して取組む体制を整備する。

¹¹区内の救急告示病院：河北総合病院、東京衛生病院、城西病院、山中病院、清川病院、樺島病院

震災編 第2部 施策ごとの具体的計画（災害予防・応急・復旧計画）
 第7章 医療救護等対策
 第5節 具体的な取組【予防対策・応急対策・復旧対策】

機関名	対策内容
区	ア) 遺体収容所の事前指定。 イ) 遺体収容所の運営等に関する次の事項について、あらかじめ関係機関と協議を行い、条件整備に努める。 ・ 遺体収容所の管理者の指定等、管理全般に関する事項 ・ 行方不明者の搜索、遺体搬送に関する事項 ・ 検視・検案未実施遺体の一時保存等の取扱いに関する事項 ・ 遺体収容所設置等に供する資器材の確保、調達、保管及び整備に関する事項 ・ 遺族への遺体の引渡しに関する事項 ウ) 遺体対応マニュアルに基づく訓練や、堀ノ内斎場等との協議を行うとともに、都との連携強化を図り、円滑な広域火葬体制の確保に努める。
都福祉保健局	ア) 区が設置する遺体収容所の衛生管理運営等を指導 イ) 遺体の火葬に関する広域連携体制を構築

2) 詳細な取組内容

遺体収容所の指定

遺体収容所は、死者への尊厳や遺族感情、効率的な検視・検案・身元確認の実施に資するよう、下記の条件を満たす施設を事前に指定・公表するよう努める。

- ・ 屋内施設
- ・ 震災救護所や医療救護所等他の用途と競合しない施設
- ・ 検視・検案スペースの確保可能な一定の広さを有する施設
- ・ 身元不明者の一時保存場所として使用可能な施設
- ・ 搬送車両の駐車スペースを確保できる施設

なお、指定にあたっては、水、通信等のライフライン及び交通手段の確保についても、可能な限り考慮する。

区は、大規模災害等により多数の死亡者が発生する場合に備え、都及び警察署等と協議し、遺体を迅速に収容する体制を確立するため、遺体収容所の事前指定を行っている。

杉並警察署管内	荻窪警察署管内	高井戸警察署管内
区立荻窪体育館	区立妙正寺体育館	区立大宮前体育館
杉並区荻窪 3 - 47 - 2 電話：3220-3381	杉並区清水 3 - 20 - 12 電話：3399-4224	杉並区宮前 2 - 11 - 11 電話：3334-4618

遺体収容所に適当な既存建物がない場合は、天幕、幕張り等を実施する。このため被害想定に基づき、現実的な遺体収容先について事前に確保する。

- | | |
|----------------|---------------------------|
| 1 初動医療体制 | 3 医療施設の確保 |
| 2 医薬品・医療資器材の供給 | 4 行方不明者の搜索、遺体の検視・検案・身元確認等 |

第1 初動医療体制

第1-1 医療情報の収集伝達体制

災害時において、各医療機関からの施設の被害状況や医療情報等は、区の医療救護活動を進めていくうえで極めて重要である。そのため区では、デジタル地域防災無線¹²を医療救護所と医師会、歯科医師会、薬剤師会、接骨師会、災害拠点病院を含む後方医療機関（7所）に配備している。

災害拠点病院及び後方医療機関からは、災害時に区の災害対策本部にデジタル地域防災無線を通じて、被害状況や活動状況などが報告される。

災害拠点病院及び二次救急病院は、広域災害救急医療情報システム（EMIS）¹³により東京都及び東京消防庁へ被害状況等を報告する通信体制となっている。

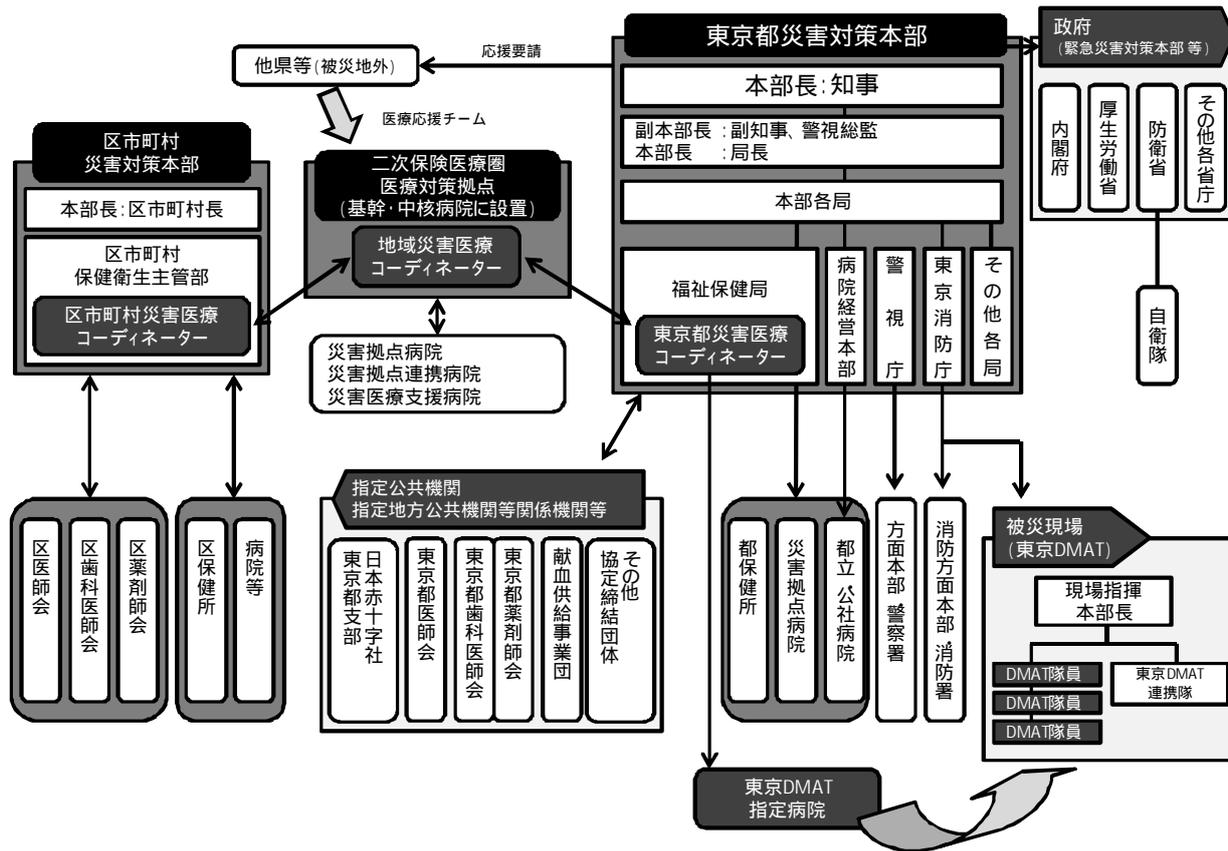
災害時には、想定外の事態が発生することも考慮し、デジタル地域防災無線だけではなく、複数の通信連絡手段の配備も検討する必要がある。

¹² デジタル地域防災無線：260MHz帯の周波数を使用し、多チャンネルの音声通信に加え、文字情報などをデータ送信できる移動通信システム。

¹³ 広域災害救急医療情報システム（EMIS）：災害時に医療機関の稼働状況などの医療・救護情報を集約し、行政や消防、各医療機関などへ情報提供するシステム。

震災編 第2部 施策ごとの具体的計画（災害予防・応急・復旧計画）
 第7章 医療救護等対策
 第5節 具体的な取組【予防対策・応急対策・復旧対策】

図表：発災直後の連携体制イメージ



第1-2 初動期の医療救護活動

1) 医療救護班等の活動

超急性期（発災後72時間まで）

【緊急医療救護所】

《医療救護班》

- ・トリアージの実施
- ・中軽症者等に対する医療及び応急処置
- ・傷病者の搬送調整

《薬剤師班》

- ・負傷者、災害時要援護者等に対する調剤、服薬指導
- ・医薬品ストックセンター等における医薬品の管理等

《歯科医療救護班》

初動期には原則として設置しない。しかし、初動期においても歯科医療救護活動の必要性が高い場合には、区の要請に基づいて歯科医師会は歯科医療救護班を編成派遣し、法歯学上の協力等を行う。

《接骨救護班》

- ・医師の指示による負傷者の応急救護

震災編 第2部 施策ごとの具体的計画（災害予防・応急・復旧計画）

第7章 医療救護等対策

第5節 具体的な取組【予防対策・**応急対策**・復旧対策】

・接骨救護

急性期以降（発災後72時間以降）

【医療救護所】

原則として、急性期以降（発災後72時間以降）に保健師などの保健所職員が主体となり、災害医療派遣チーム等と協働して、巡回診療、服薬指導等を行う。

《医療救護班、薬剤師班、接骨救護班》

医師会及び薬剤師会、接骨師会の医療スタッフは、地域の医療機能の回復に努める。

《歯科医療救護班》

杉並区歯科保健医療センター（杉並保健所5階）を開設する。また、必要に応じて各震災救援所及び地域を巡回して、歯科医療救護活動を行う。

2) 区災害対策本部医療救護部の活動

《情報・庶務班》

情報・庶務班は、杉並保健所内において、国、都その他の防災関係機関、区内医療機関に関する情報収集、連絡調整、関係機関等への派遣要請及び、医療救護部全体の統括を行う。

また、各班との連絡調整、医療関係ボランティアの受入れ、災害医療資器材の管理等を行う。

《衛生班》

衛生班は、杉並保健所内において、感染症担当、衛生担当、動物担当を設置する。また、衛生試験所内に検査担当を設置する。

《感染症担当》

感染症担当は、震災救援所において健康調査、防疫指導、相談等支援を行う。感染症発生時には疫学調査の実施、保健指導の強化等、まん延防止の策を講ずる。

《衛生担当》

衛生担当は、震災救援所の環境指導、飲み水、食品の衛生指導を行い、感染症、食中毒等の発生予防に努める。

《動物担当》

動物担当は、震災救援所における動物保管や飼育の指導、また負傷動物救護所の設置等を獣医師会と連携して行う。

《検査担当》

検査担当は、衛生担当、感染症担当と連携し、簡易検査・衛生指導・衛生検査を実施する。

《保健活動班》

各保健活動班は、荻窪、高井戸、高円寺保健センターにおいて、管内の緊急医療救護所及び医療救護所の設置・運営並びに管内医療機関に関する情報収集、連絡調整、その他保健活動を行う。

また、避難者の健康管理や心のケアを目的として、保健師と医療ボランティアとの協力による巡回体制を整備する。震災によるPTSDや避難生活の長期化による不安・不眠等に対する、健康相談所の開設及び巡回精神相談チーム等の専門相談機関の開設について検討を進める。

3) 都に対する派遣要請等

医療救護について必要と認めたときは、都福祉保健局に対し、医療救護班等の派遣を要請する。
また、他地域、他縣市からの応援を依頼する場合は、都を通じて応援要請を行う。

第1-3 負傷者等の搬送体制

医療救護班は、医療又は助産救護を行った者のうち、医療機関へ転送する必要がある者（重症患者等）を後方医療機関へ搬送するよう区に要請する。

区は、医療機関の医療体制、構造設備、病床数等施設規模及び道路状況等を考慮し、あらかじめ後方医療機関を定めておく。【別冊・資料101】

また、医療救護所や後方医療機関の偏在に伴う搬送距離の問題や受け入れ体制などの課題を解決するために、後方医療機関以外の病院の活用も検討する。

1) 搬送体制

原則として、被災現場から緊急医療救護所等までは区において対応し、緊急医療救護所等から後方医療機関までは区及び消防機関において対応する。

2) 搬送方法

区は、重症患者の後方医療機関への搬送を、原則として次の方法により行う。

- ・消防機関に搬送を要請する。
- ・区庁有車で搬送する。
- ・区職員及び消防機関職員、ボランティアにより担架等で搬送する。

第1-4 保健衛生体制

1) 対策内容と役割分担

震災救援所等における健康の維持、管理及び増進に関わる保健衛生対策を迅速かつ円滑に行う。

- ・保健活動班を編成し、被災住民に対する健康に関する相談を行う
- ・都福祉保健局と協議の上、必要に応じて応援協定に基づき、他縣市に保健活動班の派遣を要請
- ・派遣職員の受入れ及び搬送体制の確立、並びに活動拠点の確保を図る
- ・「環境衛生指導班」（区、保健所設置市）による飲料水の安全等環境衛生の確保
- ・「食品衛生指導班」（区、保健所設置市）による食品の安全確保
- ・被災動物の保護に関する都、関係団体等への協力

2) 業務手順

- ・保健所は、保健衛生に関して被災住民や営業施設等に対し、必要な情報を速やかに提供する。
- ・区は、巡回健康相談等を行うため、保健師・管理栄養士その他必要な職種からなる保健活動班を編成して震災救援所等に派遣する。

震災編 第2部 施策ごとの具体的計画（災害予防・応急・復旧計画）

第7章 医療救護等対策

第5節 具体的な取組【予防対策・**応急対策**・復旧対策】

3) 詳細な取組内容

保健活動

- ・派遣職員の受入れ及び搬送体制の確立、並びに活動拠点の確保を図る。
- ・巡回健康相談等を行うため、保健師・管理栄養士その他必要な職種からなる保健活動班を編成して震災救援所等に派遣する。
- ・保健活動班は、環境衛生指導班や食品衛生指導班、防疫班と連携し、避難住民等の健康管理に関する活動を行う。
- ・保健活動班は、震災救援所における健康相談、地域における巡回健康相談、その他必要な保健活動を行う。

こころのケア

- ・被災住民必要に応じて電話相談窓口や外来相談窓口を設置する。
- ・被災住民の心的外傷後ストレス障害(PTSD)をも視野に入れて、メンタルヘルスケア体制整備を図り、被災の状況に即して活動する。
- ・精神科病院・診療所の外来実施状況について、状況の把握・提供ができるよう努める。

在宅難病患者への対応

- ・保健所及び市町村は、在宅難病患者の状況把握に努める。

在宅人工呼吸器使用者への対応

- ・区等(「災害時個別支援計画」で定めた安否確認を行う機関)は「災害時人工呼吸器使用者リスト」を基に在宅人工呼吸器使用者の安否確認を行う。
- ・人工呼吸器使用者及び家族に被害状況、医療機関の開設状況等の情報を提供するとともに、できるだけ在宅療養が継続できるよう支援する。
- ・在宅療養の継続や避難等に際し、「災害時個別支援計画」による支援が困難な場合は都へ支援を要請する。

被災動物の保護

- ・被災動物の保護に関して都、関係団体等へ協力する。

第2 医薬品・医療資器材の供給

区は災害時、傷病者等への応急手当用に、医療救護所などに医薬品を配備している。

- | |
|---|
| ア 医療救護所(15所)に災害用ミニセット(診療用具、雑品消毒用具、救急医薬品等) |
| イ 医療救護所のうち10所に助産セット(分娩用具、診療用具等) |
| ウ 震災救援所66所に接骨セット(骨折固定用具、包帯材料用品等) |

傷病者には、区備蓄の医薬品等を使用し、不足した場合には区と薬剤師会との協定に基づき医薬

震災編 第2部 施策ごとの具体的計画（災害予防・応急・復旧計画）

第7章 医療救護等対策

第5節 具体的な取組【予防対策・応急対策・復旧対策】

品の供給を薬剤師会に要請する。医薬品が不足する場合には、東京都に供給を要請する体制となっている。

区が医療救護所に備蓄する医薬品や医療資器材を医師会や薬剤師会等の協力を得て精査し、緊急医療救護所や医療救護所に必要とされる医薬品等の備蓄のあり方を検討する。また、医薬品の備蓄場所を早急に見直す。

発災後の医薬品等の円滑な調達を図るため、薬剤師会や東京都に加えて医薬品販売卸売業者と調達協力協定を締結する。

薬剤師会等から供給を受ける医薬品の保管及び緊急医療救護所等への配送仕分けのため、医薬品ストックセンターを杉並保健所に設置し、ストックセンター長を薬剤師会から選任する。

医薬品ストックセンターでは、薬剤師会等から提供された医薬品の管理や仕分けを行うとともに、各緊急医療救護所などからの医薬品の供給依頼への対応を行う。そのため、薬剤師の確保が必要となることから、薬剤師会と調整のうえ、人員体制を整備する。

医薬品等の緊急医療救護所などへの配送については、配送業者への外部委託等も含めて体制を検討する。

医療機関（病院・診療所）等への医薬品の提供は、東京都地域防災計画に従い、東京都が医薬品販売卸売業者を通じて供給する。

第3 医療施設の確保

1) 対策内容と役割分担

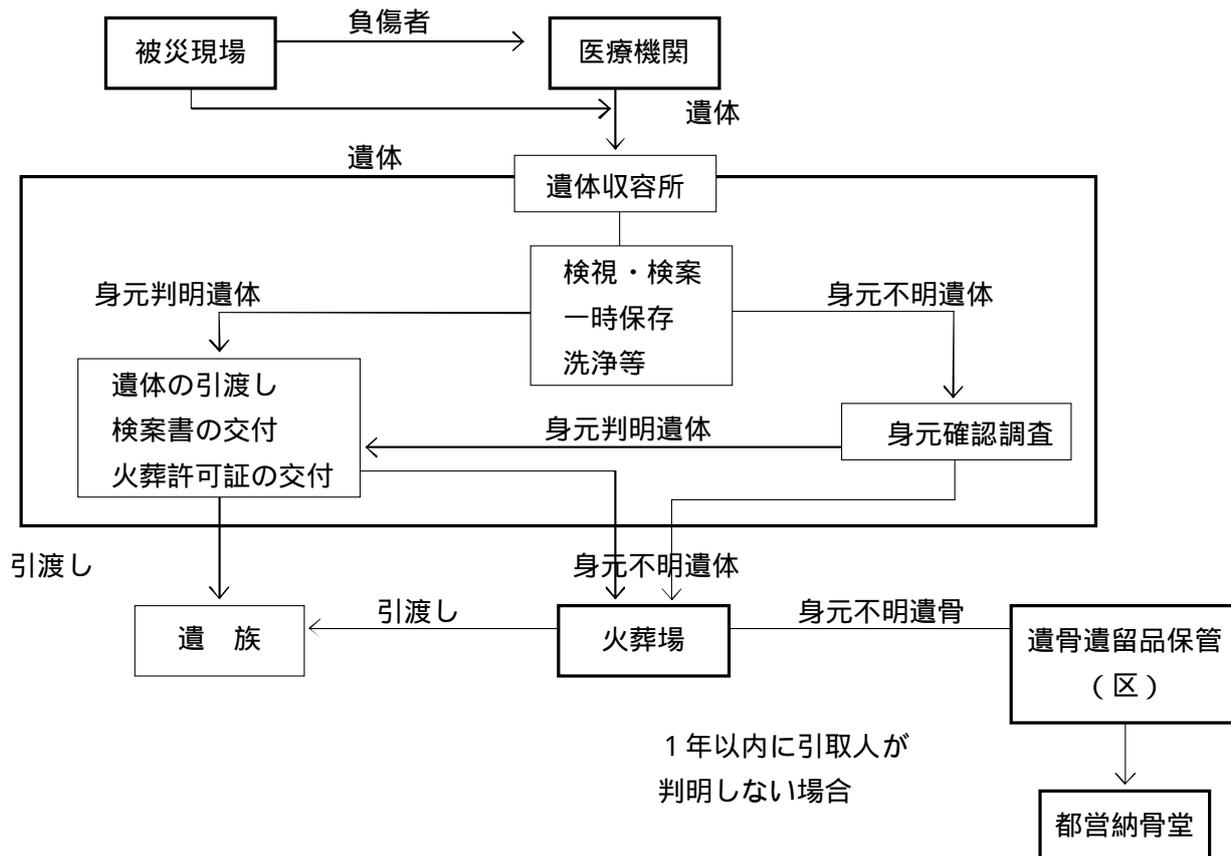
各機関	内容
区	医療機関の空床利用や収容能力の臨時拡大等を要請
都総務局	都は、災害の規模などにより、必要と認める場合、自衛隊へ災害派遣を要請
都福祉保健局	医療機関の空床利用や収容能力の臨時拡大等を要請
都病院経営本部	都立病院全体で災害医療提供体制の充実を図るため、都立病院における医療危機管理ネットワークを充実・強化
自衛隊	陸上自衛隊は、救護所を設営、負傷者等の受入れ及び医療処置等を実施 海上自衛隊は、傷病者搬送のための船舶又は傷病者を受け入れる能力のある船舶を出動

第4 行方不明者の搜索、遺体の検視・検案・身元確認等

災害の発生により、行方不明者や死亡者が発生したときは、遺体の搜索、収容、火葬の各段階において、区及び防災関係機関は相互に連絡し、迅速に対応し、人心の安定を図ることが必要である。

災害救助法が適用された場合、区は都の補助機関として、防災関係機関の協力のもとに遺体の搜索、収容及び火葬を実施する。（火葬については「第8章 復興対策」を参照）

第4 - 1 遺体取扱の流れ



第4-2 遺体の搜索

1) 対策内容と役割分担

行方不明者のうち、すでに死亡していると推定される者の遺体の搜索は、次のとおりとする。

各機関	内容
区	遺体及び行方不明者の搜索を都、警察署、自衛隊、関係機関等の協力のもとに、必要な場合には作業員の雇い上げ、資器材の借上げを行い実施する。
警察署	救助・救出活動に伴い発見・収容した遺体を、適切に取り扱うとともに、区が行う搜索・収容に協力し、次の活動を行う。 ・行方不明者の届出受理の適正を期するとともに、情報入手に努め、調査を実施する。 ・身元不明者については、人相、所持品、着衣、特徴等を写真撮影するとともに、遺留品を保存し身元の確認に努める。
陸上自衛隊	都の要請に基づき、行方不明者等の救助・救出を実施、救助・救出活動に伴い発見した遺体を関係機関へ引き継ぐ。
都総務局	遺体の搜索について関係機関との連絡調整にあたり、搜索作業が円滑に実施できるよう支援する。

震災編 第2部 施策ごとの具体的計画（災害予防・応急・復旧計画）

第7章 医療救護等対策

第5節 具体的な取組【予防対策・**応急対策**・復旧対策】

2) 詳細な取組内容

区は、遺体の捜索を実施した場合、次の書類・帳票を整備する。

- ・救助実施記録日計票
- ・捜索用機械器具燃料受払簿
- ・遺体の捜索状況記録簿
- ・遺体の捜索用関係支出証拠書類

第4-3 遺体の搬送

1) 対策内容と役割分担

各機関	内容
区	・遺族等による搬送が困難な遺体を遺体収容所に搬送する。 ・状況に応じて、都及び関係機関への協力依頼等を行う
都総務局	・区市町村及び関係機関等との連絡調整を実施 ・状況に応じて、陸上自衛隊に対して、行方不明者の救出・救助、遺体の搬送協力の要請を行う。

2) 詳細な取組内容

区は、遺体収容所の管理者に連絡の上、作業員の雇上げ又は警察署等関係機関の協力を得て、遺体を遺体収容所に搬送する。搬送の際、遺体の写真を撮影し遺族の確認に使用する。死亡時の状況についてはできるだけ情報を収集し、正確な検視・検案を行えるよう整備する。また遺品については一定の範囲をあらかじめ設定しておき、喪失しないよう遺品管理を行う。

第4-4 遺体の収容等

1) 対策内容と役割分担

各機関	内容
区	・災害発生後速やかに遺体収容所設置準備を実施、順次開設 ・都及び警視庁に報告するとともに、住民等へ周知 ・状況に応じて、都及び関係機関に応援を要請 ・遺体収容所に管理責任者を配置、都等と連絡調整を実施 ・遺体の腐敗防止の対策を徹底
都総務局	・区長からの要請に基づき、遺体収容所の開設、運営を支援

2) 詳細な取組内容

遺体収容所の開設・運営

区は、災害発生後速やかに遺体収容所を開設し、必要器具を用意した上で、遺体を収容するとともに、開設状況について都及び警察署に報告する。

また、遺体収容所の開設・運営等に関して、区の対応能力のみでは十分でないと思われるとき

震災編 第2部 施策ごとの具体的計画（災害予防・応急・復旧計画）

第7章 医療救護等対策

第5節 具体的な取組【予防対策・**応急対策**・復旧対策】

は、都及び関係機関に応援を要請する。

遺体の収容

遺体収容所においては、検視・検案の実施、死体検案書の交付、死亡届の受理、火葬許可書の交付等の関係法令に基づく手続きを行う。

遺体の安置・保管及び火葬に付する際に必要となる棺、ドライアイス等を災害時協定に基づき、全東京葬祭業連合会及び(社)全日本冠婚葬祭互助協会に依頼して調達する。【別冊・資料 73、74】

必要に応じて遺体の洗浄等（遺体の洗浄については検視・検案終了後、必要のある場合、医師の指示の下に行う。）を一括的に対応する。

遺体の身元確認

「遺体処理票」及び「遺留品処理票」を作成のうえ、納棺し氏名及び番号・収容時に撮影した写真を記載した「氏名札」を棺に貼付する。【別冊・資料 108～110】

警察署の協力を得て身元不明遺体の確認、行方不明者の相談を受けるとともに、身元引受人の発見に努める。

必要帳票等の整備

区は、下記の帳票等を作成、整備する。

ア 救助実施記録日計票

イ 遺体処理台帳

ウ 遺体処理費支出関係証拠書類

第4-5 検視・検察

1) 対策内容と役割分担

機関名	活動内容
区	・都及び警察署に遺体収容所の開設状況を報告する。
都	・都福祉保健局長は、監察医等による検案班を編成して遺体収容所等に派遣する。 ・都福祉保健局長は、区長の要請に基づき、迅速かつ的確に検視・検案が行えるよう、遺体収容所の開設・運営等に必要な支援措置を講ずる。
警察署	・警察署は、検視班を遺体収容所に派遣する。 ・検視班は、検視規則に基づき、遺体の検視及びこれに必要な措置を講ずる。
都医師会 都歯科医師会	・都の要請に基づき、必要に応じて遺体の検視・検案に協力する。

2) 詳細な取組内容

災害発生時における検視・検案、遺体の引渡しを円滑に実施するためには、検視・検案体制に係る必要な情報を区民に提供する必要がある。このため、区は都及び警察署等と連携し、区民に対し死亡者に関する的確な情報を提供する。

1 防疫体制の確立

2 火葬

第1 防疫体制の確立

1) 対策内容と役割分担

被災地や震災救援所における防疫対策を迅速かつ的確に行うことにより、感染症の発生及びまん延を防止する。

災害の種類、程度に即応した防疫活動として、飲料水の消毒や震災救援所及び患者発生等の消毒、ねずみ族、昆虫等（ ）の駆除等を行う。

「防疫班」、「消毒班」、「食品衛生指導班」及び「環境衛生指導班」を編成し、防疫活動を実施。被災戸数及び防疫活動の実施について、都福祉保健局に対し、迅速に連絡する。

防疫活動の実施に当たって、対応能力が十分でないとする場合は、都福祉保健局又は地区医師会に協力を要請する。

都が活動支援や指導、区市町村調整を行う場合、協力する。

被災地や震災救援所における感染症発生状況を把握する。

感染症の流行状況等を踏まえた予防接種を実施する。

震災救援所等における感染症の集団発生時の疫学調査及びまん延防止対策を実施する。

一類・二類感染症など入院対応が必要な感染症患者の入院先医療機関の確保及び移送・搬送手段を確保する。

保健活動班を編成し、被災住民に対する健康調査及び健康相談を行う。

被災動物の保護に関する都、関係団体等へ協力する。

2) 業務手順

所属職員や他自治体の応援職員等の中から、「防疫班」、「消毒班」、「食品衛生指導班」及び「環境衛生指導班」を編成（又は担当者を配置）して、防疫活動を実施する。

班別役割分担

防疫班

- ・健康調査及び健康相談
- ・震災救援所等の防疫指導、感染症発生状況の把握
- ・感染症予防のための広報及び健康指導
- ・震災救援所におけるトイレ・ごみ保管場所の適正管理

消毒班

- ・患者発生時の消毒(指導)
- ・震災救援所の消毒の実施及び指導

保健活動班

震災編 第2部 施策ごとの具体的計画（災害予防・応急・復旧計画）

第7章 医療救護等対策

第5節 具体的な取組【予防対策・応急対策・復旧対策】

- ・健康・栄養調査及び健康・栄養相談の実施
- ・介護食・栄養補助食品等の特別用途食品を含めた被災者の栄養管理
- ・広報及び健康指導

食品衛生指導班

- ・炊飯所、弁当・給食調理場等の衛生確保
- ・食品集積所の衛生確保
- ・震災救護所の食品衛生指導
- ・その他食品に起因する危害発生の防止
- ・食中毒発生時の対応
- ・震災救護所における食品取扱管理者の設置促進等食品衛生管理体制の確立
- ・食品の衛生確保、日付管理等の徹底
- ・手洗いの励行
- ・調理器具の洗浄殺菌と使い分けの徹底
- ・残飯、廃棄物等の適正処理の徹底
- ・情報提供
- ・殺菌、消毒剤の調整

環境衛生指導班

- ・飲料水の塩素による消毒の確認
- ・区民への消毒薬・簡易残留塩素検出紙の配布
- ・区民への消毒の実施方法及び残留塩素の確認方法の指導
- ・震災救護所の過密状況や衛生状態を調査・確認
- ・震災救護所における室内環境の保持や寝具類の衛生確保のための助言・指導
- ・震災救護所におけるハエや蚊の防除方法についての助言・指導

3) 詳細な取組内容

各班の役割

防疫班

- ・医療救護班・保健活動班等と緊密に連携をとりながら、被災住民の健康調査を行い、感染症患者の早期発見に努め、被災地や震災救護所の感染症発生状況を把握するとともに、必要に応じて感染症予防のための対策を行う。

消毒班

- ・防疫班と緊密に連携をとりながら、患者発生時の消毒(指導)・震災救護所の消毒の実施及び指導を行う。

保健活動班

- ・健康・栄養調査及び健康・栄養相談の実施と並行して、保健所の食品衛生指導班及び環境衛生指

震災編 第2部 施策ごとの具体的計画（災害予防・応急・復旧計画）

第7章 医療救護等対策

第5節 具体的な取組【予防対策・応急対策・復旧対策】

導班等の協力を得て、広報及び健康・栄養指導を行う。

- ・管理栄養士による被災者の栄養状態に応じた特別用途食品（介護食・栄養補助食品等）を含めた栄養管理及び指導を行う。

食品衛生指導班

- ・保健所長の指揮の下に、食品の安全を確保するとともに、都や他自治体と連携して避難住民に対する食品の衛生的な取扱いの指導等を行う。
- ・食品衛生指導班（計4班 食品衛生監視員2名/班で編成）、本庁（食品衛生広域班）：1班、保健所食品衛生地域班：3班

環境衛生指導班

- ・飲用しようとする水が塩素剤等で消毒されているか、確認を行う。それ以後は、住民が自主的に消毒を行えるように環境衛生指導班が住民に消毒薬を配布し、消毒方法及び消毒の確認方法を指導する。

感染症対策

一類・二類感染症など入院対応が必要な感染症が発生した場合や勧告入院中の患者に転院の必要が生じた場合などには、都福祉保健局と都保健所、特別区保健所及び政令市保健所（以下「都区市保健所」という。）が連携して、受入先医療機関の確保及び移送・搬送手段の確保を行う。

都福祉保健局及び都区市保健所は、被災地や震災救援所における感染症の発生状況を把握し、評価・分析した情報を提供するとともに、必要に応じて感染拡大防止に向けた注意喚起を実施する。

区市町村は、インフルエンザや麻しんなどの流行状況等を踏まえ、予防接種を実施する。

都福祉保健局は、インフルエンザや麻しんなどの流行状況等を踏まえ、区市町村に対して（保健所設置市を除く市町村は都保健所を通じて）予防接種の実施に関する指導・調整を行う。

都区市保健所は、震災救援所等において感染症の集団発生が確認された際には、防疫班と連携して疫学調査及び感染拡大防止対策を迅速かつ的確に実施する。

被災動物の保護

被災動物の保護に関して都、関係団体等へ協力する。

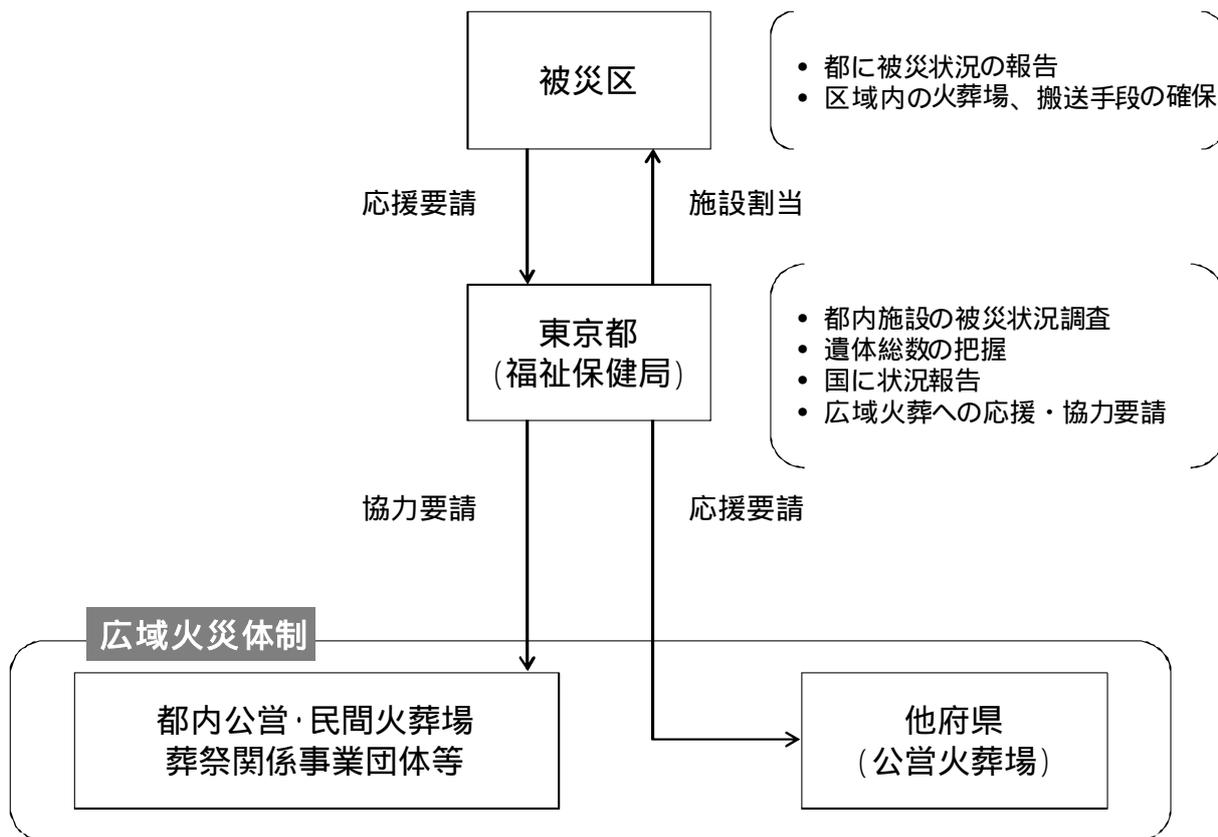
第2 火葬

1) 対策内容と役割分担

遺体の火葬は、必要に応じて、区において、火葬許可証に代わる証明書として「特例許可証」を発行するほか、都は、計画に基づき、広域火葬体制を速やかに整備する。

機関名	活動内容
区	<ul style="list-style-type: none"> ・ 検視・検案を終えた遺体の火葬許可証を発行 ・ 必要に応じて、火葬許可証に代わる証明書として「特例許可証」発行 ・ 火葬場の被災状況を把握するとともに、棺や火葬場を確保 ・ 状況に応じて、都に広域火葬の応援・協力を要請 ・ 都内で広域火葬が実施される場合、都と調整を図り、広域火葬の円滑な実施と住民への広域火葬体制の周知 ・ 都の調整のもと、割り振られた火葬場に、火葬に必要な事項、手順等を確認 ・ 遺体の搬送に必要な車両を確保 ・ 遺体収容所から受入れ火葬場まで遺体搬送のための措置 ・ 必要に応じて遺体輸送手段の確保を都へ要請 ・ 身元不明の遺骨、遺留品の、一時保管
都(福祉保健局)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広域火葬が必要と判断した場合には、「東京都広域火葬実施計画」に基づき、都本部に広域火葬の対策に専従する班を編成し、広域火葬体制を整備 ・ 区からの応援・協力要請に基づき、必要性を検証した上で、広域火葬の実施を決定。速やかに区及び関係団体に周知するとともに、近隣県に今後の応援・協力の必要性を含めて通知 ・ 対応可能な都内の火葬場に対し、応援を要請し、広域火葬の受け入れについての報告を求める。また、都内で対応が困難な場合には近隣県に対し、応援・協力を要請 ・ 各火葬場の受入可能数に応じ、各区に割り振るとともに、当該火葬場及び当該県に対し協力を依頼 ・ 火葬場経営者からの応援要請に基づき、他の区及び近隣県等に火葬要員の派遣を要請 ・ 遺体の搬送について区から要請を受けた場合は、輸送車両等の確保について、関係機関等へ協力要請
都(建設局)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 管理する火葬場（瑞江葬儀所）や都納骨堂での受入れを実施 ・ 火葬体制の整備にあたり、施設を管理している立場から、関係機関に対して助言、協力

2) 業務手続き



3) 詳細な取組内容

災害時に多数の死亡者が発生した場合、通常の火葬許可書の発行体制では事務の混乱が予想され、遺体の迅速かつ的確な処理に支障を来し、公衆衛生上の問題が発生する可能性が高い。

このため、区は、遺体収容所等において、火葬許可書の迅速な発行に努めるとともに、災害時に多数の死亡者が発生した場合に備え、遺体の安置、保存及び搬送体制など遺体を速やかに火葬に付す体制を確立する。また、必要に応じて火葬許可証に代わる証明書として「特例許可証」発行する。

災害発生時においては、速やかに区内の死者数を把握するとともに、近隣の火葬場の被災状況を把握のうえ火葬を行う。区の対応のみでは施設が足りない場合は、都に対し広域火葬の応援・協力を要請する。なお、都が広域火葬が必要であると判断し、「東京都広域火葬実施計画」(平成 11 年 3 月)に基づき、災害規模等に応じた広域火葬が実施された場合、区は、都と調整を図り、広域火葬の円滑な実施に努める。

火葬の要件

対象となる者は、災害時に死亡した者であること。災害時に死亡した者であれば、直接災害により死亡した者に限らない。

災害のため、通常の火葬を行うことが困難であること。

火葬の方法

区は、「災害遺体搬送票」を作成のうえ、遺体を指定された火葬場に搬送する。火葬に付した後、

震災編 第2部 施策ごとの具体的計画（災害予防・応急・復旧計画）

第7章 医療救護等対策

第5節 具体的な取組【予防対策・応急対策・復旧対策】

遺骨等を遺族に引き渡す。【別冊・資料111】

- ・遺留品及び遺骨に「遺留品処理票」・「遺骨処理票」を付し、一時保管する。【別冊・資料109、112】
- ・家族その他から遺骨及び遺留品の引き取り希望があったときは、「遺骨及び遺留品処理票」を整理の上、引き渡す。

身元不明遺骨の取扱い

区は、身元不明遺体の遺骨を遺留品とともに一時保管し、1年以内に引取人が判明しない場合は、身元不明者扱いとして、都営納骨堂その他別に定める場所に移管する。

警察署は、区と協力して身元不明遺体の遺骨の引取人を調査する。

必要な帳票等の整備

区は、次の書類・帳票等を整備し保存する。

- ・救助実施記録日計票
- ・火葬台帳
- ・火葬費支出関係証拠書類

図表：最寄りの火葬場一覧

区分	名称	所在地	電話
民 営	堀ノ内斎場	杉並区梅里1 - 2 - 27	3311-2324
”	落合斎場	新宿区上落合3 - 34 - 12	3361-4042
”	代々幡斎場	渋谷区西原2 - 42 - 1	3466-1006

震災編 第2部 施策ごとの具体的計画（災害予防・応急・復旧計画）
第7章 医療救護等対策
第5節 具体的な取組【予防対策・応急対策・復旧対策】

第8章 帰宅困難者対策

第8章 帰宅困難者対策

第1節 現在の到達状況

- 都は、国とともに首都直下地震帰宅困難者等対策協議会を設置し、最終報告及びガイドラインを策定
- 首都直下地震帰宅困難者等対策協議会において、「一斉帰宅抑制の基本方針」を策定
- 都は東京都帰宅困難者対策条例を制定
- 荻窪駅前滞留者対策協議会を設置
- 帰宅困難者・駅前滞留者・区内通過者対策として、非常食を確保

第2節 課題

- 「東京都帰宅困難者対策条例」について、区民、事業者等においても周知徹底を図り、従業員等の施設内待機に係る計画の作成や3日間の水・食料等の備蓄を行うことが必要
- 行政と民間が連携して帰宅困難者に対する情報提供に向けた体制の整備や、帰宅困難者に対する情報提供に向けた仕組みの整備が必要
- 一時滞在施設の確保、備蓄の充実が必要
- 代替交通機関による帰宅困難者の搬送体制や、徒歩帰宅者をサポートする災害時帰宅支援ステーション等の支援体制の充実が必要

第3節 対策の方向性

- 東京都帰宅困難者対策条例で規定した内容を実施するための計画を策定の上、条例の内容を、区民及び事業者に周知
- 区、都、国、事業者等の連携による、帰宅困難者に対する安否確認や情報提供のための基盤を整備
- 帰宅困難者のうち、帰宅が可能となるまで待機する場所がない者を一時的に受入れる施設（一時滞在施設）や災害時要援護者の受け入れが可能な一時滞在施設の確保
- 帰宅支援のための代替輸送手段や、災害時帰宅支援ステーションの更なる充実、地域での取組の推進

第4節 到達目標

- 事業所における帰宅困難者対策の強化
- 一時滞在施設の量的拡大
- 災害時帰宅支援ステーションの充実
- 代替輸送手段の確保

第5節 具体的な取組

地震前の行動（予防対策）

東京都帰宅困難者対策条例の周知徹底
(第2部第8章 P.296)

帰宅困難者への情報通信体制整備
(第2部第8章 P.302)

一時滞在施設の確保
(第2部第8章 P.302)

徒歩帰宅支援の体制整備
(第2部第8章 P.307)

地震直後の行動（応急対策） 発災後72時間以内

駅周辺での混乱防止
(第2部第8章 P.309)

集客施設及び駅等における利用者保護
(第2部第8章 P.310)

一時滞在施設の開設・帰宅困難者の受け入れ
(第2部第8章 P.312)

事業所等における帰宅困難者対策
(第2部第8章 P.314)

地震後の行動（復旧対策） 発災後1週間目途

徒歩帰宅者の代替輸送
(第2部第8章 P.317)

徒歩帰宅者の支援
(第2部第8章 P.319)

第8章 帰宅困難者対策

第1節 現在の到達状況

第1 首都直下地震帰宅困難者等対策協議会

都は、国とともに東日本大震災の教訓を踏まえ、首都圏自治体、鉄道・通信事業者、民間団体等からなる首都直下地震帰宅困難者等対策協議会を、平成23年9月に設置し、平成24年9月に最終報告及びガイドラインを取りまとめた。

帰宅困難者の推計

東京都防災会議が平成24年4月に公表した「首都直下地震等による東京の被害想定」によると、震度5強の地震が発生した場合には鉄道等のほとんどの交通機関が停止する。そのため、想定しているいずれの地震規模でも、冬の平日18時に地震が発生した場合、都内滞留者（約1,387万人）のうち約471万人（約34%）が帰宅困難者になり、これと東京都市圏外からの流入者を合わせると、都内の帰宅困難者は約517万人発生するとしている。杉並区においては、92,357人の帰宅困難者が発生すると想定されている。また、都心区において発生した帰宅困難者が他の区市町村等への帰宅のため区内の幹線道路を中心に通過することも予測される。

第2 一斉帰宅抑制の基本方針の策定

首都直下地震帰宅困難者等対策協議会において、平成23年11月に、個人や事業所、行政機関が取組むべき基本的事項を定めた「一斉帰宅抑制の基本方針」を策定した。

第3 東京都帰宅困難者対策条例の制定

都は、首都直下地震の切迫性に加え、帰宅困難者対策に対する区民の関心が高いこの機を捉え、行政、事業者、区民等のそれぞれの役割に応じた帰宅困難者対策への取組みを明文化した東京都帰宅困難者対策条例（平成24年東京都条例第17号）を制定した。

第4 東日本大震災時の対応

東日本大震災時には、都内で、都・国・区市町村及び民間事業者による1,030施設で、94,001人の帰宅困難者を受け入れた。

東京地下鉄（株）は、安全確認がとれるまで、列車の運行を見合わせ、その間、駅に滞留する帰宅困難者を駅構内広場スペースに開放した。また、運行が再開されると終夜運転を行い、鉄道の使命を果たした。

第5 支援ステーションの整備

東京都は安全確保後の帰宅支援のため、災害時帰宅支援ステーションを8,942箇所確保した。（平

震災編 第2部 施策ごとの具体的計画（災害予防・応急・復旧計画）

第8章 帰宅困難者対策

第1節 現在の到達状況

成24年8月31日現在）

第6 荻窪駅前滞留者対策協議会の設置

鉄道事業者、駅周辺の事業者及び防災関係機関等が構成団体となり、平成25年7月に荻窪駅前滞留者対策協議会を設置した。

第7 帰宅困難者用備蓄の配備

区は、帰宅困難者用の備蓄として、クラッカー114,000食を震災救援所に備蓄した。また、駅前滞留者及び区内通過者対策として、クラッカー4,900食を備蓄した。

震災編 第2部 施策ごとの具体的計画（災害予防・応急・復旧計画）
第8章 帰宅困難者対策
第2節 課題
第2節 課題

【被害想定（東京湾北部地震）】

被害項目	想定される被害
帰宅困難者数	最大 92,357人

第1 東京都帰宅困難者対策条例の周知徹底における課題

「東京都帰宅困難者対策条例」について、区民、事業者等においても周知徹底を図り、従業員等の施設内待機に係る計画の作成や3日間の水・食料等の備蓄を行うことが必要である。

第2 帰宅困難者への情報通信体制整備に関する課題

東日本大震災では、通信事業者の安否確認に関するツールは十分に活用されたとは言い難く、行政と民間が連携して帰宅困難者に対する情報提供に向けた体制を整備する必要がある。

東日本大震災では、都や区は、公共交通機関との連携が十分取れていたとは言い難く、インターネットや掲示板等のアナログ媒体を活用し、帰宅困難者に対する情報提供に向けた仕組みを整備する必要がある。

第3 一時滞在施設に関する課題

東京都の被害想定では、行き場のない帰宅困難者が多数発生すると想定されており、一時滞在施設の確保、備蓄の充実が必要である。

第4 帰宅支援に関する課題

安全が確認された後の、代替交通機関による帰宅困難者の搬送体制や、徒歩帰宅者をサポートする災害時帰宅支援ステーション等の支援体制の充実が必要である。

第1 東京都帰宅困難者対策条例の周知徹底

東京都帰宅困難者対策条例で規定した内容を実施するための計画を策定の上、条例の内容を、区民及び事業者等に周知していく。（従業員の帰宅抑制、3日分の水・食料等の備蓄、駅・大規模集客施設の利用者保護、学校等における児童・生徒等の安全確保など）

第2 情報通信基盤の整備

区、都、国、事業者等の連携による、帰宅困難者に対する安否確認や情報提供のための基盤を整備する。

第3 一時滞在施設の確保

駅周辺の滞留者や路上等の屋外で被災した帰宅困難者のうち、帰宅が可能となるまで待機する場所がない者を一時的に受入れる施設（一時滞在施設）の確保に努める。また、災害時要援護者の受け入れが可能な一時滞在施設の確保にも努める。

第4 帰宅支援のための対策

帰宅支援のための代替輸送手段や、災害時帰宅支援ステーションの更なる充実、地域での取組の推進を目指す。

震災編 第2部 施策ごとの具体的計画（災害予防・応急・復旧計画）

第8章 帰宅困難者対策

第4節 到達目標

第4節 到達目標

第1 事業所における帰宅困難者対策の強化

東京都帰宅困難者対策条例に基づき、区内の事業所は、従業員等の施設内待機のための計画を策定し、従業員等への周知や3日分の備蓄の確保などの取組みを行う。

第2 一時滞在施設の量的拡大

企業や学校等に所属していない行き場のない帰宅困難者を待機させるため、一時滞在施設を確保する。

第3 災害時帰宅支援ステーションの充実

混乱收拾後に徒歩帰宅する帰宅困難者を支援するため、災害時帰宅支援ステーションの充実を図る。

第4 代替輸送手段の確保

徒歩帰宅が困難な災害時要援護者を優先的に搬送するため、バス等の代替輸送手段を確保する。

第5節 具体的な取組 【予防対策】

1 東京都帰宅困難者対策条例の周知徹底	3 一時滞在施設の確保
2 帰宅困難者への情報通信体制整備	4 徒歩帰宅支援の体制整備

第1 東京都帰宅困難者対策条例の周知徹底

1) 対策内容と役割分担

首都直下型地震等への備えを万全とするためには、「自助」、「協助」、「公助」による総合的な対応が不可欠である。帰宅困難者等の発生による混乱を防止するための一斉帰宅の抑制などの条例の内容を周知徹底する必要がある。

機 関 名	対 策 内 容
区	<ul style="list-style-type: none"> ・東京都帰宅困難者対策条例、東京都帰宅困難者対策実施計画の区民・事業者への周知 ・駅前滞留者対策協議会による対策強化 ・駅周辺の滞留者の一時滞在場所となる誘導先を確保 ・都市開発の機会を捉え、従業員用の防災品備蓄倉庫等の整備を促進
学校等	<ul style="list-style-type: none"> ・学校危機管理マニュアル等に基づく児童・生徒の安全確保、保護者等との連絡体制の整備
警察署	<ul style="list-style-type: none"> ・駅前滞留者対策協議会等に対して必要な助言を行う。 ・駅前滞留者対策協議会等と連携した訓練の実施
消防署	<ul style="list-style-type: none"> ・駅前滞留者対策協議会等に対して指導助言を行う。
商工会議所等	<ul style="list-style-type: none"> ・企業備蓄の啓発 ・団体及び会員企業向け対策の実施 ・地域住民と会員企業との連携・協力に関する啓発、連携協力体制の整備
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・企業等における従業員等の一斉帰宅の抑制のための施設内における体制整備や必要な備蓄の確保 ・外部の帰宅困難者を受け入れるため10%程度余分の備蓄を検討
荻窪駅前滞留者対策協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・行動ルールに基づいた滞留者対策の実施 ・帰宅困難者の発生を想定した訓練の実施 ・駅周辺の事業者や地域住民への周知や対策の浸透
集客施設及び駅の事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・集客施設及び駅における利用者保護のための施設内における体制整備や必要な備蓄の確保 ・集客施設及び駅における利用者保護計画の策定と従業員等への理解の促進
区民	<ul style="list-style-type: none"> ・外出時の発災に備えた必要な準備

震災編 第2部 施策ごとの具体的計画（災害予防・応急・復旧計画）

第8章 帰宅困難者対策

第5節 具体的な取組【予防対策・応急対策・復旧対策】

2) 詳細な取組内容

東京都帰宅困難者対策条例の周知

区及び都は、区民や事業者、そして行政機関が取り組むべき基本的事項について定めた、東京都帰宅困難者対策条例等について、ホームページ、パンフレットの配布等により普及啓発を図る。

都市開発の機会を捉え、大規模な新規の民間建築物に対して、従業員用の防災品備蓄倉庫等の整備を促進する。

【東京都帰宅困難者対策条例の概要】

- ・企業等従業員の施設内待機の努力義務化
- ・企業等従業員の3日分の備蓄（飲料水、食料等）の努力義務化
- ・駅、大規模な集客施設等の利用者保護の努力義務化
- ・学校等における児童・生徒等の安全確保の努力義務化
- ・官民による安否確認と災害関連情報提供のための体制整備等
- ・一時滞在施設の確保に向けた都、国、区市町村、民間事業者との連携協力
- ・帰宅支援（災害時帰宅支援ステーションの確保に向けた連携協力等）

事業者における従業員等の一斉帰宅の抑制のための施設内における体制整備や必要な備蓄の確保
事業者は事業所防災計画等において、従業員等の施設内待機に係る計画を定めておく。その際、他の企業等との連携、行政機関との連携、地域における帰宅困難者等対策の取組への参加等についても可能な範囲において計画に明記する。テナントビルの場合や入居者が複数存在する複合ビルの場合、企業等はビルの施設管理者や他の入居者と連携し、建物ごとの個別の事情に応じて、あらかじめ役割分担を決める。

従業員等が企業等の施設内に一定期間待機するためには、必要な水、食料、毛布、簡易トイレ、衛生用品（トイレットペーパー等）、燃料（非常用発電機のための燃料）等をあらかじめ備蓄しておく必要がある。その際、備蓄品の配布が円滑にできるよう、備蓄場所についても考慮する。発災後3日間は、救出・救護活動を優先する必要があるため、従業員等の一斉帰宅が救出・救護活動が妨げとならないよう、発災後3日間は、事業者が従業員等を施設内に待機させる必要がある。このことから、備蓄量の目安は3日分となる。ただし、以下の点について留意する必要がある。

- ・事業者は、震災の影響の長期化に備え、3日以上以上の備蓄についても検討していく。
- ・事業者は、3日分の備蓄を行う場合についても、共助の観点から、外部の帰宅困難者（来社中の顧客・取引先や発災時に建物内にいなかった帰宅困難者など）のために、例えば、10%程度の量を余分に備蓄することも検討していく。備蓄の考え方は、下記の「一斉帰宅抑制における従業員等の備蓄の考え方について」のとおりとする。

1 対象となる企業等

国、都、区、全ての事業者

2 対象となる従業員等

雇用の形態（正規、非正規）を問わず、事業所内で勤務する全従業員

3 3日分の備蓄量の目安

（1）水については、1人あたり1日3リットル、計9リットルとする。

（2）主食については、1人あたり1日3食、計9食とする。

（3）毛布については、1人あたり1枚とする。

（4）その他の品目については、物資ごとに必要量を算定する。

4 備蓄品目の例示

（1）水：ペットボトル入り飲料水

（2）主食：アルファ米、クラッカー、乾パン

水や食料の選択にあたっては、賞味期限に留意する必要がある。

（3）その他の物資（特に必要性が高いもの）

毛布、簡易トイレ、敷物（ビニールシート等）、携帯ラジオ、懐中電灯、乾電池、救急医療薬品類

（備考）

1 上記品目に加えて、事業継続等の要素も加味して、企業ごとに必要な備蓄品を検討していくことが望ましい。（例）非常用発電機、燃料、工具類、調理器具（携帯用ガスコンロ、鍋等）、副食（缶詰等）、ヘルメット、軍手、自転車、地図

2 企業等だけでなく、従業員自らも備蓄に努める。

（例）非常用食品、ペットボトル入り飲料水、運動靴、常備薬、携帯電話用電源

事業者は、施設内に従業員等が留まれるよう、日頃から耐震診断・耐震改修やオフィスの家具類の転倒・落下・移動防止措置、事務所内のガラス飛散防止措置等に努める。

災害発生時の建物内の点検箇所をあらかじめ定めるとともに、安全点検のためのチェックリストを作成する。また、停電時の対応も含め、建物及び在館者（発災時建物内にいた従業員等及び従業員等以外の来所者）の安全確保の方針について、事業所防災計画等で具体的な内容をあらかじめ定めしておく。なお、高層ビルについては、高層階で大きな揺れの影響を受ける長周期地震動への対策を講じておく。

事業者は、発災時における従業員等との連絡の手段・手順をあらかじめ定めるとともに、従業員等が安心して施設内に待機できるよう、家族等との安全確認手段を従業員等へ周知する必要がある。

震災編 第2部 施策ごとの具体的計画（災害予防・応急・復旧計画）

第8章 帰宅困難者対策

第5節 具体的な取組【予防対策・応急対策・復旧対策】

ア) 外出する従業員等の所在確認

従業員等は、訪問先の事前連絡、訪問先変更の連絡を行うことなどにより発災時に企業等が、従業員等の所在を把握できるような対応に努める。

また、被災した場所から会社もしくは自宅の距離に応じて従業員の取るべき対応を検討しておくことが望ましい。

イ) 安否確認手段

安否確認については、電話の輻輳や停電等の被害を想定し、それぞれの通信手段網の特性を踏まえて複数の手段を使うことが望ましい。

- ・固定及び携帯電話の音声ネットワークを利用するもの

（例）災害用伝言ダイヤル 171

- ・固定及び携帯電話のパケット通信ネットワークを利用するもの

（例）災害用伝言板、web171、災害用音声お届けサービス、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）、IP 電話等

事業者は、従業員等に対し家族等との安否確認の訓練を行うように努める。

（例）毎月1日・15日は、災害用伝言版サービスの体験利用が可能であることを、社内報等を活用し従業員へ周知する。

ウ) 帰宅ルールの設定

- ・帰宅時間が集中しないための対応

日頃から、従業員等の居住地、家族の事情などの把握に努め、帰宅者の順序をあらかじめ定めておく。この際には、帰宅する方面に応じて順序を考慮することも検討する。

- ・帰宅状況の把握

従業員等が安全に帰宅したことをメール等の方法により確認する。また、従業員等を班編成し、帰宅させる場合には、その班ごとにあらかじめ連絡要員を指定し、定期的に企業等と所在確認することなども検討する。

事業者は地震を想定して自衛消防訓練等を定期的実施する際に、併せて施設内待機に関する手順等についても確認し、必要な場合は改善を行う。

事業者は、年1回以上の訓練を定期的に行い、当該訓練の結果について検証するとともに、必要に応じて施設内待機に係る計画等に反映させる。

商工会議所等は、ポスター・パンフレット等の配布や講習会等の開催及び企業備蓄の啓発等を行う。また、都や区、地域と連携し、団体及び会員企業向け対策を実施する。地域住民と会員企業との連携・協力について、会員企業に対し、啓発を行うとともに、団体において連携協力体制を整備する。

震災編 第2部 施策ごとの具体的計画（災害予防・応急・復旧計画）

第8章 帰宅困難者対策

第5節 具体的な取組【予防対策・応急対策・復旧対策】

荻窪駅前滞留者対策協議会による滞留者対策

鉄道事業者、駅周辺の事業者及び防災関係機関等が構成団体となり、平成25年7月に 荻窪駅前滞留者対策協議会を設置した。

【荻窪駅前滞留者対策協議会の主な所掌事務】

- ・ 滞留者の誘導方法と役割分担
- ・ 情報提供方法と情報収集
- ・ 誘導場所の選定
- ・ 誘導計画、マニュアルの策定
- ・ 荻窪駅前滞留者対策訓練の実施

災害時における荻窪駅周辺の滞留を防止するための情報の収集・提供及び安全な場所に向かって誘導するためのルールに基づいて、協議会の構成団体が協力して駅前滞留者対策を推進する。

荻窪駅前滞留者対策協議会では、首都直下地震発生時の駅周辺の滞留者の安全確保と混乱防止に向けた「地域の行動ルール」を策定する。基本となる「地域の行動ルール」は以下のとおりである。

【地域の行動ルール】

- ・ 組織は組織で対応する（自助）
地域内の事業所、施設、学校等は、自らの所属する他組織単位ごとに、従業員、来所者、学生等に対する取組みを行う。
- ・ 地域が連携して対応する（共助）
駅前滞留者対策協議会が中心となり、地域の事業者等が連携し取組みを行う。
- ・ 公的機関は地域をサポートする（公助）
区が中心となって、都、国が連携・協力して、地域の対応を支援する。

区と荻窪駅前滞留者対策協議会等が中心となり、帰宅困難者の発生を想定した訓練を実施する。帰宅困難者対策マニュアルを策定し、駅周辺事業者や地域住民への周知や対策の浸透に努める。

集客施設及び駅等の利用者保護

事業者は、利用者の保護に係る計画を策定し、あらかじめ事業所防災計画や事業継続計画（BCP）等の計画に反映させておく。その際、可能であれば、他の企業等との連携、行政機関との連携、地域における帰宅困難者等対策の取組みへの参加等についても可能な範囲で計画に明記する。テナントビルの場合や事業者が存在する複合ビルの場合、事業者は、ビルの施設管理者や他の事業者と連携し、建物等の個別の事情に応じて、あらかじめ役割分担を取り決める。事業者は、冊子等（電子媒体を含む）により、利用者保護に係る計画を従業員等に周知し、理解の促進を図る。また、事業者は、計画を必要な箇所に配備するなどして、発災直後から利用できるよう体制の整備に努める。

事業者は、利用者の安全確保のため、発災直後の施設内待機や安全な場所への誘導や案内手順について、あらかじめ検討しておく。この際、必要と考えられる備蓄品の確保や必要とする人への提供方法、災害時要援護者（高齢者、障害者、乳幼児、妊婦、外国人、通学の小中学生等）や急病人への対応等の具体的な内容についても検討しておく。

震災編 第2部 施策ごとの具体的計画（災害予防・応急・復旧計画）
第8章 帰宅困難者対策
第5節 具体的な取組【予防対策・応急対策・復旧対策】

・高齢者、障害者、乳幼児、妊婦、通学の小中学生への対応

事業者は、施設の特性や状況に応じ、必要となる物資を検討してあらかじめ備えておくこととする。例えば、車椅子や救護用担架、段差解消板等を備えておく。また、可能な限り優先的に待機スペースや物資が提供されるように配慮する。

・外国人への対応

誘導の案内や情報提供などについて配慮する。例えば、英語、中国語等の誘導案内板による対応を検討する。

事業者は、日頃から耐震診断・耐震改修や家具類の転倒・落下・移動防止対策、施設内のガラス飛散防止対策等に努める。なお、高層ビルについては、高層階で大きな揺れの影響を受ける長周期地震動への対策を講じておく。

事業者が管理する施設に隣接して、道路や通路、広場など、自治体等が管理所有する施設がある場合は、これらの管理者と連携し、案内又は誘導に必要な経路の確保や経路上の被災時の安全確保等について確認するなど、状況に応じた施設の安全確保に努める。具体的な対象施設として、駅及び駅に接続する自治体管理の自由通路などが考えられる。

事業者は、施設の安全点検のためのチェックリストを作成する。その際、事業者は、利用者が待機するための施設内の安全な待機場所リストもあらかじめ計画しておく。

各事業者は、一時滞在施設の開設が遅れることも視野に入れ、施設の特性や事情に応じて、当該施設において利用者の保護に必要な水や毛布等を備えておくことが望ましい。

各事業者は、建物所有者、施設管理者、テナント事業者等と相互に協力し、年1回以上の訓練を通じて、利用者保護の手順等について確認し、必要な場合は改善を行う。

学校等における児童・生徒等の安全確保

学校等は、学校危機管理マニュアル等に基づき、保護者等との連絡体制を平時より整備するとともに、発災時には、児童・生徒等の学校施設等内又は他の安全な場所での待機、その他、児童・生徒等の安全確保のために必要な措置を行う。

学校、学童保育室、保育園、幼稚園等は、児童・生徒等の帰宅が困難な場合に備えて、水、食料等を備蓄する。

区民における準備

外出時の災害に備え、家族その他の緊急連絡を要する者との連絡手段の確保、待機又は避難する場所、徒歩による帰宅経路の確認、歩きやすい靴等、その他必要な準備をする。

震災編 第2部 施策ごとの具体的計画（災害予防・応急・復旧計画）

第8章 帰宅困難者対策

第5節 具体的な取組【予防対策・応急対策・復旧対策】

第2 帰宅困難者への情報通信体制整備

1) 対策内容と役割分担

機関名	対策内容
区	・事業者及び帰宅困難者が情報提供を受けられる体制整備及び情報提供ツールの周知
警察署	・適切な情報連絡や安全な避難誘導の指示を伝えるための広報用資器材の準備
通信事業者	・事業者及び帰宅困難者が情報提供を受けられる体制の整備 ・災害用伝言ダイヤル、災害伝言板等の普及啓発、防災訓練等における利用実験の実施

2) 詳細な取組内容

区及び都は、震災時の帰宅困難者等に対する安否の確認及び災害関連情報等の提供を行うため、通信事業者と連携して、情報通信基盤の整備及び災害関連情報等を提供するための体制を構築する。

通信事業者は、あらかじめ行政機関や報道機関と連携協力して、事業者及び帰宅困難者が必要な情報を得られる仕組みを構築しておく。また、災害用伝言ダイヤル、災害伝言板等の普及啓発に努めるとともに、防災訓練等においてパンフレットの配布及び利用実験を実施する。

第3 一時滞在施設

1) 対策内容と役割分担

駅周辺の滞留者や路上等の屋外で被災した外出者などは、帰宅が可能になるまでの間に待機する場所がない場合が多い。そのため、このような帰宅困難者を一時的に受入れる施設（一時滞在施設）を確保する。

機関名	対策内容
区	・所管する施設を一時滞在施設として指定することを検討、指定後は区民・事業者等に周知するとともに、事業者に対して協力を働きかける。 ・地元の事業者との間で、一時滞在施設の提供に関する協定を締結するよう努める。
都	・都立施設及び関係機関の施設を一時滞在施設として指定し、周知する。 ・国、区、事業者に対して、一時滞在施設の確保について協力を求める。 ・都の一時滞在施設の確保に関する計画を定める。
事業者団体	・加盟事業者に対して、一時滞在施設確保の協力を依頼
事業者 学校等	・事業所建物や事業所周辺の被災状況を確認の上、従業員等の安全を確保するため、従業員等を一定期間事業所内に留めておくよう努める。 ・帰宅困難者の受入れにできる限り協力する。

一時滞在施設となる施設	・行政機関と連携して、帰宅困難者の受入れをするための体制を整備
-------------	---------------------------------

2) 詳細な取組内容

区は、所管する施設で受入れが可能なものを一時滞在施設として指定することを検討し、指定後は区民・事業者にも周知する。

「一時滞在施設の確保及び運営のガイドライン」における一時滞在施設の考え方

(1) 背景

首都直下地震発生時において、駅周辺の滞留者や路上等の屋外で被災した外出者等は、帰宅が可能となるまでの間に待機する場所がないことが想定されている。そのため、このような帰宅困難者等を一時的に受入れるための一時滞在施設をできるだけ多く確保するとともに、災害時における運営方法をあらかじめ明確にしていく必要がある。

(2) 用語の定義

ア 帰宅困難者

地震発生時外出している者のうち、近距離徒歩帰宅者（近距離を徒歩で帰宅する人）を除いた帰宅断念者（自宅が遠距離にあること等により帰宅できない人）と遠距離徒歩帰宅者（遠距離を徒歩で帰宅する人）

イ 一時滞在施設

帰宅が可能になるまで待機する場所がない帰宅困難者を一時的に受入れる施設

ウ 災害時帰宅支援ステーション

災害時、救急・救助活動が落ち着いて後に帰宅困難者の徒歩帰宅を支援するため、水道水、トイレ、地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た通行可能な道路に関する情報等を提供する施設

エ 避難所（災害救助法（昭和22年法律第118号）第22条1項）

地震等による家屋の倒壊、焼失等で被害を受けた者又は現に被害を受けるおそれのある者を一時的に受入れ、保護するため区が開設するの施設

オ 施設管理者

一時滞在施設として提供する施設を所有・管理する事業者等

カ 施設滞在者

一時滞在施設内に滞在している帰宅困難者等

(3) 対象施設

一時滞在施設の対象となる施設は、帰宅困難者等を一時的に受け入れることについて、区や都の指定を受けるか、協定を締結した施設とする。

例えば、集会場、庁舎やオフィスビルのエントランスホール、ホテルの宴会場、学校等が想定される。

一時滞在施設として使用する施設については、当該施設が発災時において担うべき役割、立地条件や施設ごとの特徴を踏まえるとともに、施設の安全性の観点から、昭和56年の新耐震基準を満たした建物（耐震改修により同基準を満たした建物を含む。）であることが必要である。

（４）開設基準

ア 一時滞在施設は、受け入れた帰宅困難者が安全に帰宅開始できるまで、最長で発災後 3 日間の運営を標準とする。

イ 帰宅困難者の受入れは、床面積あたり 3.3 m²につき 2 人の収容を目安とする。

（５）施設管理者の役割

施設管理者は、災害発生時の状況に応じて、可能な範囲で以下の支援を行う。

また、必要に応じて受入者へ施設運営の協力を要請する。

ア 施設の安全を確認した後、帰宅困難者を速やかに受入れる。

イ 水や食料、毛布などの支援物資を配布する。

ウ トイレやごみの処理などの施設の衛生管理を行う。

エ 周辺の被害状況や道路、鉄道の運行状況などの情報収集及び受入れ者に対する情報提供を行う。

（６）災害時要援護者への対応

施設管理者は、区や関係機関とも連携し、災害時要援護者に特に配慮する。

ア 高齢者、障害者、乳幼児、妊婦、通学の小中学生等

待機スペースの一部を優先スペースにすることや具体的な避難誘導方法を検討する。あわせて、障害者については必要な支援や配慮を受けるためのヘルプカードの活用やユニバーサルデザインの掲示物の活用などが考えられ、今後、関係機関とも連携しながら検討する。

イ 外国人

誘導の案内や情報提供などについて配慮する。例えば、英語、中国語等の誘導案内板による対応なども実施する

区が所有・管理する施設を一時滞在施設として指定する。地域の事業者等に協力を求め、必要に応じて、大規模集客施設(ホール、映画館、学校等)や民間施設について、一時滞在施設の提供に関する協定を締結するように努める。

事業者や学校等は、区や都の要請に応じて、管理する施設を一時滞在施設として提供することを検討し、受入れ可能な場合は、区と協定を締結する。事業者団体は、加盟事業者に対して、それぞれが管理する施設を一時滞在施設として提供することについて協力依頼を行う。

一時滞在施設として確保した施設の名称や所在地等は、原則として公表する。民間施設等で施設管理者側が非公表を希望した場合でも、発災時は公表を前提とし、発災時は、地域における施設への誘導方法などと整合性を図ることにより開示する。あわせて、行政機関や駅前滞留者対策協議会等の関係機関において情報共有する。

平常時

(1) 運営計画の作成

施設管理者は、帰宅困難者等の受入に係る運営計画又は防災計画をあらかじめ作成しておく。その際、可能であれば、他の一時滞在施設等との連携、行政機関との連携、地域における帰宅困難者対策の取組みへの参加等についても運営計画又は防災計画に明記する。

施設管理者は、運営計画又は防災計画を冊子等にまとめ、自らの従業員等に周知する。テナントビルの場合や事業者が複数存在する複合ビルの場合、施設管理者は他の事業者等と連携し、建物ごとの個別の事情に応じて、あらかじめ役割分担を取り決める。

(2) 運営体制の取決め

施設管理者は、一時滞在施設が発災時に機能するよう、運営体制に係る次の点を運営計画又は防災計画に定めておくことが必要である。

ア 施設内における受入場所

イ 受入定員

約3.3㎡あたり2人を目安とする。ただし、実際の定員の算出にあたっては、施設の状態や特性を考慮する。また、通路として使用する部分等についても考慮する。

ウ 運営要員の確保

- ・施設管理者は、一時滞在施設の運営に係る要員の確保に努める。
- ・施設滞在者による運営補助やボランティア活用等も検討する。

エ 関係機関との連絡の手順

施設管理者は、一時滞在施設の円滑な運営を図るため、行政機関や関係機関、地元の駅前滞留者対策協議会等への連絡手段の確保についてあらかじめ定めておく。

オ 一時滞在施設の受入者への情報提供の手順

カ 備蓄品の配布手順

キ 災害時要援護者への対応

ク セキュリティ・警備体制の構築

施設管理者は、施設内・事業所内にある商品・物品や重要情報を適切に管理する体制の整備を行う。また、帰宅困難者を受け入れた際のトラブル防止（盗難等）の体制の整備もあわせて行う。

(3) 受入れのための環境整備

ア 平時からの施設の安全確保

一時滞在施設として確保された施設については、災害時に帰宅困難者等を受入れられるよう日頃からオフィス家具類の転倒・落下・移動防止対策、事務所内ガラス飛散防止対策等に努める。また、災害発生時の建物内の点検箇所をあらかじめ定めておくとともに、安全点検のためのチェックリストを作成する。

イ 記録・帳票の整備

施設管理者は、事後に災害救助法による費用の支弁を区に求めることを考慮し、書類・帳票等を一時滞在施設に整備し、保存しておくことが望ましい。具体的な書類・帳票等については区や事業者の実情を踏まえて作成する。以下に必要と考えられる書類・帳票等を例示する。

- ・受入者名簿
- ・受入記録日計表
- ・物品受払簿
- ・一時滞在施設運営及び収容状況記録票
- ・一時滞在施設設置に要した物品受払証拠書類

ウ 情報入手手段及び帰宅困難者への情報提供体制の準備

- ・施設には、テレビ、ラジオ、インターネットと接続したパソコンを備えておく。
- ・入手した情報を帰宅困難者に提供できるよう、ホワイトボード等の掲示板や周辺の地図を準備しておくとともに、可能であれば、館内放送等で伝達する。

エ 安否確認のための体制整備（特設公衆電話、Wi-Fi など）

- ・帰宅困難者が家族等と安否確認を行えるよう、特設公衆電話やWi-Fi等の通信手段を整備しておくことが望ましい。
- ・災害用伝言板サービス等の使い方を説明できる体制を整えておくことが望ましい。

オ 備蓄品、非常用電源設備等の確保

- ・施設管理者は、受入れた帰宅困難者等が発災後概ね3日間留まれるよう、必要な水、食料、毛布等の物資の備蓄に努める。
- ・施設管理者は、施設内に必要な物資の備蓄が困難な場合においては、災害時の備蓄手段及び輸送手段等の確保に努めるものとする。
- ・非常用電源設備や電池等の確保を行うなど、可能な範囲で災害時の停電時等に備えておくことが望ましい。

カ 防災関係者連絡体制の整備

- ・施設管理者は、災害時の都県及び区市町村の連絡先を把握するほか、近隣の警察、消防及び他の一時滞在施設等の防災関係者連絡先一覧を事前に作成し、配備する。

（4）訓練等における定期的な手順の確認

施設管理者は、地震を想定した自衛消防訓練等にあわせて、一時滞在施設の開設に関する訓練を年1回以上定期的実施し、帰宅困難者等の受入れの手順等について確認し、必要な場合は手順の改善を行う。また、施設管理者は当該訓練の結果について検証し、必要に応じて計画等に反映させる。

一時滞在施設の確保・運営にあたっての行政の支援策は以下のとおりである。

一時滞在施設に関する普及啓発

区及び都は、住民に対して一時滞在施設の役割や利用方法、所在地について普及啓発に努める。また、一時滞在施設を利用する際には、施設の運営に可能な範囲で協力するとともに、施設管理者が責任を負えない場合もあるといった留意事項についても併せて普及啓発に努める。

震災編 第2部 施策ごとの具体的計画（災害予防・応急・復旧計画）

第8章 帰宅困難者対策

第5節 具体的な取組【予防対策・応急対策・復旧対策】

防災関係機関への周知

区及び都は、一時滞在施設の名称や所在地等を、警察、消防をはじめとする各防災関係機関へ周知し、災害時における連携に努める。

民間一時滞在施設の確保に関する支援策

民間施設の協力を得るために、国、都、区は、必要な仕組みや補助等の支援策について検討する。

第4 徒歩帰宅支援のための体制整備

1) 対策内容と役割分担

混乱収束後、帰宅困難者の帰宅を支援するため、鉄道運行状況や帰宅道路に関する情報の提供、徒歩帰宅者に対する沿道支援の体制を構築する。

機関名	対策内容
都 区	<ul style="list-style-type: none">・帰宅困難者等への情報提供体制を整備し、区民・事業者に周知・災害時帰宅支援ステーションや一時滞在施設等の周知
都	<ul style="list-style-type: none">・全都立学校(島しょを除く)を、災害時帰宅支援ステーションとして指定し、指定された施設への連絡手段を確保・災害時帰宅支援ステーションの運営についてガイドラインを作成・沿道の民間施設等、新たな災害時帰宅支援ステーションとして位置付けることを検討
通信事情者	<ul style="list-style-type: none">・事業者及び帰宅困難者が情報提供を受けられる体制の整備・災害用伝言ダイヤル、災害伝言板等の普及啓発、防災訓練等における利用実験の実施
事業者 学校	<ul style="list-style-type: none">・災害時帰宅支援ステーションの意義について普及啓発・協定等を締結し、災害時帰宅支援ステーションを運営できる体制を整備・帰宅ルールを策定

2) 詳細な取組内容

災害時帰宅支援ステーションによる支援

災害時帰宅支援ステーション

災害時帰宅支援ステーションとは、帰宅経路上の徒歩帰宅者を支援する施設であり、想定する施設は、学校等の公共施設や、沿道に多数の店舗があるコンビニエンスストア、ファミリーレストラン、ガソリンスタンド等の民間施設である。店舗には、協定先の地方公共団体から提供をうけるステッカー等を利用者から見やすい入口等に掲出している。

災害時帰宅支援ステーションが徒歩帰宅者に対して行う主な支援内容は、飲料水及びトイレの提供、地図等による道路情報及びラジオ等で知り得た通行可能な道路等の情報提供等である。

店舗の被害状況により、実施できない場合もある。

震災編 第2部 施策ごとの具体的計画（災害予防・応急・復旧計画）

第8章 帰宅困難者対策

第5節 具体的な取組【予防対策・応急対策・復旧対策】

都は、全都立学校（島しょを除く。）を災害時帰宅支援ステーションに指定し、指定された都立学校への連絡手段を確保する。

また、沿道の民間施設等と協定を締結して新たな災害時帰宅支援ステーションとして位置付けることを検討する。

都は、災害時帰宅支援ステーションにおける帰宅支援が円滑に行われるよう運営のガイドラインを作成する。

都は、災害時帰宅支援ステーションを確保するため、九都県市と連携し、新たな事業者と協定を締結するとともに、災害時帰宅支援ステーションの円滑な運営のため、研修や意見交換などの普及啓発事業を実施する。

都は、災害時帰宅支援ステーションの認知度向上のため、関係団体の理解と協力を得て、ステッカーの統一やのぼりの設置を検討する。

単一の区内で営業する事業者とは、区が協定を締結し、災害時帰宅支援ステーションの確保に努める。また、区は帰宅支援の対象道路の沿道において帰宅支援を行う体制を整備する。

事業者は、災害時帰宅支援ステーションの意義について普及啓発するとともに、自治体と協定等を締結し、災害時帰宅支援ステーションを運営する。

徒歩帰宅訓練の実施

行政機関、通信・交通事業者、事業者、学校等は、連携して徒歩帰宅訓練等を実施し、災害時帰宅支援ステーション、赤十字エイドステーションの開設や企業等の帰宅ルールの検証など、徒歩帰宅支援の充実を図る。

徒歩帰宅訓練は、参加者が実際に徒歩帰宅することにより、家までの経路、途中の支援施設等を把握し、運動靴や携帯可能な食品など、徒歩帰宅に必要な備品を認識し、備蓄等の契機とするように行う。

訓練実施にあたっては、「むやみに移動を開始しないこと」という前提の下、発災後4日目以降という想定を訓練参加者に周知するなど、工夫が必要である。

帰宅支援対象道路

都は、帰宅支援対象道路として指定した16路線について都民へ周知を図る。

帰宅支援対象道路沿道では、災害時帰宅支援ステーションだけでなく、地域ぐるみの取組も必要である。例えば、沿道のビル・店舗が、トイレの貸し出しや休息場所の提供を行うことや、商店等による炊き出しが考えられる。これらの取組を組織的に行うために、駅前滞留者対策協議会のような地域の徒歩帰宅支援のための協議会を設立することも検討していく。

帰宅支援対象道路の沿道においては、徒歩帰宅者向けの看板や案内図の設置も必要で、徒歩帰宅者のための安全な歩行空間の確保（無電柱化、バリアフリー化）や、円滑な歩行を阻害する要因（不法占用、違法駐車等）の一掃に向けた平時からの取組が必要である。

徒歩帰宅者に対する支援を効果的に行うための、都県境を越えた徒歩帰宅ルート

1 駅周辺での混乱防止	3 一時滞在施設の開設・帰宅困難者の受入れ
2 集客施設及び駅等における利用者保護	4 事業所等における帰宅困難者対策

第1 駅周辺での混乱防止

発災時、公共交通機関が運行停止し、特にターミナル駅やその周辺は多くの人々が滞留し混乱等が発生することが想定されるが、行政の「公助」には限界があり、駅周辺の事業者や学校等が行政と連携して、混乱防止を図る。

1) 対策内容と役割分担

機関名	対策内容
区	<ul style="list-style-type: none"> ・駅周辺の滞留者の誘導先を確保 ・滞留者に対する情報提供、帰宅困難者等の誘導を行う。
都	<ul style="list-style-type: none"> ・帰宅困難者に対し、区市町や報道機関等と連携して情報提供を行う。 ・帰宅困難者の受入れに関する、一時滞在施設間の連絡調整
警察署	<ul style="list-style-type: none"> ・区に対して、駅周辺の混乱防止対策に係る支援を行う。
消防署	<ul style="list-style-type: none"> ・区に対して、災害情報の提供等、駅周辺の二次災害発生防止に係る支援を行う。
通信事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者及び帰宅困難者に対し、情報提供を行う。 ・災害用伝言ダイヤル、災害伝言板等の利用を呼びかける。
報道機関	<ul style="list-style-type: none"> ・行政機関や交通機関等からの情報について、区民・事業者に提供する。
事業者等	<ul style="list-style-type: none"> ・施設内に待機している利用者を保護し、情報提供を行う。 ・関係機関と連携し、一時滞在施設への誘導を行う。

2) 詳細な取組内容

都は、都本部内に、帰宅困難者対策部門を設置し、帰宅困難者対策の対応をする。

駅前滞留者対策協議会は、発災時に活動の拠点となる現地本部等を立ち上げる。また、地域によっては、現地本部に加え、駅前滞留者へ掲示板等で情報提供を行う情報提供ステーションを立ち上げる。あわせて、協議会参加団体と協力し地域防災活動に必要な情報を収集する。

災害発生直後においては、協議会参加団体が参集して現地本部を速やかに立ち上げることが困難な場合は、行政側で立ち上げを行い、ある程度、駅前滞留者対策協議会の参加団体が参集した時点で連携して対応する。

現地本部は、大型ビジョン、エリアワンセグ、掲示板等様々な手法を活用し、駅周辺の滞留者に対し、災害情報を提供するとともに、家族等との安否確認方法も周知する。

駅前滞留者対策協議会参加団体は、駅前滞留者を一時滞在施設等へ安全に誘導し、その他帰宅困

震災編 第2部 施策ごとの具体的計画（災害予防・応急・復旧計画）

第8章 帰宅困難者対策

第5節 具体的な取組【予防対策・**応急対策**・復旧対策】

難者に対しては安全な待機を促す。

第2 集客施設及び駅等における利用者保護

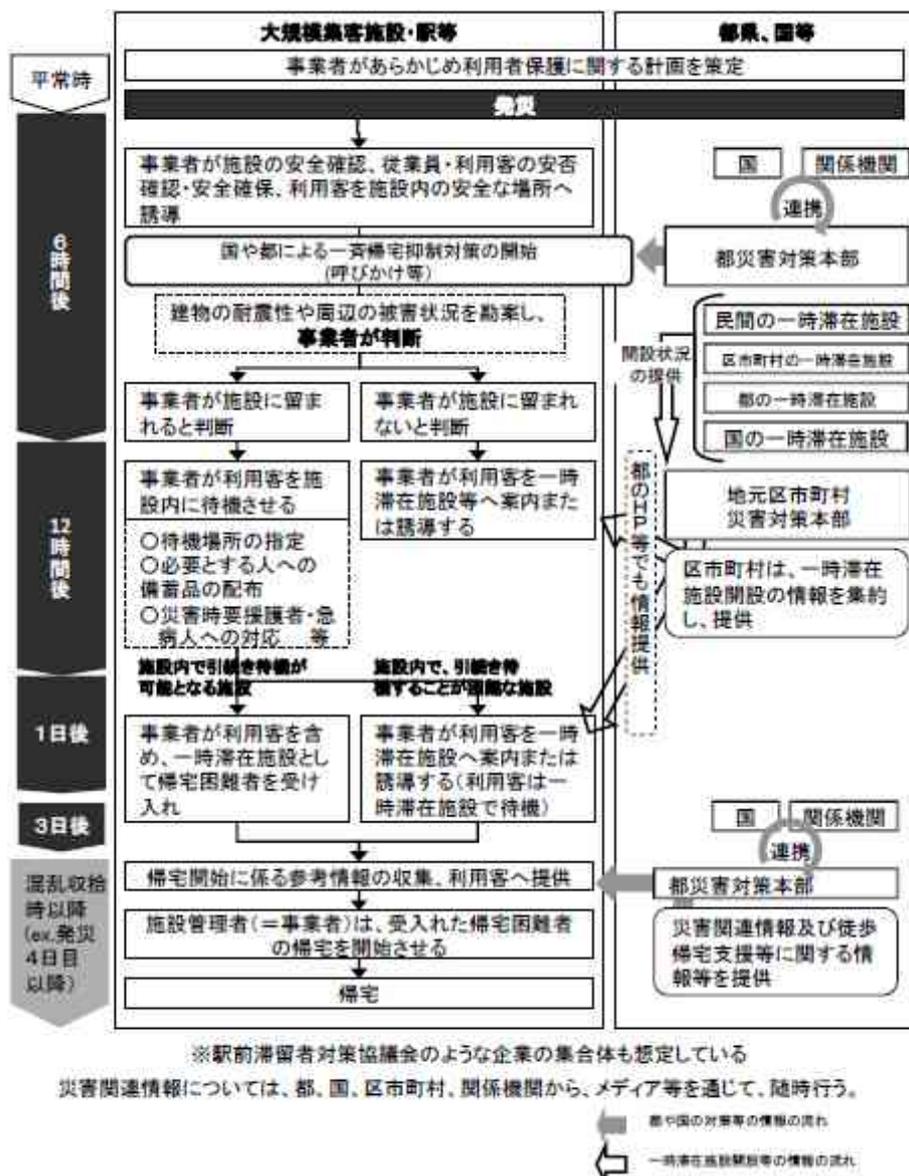
1) 対策内容と役割分担

機関名	対策内容
集客施設及び駅等の事業者	<ul style="list-style-type: none">・集客施設及び駅等において、利用者を保護・駅前滞留者を一時滞在施設等へ安全に案内又は誘導・施設内で待機している利用者への情報提供
鉄道事業者	<ul style="list-style-type: none">・駅利用者に必要な情報を提供
国、都、区	<ul style="list-style-type: none">・報道機関や通信事業者等と連携協力して、事業者及び一時滞在施設が必要な情報を得られる仕組みを構築

震災編 第2部 施策ごとの具体的計画（災害予防・応急・復旧計画）
 第8章 帰宅困難者対策
 第5節 具体的な取組【予防対策・応急対策・復旧対策】

2) 業務手順

大規模集客施設・駅等での利用客保護フロー図



3) 詳細な取組内容

集客施設及び駅等の事業者
 施設の安全性の確認

ア) 施設の安全の確認

・事業者は、利用者及び自らが管理する施設の安全を確認する。

イ) 施設の周囲の安全の確認

・国や都の一斉帰宅抑制の呼びかけ等を受け、行政機関や関係機関から提供される災害関連情報等により、火災の状況等、周辺の安全を確認する。

ウ) 利用者の保護

・安全を確認できた場合、利用者を施設内の安全な場所で保護する。なお、各施設管理者による自

震災編 第2部 施策ごとの具体的計画（災害予防・応急・復旧計画）

第8章 帰宅困難者対策

第5節 具体的な取組【予防対策・**応急対策**・復旧対策】

発的な対応を妨げるものではない。

一時滞在施設への誘導等

ア) 事業者等による誘導

- ・保護した利用者については、区や関係機関との連携の下、事業者や駅前滞留者対策協議会等が一時滞在施設へ案内又は誘導することを原則とする。

イ) 一時滞在施設への案内又は誘導が困難な場合

- ・災害発生時、一時滞在施設への案内又は誘導が困難な場合においては、各事業者は、区や関係機関と連携し、施設の特長や状況に応じ可能な限り待機中の施設又は隣接施設の協力を得て、当該施設が、帰宅が可能になるまでの間、一時的に受け入れる一時滞在施設となることも想定する。
- ・さらに、利用者を保護した施設が、一時滞在施設となる場合は、施設の安全性や確保可能なスペース等を勘案し、外部の帰宅困難者等の受け入れについても検討する。

建物や周辺が安全でないために、施設内保護ができない場合の対応

- ・建物や周辺が安全でないために、施設内で利用者を保護できない場合は、区や関係機関との連携の下、事業者が一時滞在施設等へ利用者を案内又は誘導することを原則とする。

災害時要援護者への配慮

- ・利用者保護にあたって、事業者は、区や関係機関とも連携し、あらかじめ定めた手順等に基づき、災害時要援護者に配慮する。

利用者に対する情報提供

- ・事業者は、災害関連情報や公共交通機関の運行情報等を行政機関や関係機関から入手し、施設内で待機している利用者に情報提供する。
- ・例えば、施設に備わる電子掲示板や放送設備を活用するなど、施設の特長や状況に応じて多様な手段を用いることにより情報提供を行う。

各鉄道事業者

- ・駅利用者に対し、構内放送や駅周辺の地図を配布するなど、駅から誘導場所までの情報を提供する。
- ・駅利用者に対し、列車や代替輸送等の運行情報を提供する。

国、都、区

- ・あらかじめ報道機関や通信事業者等と連携協力して、事業者が必要な情報を得られる仕組みを構築する。

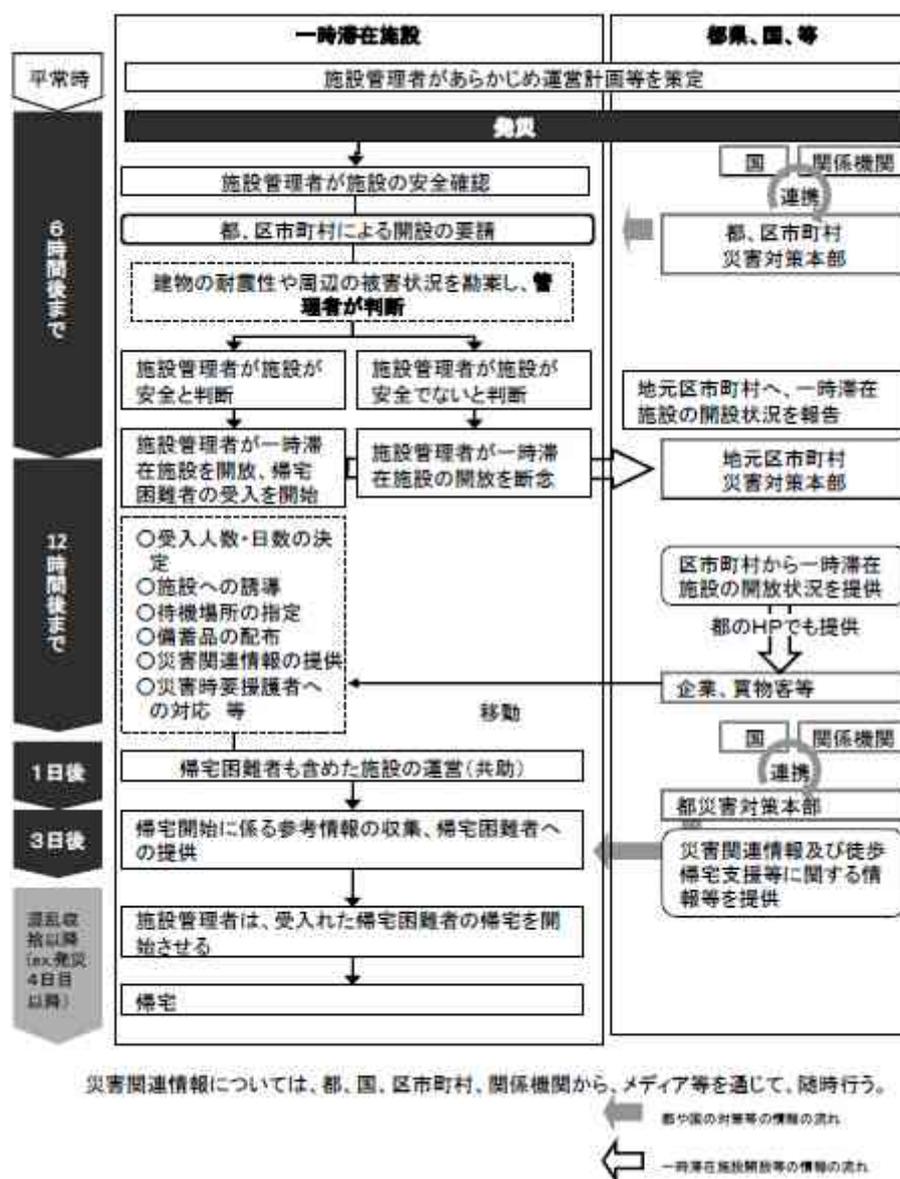
第3 一時滞在施設の開設・帰宅困難者の受入

1) 対策内容と役割分担

機関名	対策内容
一時滞在施設となる施設	・施設管理者が一時滞在施設を開設し、帰宅困難者を受け入れる。

震災編 第2部 施策ごとの具体的計画（災害予防・応急・復旧計画）
 第8章 帰宅困難者対策
 第5節 具体的な取組【予防対策・応急対策・復旧対策】
 2）業務手順

図表：一時滞在施設運営のフロー図



3）詳細な取組内容

施設管理者は、発災時の国や都の一時帰宅抑制の呼びかけ、あるいは区からの要請等により、当該施設の待機場所や施設入口などの安全確認及び行政機関や関係機関から提供される災害関連情報等による周辺状況を確認の上、一時滞在施設を開設する。

なお、施設管理者による自主的な判断による開設も妨げるものではない。また、施設管理者は、当該施設が一時滞在施設としてあらかじめ公表されている場合において、一時滞在施設として開設できないときは、帰宅困難者等による混乱を回避するためにも、施設の入口やその他目の触れやすい場所に、一時滞在施設として開設できない旨の掲示を行う。

災害発生からの経過時間に応じて、目標となる一時滞在施設の運営の流れは、おおむね以下のと

震災編 第2部 施策ごとの具体的計画（災害予防・応急・復旧計画）

第8章 帰宅困難者対策

第5節 具体的な取組【予防対策・**応急対策**・復旧対策】

おりとなる。

発災直後から一時滞在施設開設まで（発災直後からおおむね6時間後まで）

- ・建物内の被害状況の把握や施設の安全性の確認
- ・施設内の受入れスペースや女性優先スペース、立入禁止区域の設定
- ・従業員等による運営組織の編成、備蓄や設備の確認などの運営準備
- ・施設利用案内の掲示等
- ・施設の入口や施設内の目に触れる所に下記の趣旨の文章を掲示する。

「共助の観点から管理者が自主的に施設を開放していること。」

「一時滞在施設は、災害時という特殊な状況下で開設されるため、施設管理者の指示に従うとともに、施設管理者が責任を負えない場合もあることを理解した上で、施設内において行動すること。」

「余震等の影響で建物の安全性や周辺状況に変化が生じた場合、施設管理者の判断により、急きょ閉鎖する可能性があること。」

「負傷者の治療等、施設において対応できない事項」等

- ・電話、特設公衆電話、ファックス、Wi-Fi等の通信手段の確保
- ・区等への一時滞在施設の開設報告

帰宅困難者の受入等（おおむね12時間後まで）

- ・帰宅困難者の受入れ開始
- ・簡易トイレ使用区域の設定、医療救護所の設置等の保健衛生活動
- ・計画的な備蓄の配布等、水、食料等の供給
- ・し尿処理・ごみ処理のルール確立
- ・テレビ、ラジオ、インターネット等での情報の収集及び受入者へ伝達
- ・受入れ可能人数を超過した場合の区等への報告

運営体制の強化等（おおむね1日後から3日後まで）

- ・受入者も含めた施設の運営
- ・公共交通機関の運行再開、搬送手段に関する情報等、帰宅支援情報の提供

一時滞在施設の閉設（おおむね4日後以降）

- ・一時滞在施設閉設の判断
- ・帰宅支援情報の提供による受入れ者の帰宅誘導

第4 事業所等における帰宅困難者対策

1) 対策内容と役割分担

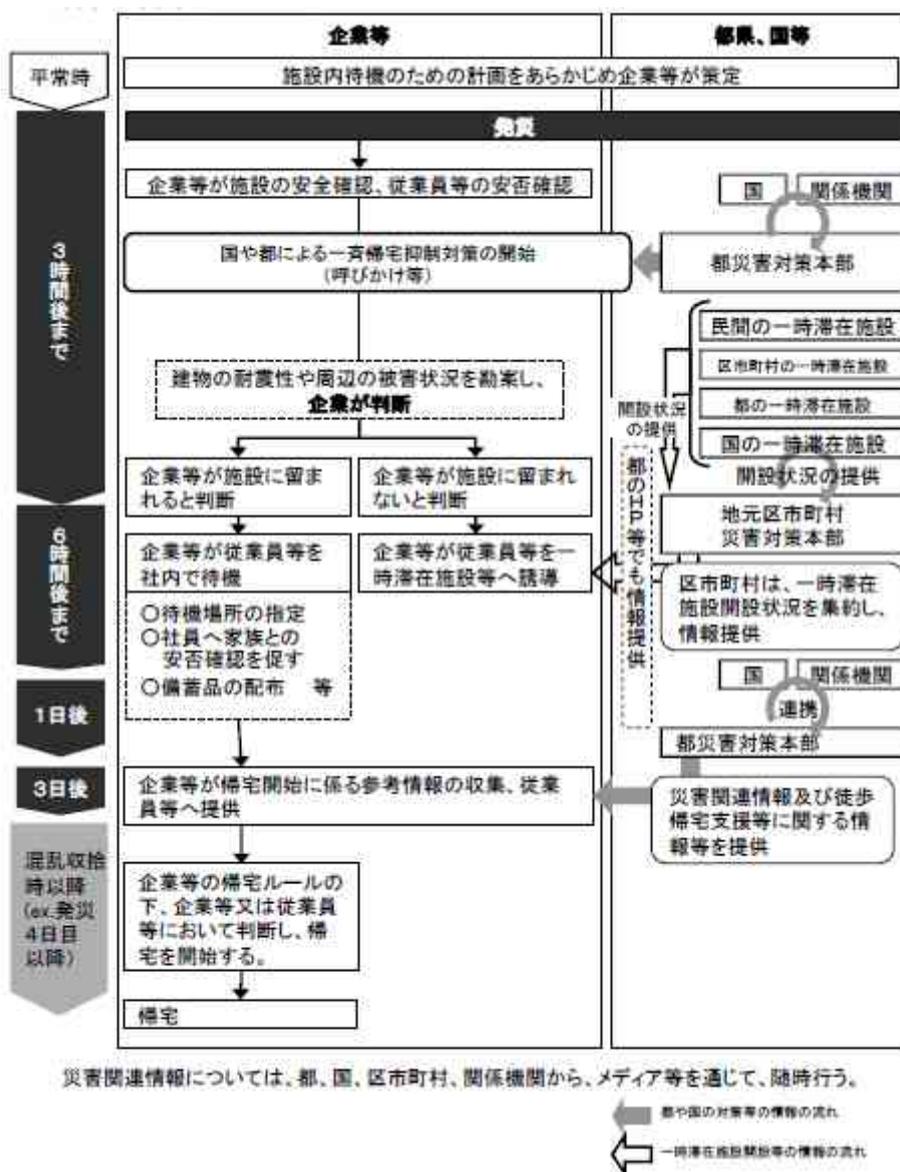
発災時には、帰宅困難者の発生を抑制するため、企業等における従業員の施設内待機や学校等における児童・生徒等の保護を図ることが必要であり、その対応について定める。

震災編 第2部 施策ごとの具体的計画（災害予防・応急・復旧計画）
 第8章 帰宅困難者対策
 第5節 具体的な取組【予防対策・応急対策・復旧対策】

機関名	対策内容
都	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者に対し、従業員、顧客に対する安全確保に努めるよう求める。 ・事業者団体を通じて、事業者へ基本原則の周知徹底を図る。
商工会議所等	<ul style="list-style-type: none"> ・加盟事業者に対して、基本原則の周知徹底を求める。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・従業員等を施設内に一定期間待機
学校等	<ul style="list-style-type: none"> ・児童・生徒等を保護し、保護者へ連絡
国、都、区	<ul style="list-style-type: none"> ・報道機関や通信事業者等と連携協力して、事業所が必要な情報を得られる仕組みを構築

2) 業務手順

一斉帰宅抑制のフロー



3) 詳細な取組内容

事業所による従業員等の施設内待機

- ・従業員等がチェックリストにより施設の安全を確認する。
- ・国や都の一斉帰宅抑制の呼び掛け等を受けた後は、災害関連情報等を入手し、周辺の火災状況等を確認し、従業員等を施設内または他の安全な場所に待機させる。なお、各事業所の自主的な判断による待機等の行動も妨げない。
- ・来所者についても、従業員等に準じて、施設内または他の安全な場所で待機させるようにする。

施設内に待機できない場合の対応

- ・建物や周辺が安全でない場合は、事業所は、行政機関からの一時滞在施設等の開設情報等をもとに、一時滞在施設等へ従業員等を誘導する。なお、誘導先は地域の事情によるものとする。また、テナントビルの場合は、施設管理者の指示に従うものとする。
一時滞在施設、避難場所等を指す。

防災活動への参加

- ・事業所は、事業継続のための要員を除き、可能な範囲で、被災者支援・復旧活動（特に災害時要援護者の保護等）に努める。

情報提供体制の確保

- ・事業所は、災害発生時に施設内待機の判断を行うとともに、待機させる従業員等に対して災害関連情報や公共交通機関の運行情報等を提供する必要がある。そのため、国、都、区は、あらかじめ報道機関や通信事業者、公共交通機関等と連携協力して、事業所が必要な情報を得られる仕組みを構築しておく。

学校等の対応

- ・学校等は、児童・生徒等を保護し、必要に応じて備蓄物資等を提供する。児童・生徒等の安否等について、事前に定める手段により、保護者へ連絡する。

1 徒歩帰宅者の代替輸送	2 徒歩帰宅者の支援
--------------	------------

第1 徒歩帰宅者の代替輸送

1) 対策内容と役割分担

職場や一時滞在施設等に留まった帰宅困難者は、地震発生以降の混乱が落ち着いた後、特に、救出・救助活動が落ち着くと考えられる発災後おおむね4日目を以降、順次帰宅することを想定している。しかし、首都直下地震が発生した場合には、鉄道などの公共交通機関の多くが長期間にわたり、運行が停止することが想定され、代替輸送機関による搬送が必要となる。

ここでは、帰宅困難者が帰宅するにあたり必要な情報提供や代替輸送手段の確保について定める。

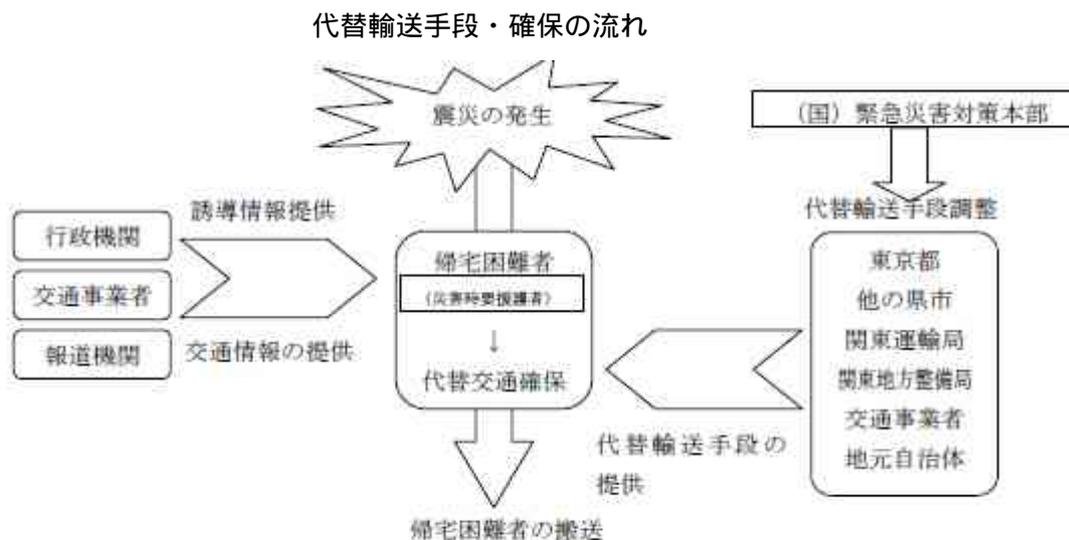
鉄道運行情報等の提供

機関名	対策内容
区	・都や交通事業者などからの情報により、徒歩帰宅者を誘導など支援
都	・都内の交通事業者からの情報を集約し、都のホームページにおける帰宅困難者向けポータルサイト等を活用して、都民や自治体に提供
関東運輸局	・所管区域の総合的な交通情報の集約・提供を行う。
鉄道事業者	・折り返し運転の実施状況、乗り継ぎが可能な路線等に係る情報を都・区や報道機関に提供 ・発災後の早期運転再開に努める
バス事業者	・運行状況、鉄道に乗り継ぎが可能な路線等に係る情報を都・区や報道機関に提供
報道機関	・行政機関や交通機関等からの情報について、都民・事業者に提供

代替輸送手段の確保

機関名	対策内容
区	・徒歩帰宅者を利用可能な交通機関や代替輸送などに誘導
都	・バス・船舶による代替輸送手段を確保
関東運輸局	・代替交通の許可等を速やかに行う。
バス事業者	・バス等による代替輸送手段を確保

2) 業務手順



3) 詳細な取組内容

鉄道運行情報等の提供

区は、都や交通事業者等からの情報により、徒歩帰宅者を利用可能な交通機関や代替輸送などに誘導して、帰宅を支援する。

都は、ガイドライン等に則り災害時帰宅支援ステーションや代替輸送手段等の確保などの帰宅支援体制を構築するとともに、帰宅支援の実施状況、災害関連情報や公共交通機関の運行情報等について報道機関やホームページ等を通じて事業者や都民等に提供する。

関東運輸局は、所管区域の総合的な交通情報の集約・提供を行うとともに、代替交通手段の確保のため、代替交通の許可等を速やかに行う。

鉄道事業者は、折り返し運転の実施状況、乗り継ぎが可能な路線等に係る情報を都や報道機関に提供する。国土交通省の「大規模地震発生時における首都圏鉄道の運転再開のあり方に関する協議会」の結果を踏まえ、「駅間停車列車の扱い」や「線路等の点検方法」などについて検討し、見直しが必要な事項については、鉄道防災計画地震災害編を改訂する。

バス事業者は、運行状況、鉄道に乗り継ぎが可能な路線等に係る情報を都・区や報道機関に提供する。

報道機関は、行政機関や交通機関等からの情報について、区民・事業者に提供する。

代替輸送手段の確保

国の緊急災害対策本部（緊急災害現地災害対策本部）で、内閣府作成の「帰宅困難者等搬送マニュアル（仮称）」に基づき、搬送オペレーションに係る総合調整を行う。

国や都は、バス・船舶による代替輸送手段を確保する。

バスの運行にあたっては、鉄道折り返し駅までの短距離区間のピストン輸送など、効率的な形態により実施する。

調達できるバス・船舶には限りがあるため、代替輸送の利用者については、原則、災害時要援護者を優先する。

震災編 第2部 施策ごとの具体的計画（災害予防・応急・復旧計画）

第8章 帰宅困難者対策

第5節 具体的な取組【予防対策・応急対策・復旧対策】

区は、都や交通事業者などからの情報により、徒歩帰宅者を利用可能な交通機関や代替輸送などに誘導して、帰宅を支援する。

関東運輸局は、代替交通手段の確保のため、代替交通の許可等を速やかに行う。

バス事業者は、運行状況、鉄道に乗り継ぎが可能な路線等に係る情報を都及び区や報道機関に提供するとともに、行政機関と連携して、バス等による代替輸送手段を確保する。

第2 徒歩帰宅者の支援

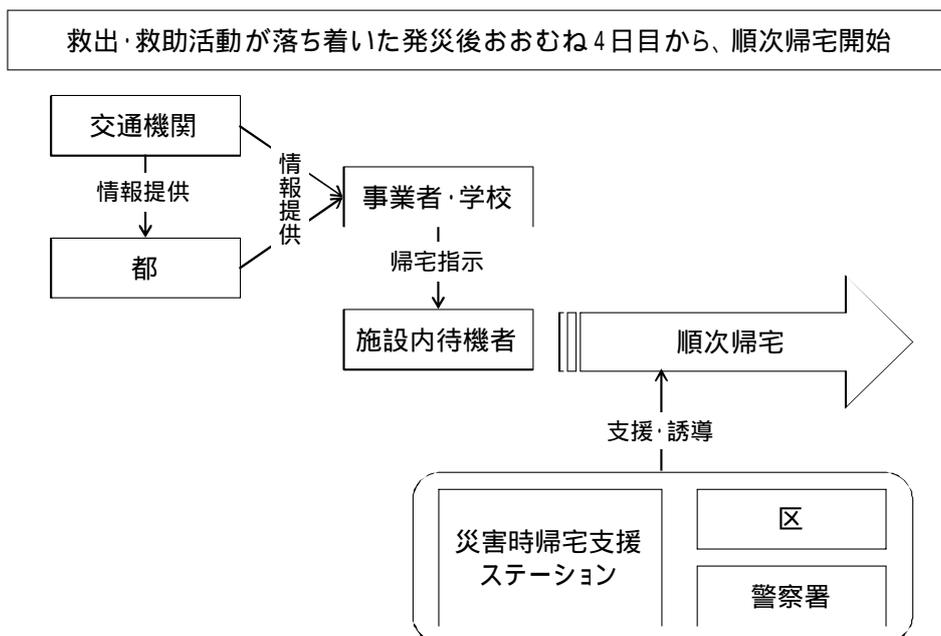
1) 対策内容と役割分担

帰宅困難者が帰宅するにあたっては、交通機関の輸送力については限りがあることから、自宅まで帰宅可能な距離にある帰宅困難者は、原則として徒歩で帰宅するよう促さなければならない。このため、帰宅困難者等の秩序だった徒歩帰宅を促すため、徒歩帰宅支援を充実させる。

機関名	対策内容
区	・事業者と連携し、帰宅困難者の円滑な徒歩帰宅を支援
都	・交通情報や災害時帰宅支援ステーション等の情報を提供 ・災害時帰宅支援ステーションに指定された都有施設において支援を実施
警察署	・交通規制資器材を活用した誘導経路の確保等を行う。 ・避難誘導を行う警察官は、被害状況等徒歩帰宅に必要と認める情報の提供を行う。
事業者 学校	・帰宅経路沿いの被害状況などの情報や、行政及び関係機関から提供される情報等により、従業員等が安全に帰宅できることを確認し、従業員や児童・生徒等の帰宅を開始する。 ・災害時帰宅支援ステーションに指定されている施設は、徒歩帰宅者を支援

震災編 第2部 施策ごとの具体的計画（災害予防・応急・復旧計画）
 第8章 帰宅困難者対策
 第5節 具体的な取組【予防対策・応急対策・復旧対策】
 2) 業務手順

徒歩帰宅者支援の流れ



3) 詳細な取組内容

区は、徒歩帰宅訓練の実施等を踏まえて、事業者等と連携し、徒歩帰宅者への情報提供、誘導など円滑な徒歩帰宅支援を行う。

警察署は、交通規制資器材を活用した誘導経路の確保等を行うとともに、被害状況等徒歩帰宅に必要と認める情報の提供を行う。

日本郵便は、集配郵便局において、情報提供、休憩所として水道水、トイレ等の提供を行う。

事業者・学校等は、帰宅経路沿いの被害状況などの情報や、行政及び関係機関（テナントビルの場合は、施設管理者を含む。）から提供される災害関連情報等により、従業員等が安全に帰宅できることを確認し、企業内で定めた帰宅の優先順位等あらかじめ定めた手順により従業員等の帰宅を開始する。その際、職場近隣在住者については自宅までの帰路の安全が確認された人等から順に段階的に帰宅させることも検討する。

事業者等において、災害時帰宅支援ステーションに指定されている施設は、徒歩帰宅者を支援する。

第9章 避難者対策

震災編 第2部 施策ごとの具体的計画（災害予防・応急・復旧計画）
第9章 避難者対策

第9章 避難者対策

第1節 現在の到達状況

- 避難勧告・指示にあたっての区長や防災市民組織等の役割を検討
- 現行の避難場所は、19カ所
- 平成25年4月1日現在、杉並区内に震災救援所66カ所、第二次救援所8カ所、福祉救援所14カ所（入所施設10カ所、通所施設4カ所）を確保

第2節 課題

- 避難時の情報収集伝達体制、避難誘導体制等とともに、自治体の枠を越える大規模災害時における、避難先の確保や広域避難も含めた的確な避難誘導の在り方について検討が必要
- 避難有効面積や避難距離を加味した適切な避難場所の検討及び事態の推移に即応可能な避難場所の運営方法について検討が必要
- 男女のニーズの違いや災害時要援護者等に配慮した対応が必要

第3節 対策の方向性

- 的確な避難勧告・避難指示、避難誘導等、住民の避難全般にわたる対策を総合的に推進するとともに、自宅が火災や建物倒壊等の危険性のある場合を除き、在宅避難生活を原則とする考え方に転換
- 災害時、事態の推移に即応可能な避難場所等の運営方法を検討
- 女性や災害時要援護者に対する配慮に関する事項を震災救援所運営管理標準マニュアルへ反映

第4節 到達目標

- 避難誘導の仕組みを構築
- 避難場所の確保や安全性等の確保
- 女性や災害時要援護者の視点も踏まえた震災救援所等運営体制の確立

第5節 具体的な取組

地震前の行動（予防対策）

避難体制の整備（災害時要援護者対策を含む）
（第2部第9章 P.329）

避難場所等の指定・整備
（第2部第9章 P.332）

震災救援所等の指定・管理運営体制の整備等
（第2部第9章 P.336）

地震直後の行動（応急対策） 発災後72時間以内

避難誘導
（第2部第9章 P.340）

震災救援所等の開設・管理運営
（第2部第9章 P.345）

動物救護
（第2部第9章 P.349）

ボランティアの受入れ
（第2部第9章 P.351）

被災者の他地区への移送
（第2部第9章 P.353）

震災編 第2部 施策ごとの具体的計画（災害予防・応急・復旧計画）

第9章 避難者対策

第1節 現在の到達状況

第1節 現在の到達状況

第1 避難体制の整備

区の区域内において危険が切迫した場合に区長は、管轄警察署長及び消防署長と協議の上、要避難地域・避難先を定めて当該地域住民に対し避難の勧告又は指示をする。また、避難の勧告・指示が出された場合、防災市民組織の会長や事業所の管理者等のリーダーを中心に集団を編成した上で、集団避難を実施する。

災害時要援護者の避難等の支援対策として、地域のたすけあいネットワークの登録者台帳を各震災救援所のキャビネットに保管している。発災時には、各震災救援所の救護支援部が登録者台帳を元に安否確認等を行う。

第2 避難場所・避難道路の指定及び安全化

区の避難場所は、震災時に拡大する火災から区民を安全に保護するため、広域的な避難を確保するものであり、東京都が指定している。現行の杉並区民の避難場所は、19カ所である。

避難場所は、指定された避難場所までの避難距離が3km未満となるようにその避難圏域を指定し、避難場所周辺での大規模な市街地火災が発生した場合のふく射熱を考慮した利用可能な空間として、避難計画人口一人当たり1㎡以上を確保することを原則としている。

第3 震災救援所等の指定及び管理運営の整備

平成25年4月1日現在、杉並区内に震災救援所66カ所、第二次救援所8カ所、福祉救援所14カ所（入所施設10カ所、通所施設4カ所）が確保されている（26年度から済美養護学校を第二次救援所から福祉救援所に位置付ける）。なお、区内公立小中学校の耐震化は平成25年4月1日現在、完了している。

震災編 第2部 施策ごとの具体的計画（災害予防・応急・復旧計画）
第9章 避難者対策
第2節 課題
第2節 課題

【被害想定（東京湾北部地震）】

被害項目	想定される被害
避難者数	最大176,369人
避難所へ避難する人	最大114,640人
避難所以外のところへ避難する人	最大61,729人

第1 避難体制の整備

避難時の情報収集伝達体制、避難誘導體制等とともに、自治体の枠を越える大規模災害時における、避難先の確保や広域避難も含めた的確な避難誘導の在り方について検討が必要である。

また、災害が大規模となった場合、災害時要援護者の安否確認は震災救援所の役員のみでは対応困難となることが想定される。

第2 避難場所・避難道路の指定及び安全化

避難場所によっては、避難有効面積が不十分な場合や指定された避難場所が遠く、その避難距離が長くなる場合がある。また、災害時に事態の推移に即応した適切な措置を講ずるため、避難場所の運営方法について事前に定める必要がある

第3 震災救援所等の指定及び管理運営の整備

女性や災害時要援護者の視点に配慮したマニュアルの改善にあたっては、男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮する。

また、震災救援所での生活が極めて困難な災害時要援護者を第二次救援所、福祉救援所への移送方法や受入れ態勢についての詳細な点は検討中である。

第3節 対策の方向性

第1 避難体制の整備

的確な避難勧告・避難指示、避難誘導等、住民の避難全般にわたる対策を総合的に推進する。

また、災害時要援護者の支援対策として、震災救援所への避難を原則とする考え方から、自宅が火災や建物倒壊等の危険性のある場合を除き、在宅避難生活を原則とする考え方に転換を図る。

各震災救援所で作成した、たすけあいネットワークの避難支援計画により、平常時から安否確認の手順を確認しておく。

第2 避難場所・避難道路の指定及び安全化

区は、避難住民の安全を保持し、災害時に事態の推移に即応した適切な措置を講ずるため、避難場所等の運営方法について検討する。都は、避難有効面積や避難距離等を踏まえた、避難場所・避難道路の指定及び安全化を図る。

第3 震災救援所等の指定及び管理運営の整備

女性や災害時要援護者に対する配慮について、震災救援所運営管理標準マニュアルに反映させる。

また、標準マニュアルを基に各震災救援所で作成された震災救援所運営管理マニュアルにより震災救援所を運営し、災害時要援護者についても各震災救援所で作成した避難支援計画により対応する。

第4節 到達目標

第1 避難誘導の仕組みを構築

区と都は協力して、広域避難プロジェクトにおいて、広域避難シミュレーションを実施し、その結果を踏まえて、実効性のある避難対策を構築し、自治体の枠を越えた避難先の確保や避難誘導の仕組みを構築する。

また、災害時要援護者の支援対策として、在宅での避難生活の支援を推進するためには、震災救援所への避難者と同様に配給物資が公平に手に入れられる仕組みを構築する必要がある。

第2 避難場所の確保や安全性等の確保

職員の配置や情報伝達方法等の、避難場所の運営方法について検討し、あらかじめ運用要領等を定める。

第3 女性や災害時要援護者の視点も踏まえた震災救援所等運営体制の確立

安心・安全を考慮した震災救援所の確保を図るとともに、女性や災害時要援護者の視点も踏まえた震災救援所運営体制を確立する。

また、災害時要援護者については、1階でかつ保健室等（医療担当者が常駐する）の近くのスペースを確保することが望ましい。

1 避難体制の整備 （災害時要援護者対策を含む）	3 震災救援所等の指定・管理運営体制の整備 等
2 避難場所等の指定・整備	

第1 避難体制の整備(災害時要援護者対策を含む)

1) 対策内容と役割分担

機関名	対策内容
区	<ul style="list-style-type: none"> ・火災情報等、避難に繋がる情報伝達方法の強化 ・避難場所等の運用方法の検討 ・区民の防災知識の普及・啓発 ・災害時要援護者の支援体制の整備 ・社会福祉施設等の安全対策の推進
都総務局	<ul style="list-style-type: none"> ・広域避難誘導に関する検討 ・避難場所等の周知に関する区との連携
都生活文化局	<ul style="list-style-type: none"> ・外国人災害時情報センター開設に係る訓練の実施

2) 詳細な取組内容

情報伝達方法の強化

区は、災害が発生した際に、火災等の避難に必要な情報を把握し、区民に迅速かつ的確に提供する必要がある。区は、災害・避難情報などをいち早く住民へ伝達し、被害を最小限に抑えることを目的として、携帯電話のエリアメールの導入を行う。また、エリアメールの送付内容等、発災時の活用方法について事前に定め、訓練を実施する。

避難場所等の運営方法の検討

避難住民の安全を保持し、災害時に事態の推移に即応した適切な措置を講ずるため、避難場所等の運営方法について検討し、あらかじめ運用要領等を定める。検討内容はおおむね次のとおりである。

- ・運用に要する職員等の適切な配置。
- ・適宜正確な情報を提供するとともに適切な指示を行うための情報伝達手段。
- ・傷病者に対する、医療・搬送体制。
- ・避難解除となった場合の避難者の帰宅又は震災救援所への移動についての誘導方法。

区民の防災知識の普及・啓発

区は、区民自らが生命及び身体を守るため速やかに安全な場所に避難するなど、適切な防災行動をとれる様に平時より防災知識の普及・啓発に努める。

区は、防災マップの配布や防災アプリの活用など、災害時における安全確保と防災知識の普及啓発を図っている。また、外国人用に英語、中国語、ハングルを併記した「外国人のための生活便利

震災編 第2部 施策ごとの具体的計画（災害予防・応急・復旧計画）

第9章 避難者対策

第5節 具体的な取組【予防対策・応急対策・復旧対策】

帳」の作成・配布等を行っている。

また、震災時の障害者に対する支援として、杉並区障害者団体連合会が作成したパンフレットを配布するなど、災害時における障害者の安全確保と防災知識の普及啓発を図っている。

災害時要援護者の支援体制の整備

要介護の高齢者、障害者、乳幼児などの災害時要援護者にとって、適切な防災活動をとることは困難な場合が多いため、環境の整備や支援、情報の提供等が必要である。

区は、災害時において、災害時要援護者に対する必要な支援ができるよう体制の整備を図る。要援護者の対応にあたっては、震災救援所・救援隊本隊（第二次救援所）及び救援部庶務班が連携し、迅速に行う必要があるため、連携のしくみや活動手順等の整理・具体化を進めていく。

「地域のたすけあいネットワーク（地域の手）」の拡充・強化

高齢や障害などにより災害時に避難することが困難な災害時要援護者について、区が保有する福祉情報を整備し、「災害時要援護者原簿（以下「原簿」という。）」を作成する。

原簿の登載者は、介護保険認定者（要介護1～5）、身体障害者手帳所持者（1級～3級）、愛の手帳所持者（1度～3度）、精神障害者保健福祉手帳所持者（1級～3級）、難病患者（手帳所持者を除く）、その他災害時に支援を希望する者とする。災害時には、区長の判断により、震災救援所、警察署、消防署、消防団に原簿を提供し、安否確認や救援などに活用する。

原簿をもとに、震災救援所を拠点とした地域での実効性ある支援体制を確立するため、区は以下の施策を推進する。

- ・原簿登載者に対する、地域のたすけあいネットワーク（地域の手）への登録勧奨を行い、登録者について「登録者台帳」を作成する。民生児童委員、警察署、消防署、消防団分団及び震災救援所運営連絡会に平常時から登録者台帳を提供し、登録者の状況把握等に活用する。
- ・災害時に迅速な安否確認や効果的な避難支援を行うため、震災救援所運営連絡会において「避難支援計画」を策定するための取り組みを支援する。
- ・民生児童委員による登録者の「個別避難支援プラン」の作成を推進し、登録者一人ひとりの状況に合わせたきめ細かな支援の充実を図る。

地域福祉関係者やボランティアとの連携

区は、要援護者支援には多くの関係者の協力が必要となるため、関係者に対してパンフレットの配布や研修等を行うとともに、以下により取り組む。

- ・地域のたすけあいネットワーク（地域の手）登録者への支援者や協力者を募るための啓発を強化する。
- ・民間の障害者・高齢者施設との定期的な協議
- ・保健医療ボランティア登録制度の構築

要援護者等に対する啓発や支援の充実

要援護者自身の備えや災害時に実施すべき事項等について、啓発を行う。また、高齢者・障害者等関連施設・団体に対しても、要援護者向けに必要な物資や医薬品の備蓄の必要性について、

震災編 第2部 施策ごとの具体的計画（災害予防・応急・復旧計画）

第9章 避難者対策

第5節 具体的な取組【予防対策・応急対策・復旧対策】

啓発を行う。

要援護者の特性に配慮した医療資器材等の把握と必要な支援体制を整備する。

在宅人工呼吸器使用者の避難支援作成

地震等により停電が起こった場合に備えて、在宅で人工呼吸器を使用している方に生命の危険があるため、委託した訪問看護ステーションと保健センターの保健師が、災害時の個別支援計画を作成する。計画作成にあたり、避難計画等の確認や人工呼吸器の電源の確保、対象者の周囲の安全、食糧・常備薬の確保など災害時の備えや対応方法を対象者・家族と関係者で確認しながら作成する。

建物防災支援アドバイザーの派遣

地震等による家具転倒での災害を未然に防ぐために、災害時要援護者の方を対象に、希望のあった世帯に建物防災支援アドバイザー（業務を委託した杉並区建築設計事務所協会の建築士）を自宅に派遣する。建物の耐震診断の必要性や家具転倒防止器具の取り付けの必要性など、住まいの安全性についての調査を無料で行う。家具転倒防止器具の取り付けについては、高齢者・障害者で実施されている特例給付の対象の範囲で助成を行う。

家具転倒防止器具の取付け助成

65歳以上のみのお世帯、身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者、難病患者福祉手当受給者に対し、家具転倒防止器具の取付けを助成する。

防災訓練の充実

総合震災訓練などの実施にあたっては、地域との連携による災害時要援護者に対する訓練を実施し、防災力の向上に努めていく。

社会福祉施設等の安全対策の推進

社会福祉施設等においては、初期消火、避難誘導等が極めて重要であることから、地域との連携や施設自体の防災行動力の向上を推進する。

社会福祉施設等と地域の連携

施設と周辺の事業所、町会等との間及び施設相互間の災害時応援協定等の締結促進を図る。

防災行動力の向上

社会福祉施設等の職員は、地震を想定した救出救護訓練を取り入れた自衛消防訓練を行うなど、施設の使用実態にあった訓練内容の充実に努める。

震災編 第2部 施策ごとの具体的計画（災害予防・応急・復旧計画）

第9章 避難者対策

第5節 具体的な取組【予防対策・応急対策・復旧対策】

第2 避難場所等の指定・整備

1) 対策内容と役割分担

機関名	対策内容
区	避難場所等の指定・整備及び住民への周知
都（総務局）	避難場所等の指定・整備及び住民への周知

2) 詳細な取組内容

災害時には、延焼火災の拡大や堤防の決壊による洪水やがけ崩れ等の発生が考えられ、住民の避難を要する地域が数多く出現するものと予想される。そのような事態に備えて、あらかじめ安全な場所や道路を確保する。

また、効率的・効果的な避難を実現するため、避難場所や震災救援所、一時集合場所等の役割、安全な避難方法について、都と連携を図りながら周知していく。

避難場所の指定

ア) 杉並区民の避難場所

特別区の地域の避難場所は、震災時に拡大する火災から区民を安全に保護するため、広域的な避難を確保するものであり、東京都震災対策条例第47条1項に基づき、東京都が指定している。

現行の杉並区民の避難場所は、次頁の19カ所である。

図表：避難場所一覧表（平成25年6月施行）

避難場所	所在地	避難地域（町丁目別）
1 芦花公園・明大八幡山グランドー帯	世田谷区粕谷、八幡山、船橋	上高井戸1～3丁目
2 コーシャハイム中野弥生町・立正佼成会大聖堂ー帯	中野区弥生町 杉並区和田	方南2丁目、和田1～2丁目
3 中野区役所ー帯	中野区中野、杉並区高円寺北	高円寺南5丁目、高円寺北1丁目
4 公社鷺宮西住宅ー帯	中野区白鷺	下井草2丁目
5 明大和泉校舎ー帯	杉並区永福	永福1～2丁目、下高井戸2丁目、1丁目の一部、方南1丁目、和泉1～2丁目、4丁目の一部
6 和田堀公園（東地区）ー帯	杉並区大宮、堀ノ内	大宮1丁目の一部、堀ノ内1～2丁目、和泉3丁目、4丁目の一部

震災編 第2部 施策ごとの具体的計画（災害予防・応急・復旧計画）

第9章 避難者対策

第5節 具体的な取組【予防対策・応急対策・復旧対策】

7	善福寺川緑地・ 和田掘公園（西地区） 一帯	杉並区成田西、成田東、松ノ 木、大宮	阿佐谷南1～3丁目、阿佐谷北1～ 5丁目、永福4丁目、荻窪1丁目、 2～5丁目の各一部、高円寺南3丁 目、高円寺北2～4丁目、松ノ木1 ～3丁目、成田西1～4丁目、成田 東1～5丁目、大宮2丁目、1丁目 の一部、梅里2丁目、浜田山4丁目、 上荻1丁目、天沼1～3丁目
8	シャレール荻窪一帯	杉並区荻窪	荻窪2～5丁目の各一部
9	柏の宮公園一帯	杉並区高井戸東、浜田山	永福3丁目、下高井戸3～5丁目、 1丁目の一部、高井戸東1丁目、2 丁目の一部、浜田山1～3丁目
10	高井戸駅一帯	杉並区高井戸西、高井戸東	宮前1～3丁目、高井戸西2～3丁 目、1丁目の一部、高井戸東3～4 丁目、2丁目の一部、西荻南3～4 丁目、南荻窪1～4丁目
11	久我山二丁目地区 グランド一帯	杉並区久我山	久我山1～5丁目、宮前4～5丁 目、高井戸西1丁目の一部、松庵1 ～3丁目、西荻南1～2丁目
12	上井草スポーツ センター一帯	杉並区今川、上井草、練馬区 下石神井	今川1～4丁目、上井草1～4丁 目、清水1～3丁目
13	蚕糸の森公園一帯	杉並区和田	高円寺南1丁目、和田3丁目
14	井草森公園一帯	杉並区井草	井草1～5丁目、下井草3～5丁 目、本天沼3丁目
15	白鷺一丁目地区	中野区白鷺、若宮	阿佐谷北6丁目、下井草1丁目、本 天沼1～2丁目
16	善福寺公園・ 東京女子大学一帯	杉並区善福寺	西荻北3～4丁目、善福寺2丁目、 3～4丁目の各一部
17	井草八幡宮一帯	杉並区善福寺	上荻4丁目、西荻北2丁目、5丁目、 善福寺1丁目、3～4丁目の各一部
18	セシオン杉並・妙法寺 一帯	杉並区梅里、堀ノ内	高円寺南2，4丁目、梅里1丁目、 堀ノ内3丁目
19	桃井原っぱ公園一帯	杉並区桃井	上荻2，3丁目、西荻北1丁目、桃 井1～4丁目

震災編 第2部 施策ごとの具体的計画（災害予防・応急・復旧計画）

第9章 避難者対策

第5節 具体的な取組【予防対策・応急対策・復旧対策】

イ) 避難場所の指定の考え方

- ・収容人員に対して、避難場所内の建物、道路、池などを除き、周辺市街地大火によるふく射熱の影響を考慮して算定した利用可能な避難空間として、1人あたり1㎡を確保できること。
- ・震災時に避難者の安全を著しく損なう恐れのある施設が、避難場所内部に存在しないこと。
- ・避難場所ごとの地区割当計画の作成にあたっては、町丁目、町会、自治会区域を考慮する。
- ・避難計画人口は、各避難場所の割当地区ごとに、昼間人口と夜間人口を比較して多いほうをとって算定する。
- ・大震災時でも、主要な橋りょうは人の通行も可能とする。
- ・割当てにあたっては、避難場所所在区内の地区を優先する。

避難道路の指定

ア) 杉並区における避難道路

避難場所への避難には、任意の経路を利用することを原則としているが、避難場所までの距離が遠い地域又は火災による延焼の危険が著しい地域については、避難者を安全かつ円滑に誘導するため、東京都震災対策条例第48条に基づき避難道路を指定している。

東京都が指定している杉並区における避難道路は、1系統2路線である。

図表：避難道路（平成25年6月施行）

避難場所	最遠地点	避難道路系統
明大和泉校舎一帯	方南1丁目	環状7号線 甲州街道

イ) 避難道路の選定の考え方

- ・避難道路は原則として幅員15m以上とする。ただし、これに該当する道路がない場合は7.5m以上とする。
- ・避難道路は現に使用可能な道路とする。
- ・避難は一方通行を原則とし、避難の交差を避け、また異なる避難道路はできるだけ接近しないものとする。
- ・同じ避難場所への避難道路は最小限とし、最遠地点からの道路はなるべく1本にする。

避難場所及び避難道路の整備

ア) 避難場所案内板等の整備

避難場所、避難道路の周知と避難の際の安全を期するため、老朽化した案内板と標識板の建替えを行うほか、避難場所の変更に伴う案内板等の交換を行う。

なお、従前、避難場所の標識には緑十字のマークを使用していたが、避難場所に逃げ込む人をイメージした新たなマーク（図記号）が国土交通省により作成され、JIS規格に指定されたことに伴い、区では平成14年度に新しいマークへの張替えを行った。このマークの板には特殊な蓄光材を付しており、日中の明かりを受けて若干光る性質があるため、夜間に発災した場合も有効である。

震災編 第2部 施策ごとの具体的計画（災害予防・応急・復旧計画）

第9章 避難者対策

第5節 具体的な取組【予防対策・応急対策・復旧対策】

イ) 消防水利の整備

東京消防庁では、避難場所において避難者を飛火等から防護するために必要な水量を算出し、巨大水利の確保及び防火水槽等の整備を推進している。

また、避難道路については、100m³防火水槽を中心に推進している。

いつとき
一時避難地の指定

ア) いつとき
一時避難地の位置付け

東京都により指定された避難場所までの避難距離が長い、避難場所が偏在しているなど、必ずしも区民にとって安全で安心できる避難場所が十分に確保されている状況とはいえない。このような状況を改善するために、区では、大地震により、周辺が大火災に発展する恐れがあるとき、又は、周辺に小火災が発生したとき、周辺住民が一時的に避難する場所（ただし、周辺の火災が拡大し、ふく射熱から身を守ることができなくなった場合等、安全性が確保できなくなった場合は、区長の避難の指示等により、避難場所に避難するものとする。）として、防災空地を兼ねた公園（防災公園）を一時避難地として指定するとともに、避難場所としての指定を目指して整備を行っている。

一時避難地指定基準【別冊・資料 92】に基づき現在指定しているのは、次の公園等である。

指定施設	所在地
区立馬橋公園	杉並区高円寺北 4 - 35 - 5
区立塚山公園	杉並区下高井戸 5 - 23 - 12

イ) いつとき
一時避難地の整備

現在区内には東京都が指定した避難場所以外に大きな公園や空地はほとんど存在しない。よって既存の民間空地の広域でのネットワーク化や大規模工場跡地等について、一時避難地として計画し、安全で効率的、効果的な一時避難地の確保を行うとともに、東京都の避難場所の指定を受けることを目指して整備する。

一時避難地においては、情報伝達その他各種連絡に備える態勢を整備する。

震災編 第2部 施策ごとの具体的計画（災害予防・応急・復旧計画）

第9章 避難者対策

第5節 具体的な取組【予防対策・応急対策・復旧対策】

第3 震災救援所等の指定・管理運営体制の整備等

1) 対策内容と役割分担

機関名	対策内容
区	<ul style="list-style-type: none">・震災救援所等の指定及び整備・「震災救援所運営管理標準マニュアル」の改善・震災救援所・第二次救援所・福祉救援所の連携体制の整理・具体化・飼育動物の同行避難の体制整備・震災救援所の衛生管理対策の促進（第7章参照）・震災救援所の医療救護対策の促進（第7章参照）
都福祉保健局	<ul style="list-style-type: none">・避難所管理運営指針の改訂や区の震災救援所運営体制整備の支援・震災救援所の衛生管理対策の推進・飼育動物の同行避難等に関する区の受入体制等の整備支援・区、関係団体と協力した動物救護体制の整備・福祉関係団体の協力によるボランティア派遣体制の確保
都教育庁	<ul style="list-style-type: none">・避難所に指定されている都立学校における避難所の支援に関する運営計画を策定

2) 詳細な取組内容

震災救援所等の指定及び整備

災害によって住居が倒壊・焼失した被災者等に対しては、宿泊、給食、医療等の救援・救護を実施するため、震災救援所等を開設し、受入・保護する必要がある。

ア) 震災救援所等の指定

区立小・中学校等 66 ヲ所を震災救援所としている。また、これらの施設が震災救援所（避難・救援拠点）である旨を周辺住民に周知するため、震災救援所案内板を校門近くに設置している。【別冊・資料 93】

イ) 震災救援所補助・代替施設の指定

震災救援所の収容能力を超えた避難者が発生した場合や、区立小・中学校自体が被災して震災救援所として機能しない場合に備えて、区内の高校、大学など22カ所の施設の一部をそれぞれ震災救援所補助・代替施設に指定している。【別冊・資料93、95】

ウ) 震災救援所等の整備

震災時、地域の救援活動の拠点となる、震災救援所の機能強化を図るため、以下の整備を行っている。

・震災救援所運営連絡会の設置

地域防災団体を中心に震災救援所運営連絡会を設置し、救援所運営のルールづくりや、応急救護活動が円滑に行えるよう訓練を実施している。

震災編 第2部 施策ごとの具体的計画（災害予防・応急・復旧計画）

第9章 避難者対策

第5節 具体的な取組【予防対策・応急対策・復旧対策】

・学校防災倉庫の整備

震災時に必要となるチェンソーや油圧ジャッキなどの救助資器材、毛布などの生活物資等を備蓄するため、震災救援所となる区立小・中学校の余裕教室を活用し、学校防災倉庫を設置し整備している。（備蓄備品については第10章 参照）

・学校防災用井戸の設置

震災時には飲料水のほか、トイレ・洗濯などに役立つ生活用水が必要になるが、停電時にも使える手押しポンプを区立小・中学校及び済美養護学校の67校に設置している。（飲料水、生活用水の確保については、第10章 参照）

・大型消火器の設置

震災時の初期消火に有効な大型消火器を、区立小・中学校及び済美養護学校67校の給食室の近くに設置している。

・災害対策用取り出し水栓の設置

震災救援所の飲料水対策として、構造上設置が困難な一部の小・中学校を除き、学校の受水槽の下部に取り出し水栓を設置し、停電時にも受水槽から当面の飲料水を確保できるようにしている。（飲料水、生活用水の確保については、第10章 参照）

・スタンドパイプの配備

災害時の給水拠点を拡充するため、路上の消火栓に接続して使用できる応急給水及び消火資機材として、スタンドパイプを全震災救援所に配備していく。

・NTT 災害時用特設公衆電話の設置

震災救援所では、避難者家族等の安否確認のためにNTTグループが提供する災害時用特設公衆電話を使用できるようにしている。各小・中学校に専用のモジュージャックの設置工事を行っており、震災時には学校防災倉庫で保管している電話機を接続して無料で使用できる。

・食料及び資器材の備蓄、トイレ対策

乳幼児、高齢者等に配慮した食料の供給を図るため、粉ミルク、おかゆ等の備蓄を行うとともに、高齢者・障害者等関連施設・団体に対し、要援護者向け食料（流動食等）の備蓄の必要性について、普及啓発を強化する。

また、区は、高齢者、障害者等に配慮し、車いすや要援護者への救助用資器材（万能担架、おんぶひもなど）を備蓄している。車いすにも対応できる仮設トイレ等も区立小中学校の改築に合わせ、順次備蓄品として配備を進めている。また、車いすにも対応できる障害者用トイレが設置されている学校については、災害時に可能な限り当該施設を有効利用する。

震災編 第2部 施策ごとの具体的計画（災害予防・応急・復旧計画）

第9章 避難者対策

第5節 具体的な取組【予防対策・応急対策・復旧対策】

「震災救援所運営管理標準マニュアル」の改善

避難所の管理運営が混乱なく円滑に行われるよう、都作成の「避難所管理運営の指針」等に併せて、「震災救援所運営管理標準マニュアル」の随時見直しを行う。

震災救援所の運営においては、女性専用の物干し場、更衣室の確保や、安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した運営に努める必要がある。マニュアルの改善にあたっては、男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮する。

震災救援所・第二次救援所・福祉救援所の連携体制の整理・具体化

区は、災害時において、災害時要援護者に対する必要な支援ができるように、第二次救援所・福祉救援所の指定を行う。また、要援護者の対応にあたっては、震災救援所・救援隊本隊（第二次救援所）及び救援部庶務班が連携し、迅速に行う必要があるため、連携のしくみや活動手順等の整理・具体化を進めていく。

ア）第二次救援所の指定

災害時要援護者のうち、震災救援所での生活が極めて困難な者については、区が避難状況等を勘案のうえ、済美養護学校（平成25年度まで）や地域区民センターに第二次救援所を開設して救援・救護を行う。区は、施設収容力の十分な確保のため、対象施設の拡大に向けて取り組む。また、バリアフリー化推進のための設備整備計画を検討するとともに、要援護者の受け入れに必要な資器材の備蓄の充実を図る。

イ）福祉救援所の指定

特別な支援や介護を必要とし、第二次救援所では生活が困難な要援護者を臨時的、応急的に受け入れ、専門性の高い支援を行うことができる高齢者、障害者等の福祉施設を活用し、福祉救援所として設置している。これまでの民間入所施設の他に区立の障害者通所施設4か所を指定しているが、26年度からは済美養護学校を第二次救援所から福祉救援所に位置付ける。

今後も福祉救援所の設置のため、社会福祉法人等との協定の締結を進めていく。【別冊・資料37～44】

ウ）避難先の振り分け基準の整理

要介護度や障害の程度、家族の有無、医療行為や医療的ケアの必要性などの視点から、医療救護所・第二次救援所・福祉救援所への振り分けのための基準を整理し、関係者間で共有するとともに訓練等を通じた検証を行う。

エ）震災救援所運営連絡会との連携

区は、震災救援所運営連絡会による要援護者のための避難支援計画を踏まえた、災害時の迅速で効果的な支援体制の整備に努める。

オ）在宅の災害時要援護者への支援

震災救援所に避難せずに、在宅で避難している要援護者に対して、災害情報の提供、安否確認、

震災編 第2部 施策ごとの具体的計画（災害予防・応急・復旧計画）

第9章 避難者対策

第5節 具体的な取組【予防対策・応急対策・復旧対策】

避難生活必需品の補給、定期的なニーズ把握等について、民間事業者を含めて体制づくりを進める。

震災編 第2部 施策ごとの具体的計画（災害予防・応急・復旧計画）

第9章 避難者対策

第5節 具体的な取組【予防対策・応急対策・復旧対策】

第5節 具体的な取組 【応急対策】

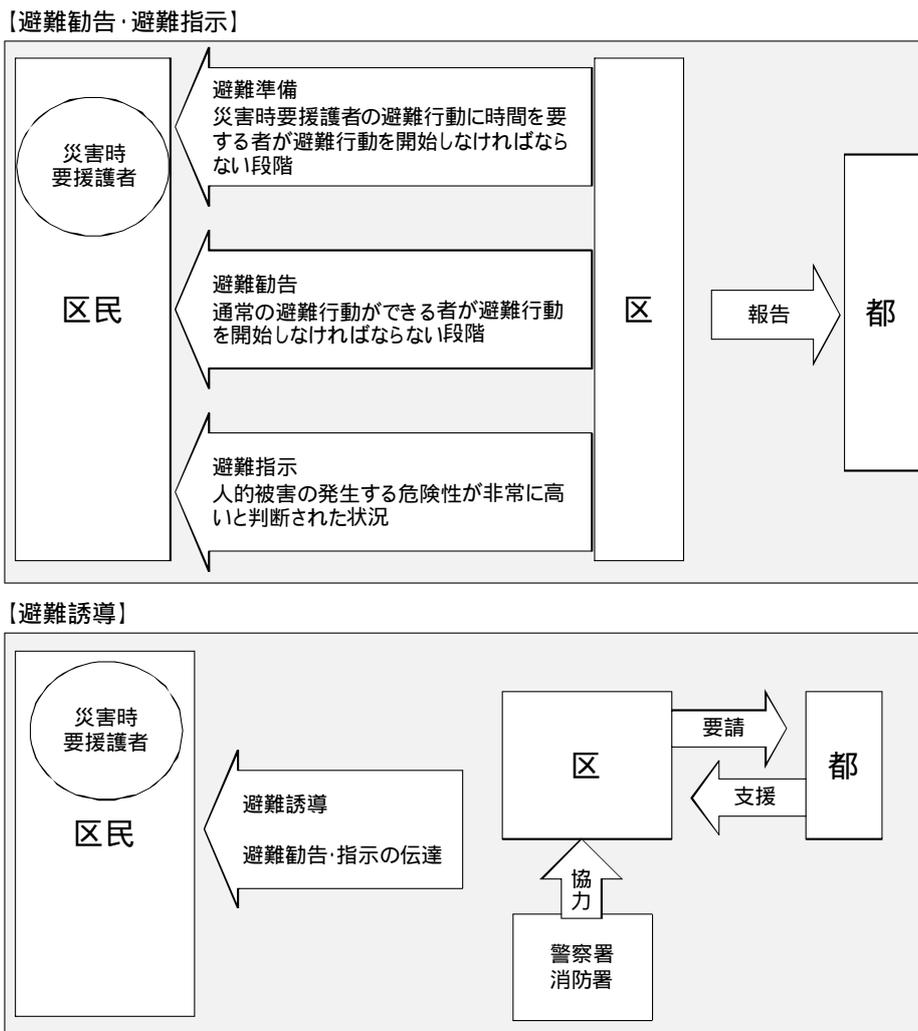
1 避難誘導	4 ボランティアの受入れ
2 震災救援所等の開設・管理運営	5 被災者の他地区への移送
3 動物救護	

第1 避難誘導

1) 対策内容と役割分担

機関名	対策内容
区	・避難勧告・避難指示 ・関係機関と連携した避難誘導
都本部	・災害対策基本法に規定する知事の役割 (応急措置、区の代行「避難指示、応急措置」) ・区からの要請に関する都関係各局との連絡調整
消防署	・災害の進展等により、住民を避難させる必要がある場合の区への通報 ・関係機関と連携した避難誘導 ・人命危険が著しく切迫し、通報するいとまがない場合に、関係機関と連携した避難勧告又は指示及び区へのその内容の通報
警察署	・災害の進展等により、住民を避難させる必要がある場合の区への通報 ・関係機関と連携した避難誘導 (区が避難指示できない場合) 警察官による避難指示

2) 業務手続き



各防災機関との情報通信連絡体制は、第7章のとおり

3) 詳細な取組内容

避難の勧告・指示

ア) 避難勧告及び指示

避難勧告及び指示は、原則として次のような場合に行う。

- ・火災が延焼拡大する恐れがあるとき
- ・爆発の恐れがあるとき
- ・ガスの流出拡散等により、広域的に人命に対する危険が予想されるとき
- ・建物の崩壊の恐れが大きい地区があるとき
- ・その他住民の生命又は身体を災害から保護するため必要と認められたとき

震災編 第2部 施策ごとの具体的計画（災害予防・応急・復旧計画）

第9章 避難者対策

第5節 具体的な取組【予防対策・**応急対策**・復旧対策】

イ) 勧告・指示の発令

機関名	内容
区	<ul style="list-style-type: none"> ・区の区域内において危険が切迫した場合に区長は、管轄警察署長及び消防署長と協議の上、要避難地域・避難先を定めて当該地域住民に対し避難の勧告又は指示をする。 ・この場合直ちに都本部に報告し、区民へは警察署及び消防署等の協力を得ながら、防災行政無線、広報車、エリアメール等により迅速かつ的確に伝達する。
警察署	<ul style="list-style-type: none"> ・現地において著しい危険が切迫しており、区長が避難の指示をすることができないと認めるとき、又は区長から要求があったときは、警察官が直接住民等に避難の指示をする。この場合直ちにその旨を区長に通知する。
消防署	<ul style="list-style-type: none"> ・消防署長は、火災の延焼拡大又はガスの拡散が迅速で、人命に対する危険が著しく切迫していると認めるときは、当該地域住民に対して退去、出入禁止又は出入制限を行うものとともに、直ちに区長に通報する。
都	<ul style="list-style-type: none"> ・都知事は、水防法又は地すべり等防止法に基づく避難の指示を行うほか、災害の発生により区がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、避難のための立ち退きの勧告及び指示に関する措置の全部又は一部を区長に代わって実施する。

ウ) 警戒区域の設定

災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、住民の生命・身体を保護するため必要があると認めるとき、区長は警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の当該地域への立入りを制限若しくは禁止し、又は退去を命ずるものとする。

区長の職権を行使する区職員が現場にいない場合、又は区長から要求があったときは、警察官又は災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官が区長の職権を行使する。この場合直ちにその旨を区長に通知する。

避難誘導

延焼火災の拡大等の危険が切迫し、住民が避難場所へ避難する場合、避難住民の安全を確保するには、適切な誘導等を行うことにより混乱なく避難の実施を図る必要がある。

避難時の誘導態勢については、次のとおりとする。

ア) 震災時の避難誘導

機関名	内容
区	<ul style="list-style-type: none"> ・避難の勧告・指示が出された場合、区は、警察署及び消防署の協力を得て、地域又は防災市民組織（町会等を含む。）事業所単位に集団の形成を図るため、区立小・中学校等に避難者を集合させ、防災市民組織の会長や事業所の管理者等のリーダーを中心に集団を編成した上で、集団避難を実施する。 ・なお、広域避難場所と震災救援所間における避難者の受入・送致は、関係機関と協

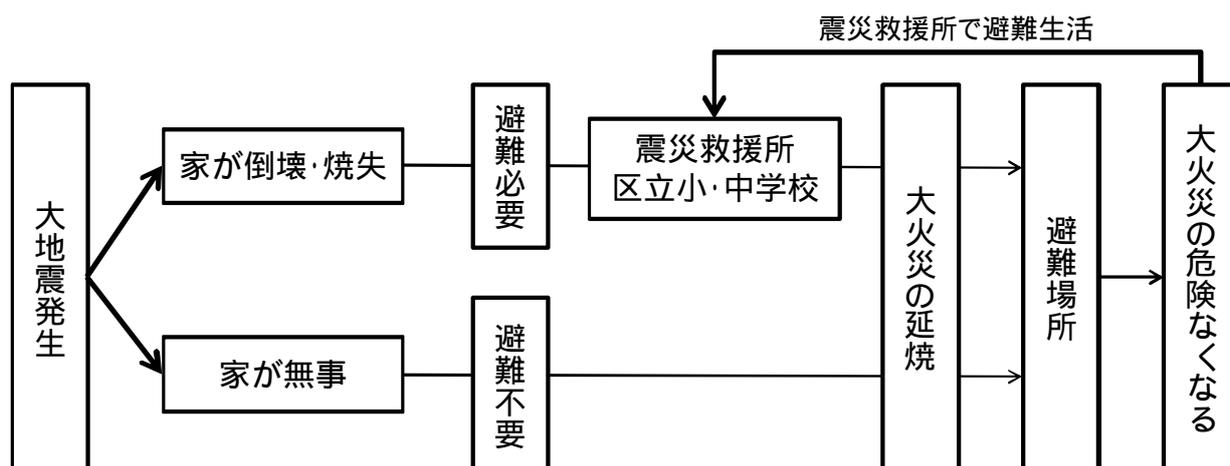
震災編 第2部 施策ごとの具体的計画（災害予防・応急・復旧計画）
 第9章 避難者対策
 第5節 具体的な取組【予防対策・応急対策・復旧対策】

	<p>力のもと救援隊本隊を中心に行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時要援護者を優先的に避難させ、その安全を図る。 ・避難にあたっては、事前に避難経路を検討し、安全性を確認する。危険箇所には標示・縄張り・誘導員の配置等事故の防止に努める。
警察署	<ul style="list-style-type: none"> ・一時集合場所等に集合した地域住民を、事業所従業員等で町会等の役員及び事業所の責任者等のリーダーを中心とした集団単位で、指定された避難場所に避難させる。 ・避難誘導にあたっては、避難道路等の要点に警戒員を配置し、現場ごとに情報提供を行う。 ・火災等の規模や態様等により、できる限り必要な部隊を配置し、地域住民・事業所等のリーダーとの連絡を通じて、必要な避難措置を講じる。 ・避難場所では、所要の警戒員を配置し、関係防災機関と緊密に連絡をとり、被害情報の収集ならびに広報活動、行方不明者等の把握及び危険と認められた場合の再避難の措置等を講じ、避難場所の秩序維持に努める。 ・災害時要援護者を優先的に避難させ、その安全を図る。
消防署	<ul style="list-style-type: none"> ・消防署は、避難の勧告・指示が出された場合には、災害の規模、道路橋りょうの状況、火災の拡大の経路及び消防部隊の運用等を勘案し、もっとも安全と思われる方向を区長、警察署等関係機関に通報する。 ・避難が開始された場合は、消防団員の活動により避難誘導にあたる。 ・避難の勧告・指示が出された時点以降の消火活動は避難場所、避難道路の安全確保に努める。

イ) 避難方式

災害の状況によっては、区をはじめとする防災関係機関が、避難の勧告・指示を行い避難誘導するという原則的な対応が困難な場合も想定される。したがって、住民が自主的に集団を形成し、秩序正しい避難を行えるように基本的な避難の方式を明確にし、住民に周知徹底を図っていく。

杉並区の定める基本的な避難の方式を系統化すると次のようになる。



上図は、火災が発生し延焼拡大した場合を想定している。家屋の倒壊による一時的な避難の必要や火災などによる人命の危険性がなければ、避難する必要はない。

地震による同時多発の火災が延焼拡大し、人命への危険性が高まったときや家屋の倒壊等により一時的に避難する必要があると認められるときの第一次的な避難先は、最寄りの「区立小・中学校」である。

「区立小・中学校」で集団を形成しながら、災害の状況を判断する。火災が鎮火するなど危険がなくなった時は、住家が居住可能であれば自宅等に帰宅し、住家が居住不可能であれば震災救援所となる最寄りの「区立小・中学校」で救援を受ける。

火災が延焼拡大するなど「区立小・中学校」に留まることが危険になった場合は、集団で「避難場所」又は他の「区立小・中学校」に避難する。

火災が延焼拡大した場合に、「避難場所」の近くに居住する住民は、直接「避難場所」に自主避難することもあり得る。

「避難場所」へ避難後、火災が終息したら、住家が居住可能であれば自宅等に帰宅し、住家が居住不可能であれば震災救援所となる最寄りの「区立小・中学校」で救援を受ける。

ウ) 事業者による対策

駅長は、所在地の行政機関等との協力体制の確立に努め、消防署・警察署等の行政機関および救急医療機関の所在地・電話番号ならびに病院等の収容人員、診療科目等を把握しておく。

負傷者が発生した場合の処置は、次による。

- ・負傷者の救出の際には、旅客（特に医師・看護師等）の協力を求める。
- ・付近に病院等がある場合には、その医師に協力を求める。
- ・救急車の依頼等、医師の手当てを受ける手配をする。
- ・多数の負傷者が発生した場合には、安全な場所に臨時救護所を設置する。

避難場所の運用

ア) 運営主体

大火災によって、避難場所に避難する事態になった場合、避難場所の運営は、原則として、区救

震災編 第2部 施策ごとの具体的計画（災害予防・応急・復旧計画）

第9章 避難者対策

第5節 具体的な取組【予防対策・応急対策・復旧対策】

援隊本隊が防災市民組織、医師会等の協力を得て行う。

避難場所の運営は、当該避難場所所在の区・市（区内14カ所の避難場所は杉並区、区外4カ所はそれぞれの所在区・市）が対応する。したがって、区外の避難場所に同行した区職員は、当該避難場所においては、所在区、市の長の指揮の下に職務を遂行する。

区は、避難場所の施設管理者等と連絡を密にし、運営に支障を来たさないように努める。

第2 震災救援所等の開設・管理運営

1) 対策内容と役割分担

機関名	対策内容
区	<ul style="list-style-type: none">・震災救援所の開設、管理運営・第二次救援所、福祉救援所の開設、管理運営・食料・生活必需品等の供給、公衆浴場の確保（第10章参照）・飲料水、食品の安全等環境衛生の確保（第7章参照）・避難住民に対する健康相談（第7章参照）・感染症予防についての避難住民への周知、患者発生時の感染拡大防止対策（第7章参照）・トイレ機能の確保（第12章参照）
都福祉保健局	<ul style="list-style-type: none">・震災救援所、第二次救援所、福祉避難所の開設状況の把握・震災救援所等管理運営に関する支援・区の避難住民に対する健康相談支援・「環境衛生指導班」による飲料水の安全等環境衛生の確保・「食品衛生指導班」による食品の安全確保・避難住民に対する食品の衛生的な取扱指導・区の衛生管理対策支援・生活必需品等の配分について、都福祉保健局のみで困難な場合は、都総務局等に応援を依頼し、日本赤十字社に対して日赤奉仕団や赤十字ボランティア等の応援要請等の措置を講ずる。
都財務局	<ul style="list-style-type: none">・野外受入施設の開設に向けたテントの調達
都教育庁	<ul style="list-style-type: none">・都立学校に避難所を開設する場合の避難所運営協力の支援
都本部	<ul style="list-style-type: none">・必要な避難所確保のための区市町村支援

2) 詳細な取組内容

震災救援所の開設

区は、震災によって被災した住民の救援・救護をするため必要があるときは、その拠点として震災救援所を開設する。

ア) 開設場所

震災編 第2部 施策ごとの具体的計画（災害予防・応急・復旧計画）

第9章 避難者対策

第5節 具体的な取組【予防対策・応急対策・復旧対策】

必要な地域の区立小・中学校に開設する。【別冊・資料93】

開設予定の区立小・中学校が被災する等の事情により、震災救援所として使用できない場合、又は被災者の増大等により震災救援所が不足する場合には、周辺の区有施設その他の公共的施設を補助代替施設として使用する。

震災救援所の開設場所は上記によるが、場合によっては都財務局が調達する資材により一時的に被災者を受け入れる施設を野外に設置する。この場合、野外受入施設の設置期間は、震災救援所が開設されるまでの間又は応急仮設住宅が開設されるまでの間とする。

イ) 受入基準

震災救援所の受入基準は、居室 3.3 m²当たり概ね 2 人とする。

ウ) 開設時期及び期間

杉並区内で震度5強以上の揺れを観測した場合に全震災救援所を開設する。その他の場合は被災者、負傷者等の発生状況、区内の被災状況等から区長が決定し、開設を発令する。

災対総務部は直ちに応急危険度判定を実施し、建物の安全を確認するものとする。また、建設防災協議会等を通じ地域の土木・建築等事業者や技能者に対し、震災救援所運営連絡会への参画をよびかけること等を通じて、発災直後に迅速に震災救援所の安全を確認する体制を整備する。

区は、杉並建設防災協議会と「災害時における震災救援所の応急点検等に関する協定」を平成21年10月に締結し、震災救援所の施設機能維持に係る応急点検及び応急補修等の協力体制を構築した。【別冊・資料48、49】

区長は、震災救援所を開設したときは、開設状況を速やかに都福祉保健局及び警察署、消防署等関係機関に連絡する。

震災救援所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合には、都知事の事前承認（厚生労働大臣の承認を含む。）を受ける。

区は、震災救援所の開設期間が長期化した場合に備え、東京都理容生活衛生同業組合杉並支部と「災害時における理容サービスに関する協定」を平成21年11月に締結し、自力で理容室へ出向くことができない区民に対し、理容サービスの提供を実施する。

エ) 救援活動態勢

震災救援所には、区本部救援部に属する職員を配置する。

震災救援所職員は、震災救援所運営連絡会と協力して、速やかに震災救援所を開設し、被災者の受入れ態勢を整えるとともに、開設状況等を区本部に報告する。

震災救援所において、医師会、震災救援所運営連絡会及び防災市民組織等の協力を得て実施する救援活動は、概ね次のとおりである。

- ・ 災害関連情報の収集、伝達
- ・ 受入被災者の記録、尋ね人等への対応
- ・ 災害時要援護者の安否確認、救援
- ・ 受入被災者及び在宅被災者等に対する給食、給水、生活必需品の給・貸与
- ・ 医師会医療救護班、接骨救護班等が行う医療救護活動の応援
- ・ 高齢者、障害者等、震災救援所での生活が困難な者の、第二次救援所、福祉救援所への移送

震災編 第2部 施策ごとの具体的計画（災害予防・応急・復旧計画）

第9章 避難者対策

第5節 具体的な取組【予防対策・応急対策・復旧対策】

- ・被災者の防疫、衛生に関すること
- ・死体の捜索、収容、引渡し、仮埋葬に関すること
- ・ボランティアの受入、配置
- ・移送など、救助の支援

震災救援所において、要援護者の搬送に協力してもらえる人材の確保に努める。区は、庁有車の活用及び運転手の動員体制の整備を図るとともに、送迎用バスを所有する各福祉施設や区内運輸関係企業等との協定締結について検討する。また、近距離移送の場合に備え、震災救援所における搬送用資器材（リヤカー、担架、車いすなど）の配備や操作訓練のための協力・支援を行う。

オ) 管理・運営

震災救援所の運営に要する帳票は、「震災救援所運営管理マニュアル」に定めるとおり。

また、女性の視点に配慮した震災救援所の運営を行う。

- ・生活スペース、男女別更衣室・トイレ、女性専用物干し場、授乳室等、女性専用のスペースを確保する。（使用する教室や間仕切りユニットの配置について事前に定めておく。）
- ・震災救援所の運営に女性の意見が尊重されるように、震災救援所運営連絡会に女性の声を代表するリーダーの設置に努める。
- ・治安確保のための町会・防犯自主団体・安全パトロール隊による巡回体制を構築する。特に、女性に対する暴力などの被害を防止するために、警備上の配慮や相談サービスの提供、注意喚起に努める。
- ・妊婦や育児中の女性等の為に女性専用の相談スペースを設ける。

学校長は、区及び区教育委員会と協議の上、教職員の役割分担や初動態勢について定めるものとする。また、区立小・中学校は、震災救援所の管理運営について、女性等のニーズを反映できるよう震災救援所の運営体制に配慮し、連携して活動する。

第二次救援所の開設

原則として、被災した区民の救援・救護は震災救援所で行うものとするが、高齢者、障害者等の災害時要援護者のうち、震災救援所での生活が極めて困難な者について、区が第二次救援所を開設して救援・救護を行うものとする。

26年度から済美養護学校を第二次救援所から福祉救援所に位置付ける。

ア) 開設場所

済美養護学校（平成25年度まで）、地域区民センター（7カ所）を開設予定場所とし、被災状況及び避難状況・災害時要援護者の発生状況等を勘案して、必要な地域において開設する。【別冊・資料94】

イ) 開設時期・順位等

- ・開設時期

救援隊本隊及び震災救援所を設置した後、区長が被災状況、避難状況、災害時要援護者の発生状況、職員の参集状況等を考慮して、順次決定し、開設する。

震災編 第2部 施策ごとの具体的計画（災害予防・応急・復旧計画）
第9章 避難者対策
第5節 具体的な取組【予防対策・**応急対策**・復旧対策】

・開設順位等

第1順位：済美養護学校第二次救援所（平成25年度まで）
発災後できる限り速やかに開設する。

第2順位：地域区民センターに開設される第二次救援所（7カ所）
被災状況や障害の程度等に応じて開設する。

災害遺児

救援部長は第二次救援所開設前に、震災救援所から救援隊本隊への災害遺児の移送を決定することができる。

区長は第二次救援所を開設したときは、開設状況を速やかに各震災救援所のほか、都福祉保健局及び警察署、消防署等関係機関に連絡する。

ウ) 救援活動態勢

第二次救援所には、区本部救援部救援隊本隊に属する職員を配置する。

第二次救援所職員は、第二救援所を開設し、災害時要援護者の受け入れ態勢を整え、開設し、開設状況等を区本部に報告する。

第二次救援所における、主な救援活動は次のとおりである。

- ・災害時要援護者に対する、給食、給水、生活必需品の給・貸与
- ・災害時要援護者に対する、介護、保健、防疫、衛生に関すること
- ・災害時要援護者の付添人の受け入れ

エ) 管理・運営

管理・運営にあたって各救援隊本隊は施設長、施設管理者と互いに緊密な連絡を取り合って行う。
運営は、付添人やボランティアの協力を得ながら行う。

福祉救援所の開設

特別な支援や介護を必要とし、第二次救援所での生活が極めて困難な要援護者を臨時的、応急的に受け入れる救援所として、福祉救援所を開設する。開設は、区立の障害者通所施設4カ所及び、協定の締結をしている社会福祉法人等。【別冊・資料37～44】

26年度から済美養護学校を第二次救援所から福祉救援所に位置付ける。

震災編 第2部 施策ごとの具体的計画（災害予防・応急・復旧計画）

第9章 避難者対策

第5節 具体的な取組【予防対策・応急対策・復旧対策】

3) 詳細な取組内容

災害時には、負傷動物が多数発生すると同時に、多くの動物が飼い主とともに震災救援所に避難してくることが予想される。また、飼い主の分からない動物が、放し飼い状態で地域を放浪することも考えられる。

区は、動物愛護及び公衆衛生上の観点から、これら動物の救護や適正な飼育について、都や東京都獣医師会杉並支部（以下「獣医師会」という。）等の関係機関、動物愛護ボランティア等との協力体制を確立し、適切に対応することが必要である。

傷動物の救援活動

区は、負傷した動物に対する救護活動等を実施するため、震災救援所のうち5箇所を負傷動物救護所を設置する。獣医師会は協力協定【別冊・資料36】に基づき、動物医療救護班を当該救護所に派遣する。当該救護所においては、負傷した動物に対する応急処置、後方動物医療施設（獣医師会会員病院）への転送判断と順位決定及び死亡確認等の動物に関わる救護活動を実施する。【別冊・資料100】

都は、発災直後には、動物愛護相談センターに「動物医療班」を配置し、発災後72時間を目途に班の充実を図る。「動物医療班」は、区からの要請に応じて震災救援所等における獣医療提供等の支援を行う。

震災救援所における動物の飼育管理

区内には現在約2万頭の犬が登録されており、災害時には、猫等も含めて多数の飼育動物が、飼い主とともに震災救援所に避難することになる。これらの動物が、震災救援所内で避難住民と共存するためには、飼い主自身が動物の飼育に責任を持つという飼い主責任の考え方を徹底するとともに、区としても対応策を検討する必要がある。

ア) 飼育場所の確保と管理

区は、震災救援所（区立小・中学校）のグラウンド部分にテントを設置するなど、動物の飼育場所を確保するとともに、獣医師会、地域の都動物愛護推進員、杉並区どうぶつ相談員（動物適正飼養普及員）、ボランティア等の協力を得て、飼い主に対する適正飼育の指導を行う。飼い主は、ケージ等に収容した飼育動物をテント内に置き、給餌、清掃など全ての面で自らの責任において管理するものとする。

イ) 関係機関への要請

区は、震災救援所における動物の飼育状況を把握し、必要に応じて資器材の提供や獣医師等の派遣について、都や関係機関等に要請する。また、都等が設置する保護施設への動物の転送及び譲渡についての必要な調整を行う。

都は、「動物救援本部」が実施する動物救護活動の一時的な拠点として、動物愛護相談センター等の動物保護施設を提供する。

ウ) 飼い主責任の徹底

震災編 第2部 施策ごとの具体的計画（災害予防・応急・復旧計画）

第9章 避難者対策

第5節 具体的な取組【予防対策・応急対策・復旧対策】

震災救援所において、他の避難住民に配慮しつつ動物の適正な飼育を行うために、飼い主が平常時から以下の準備をするよう、広報等を通じて周知徹底を図る。

- ・動物を収容するケージ、ペットフード、水、薬など非常持ち出し品の準備
- ・うるさく吠えないなど基本的なしつけ
- ・予防接種の徹底と排泄物の処置など衛生面の配慮
- ・鑑札（犬）や迷子札（猫）など身元表示の徹底

飼い主の分からない動物の保護

飼い主の分からない動物の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、区は、東京都動物愛護相談センターや動物愛護ボランティア等と連携しつつ、飼い主の捜索や一時保護に努める。

都は、発災直後には、動物愛護相談センターに「動物保護班」を配置し、発災後72時間を目途に班の充実を図る。「動物保護班」は、区、都獣医師会、動物愛護ボランティア等の協力の下、飼い主不明の被災動物を保護し、動物保護施設に搬送する。

第4 ボランティアの受入れ

1) 対策内容と役割分担

機関名	対策内容
区	・専門ボランティアの受入・派遣 ・災害ボランティアセンターの開設・運営 (一般ボランティアの受入・派遣)
杉並区社会福祉協議会	・災害ボランティアセンターの開設・運営 (一般ボランティアの受入・派遣)
消防署	・杉並、荻窪消防ボランティアの受入・派遣
都生活文化局	・東京ボランティア・市民活動センターと協働で、東京都災害ボランティアセンターを設置・運営し、区災害ボランティアセンターを支援 ・東京都防災ボランティアの派遣

2) 詳細な取組内容

専門ボランティアの受入・派遣

専門的な知識、経験や特定の資格を要する以下のボランティアを受入れる二次的な窓口は、次のとおりとする。

- ・外国人に対する語学ボランティア 同・救援部（庶務班）
- ・医療関係のボランティア 同・医療救護部（情報・庶務班）
- ・建築物の応急危険度判定員 区災害対策本部・災対都市整備部（応急危険度判定班）

外国人への支援については、語学ボランティア等の協力を得て対応する。語学ボランティアの受入れは、杉並区交流協会と連携して体制整備を図る。区は、杉並区交流協会と災害時の語学ボラン

震災編 第2部 施策ごとの具体的計画（災害予防・応急・復旧計画）

第9章 避難者対策

第5節 具体的な取組【予防対策・応急対策・復旧対策】

ティアの派遣について協定を締結している。3.11 東日本大震災の教訓から、今までの派遣協定を見直す必要があり、25年度中に基本的な事項を検討する。主な検討事項は以下の通り。

- ・外国人に対する災害時の対応の周知（冊子等の作成）
- ・避難所での活動について
- ・避難所、病院等への通訳ボランティアの派遣

また、医療救護における人材確保のため、多数の傷病者が発生した場合に設置する医療救護所等において活動する医療ボランティアの登録制度を設立する。

また、区内に在住、在勤する建築物の応急危険度判定員（548名）のうち、146名については、杉並区応急危険度判定員ネットワーク登録判定員として発災直後から応急危険度判定を行う体制を整備している。

災害ボランティアセンターの開設・運営（一般ボランティアの受入・派遣）

区はボランティアによる災害時活動が円滑に行えるよう、杉並区社会福祉協議会と「災害時におけるボランティア活動に関する協定」を平成17年6月28日に締結し、災害時に災害応急対策活動等を行うボランティア活動の協力体制を確立した。この協定に基づき、杉並区社会福祉協議会は、災害時に「災害ボランティアセンター」をあんさんぶる荻窪内に設置し、次のような活動を行う。

- ・災害ボランティアの受け入れや派遣
- ・震災救護所運営・維持等に関する支援・協力
- ・自宅避難者の生活に関する支援・協力
- ・災害応急及び復興活動に関する支援

区は、ボランティアの待機スペースを用意し、震災救護所からの要望に応じた派遣体制を整備するとともに、災害時にボランティアが特定の震災救護所だけに集中しないよう、情報発信の適切な内容・手段についてあらかじめ検討しておく。

また、区は、大量に届く救援物資を仕分けする人手不足の問題に対処するため、支援物資等受入拠点、地域内輸送拠点へのボランティアの派遣体制の構築等に取り組む。

また、区は、社会福祉協議会と連携して、区民参加のもと、災害ボランティアセンターの運営スタッフ及びリーダー養成を図り、設置訓練などを定期的に行い、ボランティア意識の啓発や区民のボランティア活動への参加を推進していく。

杉並、荻窪消防ボランティア

杉並、荻窪消防ボランティアは、東京消防庁管内に震度6弱以上の地震が発生した場合、及び大規模な自然災害や事故が発生した場合、あらかじめ登録した消防署に自主的に参集し、消防隊と協力して次の活動を行う。区内では、杉並391名、荻窪256名が登録している。

- ・応急救護活動
- ・災害情報提供活動
- ・消火及び救助・救出活動の支援
- ・消防用設備等の機能確保の支援
- ・危険物施設等の安全確保の支援
- ・火災調査の支援

震災編 第2部 施策ごとの具体的計画（災害予防・応急・復旧計画）

第9章 避難者対策

第5節 具体的な取組【予防対策・**応急対策**・復旧対策】

東京消防庁災害時支援ボランティアは、災害時における消防隊の現場活動を支援するため、消防署に事前登録しているボランティアである。杉並・荻窪消防署は、応急救護をはじめ専門的な知識・技術を有するボランティア活動を得るため、受入れ体制を確立するとともに、指導育成を図る。

東京都防災ボランティアの派遣

東京都防災ボランティアは、一定の知識、経験や資格を必要とするボランティアを事前に登録しておく制度である。現在、建築物の「応急危険度判定員」、公共土木施設の応急復旧を支援する「建設防災ボランティア」、被災外国人を支援する「語学ボランティア」等がある。

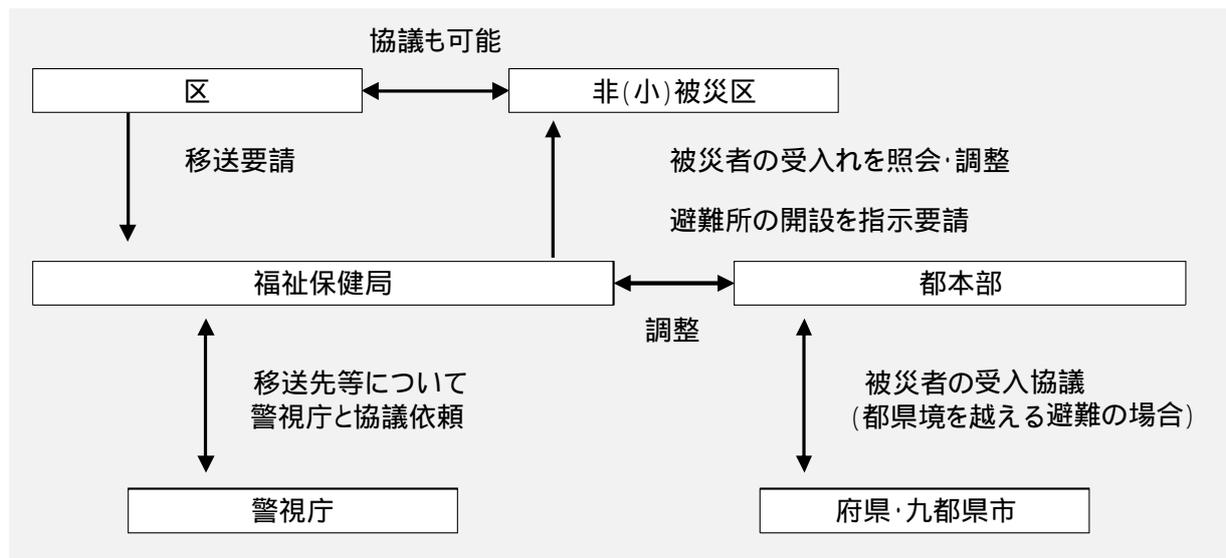
災害時、東京都では、災害対策本部にボランティア部を設置し、都におけるボランティア活動の総合的窓口として、東京ボランティア・市民活動推進センターや区等との連携・協力により、ボランティア派遣等を実施することとしている。

第5 被災者の他地区への移送

1) 対策内容と役割分担

機関名	対策内容
区	<ul style="list-style-type: none">・他区市町村への避難についての調整・移送について知事(都福祉保健局)に要請・移送先における震災救援所管理者を決定し、移送先へ派遣・移送後の避難所運営へ・受入態勢を整備(受入側)・移送後の震災救援所運営の協力(受入側)
都福祉保健局	<ul style="list-style-type: none">・被災者の移送先の決定・移送先の区市町村との調整・被災者の移送方法を決定、移送手段の確保・区市町村による災害時要援護者等の移送支援
都本部	<ul style="list-style-type: none">・都県境を越える避難についての調整

震災編 第2部 施策ごとの具体的計画（災害予防・応急・復旧計画）
 第9章 避難者対策
 第5節 具体的な取組【予防対策・**応急対策**・復旧対策】
 2) 業務手順



3) 詳細な取組内容

区長は、区が設置する震災救援所に被災者を受け入れることができないときは、被災者の他地区（非被災地若しくは小被災地又は隣接県）への移送について、都福祉保健局及び災害時協定締結区市町村等へ要請する。

なお、災害時協定締結区市町村等等と受け入れについての協議した場合、その旨を都知事に報告する。

被災者の他地区への移送を要請したときは、区長は、区本部救援部に所属する職員を移送先区市町村へ派遣するとともに、移送にあたり引率者を添乗させる。

移送先での被災者の救援、救護については、移送元の区市町村が移送先の区市町村の協力を得て実施する。

被災者の移送方法については、都福祉保健局が当該区市町村の輸送能力等を勘案して定め、都財務局が調達するバス、貨物自動車を中心に実施するが、区としても車両の確保について協力するものとする。

都及び災害時協定締結区市町村等から被災者の受入要請があった場合は、直ちに震災救援所等を開設し、受入態勢を整備する。

第10章 物流・備蓄・輸送対策の推進

震災編 第2部 施策ごとの具体的計画（災害予防・応急・復旧計画）
第10章 物流・備蓄・輸送対策の推進

第10章 物流・備蓄・輸送対策の推進

第1節 現在の到達状況

- 区と都は、合わせておおむね3日分の食料を確保（4日目からは、調達物資（炊き出し等）での対応を想定）するとともに、区内全体で83,700m³の飲料水を確保（区民約54万人の約52日分）
- 地域における物資の受入れ、配分等の拠点として支援物資等受入拠点、地域内輸送拠点を選定
- 物流事業者等との協定締結等による輸送手段の確保、輸送体制の構築

第2節 課題

- 物資の途絶が3日以上に及ぶ可能性や、災害時要援護者等の多様化する避難者ニーズを踏まえた対応が必要
- 防災倉庫及び地域内輸送拠点の配置、増加について更なる検討が必要
- 災害時における輸送ルートの検討、及び輸送手段の確保を目的とした物流事業者等との連携等の具体化が必要

第3節 対策の方向性

- 備蓄量の増加と調達先の拡大により、災害時に必要な物資を確保できる体制を構築
- 支援物資等受入拠点、地域内輸送拠点における物資の搬出体制を構築するとともに、支援物資の保管場所を確保
- 区と物流事業者等との連携を、事前の協議や訓練により深める等、発災時における円滑な物資輸送を可能とする体制を構築

第4節 到達目標

- 3日分の物資の確保と強固な調達体制の構築
- 支援物資の荷さばき機能の強化
- 物流事業者等と連携した円滑な物資輸送体制の構築

第5節 具体的な取組

地震前の行動（予防対策）

食糧及び生活必需品等の確保
（第2部第10章 P.363）

飲料水及び生活用水の確保
（第2部第10章 P.366）

備蓄倉庫及び輸送拠点の整備
（第2部第10章 P.368）

地震直後の行動（応急対策） 発災後72時間以内

備蓄物資の供給
（第2部第10章 P.372）

飲料水の供給
（第2部第10章 P.374）

生活用水の供給
（第2部第10章 P.376）

物資の調達要請
（第2部第10章 P.376）

物資及び人員の搬送方法の確保
（第2部第10章 P.378）

地震後の行動（復旧対策） 発災後1週間目途

多様なニーズへの対応
（第2部第10章 P.381）

食糧品、飲料水等の安全確保
（第2部第10章 P.381）

市場の流通確保、消費者への情報提供
（第2部第10章 P.382）

震災編 第2部 施策ごとの具体的計画（災害予防・応急・復旧計画）

第10章 物流・備蓄・輸送対策の推進

第1節 現在の到達状況

第1節 現在の到達状況

第1 食糧・水・生活必需品等の確保

区と都は、避難者用に、クラッカー、アルファ米等の食料、飲料水、調製粉乳のほか、毛布、タオル等の生活必需品を備蓄するとともに、食糧品、生活必需品等物資の調達について、あらかじめ業界団体、事業者等に協力を依頼している。

区と都は、合わせておおむね3日分の食料を確保（4日目からは、調達物資（炊き出し等）での対応を想定）しており、被災乳幼児（2歳未満）用の調整粉乳等は、おおむね7日分確保している。

また、震災時の飲料水等を確保するため、区立小中学校の受水槽や、浄水場、給水所及び応急給水槽等を設置している。杉並区内全体で83,700m³の飲料水が確保されており、これは、区民約54万人の約52日分にあたる。

第2 備蓄倉庫及び輸送拠点の整備

区は、避難者用の備蓄物資を保管するための学校倉庫及び備蓄倉庫を整備している。

都は、物資の積替・配送等を行う広域輸送基地を整備し、区は、地域における物資の受入れ、配分等の拠点として支援物資等受入拠点、地域内輸送拠点を選定している。

区は、備蓄倉庫及び物資の集積所から震災救援所等への物資の輸送を、協定締結機関等と協力して行うこととなっている。

義援物資については、区と都が被害の状況等を把握し、その募集を行うか否かを検討し決定することとなっている。

第3 輸送体制の整備

東京都トラック協会杉並支部との協定締結等により、輸送手段の確保、輸送体制の構築に努めている。物資輸送のオペレーションは、救援部物資班が行うこととなっており、関係者との連絡手段は電話やファックス、防災行政無線を主としている。

震災編 第2部 施策ごとの具体的計画（災害予防・応急・復旧計画）

第10章 物流・備蓄・輸送対策の推進

第2節 課題

第2節 課題

【被害想定（東京湾北部地震）】

被害項目	想定される被害
避難者数	最大 176,369人
避難所へ避難する人	最大 114,640人
避難所以外のところへ避難する人	最大 61,729人

第1 食糧・水・生活必需品の確保に向けた課題

物資の途絶が3日以上に及び、備蓄している食料が不足する可能性がある。

また、災害時要援護者、食事制限のある方や子供、男女の違いに一定の配慮をした食料・生活必需品等、避難者のニーズは多様化しており、その対応が求められる。備蓄品目・量、調達体制の見直しが必要である。

第2 備蓄倉庫及び輸送拠点の整備

区は、地域における物資の受入れ、配分等の拠点として支援物資等受入拠点、地域内輸送拠点を選定している。しかし、支援物資等受入拠点は、ヘリコプターの発着場所等、他の用途でも利用するほか、屋外であるため、備蓄物資の荷捌きに支障が出る可能性がある。

そのため、防災倉庫及び地域内輸送拠点の配置、増加について更なる検討が必要である。

第3 輸送体制の整備

震災救援所等へ物資等を輸送するため、防災倉庫、支援物資等受入拠点、地域内輸送拠点からの効率的な輸送体制を築く必要がある。そのためには、災害時における輸送ルートの検討、及び輸送手段の確保を目的とした東京都トラック協会杉並支部との連携等の具体化を進める必要がある。

震災編 第2部 施策ごとの具体的計画（災害予防・応急・復旧計画）

第10章 物流・備蓄・輸送対策の推進

第3節 対策の方向性

第3節 対策の方向性

第1 食糧・水・生活必需品等の確保

1) 食料・生活必需品等の確保

備蓄量の増加と調達先の拡大により、災害時に必要な物資を確保できる体制を構築する。そのため、区と都は連携して備蓄する等、発災後3日分の食料・生活必需品等の確保に努める。

都の備蓄物資は区の要請に基づき供給されるのが原則であるが、そのいとまがないときは、都は区からの要請を待たずに、必要な物資または資材の供給（プッシュ型支援）を行う。

2) 水の確保

発災時は道路状況等から車両運搬が困難な事態も予測されるので、震災救援所を拠点として水の確保に努める。区は、全震災救援所に段階的に応急給水に対応できるスタンドパイプの導入を行い、各震災救援所での給水拠点を確保していく。

3) 家庭内備蓄の促進

区は、自宅における被災生活に備えるため、備蓄物品のあっせん等により各家庭での備蓄の推進を図る。また、区と都は、平時から区（都）民に対し備蓄の普及啓発を行う。

第2 備蓄倉庫及び輸送拠点の整備

備蓄倉庫の確保や配置について再検討を行うとともに、震災救援所やその近隣への物資の分散備蓄を促進する。また、支援物資等受入拠点、地域内輸送拠点における物資の搬出体制を構築するとともに、支援物資の保管場所を確保する。

第3 輸送体制の整備

救護部物資班と東京都トラック協会杉並支部等との連携を事前の協議や訓練により深める等、発災時における円滑な物資輸送を可能とする体制を構築する。

震災編 第2部 施策ごとの具体的計画（災害予防・応急・復旧計画）

第10章 物流・備蓄・輸送対策の推進

第4節 到達目標

第4節 到達目標

第1 3日分の物資の確保と強固な調達体制の構築

発災直後は道路障害物除去作業が完了していないことや、人命救助活動が優先されることにより、長距離の物資輸送が困難と予想される。そのため、発災後3日間は原則として地域内備蓄で対応するものとし、区と都との役割分担等を整理した上で、発災後3日間で必要となる食料・水・生活必需品等を備蓄等により確保する。

また、避難者の多様なニーズに応え、物資の供給を円滑に実施するため、物販事業者（小売事業者等）との新たな連携等により、強固な調達体制を構築する。

第2 支援物資の荷さばき機能の強化

都の備蓄倉庫及び広域輸送基地での荷さばき機能の強化にあわせて、支援物資等受入拠点、地域内輸送拠点における物資の受入・仕分け・積替え体制を構築する。

第3 物流事業者等と連携した円滑な物資輸送体制の構築

救護部物資班と物流事業者等との十分な連携体制を構築する等、物資輸送のオペレーション体制を確立し、発災時において、物資輸送に関する情報収集、判断、連絡調整等を迅速かつ的確に行えるようにする。

震災編 第2部 施策ごとの具体的計画（災害予防・応急・復旧計画）

第10章 物流・備蓄・輸送対策の推進

第5節 具体的な取組【予防対策・応急対策・復旧対策】

第5節 具体的な取組 【予防対策】

1 食糧及び生活必需品等の確保	3 備蓄倉庫及び輸送拠点の整備
2 飲料水及び生活用水の確保	

第1 食糧及び生活必需品等の確保

1) 対策内容と役割分担

災害の発生によって、食品・生活必需品の流通機構は一時的に麻痺状態を来すことが予測される。被災者に対して速やかに食糧・生活必需品の配布ができるよう、平時から物資の確保に努めるとともに、調達・搬送を含めた体制を整えておく必要がある。

機関名	対策内容
区	<ul style="list-style-type: none">・想定される最大の避難者数をもとに被災者の生活の維持のため、あらかじめ必要な食糧、飲料水、生活必需品等を備蓄・物資調達に係る災害時協定についての見直しの検討・食糧・生活必需品の受援体制の構築・災害時要援護者や女性等様々な避難者のニーズへの留意・家庭・地域等における備蓄促進のための広報
都都市整備局	<ul style="list-style-type: none">・区民、事業者による物資の備蓄を促進するため、都市開発の機を捉え、防災備蓄倉庫の整備を促進
都福祉保健局	<ul style="list-style-type: none">・広域的な見地から区の備蓄物資の補完を行うため、備蓄を推進
都生活文化局 都産業労働局 都中央卸売市場	<ul style="list-style-type: none">・要請があった場合に備えて、あらかじめ食糧・生活必需品の調達体制を構築

2) 詳細な取組内容

食糧の確保について

ア) 食糧の備蓄量

災害時の食糧の供給については、都・区間の役割分担により、区が当初の1日分を確保し、2日目以降の分については、広域的な見地から、都が必要な量を備蓄又は調達により確保することになっている。区は、被害想定震災救援所生活者等に給与する1日分（乳児については3日分）の食糧を、次のとおり備蓄している。

震災編 第2部 施策ごとの具体的計画（災害予防・応急・復旧計画）

第10章 物流・備蓄・輸送対策の推進

第5節 具体的な取組【予防対策・応急対策・復旧対策】

対象	品目	必要量	合計	備蓄の状況 (平成25年5月現在)
0～6月児	粉乳	各救援所 10人×5食×3日分×67カ所 = 10,050食(1食27g)	10,500食 (271kg)	12,864食 (648g・536箱) 347kg
7～11月	おかゆ	各救援所 10人×3食×3日分×67カ所 = 6,030食(1食30g)	6,030食 (181kg)	30,600食 280g10,200袋 (2,856kg) □1袋3食換算
災害時 要介護者	おかゆ	障害者 3,000人×3食 = 9,000食(1食90g)	21,000食 (1,890kg)	
		高齢者(要介護認定者等)4,000人×3食 = 12,000食(1食90g)		
1歳児	乾燥米	各救援所 20人×3食×3日分×67カ所 = 12,060食(1食33g)	12,060食	214,900食 5kg 4298箱 (21,490kg) □1食100g換算
65歳以上	乾燥米	22,000人×3食 = 66,000食(1食100g)	158,000食 (15,800kg)	
2歳児以上	乾燥米	92,000人×1食 = 92,000食(1食100g)		
65歳未満	クラッカー	92,000人×2食 = 184,000食(1食88g)	298,000食 (26,224kg)	261,810食 (23,039kg)
帰宅困難者	クラッカー	57,000人×2食 = 114,000食(1食88g)		
合計			504,720食	520,174食

今後、区の被害想定結果を踏まえ、地区別の想定避難者数を現状の備蓄状況と照らし合わせ、地区別の一般区民向け物資の備蓄品目・数量の需給バランスの見直しを図る。

東日本大震災を契機に、被害想定に基づいた食糧備蓄とは別に駅前滞留者及び区内通過者対策として以下のとおり備蓄を行っている。

対象	品目	備蓄量	備蓄の状況 (平成25年5月現在)
駅前滞留者 区内通過者	クラッカー	拠点とする救援所 700人×1食×7校 = 4,900食(1食88g)	4,900食 (431.2kg)

イ) 食糧等調達に係る災害時協定

区は、備蓄分のほか、災害時協定により食糧等を調達する。

現在区は、杉並米穀小売商組合連合会、杉並商店連合会、区内に本社のあるスーパーマーケット業者と応急物資の優先供給等の協力に関する協定を締結している。【別冊・資料63、64、65】

現状の物資調達に係る災害時協定について、実効性を検証し、必要に応じて代替調達先を確保す

震災編 第2部 施策ごとの具体的計画（災害予防・応急・復旧計画）

第10章 物流・備蓄・輸送対策の推進

第5節 具体的な取組【予防対策・応急対策・復旧対策】

る等、協定先・協定内容について見直しを検討する。

ウ) 食糧の配布基準の周知

食糧の配布は、震災救援所内外で配給に不平等が生じないように、配給対象者・配給量に関する一般的な方針や、震災救援所以外の避難者に対する情報提供方法等を確立しておく。

（配布基準は 11章 応急対策 第1-3 詳細な取組内容 (1) 備蓄食糧の配布 参照）

生活必需品等の確保

被災者のうち、特に抵抗力の弱い高齢者、乳幼児を対象に、毛布、カーペット等を備蓄するほか、震災救援所等における被災者の救援・救護に必要な資器材を備蓄又は調達により確保する。

ア) 毛布、敷物

区は、1震災救援所あたり、毛布を800枚、敷物（カーペット）を50枚確保している。

イ) その他の備蓄品

生活必需品	カーペット・ストーブ・簡易トイレ（3種類）・タオル・トイレトーパー・ほ乳ビン・洗いおけ・石けん・生理用品・紙オムツ・ウェットティッシュ・ラジオ・サーチライト等
資器材	発電機・投光機・ランタン・炊飯器具・大型パーナー・リヤカー・テント・スコップ・ツルハシ・エンジンチェンソー・油圧ジャッキ等
災害時要援護者、女性・子どもなど様々な避難者のニーズに対応した物資	・備蓄品については、要援護者、女性・子どもなど様々な視点から配慮する必要がある、改めて震災救援所等の備蓄品目・備蓄量について検討する。 ・非常用電源の燃料に関しては、区内のガソリンスタンドが激減している現状を踏まえ、関係団体との協定締結等を進める等、災害時に調達可能な体制を整備しておく。

物資等調達に係る災害時協定

区は、備蓄分のほか、災害時協定により物資等を調達する。

現在区は、区内業者と寝具類の提供に関する協定を締結している。【別冊・資料61】

現状の物資調達に係る災害時協定について、実効性を検証し、必要に応じて代替調達先を確保する等、協定先・協定内容について見直しを検討する。

区民、事業者による物資の備蓄についての意識向上

区民、事業者による備蓄を促進するため、平時から飲料水、食糧、生活必需品を備蓄するよう、杉並区防災用品のあっせんのご案内等を通じて、区民に対する普及啓発を行う。また、都総務局と協力して、帰宅困難者の発生を抑制するための備蓄等を促す東京都帰宅困難者対策条例等により、事業者による備蓄を促進する。

震災編 第2部 施策ごとの具体的計画（災害予防・応急・復旧計画）

第10章 物流・備蓄・輸送対策の推進

第5節 具体的な取組【予防対策・応急対策・復旧対策】

第2 飲料水及び生活水の確保

1) 対策内容と役割分担

機関名	対策内容
区	<ul style="list-style-type: none"> 震災救援所等に飲料水の備蓄を確保する。 震災救援所に応急給水に対応できるスタンドパイプを配置する。 災害用井戸の整備により、水の確保に努める。 協定締結等により、公衆浴場の深井戸を確保する。
都総務局	<ul style="list-style-type: none"> 震災時の飲料水等を確保するため、給水拠点の設置を行う。 応急給水槽及び給水拠点である浄水場(所)・給水所において、応急給水に必要な施設や資器材等の整備を行う。
都水道局	<ul style="list-style-type: none"> 応急給水槽及び給水拠点である浄水場(所)・給水所において、応急給水に必要な資器材等の管理を行う。 給水拠点である浄水場(所)・給水所において、拠点ごとに要員を指定する。 防災市民組織等が自ら応急給水活動ができる施設の整備を行う。

2) 詳細な取組内容

飲料水の確保

震災救援所に随時飲料水(2リットルペットボトル)を備蓄していく。平成27年度には、各震災救援所に1,800本、3,600リットルの水が確保される。

給水拠点の設置

震災時の飲料水は、浄水場、給水所及び応急給水槽等によって確保する。

区は、区立小中学校等に受水槽を設置している。また、緊急遮断弁、給水用の仮設水栓等の取り付けを行っている。これらの受水槽の水量は次のとおりである。

図表：受水槽の水量（平成25年4月現在）

区分	水量	受水槽数
小 学 校	約565m ³	42
中 学 校	約420m ³	23
保 育 室	約565m ³	1
幼 稚 園	約5m ³	1
計		67

都水道局は、災害時の給水拠点を拡充するために、区に対して、路上の消火栓に接続して使用できる応急給水及び消火資機材(スタンドパイプ)を配置する。区では、全震災救援所に段階的に応急給水に対応できるスタンドパイプの導入を行い、各震災救援所での給水拠点を確保する。

都は、飲料水の確保を目的として、昭和52年度から平成12年度までに近くに浄水場、給水所等のない避難場所又はその周辺地域に震災対策用応急給水槽を区部で46基建設してきた。平成17年度末には、小規模応急給水槽(確保水量100m³)を含めて68基を建設し、本区を含む区部におい

震災編 第2部 施策ごとの具体的計画（災害予防・応急・復旧計画）

第10章 物流・備蓄・輸送対策の推進

第5節 具体的な取組【予防対策・応急対策・復旧対策】

ては既存の浄水場、給水所等も含め概ね 2km の範囲内に 1カ所の給水施設を確保している（現在の区内の給水所、浄水場等は 11章 第5節 応急対策 飲料水の供給 参照）。

都は、応急給水槽及び給水拠点である浄水場(所)・給水所において、応急給水に必要な施設や資器材等の整備を行う。

都では、学校の避難場所としての機能強化を図るため、平成7年度から一部の都立学校等に、順次、小規模応急給水槽（標準容量 100m³）を建設し、飲料水の確保を進めている。

生活水の確保

被災者の生命維持を図る上で、欠かせないのが、トイレや洗濯等に必要生活水の確保である。

ア) 登録生活水井戸

災害時に生活水を確保するために、区民所有の井戸の登録制度を実施している。登録している井戸には、整備費の補助を行っており、今後も登録生活水井戸の増加を促進していく。

現在登録している生活水井戸【別冊・資料 106】

イ) 学校防災用井戸

震災救援所として指定する区立小・中学校 66校（旧若杉小含む）及び第二次救援所となる済美養護学校に防災用の井戸を設置し、被災者の避難生活が長期化した場合に備え、生活水の安定確保に努める。

ウ) 区有施設の防災用井戸

区の防災活動の拠点となる施設や、震災時に区民の生活水確保のため必要となる施設に防災用の井戸を設置し、被災者の生活水を確保する。【別冊・資料 105】

エ) 公衆浴場の深井戸の活用

区は、東京都公衆浴場商業協同組合杉並支部と、飲料水及び生活水の提供並びに被災者に対し応急的な入浴機会の提供を行うため、協定を結んでいる。【別冊・資料 54】

また、区内 6カ所の公衆浴場に、深井戸の揚水ポンプ用の非常用発電機の設置助成を行い、被災後速やかに水の補給及び入浴ができるよう整備している。【別冊・資料 107】

震災編 第2部 施策ごとの具体的計画（災害予防・応急・復旧計画）

第10章 物流・備蓄・輸送対策の推進

第5節 具体的な取組【予防対策・応急対策・復旧対策】

目標とする応急給水量

時期	1日1人当たりの目標とする応急給水量（用途）	主な活動の方法	住民の運搬距離
発災直後 （3日後まで）	3ℓ 飲料水	・拠点給水 ・車両輸送	おおむね 2キロメートル
復旧初期 （おおむね 10日後まで）	3～20ℓ 炊事、洗面等の最低生活用水	・拠点給水 ・車両輸送 ・仮設給水栓等	2キロメートル ～250メートル
復旧中期 （おおむね 20日後まで）	20～100ℓ 生活用水（3日に1回の風呂・洗濯、トイレ1日1回）	・拠点給水 ・車両輸送 ・仮設給水栓等	250メートル ～100メートル
復旧後期 （おおむね 30日後まで）	100～250ℓ 震災前の生活レベルに限りなく近づける。		100メートル ～宅地内設置の仮設給水栓

第3 備蓄倉庫及び輸送拠点の整備

1) 対策内容と役割分担

機関名	対策内容
区	<ul style="list-style-type: none"> ・災害備蓄倉庫、学校防災倉庫の設置及び備蓄品の管理 ・都、他府県、スクラム支援自治体等からの救援物資の搬送方法等、受援体制を整える。 地域内輸送拠点を選定する。
都（総務局）	<ul style="list-style-type: none"> ・国や他道府県等からの支援物資を円滑に受入れるため、あらかじめ受援体制を整える。
都（福祉保健局）	<ul style="list-style-type: none"> ・迅速かつ的確に物資を輸送するため、直営倉庫を配置 ・都の備蓄物資を管理 ・直営倉庫及びトラックターミナル等の広域輸送基地の効率的な運営体制を構築

震災編 第2部 施策ごとの具体的計画（災害予防・応急・復旧計画）

第10章 物流・備蓄・輸送対策の推進

第5節 具体的な取組【予防対策・応急対策・復旧対策】

2) 詳細な取組内容

災害備蓄倉庫、学校防災倉庫の設置及び備蓄品の管理

図表：災害対策用備蓄倉庫一覧

No.	施設名	構造・面積	所在地
1	杉並区高井戸災害備蓄倉庫	鉄筋 247.15㎡	高井戸東1-18-5 南公園緑地事務所等と併設
2	“ 松ノ木 ”	“ 149.50	松ノ木2-33-6 松ノ木保育園・児童館と併設
3	“ 善福寺 ”	“ 30.00	善福寺2-26-18 善福寺保育園・敬老館と併設
4	“ 久我山 ”	“ 65.33	久我山5-18-7 久我山小学校隣接
5	“ 永福 ”	“ 42.52	永福2-6-12 永福南保育園・児童館隣接
6	“ 和田 ”	“ 40.00	和田2-31-18 和田小学校隣接
7	“ 成田西 ”	“ 90.00	成田西3-4-1 杉並第二小学校隣接
8	“ 上井草 ”	“ 30.00	上井草2-12-26 四宮小学校隣接
9	“ 下高井戸 ”	“ 45.00	下高井戸3-26-1 下高井戸運動場隣接
10	“ 宮前 ”	“ 90.00	宮前2-11-12 大宮前体育館隣接
11	“ 堀ノ内 ”	“ 90.00	堀ノ内2-5-27 済美教育研究所隣接
12	“ 久我山第二 ”	“ 51.67	久我山5-36-17 希望の家（福祉施設）隣接
13	“ 浜田山 ”	“ 77.25	浜田山4-21-3 浜田山児童館と併設
14	“ 上井草第二 ”	鉄筋 401.82	上井草3-16-21 上瀬戸公園隣接
15	“ 松ノ木第二 ”	鉄骨 71.71	松ノ木1-3-11 和田堀公園隣接
16	“ 高井戸西 ”	鉄筋 108.35	高井戸西2-5-10 (旧)高井戸区民事務所・児童館と併設
17	“ 善福寺第二 ”	鉄骨 124.15	善福寺1-8-4 荻窪中学校隣接
18	“ 和泉第二 ”	鉄筋 150.00	和泉2-36-11 和泉児童館隣接
19	“ 桃井 ”	“ 70.98	桃井4-3-2 西荻地域区民センター地下
20	“ 高円寺北 ”	“ 156.00	高円寺北4-35-4 馬橋公園内
21	“ 和田第二 ”	“ 165.00	和田3-55-46 蚕糸の森公園内
22	“ 阿佐谷南 ”	“ 239.32	阿佐谷南1-15-1 区役所地下
23	“ 井草 ”	“ 299.89	井草4-13-1 井草森公園管理事務所地下
24	“ 梅里堀ノ内 ”	“ 100.19	堀ノ内3-37-4 梅里堀ノ内敬老会館と併設
25	“ 柏の宮公園 ”	“ 66.98	浜田山2-5-1 杉並区立柏の宮公園内
26	“ 天沼 ”	“ 68.40	天沼3-23-1 天沼弁天池公園内
27	“ 高円寺南 ”	“ 50.73	高円寺南4-44-11 ゆうゆう高円寺南館と併設
28	“ 桃井第二 ”	“ 156.00	桃井3-8-1 桃井原っぱ公園内
	計	3277.94㎡	

震災編 第2部 施策ごとの具体的計画（災害予防・応急・復旧計画）

第10章 物流・備蓄・輸送対策の推進

第5節 具体的な取組【予防対策・応急対策・復旧対策】

学校防災倉庫

震災救援所として指定する区立小・中学校 66校（旧若杉小含む）のうち 65校（1校は隣(近)接の災害備蓄倉庫を活用）に対し、地域における避難・救援拠点としての機能を強化するため、余裕教室等を活用して学校防災倉庫を設置し、毛布、救助用資器材等の備蓄を行っている。

搬送方法等の受援体制

ア) 支援物資等受入拠点の選定

災害時には、道路障害や交通混雑のため、陸上輸送が困難となることが予測される。このため、ヘリコプターによる救援物資や人員の緊急輸送を考慮して、支援物資等受入拠点となりうる次のヘリコプター災害時緊急離着陸場候補地の中から、災害時には区が、安全性等を確認して使用を決定することとする。

なお、使用決定後、区は必要な物資等を都、他府県、スクラム支援自治体等に要請する。都はヘリコプター運用機関（警視庁・東京消防庁・自衛隊）に対して出動要請を行う。

また、区内に安全な支援物資等受入拠点を確保できない場合は、都が他の区市町村と調整して、他の自治体内にある候補地の使用を決定する。

また、受け入れた支援物資は、原則地域内輸送拠点を經由して震災救援所等に輸送される。

	住 所	着陸展開面(m)	着陸可能機種
区立井草森公園運動場	杉並区井草4-12-1	110×60	中型
都立和田堀公園競技場	杉並区大宮2-26	100×80	〃
済美山運動場広場	杉並区堀ノ内1-15	100×50	〃
遊び場102番(旧NHK運動場)	杉並区久我山2-2-1	200×80	〃
桃井原っぱ公園	杉並区桃井3-8-1	150×80	〃
区立柏の宮公園 ¹⁴	杉並区浜田山2-5-1		
区立馬橋公園	杉並区高円寺北4-35-5		
区立杉並第二小学校	杉並区成田西3-4-1		
区立杉並第十小学校	杉並区和田3-55-49		
区立高円寺中学校	杉並区高円寺北1-4-11		
区立西宮中学校	杉並区宮前5-1-25		
区立桃井第二小学校	杉並区荻窪5-10-25		
区立桃井第五小学校	杉並区下井草4-22-4		
区立松庵小学校	杉並区松庵2-23-24		
区立井草中学校	杉並区上井草3-20-11		

¹⁴表中の「¹⁴」は東京消防庁との覚書によるヘリコプター緊急離着陸場を示す。区は、平成19年4月、東京消防庁杉並消防署及び荻窪消防署と「東京消防庁ヘリコプター緊急離着陸場としての杉並区が所管する施設の使用に関する覚書」をとりかわし、新たにヘリコプター緊急離着陸場10箇所を指定した。また、平成21年度より、ヘリコプター緊急離着陸場に指定されている小、中学校及び公園、グランド事務所等の屋上にヘリサインの整備を行っている。

震災編 第2部 施策ごとの具体的計画（災害予防・応急・復旧計画）

第10章 物流・備蓄・輸送対策の推進

第5節 具体的な取組【予防対策・応急対策・復旧対策】

地域内輸送拠点の選定

災害時において、より効果的な緊急輸送を図るために、輸送拠点となる施設をあらかじめ指定する。輸送拠点は、区の地域における支援物資の受け入れ拠点であり、支援物資を受入拠点から震災救援所等に配分・輸送する際の拠点でもある。

区は、次の施設を災害時の地域内輸送拠点として指定している。

- ・ 区立永福体育館（杉並区永福3 - 51 - 17）
- ・ 区立上井草スポーツセンター（杉並区上井草3 - 34 - 1）
- ・ 区立高円寺体育館（杉並区高円寺南2 - 36 - 31）

なお、災害の規模によっては、複数の地域内輸送拠点が必要になる場合も想定されるので、今後、交通の利便及び集積スペース等を勘案しながら、民間施設を含めた選定作業を進める。

輸送車両等の確保

区の災害応急対策にあたっては、区有車を優先して使用する。

区有車の現況は、【別冊・資料98】のとおり。

また、東京都トラック協会杉並支部との「災害時における緊急輸送業務の協力に関する協定」に基づき調達する。【別冊・資料51】

車両用燃料についても、「災害時における緊急車両用燃料等の供給に関する協定」に基づき、東京都石油商業組合杉並支部、東京都石油業協同組合杉並支部から調達する。【別冊・資料52】

震災編 第2部 施策ごとの具体的計画（災害予防・応急・復旧計画）

第10章 物流・備蓄・輸送対策の推進

第5節 具体的な取組【予防対策・応急対策・復旧対策】

第5節 具体的な取組 【応急対策】

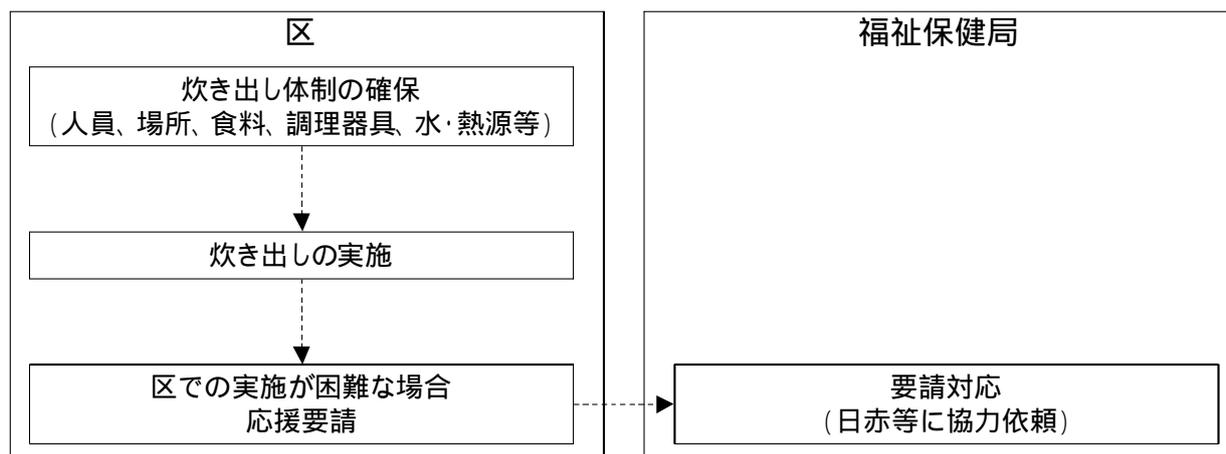
1 備蓄物資の供給	4 物資の調達要請
2 飲料水の供給	5 物資及び人員の搬送方法の確保
3 生活用水の供給	

第1 備蓄物資の供給

1) 対策内容と役割分担

機関名	対策内容
区	・ 備蓄物資の被災者へ配布、貸与
都（福祉保健局）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都備蓄物資を区へ提供 ・ 区の被災状況を鑑みて緊急を要し、区からの要請または要求を待ついとまがないと認められるときは、要請または要求を待たずに、必要な物資の供給等必要な措置（プッシュ型支援）を講ずる。 ・ 被災地以外の隣接区の避難所に避難した被災者に対しても、当該区長において救援に協力するよう連絡する。 ・ 区長から調製粉乳の調達依頼があった場合は、都（福祉保健局）保有の備蓄調製粉乳を放出する。

2) 業務手続き



3) 詳細な取組内容

備蓄食糧の配布

ア) 食糧の配布

- ・ 被災者に対する給食は、原則として震災救援所において実施する。
- ・ 給食を必要とする自宅残留被災者、補助・代替施設収容者等についても、原則として最寄りの震災救援所で配布する。
- ・ 震災救援所における食糧の配布は、防災市民組織、町会等の協力により公平かつ円滑に実施する。

震災編 第2部 施策ごとの具体的計画（災害予防・応急・復旧計画）

第10章 物流・備蓄・輸送対策の推進

第5節 具体的な取組【予防対策・応急対策・復旧対策】

高齢者、障害者等の災害時要援護者への配布については配慮する。

- ・給食内容は、原則として、1日目の第1食及び第2食はクラッカーとし、第3食は乾燥米とするが炊き出しの準備が整い次第、米飯給食を実施する。

図表：食糧配布基準

区分		乳児			2歳児以上65歳未満	65歳以上
		0～6月児	7～11月児	1歳児		
第1日	第1食	粉乳 1人1日 135g ¹⁵	おかゆ 1人1日 90g ¹⁶	乾燥米 1人1日 100g ¹⁷	クラッカー（26枚1袋）	乾燥米（100g）
	第2食				乾燥米（100g）	
	第3食					
第2日					都の救援物資により配布	
第3日						
第4日以降						

イ）生活必需品の配布

生活必需品等の被災者への配布は、食糧配布の例により震災救援所において実施するが、次の点に留意して配布するものとする。

- ・毛布・その他の寝具類は、原則として、災害時要援護者、11歳以下及び65歳以上の者を優先に配布する。
- ・オムツ・ティッシュ・タオル等は、必要とする被災者に対し、確保した物資をできる限り公平に配布する。
- ・女性特有の物資（生理用品等）は、女性から手渡しするように努める。
- ・区は、生活必需品等の給(貸)与の実施が困難なときは、都に応援を要請するものとする。
- ・都が区に事前措置している備蓄分（毛布、カーペット）は、都福祉保健局長の承認を受けてから給(貸)与するものとする。

食糧等の受援体制の構築

都や協定先、災害時相互援助協定先等から、食糧等の物資を受け入れる拠点を、交通の利便及び集積地から各震災救援所への搬送ルート、連絡等を考慮し、下記の表のとおり選定している。救援物資の仕分け、受入れ等は、区救援部を中心として行うが、災害規模の拡大等により人員に不足が生じる場合には、他の災対各部の応援のほか、防災市民組織やボランティア等の協力を求める。

なお、災害の状況によっては、他の区施設及び区立小・中学校をあてる。また、区内に集積地を確保できないときは、特別区相互支援体制により、支援区に協力を求める。

図表：食糧等の物資受入拠点

¹⁵ 「1食27g1日5食」で換算

¹⁶ 「1食30g」で換算

¹⁷ 「1食33g」で換算

震災編 第2部 施策ごとの具体的計画（災害予防・応急・復旧計画）

第10章 物流・備蓄・輸送対策の推進

第5節 具体的な取組【予防対策・応急対策・復旧対策】

	区立永福体育館	区立高円寺体育館	区立上井草スポーツセンター
住 所	杉並区永福3 - 51 - 17	杉並区高円寺南2 - 36 - 31	杉並区上井草3 - 34 - 1
電 話	3328 - 3146	3312 - 0313	3390 - 5707
F A X	3328 - 3155	3312 - 0312	3395 - 3702

第2 飲料水の供給

1) 対策内容と役割分担

災害時の飲料水の供給については、「震災対策における都・区間の役割分担」【別冊・資料103】に基づき、給水拠点の設置及び維持管理は都が行い、区民に対する給水は区が行う。

機関名	対策内容			
	給水拠点	車両輸送	仮設給水栓	
			応急仮配管	仮設供用水栓
区、施設管理者等	応急給水槽での資器材の設置 住民への給水活動	住民、施設利用者への給水活動	住民への給水活動 仮設給水栓の管理	
都水道局	給水拠点(浄水場(所)・給水所等)における資器材の設置	車両への注水 水の輸送	仮設給水栓の設置 応急仮配管及び仮設給水管を活用した場合の住民の給水活動(区と協力して実施)	

2) 詳細な取組内容

区の給水態勢

応急給水は、給水対象地域、給水場所、給水予定量、給水資器材、給水従事人員、住民に対する広報等を具体的に定めて実施する。

給水拠点(応急給水槽、浄水場(所)、給水所等)における応急給水を速やかに開始し、必要に応じて車両輸送による応急給水を行う。

応急給水を実施するに際しては、必要な情報の収集に努め、運搬先等の優先順位を判断する。

被災状況等により、よりきめ細かな給水場所の配置が必要な場合は、応援態勢等給水態勢の整備状況を勘案して、公園や公共施設等を給水場所とすることも検討する。

応急給水は、区救援部を中心に実施するが、災害規模の拡大等により人員に不足を生じる場合には、他の災対各部の応援のほか、防災市民組織やボランティア等の協力を求める。

震災救援所における応急給水

発災当初は道路状況等から車両運搬が困難な事態も予測されるので、まず、区立小中学校等に設置されている受水槽の水を活用する。2 リットルペットボトル飲料水が既に備蓄されている震災救

震災編 第2部 施策ごとの具体的計画（災害予防・応急・復旧計画）

第10章 物流・備蓄・輸送対策の推進

第5節 具体的な取組【予防対策・**応急対策**・復旧対策】

援所は、受水槽を優先活用しつつ配布する。（平成27年度末までに全震災救援所に1,800本配置予定）また、応急給水に対応できるスタンドパイプが既に導入されている震災救援所では、路上の消火栓に接続し、給水拠点を確保する。（平成27年度末までに全震災救援所に配備予定）

浄水場、応急給水槽等から震災救援所（66カ所）等に搬送して給水するために必要な資器材の整備は下記のとおり。

（平成25年5月現在）

区 分	整 備 状 況	整 備 計 画
ポリタンク（20ℓ）	1,425 個	1 震災救援所あたり 20 個
ビニールバケツ（3ℓ）	238,000 個	1 震災救援所あたり 3,500 個

応急給水槽、浄水場（所）、給水所等における応急給水

ア）給水拠点（浄水場（所）、給水所等）における応急給水

浄水場（所）・給水所等においては、区と都水道局が協力しながら応急給水を実施するほか、給水タンク車等への注水作業を行う。

なお、応急給水槽においては、施設の運転管理、応急給水用資器材の設置及び住民への応急給水活動を区が行う。給水用資器材は備蓄倉庫から搬出し、搬送車両は区有車及び調達車両を使用する。

イ）車両輸送による応急給水

次の場合に限り、車両による応急給水を実施する。

- ・後方医療機関となる医療施設及び福祉施設について、当該施設が所在する地区の関係行政機関から、都本部を通じて緊急要請があった場合
- ・震災救援所又は仮設住宅において関係行政機関から要請があり、これを必要と認める場合
- ・その他、都給水対策本部長が特に必要と認める場合

ウ）仮設給水栓（応急仮配管及び仮設供用水栓）による応急給水

- ・断水地域の状況や水道施設の復旧状況によって必要と認める場合、応急仮配管、仮設供用水栓を活用して、応急給水を実施する。

震災編 第2部 施策ごとの具体的計画（災害予防・応急・復旧計画）

第10章 物流・備蓄・輸送対策の推進

第5節 具体的な取組【予防対策・応急対策・復旧対策】

図表：応急給水槽、浄水場（所）、給水所一覧

施設名	所在地	確保水量（m ³ ）
都水道局 杉並浄水所	善福寺 3 - 2 8 - 5	1,000
都水道局 上井草給水所	上井草 3 - 2 2 - 1 2	60,000
都水道局 和泉水圧調整所	和泉 2 - 5 - 2 3	16,600
震災対策用応急給水槽		
都立和田堀公園	大宮 2 - 2 7	1,500
区立蚕糸の森公園	和田 3 - 5 5	1,500
区立昭栄公園	高井戸西 1 - 1 2 - 2	1,500
区立井草森公園	井草 4 - 1 2 - 1	1,500
震災対策用小規模応急給水槽		
区立馬橋公園	高円寺北 4 - 3 5 - 5	100
合 計		83,700

第3 生活水の供給

被災者の生命維持を図る上で、欠かせないのが、トイレや洗濯等に必要な生活水の確保である。

震災救援所では、学校のプールの水、河川水及び防災井戸の生活水を活用する。また、必要に応じて区民所有の登録井戸等を活用する（井戸については、11章第5節 予防対策 第2 飲料水及び生活水の確保 参照）。

第4 物資の調達要請

1) 対策内容と役割分担

機関名	対策内容
区	<ul style="list-style-type: none"> 必要な物資の調達計画を策定 状況により、物資の調達を都（福祉保健局）に要請 協定締結先への調達依頼等現地調達が適当な場合は、現地調達する。
都(総務局)	<ul style="list-style-type: none"> あらかじめ協力依頼している物販事業者（小売事業者等）に物資の調達を要請
都(生活文化局)	<ul style="list-style-type: none"> 東京都生活協同組合連合会から応急生活物資を調達
都(福祉保健局)	<ul style="list-style-type: none"> 状況により、関係局等に調達を依頼し、直ちに所要量を確保するとともに、都本部を通じて都内の被災地外区市町村へ応援を要請
都(産業労働局)	<ul style="list-style-type: none"> 米穀、副食品及び調味料を調達

2) 詳細な取組内容

物資の調達計画の策定

区は、下記の手順をもって物資調達計画を定め、速やかに実施する。

震災編 第2部 施策ごとの具体的計画（災害予防・応急・復旧計画）

第10章 物流・備蓄・輸送対策の推進

第5節 具体的な取組【予防対策・応急対策・復旧対策】

ア) 物資需要の把握

救護部物資班は、震災救援所等に必要な物資の品目・量を迅速に把握する。各震災救援所の需要の把握にあたっては、救援隊本隊ごとに取りまとめる。

イ) 物資の調達要請先の決定

災害救助法適用後、生活必需品等の給(貸)与の必要が生じたときは、状況により、物資の調達を都福祉保健局に都無線又は電話等で要請する。必要に応じて、他府県、スクラム支援自治体へ支援物資を要請する。

また、被災の状況により、現地調達が適当と認められる場合については、協定締結先等へ依頼し、現地調達する。

区は、杉並米穀小売商組合連合会、杉並区商店会連合会、杉並区商店街振興組合連合会、区内に本社のあるスーパーマーケットと応急物資の優先供給等の協力に関する協定を締結している。【別冊・資料63、64、65】

ウ) 支援物資の受入先の決定

受入先として、支援物資受入拠点、地域内輸送拠点、各震災救援所等があげられる。道路障害や交通混雑の状況を考慮して受入先を迅速に決定する（支援物資拠点、地域内輸送拠点は、11章第5節予防対策第3備蓄倉庫及び輸送拠点の整備参照。受入物資等の搬送方法については、11章第5節応急対策第4輸送車両の確保参照）。

炊き出し

震災後およそ4日目以降、原則として米飯の炊き出しにより給食する。原則として米飯の炊き出しにより給食する。

炊き出しは、災害時協定に基づき、東京都麺類協同組合杉並支部・荻窪支部及び荻窪蕎麦商組合の協力により実施する。【別冊・資料29、30、31】

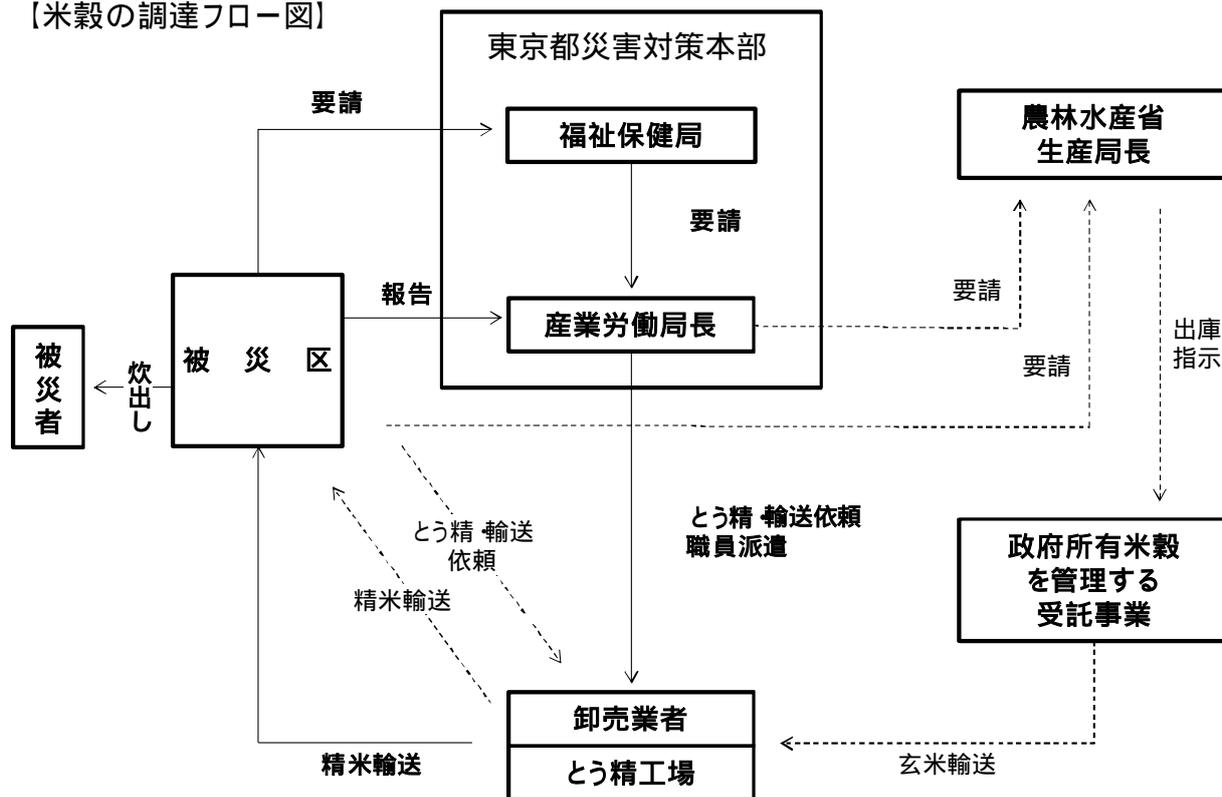
炊き出しに必要な炊飯器具は区が備蓄するものを使用し、燃料については、災害時協定に基づき、東京都エルピーガス協会城西支部の協力により供給を受ける。【別冊・資料53】

区は、被災者に対する炊き出しその他による食糧の給与が実施できないときは、炊き出し等について都に要請する。

都は、農林水産省と協議を行い、米穀を調達して区に提供する。

機関名	対策内容
都福祉保健局	区市町村長から炊き出しの要請に対応する。
区	震災後およそ4日目以降、原則として米飯の炊き出しにより給食する。

【米穀の調達フロー図】



義援物資について

平成 24 年 7 月 31 日に発表された、中央防災会議防災対策推進検討会議の最終報告では、「個人が被災地に小口・混載の支援物資を送ることは、被災地において内容物の確認、仕分けなどの作業が必要となり、被災地地方公共団体の負担になることから、特定個人向けのものであって配送も可能な場合を除き、抑制を図るべきである。」とされている。

都、区は、義援物資の取扱いについて、上記の報告内容や生活必需品等の需給状況等を踏まえ、適宜その要否を検討・決定し、受付・問合せ先等を広報するなど迅速に対応していく。

第5 物資及び人員の輸送方法の確保

1) 対策内容と役割分担

機関名	対策内容
区	<ul style="list-style-type: none"> ・輸送車両の確保 ・物資及び人員の輸送 ・支援物資受入拠点、地域内輸送拠点や防災倉庫での物資管理 ・物資の受領・仕分け・配分 ・都（都災害対策本部）、他府県、スクラム支援自治体との連絡調整
都（福祉保健局）	<ul style="list-style-type: none"> ・広域輸送基地の開設 ・広域輸送基地での支援物資の受入れ・荷捌き等作業 ・広域輸送基地から地域内輸送拠点への輸送

震災編 第2部 施策ごとの具体的計画（災害予防・応急・復旧計画）

第10章 物流・備蓄・輸送対策の推進

第5節 具体的な取組【予防対策・応急対策・復旧対策】

都（本部）	・国（現地対策本部）との連絡調整 ・他県等との連絡調整
-------	--------------------------------

2) 詳細な取組内容

輸送車両の配車

ア) 配車方針

配車にあたっては、災害状況や輸送目的等に基づき緊急度等を考慮し、優先順位を付けて効率的に運用する。

順位	輸送内容及び目的
第1順位	情報収集要員の輸送、救出・救護要員及び救出器具等の輸送、負傷者等救急輸送、医療要員及び応急医療用資器材の輸送
第2順位	応急危険度判定要員の輸送
第3順位	震災救援所等開設要員の輸送、緊急道路障害物除去要員の輸送
第4順位	応急給水のための輸送、遺体及び棺等の輸送、災害時要援護者の移送
第5順位	その他救援物資・備蓄物資の輸送等

イ) 配車手続き

災対各部において車両を必要とするときは、車種、トン数、台数、引き渡し場所、日時等を明示の上、災対総務部庁舎班へ請求する。

災対総務部庁舎班は庁有車の活用を優先する。必要に応じて、都や協定先に応援又は配車のあつ旋を要請し、車両及び要員を確保する。

区有車の現況は、【別冊・資料98】のとおり。

東京都トラック協会杉並支部との「災害時における緊急輸送業務の協力に関する協定」は【別冊・資料51】のとおり。

ウ) 車両の表示

緊急輸送車両については、あらかじめ警察署長の確認を受け災害対策基本法施行規則等に定める標章及び確認証明書の交付を受け、出勤の際、携行するものとする。（緊急通行車両等の標章及び確認証明書の交付については 第4章参照）

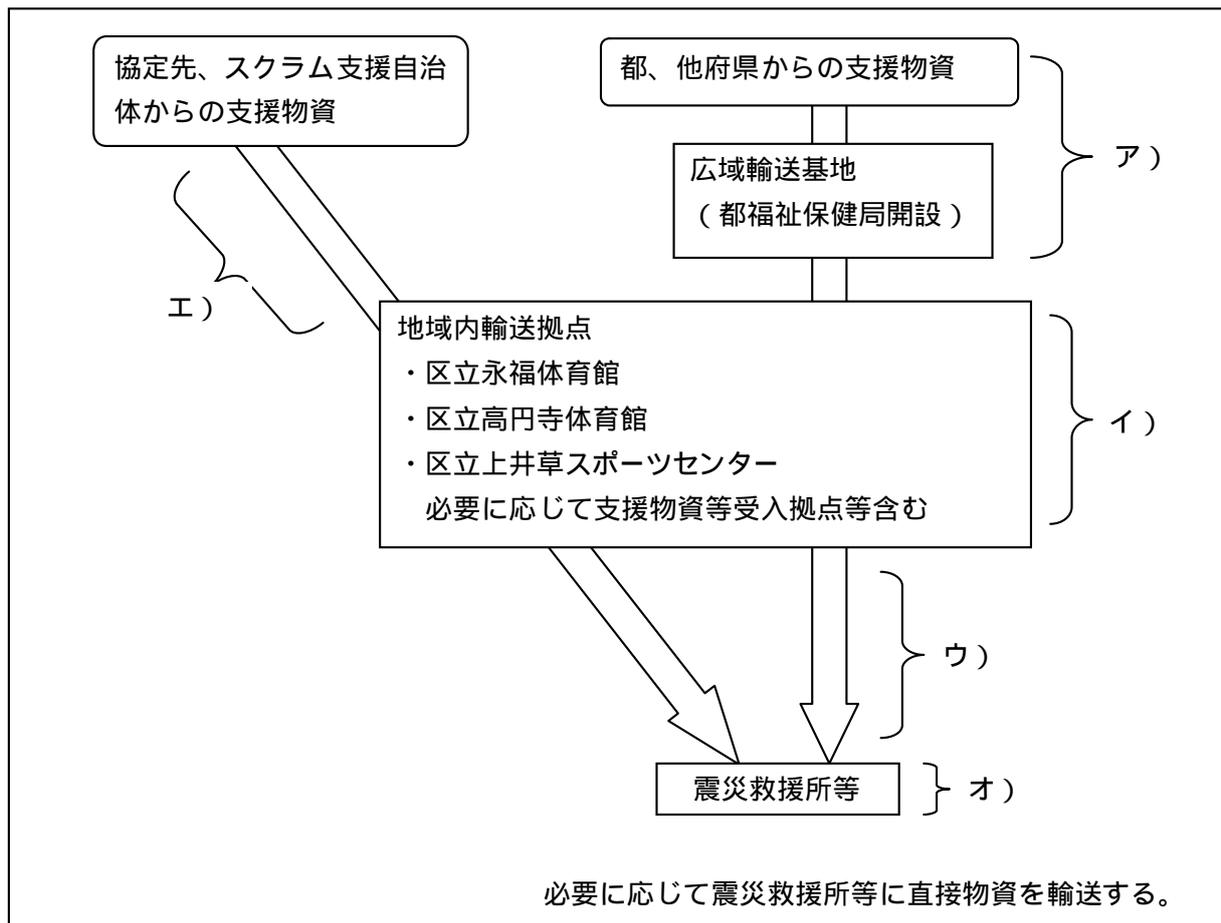
エ) 燃料の確保

車両用燃料について、「災害時における緊急車両用燃料等の供給に関する協定」に基づき、東京都石油商業組合杉並支部、東京都石油業協同組合杉並支部から調達する。【別冊・資料52】

支援物資等の輸送経路

救援部物資班は、道路等の被害状況の情報を災対総務部と共有しながら、支援物資及び搬送に係る人員を輸送する。輸送経路図は下記のとおり。

図表:輸送経路図



ア) 都、他府県からの救援物資は、原則都福祉保健局が地域内輸送拠点等まで搬送する。

イ) 支援物資受入拠点、地域内輸送拠点にて支援物資を受け入れる際には、受取、配分作業に係る要員の確保が必要となる。救護部物資班は、救援隊本隊、必要に応じてボランティア等の人員を確保する。

ウ) 震災救援所が開設されたときは、必要に応じて震災救援所に専用車両を配車し、ボランティアを含めた震災救援所の職員が、地域内輸送拠点や備蓄倉庫等から救援物資等を調達できる態勢の確立を図る。

エ) 協定先等の民間協力団体からの調達物資は、調達先の団体保有の車両の協力を得て区が搬送する。また、スクラム支援自治体からの救援物資については、原則、支援側の輸送とする。

オ) 要援護者の救助物資ニーズに対応するため、必要に応じてボランティアを活用して要援護者宅への物資を配送する。

- | | |
|-----------------|---------------------|
| 1 多様なニーズへの対応 | 3 市場の流通確保、消費者への情報提供 |
| 2 食糧品、飲料水等の安全確保 | |

第1 多様なニーズへの対応

被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化し、多様化すると考えられる。また、災害時要援護者、女性、子どもなど避難者の特性によって必要となる物資は異なる。

区は、「女性の視点に配慮した震災救済所の運営に向けてのガイドライン（仮称）」を作成し、女性の視点に配慮した物資の確保及び配布を行うように努める。女性のニーズへの対応を皮切りに、災害時要援護者等の様々な避難者ニーズに対応していく。

都は広域的見地から区市町村を補完するため、事業者と連携した調達体制を整えて、必要な物資の確保に努める。

企業、団体からの大口の義援物資について、上記の調達体制の中で受入れを検討する。

第2 食糧品、飲料水等の安全確保

災害時においては、水道の断水、家屋の浸水、汚水のいっ水等により、感染症がまん延する恐れがある。このため、被災地の家屋内外その他の場所を消毒するとともに、感染症患者を早期に発見するために、各種の検査、予防措置及び応急的救助を実施する必要がある。

本節では、これら防疫及び保健衛生について、必要な事項を定める。

第2-1 防疫活動

区は、災害時において、震災救済所及び家屋の内外その他必要な場所の消毒、飲料水の衛生確保、食品の衛生管理等を行い、感染症の発生防止及びまん延の予防策を講じる。

1) 防疫対策の体制

区は、医療救護部の衛生班に、防疫対策として衛生担当、感染症担当を編成する。

炊き出し等の実施に際する使い捨て手袋等の着用励行、救援物資の温度管理、消毒液の配布をはじめとした衛生管理指導体制を構築する。

「環境衛生指導班」を編成し、飲料水の消毒及び消毒効果の確認を行う。

2) 衛生担当の活動

- ・震災救済所及び家屋内外等の消毒
- ・震災救済所におけるトイレや汚物集積所の清掃・消毒等、生活衛生の確保
- ・被災者に対する食品・生活環境等の衛生指導
- ・飲料水の衛生確保
- ・避難所での飲料水の安全を確保するため、必要に応じて飲用に供する水の消毒を行う。それ以後の消毒について、消毒の確認を行うとともに、住民が自主的に消毒を行えるように消毒薬を配布し、消毒方法及び消毒の確認方法を住民に指導する。

震災編 第2部 施策ごとの具体的計画（災害予防・応急・復旧計画）

第10章 物流・備蓄・輸送対策の推進

第5節 具体的な取組【予防対策・応急対策・復旧対策】

・ライフライン復旧後、住民が給水設備の点検及び残留塩素濃度を確認し、飲用の可否等について、適正に周知する。

3) 感染症の発生

感染症が発生したときは、直ちに医療救護部及び区本部に通報する。また、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」等に基づく措置を講じる。

後方医療機関への搬送体制を整えるとともに、都福祉保健局に通報する。

4) 協力要請

防疫活動の実施にあたり、区だけでは対応できないと認めるときは、東京都福祉保健局又は医師会等に協力を要請するものとする。

第2-2 防疫用機材等

初期防疫活動に使用するため、区は防疫用機材（エンジンスプレー及び手押し式肩掛けスプレー）を備蓄する。

また、防疫（消毒）用機材等で不足する場合には、薬剤師会に協力を求めて調達し、さらに不足する場合には、都福祉保健局に要請する。

第3 市場の流通確保、消費者への情報提供

1) 対策内容と役割分担

機関名	対策内容
区	・都と連携して、消費者に対し正確な情報提供を図る。
都（中央卸売市場）	・生鮮食料品価格の安定を図る。 ・広域輸送基地と本来の市場取引業務との適切な調整を図る。
都（生活文化局）	・物資流通に係る情報を提供

2) 詳細な取組内容

区は、物資や流通に対する混乱を防止するため、関係機関からの情報収集や、都関係局等との連携により、物資の流通等に関する正確な情報を把握し、区民に対し提供する。

第11章 放射性物質対策

震災編 第2部 施策ごとの具体的計画（災害予防・応急・復旧計画）
第11章 放射性物質対策

第11章 放射性物質対策

第1節 現在の到達状況

- 東日本大震災による福島第一原子力発電所の事故への対応として、大気中の空間放射線量率や区立小中学校、保育園等の給食食材の検査を実施、結果を公表
- 放射能に関する区民相談対応、空間放射線量率や給食食材、水道水の検査結果等を区報、区ホームページ上で公表
- 上記に係る区内組織の整備等を実施

第2節 課題

- 東日本大震災による福島第一原子力発電所の事故に対応した危機管理対策本部体制を基本にした新たな事故発生時の対応体制の構築が必要
- 科学的・客観的根拠に基づく正確な情報の提供を引き続き行っていくことが必要

第3節 対策の方向性

- これまでに各課でとられた対応策を踏まえ、庁内における役割分担を明確化し、より機能的に対応できる情報連絡体制を構築
- 区民の安心安全のため、国や東京都の取組を注視しつつ、現在行っている給食食材・水道水の検査や空間放射線量率のモニタリング測定の継続計測、結果の情報提供を実施

第4節 到達目標

- 円滑かつ的確に対応できる区の体制を構築

- 適切な情報提供による区民の不安を払拭

第5節 具体的な取組

地震前の行動(予防対策)

情報伝達体制の整備
(第2部第11章 P.392)

区民への情報提供等
(第2部第11章 P.392)

放射線等使用施設の安全化
(第2部第11章 P.392)

地震直後の行動(応急対策)
発災後72時間以内

情報連絡体制
(第2部第11章 P.394)

区民への情報提供等
(第2部第11章 P.395)

放射線等使用施設の応急措置
(第2部第11章 P.395)

核燃料物質輸送車両の応急対策
(第2部第11章 P.396)

地震後の行動(復旧対策)
発災後1週間目途

保健医療活動
(第2部第11章 P.399)

放射性物質への対応
(第2部第11章 P.399)

風評被害への対応
(第2部第11章 P.400)

震災編 第2部 施策ごとの具体的計画（災害予防・応急・復旧計画）

第11章 放射性物質対策

第1節 現在の到達状況

第1節 現在の到達状況

東日本大震災による福島第一原子力発電所の事故への対応は以下のとおりとなっている。

第1 区有施設等における空間放射線量率測定・放射性物質検査等

放射性物質の飛散に対処するため、各部署が適切に対応するとともに、区民の安心安全のために、大気中の空間放射線量率について、日常的な定点観測等を実施するとともに、区立小中学校学、保育園等の給食食材の検査を実施し、結果を公表(食材産地を含む)。

- ・水道水委託検査18（平成23年4月～平成24年2月）
- ・区内8箇所地表土から高さ1センチメートル、50センチメートルと1メートルの空間放射線量率測定（平成23年6月～、平成24年4月からは、1センチメートルと1メートル）19
- ・プール水検査（平成23年6月～9月20、平成24年5月）
- ・3定点地表土から高さ1メートルの空間放射線量率測定（平成23年11月～）21
- ・土壌、砂場の検査（平成23年6月）2
- ・区立小中学校、保育園、公園、区民農園等の空間放射線量率の測定（平成23年6月～）
- ・地下水検査（平成24年5月）
- ・給食食材の委託検査（平成23年10月～平成24年2月）
- ・公園の落ち葉の空間放射線量率測定（平成23年、24年11月）
- ・衛生試験所におけるゲルマニウム半導体検出器による給食食材・水道水22の検査（平成24年3月～）
- ・芝生の養生シート等測定（平成23年11月）
- ・芝生の養生シート指定廃棄物の指定申請（平成24年3月）
- ・路上空間サーベイ実施（平成24年3月）

第2 区民への正確な情報提供等

放射能に関する区民の相談等について、放射能対策担当課長や保健所等において相談を実施するとともに、空間放射線量率の測定結果や給食食材・水道水の検査結果等を区報やホームページ上に公表し、日常生活に密着した情報提供の実施。また、説明会やシンポジウムを開催。

- ・シンポジウムの実施（平成23年7月、平成24年10月）
- ・区民への説明会に実施（平成23年7月～9月）
- ・放射性物質除去マニュアルの作成（平成23年12月）

第3 体制の整備等

区民の不安解消に応えるために、区内組織の整備等を行った。

¹⁸給水2系統で採水。杉並保健所、衛生試験所

¹⁹桃五小、久我山小、松ノ木中、高円寺東保育園、松ノ木保育園、荻窪南保育園、妙正寺公園、塚山公園

²⁰富士見ヶ丘小、新泉小、八成小、高円寺中、和田堀公園プール

²¹区役所前、保健所前、衛生試験所玄関前

²²給水2系統で採水。杉並保健所、衛生試験所

震災編 第2部 施策ごとの具体的計画（災害予防・応急・復旧計画）

第11章 放射性物質対策

第1節 現在の到達状況

- ・危機管理対策会議に放射能対策部会の設置（平成23年6月～）
- ・放射能担当顧問の設置（平成23年6月～平成24年3月）
- ・環境部に放射能対策担当課長の設置（平成24年4月～）
- ・東京電力への損害賠償請求開始（平成25年3月～）

震災編 第2部 施策ごとの具体的計画（災害予防・応急・復旧計画）

第11章 放射性物質対策

第2節 課題

第2節 課題

第1 より円滑に対応できる体制の構築

東日本大震災による福島第一原子力発電所の事故に対応した危機管理対策本部体制を基本にして新たな事故発生時の対応体制等を構築する。

第2 区民への情報提供策の構築

科学的・客観的根拠に基づく正確な情報の提供を引き続き行っていく必要がある。

震災編 第2部 施策ごとの具体的計画（災害予防・応急・復旧計画）

第11章 放射性物質対策

第3節 対策の方向性

第3節 対策の方向性

第1 関係課の役割分担の明確化

これまでに各課でとられた対応策を踏まえて、庁内における役割分担を明確化し、改めて(仮称)放射能対策チームの設置することで、より機能的に対応できる情報連絡体制を構築する。

第2 情報提供策の構築

放射性物質及び放射線による影響は五感に感じられないという特殊性から、区民の安心安全のため、国や東京都の取組を注視しつつ、現在行っている給食食材・水道水の検査や空間放射線量率のモニタリング測定を継続的に実施し、区ホームページ・広報等での情報提供を行っていく。

震災編 第2部 施策ごとの具体的計画（災害予防・応急・復旧計画）

第11章 放射性物質対策

第4節 到達目標

第4節 到達目標

第1 円滑かつ的確に対応できる区の体制を構築

放射性物質等による影響が生じた際に、被害情報等の情報の共有化や必要な連絡調整を行う等、各部が連携してより一層円滑かつ的確に共有・報告ができる体制を構築する。

第2 適切な情報提供による区民の不安を払拭

放射性物質及び空間放射線量率を測定し公表するとともに、健康相談に関する窓口を設置する等、区民に対する的確な情報提供・広報を行う。

震災編 第2部 施策ごとの具体的計画（災害予防・応急・復旧計画）

第11章 放射性物質対策

第5節 具体的な取組【予防対策・応急対策・復旧対策】

第5節 具体的な取組 【予防対策】

1 情報伝達体制の整備	3 放射線等使用施設の安全化
2 区民への情報提供等	

第1 情報伝達体制の整備

1) 対策内容と役割分担

区は今後、区内において原子力災害による放射性物質等の影響（以下「放射性物質等による影響」という。）が懸念される事態が発生した場合に備え、より迅速かつ機能的に対応できる体制を構築する（詳細は、応急対策を参照）。

第2 区民への情報提供等

1) 対策内容と役割分担

役割分担を明確にした上で、必要な情報提供体制を整備する。

区は、原子力事業者と協力して、地域住民等に対し原子力防災に関する知識の普及と啓発のため、次に掲げる事項について広報活動等を実施する。

- ・ 放射性物質及び放射線の特性に関すること。
- ・ 原子力施設の概要に関すること。
- ・ 原子力災害とその特性に関すること。
- ・ 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること。
- ・ 緊急時に都や国等が講じる対策の内容に関すること。

防災の知識の普及と啓発に際しては、高齢者、障害者、外国人、乳幼児その他のいわゆる災害時要援護者に十分配慮し、地域において災害時要援護者を支援する体制が整備されるよう努める。

区の教育機関においては、原子力防災に関する教育の充実に努める。

職員に対して、空間放射線量率の測定方法、放射性物質除去マニュアル、放射線被曝等についての研修を行う。

通常の空間放射線量率のモニタリング測定の実施と結果の公表。

第3 放射線等使用施設の安全化

1) 対策内容と役割分担

放射線等使用施設については、国（文部科学省）が、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律に基づき、RI（ラジオ・アイソトープ）²³の使用、販売、廃棄等に関する安全体制を整備するとともに、立入検査の実施による安全確保の強化、平常時はもとより震災時においても監視体制がとれるよう各種の安全予防対策を講じる。

²³ RI（ラジオ・アイソトープ）放射線を出す同位元素（ウラン、ラジウム、カリウム等）のことで、核医学検査及び放射線治療で使用

震災編 第2部 施策ごとの具体的計画（災害予防・応急・復旧計画）

第11章 放射性物質対策

第5節 具体的な取組【予防対策・応急対策・復旧対策】

放射性物質等のうち核物質の保管状況等の情報については、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）に基づき、国が把握しているが、治安対策上の理由から国からの情報提供は行われていない。都では、火災予防条例に基づく届出により東京消防庁が消防活動に必要な情報を把握しており、関係機関において、必要な情報の共有を図っていく。

機関名	対策内容
都福祉保健局	RI 管理測定班を編成し、地域住民の不安除去に努める。
都総務局 都福祉保健局 都産業労働局	監視体制の強化、法制上の問題、災害時の安全対策等について協議を行う。 関係各局がそれぞれの RI 対策を推進する。

2) 詳細な取組内容

都福祉保険局は、RI 使用医療機関で、被害が発生した場合には、4人を1班とする RI 管理測定班を編成し、漏えい放射線の測定、危険区域の設定、立入禁止措置を行うなど、地域住民の不安除去に努める。

都総務局、都福祉保健局、都産業労働局は、RI による、環境汚染に伴う被ばく及び医療、職業上の被ばく等の放射線障害に関する対策を検討するため、都総務局は、RI 対策会議を設置し、監視体制の強化、法制上の問題、災害時の安全対策等について協議を行う。

また、必要に応じ国の関係省庁に監視指導体制の強化を要望するとともに、関係各局がそれぞれの RI 対策を推進する（資料第30「放射線障害防止法の対象事業所数」別冊 P243）（第2部第3章「安全な都市づくりの実現」P123 参照）。

震災編 第2部 施策ごとの具体的計画（災害予防・応急・復旧計画）

第11章 放射性物質対策

第5節 具体的な取組【予防対策・応急対策・復旧対策】

第5節 具体的な取組 【応急対策】

1 情報連絡体制	3 放射線等使用施設の応急措置
2 区民への情報提供等	4 核燃料物質輸送車両等の応急対策

第1 情報連絡体制

1) 対策内容と役割分担

放射性物質等による影響が生じた際に、円滑かつ的確に対応できる区の体制を整備する。

機関名	対策内容
区	(仮称)放射能対策チームを設置する。

2) 詳細な取組内容

区災害対策本部を設置する場合

区災害対策本部の下に、区関係で構成する(仮称)放射能対策チーム(以下、「対策チーム」という。)を設置する。

対策チームでは、各部課が連携した対応策を実施するため、被害情報等の情報の共有化や必要な連絡調整を行う。

(仮称)放射能対策チームの構成(案)

- ・環境部
- ・杉並保健所
- ・危機管理室
- ・政策経営部
- ・総務部
- ・区民生活部
- ・保健福祉部
- ・高齢者担当部
- ・子ども家庭担当部
- ・都市整備部
- ・教育委員会事務局

上記から必要に応じて招集。

区災害対策本部を設置しない場合

危機管理対策会議の下に放射能対策部会を設置する。

機能は上記対策チームと同様とする。

震災編 第2部 施策ごとの具体的計画（災害予防・応急・復旧計画）

第11章 放射性物質対策

第5節 具体的な取組【予防対策・**応急対策**・復旧対策】

第2 区民への情報提供等

1) 対策内容と役割分担

モニタリング等の実施と、その結果についての情報提供を行う。

機関名	対策内容
区	放射線量や放射性物質の測定・検査と、内容・結果の公表
都総務局 都生活文化局	的確な情報提供・広報
都環境局	大気環境測定局で得られた気象データの提供 都内区市町村等と連携し、焼却施設等における放射能濃度等の測定データを収集
福祉保健局	被ばく線量の測定等に関する医療情報の提供 保健所に都において被ばく線量等の測定 空間放射線量や流通食品等の放射性物質の測定と結果の公表
都産業労働局	都内産農林水産物等の放射性物質検査
都中央卸売市場	又は出荷が制限・自粛された食品の流通を防止
都水道局	浄水場原水・浄水等の放射性物質の測定及び情報提供 応急給水拠点を遠隔操作することで清浄な水を確保
都下水道局	下水汚泥焼却灰及び混練灰に含まれる放射線の測定、情報提供

2) 詳細な取組内容

区

放射性物質及び放射線による影響は五感に感じられないという原子力災害の特殊性を考慮し、緊急時における区民の心理的動揺あるいは混乱を抑え、原子力災害による影響をできる限り少なくするため、区民に対する情報提供・広報を迅速かつ的確に行う。

情報提供に当たっては、情報の発信源を明確にするとともに、できるだけ専門用語や曖昧な表現は避け、理解しやすく誤解を招かない表現を用いる。利用可能な様々な情報伝達手段を活用し、繰り返し広報するよう努める。

東日本大震災の教訓から、異常発生時あるいは恐れのある場合には、防災無線・安全安心メール・区ホームページ・広報車等を活用して迅速に情報を伝達する。

事故発生直後からは通常の空間放射線量率のモニタリング測定の頻度を適宜引き上げる対応をしていき、結果を公表する。

国や東京都の情報を迅速に提供する。

第3 放射線等使用施設の応急措置

1) 対策内容と役割分担

地震、火災その他の災害が起こったことにより、放射性同位元素又は放射線発生装置に関し、放射線障害が発生する恐れがある場合又は放射線障害が発生した場合においては、「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」に基づき定められた基準に従い、放射性同位元素使用者

震災編 第2部 施策ごとの具体的計画（災害予防・応急・復旧計画）

第11章 放射性物質対策

第5節 具体的な取組【予防対策・応急対策・復旧対策】

等は、直ちに応急の措置を講じ、文部科学大臣に報告を行うこととされている。文部科学大臣は必要があると認めるときは、放射線障害を防止するために必要な措置を講ずることを命ずることができる。

2) 詳細な取組内容

消防署

消防署は、放射性物質の露出、流出による人命危険の排除を図ることを主眼とし、次の各措置ができるよう取扱者を指導する。また、災害応急活動を本章第1節の「震災消防活動」により対処する。

- ・施設の破壊による放射線源の露出、流出の防止を図るための緊急措置
- ・放射線源の露出、流出に伴う危険区域の設定及び被害の拡大防止、人命安全に関する応急措置

都福祉保健局及び都病院経営本部

都福祉保健局及び都病院経営本部は、R I 使用病院での被害が発生した場合、当該施設から応援要請があった場合、R I 管理測定班を編成して、警戒区域外における放射線の測定、当該医療機関における、入院患者等の安全性の確保ならびに当該患者等の放射線不安への対応を行う。

第4 核燃料物質輸送車両等の応急対策

1) 対策内容と役割分担

核燃料物質の輸送中に、万一事故が発生した場合のため、国の関係省庁からなる「放射性物質安全輸送連絡会」(昭和58年11月10日設置)において安全対策を講じる。

機関名	対策内容
区	関係機関と連絡を密にし、必要に応じ、住民に対する避難の勧告等の措置を実施
文部科学省 経済産業省 国土交通省 警察庁 総務省消防庁 海上保安庁	放射性物質輸送事故対策会議の開催 派遣係官及び専門家の対応
警視庁	事故の状況把握及び都民等に対する広報 施設管理者等に対し、被害拡大等防止の応急措置を指示 関係機関と連携を密にし、事故の状況に応じた交通規制、警戒区域の設定、救助活動等必要な措置
東京消防庁	事故の通報を受けた旨を都総務局に通報 事故の状況に応じ、火災の消火、延焼の防止、警戒区域の設定、救助、救急等に関する必要な措置を実施

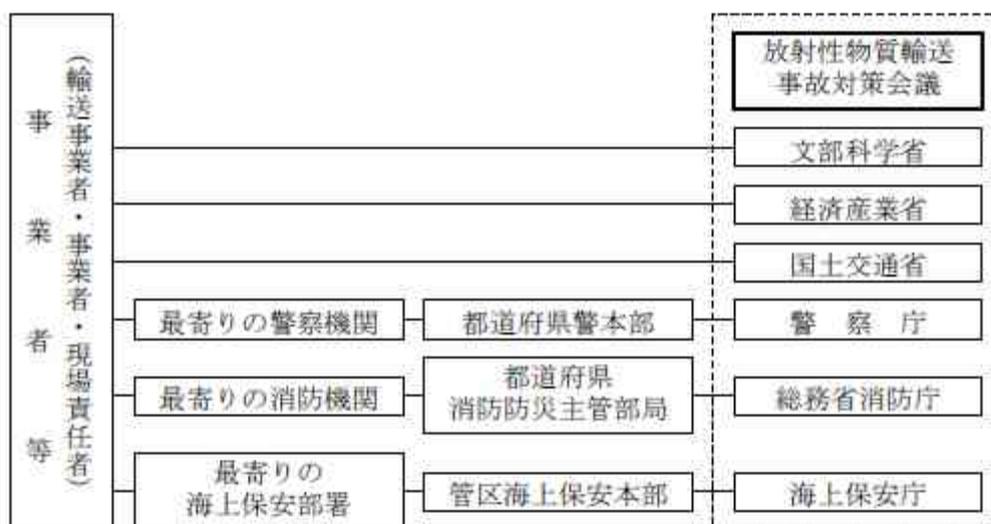
震災編 第2部 施策ごとの具体的計画（災害予防・応急・復旧計画）

第11章 放射性物質対策

第5節 具体的な取組【予防対策・応急対策・復旧対策】

都総務局	事故の通報を受け、直ちに関係機関に連絡 国への専門家の派遣要請や住民の避難等の措置
第三管区海上保安本部	事故の状況に応じ、原子力事業者等と協力して、現場海域への立入制限、人命救助等に関する必要な措置を実施 都知事からの要請を受け、動員されたモニタリング要員等を搭載しての海上モニタリングの支援
事業者等	関係機関への通報等、応急の措置を実施 警察官等の到着後は、情報を提供し、指示に従い適切な措置を実施

2) 業務手順



3) 詳細な取組内容

区

関係機関と連絡を密にし、事故時には必要に応じ、次の措置を実施する。

- ・住民に対する避難の勧告又は指示
- ・住民の避難誘導
- ・避難所の開設、避難住民の保護
- ・情報提供、関係機関との連絡

文部科学省 経済産業省 国土交通省 警察庁 総務省消防庁 海上保安庁

核燃料物質の輸送中に事故が発生した場合、速やかに関係省庁による「放射性物質輸送事故対策会議」を開催し、次の事項に関し、連絡・調整を行う。

- ・事故情報の収集、整理及び分析
- ・関係省庁の講ずべき措置
- ・係官及び専門家の現地派遣
- ・対外発表

震災編 第2部 施策ごとの具体的計画（災害予防・応急・復旧計画）

第11章 放射性物質対策

第5節 具体的な取組【予防対策・**応急対策**・復旧対策】

・その他必要な事項

関係省庁は、核燃料物質の輸送中に事故が発生した場合、現地に係官及び専門家を派遣する。

係官は、事故の状況把握に努め、警察官、海上保安官又は消防吏員に対する助言を行うとともに、関係省庁との連絡を密にしつつ、事業者等に対する指示等必要な措置を実施する。

専門家は、関係省庁の求めに応じて必要な助言を行う。

警視庁

事故の状況把握に努めるとともに、把握した事故の概要、被害状況等について都民等に対する広報を行う。

施設管理者、運行管理者に対し、災害の発生及び被害の拡大を防止するための応急措置を指示する。

関係機関と連携を密にし、事故の状況に応じた交通規制、警戒区域の設定、救助活動等必要な措置をとる。

東京消防庁

事故の通報を受けた場合、直ちにその旨を都総務局に通報するとともに、事故の状況把握に努め、事故の状況に応じて、火災の消火、延焼の防止、警戒区域の設定、救助、救急等に関する必要な措置を実施する。

都総務局

事故の通報を受けた場合、都の窓口として、直ちに区市町村をはじめ関係機関に連絡するとともに、国とも連携を密にし、専門家の派遣要請や住民の避難など必要な措置を講ずる。

第三管区海上保安本部

事故の通報を受けた場合、事故の状況把握に努めるとともにし、事故の状況に応じ、原子力事業者と協力して、現場海域への立入制限、人命救助等に関する必要な措置を実施する。措置を実施するために必要な体制を整備する。

海上におけるモニタリングに関し、都知事から第三管区海上保安本部長に対し、要請が行われたときは、巡視船艇等を出動させ、現地に動員されたモニタリング要員及び機材を搭載し、モニタリングのための海上行動に関し必要な支援を行う。

事業者等

事故発生後直ちに、関係機関への通報、人命救助、立入制限等事故の状況に応じた応急の措置を講ずる。

警察官、海上保安官又は消防吏員の到着後は、必要な情報を提供し、その指示に従い適切な措置をとる。

震災編 第2部 施策ごとの具体的計画（災害予防・応急・復旧計画）

第11章 放射性物質対策

第5節 具体的な取組【予防対策・応急対策・復旧対策】

第5節 具体的な取組 【復旧対策】

1 保健医療活動	3 風評被害への対応
2 放射性物質への対応	

第1 保健医療活動

1) 対策内容と役割分担

放射性物質及び放射線による影響は五感に感じられないという原子力災害の特殊性を考慮し、原子力災害時における区民の健康に関する不安を解消するため、必要と認められる場合は保健医療活動を行う。

機関名	対策内容
区	健康相談に関する窓口の設置 外部被ばく線量等の測定
都福祉保健局 都病院経営本部	健康相談に関する窓口の設置等 保健所、都立病院において外部被ばく線量等の測定

2) 詳細な取組内容

区

健康相談に関する窓口を設置する。

住民の求めに応じ、公立病院、保健所において外部被ばく線量等の測定等を実施する。

第2 放射性物質への対応

1) 対策内容と役割分担

機関名	対策内容
区 都各局	放射性物質の除去等の必要性を検討し、必要に応じて対応を行う。

2) 詳細な取組内容

東日本大震災における区の実施した結果及び放射性物質による環境汚染に関する国の対処方針や都内の状況等を踏まえ、除去対策等の必要性を検討し、杉並区放射性物質除去マニュアル(資料) を活用するなど必要に応じて対応を行う。

緊急モニタリングの結果により、校庭・園庭及びグラウンド等のある区立施設の汚染状況を確認する。また、区立施設で放射性物質の溜まりやすい箇所を抽出し、測定を行う。

杉並区放射性物質除去マニュアルの除去相当数値の場合は、除去対応を行う。

震災編 第2部 施策ごとの具体的計画（災害予防・応急・復旧計画）

第11章 放射性物質対策

第5節 具体的な取組【予防対策・応急対策・復旧対策】

第3 風評被害への対応

1) 対策内容と役割分担

風評等により農作物の産地に経済的な被害が生じる。このような風評被害を防ぐために、正しい情報を把握し発信する。

2) 詳細な取組内容

定期的な空間線量率のモニタリング測定や、保育園・学校給食・水道水等の検査を実施して結果を公表することで、迅速的確な情報提供で区民の不安除去に努める。(継続)

校庭・園庭の土壌や砂場の砂の測定を行い、結果を公表する。

国や東京都の情報を迅速に提供する。

第12章 住民の生活の早期再建

震災編 第2部 施策ごとの具体的計画（災害予防・応急・復旧計画）
第12章 住民の生活の早期再建

第12章 住民の生活の早期再建

第1節 現在の到達状況

- 「被災(り災)証明」について、出来る限り速やかに発行
- 震災救援所のトイレに簡易トイレ、ペール缶トイレ、マンホールトイレの部材を配備
- 清掃事務所間の相互応援体制を整備

第2節 課題

- 「被災(り災)証明」の早期発行、建物被害認定を早急に実施する体制整備が必要
- 被災後のトイレ機能の確保に向けた手続きを講じることが必要
- がれきの処理及び大量の被災ごみ・生活ごみの収集運搬体制や一時的集積場所等を想定した具体的方策及びその体制の検討が必要

第3節 対策の方向性

- 「被災(り災)証明」の早期発行が可能となるようシステム化、義援金の募集・配分を迅速に対応するための体制を構築
- トイレの確保のために、震災救援所における災害用トイレの配備や、関係機関との連携を促進するとともに、し尿の収集・運搬に関する関係機関との連携体制を推進
- がれきをはじめ被災ごみ等の収集・運搬体制等を整えると同時に一次的な集積場所候補地等の確保を推進

第4節 到達目標

- 生活再建のための「被災証明」発行手続き等の迅速化
- 災害用トイレ及びし尿処理体制の確保
- ごみ、がれきの広域処理体制の構築

第5節 具体的な取組

地震前の行動(予防対策)

生活再建のための事前準備被災(り災)証明の発行
(第2部第12章 P.409)

生活再建のための事前準備義援金の配分事務
(第2部第12章 P.410)

トイレの確保及びし尿処理
(第2部第12章 P.410)

ごみ処理
(第2部第12章 P.411)

がれき処理
(第2部第12章 P.412)

災害救助法等
(第2部第12章 P.413)

地震直後の行動(応急対策)
発災後72時間以内

被災住宅の応急危険度判定 (第2部第12章 P.418)

被災宅地の危険度判定 (第2部第12章 P.419)

家屋・住家被害状況調査等 (第2部第12章 P.419)

被災(り災)証明の発行準備 (第2部第12章 P.420)

義援金の募集・受付 (第2部第12章 P.422)

トイレの確保及びし尿処理 (第2部第12章 P.423)

ごみ処理 (第2部第12章 P.424)

がれき処理 (第2部第12章 P.425)

災害救助法等の適用 (第2部第12章 P.426)

地震後の行動(復旧対策)
発災後1週間目途

被災住宅の応急修理 (第2部第12章 P.429)

一時提供住宅、応急仮設住宅の供給 (第2部第12章 P.430)

被災者の生活相談等の支援 (第2部第12章 P.433)

義援金の募集・受付・配分 (第2部第12章 P.434)

被災者の生活再建資金援助等 (第2部第12章 P.435)

職業のあっ旋 (第2部第12章 P.441)

租税等の徴収猶予及び減免等 (第2部第12章 P.441)

その他の生活確保 (第2部第12章 P.443)

中小企業への融資 (第2部第12章 P.444)

農林漁業関係者への融資 (第2部第12章 P.448)

災害救助法の運用等 (第2部第12章 P.448)

第1節 現在の到達状況

第1 被災者の生活再建対策

被災者が様々な生活再建支援を受ける際に必要となる「被災(り災)証明」について、できる限り速やかに発行している。また、義援金の配分については、東京都義援金配分委員会にて決定することとしている。

第2 災害用トイレの備蓄及びし尿処理

震災救援所のトイレについて、簡易トイレ、ペール缶トイレ、マンホールトイレの部材を配備している。

災害用トイレの備蓄等（震災救援所1箇所あたりの備蓄基準量）

- ・簡易トイレ 20基
- ・ペール缶トイレ 3基
- ・マンホールトイレ 10基
- ・収便袋 300枚

第3 ごみ処理、がれき処理

ごみの収集運搬は、清掃事務所間の相互応援体制を整備し、清掃協議会より配車される臨時車両と合わせ、衛生上速やかに処理を必要とするごみから優先的に行うこととしている。

災対都市整備部内に「がれき処理対策班」を設置し、「がれき処理マニュアル」にしたがって処理する。

【被害想定（東京湾北部地震）】

被害項目	想定される被害
建物被害棟数	3,692棟（全壊）、11,803棟（半壊） 23,028棟（焼失）
がれきの推定発生量	169万トン、237万 ³ m ³
避難人口	176,369人（避難生活者数は114,640人）
上水道の断水率	39.7% この値のみ元禄型関東地震の被害想定値
下水道管きよ被害率	26%

第1 早急な対応を要する生活再建対策に向けた課題

被災(り災)証明は、被災後の全ての生活再建支援の手続の基礎となるものであるから、迅速に発行する必要がある。また、証明の発行対象となる家屋が膨大な量になると想定されるため、建物被害認定を早急に実施する体制整備が必要である。

第2 災害用トイレの確保及びし尿処理に向けた課題

発災時には、39.7%の上水道の被害(元禄型関東地震)と、26%の下水道の被害(東京湾北部地震)が想定されている。上下水道の復旧(特に下水道の復旧)までの間を乗り切るため、被災後のトイレ機能の確保に向けた手続きを講じる必要がある。

第3 大量のがれき等の処理に向けた課題

169万トンが発生するがれきの処理及び大量に発生する被災ごみ、避難所から排出される生活ごみの収集運搬体制等を想定した具体的方策及びその体制を検討する必要がある。

また、一般廃棄物焼却施設が再稼動するためには、電気や水道の復旧が必要である。それまでの間に避難所等から発生するごみについても、一時的に集積する場所が必要となる。

震災編 第2部 施策ごとの具体的計画（災害予防・応急・復旧計画）

第12章 住民の生活の早期再建

第3節 対策の方向性

第3節 対策の方向性

第1 生活再建対策の早急な実施

「被災(り災)証明」の発行については、被害調査や手続に要する時間を短縮するため、都と東京消防庁と区との情報（固定資産税関連情報、住家被害認定調査結果、住民基本台帳等）を連携させるシステム導入等による、手続の迅速化が必要である。

義援金の募集・配分については、必要な手続を明確にし、迅速に対応できる体制の構築を図る。

第2 災害用トイレの確保、し尿処理への備え

震災救援所における災害用トイレの配備の促進や、関係機関との連携により、トイレの確保を図る。併せて、し尿の収集・運搬に関する関係機関との連携体制を推進する。

第3 ごみ、がれきの一次集積場所と最終処分場の確保

大量のごみやがれきの処理について、都は、「東京都震災がれき処理マニュアル」を見直している。区は、都や国と連携して、がれきをはじめ被災ごみ等の収集・運搬体制等を整えるとともに一次的な集積場所候補地等の確保を推進する。

震災編 第2部 施策ごとの具体的計画（災害予防・応急・復旧計画）

第12章 住民の生活の早期再建

第4節 到達目標

第4節 到達目標

第1 生活再建のための「被災証明」発行手続き等の迅速化

都における災害に係る住家被害認定等に関するガイドライン等をもとに、被災証明に係るシステム化を推進し、被災証明を速やかに発行できる体制を構築する。また、義援金を迅速に配分できる体制を構築し、震災後の被災者の生活再建を総合的に支援する。

第2 災害用トイレ及びし尿処理体制の確保

震災救援所等で上下水道が復旧するまでの間に使用する災害用トイレを備蓄等により確保する。なお、発災から3日間程度は、し尿収集車による収集・運搬が困難な状況が予測されることから、区は、し尿収集車による収集を要しない災害用トイレの確保を継続して推進していく。

第3 ごみ、がれきの広域処理体制の構築

「東京都震災がれき処理マニュアル」等と整合させ、区の体制を構築する。また、一次集積場所候補地等の選定や処理について、関係機関との連携体制を構築することにより、ごみ・がれきの処理を迅速に行う。

1 生活再建のための事前準備被災（り災） 証明の発行	4 ごみ処理
2 生活再建のための事前準備義援金の 配分事務	5 がれき処理
3 トイレの確保及びし尿処理	6 災害救助法等

第1 生活再建のための事前準備 被災（り災）証明の発行

1) 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
区	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策基本法第2条第1号に規定する災害において、被災（り災）証明の発行手続を実施 ・国・都のガイドラインに基づき、被害調査や被災（り災）証明発行体制を構築 ・被害調査や被災（り災）証明手続きについて職員研修を実施
都総務局 都主税局	<ul style="list-style-type: none"> ・区市町村が発行する被災（り災）証明手続の迅速化を促進 ・国が標準的なものとして示した「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」に基づく住家被害認定調査手法や、被災（り災）証明発行体制等についてガイドライン化 ・区市町村の応援要員の確保の検討 ・固定資産税関連情報等に関し、区と調整
消防署	<ul style="list-style-type: none"> ・火災による被害状況調査体制の充実 ・区市町村との協定締結や事前協議による被災（り災）証明発行に係る連携体制の確立

2) 詳細な取組内容

国が標準的なものとして示した「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」に基づく住家被害認定調査手法や、被災（り災）証明発行体制等について、平時での業務手順等の確認や、システムの整備等事前対策の充実と標準化を図る。

被災（り災）証明の発行根拠となる、災害に係る住家被害認定調査の研修を実施する。

災害に係る住家被害認定調査、被災（り災）証明発行、被災者台帳の作成まで一貫した実施体制を構築するとともに、支援するためのシステム化を図る。

火災に係る被害調査と被災（り災）証明を行う東京消防庁や、固定資産関連情報を管理する東京都主税局等の関係機関と、被害調査や被災（り災）証明発行に必要な調整を行う。

震災編 第2部 施策ごとの具体的計画（災害予防・応急・復旧計画）

第12章 住民の生活の早期再建

第5節 具体的な取組【予防対策・応急対策・復旧対策】

第2 生活再建のための事前準備義援金の配分事務

1) 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
区	・義援金の募集・配分について、あらかじめ必要な手続を明確にする。
都総務局 都福祉保健局	・義援金配分委員会の委員は必要な時期に迅速に開催できるようあらかじめ、都、区市町村、日本赤十字社その他関係機関の中から選任しておく ・義援金の募集・配分について、必要な手続きを明確にする ・義援金に関する寄付控除（国税及び地方税）等の取扱いの確認

2) 詳細な取組内容

都は、義援金の募集・配分について、早期配分に必要な手続を明確にする。

区は、都の義援金募集等に協力する場合、独自で義援金を募集する場合の双方について、必要な手続を明確にする。

第3 トイレの確保及びし尿処理

1) 対策内容と役割分担

災害用トイレを確保するとともに、各震災救援所や避難場所等から収集したし尿の処理体制を確保する。

機 関 名	対 策 内 容
区	・災害用トイレの確保 ・震災救援所等に生活水の確保 ・し尿の収集・運搬に関する現況を把握し、し尿処理運搬車等を確保 ・都下水道局が管理する水再生センターや指定マンホールへの収集・運搬体制の確保等 ・災害時し尿処理計画の整備
都環境局	・区市町村の対応のみでは困難となった場合に備え、し尿収集車の確保に関する区市町村と関連事業者との協定等の締結を推進
都下水道局	・下水道管の耐震化 ・し尿の受け入れ体制の整備 ・トイレの設置ができるマンホールの指定拡大

2) 詳細な取組内容

災害用トイレの確保

ア) 震災救援所

既存の仮設トイレと合わせ、マンホールに設置可能なマンホール用仮設トイレの備蓄を計画的に進め、具体的な機種を選定にあっては、高齢者・障害者等に配慮する。

避難想定人口に対応できるように、耐震型マンホールトイレを計画的に整備していく。

震災編 第2部 施策ごとの具体的計画（災害予防・応急・復旧計画）

第12章 住民の生活の早期再建

第5節 具体的な取組【予防対策・応急対策・復旧対策】

車いすにも対応できる障害者用トイレが設置されている学校については、災害時に可能な限り当該施設を有効利用する。また、車いすにも対応できる仮設トイレ等も区立小中学校の改築に合わせ、順次備蓄品として配備を進めていく。

イ) 公園等区有施設

区内全域の公園便所・公衆便所等（平成25年4月1日トイレ設置箇所246棟）において、災害時に活用可能な体制を整備する。

今後の新設・大規模改修に合わせ、それぞれの公園の諸条件に十分留意しながら、貯留槽の設置、耐震性のある下水管への直結等を進める。

震災救援所等に生活水の確保

生活水を確保することによって、水洗トイレ（下水道機能）を有効活用する。

在宅被災者への対応として、平常時から区民に対して風呂水の汲み置き等、水の確保を図るよう啓発活動を行う。また、災害時には、トイレ用水の節約や登録生活用水井戸の利用を呼びかけていく。

し尿の収集・運搬に関する現況を把握し、し尿処理運搬車等を確保

区は、民間事業所との覚書の締結により、し尿処理(除去)に係る運搬車・労力等を確保する。【別冊・資料55～58】

都下水道局が管理する水再生センターや指定マンホールへの収集・運搬体制の確保等

区は、都下水道局との覚書の締結により、水再生センター及び主要管きよの指定マンホールへの搬入・処理体制を整備する。【別冊・資料59】

災害時し尿処理計画の整備

区は平成15年11月、「杉並区災害時し尿処理計画」を策定し、災害時に区民の健康と衛生的な環境を保持するために必要な設備の確保、円滑なし尿処理体制について定めた。この計画は、今後も継続的に検討を進め、整備・充実を図っていくものである。

第4 ごみ処理

1) 対策内容と役割分担

大量に発生するごみの処理は、区を実施主体として、必要に応じて都が支援して収集・運搬機材等を確保し、迅速な処理体制を整備する。

機 関 名	対 策 内 容
区	・ごみ処理に関する窓口 ・所管区域内の廃棄物関連施設や運搬車等の現況を把握し、施設の耐震化の促進や不足が想定されるマンパワーや資機材に対する備えを検証、確保

震災編 第2部 施策ごとの具体的計画（災害予防・応急・復旧計画）

第12章 住民の生活の早期再建

第5節 具体的な取組【予防対策・応急対策・復旧対策】

2) 詳細な取組内容

区が行うごみの一次集積から運搬、処理施設等で必要となる資機材については、都への要請を行うことで、不足分の確保を図る体制となっている。都は、国と連携し、被災地以外の自治体に要請を行う。

杉並清掃事務所は、災害が発生した場合に排出されたごみを迅速に処理し、環境衛生の保全を図る。平成25年度の作業計画における職員数、収集運搬車数は下記のとおり。

(平成25年度作業計画)

車種	職員 (正規・人)	直営小型 プレス車	小 型 特殊車	小 型 プレス車	新大型 特殊車	計
種別		可不燃	可不燃	可不燃	可不燃	
杉並清掃事務所	54	8	6	40	0	54
杉並清掃事務所方南支所	33	4	2	26	1	33
計	87	12	8	66	1	87

第5 がれき処理

1) 対策内容と役割分担

区は、都や関係機関と調整を図り、震災による建物の焼失、倒壊及び解体により発生する廃木材及びコンクリートがら等（以下「がれき」という。）適正処理に向けて準備する。

機 関 名	対 策 内 容
区	<ul style="list-style-type: none"> ・あらかじめ、仮置場の候補地の指定について検討 ・所管区域内の廃棄物関連施設や運搬車等の現況を把握し、施設の耐震化の促進や不足が想定されるマンパワーや資機材に対する備えを検証、確保

2) 詳細な取組内容

仮置き場について

仮置場	設置者	設置時期	目 的	面積	搬入対象物
一時積み 置場	杉並区	第1段階	<ul style="list-style-type: none"> ・輸送効率を高めるための積替基地 ・緊急道路のがれきの一時積み置き場 	約 300 ㎡以上	緊急道路のがれき、人命救助のためのがれき
分 別 処理場	杉並区	第2段階	<ul style="list-style-type: none"> ・輸送効率を高めるための積替基地 ・破碎・分別処理プラントの設置場所 	最低 1 ha	一時積み置き場のがれき、倒壊建物の解体・撤去がれき
臨 時 集積場	杉並区	第3段階	<ul style="list-style-type: none"> ・輸送効率を高めるための積替基地 ・23区分別集積場が円滑に機能するまでの暫定的な貯留施設 	最低 1 ha	分別済みがれき

震災編 第2部 施策ごとの具体的計画（災害予防・応急・復旧計画）

第12章 住民の生活の早期再建

第5節 具体的な取組【予防対策・応急対策・復旧対策】

処理に必要な協力体制の整備

「がれき」の処理にあたっては、次の業務について資機材の提供を含め平常時に民間業者との協力体制を構築し、効率的に実施する。【別冊・資料46～48】

ア) 倒壊建物の解体・「がれき」の撤去

- ・倒壊建物の解体業務
- ・発生「がれき」の撤去業務

イ) 「がれき」仮置き場の設置

- ・仮置き場の維持管理業務
- ・仮置き場からの「がれき」の搬出

ウ) 「がれき」の中間処理・再利用・最終処分

- ・廃木材・コンクリートがら等破砕処理
- ・廃木材・コンクリートがら等のストックヤードの提供
- ・再利用施設への搬入
- ・再利用施設での優先的な処理
- ・最終処分場への「がれき」の搬入

第6 災害救助法等

1) 対策内容と役割分担

災害救助法の適用

機 関 名	対 策 内 容
区	・職員が、災害救助法適用基準に関して十分に理解し、迅速に対応できる体制の整備
都（総務局）	・災害救助法による救助の程度・方法及び期間等の基準に関して、区に周知の徹底

災害救助法による救助は、災害に際しての飲料水、食料、医療等の応急的、一時的救助を行うことによって、被災者の生活と社会秩序の保全を目的として実施するものである。区長は、災害救助法に基づき、都知事が救助に着手したときは、都知事を補助し、被災者に対して必要な救助を実施する。

激甚災害法の適用

機 関 名	対 策 内 容
区	・職員が、激甚災害指定手続き等に関して十分に理解し、迅速に対応できる体制の整備
都（総務局）	・激甚災害法に定める事業や指定手続、必要となる報告事項等を事前に十分に理解し、迅速に対応できる体制の整備

著しく激甚である災害が発生した場合における地方公共団体の経費の負担の適正化と被災者の災害復興の意欲を高めることを目的とした「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法

震災編 第2部 施策ごとの具体的計画（災害予防・応急・復旧計画）

第12章 住民の生活の早期再建

第5節 具体的な取組【予防対策・応急対策・復旧対策】

律」（昭和37年法律第150号。以下「激甚法」という。）が制定されている。

この法律は、激甚災害として指定された災害を対象に、国の地方公共団体に対する特別の財政援助と被災者に対する特別の財政措置を内容としている。

2) 詳細な取組内容

災害救助法

- 1 災害救助法の適用基準

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令第1条の定めるところによるが、杉並区においては、次のいずれか一つに該当する場合、災害救助法が適用される。

- ・区内の住家滅失世帯数が150以上になったとき。
- ・都内の住家滅失世帯数が2,500以上になり、かつ、区内の住家滅失世帯数が75以上になったとき。
- ・都内の住家滅失世帯数が12,000以上になった場合又は災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、かつ、区内の多数の世帯の住家が滅失したとき。
- ・多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受ける恐れが生じたとき。

- 2 被災世帯の算定基準

ア) 被災世帯の算定

住家が半焼し又は半壊するなど著しく損傷した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家の滅失した1世帯とみなす。

イ) 住家の滅失等の認定

・住家が滅失したもの

住家の損壊、焼失もしくは流出した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもので、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもので。

・住家が半焼・半壊するなど著しく損傷したもの

住家の損傷が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には住家の損壊又は焼失した部分の床面積が、その住家の延床面積の20%以上70%未満のもので、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもので。

・住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの

上記に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のもので、又は土砂竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの。

ウ) 世帯及び住家の単位

震災編 第2部 施策ごとの具体的計画（災害予防・応急・復旧計画）

第12章 住民の生活の早期再建

第5節 具体的な取組【予防対策・応急対策・復旧対策】

・世帯

生計を一にしている実際の生活単位をいう。

・住家

現実に居住のため使用している建物をいう。ただし、耐火構造のアパート等で、居住の用に供している部屋が、しゃ断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等については、それぞれをもって1住家として取り扱う。

激甚法

- 1 激甚災害指定基準

昭和37年12月7日中央防災会議が決定した基準（平成12年3月改正）であり、国が特別の財政援助等の措置を行う必要がある事業の種類別に次のように基準を定めている。

適用すべき措置	激甚災害とされる被害の程度
<p>法第2章（公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助）</p>	<p>次のいずれかに該当する災害</p> <p>（A基準） 事業費査定見込額が全国都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入総額の概ね0.5%を超える災害</p> <p>（B基準） 事業費査定見込額が全国都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入総額の概ね0.2%を超える災害</p> <p>かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの</p> <p>1 都道府県負担事業の事業費査定見込額が当該都道府県の当該年度の標準税収入の25%を超える災害</p> <p>2 一の都道府県内の市町村負担事業の事業費査定見込総額が当該都道府県内全市町村の当該年度の標準税収入総額の5%を超える災害</p>
<p>法第12条、第13条、第15条 （中小企業信用保険法による災害関係保証の特例等）</p>	<p>次のいずれかに該当する災害</p> <p>（A基準） 中小企業関係被害額が当該年度の全国中小企業所得推定額（第2次産業及び第3次産業国民所得に中小企業附加価値率及び中小企業販売率を乗じて推計した額。以下同じ。）の概ね0.2%を超える災害</p> <p>（B基準） 中小企業関係被害額が当該年度の全国中小企業所得推定額の0.06%を超える災害であり、かつ、一の都道府県内の当該災害に係る中小企業関係被害額が当該年度の当該都道府県の中小企業所得推定額の2%を超える災害又はその中小企業関係被害額が1,400億円を超える災害</p> <p>ただし、火災の場合又は法第12条の適用がある場合の全国中小</p>

震災編 第2部 施策ごとの具体的計画（災害予防・応急・復旧計画）

第12章 住民の生活の早期再建

第5節 具体的な取組【予防対策・応急対策・復旧対策】

	企業所得推定額に対する被害の実情に応じ特例措置を講ずることがある。
法第16条（公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助）、17条（私立学校施設災害復旧事業の補助）及び19条（市町村施行の感染症予防事業に関する負担の特例）	法第2章の措置が適用される激甚災害。ただし、当該施設に係る被害又は当該事業量が軽微であると認められる場合を除く。
法第22条（罹災者公営住宅建設事業に対する補助の特例）	次のいずれかに該当する災害 （A基準） 滅失住宅戸数が被災地全域で概ね4,000戸以上の災害 （B基準） 次の1、2のいずれかに該当する災害 ただし、火災の場合の被災地全域の滅失戸数は、被害実情に応じた特例的措置を講ずることがある。 1 滅失住宅戸数が被災地全域で概ね2,000戸以上 一市町村の区域内で200戸以上又はその区域内の住宅戸数の1割以上の災害 2 滅失住宅戸数が被災地全域で概ね1,200戸以上であり、かつ、一市町村の区域内で400戸以上又はその区域内の住宅戸数の2割以上の災害
法第24条（小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等）	1 公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る措置については法第2章の措置が適用される災害 2 農地及び農業用施設等小災害に係る措置については法第5条の措置が適用される災害
上記以外の措置	災害発生のおと被害の実情に応じ個別に考慮

- 2 局地激甚災害指定基準

災害を市町村段階の被害の規模でとらえ、激甚災害として指定するため、昭和43年11月22日中央防災会議が次のように基準を定めている。

局地的激甚災害指定基準	適用すべき措置
（公共施設災害関係） 当該市町村負担の当該災害に係る公共施設災害復旧事業等（法第3条第1項第1号及び第3号～第14号の事業）の査定事業費の額が当該市町村の標準税収入の50%を超える市町村（当該査定事業費1,000万円未満を除く）が1以上あ	1 法第3条第1項各号に掲げる事業のうち、左の市町村が当該災害によりその費用を負担するもの及び法第4条第5項に規定する地方公共団体以外の者が設置した施設に係るものについて法第2章の措置 2 左の市町村が当該災害につき発行を許可さ

震災編 第2部 施策ごとの具体的計画（災害予防・応急・復旧計画）

第12章 住民の生活の早期再建

第5節 具体的な取組【予防対策・応急対策・復旧対策】

<p>る災害。ただし、その該当市町村ごとの査定事業費の額の合算額が、概ね1億円未満を除く。</p>	<p>れた公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る地方債について法第24条第1項、第3項及び第4項の措置</p>
<p>（中小企業施設災害関係） 当該市町村の区域内の当該災害に係る中小企業関係被害額が当該市町村の当該年度の中小企業所得推定額の10%を超える市町村（当該被害額1,000万円未満を除く）が1以上ある災害。 ただし、その該当市町村ごとの当該被害額の合算額が概ね5,000万円未満を除く。</p>	<p>左の市町村の区域内で中小企業者が必要とする当該災害復旧資金等に係る法第12条、第13条及び第15条の措置</p>

1 被災住宅の応急危険度判定	6 トイレの確保及びし尿処理
2 被災宅地の危険度判定	7 ごみ処理
3 家屋・住家被害状況調査等	8 がれき処理
4 被災(り災)証明の発行準備	9 災害救助法等の適用
5 義援金の募集・受付	

第1 被災住宅の応急危険度判定

1) 対策内容と役割分担

地震によって建築物が被害を受けた場合、被災した建築物の所有者や居住者は、その建築物の安全性について自ら判断できる保証はなく、多くの区民が余震等によって二次災害の恐れに直面することになる。

このため、できる限り速やかに、被災した建築物の倒壊等の危険の有無を建築の専門技術者によって判断する必要がある。

そこで、災害対策本部内に区職員（建築職）や外部協力員を中心とした（仮称）危険度判定班を編成し、今後策定を行う「（仮称）応急危険度判定実施本部業務マニュアル」をもとに、区有施設及び住宅等の応急危険度判定を行う。

機 関 名	対 策 内 容
区	・余震等による二次的災害を回避するため、被災建物・構造物の応急危険度判定を早急に行い、安全性を確認する。
都（総務局）	・区に対する支援を効果的に行うため、都本部の下に被災建築物応急危険度判定支援本部を設置する。 ・知事は、区長が判定の実施を決定した場合には、東京都防災ボランティア要綱に基づいて登録した建築物の応急危険度判定員の出勤要請等、必要な支援を行う。

2) 詳細な取組内容

応急危険度判定班の設置

区は、応急危険度判定を迅速かつ的確に実施するために、災対都市整備部に応急危険度判定班を設置する。

応急危険度判定員の出勤要請

区は、災害により被災した建築物の被害状況を把握し、応急危険度判定作業を行う概ねの調査区域、建築物の棟数、必要な応急危険度判定員の人数等を決定し、区内に在住・在勤する応急危険度判定員に対し、出勤要請をする。さらに、都に対し、区外からの応急危険度判定員の支援を要請する。

震災編 第2部 施策ごとの具体的計画（災害予防・応急・復旧計画）

第12章 住民の生活の早期再建

第5節 具体的な取組【予防対策・応急対策・復旧対策】

応急危険度判定員のコーディネート

区は、応急危険度判定員に対し、判定作業の説明、判定作業に必要な備品の支給、判定作業中の交通手段の確保、判定作業中の連絡体制の確立、宿泊・食事の世話等、応急危険度判定作業が円滑かつ効率的に行われるよう努める。

また、災害時を想定したコーディネータ研修及び訓練を実施する。

応急危険度判定作業

応急危険度判定員は、被災した建築物の調査を行い、建築物の危険度の度合いを示す「危険」、「要注意」、「調査済」のいずれかの判定シールを調査建築物に明示する。

対象建築物は、専用住宅や共同住宅等の建築物で、判定に必要な資機材は常時確保しておく。

また、阪神・淡路大震災の教訓として、応急危険度判定と被災(り災)証明発行のための被害調査との違いや活動の目的について、被災者から理解が得られにくかったことが挙げられている。これを踏まえて、住民の誤解やトラブルを解消するための施策として、判定士と被災(り災)証明発行者が1つの班として同時に行動する体制など連携のあり方について、今後検討する。

調査結果の報告

区は、応急危険度判定の調査結果をまとめ、国、都、他の自治体及び関係機関に報告する。

第2 被災宅地の危険度判定

1) 対策内容と役割分担

区の災対都市整備部は、大地震等の発生後に、被害に関する情報に基づき、必要に応じて、宅地²⁴の危険度判定を実施する。

区長は、宅地危険度判定のため、必要に応じて宅地判定士の派遣などの支援を都知事に要請することができる。宅地危険度判定士は、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、危険度判定を行い、二次災害を軽減・防止し住民の安全の確保を図る。

第3 家屋・住家被害状況調査等

1) 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
区	・住家の被害状況調査を行い、都本部に報告
消防署	・区と調整し、火災による被害状況調査
都（総務局）	・区を行う調査への職員の応援体制を整備

²⁴宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第2条第1号に規定する宅地（農地、採草放牧地及び森林並びに道路、公園、河川その他公共の用に供する施設の用に供せられている土地以外の土地）のうち、住居である建築物の敷地及び危険度判定の必要を認める建築物の敷地並びにこれらに被害を及ぼすおそれのある土地が対象となる。

震災編 第2部 施策ごとの具体的計画（災害予防・応急・復旧計画）

第12章 住民の生活の早期再建

第5節 具体的な取組【予防対策・応急対策・復旧対策】

2) 詳細な取組内容

被害状況の把握

地域ごとの被害状況を調査・把握することで、復興基本方針の策定・地区復興まちづくり計画作成の基礎情報とする。また、住民に生活の基盤を保障するための、住宅の供給量の把握、仮設住宅建設用地選定、被災(り災)証明の発行のための情報とする。被災(り災)証明書の発行については「応急対策 第4 被災(り災)証明の発行準備」参照

復興本部が主体となり実施する調査

- ・家屋被害概況調査
- ・家屋被害状況調査
- ・住宅被害個数調査
- ・公共施設等の被害の把握

調査体制の確立

各種調査を実施するにあたり、甚大な被害が生じた場合は、区職員のみで調査を実施するのは困難となるため、東京都を通じ、応援職員の派遣を求める等、必要人員の確保を図る。

また、現地調査は、可能な限り都及び他自治体の職員等の協力を実施し、区職員は、バックアップ及び調査の指導及び地区復興まちづくり計画の策定作業を優先することが理想である。

第4 被災(り災)証明の発行準備

1) 対策内容と役割分担

機関名	対策内容
区	・住家被害状況調査の結果に基づき、速やかに被災(り災)証明の発行手続を実施
消防署	・区と連携し、発行時期や発行場所等について調整を図り、火災の被災(り災)証明書の発行手続を実施
都（総務局）	・住家被害状況調査や被災(り災)証明発行窓口の開設時期等について区市町村間の調整を図る

2) 詳細な取組内容

地震等により被災した世帯の再建を促進するために、国、都及び区において住宅新築・補修に資する資金の貸付等の各種公的融資や、租税、保険料等の減免・徴収猶予などを実施することがある。その場合に、当該災害によって被災したという証明が必要であるため、区においては被災世帯に対して被災証明書を、また、消防署長は申請者に対し焼損状況の調査等に基づきり災証明書を発行する。

発行手続

区は、被災者の申請により発行する。発行機関は、次のとおり。

震災編 第2部 施策ごとの具体的計画（災害予防・応急・復旧計画）

第12章 住民の生活の早期再建

第5節 具体的な取組【予防対策・応急対策・復旧対策】

ただし、消防署長が発行する火災によるり災証明については、消防署と区が協議した場所において発行する。

また、区民に対して、発行窓口の開設時期及び開設場所などについて、適切な方法により広報する。

ア) 区に災害対策本部が設置された場合

救援部で発行する。ただし、災害が鎮静し、応急対策活動態勢が縮小された場合は、区民生活部地域課で発行する。

また、応急危険度判定と被災(り災)証明発行のための被害調査との違いや活動の目的について、被災者から理解が得られにくかったことが挙げられている。これを踏まえて、住民の誤解やトラブルを解消するための施策として、応急危険度判定員と被災(り災)証明発行者が1つの班として同時に行動する体制など連携のあり方について、今後検討する。

イ) 区に災害対策本部が設置されない場合

区民生活部地域課において発行する。

証明の範囲

被災(り災)証明書（消防署長が発行するり災証明書を除く。）は、災害対策基本法第2条第1号に規定する被害の範囲で、次の事項について証明する。【別冊・資料113】

ただし、消防署長が発行する火災によるり災証明書の様式は東京消防庁が定める。消防署が発行するり災証明（火災被害）と区が発行する被災証明（火災以外）が重複・内容相違することがないよう、消防署との合同調査を行う体制を整備し、合同による訓練に取り組む。

- 1 住家、住家以外の建造物の被害

- | | | |
|----------|---------|----------|
| ア) 全壊(焼) | イ) 流失 | ウ) 半壊(焼) |
| エ) 一部損壊 | オ) 床上浸水 | カ) 床下浸水 |
| | (土間上浸水) | |

- 2 人的被害

- | | | |
|-------|---------|-------|
| ア) 死亡 | イ) 行方不明 | ウ) 負傷 |
|-------|---------|-------|

証明手数料

無料とする。

震災編 第2部 施策ごとの具体的計画（災害予防・応急・復旧計画）

第12章 住民の生活の早期再建

第5節 具体的な取組【予防対策・応急対策・復旧対策】

第5 義援金の募集・受付

1) 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
区	・義援金の募集を行うか否かを検討し、決定する。 ・義援金の募集・受付に関して、都、日本赤十字社、関係機関等と情報を共有する。
都総務局 都福祉保健局	・区の義援金の募集・受付状況等を把握 ・義援金の募集・受付に関して、区、日本赤十字社、関係機関等と情報を共有する。
日本赤十字社	・義援金の募集を行うか否かを検討し、決定する。 ・義援金の募集・受付に関して、都、区と情報を共有する。

2) 詳細な取組内容

一般から提出された義援金品で区に寄託されたもの及び都、区市町村、日本赤十字社等からなる義援金品募集配分委員会（以下「委員会」という。）から送付された義援金品を、确实、迅速に被災者に配分するため、義援金品の受付、配分等について必要な事項を定める。

義援金品の受付・募集

義援金品の受付窓口を開設し、災対総務部義援金班で直接義援金品を受け付けるほか、銀行等に災対総務部長名義の普通預金口座を開設し、振込による義援金を受け付ける。

受領した義援金品については、寄託者に受領書を発行する。ただし、上記1の口座への振込みによる場合は、振込用紙をもって受領書の発行に代える。

なお、受領書の様式は、【別冊・資料114】のとおり。

義援金品の受付状況について随時委員会に報告し、受け付けた義援金は、委員会に送金する。

義援品については、被害の状況等を勘案し、品目を限定する等して被災者が必要とする物資を募集する。

義援金品の保管及び配分

- 1 義援金

寄託者より受領した義援金は、委員会に送金するまでの間、義援金受付口座に預金保管する。委員会から送金された義援金についても、被災者に配分するまでの間、同様に預金保管する。義援金は、委員会の配分計画に基づく配分率及び配分方法により、救援部から被災者に配分する。被災者への配分状況について、経過、実施方法等を記録するとともに委員会に随時報告する。

- 2 義援品

直接受領した義援品及び都福祉保健局等から送付された義援品については、救援部において保管し、配分計画に基づき被災者に配分する。

配分にあたっては、防災市民組織等の協力を得て、迅速かつ公平に配分する。

被災者への配分状況について、経過、実施方法等を記録するとともに委員会に随時報告する。

震災編 第2部 施策ごとの具体的計画（災害予防・応急・復旧計画）

第12章 住民の生活の早期再建

第5節 具体的な取組【予防対策・**応急対策**・復旧対策】

義援品の保管場所

寄託又は送付された義援品を被災者に配分するまでの一時保管場所として、区役所会議室を使用するほか、状況によっては、体育館又は災害備蓄倉庫に保管する。

第6 トイレの確保及びし尿処理

1) 対策内容と役割分担

区は、し尿収集計画に基づき、都下水道局と連携して下水道施設（水再生センター及び主要管きよの指定マンホール）への搬入処理を実施する。

機 関 名	対 策 内 容
区	<ul style="list-style-type: none">・し尿処理計画に基づき搬入処理を実施・車両、作業員の不足に備え、都及び覚書を締結した民間事業所に車両、作業員の提供を要請・断水した場合には、学校のプール、防災用井戸等を活用し、災害用トイレで必要となる生活用水を使用
都下水道局	<ul style="list-style-type: none">・水再生センターや指定マンホールでの、し尿の受入れ・処理

2) 詳細な取組内容

区は、都下水道局との覚書に基づき、水再生センター及び主要管きよの指定マンホールへの搬入・処理を実施する。【別冊・資料59】

下水道機能損傷の場合、仮設トイレ等を使用する。貯留したし尿は、都下水道局により指定されたマンホールから下水道管きよへ直接投入するか、又は中野水再生センターへ搬入する。

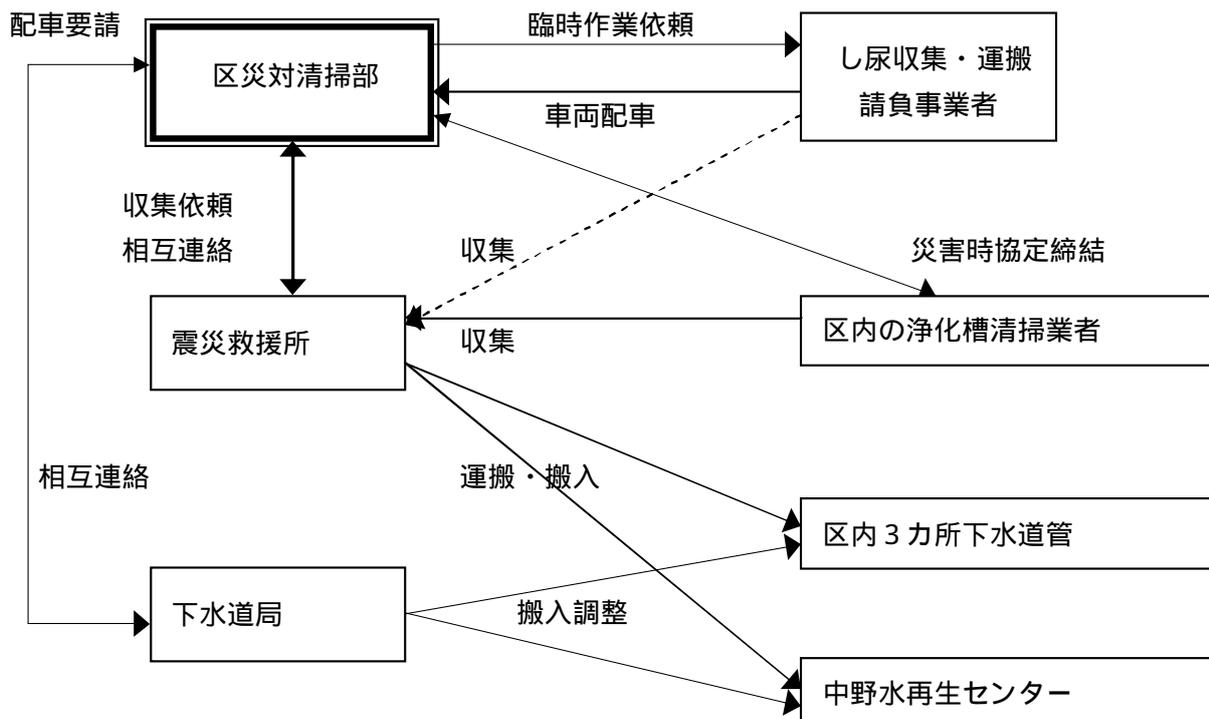
震災救援所となる学校のトイレについては、できる限り下水道機能を活用する。なお、断水時には、プールや学校防災用井戸等で確保した水を使用する。

震災編 第2部 施策ごとの具体的計画（災害予防・応急・復旧計画）

第12章 住民の生活の早期再建

第5節 具体的な取組【予防対策・応急対策・復旧対策】

活動体制



第7 ゴミ処理

1) 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
区	・災害のために発生した被災地のごみを迅速かつ適切に処理
都	・区の被災状況や要請を踏まえ、収集・運搬機材等の確保を協力して行うなど広域処理体制を確保し、迅速な処理を実施

2) 詳細な取組内容

震災時におけるごみの排出は、膨大な量になると予想されるため、被災地の環境衛生を保全するには、速やかに応急対策を実施する必要がある。

ごみの収集運搬は、事務所間の相互応援体制を整備し、清掃協議会より配車される臨時車両と合わせ、衛生上速やかに処理を必要とするごみから優先的に行う。

震災救援所におけるごみを積み置きし、収集を行うほか、被災家屋等から排出されるごみの積み置き場などについて、速やかに選定する。

処理施設への短期大量投入が困難である場合には、幹線道路に面した公有地等を中継所として活用し、収集の効率化を図る。

ごみの分別の徹底や、収集体制に関する広報に努めるとともに、臨時ごみ積み置き場の確保を行う。

震災編 第2部 施策ごとの具体的計画（災害予防・応急・復旧計画）

第12章 住民の生活の早期再建

第5節 具体的な取組【予防対策・**応急対策**・復旧対策】

第8 がれき処理

1) 対策内容と役割分担

被災地の応急対策を円滑に実施するとともに、最終処分量の削減を図るため、区は、関係機関と調整を図り、がれきの再利用、適正処理を図る。

機 関 名	対 策 内 容
区	・ 災対都市整備部の内に「がれき処理対策班」を設置し、がれき処理マニュアルに沿って対応 ・ 所管区域内の被災状況を確認し、がれきの発生推定量を算出し、がれき処理計画を策定 ・ 被災状況を都に報告し、必要に応じて応援を要請
都（建設局）	・ 緊急道路障害物除去路線上の障害物やがれきの道路障害物除去作業を実施、関係各局に報告
都（総務局）	・ 都災害対策本部のもと、応急対策全般に関する調整とともに、関係各局と連携し、がれき処理対策に関して協議

災害救助法適用前

区長が除去の必要を認めたものを対象として、区が実施する。

実施方法は、半壊、床上浸水住家のうち、急を要するものを選定して実施する。

災害救助法適用後

区は、除去対象戸数及び所在を調査し、都建設局に報告するとともに、都と協力して実施する。

都建設局は、区からの報告に基づき、実施順位、除去物の集積地を定め実施する。使用資材等は、第一次的には、区保有のものを使用し実施する。労力、機械等が不足の場合は、都総務局に要請し、隣接区市からの派遣を求め、さらに不足の場合は、東京建設業協会から資器材、労力等の提供を求める。

2) 詳細な取組内容

がれき処理対策班の設置

発災後、区は災対都市整備部内に「がれき処理対策班」を設置し、災対清掃部と連携して都との連携活動体制の確立を図る。

「がれき処理対策班」は、区の被害状況（廃棄物処理施設、家屋等）及びがれきの発生量の推計を都に報告するとともに、区のがれき処理の基本方針を明らかにした「がれき処理計画」を策定する。

緊急道路障害物除去作業に伴う「がれき」の搬入

発災直後、救援活動を円滑に行うため実施する緊急道路障害物除去作業（第3部第8章第3節）により収集した「がれき」を仮置場に搬入し、分別処理場にて廃木材、コンクリートがら、金属くず等に分類する。（予防対策 第4 がれき処理 「仮置場について」 参照）

「がれき」の中間処理・再利用・最終処分

震災編 第2部 施策ごとの具体的計画（災害予防・応急・復旧計画）

第12章 住民の生活の早期再建

第5節 具体的な取組【予防対策・応急対策・復旧対策】

分別処理場及び臨時集積所から分別して搬出された「がれき」は、破碎処理等の中間処理を行った後、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」等関係法令に基づいて、次の品目ごとによりできる限り再利用する。

再利用が不可能なものに限り、焼却処理するなどできるだけ減容減量化した上で、環境汚染防止に十分配慮しつつ、都が管理する既存の埋立処分場に搬入する。

ア) 廃木材

破碎処理した後、チップ化し、製紙用、ボード用、燃料用等として再利用する。チップ化できないものについては、清掃工場において焼却処理する。

イ) コンクリートがら

破碎処理し、路盤材、工事現場における埋め戻し材料、低地の埋立てによる地盤のかさ上げ工事の材料等に再利用する。

ウ) 金属くず

製鋼材料等に再利用する。

土石、竹木等の除去

住家に流入した土石、竹木等障害物の除去は、該当する住家を早急に調査の上実施する。

土石、竹木等の障害物の除去の対象となるもの

- ・ 障害物のため、当面の日常生活が営みえない状態にあるもの（本宅に障害物が運び込まれても別宅がある場合等は対象とならない。）
- ・ 居室、炊事場等生活に欠くことのできない部分に、障害となるものが運び込まれているか又は敷地等に運び込まれているため家への出入りが困難な状態にある場合であること
- ・ 自らの資力をもってしては、障害物の除去ができないもの
- ・ 住家が半壊又は床上浸水したものであること
- ・ 原則として、当該災害により直接被害を受けたものであること

第9 災害救助法等の適用

1) 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
区	・ 区長は、災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、直ちにその旨を知事に報告 ・ 区長は、激甚法の指定を受けた場合、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準を十分に考慮して、災害状況等を調査し都知事に報告する。

2) 詳細な取組内容

災害救助法

- 1 災害救助法の適用の要請

災害に際し、区における災害が、災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込

震災編 第2部 施策ごとの具体的計画（災害予防・応急・復旧計画）

第12章 住民の生活の早期再建

第5節 具体的な取組【予防対策・応急対策・復旧対策】

みがあるときは、区長は、直ちに次の事項を都知事に報告し、災害救助法の適用を要請しなければならない。（予防対策 第5 災害救助法等 「災害救助法の適用基準」 参照）

- ・災害発生時の日時及び場所
- ・災害の原因及び被害の状況
- ・法の適用を要請する理由
- ・法の適用を必要とする期間
- ・既にとった救助措置及び今後とろうとする救助措置
- ・その他必要な事項

- 2 災害救助法の適用

知事は、区市町村からの報告又は要請に基づき、災害救助法を適用する必要があると認めたときは、直ちに、法に基づく救助の実施について、当該区市町村及び都各局に指示するとともに、関係指定地方行政機関等、厚生労働大臣に通知又は報告する。

区長は、災害救助法に基づき知事が救助に着手したときは知事を補助し、被災者に対して必要な救助を実施する。

区は、災害の事態が急迫し、知事による災害救助法に基づく救助の実施を待つことができないときは、救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告し、その後の処理について知事の指示を受ける。

- 3 災害報告

災害救助法による救助の程度、方法及び期間等については、【別冊・資料25】による。

災害救助法に基づく「災害報告」には、災害発生の時間的経過に併せ、発生報告、中間報告、決定報告の3段階がある。これらの報告は、救助用物資、義援金品の配分等の基礎になるほか、各種の対策の基礎資料となる。

このため、迅速かつ正確に被害状況を収集把握し、速やかに都知事に報告するものとする。

- 4 救助実施状況の報告

災害直後における当面の応急措置及び災害救助費国庫負担金の清算事務に必要なため、各救助種目の救助実施状況を初期活動から救助活動が完了するまでの間、日ごとに記録、整理し、都知事に報告する。

- 5 基金の活用

災害救助法に基づく応急救助等の実施に要する費用については財政調整基金等を活用する。

激甚法

区長は、災害が発生した場合、速やかに、その災害の状況及びこれに対してとられた措置の概要を都知事に、都知事は内閣総理大臣に報告する。（災害対策基本法第53条）

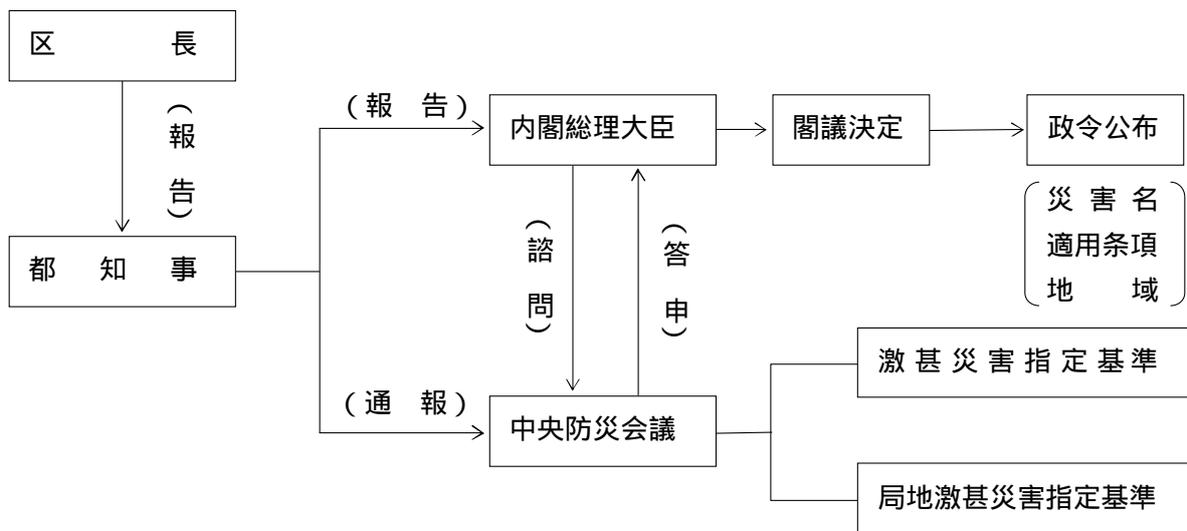
内閣総理大臣は、これを受けてその災害が激甚法第2条第1項に規定する激甚な災害に該当すると判断したときは、中央防災会議の意見を聞いた上で激甚災害として指定し、及びその災害に対し

震災編 第2部 施策ごとの具体的計画（災害予防・応急・復旧計画）

第12章 住民の生活の早期再建

第5節 具体的な取組【予防対策・応急対策・復旧対策】

とるべき措置を指定する政令を制定することとなり、これにより必要な財政援助措置がとられることになる。



（注）局地激甚災害の指定については、1月から12月までに発生した災害を一括して、翌年の1月～2月頃に手続きを行う。

- 1 激甚災害に関する調査報告

区長は、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準を十分に考慮して、災害状況等を調査し都知事に報告する。報告は、災害が発生した時から当該災害に対する応急措置が完了するまでの間、次に掲げる事項について行う。

- ・ 災害の原因
- ・ 災害が発生した日時
- ・ 災害が発生した場所又は日時
- ・ 被害の程度（災害対策基本法施行規則別表第1に定める事項）
- ・ 災害に際しとられた措置
- ・ その他必要な事項

- 2 特別財政援助等の申請手続

区長は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書を作成し、都各局に提出する。激甚法に定める主な事業及び都関係局は【別冊・資料115】のとおり。

第5節 具体的な取組 【復旧対策】

1 被災住宅の応急修理	7 租税等の徴収猶予及び減免等
2 一時提供住宅、応急仮設住宅の供給	8 その他の生活確保
3 被災者の生活相談等の支援	9 中小企業への融資
4 義援金の募集・受付・配分	10 農林漁業関係者への融資
5 被災者の生活再建資金援助等	11 災害救助法の運用等
6 職業のあっ旋	

第1 被災住宅の応急修理

1) 対策内容と役割分担

区は、都と協力して、震災により住家が半焼または半壊した場合、居住に必要な最小限の応急修理を行い、被災した住宅の居住性を維持する。

機 関 名	対 策 内 容
区	<ul style="list-style-type: none"> ・ 応急修理をする住宅を募集、選定事務を行う。 ・ 都の作成する業者リストより、応急修理を行う業者を指定する。 ・ 帳票を整備する。
都	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社団法人東京建設業協会のおっ旋する建設業者により、応急修理を行う業者のリストを作成

2) 詳細な取組内容

応急修理の対象住家

災害により、住家が半焼又は半壊し、居室、便所、台所等日常生活に欠くことのできない部分に被災したため、当面の生活を営むことができない状態にあること。

対象者の調査、選定

災害救助法適用の場合は、区が被災者の資力その他の生活条件の調査を実施し、区が発行する証明書に基づき、都が定める選定基準により、都から委任された区が募集・選定事務を行う。

なお、同法が適用されない場合で、区長が実施の必要を認めるときは、区において調査し、選定する。

修理の方法

災害救助法適用の場合は、都都市整備局が東京建設業協会のおっせんする建設業者により行う。ただし、区に事務の委任があった場合には区が区内業者の協力により実施する。

なお、同法が適用されない場合は、区が区内業者の協力により実施する。被災住宅の応急修理の方法は同法適用の場合に準ずるものとし、建設事業団体等との協定に基づき、被災住宅の応急修理に対する支援を行う。【別冊・資料 68】

震災編 第2部 施策ごとの具体的計画（災害予防・応急・復旧計画）

第12章 住民の生活の早期再建

第5節 具体的な取組【予防対策・応急対策・復旧対策】

経費

災害救助法の定めによる。【別冊・資料25】

工事の期間

災害救助法適用による応急修理は、原則として発災の日から1カ月以内に完了しなければならない。

なお、同法が適用されない場合においては、同法が適用された場合に準ずるものとする。

第2 一時提供住宅、応急仮設住宅の供給

1) 対策内容と役割分担

災害時、特に震災時には、住家が倒壊、焼失又は破損することが予想される。その場合、自己の資力では、居住する住家を確保できない被災者を対象に、応急仮設住宅の設置を行う。

機関名	対策内容
区	・入居手続統括 ・住宅管理全般
都	・応急仮設住宅の建設 ・一時住宅の確保とあっせん

2) 詳細な取組内容

住宅の一時提供

ア) 公営住宅等の一時提供

区は、都営及び区営住宅の空室情報について、災害時に迅速に収集する体制を整備する。また、公営住宅の空き家を一時的に被災者用住宅として確保・供給に努める。

都は、公営住宅等の空き家の確保に努めるとともに、東京都住宅供給公社・都市再生機構及び他の地方公共団体に空き家の提供を求め、被災者に供給する。

イ) 民間賃貸住宅の一時提供

災害時に民間賃貸住宅を一時提供可能な体制とするため、事業者からの空室情報の提供やその他の必要な措置について、杉並区内の不動産組合等との協定締結を進める。

また、応急仮設住宅の供給可能量の限界を考慮し、空室のある賃貸住宅への入居を促進するための支援方法を整理する。

なお、都は借上げにより民間住宅を提供するように努め、区はこれに協力する。

ウ) 入居資格等

・入居資格

原則として、応急仮設住宅の入居資格に準じて行う。

・入居者の募集・選定

原則として、応急仮設住宅の入居者の募集、選定に準じて行う。

震災編 第2部 施策ごとの具体的計画（災害予防・応急・復旧計画）

第12章 住民の生活の早期再建

第5節 具体的な取組【予防対策・応急対策・復旧対策】

エ）帳票の整備

一時提供住宅の供給に伴い、区は入居者の管理のため、必要な帳票を整備する。

応急仮設住宅の建設・管理

ア）設置主体

応急仮設住宅の設置は、災害救助法が適用される場合は都が行い、区はこれに協力する。ただし、災害救助法が適用されない場合は、区長が特に必要と認めた場合、区において設置する。

イ）建設予定地の選定

区は、建設予定地の選定に当たっては、区立公園等公共空地及び東京中央農業協同組合【別冊・資料66】からあっせんされた生産緑地など、あらかじめ次の点を考慮のうえ、建設予定地を定める。

- ・ 接道及び用地の整備状況
- ・ ライフラインの状況
- ・ 避難場所などの利用の有無

なお、区は常に最新の建設予定地の状況を把握し、都の求めに応じて報告する。

被災地外の用地の活用に関しては、他自治体との協議を通じて整理しておく。

ウ）設置

災害救助法の適用後は、区長がその設置を必要と認められた時は都知事に要請し、都都市整備局が対応する。適用がない場合において区が設置するときには、区内建設業者の協力を得て実施する。

エ）建設資材の調達

応急仮設住宅の建設及び被災住宅の応急修理に要する資材について、災害救助法適用の場合は都が対応するが、同法が適用されない場合は、区が建設業者を通じて迅速に調達するものとする。仮設住宅の早期建設に向け、建設資材の確保等について検討を行う。

オ）着工の時期

災害救助法適用の場合の設置は、災害発生の日から20日以内に着工しなければならない。（ただし、20日以内に着工できない場合には都は事前に期間延長について厚生労働大臣に協議する。）

なお、同法が適用されない場合においては、同法が適用された場合に準ずるものとする。

カ）設置基準・構造

・ 規模及び費用

1戸当たりの面積は災害救助法の定める面積を基準とし、世帯人数に応じた規模の仮設住宅の供給に努める。【別冊・資料25】

1戸当たりの設置費用についても、災害救助法の定める基準による。

・ 型式

原則として平屋建て・2階建ての軽量鉄骨系プレハブ、木質系プレハブ、木造又はユニットとし、

震災編 第2部 施策ごとの具体的計画（災害予防・応急・復旧計画）

第12章 住民の生活の早期再建

第5節 具体的な取組【予防対策・応急対策・復旧対策】

災害の状況に応じてその都度定める。なお、必要に応じ、高齢者・障害者関係部署と連携し、居室内の段差の解消や手すりの設置、車いす使用の場合の必要面積など、要援護者に配慮した設備・構造の住宅とする。

また、入居後のケアについては、保健福祉部が対処する。

キ) 管 理

災害救助法が適用され、都が設置する応急仮設住宅の管理については、原則として、都が都営住宅の管理に準じて行い、区はこれに協力する。

なお、同法が適用されない場合に区が設置するものについては、同法が適用された場合に準ずるものとする。入居者管理等は、区が行う。

災害救助法適用による応急仮設住宅の供与できる期間は、竣工の日から2年以内である。

なお、同法が適用されない場合に区が設置するものについては、同法が適用された場合に準ずるものとする。

入居者の選定

ア) 入居資格

対象者は次に掲げる各号のすべてに該当する者とする。ただし、使用申し込みは一世帯一か所限りとする。

- ・住家が全壊、全焼又は流失した者
- ・居住する住家がない者
- ・自らの資力では住家を確保することができない者

イ) 入居者の募集・選定

- ・災害救助法が適用された場合

入居者の募集及び選定は都の依頼を受け、区が実施する。入居者の選定は都が策定する基準に基づくものとする。

なお、区は高齢者、障害者、ひとり親家庭等の優先を原則とし、生活条件等を考慮するものとする。入居者募集計画は被災状況に応じ都が策定し、区に住宅を割り当てる。

割り当てに際しては、原則として当該区の行政区域内の住宅を割り当てるものとするが、必要戸数の確保が困難な場合は、区市町村間で融通しあう。

- ・災害救助法が適用されない場合

入居者の募集計画は、被災状況に応じて区が策定し、被災者に対し募集を行う。

入居者の選定は、災害救助法が適用された場合に準じる。

自力再編への支援

区は、都、関係機関が実施する自力再建に係る支援制度などの情報提供や被災者の相談に対応できる体制を整備するとともに、関係機関との連携を密にして一般住宅・マンション等の再建に対する支援活動を推進する。

震災編 第2部 施策ごとの具体的計画（災害予防・応急・復旧計画）

第12章 住民の生活の早期再建

第5節 具体的な取組【予防対策・応急対策・復旧対策】

第3 被災者の生活相談等の支援

1) 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
区	・入居手続統括 ・住宅管理全般
都	・応急仮設住宅の建設 ・一時住宅の確保とあっせん

2) 詳細な取組内容

区の生活相談所

区は、区本庁舎内に被災者のための相談所を設置し、総務部区政相談課が中心となり関係課等の協力を得ながら、次の業務を実施する。

- ・被災者からの苦情又は要望事項を聴取し、その解決を図る。
- ・被災者への迅速かつ適切な相談業務を行うため、区関係部局と緊密な連携を図る。
- ・相談内容、被害状況等について、都、防災関係機関との連絡を密にし、相談態勢の確立を図る。
- ・区は、災害の規模に応じ、必要がある場合は区民事務所等に相談窓口を開設する。

消防相談所

地震後における出火防止を図るため次のような指導を行うとともに、消防署と消防出張所等に災害の規模に応じて消防相談所を設置し、消防相談にあたる。

- ・被災建物、仮設建物及び震災救援所等における火災予防対策の徹底
- ・電気、都市ガス等の機能停止に伴う火気使用形態の変化に対応した出火防止及び機能復旧時における出火防止対策の徹底
- ・危険物施設等で余震に対する警戒体制、構造、設備に関する点検等の強化
- ・火災によるり災証明等各種手続きに関する相談

震災編 第2部 施策ごとの具体的計画（災害予防・応急・復旧計画）

第12章 住民の生活の早期再建

第5節 具体的な取組【予防対策・応急対策・復旧対策】

第4 義援金の募集・受付・配分

1) 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
区	<p>1 義援金の募集・受付</p> <ul style="list-style-type: none">・区の受付窓口は災対総務部義援金班とする。・受領した義援金については、寄託者に受領書を発行する。・災対総務部長名義の口座を開設し、振込みによるものも受け付ける。 <p>2 義援金の支給</p> <ul style="list-style-type: none">・区は、都委員会から送金された義援金を配分計画に基づき、速やかに被災者に支給する。・区は、被災者への義援金の支給状況について、東京都義援金配分委員会（以下「委員会」という）に報告する。
都	<p>1 東京都義援金配分委員会の設置</p> <ul style="list-style-type: none">・義援金の募集を決定次第、あらかじめ選定された委員により、都本部に委員会を設置する。 <p>2 義援金の配分</p> <ul style="list-style-type: none">・都委員会の開催 義援金の募集開始後、都委員会を開催し、被災区市町村への義援金の配分計画の策定等を審議、決定する。・義援金の送付 決定した配分計画に基づき義援金を、区に送金する。 <p>3 義援金の広報</p> <ul style="list-style-type: none">・義援金の募集方法、寄せられた義援金額や配分状況について、ホームページに掲載する等により、広く周知を図る。

2) 詳細な取組内容

一般から抛出された義援金で区に寄託されたもの及び都、区市町村、日本赤十字社等からなる義援金品募集配分委員会（以下「委員会」という。）から送付された義援金を、确实、迅速に被災者に配分するため、義援金の受付、配分等について必要な事項を定める。

義援金の受付・募集

義援金の受付窓口を開設し、災対総務部義援金班で直接義援金を受け付けるほか、銀行等に災対総務部長名義の普通預金口座を開設し、振込による義援金を受け付ける。

受領した義援金については、寄託者に受領書を発行する。ただし、上記1の口座への振込みによる場合は、振込用紙をもって受領書の発行に代える。

なお、受領書の様式は、【別冊・資料114】のとおり。

震災編 第2部 施策ごとの具体的計画（災害予防・応急・復旧計画）

第12章 住民の生活の早期再建

第5節 具体的な取組【予防対策・応急対策・復旧対策】

義援金の受付状況について随時委員会に報告し、受け付けた義援金は、委員会に送金する。

義援金の保管及び配分

寄託者より受領した義援金は、委員会に送金するまでの間、義援金受付口座に預金保管する。委員会から送金された義援金についても、被災者に配分するまでの間、同様に預金保管する。義援金は、委員会の配分計画に基づく配分率及び配分方法により、救援部から被災者に配分する。被災者への配分状況について、経過、実施方法等を記録するとともに委員会に随時報告する。なお、義援品（義援物資）については、「第11章 物流・備蓄・輸送対策の推進」参照。

第5 被災者の生活再建資金援助等

第5-1 災害援護資金等の貸付

1) 資金の貸与

地震等の災害により、住家等に被害を受けた者に対して、住宅の建設又は補修等の整備に必要な資金を貸付け、居住の安定を図る。そのほか被害を受け、困窮するものに対して応急小口資金（区の貸付）、生活福祉資金（杉並区社会福祉協議会が窓口）を貸付け、もって、その自立の助長に寄与する。

区及び都の貸付など各種の融資は、次のとおりである。

震災編 第2部 施策ごとの具体的計画（災害予防・応急・復旧計画）

第12章 住民の生活の早期再建

第5節 具体的な取組【予防対策・応急対策・復旧対策】

種別	貸付対象	貸付金額	貸付条件
災害援護資金 都（福祉保健局）	都内のいずれかの区市町村が災害救助法による救助を受けた場合、その地震、台風等の自然災害により、家屋等に被害を受けた世帯で、世帯の前年の所得が	対象被害及び限度額 世帯主が負傷した世帯	据置期間 3年（特別5年） 償還期間 据置期間を含み10年 償還方法 年賦又は半年賦による元利均等償還 貸付利率 年3.0%以内 （据置期間中は無利子） 東日本大震災についての特例措置 「償還期間 13年（据置期間は6年、特別の場合は8年）」、「利子 保証人を立てる場合は無利子、保証人をたてない場合は年1.5%（据置期間中は無利子）」
		(1) 家財、住居の損害なし 150万円	
		(2) 家財の損害あり 250万円	
		(3) 住居が半壊 270万円	
	1人世帯 220万円以内 2人世帯 430万円以内 3人世帯 620万円以内 4人世帯 730万円以内 （5人以上の場合は一人につき30万円の加算）	(4) 住居が全壊 350万円	(2) 世帯主の負傷がなく ア．住居が半壊の世帯 250万円 イ．住居が全壊の世帯 350万円 （注） 1．世帯主の負傷 全治1カ月以上の要療養の負傷 2．家財の損害 家財の価格の概ね1/3以上の損害
		(1) 家財の損害あり 150万円	
		(2) 住居が半壊 170万円	
		(3) 住居が全壊 250万円	
	ただし、その世帯の住居が滅失した場合にあっては、 1,270万円以内。 実施主体は区となる。	(4) 住居が滅失・流失 350万円	(1) 世帯主が負傷し、住居が半壊した世帯 350万円
		住居が半壊、全壊の被害を受け、住居を建て直す場合にその住居の残存を取り壊さざるを得ない場合等	

震災編 第2部 施策ごとの具体的計画（災害予防・応急・復旧計画）

第12章 住民の生活の早期再建

第5節 具体的な取組【予防対策・応急対策・復旧対策】

種別	貸付対象	貸付金額	貸付条件
応急小口資金	区 災害により住宅又は家財に被害を受け、資金を必要とする場合で、杉並区応急小口資金貸付条例第2条に定める資格を有するもの	貸付限度額 1世帯 50万円以内 (単身世帯は30万円)	据置期間 6カ月 償還期間 据置期間経過後 貸付金額により、10カ月、20カ月又は30カ月以内 償還方法 均等月賦償還 貸付利率 無利子
生活福祉資金	都社会福祉協議会 低所得世帯で、この資金の貸付を受けることによって災害による困窮から自立のできる世帯等 窓口は、杉並区社会福祉協議会となる。	災害援護資金 1世帯 150万円以内	据置期間 6カ月以内 償還期間 据置期間経過後7年以内 貸付利率 連帯保証人がいれば無利子、いなければ年1.5% 連帯保証人 1人(原則) 償還方法 月賦 申込方法 官公署の発行する被(り災)証明書を添付し、杉並区社会福祉協議会に申し込む。(その他必要書類あり)

震災編 第2部 施策ごとの具体的計画（災害予防・応急・復旧計画）

第12章 住民の生活の早期再建

第5節 具体的な取組【予防対策・応急対策・復旧対策】

種別	貸付対象	貸付金額	貸付条件						
災害復興住宅融資	(独)住宅金融支援機構	<p>建設資金</p> <p>(1) 耐火、準耐火又は木造（耐久性）</p> <p>建設資金 1,460万円</p> <p>土地取得資金 970万円</p> <p>整地資金 380万円</p> <p>(2) 木造（一般）</p> <p>建設資金 1,400万円</p> <p>土地取得資金 970万円</p> <p>整地資金 380万円</p> <p>購入資金（新築住宅）</p> <p>(1) 耐火、準耐火又は木造（耐久性）</p> <p>購入資金 1,460万円</p> <p>土地取得資金 970万円</p> <p>(2) 木造（一般）</p> <p>建設資金 1,400万円</p> <p>土地取得資金 970万円</p> <p>購入資金（リ・ユース購入）</p> <p>(1) 耐火又は準耐火構造</p> <p>購入資金 1,160万円</p> <p>（一定の条件を満たす場合）</p> <p>1,460万円</p> <p>土地取得資金 970万円</p> <p>(2) 木造（一般）</p> <p>購入資金 950万円</p> <p>（一定の条件を満たす場合）</p> <p>1,160万円</p> <p>土地取得資金 970万円</p> <p>補修資金</p> <p>(1) 耐火又は準耐火構造</p> <p>補修資金 640万円</p> <p>(注)引方移転資金 380万円</p> <p>整地資金 380万円</p> <p>(2) 木造</p> <p>補修資金 590万円</p> <p>(注)引方移転資金 380万円</p> <p>整地資金 380万円</p> <p>(注)両資金を利用する場合、合計で380万円が限度額となる。</p> <p>特例加算 450万円</p> <p>補修資金の場合を除く。</p>	<p>金利（23年10月）年1.67%</p> <p>特例加算は年2.57%</p> <p>返済期間</p> <p>(1) 新築建設及び新築購入</p> <p>ア 耐火、準耐火構造又は木造（耐久性） 35年以内</p> <p>イ 木造（一般） 25年以内</p> <p>(2) リ・ユース購入 原則25年以内</p> <p>(3) 補修資金 20年以内</p> <p>完済時年齢の上限は、80歳</p> <p>元金据置期間</p> <p>(1) 建設又は購入資金 3年間</p> <p>(2) 補修資金 1年間</p> <p>返済方法</p> <p>(1) 元利均等毎月払い</p> <p>(2) 元金均等毎月払い</p> <p>(3) 融資金額が130万円以上の場合には、ボーナス併用払いも可</p> <p>担保</p> <p>(1) 建設・購入</p> <p>建物と敷地に第1順位の抵当権を設定</p> <p>(2) 補修</p> <p>建物に抵当権を設定</p> <p>返済負担率</p> <p>年収に占めるすべての借入れの年間合計返済額の割合（総返済負担額）が以下の基準を満たす方</p> <table border="1"> <tr> <td>年収</td> <td>400万円未満</td> <td>400万円以上</td> </tr> <tr> <td>基準</td> <td>30%以下</td> <td>35%以下</td> </tr> </table>	年収	400万円未満	400万円以上	基準	30%以下	35%以下
		年収	400万円未満	400万円以上					
基準	30%以下	35%以下							
(独)住宅金融支援機構	<p>（独）住宅金融支援機構が定める災害により自らが住む住宅に被害が生じ、地方公共団体から「被（り）災証明書」の発行を受けた場合、以下の融資を受けることができる。</p> <p>(1) 建設・購入資金</p> <p>住宅に「全壊」等の被害が生じた場合</p> <p>(2) 補修資金</p> <p>住宅に10万円以上の被害が生じた場合</p> <p>被災者の方に貸すための住宅で、「被災(り災)証明書」の発行を受けた場合融資の内容は、と同じ</p> <p>被害が生じた住宅を所有する親のために子が建設、購入又は補修を行う場合で、「被災(り災)証明書」の発行を受けた場合融資の内容は、と同じ</p>								

震災編 第2部 施策ごとの具体的計画（災害予防・応急・復旧計画）

第12章 住民の生活の早期再建

第5節 具体的な取組【予防対策・応急対策・復旧対策】

第5-2 災害弔慰金・災害障害見舞金の支給

1) 対象となる自然災害

（暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象により被害が生ずるもの）

1 区市町村において住居が5世帯以上滅失した災害

都道府県内において住居が5世帯以上滅失した区市町村が3以上ある場合

都道府県内において災害救助法が適用された区市町村が1以上ある災害

災害救助法が適用された区市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合の災害

2) 支給対象者

災害弔慰金

死亡者の遺族（配偶者、子、父母、孫、祖父母の範囲。いずれもが存しない場合は、兄弟姉妹（ただし、死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者。））

災害障害見舞金

災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）別表に掲げる程度の障害がある者

3) 支給金額

災害弔慰金

死亡者1人につき主たる生計者の場合500万円、それ以外の場合250万円

災害障害見舞金

障害者1人につき主たる生計者の場合250万円、それ以外の場合125万円

4) 支給の制限

当該死亡者の死亡がその者の故意又は重大な過失により生じたものである場合等、支給が制限される場合がある。

第5-3 被災者生活再建支援金の支給

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、被災者生活再建支援金を支給することにより、その自立した生活の開始を支援するものであり、生活必需品の購入経費等として、最高300万円の支援金を支給する。

1) 対象となる自然災害

暴風、豪雨、地震その他の異常な自然現象により生ずる被害であり、対象となる災害の程度は以下のとおり。なお、この制度が適用になる自然災害が発生した場合には、都道府県から、その旨の公示がなされる。

ア) 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市区町村の区域に係る自然災害

イ) 10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市区町村の区域に係る自然災害

ウ) 100世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県の区域に係る自然災害

震災編 第2部 施策ごとの具体的計画（災害予防・応急・復旧計画）

第12章 住民の生活の早期再建

第5節 具体的な取組【予防対策・応急対策・復旧対策】

エ) ア) 又はイ) の市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市区町村（人口10万人未満に限る）の区域に係る自然災害

オ) ア) ~ ウ) の区域に隣接し、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市区町村（人口10万人未満に限る）の区域に係る自然災害

カ) ア) 若しくはイ) の市町村を含む都道府県又は(3)の都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市区町村（人口10万人未満に限る）又は2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市区町村（人口5万人未満に限る）の区域に係る自然災害

2) 対象世帯と支給額

1) の自然災害により

- ・住宅が「全壊」した世帯
 - ・住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
 - ・災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
 - ・住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）
- 支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる

（世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額）

図表：住宅の被害程度に応じて支給する支援金(基礎支援金)

住宅の被害程度	全壊	解体	長期避難	大規模半壊
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円

図表：住宅の再建方法に応じて支給する支援金(加算支援金)

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借
支給額	200万円	100万円	50万円

一旦住宅を賃借した後、自ら居住住宅を建設・購入(又は補修)する場合は、合計で200(または100)万円

第5-4 日赤東京都支部による災害救援品の支給

1) 対象となる災害

震災・風水害・火災等

震災編 第2部 施策ごとの具体的計画（災害予防・応急・復旧計画）

第12章 住民の生活の早期再建

第5節 具体的な取組【予防対策・応急対策・復旧対策】

2) 支給対象者及び支給内容

種別	支給対象者	支給内容	備考
災害救援品 (見舞品)	住宅の全半壊・全半焼	毛布、バスタオル	毛布、バスタオルは全員に各1とする。
	床上浸水	毛布、バスタオル	
	震災救援所へ1晩以上避難	毛布、バスタオル、緊急セット、安眠セット	・毛布、バスタオルは全員に各1とする。 ・緊急セット、安眠セットは世帯当たり各1とする。

第6 職業のあっ旋

1) 対策内容と役割分担

機関名	対策内容
区	<ul style="list-style-type: none"> 被災後の区内における雇用状況・生活状況に関する調査の実施 被災者の実情に合致した就労の場の維持と創出に関する支援
東京労働局	<ul style="list-style-type: none"> 災害による離職者の把握、職業のあっ旋

2) 詳細な取組内容

被災した区民が自立した生活を再建するには、経済的な基礎となる職が必要である。また、働き手を失うことにより、事業の継続が困難となる事業所は、新たな働き手を求めている。

区は、被災後の区内における雇用状況・生活状況に関する調査を行う。求人情報の提供、雇用の維持など、被災者の実情に合致した就労の場の維持と創出に関する支援を行い、区民生活の経済的な再建を進める。また、区は、被災者のために開設する相談所等において、離職者の状況を把握し、東京労働局に報告するとともに、状況によっては臨時職業相談所の開設又は巡回職業相談の実施を要請する。

東京労働局は、公共職業安定所を通じ、臨時職業相談窓口の設置、臨時職業相談所の設置又は巡回職業相談の実施などにより、早期再就職の促進を図る。

第7 租税等の徴収猶予及び減免等

1) 対策内容と役割分担

機関名	対策内容
区	<ul style="list-style-type: none"> 特別区税の納税緩和措置の実施 国民健康保険料及び一部負担金の減免等の実施 国民年金保険料の免除の実施 介護保険料及び利用者負担額の減免の実施 保育の実施等に係る保育料の減額の実施
都主税局	<ul style="list-style-type: none"> 都税の納税緩和措置として、期限の延長、徴収猶予及び減免等、適時、適切な措置の実施

2) 詳細な取組内容

被災した納税者又は特別徴収義務者（以下「納税者等」という。）被保険者等に対し、区条例、規則により期限の延長、徴収猶予等の緩和措置及び減免について、申請又は状況に応じて適時適切に実施するものとする。

特別区税の納税緩和措置

ア) 期限の延長

災害により、納税者等が期限内に申告その他書類の提出又は区税を納付若しくは納入することができないと認めるときは、次の方法により当該期限を延長する。

- ・災害が広域にわたる場合、区長が職権により適用の地域及び期限の延長日を指定する。
- ・その他の場合、災害がおさまった後、速やかに被災した納税者等から申請があったときは、区長が期限を延長する。

イ) 徴収猶予

災害により財産に被害を受けた納税者等が区税を一時に納付し、又は納入することができないと認められるときは、その者の申請に基づき1年以内において徴収を猶予する。なお、やむを得ない理由があると認められるときは、さらに1年以内の延長を行う。

ウ) 減免

災害により住宅や家財に損害を受け、又は生活が困難となった次の税目にかかる納税者からの申請に対し、基準により納期限が到来していない税額の減免を行う。

- ・特別区民税（都民税個人分を含む。）
- ・軽自動車税

国民健康保険料及び一部負担金の減免等

災害等により生活が著しく困難になった者に対し、世帯主の申請により保険料の所得割額及び一部負担金が減額または免除になることがある。

国民年金保険料の免除

被保険者（第1号被保険者）又はその被保険者が属する世帯の世帯員が災害によりその所有する住宅・家財に著しい損害を受け、保険料を納付することが困難であるときは、申請に基づき日本年金機構が内容審査のうえ申請日の属する月の前月からその年度内の保険料の免除を承認する。

（ただし、学生については一部扱いが異なる。）

介護保険料及び利用者負担額の減免

第1号被保険者（利用者負担額の減免の場合は要介護・要支援認定被保険者）又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災、その他これらに類する災害により、住宅・家財又はその他の財産について著しい損害を受けたとき、申請に基づき、介護保険料については、

震災編 第2部 施策ごとの具体的計画（災害予防・応急・復旧計画）

第12章 住民の生活の早期再建

第5節 具体的な取組【予防対策・応急対策・復旧対策】

申請日に属する年度の確定した保険料額の3ヶ月を限度として減免する。ただし、区長が必要を認める場合は、6ヶ月を限度とする。また、利用者負担額については、申請日の属する月から3ヶ月を限度として減免する。ただし、区長が必要を認める場合は、さらに3ヶ月延長する。

保育の実施等に係る保育料の減額

応急保育の実施に係る保育料及び震災に伴い保育園を閉鎖した場合の保育料等の取扱いについては、次のとおりとする。

ア) 応急保育

応急保育期間の保育料は、これを無償とする。

イ) 通常保育

保育園の閉鎖期間の属する月にかかる保育料は、無償とする。

なお、通常保育再開後の保育料については、杉並区児童福祉法施行細則に定める減額基準がある場合は、保護者の申請により減額する。

ウ) 緊急一時保育

緊急一時保育料については、杉並区児童福祉法施行細則に定める減額基準がある場合は、保護者の申請により減額する。

第8 その他の生活確保

郵便局の対応

災害が発生した場合、災害の態様及び地域の被災状況等被災地の実情に応じ、次のとおり、郵便関係に係る災害特別事務の取扱い及び援護対策を迅速かつ的確に実施する。

郵便関係

ア) 被災地に対する郵便はがき等の無償交付

災害救助法適用地域の郵便局において、はがき等の無償交付を行う。

イ) 被災者が差し出す郵便物の料金免除

災害救助法適用地域の郵便局において、被災者が差し出す手紙・はがき等の料金免除を実施する。

ウ) 被災者あて救助用郵便物の料金免除

総務大臣が公示した場合は、被災者の援助を行う地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会又は共同募金連合会にあてた救助用物資を内容とするゆうパック及び救助用又は見舞用の現金書留郵便物の料金免除を実施する。

エ) 利用の制限又は業務の停止

緊急郵便物の取扱いを確保するため、郵便物の利用制限又は業務の一部を停止することがある。

震災編 第2部 施策ごとの具体的計画（災害予防・応急・復旧計画）

第12章 住民の生活の早期再建

第5節 具体的な取組【予防対策・応急対策・復旧対策】

第9 中小企業への融資

1) 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
区	・被災後の区内産業・就労の状況を詳細に把握し、区内産業の復興支援を実施
都産業労働局 関係機関	・中小企業事業者及び組合への融資

2) 詳細な取組内容

中小企業施策

震災により区内中小企業は、大きな人的・物的損害を被ることが想定される。このような被災企業の事業再建には自助努力に加え、公的にその復興を支援していく。

区は、被災後の区内産業・就労の状況を詳細に把握し、区内産業の復興支援を積極的に行う。

特に、区内中小企業事業主に対しては、事業の再建に関する相談窓口の増設、再建資金の負担を軽減するあっせん融資制度の利用促進等により、事業復興を支援する。

- ・被災状況の把握
- ・産業支援
- ・事業再開支援

中小企業への融資

都及び政府系金融機関は、災害により、被害を受けた中小企業及びその組合に対し、事業の復旧に必要な資金の融資を行い、災害からの痛手を軽減し、事業の安定を図る。

都及び政府系金融機関が実施する中小企業への融資については、次頁のとおりである。

震災編 第2部 施策ごとの具体的計画（災害予防・応急・復旧計画）

第12章 住民の生活の早期再建

第5節 具体的な取組【予防対策・応急対策・復旧対策】

機関名	区分	内 容	
東京都（産業労働局）	災害復旧資金融資	1	資金使途 運転資金、設備資金
		2	対象企業 都内に事業所（住居）を有し、法人税（個人については所得税）又は事業税を納付していること。東京信用保証協会の保証対象業種である中小企業者及び組合で「3対象災害」により、損失を受けていること。
		3	対象災害 次の(1)または(2)に該当するもののうち都知事が指定したもの (1) 災害救助法の適用があった災害 (2) (1)のほか特に都知事が必要と認めたもの
		4	限度額 一災害につき 8,000 万円
		5	利率 [固定金利]年 1.7% < 責任共有制度の対象外になる場合 > 1.5% 利率は平成 25 年 4 月 1 日現在 責任共有制度が適用される中小企業者等に対しては、東京都が利子の一部（責任共有制度対象外との金利差相当分）を補助。
		6	期間 10 年以内（据置期間 1 年を含む）
		7	保証人 要する。法人は代表者個人、組合は原則として代表理事。個人事業主は原則として不要。
		8	担保 保証合計残高が 8,000 万円以下は原則無担保
		9	信用保証 東京信用保証協会の信用保証を要する。
		10	信用保証料 協会の定めるところによる。ただし、東京都が保証料全額を補助する。
		11	返済方法 分割返済(元金据置期間は 1 年以内)

震災編 第2部 施策ごとの具体的計画（災害予防・応急・復旧計画）

第12章 住民の生活の早期再建

第5節 具体的な取組【予防対策・応急対策・復旧対策】

機関名	区分	内 容	
東京都（産業労働局）	災害緊急	1	資金使途 運転資金・設備資金
		2	対象企業 都内に事業所（住居）を有し、法人税（個人については所得税）又は事業税を納付していること。東京信用保証協会の保証対象業種である中小企業者及び組合であり東日本大震災復興緊急保証制度による区市町村長等の認定等（東日本大震災法第128号に係る認定等）を受けたこと。
		3	限度額 2億8千万円
		4	利率 年1.5%以内～2.0%以内（融資期間による）
		5	期間 10年以内（据置期間2年を含む）
		6	保証人 要する。法人は代表者個人、組合は原則として代表理事。個人事業主は原則として不要。
		7	担保 融資額の合計が8,000万円を超える場合は原則として物的担保が必要。
		8	信用保証 東京信用保証協会の信用保証を要する。
		9	信用保証料 協会の定めるところによる。ただし、東京都が2分の1を補助する。
		10	返済方法 均等分割返済(元金据置期間は2年以内)

震災編 第2部 施策ごとの具体的計画（災害予防・応急・復旧計画）

第12章 住民の生活の早期再建

第5節 具体的な取組【予防対策・応急対策・復旧対策】

機関名	区分	内 容	
杉並区	復旧資金融資	1	資金使途 設備資金、運転資金
		2	対象企業 区内に、主たる事業所を有し、引き続き1年以上同一場所で同一事業を営み、住民税・事業税の滞納がなく東京信用保証協会の保証対象業者である方
		3	限度額 300万円
		4	利率 年0.5%（小口融資資金対象0.45%）（平成23年4月1日から）
		5	期間 3年以内（外据置6カ月以内）
		6	担保・保証 東京信用保証協会の保証・保証人・担保のいずれか
		7	返済方法 据置期間経過後、元金均等月賦償還
日本政策金融公庫 中小企業事業	災害復旧貸付	1	資金使途 設備資金、長期運転資金
		2	対象企業 公庫が当貸付の適用を認めた災害により、被害を受けた中小企業者
		3	限度額 1億5,000万円
		4	利率 基準利率
		5	期間 10年以内（内据置期間2年以内）
		6	担保・保証 原則として必要
		7	返済方法 2年以内の据置後、元金均等償還
日本政策金融公庫 国民生活事業	災害貸付	1	資金使途 設備資金、長期運転資金
		2	対象企業 公庫が当貸付の適用を認めた災害により、被害を受けた中小企業者
		3	限度額 各融資制度の限度額に1災害あたり上乗せ3,000万円
		4	利率 各貸付ごとの利率による
		5	期間 各種融資制度の返済期間内
		6	担保・保証 申込者との協議による
		7	返済方法 割賦払い（毎月払い・半年払いなど）または一時払い（元本均等払いは不可）

1 災害を受けた中小企業の既往の債務の返済について、期間延長の取扱いが行われることがある。

2 利率等変更される場合がある。

震災編 第2部 施策ごとの具体的計画（災害予防・応急・復旧計画）

第12章 住民の生活の早期再建

第5節 具体的な取組【予防対策・応急対策・復旧対策】

第10 農林漁業関係者への融資

1) 農林漁業金融公庫による融資

農業施設等の災害復旧資金及び被災農業者の経営維持安定に必要な資金について、農林漁業金融公庫から融資する。

第11 災害救助法の運用等

第12章 応急対策 第9 災害救助法等の適用 参照

第3部 災害復興計画

第1章 復興の基本的考え方

第1 復興の基本的考え方

震災後の「市街地(都市)及び生活の再建」には、長い期間を要するほか、大規模で広範な実務が必要になる。復興対策を円滑に実施するためには、震災前から、復興に関する基本的な考え方や具体的な復興の進め方、復興体制等について十分な準備をしておかなければならない。

第2 杉並区震災復興マニュアル

杉並区では、震災復興の道筋を示す総合的なマニュアルとして、平成16年3月に「杉並区震災復興マニュアル」を策定したところである。

このマニュアルに掲げた、復興の基本的考え方は、以下のとおりである。

震災復興の基本的考え方	
市街地の再建	再び震災が起きても被害を受けない、又は被害を最小限にとどめることができるまちづくりの推進
区民生活の再建	住宅の確保をはじめとして、被災者が、自助・共助によりくらしの安定を図ることができる支援の実施 「1日も早く被災者のくらしを震災前の状態に戻し、その安定を図ること」が第1の目標となるほか、心身や財産に回復しがたいダメージを受け震災前の生活に戻ることができない人々にとっては、新しい状況下で現実に適合した新たなライフスタイルを構築していくことができるようにすることも重要な目標
地域経済の活性化	雇用の確保・維持や中小企業対策など、被災者のくらしの再建・安定のバックボーンとなる地域経済活性化の推進

なお、東日本大震災の復興状況等を踏まえ、今後、震災復興マニュアルを修正していく。

復興本部は、杉並区震災復興基本方針に基づき、震災復興計画案を策定し、区民意向の聴取等の調整を経て、長期的展望にたった総合的な復興計画を震災復興本部会議で決定し、公表する。

3) 復興にかかる財政対応

発災後の復旧・復興対策や区民の生活支援に機動的、弾力的に取り組むため、復興計画の前提となる財政需要を把握する。生活支援等については、莫大な財政需要とともに税収減が想定されるため、震災復興基金の創設等、復旧・復興事業に充当できる財源の確保対策を講じる。

また、国・東京都に対し、既存の制度の活用や、特例措置を講じる必要のあるものについて、提案・要求事項をとりまとめ、要請する。

4) 人的資源の確保・調整

復興事業の実施に際しては、区の通常業務に加え、長期間にわたる膨大な事務が発生し、特定の部署や職種において人員が不足する場合は、集中的な職員配置など、機動的な職員体制を構築する。

また、区全体として職員が不足する場合は、相互援助協定を締結している他の自治体等への職員の派遣要請のほか、臨時職員の雇用も行う。

5) 用地の確保・調整

復興本部は応急・復旧事業及び復興事業を円滑に実施するため、速やかな被害状況の把握と、必要なオープンスペースの確保を図り、各分野にわたる用地需要を総合的に集約・整理し、国有地・公有地等を含めた計画的な用地等の確保及び調整を行う。

6) 広報・被災者相談体制の整備

復興に際し、情報の錯綜による混乱を招かないよう、区の基本的方針や具体的な事業、生活関連情報などを区民に正確に伝えるため、臨時広報紙・区公式ホームページ等、様々な媒体を活用して周知する。

また、被災者が抱える生活上の不安や問題に対し、区民の不安解消・問題解決のため、総合的な相談窓口を開設する。法律問題等の専門的な問題に対しては、専門の相談員の派遣・協力体制の確立を図る。

第3章 震災復興計画の策定、区民生活の復興

第1 震災復興計画の策定

震災後の復興は、行政のあらゆる分野にわたるとともに、その多くが長期間に及ぶ事業となるため、復興諸施策は、総合的かつ長期的な計画に基づいて実施していく必要がある。

区は、区民等の幅広い意見を聴取しながら、被災者及び被災地の支援・再生を主目的とする震災復興計画を策定し、組織的・計画的に復興対策を推進していく。

「杉並区震災復興マニュアル」では、以下のとおり、震災復興計画の策定スケジュールを想定しているところである。

震災復興計画策定スケジュール想定

	杉並区	参考：東京都
発災	・杉並区災害対策本部の設置	・災害対策本部の設置
1週間後まで	・杉並区震災復興本部の設置	・復興本部の設置
2週間後まで	・杉並区震災復興基本方針の決定	・復興基本方針の決定 ・震災復興検討会議の招集(復興計画の理念等の検討依頼)
1カ月後まで	・震災復興総合計画の策定方針を各部に通知 ・各部に復興計画素案の作成依頼	・検討会議による提言(復興総合計画理念等決定) ・計画の策定方針を各局に通知 ・各局に局原案作成依頼
4カ月後まで	・各部から復興計画素案提出 ・財政計画の調製	・各部から局原案提出 ・財政計画の調製
5カ月後まで	・復興政策調整会議において震災復興総合計画原案調整、作成 ・案の公表予告、案の公表	・復興総合計画原案作成 ・区市町村への照会。意見集約 ・被災地域住民及びその他地域住民を含む一般都民、昼間都民へ提示。意見集約
6カ月後まで	・区民意見の聴取、意見等の公表 ・東京都の復興計画との調整	・特定分野計画との調整(特定分野計画の進捗状況と合わせて随時) ・区市町村の復興計画との調整
6カ月後	・震災復興本部会議で杉並区震災復興総合計画を決定後、公表	・復興総合計画策定・公表

第2 特定分野計画の策定

第2-1 市街地復興計画の策定

市街地復興とは、被災した市街地の道路や公園、公共施設などのハード面の復興を指し、再び震災が起きたとしても被害を受けない、あるいは、被害を最小限にとどめることができるまちをつくることである。市街地復興にあたっては、発災直後から災害対策本部に復興まちづくり班を設置する。震災復興本部の設置と同時に災害対策本部復興まちづくり班は震災復興本部へ移行する。

1) 市街地復興体制の確立

被害状況の把握

地域ごとの被害状況を調査・把握することで、復興基本方針の策定・地区復興まちづくり計画作成の基礎情報とする。また、住民に生活の基盤を保障するための、住宅の供給量の把握、仮設住宅建設用地選定のための情報とする。

ア) 災害対策本部が主体となり実施する調査

- ・ 区有施設の点検
- ・ 応急危険度判定

イ) 復興本部が主体となり実施する調査

- ・ 家屋被害概況調査
- ・ 家屋被害状況調査
- ・ 住宅被害戸数調査
- ・ 公共施設等の被害の把握

調査体制の確立

各種調査を実施するにあたり、甚大な被害が生じた場合は、杉並区職員のみで調査を実施するのは困難となるため、東京都を通じ、応援職員の派遣を求める等、必要人員の確保を図る。

また、現地調査は、可能な限り東京都及び他自治体の職員等の協力で実施し、杉並区職員は、バックアップ及び調査の指導及び地区復興まちづくり計画の策定作業を優先することが理想である。

2) 復興まちづくり

被災した市街地を、被災を繰り返すことのない安全な都市基盤の整備を推進するため、「杉並区まちづくり基本方針」の考え方をもとに、総合的なまちづくりに取り組む。

市街地復興にあたっては、杉並区の基本的な考え方を、復興基本方針として明らかにし、住民の参画を求め、計画的な復興まちづくりを推進する。

市街地復興基本方針の策定

復興に向け、以下のような基本姿勢を示し、被害状況に応じた市街地復興基本方針を策定し、区民に周知理解を求める。策定にあたっては、東京都及び近接区市との調整を図る。

震災編 第3部 災害復興計画
第3章 震災復興計画の策定、区民生活の復興

- ・生活再建、防災機能の向上、生活環境の向上をめざし、「杉並区まちづくり基本方針」に定めた分野別・ゾーン別整備方針に従いまちづくりをすすめることを、杉並区の復興を図る基本目標とする。
- ・市街地復興にあたっては、速やかな生活再建を図るとともに、安全で快適な生活環境を創造するため、杉並区と区民が協力しながら、計画的かつ柔軟に復興まちづくりを展開する。

被災市街地における第一次建築制限の実施

大規模な被害を受けた市街地において、市街地再開発事業などにより基盤整備を図る必要がある地区は、建築基準法第84条による建築制限区域に指定し、震災が発生した日から1ヵ月以内の期間に限り、区域内における建物の建築を制限し、又は禁止する。

制限期間は、必要に応じ更に1ヵ月を超えない範囲内で延長し、最長でも震災が発生した日から2ヶ月とする。

なお、建築制限区域の指定については、東京都が実施する。

被災市街地における第二次建築制限の実施

第一次建築制限を実施した区域で、建築制限の期間以内に復興事業の都市計画決定に至らず、さらに検討を要する区域においては、一定の期間をかけて復興まちづくりの合意づくりをすすめていくため、被災市街地復興特別措置法に基づく被災市街地復興推進地域に指定し、引き続き建築制限を実施する。

制限の期間は、震災が発生した日から都市計画決定まで最長2カ年以内。

なお、制限区域の指定について、都市計画決定及び告示は区が実施する。

市街地復興整備条例の制定・施行

市街地の復興を円滑に推進し、災害に強い活力のある市街地に資することを目的として、市街地復興整備条例を制定する。

復興対象地区の指定

被災した市街地については、被害状況及び基盤整備状況並びに杉並区まちづくり基本方針等の計画を踏まえ、4つの復興地区に区分し復興まちづくりを進める。

ア) 重点復興地区

都市基盤が未整備で、なおかつ大被害地区であったもので、抜本的な改造を必要とし、復興事業を都市計画事業として行うことから、建築制限が実施される。

イ) 復興促進地区

都市基盤が未整備であって中被害のもの、都市基盤整備済で大被害または中被害であるもの。一部の地域で都市計画事業が行われ、必要に応じた建築制限が実施される。

ウ) 復興誘導地区

都市基盤整備状況に係らず小被害地区であるもの

エ) 一般地区

被害がほとんど見られない地区

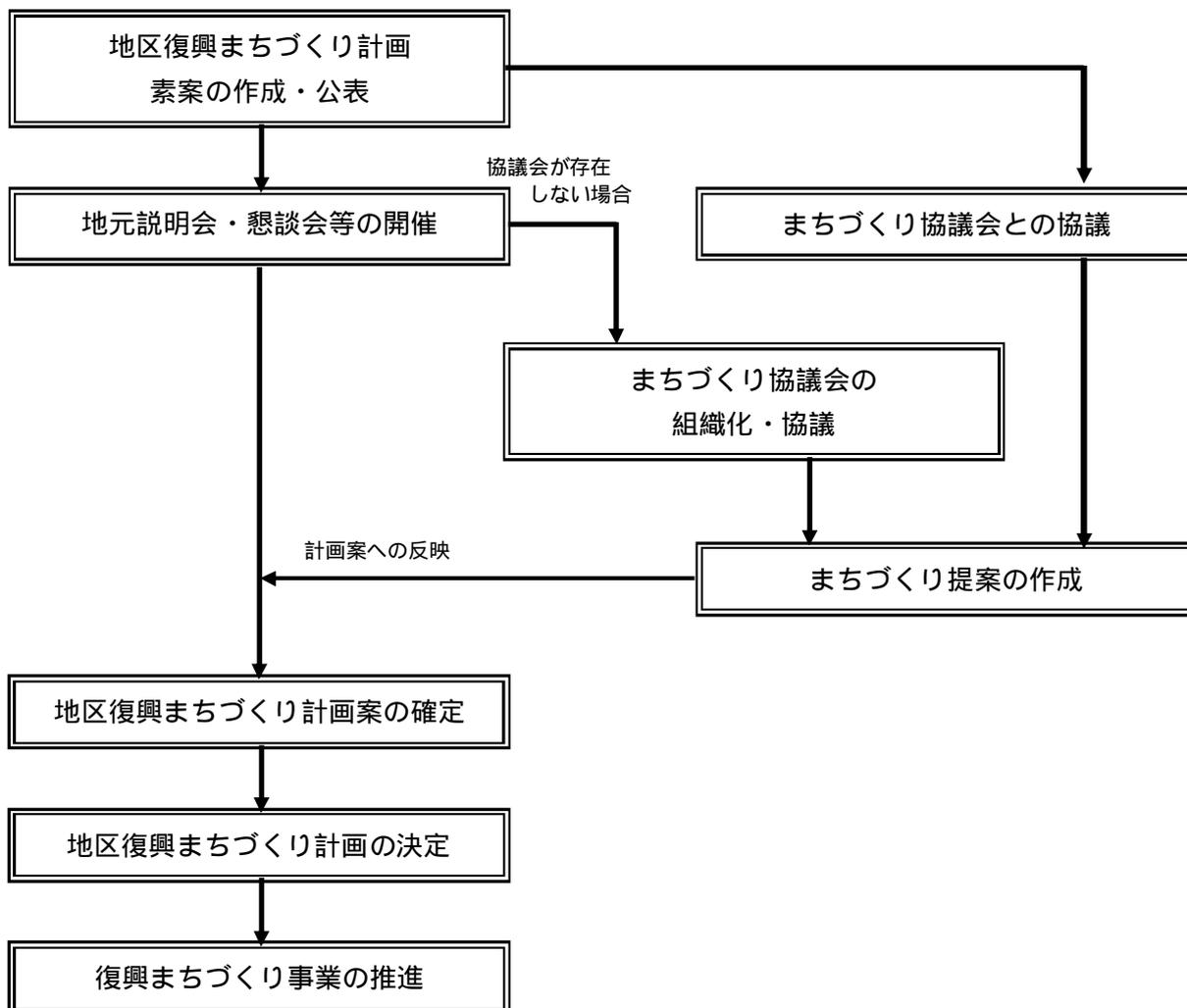
市街地復興基本計画の策定

被災後 2 か月を目途に東京都の作成する都市復興基本計画(骨子案)との整合を図りつつ、杉並区が取り組む具体的な市街地復興まちづくりのあらましを市街地復興基本計画(骨子案)にまとめる。杉並区の市街地復興基本計画(骨子案)は、復興の目標、土地利用方針、都市施設の整備方針、市街地復興の基本方針の内容でとりまとめる。この市街地復興基本計画(骨子案)については被災後の早い時期に公表し、住民とともに協議を行い、地域ごとの復興まちづくり計画の策定をすすめる。

第2-2 地区復興まちづくり計画の策定

被災した市街地においては、被災を繰り返さない安全な都市基盤の整備をするため、「杉並区まちづくり基本方針」の考え方をもとに、総合的なまちづくりをすすめていく。

区は、復興基本方針・復興基本計画をもとに、被災地区の地域住民との協議のたたき台となる地区復興まちづくり計画の素案を策定する。策定にあたり、被災状況、地区特性、事前のまちづくり活動の状況などを踏まえ、次のような手順ですすめる。



第3 区民生活の復興

1) 住宅の復興

応急的な住宅の復興

避難所生活を早期に解消して、一日も早い生活復興に向けての足がかりとするため、被災者の住宅確保のため、区は東京都等の関係機関と連携して以下の施策を講じる。

- ・ 応急的な住宅の供給量の算定
- ・ 被災住宅の応急修理
- ・ 応急仮設住宅の供給・運営
- ・ 公営住宅の維持(補修・補強)

自力再建への支援

区は、区及び東京都、関係機関が実施する自力再建に係る支援制度などの情報提供や被災者の相談に対応できる体制を整備するとともに、関係機関との連携を密にして一般住宅・マンション等の再建に対する支援活動を推進する。

2) 暮らしの復興

医療・保健対策

発災後の生活環境は平常時とは大きく異なり、被災者は精神的・肉体的に相当なダメージを被ると予想されることから、早期に十分な医療活動が出来るよう、施設や医療体制の整備等を行う。

- ・ 医療機関の機能回復(医療機関の被害状況の把握、再建支援等)
- ・ 地域医療体制の再構築
- ・ 保健対策(被災住民の健康管理・メンタルヘルスケア等)
- ・ 生活環境の整備(震災救護所の衛生管理、ごみの処理等)
- ・ 動物救護

福祉対策

発災後は、福祉サービス受給者へのサービス供給の遅滞、新たな福祉需要の増加が予想されるため、福祉サービスの供給体制の再構築を図る。

- ・ 社会福祉施設の再建
- ・ 緊急対策の実施(福祉需要の急増に対する対応)
- ・ 生活支援対策(災害援護貸付金、災害弔慰金、義援金の募集・配分等)

教育・文化

衣・食・住、ライフラインの緊急対応が一段落した後の復旧・復興期には、児童・生徒の教育の場である学校の早期再開に努める。また、住民の生活の潤いとなる文化・社会教育のための施設等の再建を図る。

- ・ 教育活動の継続・再開(ハード面の復旧、安全確保)
- ・ 被災児童・生徒等への支援(教科書・文房具等の給与、こころの相談窓口の開設等)
- ・ 社会教育・体育施設等の再建
- ・ 文化財の復興・補修等

地域の区民活動への支援

復興期においては、被災者は自立と生活再建に向けて本格的に動き出す。区は、被災者の状況を確認し、ボランティア活動による被災者支援を必要とする限り、引き続き情報の収集・交換、ボランティアの確保、ボランティア活動の支援に努める。

被災後に地域外から受け入れたボランティア・NPO等による活動は、恒久的なものではなく、やがては地域住民や地域コミュニティ団体に引き継がれていくものである。従来から区内で活動しているボランティア・NPO団体、町会・自治会をはじめとする地域コミュニティ団体が、できるだけ早く被災前の活動状況を取り戻し、地域の復興に向けて取り組むことができるよう区は、自主性・自立性を尊重しつつ、支援を行う必要がある。そして円滑に活動が引き継がれていくように調整等を行う。また、言語、文化、生活様式などの異なる区内在住の外国人に対する救援・復興を適切に進めるため、関係機関の協力を得て情報提供や相談窓口を設置するなど体制を整える。

さらに、被災後の混乱に便乗した悪徳商法による消費者被害が予想されるため、これらを防止し消費者を保護するため、相談窓口を開設する。

3) 産業の復興

(1) 中小企業施策

震災により区内中小企業は、大きな人的・物的損害を被ることが想定される。このような被災企業の事業再建には自助努力に加え、公的にその復興を支援していく。

区は、被災後の区内産業・就労の状況を詳細に把握し、区内産業の復興支援を積極的に行う。

特に、区内中小企業事業主に対しては、事業の再建に関する相談窓口の増設、再建資金の負担を軽減するあっせん融資制度の利用促進等により、事業復興を支援する。

- ・被災状況の把握
- ・産業支援
- ・事業再開支援

(2) 雇用施策

被災した区民が自立した生活を再建するには、経済的な基礎となる職が必要である。また、働き手を失うことにより、事業の継続が困難となる事業所は、新たな働き手を求めている。

区は、被災後の区内における雇用状況・生活状況に関する調査を行う。求人情報の提供、雇用の維持など、被災者の実情に合致した就労の場の維持と創出に関する支援を行い、区民生活の経済的な再建を進める。

第4部 東海地震事前対策

第1章 対策の考え方

第1節 策定の主旨

東海地震事前対策は、東海地震に関する予知情報【別冊・資料 117】が発表された場合に、区及び防災関係機関が一体となって、地震被害の発生防止又は被害の軽減を図ろうとするものである。大規模地震対策特別措置法（昭和 53 年法律第 73 号）では、東海地震（震源は駿河湾沖、マグニチュード 8 程度）が発生した場合、木造家屋等に著しい被害が生じる恐れのある震度 6 以上と予測される地域が「地震防災対策強化地域」（以下「強化地域」という。）として指定されている。

【別冊・資料 116】

この東海地震が発生した場合に震度 5 程度と予想されている杉並区の地域は「強化地域」として指定されていないため、区は、大規模地震対策特別措置法に基づく地震防災強化計画の策定等は義務付けられていない。しかし、震度 5 程度であっても、警戒宣言発令に伴う社会的混乱や地震発生後の局地的な被害の発生が懸念されることから、「東海地震事前対策」として必要な事項を定めるものである。

第1 警戒宣言が発せられた場合においても、都市機能は極力平常どおり維持することを基本としつつ、警戒宣言・地震予知情報に伴う社会的混乱の発生を防止するための対応措置、東海地震による被害を最小限にとどめるための防災措置を講ずることにより、区民の生命、身体及び財産の安全を確保することを目的に、対策を講じる。

第2 原則として、警戒宣言が発せられたときから地震が発生又は警戒解除宣言が発せられるまでの間における対策を定めたものであるが、警戒宣言発令前における東海地震注意情報発表時やこれに基づき政府が準備行動等を行う旨の意思決定を行った場合に実施すべき対策も盛り込む。

第3 東海地震に関する予防対策及び応急対策は、原則として、杉並区地域防災計画の「第2部 災害予防計画」及び「第3部 災害応急対策計画」に基づき実施する。

第4 本計画は、次の事項に留意して策定した。

- ・警戒宣言が発せられた日及び翌日以降の対応措置は特に区分しないことを原則としたが、学校・鉄道対策等区分が必要な対策については、個別の対応をとることとする。
- ・警戒宣言が発せられた時点では、地震発生の可能性があるため、防災対策上の優先度を配慮する。
- ・区及び防災関係機関並びに隣接区市等と関連を有する対策については、事前に調整を図るものとする。

震災編 第4部 東海地震事前対策
 第1章 対策の考え方
 第3節 前提条件
第3節 前提条件

第1 東京都防災会議地震部会が昭和58年7月に発表した「東海地震が東京に与える影響に関する調査報告書」によると、杉並区の予想震度は「震度5の弱」である。ただし、ごく一部杉並区歩行者道第1号線（旧井草川）周辺の泥炭、腐植土の地盤は「震度5の強」となっている。
 【別冊・図3】震度5の弱及び強の地域における被害状況の程度は、下表のとおりである。

第2 警戒宣言が発せられる時刻によって、人々の行動と、それに伴う対応措置は異なる。このため、本計画においては、警戒宣言が発せられる時刻を、原則として最も混乱の発生が予想される平日の昼間（午前10時から午後2時）と想定する。ただし、防災関係機関において、対策を遂行するにあたり特に考慮を要する時刻があれば、それにも対応するものとする。

表 震度5の弱及び強の地域の被害状況の程度

区分	震度5の弱	震度5の強
建築物	1 木造家屋、鉄筋コンクリート造とも、主要構造体に被害が及ぶ可能性は、極めて少ないが、屋根瓦のずれや落下、壁のはく落、しっくい天井の落下等が生じることがある。	1 木造家屋では、老朽家屋、屋根の重い家、壁や筋かいの少ない家の倒壊や部分破損、又、屋根瓦のずれや落下、壁のはく落、しっくい天井の落下が予想される。
	2 窓ガラス（パテ止め、ハメ殺し、金属サッシのもの）の破損・落下が生じる。	2 店舗併用住宅の一階店舗部分は、その部分に壁が少ないため、ねじれて大きく揺れ、悪い条件が重なれば、壊れることも予想される。
	3 建物上層階の家具の転倒・落下が生じる。	3 鉄筋コンクリート造では、構造体に被害を生じる可能性は少ないが、壁等にひび割れが入るなどの被害を生じる可能性がある。
	4 施工の悪いブロック塀・大谷石塀が倒壊することもある。	4 パテ止めで、ハメ殺しかつ金属サッシの窓ガラスの多くが破損・落下し、外壁タイルはある程度落下する。
		5 屋内の家具等の転倒・落下が生じる。特に中高層建物上層階では、多発する。
		6 施工の悪いブロック塀・大谷石塀の倒壊がかなり生じる。
		7 自動販売機の転倒が多発する。

土木 構 造 物		<p>1 河谷低部等、泥炭、粘性土の分布する、地盤の非常に悪い所で、耐震性の不十分な構造物や施工の悪い構造物に被害を受ける可能性がある。</p> <p>2 がけ崩れや宅地造成地の地すべりが生じることがある。</p>
都市 供 給 施 設	<p>上下水道施設、電力供給施設、ガス供給施設の被害はほとんど発生しない。</p>	<p>1 水道管は、日本水道協会の簡易判定法により震害予測をしても、ほとんどの地域で耐震性の高い範囲にあり、被害はほとんど発生しない。</p> <p>2 下水道管の多くは、ヒューム管であり、銅管や鋳鉄管に比して、耐震強度が低いため、多少の折損事故の発生が予測される。特に泥炭地では、被害発生の危険性が高くなる。</p> <p>3 電力供給施設は、新潟地震、宮城県沖地震の震害例を参考にしても、電柱の傾斜等は発生する可能性はあるが、断線による電力供給停止には至らない。また、電力施設は、他の施設より優れた復旧体制を常時用意してあるので、電力供給に支障を来たすことはない。</p> <p>4 ガス管は、高圧、中圧のガス導管のほとんどが鋼管であり、耐震性が高く被害を受ける可能性は少ないが、地盤の液状化の恐れのある地域では注意を要する。また、ガスホルダー、ガス制圧設備等についても、被害を受ける可能性は少ない。</p>
火 災 地 震	<p>過去の地震災害例等から考えても、東海地震による東京での出火件数は、せいぜい数10件程度と予想され、この程度の出火件数では、都民や防災市民組織等の初期消火による消火率を考えると、延焼火災に発展する可能性は少ない。また、警戒宣言が発令された場合は、事業所、都民等の初期消火態勢が整い、消防機関の事前対応も確立するため、現有消防力で十分対応でき、市街地延焼火災にはならない。</p>	

震災編 第4部 東海地震事前対策
第1章 対策の考え方
第3節 前提条件

人的被害等	震度5程度であっても、昭和53年宮城県沖地震、昭和55年千葉県中部地震、昭和57年浦賀沖地震の人的被害の発生状況から考えて、屋内の家具等の転倒・落下による負傷者が相当数発生するものと予想される。また、震度5強の地域では、宮城県沖地震時に問題となったブロック塀等の倒壊は特に注意を要する。
-------	---

震災編 第4部 東海地震事前対策
第1章 対策の考え方
第3節 前提条件

第2章 業務大綱

杉並区及び区の地域における防災関係機関が、防災に関して処理する事務又は業務は、概ね次のとおりとする。

第1節 杉並区

機関の名称	事務又は業務の大綱
政策経営部	1 区防災会議、区災害対策本部に関すること。 2 東海地震対策の連絡調整に関すること。 3 地震予知情報等の収集・伝達に関すること。 4 防災行政無線設備の点検・整備に関すること。 5 住民、防災市民組織に対する防災対策の育成指導に関すること。 6 職員の動員、サービス及び給与に関すること。 7 区役所庁舎、所管施設及び有線通信施設の点検・整備に関すること。 8 区有施設（区立幼稚園及び学校を除く）の保全に関すること。 9 車両の調達及び配車計画に関すること。 10 広報及び広聴に関すること。 11 報道機関との連絡に関すること。 12 物資等の調達確保に関すること。 13 議会との連絡調整に関すること。 14 区役所庁舎及び所管施設利用者の安全、保護に関すること。
区民生活部	1 所管施設利用者の安全、保護に関すること。 2 所管施設の点検、整備に関すること。 3 他の部、課の応援に関すること。
保健福祉部	1 民間福祉施設等との連絡に関すること。 2 私立保育園等との連絡に関すること。 3 医師会、歯科医師会、薬剤師会等との連絡に関すること。 4 医療救護班の編成準備に関すること。 5 医療救護班等に必要な資器材の調達に関すること。 6 所管施設利用者の安全、保護に関すること。 7 所管施設の点検、整備に関すること。
都市整備部	1 道路、橋りょう等公共土木施設の安全に関すること。 2 応急対策用資器材等の点検及び調達準備に関すること。 3 危険ながけ、擁壁、落下物及び建築物等の防災指導に関すること。 4 道路障害物除去に係る協力団体への連絡調整に関すること。 5 所管施設の点検、整備に関すること。

震災編 第4部 東海地震事前対策

第2章 業務大綱

第1節 杉並区

環境清掃部	1 所管施設の点検、整備に関する事。
教育委員会事務局	1 区立学校、幼稚園の児童・生徒の安全及び保護に関する事。 2 所管施設利用者の安全、保護に関する事。 3 所管施設の点検、整備に関する事。

震災編 第4部 東海地震事前対策
 第2章 業務大綱
 第2節 東京都関係機関等
 第2節 東京都関係機関等

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
建 設 局 (第 三 建 設 事 務 所)	1 道路及び橋りょうの保全に関する事。 2 水防に関する事。
交 通 局 (小 滝 橋 自 動 車 営 業 所)	1 バス輸送に関する事。 2 都営交通施設の保全に関する事。
水 道 局 (西 部 支 所) (杉 並 営 業 所)	1 応急給水に関する事。 2 水道施設の点検、整備及び復旧に関する事。
下 水 道 局 (西 部 第 一 下 水 道 事 務 所) (第 二 基 幹 施 設 再 構 築 事 務 所)	1 下水道施設の建設工事および改良工事に関する事。 2 下水道施設の維持管理に関する事。
警 視 庁 (杉 並 警 察 署) (荻 窪 警 察 署) (高 井 戸 警 察 署)	1 各種情報等の収集、連絡に関する事。 2 犯罪の予防その他社会秩序の維持に関する事。 3 交通の混乱等の防止に関する事。
東 京 消 防 庁 (第 四 消 防 方 面 本 部) (杉 並 消 防 署) (荻 窪 消 防 署)	1 各種情報等の収集、連絡に関する事。 2 災害の予防、警戒に関する事。 3 住民等に対する指導に関する事。 4 事業所の消防計画、危険物施設の予防規程等に関する事。

震災編 第4部 東海地震事前対策

第2章 業務大綱

第3節 指定公共機関

第3節 指定公共機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
郵便事業株式会社 東京支社 杉並支店 荻窪支店 杉並南支店	<ol style="list-style-type: none"> 1 郵便施設の保全に関する事。 2 郵便、為替貯金、簡易保険各事業の運行管理に関する事。
NTT 東日本 東京	<ol style="list-style-type: none"> 1 電報、電話等の通信の確保に関する事。
東日本旅客鉄道株式会社 (東京支社)	<ol style="list-style-type: none"> 1 鉄道輸送に関する事。 2 鉄道施設の保全に関する事。
東京電力株式会社 (荻窪支社)	<ol style="list-style-type: none"> 1 電力需給等に関する事。 2 電力施設等の建設及び保全に関する事。
東京ガス株式会社 (西部支店)	<ol style="list-style-type: none"> 1 ガス施設等の建設及び保安に関する事。 2 ガスの供給に関する事。
首都高速道路株式会社	<ol style="list-style-type: none"> 1 首都高速道路等の保全に関する事。
日本赤十字社東京都支部 (杉並区地区)	<ol style="list-style-type: none"> 1 救護班の編成及び医療並びに助産救護に関する事。 2 日赤医療施設の保全に関する事。

震災編 第4部 東海地震事前対策

第2章 業務大綱

第4節 指定地方公共機関

第4節 指定地方公共機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
京王電鉄株式会社 西武鉄道株式会社 東京地下鉄株式会社	1 鉄道輸送に関すること。 2 鉄道施設の保全に関すること。
(社)東京都トラック協会杉並支部	1 貨物自動車(トラック)による救助物資の輸送準備に関すること。
(社)杉並区医師会	1 医療及び助産活動に関すること。 2 医療機関との連絡調整に関すること。 3 医療救護班の編成に関すること。
(社)杉並区歯科医師会	1 歯科医療に関すること。 2 歯科医療機関との連絡調整に関すること。 3 歯科医療救護班の編成に関すること。
(社)杉並区薬剤師会	1 医薬品の管理、調剤及び服薬指導に関すること。 2 薬剤師会員機関との連絡調整に関すること。 3 薬剤師班の編成準備に関すること。
東京都柔道接骨師会 杉並支部	1 接骨医療に関すること。 2 接骨師会員機関との連絡調整に関すること。 3 接骨救護班の編成に関すること。
(社)東京都獣医師会 杉並支部	1 獣医療に関すること。 2 獣医療機関との連絡調整に関すること。 3 獣医師会救護班の編成準備に関すること。

震災編 第4部 東海地震事前対策
第2章 業務大綱
第5節 自衛隊
第5節 自衛隊

機関の名称	事務又は業務の大綱
陸上自衛隊 (第1普通科連隊)	東海地震関連情報の収集、伝達に関すること。

第3章 事前の備え

第1節 広報及び教育

地震予知を前提とした東海地震に対応するためには、区民の意識とその活動のあり方が最大の課題となる。

区民が東海地震を正しく受けとめ、これに対する的確な行動がとれるように区及び防災関係機関は、平常時から広報及び教育を行い、地震に関する知識と防災対応を啓発指導する。

第1 広報

地震予知を防災に正しく活かすため、平常時から警戒宣言の内容、杉並区の地域の予想震度、警戒宣言時にとられる防災措置の内容等を広報し、発災に伴う被害の軽減と社会的混乱の防止を図る。

広報の基本的な流れは、平常時、注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまで、警戒宣言が発せられたときから地震発生まで、注意情報が解除されたときとする。

広報内容は次に掲げる事項について行う。

- 1) 東海地震についての教育、啓発及び指導
- 2) 警戒宣言、地震予知情報について【別冊・資料 117】
- 3) 杉並区の地域の予想震度及び被害程度
- 4) 区民のとるべき措置
- 5) 事業者のとるべき措置
- 6) 警戒宣言時に防災関係機関が行う措置
- 7) 気象庁が東海地震注意情報の解除に係る情報を発表し、政府が地震発生の恐れがなくなったと認めた場合の準備体制の解除を発表する広報

主な例を示すと次のとおりである。

帰宅ラッシュに伴う駅等の混乱防止のための広報

- ・列車の運行計画及び混乱発生時の規制内容
- ・警戒宣言時の時差退社の協力及び優先乗車の方法
- ・その他防災上必要な事項

道路交通の混乱防止のための広報

- ・警戒宣言時の交通規制の内容
- ・自動車利用の自粛の呼びかけ
- ・その他防災上必要な事項

電話の大混雑防止のための広報

- ・警戒宣言時の電話利用の自粛
- ・電話回線の大混雑と規制の内容

買急ぎによる混乱防止のための広報

- ・生活関連物資取扱店の営業

震災編 第4部 東海地震事前対策

第3章 事前の備え

第1節 広報及び教育

- ・生活関連物資の流通状況と買急ぎをする必要のないこと
預貯金引き出し等による混乱防止のための広報
- ・銀行、郵便局等金融機関の営業
- ・預貯金を急いで引き出す必要のないこと
その他の広報
電気・ガス等の使用上の注意

広報の方法等は次のとおりである。

1) 印刷物による広報

区広報をはじめ、各防災関係機関の各種広報、印刷物により防災知識の普及を図る。

2) 映画等による広報

「東海地震と警戒宣言」等のフィルムの貸出し、防災講演会・防災懇談会などを積極的に開催し、防災知識の普及を図る。

3) インターネット等による広報

ホームページ等に速報情報を掲載し、混乱防止を図る。

第2 教育指導

区及び学校等は、次の事項について関係職員及び児童・生徒等に対する地震防災教育を実施し、保護者に対し連絡の徹底を図る。

第2-1 教育指導事項

- 1) 地震に関する基本的事項
- 2) 教職員の分担
- 3) 警戒宣言時の臨時休業措置並びに児童・生徒及び保護者の行動基準
- 4) 児童・生徒の下校(園)時等の安全措置
- 5) 学校(園)に残留する児童・生徒等の保護方法
- 6) 警戒解除宣言後の措置
- 7) その他の防災措置

第2-2 教育指導方法

- ・児童・生徒に対しては、上記の教育指導事項を盛り込んだ防災副読本「じしんにそなえて」により防災教育を行う。
- ・教職員に対しては、研修等の機会を通じて地震防災教育を行う。
- ・保護者に対しては、PTA等の活動を通じて周知徹底を図る。

震災編 第4部 東海地震事前対策
第3章 事前の備え
第2節 事業所に対する指導
第2節 事業所に対する指導

警戒宣言が発せられた場合の混乱防止等については、事業所の果たす役割が非常に大きい。このため、消防署等の各機関は、事業所に対して消防計画等の作成指導を行う。

第1 対象事業所

- 1) 消防法及び東京都火災予防条例により消防計画等を作成することとされている事業所
- 2) 東京都震災対策条例により事業所防災計画を作成することとされている事業所

第2 事業所指導の内容

第2 - 1 消防計画の作成指導

一般事業所については、地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時の対策等を規定する基本計画例により各事業所の特性をよく把握し、即応できる計画内容となるよう指導する。

不特定多数の者を収容する事業所、危険物等を保管する事業所等の特定用途を主体とした、業種特性に応じて付加すべき事項及び作成上の着眼点、留意事項を指導する。

第2 - 2 一般事業所に対する指導内容

- ア) 注意情報発表時の責任者への報告及び従業員、顧客等に対する伝達体制に関すること。
- イ) 自衛消防隊員等に対する指示、配置に関すること。
- ウ) 警戒宣言が発せられた場合における営業（操業）の継続又は自粛等の検討及び従業員の出社等の方針に関すること。
- エ) 警戒本部の設置及び自衛消防組織の編成並びに活動要領に関すること。
- オ) 警戒宣言及び地震予知情報等の伝達及び情報収集に関すること。
- カ) 火気取扱いの中止等出火防止措置に関すること。
- キ) 顧客、従業員等施設利用者の安全確保に関すること。
- ク) 危険物等の取扱いの中止又は制限及び落下防止等安全措施に関すること。
- ケ) 被害防止措置及び消防用設備等の点検に関すること。
- コ) 従業員の時差退社に関すること。
- サ) 周辺地域の事業所、住民等への連絡及び協力体制の確立に関すること。
- シ) 警戒宣言発令時の対応措置に関すること。
- ス) 帰宅困難者対策に関すること。
- セ) 施設再開までの復旧計画に関すること。
- ソ) その他警戒宣言に関する必要な措置に関すること。

第2 - 3 危険物施設の事業所に対する指導内容

- ア) 施設の安全を確保するための営業（操業）の制限、停止、その他の措置に関すること。
- イ) 休日、夜間における従業員の参集、連絡に関すること。
- ウ) 危険物等の流出拡散防止のための設備、資器材の点検、配置、その他の措置に関すること。
- エ) 危険物貯蔵タンク等の液面管理に関すること。

震災編 第4部 東海地震事前対策

第3章 事前の備え

第2節 事業所に対する指導

- オ) 危険物等に係る施設の安全を確保するための緊急遮断装置等の点検に関する事。
- カ) 火気の使用制限、禁止等出火防止のための措置に関する事。
- キ) 消火のための設備装置の点検、その他の措置に関する事。
- ク) 警戒宣言に関する教育・訓練に関する事。
- ケ) タンクローリー等による危険物輸送の安全対策に関する事。
- コ) 地域住民に対する広報に関する事。
- サ) その他地震防災上必要な措置に関する事。

第2-4 防災教育及び訓練に関する事項

- ア) 警戒宣言に係る防災訓練の実施
- イ) 警戒宣言に係る従業員の教育及び周辺住民等への広報

第2-5 指導方法

- ア) 印刷物による防災指導
- イ) 講習会、講演会、その他各種集会による指導
- ウ) 各種業界、団体等の自主防災研修による指導
- エ) その他、立入検査等消防行政執行時における指導

震災編 第4部 東海地震事前対策

第4章 東海地震に関連する調査情報（臨時）・東海地震注意情報発表時から警戒宣言が
発せられるまでの対応

第1節 東海地震に関連する調査情報（臨時）発表時の対応

第4章 東海地震に関連する調査情報（臨時）・東海地震注意情報発表時
から警戒宣言が発せられるまでの対応

東海地震に関連する調査情報（臨時）及び注意情報は、観測データの変化に伴い、段階的に気象庁から発表される。

本章では、これらの情報に応じて実施すべき対応措置について定める。ただし、前兆現象がとらえられないまま、突発的に地震が発生する可能性があることを念頭において行動する必要がある。

第1節 東海地震に関連する調査情報（臨時）発表時の対応

第1 区及び防災関係機関の配備態勢

東海地震に関連する調査情報（臨時）は、従来の解説情報及び観測情報の低レベルのものに相当する。この情報の発令は、単なる異常データの段階であり、平常時の活動を維持しながら、情報の内容に応じて連絡要員の確保など必要な体制を維持する。

第2 区の情報活動

区危機管理室は、「情報監視態勢」をとり、都総務局総合防災部等から情報収集を行い、区各部、防災関係機関等に情報を伝達する。

なお、休日・夜間等勤務時間外においては、区休日・夜間警戒本部が必要な対応を行う。

震災編 第4部 東海地震事前対策

第4章 東海地震に関連する調査情報（臨時）・東海地震注意情報発表時から警戒宣言が
発せられるまでの対応

第2節 東海地震注意報発表時の対応

第2節 東海地震注意報発表時の対応

第1 区及び防災関係機関の配備態勢

東海地震注意情報（以下「注意情報」という。）が発表された場合は、区及び防災関係機関は担当職員の緊急参集を行うとともに、相互に連携して迅速かつ的確な情報収集を行い、情報の共有を図る。

従来の判定会招集連絡報は廃止され、判定会の開催は注意情報の中で報じられることとなった。また、注意情報は、本情報の解除を伝える場合にも発表される。

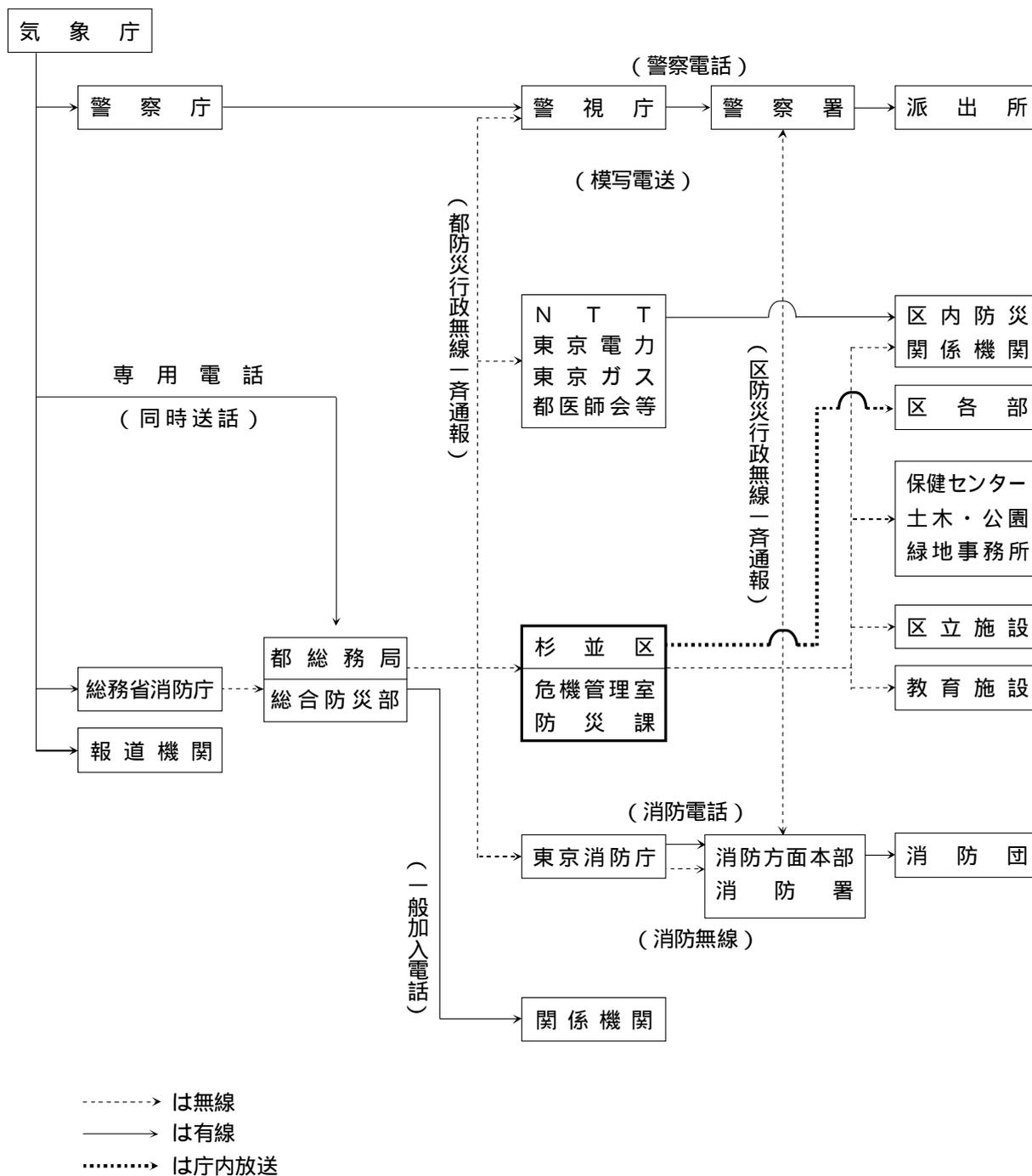
第2 区の情報活動

注意情報発表時においては、区危機管理室は「情報連絡態勢」をとり、都総務局総合防災部等から情報収集を行い、区各部及び防災関係機関等に情報を伝達する。

情報の伝達系統及び伝達方法は、次頁「東海地震に関連する情報の連絡伝達系統図」のとおりとする。各機関内部の伝達系統等については、各々の機関で定めておくものとする。

震災編 第4部 東海地震事前対策
 第4章 東海地震に関連する調査情報（臨時）・東海地震注意情報発表時から警戒宣言が
 発せられるまでの対応
 第2節 東海地震注意報発表時の対応

図表：東海地震に関連する情報の連絡伝達系統図



震災編 第4部 東海地震事前対策

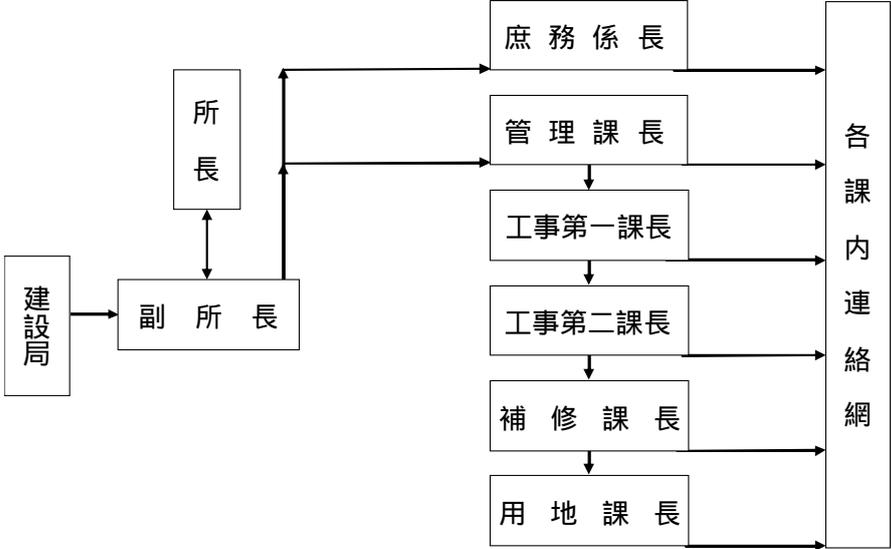
第4章 東海地震に関連する調査情報（臨時）・東海地震注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまでの対応

第2節 東海地震注意報発表時の対応

第3 伝達体制等

機 関	内 容
杉並区	<p>1 危機管理室（勤務時間外は区休日・夜間警戒本部）は、都総務局総合防災部（勤務時間外は都夜間防災連絡室）から注意情報を受けたときは、防災行政無線、有線電話及びその他の手段を活用して、直ちにその旨を区各部、区出先機関、施設（教育施設を含む。）及び防災関係機関に伝達する。</p> <p>2 政策経営部は、直ちに専修学校及び各種学校に対し、注意情報を伝達する。</p> <p>3 教育委員会事務局は、直ちに私立幼稚園に対し、注意情報を伝達する。</p> <p>4 保健福祉部は、直ちに私立保育園、無認可保育所等に対し、注意情報を伝達する。</p> <p>5 政策経営部、保健福祉部及び教育委員会事務局は、上記伝達を行うにあたって、あらかじめ連絡網を作成、周知徹底を図らなければならない。</p> <p>6 勤務時間外における区職員への伝達は、区職員非常呼集要綱に基づき、連絡網により伝達する。</p> <p>なお、初動配備態勢に指名されている職員は、注意情報の発表を知り得た時点で、自動的に参集する。</p>
警視庁	<p>1 各警察署は、区若しくは警視庁から注意情報の通報を受けたときは、直ちにその旨を電話その他の手段により署内各課及び交番等に連絡する。</p> <p>2 警備要員は、注意情報の発表を知ったときは、自所属に参集する。</p>
東京消防庁	<p>消防署（所）は、東京消防庁から注意情報の通報を受けたときは、直ちに勤務職員に伝達し、勤務外職員及び消防団員には当直責任者から非常招集連絡網により伝達する。</p>
都水道局	<p>1 注意情報の発表から給水対策本部設置までの連絡は、初動態勢時の情報担当が行う。</p> <p>2 注意情報の通知を受けた場合、直ちに注意情報の周知、給水対策本部の設置準備及び夜間、休日等における職員参集指令等の連絡を行う。</p>

震災編 第4部 東海地震事前対策
 第4章 東海地震に関連する調査情報（臨時）・東海地震注意情報発表時から警戒宣言が
 発せられるまでの対応
 第2節 東海地震注意報発表時の対応

<p>都建設局 第三建設事務所</p>	<p>都建設局から注意情報の通知があったときは、直ちに電話等によって、次のとおり連絡する。</p>  <pre> graph TD SO[建設局] --> PS[副所長] PS <--> S[所長] S --> SC[庶務係長] S --> SM[管理課長] S --> SC1[工事第一課長] S --> SC2[工事第二課長] S --> SC3[補修課長] S --> SC4[用地課長] SC --> CN[各課内連絡網] SM --> CN SC1 --> CN SC2 --> CN SC3 --> CN SC4 --> CN </pre>
<p>その他の関係機関</p>	<p>上部機関又は区危機管理室から、注意情報の通報を受けたときは、直ちに機関内部及び出先機関に伝達するとともに、必要な関係機関、団体等に伝達する。</p>

震災編 第4部 東海地震事前対策

第4章 東海地震に関連する調査情報（臨時）・東海地震注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまでの対応

第2節 東海地震注意報発表時の対応

第4 伝達事項

区及び防災関係機関は、注意情報を伝達するほか、職員動員態勢及び地震防災応急対策の準備行動をとるよう伝達する。

注意情報の解除を伝える発表がされた場合には、職員動員態勢及び地震防災応急対策の準備行動を解除するよう速やかに伝達する。

第5 活動体制

東海地震注意情報を受けた場合、区及び各防災関係機関は、直ちに災害対策本部等の設置準備のために必要な措置をとるとともに、社会的混乱の発生に備え、必要な防災体制をとるものとする。

機 関	内 容
杉並区	<p>1 区災害対策本部の設置準備</p> <p>区は、注意情報を受けた場合、直ちに危機管理室による情報連絡態勢をとるとともに、区災害対策本部の設置準備に入る。</p> <p>なお、休日夜間等勤務時間外に当該連絡を受けた場合は、区休日・夜間警戒本部に勤務する職員が、参集した職員を指揮して対応するものとする。</p> <p>2 職員の参集</p> <p>配備態勢は、非常配備態勢及び初動配備態勢とする。なお、動員の伝達は、第1節の伝達系統図による。</p> <p>3 所掌事務</p> <p>区本部を設置するまでの間、危機管理室が他部並びに防災関係機関の協力を得て、次の所掌事務を行う。</p> <p>(1) 判定会の開催等の注意情報の続報及び東海地震予知情報等の防災上必要な情報の収集・伝達</p> <p>(2) 社会的混乱防止のための広報</p> <p>(3) 都及び防災関係機関等との連絡調整</p>
警視庁	<p>1 現場警備本部の設置</p> <p>注意情報を受けた時点で速やかに現場警備本部を設置し、指揮体制を確立して管内の警備にあたる。</p> <p>2 警備要員の参集</p> <p>警備要員は、注意情報に基づく招集命令を受けたとき、又は注意情報の発表を知ったときは、自所属に参集する。</p>
東京消防庁	<p>注意情報を受けた場合は、次の措置をとる。</p> <p>(1) 震災警戒態勢の発令</p> <p>(2) 全消防職員及び全消防団員の非常招集</p> <p>(3) 震災消防活動部隊の編成</p> <p>(4) 警戒本部及び警戒派遣所開設等の活動態勢の強化</p> <p>(5) 車両、物資等の調達準備</p>

震災編 第4部 東海地震事前対策

第4章 東海地震に関連する調査情報（臨時）・東海地震注意情報発表時から警戒宣言が
発せられるまでの対応

第2節 東海地震注意報発表時の対応

	<p>(6) 高所見張り及び関係機関からの情報収集体制の確立</p> <p>(7) 出火防止、初期消火等の広報活動の準備</p> <p>(8) 消防活動上必要な情報の収集</p>
都水道局	<p>第1非常配備要員により、相互に連携して迅速かつ的確な情報収集を実施し、情報を共有する。なお、夜間、休日等に情報が発表された場合、職員は、情報の種別に応じて、所属に参集し活動に従事する。</p>

機 関	内 容
都建設局	<p>1 態勢 有線電話、無線電話等の活用により、直ちに各部課及び各出先事業所に伝達するとともに、特に所管業務上伝達が必要な関係機関に対し周知する。</p> <p>2 職員の参集 動員態勢を地震防災強化地域内においては、第3非常配備態勢とし、それ以外の地域においては、第1又は第2非常配備態勢とする。</p>
NTT 東日本-東京	<p>1 注意情報の連絡を受けた時は、直ちに災害対策本部を設置し、災害対策本部要員を非常呼集し待機態勢をとる。</p> <p>2 防災関係機関等の重要通信を確保するため、次の初動措置等を実施する態勢をとる。</p> <p>(1) 通話量等通信疎通状況の監視</p> <p>(2) 電力機器、通信設備の運転状況の監視</p> <p>(3) 大混雑発生に備えて、重要通信確保のための規制措置</p> <p>(4) 電話利用の自粛等の広報活動</p>
東日本旅客鉄道	<p>注意情報を受けた時は、地震防災対策本部を設置する。</p>
東京地下鉄	<p>注意情報の発表を受けた時は、直ちに要員を非常招集して、対策本部を設置する。</p>
京王電鉄	<p>注意情報発表を受けた場合、防災会議を開催し、対応を協議するとともに非常招集の連絡を行う。</p>
西武鉄道	<p>注意情報発表の連絡を受けた関係者は、警戒宣言が発せられた場合に備え、指定された場所に出動するものとする。</p>
その他の関係機関	<p>各防災関係機関においては、警戒宣言が発せられた場合に備え、要員の非常招集等を行い、待機態勢をとるものとする。</p>

震災編 第4部 東海地震事前対策

第4章 東海地震に関連する調査情報（臨時）・東海地震注意情報発表時から警戒宣言が
発せられるまでの対応

第2節 東海地震注意報発表時の対応

第6 注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまでの広報

注意情報は、前兆現象の可能性が高まったと認められた場合に発表されるものであり、判定会がデータ分析を行っている時期である。このため、この時期の広報は、原則としてテレビ・ラジオ等により、住民の冷静な対応を呼びかける内容のものとなる。

第6-1 区の広報対応措置

社会的混乱防止のため、区民等に対し、注意情報の内容とその意味についてわかりやすく周知するとともに、適切な対応を呼びかける。具体的には、旅行の自粛、児童生徒の登下校等に対する安全確保、交通機関の運行状況の把握、火元の管理や家具の転倒防止ほかの安全対策の実施等である。

【別冊・資料118】

なお、気象庁が注意情報の解除を発表し、これを受けて政府等が準備体制を解除した場合は、区においても迅速に同様の発表を行う。

第6-2 放送機関が行う主な放送内容

ア) 注意情報の報道

イ) 観測データの解説

ウ) 注意情報に至った経過と今後の段取り

エ) 混乱防止の呼びかけ

オ) 家庭や職場等での心得

震災編 第4部 東海地震事前対策

第4章 東海地震に関連する調査情報（臨時）・東海地震注意情報発表時から警戒宣言が
発せられるまでの対応

第2節 東海地震注意報発表時の対応

第7 注意情報時の混乱防止措置

注意情報の発表等による混乱を防止するために行われる、各防災関係機関の対応は次のとおりである。

機 関	内 容
杉並区	<p>1 対応措置の内容</p> <p>(1) 混乱防止に必要な情報の収集伝達</p> <p>(2) 各防災関係機関等が実施する混乱防止措置の連絡及び実施の協力</p> <p>(3) 区集会施設等の利用者に対しては、その旨を正確に周知するとともに、冷静な行動を要請する。</p> <p>2 対応機関</p> <p>危機管理室が関係部、各防災関係機関の協力を得て対処する。</p>
警視庁	<p>注意情報発表後は、あらゆる手段を用いて、正確な情報の収集に努めるとともに、住民、運転者等に対して冷静な対応を呼びかける。</p> <p>駅、主要交差点、混乱が発生する恐れがある場所に、事前に必要な部隊を配備して混乱防止措置をとるとともに、混乱が発生した場合の整理誘導等を行う。</p>
NTT 東日本-東京	<p>区及び関係機関から指示及び各種情報を受け、また報道機関を通じて報道される地震予知に関する情報等を収集し、これを所定の経路により伝達して、通信の疎通確保、並びにそれぞれの地震防災応急対策に反映させる。</p> <p>(1) 情報収集と伝達</p> <p>(2) 通信の利用制限等の措置</p> <p>(3) 災害用伝言ダイヤルの提供準備</p> <p>(4) 対策要員の確保及び広域応援</p> <p>(5) 災害時における災害対策用機器等の配備及び災害対策用資機材の確保</p> <p>(6) 通信建物、設備等の巡視と点検</p>
東日本旅客鉄道	<p>テレビ、ラジオ等の報道機関を通じ、列車の運転計画を報道するほか、次の混乱防止措置を実施する。</p> <p>1 状況に応じて適切な放送を行い、旅客の鎮静化に努める。</p> <p>2 階段規制、改札規制等の入場制限の実施と併せて状況判断を早めに行って、旅客のう回誘導、一方通行等を実施する。</p>
東京地下鉄	<p>1 職員を非常招集するとともに、状況により警察官の応援を要請する。</p> <p>2 旅客の安全を図るため、状況に応じて適切な放送を行い、旅客に協力要請をする。</p>
京王電鉄	<p>注意情報の連絡を受けた場合、非常招集の連絡を行う。関係者は配置計画により指定された場所に出勤する。</p>
西武鉄道	<p>旅客の混乱防止と円滑な輸送を行うため、状況により、次の措置をとる。</p> <p>1 掲示・放送等を活用し、正確な情報提供に努める。</p>

震災編 第4部 東海地震事前対策

第4章 東海地震に関連する調査情報（臨時）・東海地震注意情報発表時から警戒宣言が
発せられるまでの対応

第2節 東海地震注意報発表時の対応

	2 必要により、警察官の派遣を要請し、混乱の防止に努める。
--	-------------------------------

第5章 警戒宣言時の対応措置

東海地震が発生すると認められた場合には、東海地震予知情報が発表され（本情報の解除を伝える場合にも発表される。）内閣総理大臣は地震防災応急対策を緊急に実施する必要があるかどうかを判断し、必要があると認めるときは警戒宣言を発するとともに、強化地域における県知事等に対して地震防災応急対策を実施すべき旨を通知する。

区においても、警戒宣言に伴う社会的混乱の防止及び被害の発生防止を図るため、的確な対応措置を講ずる必要がある。

本章では、警戒宣言が発せられた時から地震が発生するまで、又は警戒宣言の解除が発せられるまでの間にとるべき対応措置について定める。

第1節 活動態勢

第1 区の活動態勢

第1-1 災害対策本部の設置

区長は、警戒宣言が発せられ、災害が発生する恐れがあると認められる場合は、災害対策基本法第23条の規定に基づき、災害対策本部（以下「本部」という。）を設置する。

第1-2 本部の設置場所

本部は、区役所本庁西棟6階及び中棟6階に設置する。

第1-3 本部の組織

本部の組織は、災害対策基本法、区防災対策条例、区災害対策本部に関する規則に定めるところによる。

第1-4 本部の所掌事務

- ア) 警戒宣言及び地震予知情報等各種情報の収集、伝達
- イ) 社会的混乱の発生防止及び混乱回避策等の決定
- ウ) 救援、救護等応急対策の準備体制の決定
- エ) 防災関係機関の業務に係る連絡調整
- オ) 住民への情報提供

第1-5 配備態勢

本部の配備態勢は、区災害応急対策実施要綱に定める非常配備態勢（全職員）とし、職員は、同要綱に定めるところにより、配備につくものとする。

ただし、勤務時間外の場合は、非常配備態勢と同時に初動配備態勢を発令することとし、職員の配置は次のとおりとする。

震災編 第4部 東海地震事前対策

第5章 警戒宣言時の対応措置

第1節 活動態勢

- ・非常配備態勢に指名されている職員は、緊急出動態勢を整え、本庁舎内の指示された場所に待機する。
- ・初動配備態勢に指名されている職員は、あらかじめ指定された場所に参集する。

第2 防災関係機関の活動体制

各機関は、警戒宣言が発せられた場合、区地域防災計画及び各々の防災計画の定めるところにより、防災対策を実施する。また、区が実施する防災対策が円滑に行われるよう、その所掌事項について適切な措置をとるものとする。

各機関は、上記の責務を遂行するために必要な組織及び防災対策に従事する職員の配置、サービスの基準を定めておくものとする。

区の地域内の公共的団体又は防災上重要な施設の管理者は、この計画の定めるところにより防災対策を実施するとともに、区が実施する防災対策が円滑に行われるよう協力するものとする。

第3 相互応援協力

区及び防災関係機関は、平常時から密接な連携を図り、警戒宣言時の社会的混乱の防止と被害の発生を防止するための相互協力態勢を確立しておくものとする。

区と防災関係機関又は防災関係機関相互の応援は、次に掲げる事項についてとりあえず口頭又は電話等をもって要請し、後日文書により処理するものとする。

ア) 応援又はあつ旋を求める理由

イ) 応援を希望する機関名(応援のあつ旋を求めるときのみ)

ウ) 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量

エ) 応援を必要とする日時、期間、場所

オ) 応援を必要とする活動内容

カ) その他必要な事項

震災編 第4部 東海地震事前対策
 第5章 警戒宣言時の対応措置
 第2節 警戒宣言、地震予知情報等の伝達
第2節 警戒宣言、地震予知情報等の伝達

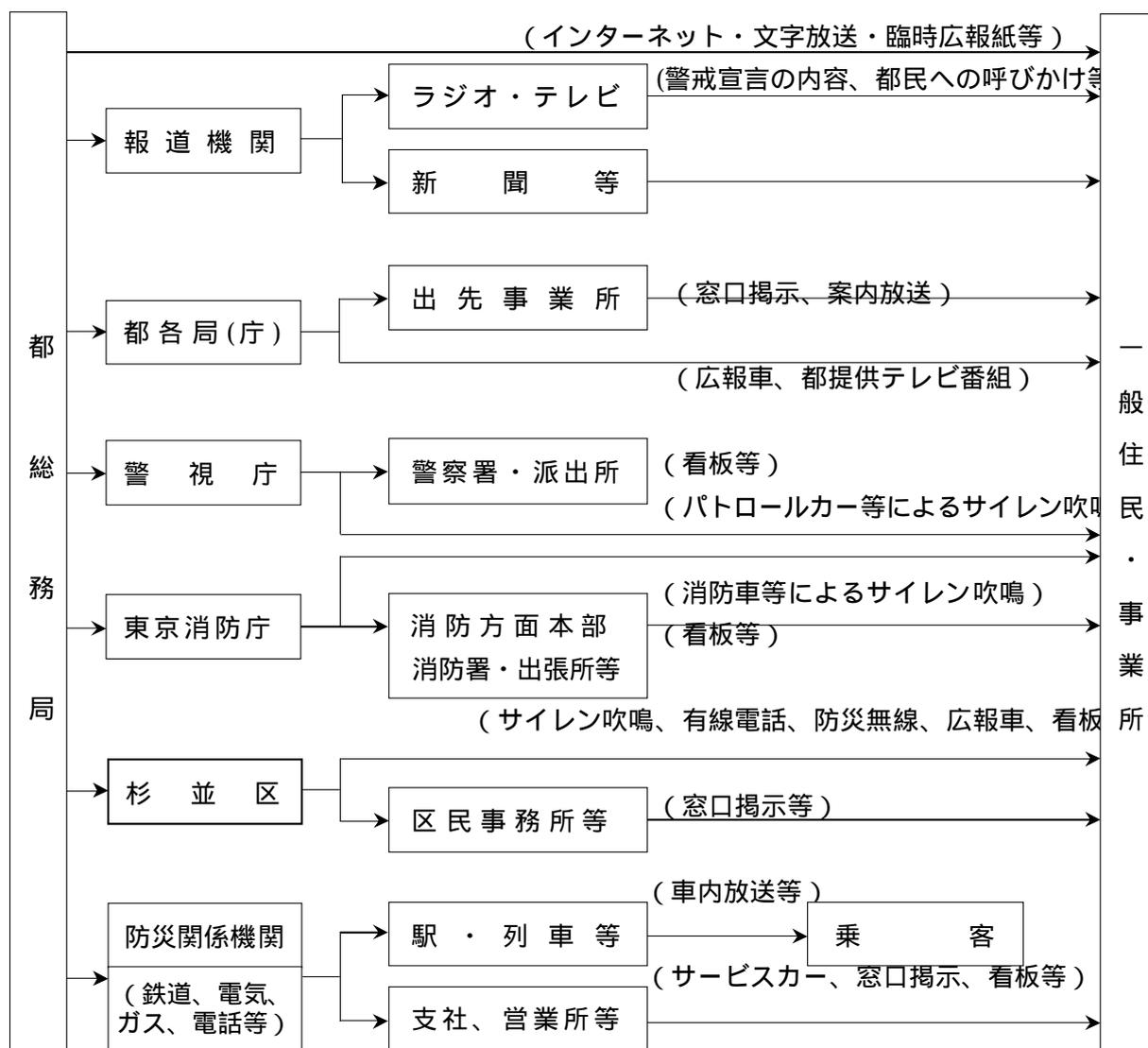
警戒宣言及び地震予知情報が発せられた場合には、区及び防災関係機関は、あらかじめ定めた伝達系統により、機関内部に迅速かつ的確に伝達するとともに、住民に対する広報を緊急に実施する必要がある。

第1 警戒宣言等の伝達

第1-1 伝達系統

警戒宣言及び地震予知情報等の伝達経路及び伝達手段は、前章第1節「東海地震に関連する情報の連絡伝達系統図」に準ずる。

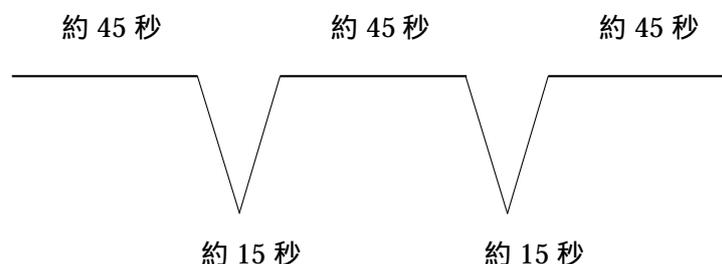
また、住民に対する伝達系統及び伝達手段は、次のとおりとする。



震災編 第4部 東海地震事前対策
 第5章 警戒宣言時の対応措置
 第2節 警戒宣言、地震予知情報等の伝達
 第1-2 伝達態勢

機 関	内 容
杉 並 区	<p>1 区危機管理室は、都総務局から警戒宣言及び地震予知情報の通報を受けたときは、直ちにその旨を区各部及び区立施設並びに防災関係機関に対し、庁内放送、有線電話、防災無線等を活用し伝達する。</p> <p>2 区民、事業所等に対しては、区防災無線、周知幕等によるほか、警察署、消防署の協力を得て、パトロールカー、消防車等を活用し、サイレンの吹鳴による防災信号【次頁図参照】により警戒宣言が発せられたことを伝達する。</p> <p>区防災無線によるサイレンを吹鳴した後、直ちに、音声により、警戒宣言が発せられた旨の広報を実施する。(広報文例は、「2 警戒宣言時の広報」を参照)</p>
警 視 庁	<p>1 警視庁若しくは区から警戒宣言及び地震予知情報の通報を受けたときは、直ちに庁内放送、警察電話、警察無線等を活用し、署内各課、交番等の全職員に伝達する。</p> <p>2 区に協力し、パトロールカー等所有車両のサイレン吹鳴による防災信号により警戒宣言が発せられたことを住民に伝達する。</p>
東 京 消 防 庁	<p>1 東京消防庁が、消防活動の準備、警戒の必要があると認めた場合及び気象庁から東海地震注意報が発表された時は、直ちに消防無線を活用し、全職員及び全消防団員に伝達する。</p> <p>2 消防署(所)は、区と協力し、消防車等所有車両のサイレン吹鳴による防災信号により、警戒宣言が発せられたことを区民に伝達する。</p>
J R 及 び 私 鉄 各 社	第5節 公共輸送対策「1 鉄道対策」参照
(社)杉並区医師会	都医師会若しくは区から警戒宣言又は地震予知情報の通報を受けたときは、直ちに管下会員等にその旨を伝達する。
(社)東京都杉並区 歯 科 医 師 会	都歯科医師会若しくは区から警戒宣言又は地震予知情報の通知を受けたときは、直ちに管下会員等にその旨を伝達する。
(社)杉 並 区 薬 剤 師 会	都薬剤師会若しくは区から警戒宣言又は地震予知情報の通知を受けたときは、直ちに管下会員等にその旨を伝達する。
(社)東京都獣医師会 杉 並 支 部	都獣医師会若しくは区から警戒宣言又は地震予知情報の通知を受けたときは、直ちに管下会員等にその旨を伝達する。
(社)東京都トラック 協 会 杉 並 支 部	都協会若しくは区から警戒宣言又は地震予知情報の通報を受けたときは、直ちに会員に対し、その旨を伝達する。
そ の 他 の 防 災 関 係 機 関	本社等上部機関若しくは区から警戒宣言又は地震予知情報の通報があった場合には、直ちにその旨を職員及び関係者に伝達する。

図表：防災信号（サイレン）の吹鳴パターン



都内では、45 秒を 3 回吹鳴する。

第1 - 3 伝達事項

警戒宣言が発せられた際に伝達する事項は、次のとおりとする。

- ア) 警戒宣言の内容
- イ) 東京での予想震度
- ウ) 防災対策の実施の徹底
- エ) その他特に必要な事項

第2 警戒宣言時の広報

警戒宣言が発せられた場合、地震発生に備えての防災措置が実施される一方、駅や道路での帰宅ラッシュ、電話のふくそうなどの混乱が予想される。これらに対処するため、テレビ、ラジオ、インターネット等による広報が行われるが、区及び防災関係機関においても広報活動を実施する。

なお、区内で混乱発生のおそれ予測される場合は、区及び防災関係機関において、必要な対応措置及び広報を行うとともに、その状況を関係機関へ通報する。

震災編 第4部 東海地震事前対策
第5章 警戒宣言時の対応措置
第2節 警戒宣言、地震予知情報等の伝達
第2-1 区の広報

区は、防災関係機関と密接な連携のもとに、次の事項を中心とした広報活動を実施する。なお、特に重要な広報は、あらかじめ広報文例を定めておくものとする。

1) 広報項目

警戒宣言の周知徹底

区民等のとるべき防災措置の呼びかけ

区の地域に密着した各種情報の提供と冷静な対応の呼びかけ

なお、警戒宣言が発せられた初期の段階においては、概ね次の内容の広報を行う。

こちらは、ぼうさいすぎなみです。
東海地震の警戒宣言についてお知らせします。
ただいま、内閣総理大臣から、警戒宣言が発せられました。
(2、3日以内)に東海沖で大規模な地震が発生する恐れがあります。
東京地方では(震度5)ぐらいの揺れが予想されます。
みなさん、テレビやラジオの情報に注意してください。
こちらは、ぼうさいすぎなみです。
(数回繰り返す)

2) 広報の実施方法

広報は、区防災無線の固定系同報無線及び広報車を活用するほか、区庁舎及び区立施設の玄関又は門扉等にたれ幕、立看板等を掲げて行う。

第2-2 防災関係機関の広報

1) 広報項目

区民及び施設利用者に対する広報項目は、次のとおり、区に準じて行う。

- ・区民及び施設利用者に対する警戒宣言の周知徹底
- ・各防災関係機関の措置情報並びに区民及び施設
- ・利用者に対する協力要請

広報の実施方法

- ・各防災関係機関は、従業員、顧客、区民等に対する情報伝達を具体的に定めておく。この場合、情報伝達に伴う従業員、顧客等の動揺、混乱を防止することに特に留意し、施設等の実態にあった伝達方法を工夫する。
- ・顧客等への伝達は、反復継続して行う。
- ・広報文は、あらかじめ定めておく。

震災編 第4部 東海地震事前対策
第5章 警戒宣言時の対応措置
第3節 消防、危険物対策
第3節 消防、危険物対策

第1 消防対策

消防署にあっては、注意情報発表時から引き続き震災警戒態勢下にあり、速やかに全職員・全団員を非常招集（震災警戒第2態勢）して消防活動体制の確立を図る。

第1-1 活動体制

警戒宣言時は、次の措置をとる。

- ア) 消防部隊の編成強化
- イ) 資器材及び救急資器材の確保
- ウ) 警戒態勢の確保、高所見張、情報活動部隊等による警戒態勢の確保
- エ) 危険物施設の事業所に対する安全措置対策の指導勧告
- オ) 出火防止、初期消火等の広報実施
- カ) 消防活動上必要な情報の収集
- キ) 仮救護所開設、準備
- ク) 消防相談態勢の準備

第1-2 警戒派遣所への派遣及び移動防災指導班対象物

1) 警戒派遣所への派遣

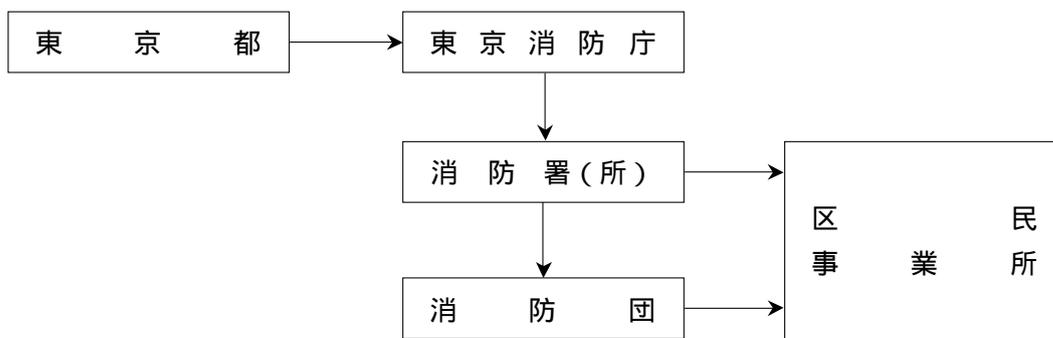
震災時多発する火災に備え、延焼拡大が予想される地域で、署（所）から遠距離となる場所に消防隊を移動配備し、臨時出張所的性格を持たせ事前の警戒活動と併せて発災後の火災等に対応する。

2) 移動防災指導

防災市民組織、特定事業所及び火災重点地域等に消防職員を出向させ、出火防止・初期消火等の事前指導と防災活動を維持確保するための指導確認を行う。

第1-3 情報連絡体制の確立

図表：地震予知情報等の伝達網



サイレンの吹鳴、広報車等により他の防災関係機関と協力し、区民・事業所へ情報を伝達する。

震災編 第4部 東海地震事前対策
 第5章 警戒宣言時の対応措置
 第3節 消防、危険物対策
 第1-4 区民、事業所に対する呼びかけ事項

1) 区民に対する呼びかけ

呼びかけ種別	内容
情報の把握	テレビ、ラジオ並びに区、消防、警察からの広報による正確な情報の把握
出火防止	火気器具類の使用の制限、周囲の整理整頓の確認及び危険物類の安全確認
初期消火	消火器、消火用水等の確認
防災用品等の措置	・家具類、ガラス等の安全確保 ・ブロック塀、門柱看板等の倒壊、落下防止措置

2) 事業所に対する呼びかけ

事業所に対して消防計画、予防規程及び事業所防災計画等にあらかじめ定められている警戒宣言発令時の対応措置に基づき、速やかに対応を図るよう呼びかけを行う。

第2 危険物対策

消防署は各事業所等に対して消防計画、予防規程又は事業所防災計画に基づき対応を図るほか、災害防止上の観点から次の応急措置について検討・実施するよう指導する。

第2-1 石油类等危険物の取扱い施設

- ア) 操業の停止又は制限
- イ) 流出拡散防止等資器材の点検・配置
- ウ) 緊急遮断装置の点検・確認
- エ) 火気使用の中止又は制限
- オ) 消防用設備等の点検・確認

第2-2 化学薬品等危険物取扱い施設

- ア) 転倒、落下、流出拡散防止等の措置
- イ) 引火又は混合混触等による出火防止措置
- ウ) 化学薬品等取扱いの中止又は制限
- エ) 火気使用の中止又は制限
- オ) 消防用設備等の点検・確認

第2-3 危険物輸送

- ア) 出荷・受入れ作業の停止又は制限
- イ) 輸送途中の車両における措置の徹底

震災編 第4部 東海地震事前対策
第5章 警戒宣言時の対応措置
第4節 警備、交通対策
第4節 警備、交通対策

第1 警察署の警備対策

第1 - 1 警備部隊の配置

混乱の恐れのあるJR・私鉄駅、スーパーマーケット、金融機関、興行場、主要交差点等に応じ、警備部隊を配備する。

第1 - 2 混乱防止活動

日常業務処理のほか、次の点に重点を置き、住民に不安を与える事案及び混乱等を初期段階で防止する。

ア) 管内の実態把握に努める。

イ) 正確な情報収集及び伝達を図り、住民の不安要素を解消する。

ウ) 不法事案の予防及び取締りを実施する。

第2 警察署の交通対策

第2 - 1 交通対策の基本

警戒宣言が発せられた場合における交通対策は、道路交通の混乱と交通事故の発生を防止し、関係防災機関等が実施する地震防災応急対策に伴う緊急通行車両の円滑な通行を図るとともに、地震が発生した場合の交通対策を迅速に行うため、次の事項を基本とする

ア) 都内の車両の通行は、できる限り制限する。

イ) 強化地域(神奈川県又は山梨県に限る。)方向へ向かう車両の通行は、できる限り制限する。

ウ) 強化地域(神奈川県又は山梨県に限る。)以外の地域から都内へ流入する車両の通行は、できる限り制限する。

第2 - 2 交通規制

警戒宣言が発せられた場合には、次の交通規制を実施する。

1) 都県境

- ・神奈川県又は山梨県との都県境においては、流出する車両の通行については原則として制限を行い、都内に流入する車両の通行については混乱が生じない限り制限は行わない。
- ・埼玉県又は千葉県との都県境においては、都内に流入する車両の通行についてはできる限り抑制し、流出する車両の通行については制限は行わない。

2) 環状7号線内側区域の道路

- ・環状7号線から都心方向へ流入する車両の通行は、できる限り制限する。

3) 緊急交通路の指定

- ・国道4号、国道17号、国道20号、国道1号、国道15号、中原街道、目黒通り、国道254号、国道122号、国道6号、国道14号、蔵前橋通り及び、国道16号の13路線を、必要に応じて緊急交通路に指定し、車両の通行を制限する。
- ・首都高速道路等は状況により車両の流入を制限する。

震災編 第4部 東海地震事前対策

第5章 警戒宣言時の対応措置

第4節 警備、交通対策

- ・状況に応じて、交通規制の見直しを行う。

第2-3 広報活動

都民等に対し、警戒宣言が発せられた場合の運転者のとるべき措置について、次の事項の積極的な広報活動を行い、周知徹底を図る。

1) 走行中の車両の運転者がとるべき措置

- ・警戒宣言が発せられたことを知ったときは、慌てることなく低速で走行する。
- ・カーラジオ等で地震情報等を継続して聴取し、その情報に応じて行動する。
- ・目的地に到着後は、車両を使用しない。
- ・バス、タクシーその他都民等の生活上やむを得ず走行する車両は、あらかじめ定められている計画等にしがって、安全な方法で走行する。
- ・危険物を運搬中の車両は、あらかじめ定められている安全対策を速やかに実行する（前節参照）。
- ・現場の警察官の指示に従うこと。

2) 駐車中の車両の運転者がとるべき措置

- ・道路外に駐車中の車両は、警戒宣言が発せられた後は、原則として使用しない。
- ・道路上に駐車中の車両は、速やかに駐車場、空地等に移動する。やむを得ずそのまま道路上に継続して駐車する場合は、交差点を避け、道路の左側に寄せて停車し、エンジンを止める。なお、エンジンキーは付けたままにして窓を閉め、ドアはロックしない。
- ・車両による避難の禁止
警戒宣言が発せられた後は、避難のために車両は使用しない。

第3 道路管理者等のとるべき措置

(1) 区

警戒宣言が発せられた場合、区は、避難道路、緊急道路障害物除去路線等を主として、救援活動に係る区道等を重点的に点検する。また、工事中の道路箇所については、原則として工事を中止し、安全対策を確立し、緊急車両等の通行の確保を図る。

(2) 建設局第三建設事務所

1) 危険箇所の点検

- ・警戒宣言が発せられた際には、避難道路、緊急道路障害物除去路線等を重点に、地震発災時に交通の障害となる恐れのある道路の損傷等について、緊急特別点検を実施する。

2) 工事中の道路についての安全対策

- ・緊急時に即応できるように、原則として工事を一時中止し、安全対策を確立し緊急車両等の円滑な通行の確保を図る。

(3) 首都高速道路

警戒宣言が発令されたときは、次の対策を行う。

震災編 第4部 東海地震事前対策

第5章 警戒宣言時の対応措置

第4節 警備、交通対策

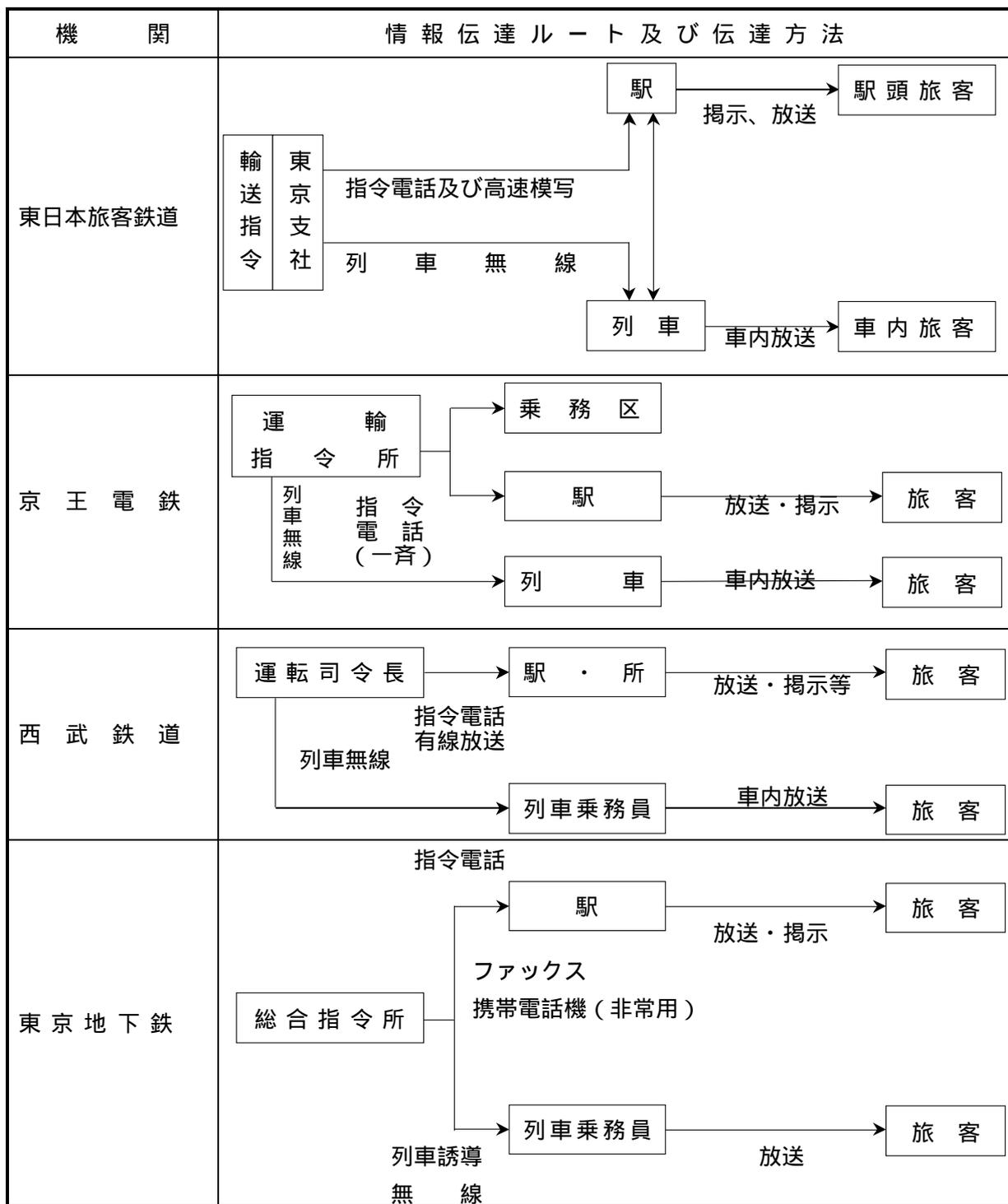
- ・道路パトロール等により道路状況及び道路施設の点検を行うとともに、必要に応じ、首都高速道路の占有者に対し、占用物件の整備等の必要な要請を行う。また、発災に備え長大橋、トンネル等の大規模構造物は、重点的にパトロールを行い、必要なときは配備を行う。
- ・警察が実施する交通規制に協力するとともに、規制状況等について必要な広報をお客様に対して行う。
- ・無線設備、路面排水設備、非常用電源設備及びトンネル防災設備等の点検を行う。
- ・工事中の構造物・建築物等については、安全管理を徹底し、工事中の箇所については、工事中断の措置をとり、必要となる補強その他の保全措置に努める。また、隣接施設等に対し被害が波及することのないよう安全上必要な措置を講ずる。

震災編 第4部 東海地震事前対策
 第5章 警戒宣言時の対応措置
 第5節 公共輸送対策
第5節 公共輸送対策

第1 鉄道対策

第1-1 情報伝達

警戒宣言及び地震予知情報が出された際は、次の方法及びルートで列車及び駅並びに旅客に対し伝達する。



震災編 第4部 東海地震事前対策
 第5章 警戒宣言時の対応措置
 第5節 公共輸送対策

第1-2 列車運行措置

1) 東日本旅客鉄道

強化地域外周部における線区（(イ)に記載する線区は除く。）は、安全な方法により極力列車の運転を確保する。

強化地域に隣接する次の線区は、折返し設備の不足又は落石多発区間である等の理由により、列車の運転を中止する。

- ア) 東海道本線 藤沢・茅ヶ崎間
- イ) 中央本線 高尾・上野原間
- ウ) 青梅線 青梅・奥多摩間
- エ) 相模線 橋本・厚木間

2) 私鉄各社

運行方針

防災関係諸機関、報道機関並びにJRとの協力のもとに、地域の実情に応じた可能な限りの運転を行う。

運行措置

機 関	警 戒 宣 言 当 日	翌 日
私 鉄 各 社	警戒宣言が発せられたときは、現行ダイヤを使用し、減速運転を行う。 なお、これに伴う列車の遅延は、運転整理により対応するため、一部列車の間引き運転等を生じるので、輸送力は平常ダイヤより減少する。	あらかじめ地震ダイヤ（仮称）を作成し減速運転を行う。 なお、地震ダイヤは一部列車の運転中止等を考慮するので、輸送力は平常ダイヤよりかなり減少する。

第1-3 乗客集中防止対策

警戒宣言が発せられた場合、乗客が一度に駅に集中し、大混乱となることが予想される。この場合、混乱による被害が発生するとともに、列車の運行に支障を来すことが考えられる。

このため、次の機関において、乗客の集中を防止するための措置をとる。

機 関	内 容
杉 並 区	1 平常時から、区民に対して時差退社及び近距離通勤者の徒歩帰宅等の広報を行う。 2 警戒宣言時において、鉄道機関及び警視庁からの情報を基に、都内の列車の運転状況等を広報するとともに、事業所等に対して極力平常どおりの通勤、退社させる場合の時差退社、近距離通勤者の徒歩帰宅を呼びかける。
東京消防庁	平常時から、区内の全事業所に対して極力平常どおりの勤務及び退社させる場合の時差退社の徹底並びに近距離通勤者の徒歩帰宅について指導を行

震災編 第4部 東海地震事前対策
 第5章 警戒宣言時の対応措置
 第5節 公共輸送対策

機 関	内 容
	う。
東日本旅客鉄道 私鉄各社	1 平常時から、運転計画の概要・旅行見合せ・時差退社の協力についての広報を行う。
東日本旅客鉄道 私鉄各社	2 警戒宣言時に、報道機関を通じ正確な運転状況等を報道するとともに、時差退社、近距離通勤者等の徒歩帰宅の呼びかけを行う。 3 駅において、放送・掲示等により運転状況を旅客に周知するとともに、時差退社及び近距離通勤者等の徒歩帰宅の呼びかけ、協力を要請する。

第1-4 主要駅での対応

ターミナル駅等の主要駅において、旅客の混乱を防止するため、各鉄道機関は下記の対応措置を講ずる。

機 関	旅客の安全を図るための措置	そ の 他 の 措 置 等
東日本旅客鉄道	1 適切な放送を実施して、旅客の鎮静化に努める。 2 状況により、階段止め、改札止め、エレベーター・エスカレーターの停止等、入場制限を実施するとともに、旅客のう回誘導、一方通行等を早めに行う。	1 東京支社社員等を派遣して駅の客扱い要員の増強を図る。 2 乗車券について次の措置をとる。 (1) 強化地域内着・通過となる乗車券は発売を停止する。 (2) 状況により、警戒本部長の承認を受け、全ての乗車券類の発売を中止する。
京王電鉄	3 状況により警察官の応援を要請する。	1 混雑の予想される主要駅に対し、状況に応じ社員を派遣するなどの措置を行う。
西武鉄道 東京地下鉄		

第1-5 主要駅等の警備

警察署は、注意情報の発表後は、あらゆる手段を用いて正確な情報の収集に努め、混乱の発生が予想される駅及び混乱が発生した駅等には、警備部隊を派遣する。

第1-6 列車の運転中止措置

鉄道機関及び都、区、警察署、消防署は、一致協力して上記の措置をとり、列車運行の確保に努めるが、万一、駅等で混乱が発生し、人命に危険を及ぼす恐れが生じた場合又は踏切支障等が発生した場合には、各鉄道機関は、やむを得ず列車の運行を中止する場合がある。

震災編 第4部 東海地震事前対策
第5章 警戒宣言時の対応措置
第5節 公共輸送対策
第1-7 その他の措置

機 関	内 容
京 王 電 鉄	警戒宣言が発せられたときは、必要により仮設物の撤去または補強等の応急措置を講ずるとともに工事を中止する。
東京地下鉄	工事の中止 列車の運行又は旅客公衆及び従業員の安全に係る工事現場については、警戒宣言が発せられたときは作業を中止するものとし、必要により仮設物の撤去補強等の安全措置をとる。

震災編 第4部 東海地震事前対策

第5章 警戒宣言時の対応措置

第5節 公共輸送対策

第2 バス、タクシー対策

第2-1 情報伝達

乗務員は、防災信号（サイレン）、ラジオ及び警察官等から、警戒宣言が発せられたことを知ったときは、直ちに旅客に伝達する。

第2-2 運行措置

1) 東京バス協会

路線バス

ア) 運行方針

- ・防災関係機関の協力のもとに地域の実情に応じた、可能な限りの運行を行う。

イ) 運行計画

- ・警戒宣言が発せられたときは、減速走行（一般道路 20 km/h、高速道路 40 km/h）を行う。
- ・減速走行及び交通渋滞等により、ダイヤが遅延した場合、その状況に応じて運行本数削減の措置をとる。
- ・危険箇所等を通る路線については、運転中止、折返し、う回等事故防止のため適切な措置をとる。
- ・翌日以降については、上記(a)～(c)により運行するが、交通状況の変化等に応じた措置をとる。
- ・道路交通の混乱や旅客の集中による混乱等により運行が困難になった場合は、運行を中止する場合がある。

貸切りバス

貸切りバスについては、必要やむを得ないものを除き運行を中止するが、この場合において、旅客の利便と安全について十分配慮するものとする。

2) 東京乗用旅客自動車協会・(社)東京都個人タクシー協会

タクシー、ハイヤーは、警戒宣言が発せられた際には、防災関係機関の協力のもとに、地域の実情に応じた可能な限りの運行を行う。この場合、減速走行（一般道路 20 km/h、高速道路 40 km/h）を行う。

震災編 第4部 東海地震事前対策
第5章 警戒宣言時の対応措置
第6節 学校、福祉施設、病院対策
第6節 学校、福祉施設、病院対策

第1 学校(幼稚園、子供園、小学校、中学校、特別支援学校)

第1-1 登校前、登(下)校途中の措置

登校前(在宅中)に注意情報が報道機関により報道されたときは、在宅することとし、警戒宣言が発せられたときは登校しない。

登校途中に、注意情報が発表されたとき、又は警戒宣言が発せられたときは、そのまま登校して学校の指示に従う。また、下校中の場合は、そのまま帰宅することを原則とするが、学童クラブを利用する児童は、そのまま学童クラブに行き、職員の指示に従う。

第1-2 在校(園)時の措置

園長及び学校長は、注意情報が発表されたときは、直ちに、教職員に対し、その旨を伝達する。また、適切な時期に学級指導・ホームルームに授業を切りかえ、地震に対する注意事項、警戒宣言時の対応措置、解除宣言後又は地震後の授業の再開等について説明する。

警戒宣言が発せられたときは、授業を打切って臨時休業の措置をとり、幼児、児童、生徒を次により帰宅させる。

- ・幼稚園、子供園、小学校の園児、児童については、保護者又は保護者が委任した代理人(以下「保護者」という。)に引き渡す。
- ・引渡しは、各学校(園)内において、担任が引渡しカードにより保護者及び帰宅先を確認してから行う。
- ・保護者が引取りに来られない園児、児童は引取りがあるまで各学校(園)で保護する。
- ・中学校の生徒については、個々に、帰宅経路、手段(徒歩、バス等)、所要時間、同伴者、帰宅先等を確認してから帰宅させる。
- ・特別支援学校の児童、生徒については、幼稚園、小学校の措置と同様であるが、引渡しの時期については、注意情報発表時から対応するものとする。

なお、スクールバスを使用している児童、生徒については、スクールバスを運行し、事前に指定してある地点において保護者に引渡す。

第1-3 校外指導時の措置

宿泊を伴う指導時(移動教室、修学旅行等)に注意情報が発表されたことを知ったときは、児童、生徒に対し、地震に対する注意事項、今後の行動等について説明する。また、速やかに学校に連絡をとり、現地の対応状況を報告する。

警戒宣言が発せられたときは、強化地域の内外を問わず、地元官公署と連絡をとり、その指示に従う。

また、速やかに学校に連絡をとり、校長は、その対応の状況を区災害対策本部に報告するとともに、保護者へ周知する。

遠足等の場合は、その地の官公署と連絡をとり、原則として即時帰校(園)の措置をとる。帰校後は、在校(園)時と同様の措置により帰宅させる。

ただし、交通機関の運行や道路の状況によって帰校(園)が危険と判断される場合は、適宜の措置

震災編 第4部 東海地震事前対策
第5章 警戒宣言時の対応措置
第6節 学校、福祉施設、病院対策
をとる。

強化地域内の場合は、その地の官公署と連絡をとり、その地の警戒本部の指示に従う。学校への連絡、保護者への周知は前項と同様である。

第1-4 残留する園児、児童、生徒の保護

学校(園)に残留する園児、児童、生徒を保護するために必要な食料等については、あらかじめ予想される人数を把握し、各学校(園)において調達計画を立てておく。

残留する園児、児童、生徒の保護のために必要な人員の確保については、あらかじめ定めてある緊急時の教職員の役割分担に従って措置する。

第1-5 学校(園)におけるその他の対応措置

園児、児童、生徒を帰宅させた後、教職員の役割分担に基づき、次の措置をとる。

- ア) 消火用具の点検、消火用水の汲み置き
- イ) 火気、薬品類等による出火防止
- ウ) 食料、寝具、医療品等の点検、確保
- エ) 備品等の転倒、落下防止

第1-6 警戒解除宣言後の授業の再開等

警戒解除宣言は、テレビ、ラジオの報道、区からの伝達等によって得るものとする。

警戒解除宣言後の授業の再開は、概ね次のとおりとし、学校(園)長が区教育委員会と協議して定める。

1) 小学校、中学校、特別支援学校

- ・ 午前7時30分以前に解除された場合 平常時間から
- ・ 午前9時30分以前に解除された場合 3校時から
- ・ 午前9時30分以後に解除された場合 翌日の平常時間から

2) 幼稚園

- ・ 午前7時30分以前に解除された場合 平常時間から
- ・ 午前7時30分以後に解除された場合 翌日の平常時間から

3) 子供園

- ・ 午前6時以前に解除された場合 平常時間から
- ・ 午前10時以前に解除された場合 午後1時から
- ・ 午前10時以後に解除された場合 翌日の平常時間から

警戒解除宣言が発せられたときは、速やかに、その旨及び授業の再開日時を表示した看板等を学校(園)の正門又は正面玄関に掲出するとともに、継送電話等により保護者へ周知する。

なお、給食等については、再開後もその態勢が整うまで、実施を延期することがある。

第1-7 その他

- 1) 注意情報発表時の学校(園)における対応措置の保護者への周知

震災編 第4部 東海地震事前対策
第5章 警戒宣言時の対応措置
第6節 学校、福祉施設、病院対策

学校(園)においては、注意情報が発表された段階では、授業を継続し、警戒宣言が発せられた後に授業を中止して帰宅の措置をとることとしている。しかし、注意情報が報道されると、直ちに保護者が園児、児童を引取りに来校(園)する事態が予想される。

そこで、このような事態がおこることのないように、学校(園)は、平素から保護者に対して、学校(園)における対応策を周知徹底しておく。特に保護者には、家庭において、水、食料、救急用品等の準備確認、火災防止、家具の転倒防止等の地震に対する被害軽減の措置をとりながら、事後の報道に注意し、警戒宣言が発せられた場合は、直ちに、園児、児童の引取りに、出る準備を整えるよう打ち合わせておくことが大切である。

なお、上記のような事前の措置をとっても、注意情報の報道で保護者が引取りに来校(園)した場合は、校(園)長において臨機の措置をとる。

2) 私立の学校(園)における対応措置

警戒宣言時等の対応について、私立学校が計画を作成するよう、関係機関は助言、指導する。

第2 福祉施設(保育園、児童館、通所施設等)

(1) 登園(所)前及び途中の措置

登園(所)前(在宅中)に、注意情報が報道機関から報道されたときは、在宅することとし、警戒宣言が発せられたときは登園(所)しない。

登園(所)途中において、注意情報発表の報道に接したときは、原則として自宅に引返す。ただし、通所バスで通所する者及び学童クラブへ向う児童は、そのまま当該施設へ行き、職員の指示に従う。

(2) 在園(所)時の措置

園長、所長及び館長は、注意情報が発表されたときは、直ちに職員に対し、その旨を伝達するとともに緊急措置をとることを指示する。

園長、所長及び館長は、児童等に対し速やかに注意情報が発表されたことを伝達するとともに、地震に対する注意事項、これからの対応措置等について説明する。

警戒宣言が発せられたときは、臨時休業の措置をとり、次により帰宅させる。

- ・ 保育園、学童クラブ、すぎのき生活園、こすもす生活園、なのはな生活園、障害者福祉会館、こども発達センターにおいては、保護者に引渡すものとし、保護者が引取りにこられない児童等については、引取りがあるまで園(所)等で保護する。
- ・ 児童館を利用する児童については、帰宅経路、手段、帰宅先等を確認のうえ帰宅させる。この場合、同方向に帰る者は、連れだって帰宅するように指導する。
- ・ ゆうゆう館及び視覚障害者会館、和田障害者交流館、高円寺障害者交流館においては、帰宅先、同伴者等を確認のうえ帰宅させる。
- ・ 高齢者活動支援センターにおいては、集会施設等の対策に準じて対応する。
- ・ 注意情報発表後に、保護者が児童等の引取りに来園(所)した場合は、上記(1)により対応するものとする。

なお、通所バス(すぎのき生活園、こすもす生活園、なのはな生活園、障害者福祉会館、こども

震災編 第4部 東海地震事前対策
第5章 警戒宣言時の対応措置
第6節 学校、福祉施設、病院対策

発達センター等)を使用している児童等については、注意情報発表の段階で当該バスを運行して帰宅させるものとし、事前に指定してある地点で保護者に引渡す。

(3) 残留する児童等の保護

園等に残留する児童等を保護するために必要な食料等については、あらかじめ予想される人数を把握し、各園等において調達計画を立てておく。

児童等を保護するために必要な人員の確保については、あらかじめ定めてある役割分担に従って措置する。なお、人員が不足する施設にあつては、応援職員の派遣を区災害対策本部に要請し確保する。

(4) 施設の防災措置

- ア) 備品等の転倒、落下防止
- イ) 消火用具の点検、消火用水の汲み置き
- ウ) 食料、寝具、医薬品等の点検、確保
- エ) 火気、電気設備の点検、保守

(5) 警戒解除宣言後の施設の再開等

警戒解除宣言は、テレビ、ラジオの報道、区からの伝達等によって得るものとする。

警戒解除宣言後の施設の再開は、概ね次のとおりとし、施設の長が所管部課と協議して定める。

1) 保育園

- ・午前6時以前に解除された場合 平常時間から
- ・午前10時以前に解除された場合 午後1時から
- ・午前10時以後に解除された場合 翌日の平常時間から

2) 児童館(学童クラブ)

解除の時期、施設の状態により、所管部課と協議して早期再開を図る。

また、学童クラブは、児童館の再開時期に合わせるものとするが、概ね次を目途とする。

学期中

- ・午前9時30分以前に解除された場合 午後1時から
 - ・午前9時30分以後に解除された場合 翌日の平常時間から
- 春・夏・冬休み等学校の休業期間中
- ・午前7時30分以前に解除された場合 平常時間から
 - ・午前9時30分以前に解除された場合 午後1時から
 - ・午前9時30分以後に解除された場合 翌日の平常時間から

3) すぎのき生活園、こすもす生活園、なのはな生活園、障害者福祉会館、こども発達センター
解除時間にかかわらず翌日の平常時間から

4) 高齢者活動支援センター、ゆうゆう館、視覚障害者会館、和田障害者交流館、高円寺障害者交流館

解除の時期、施設の状態等により所管部課と協議して、早期再開を図る。

5) なお、給食等については、再開後も、その態勢が整うまで、実施を延期することがある。

震災編 第4部 東海地震事前対策
第5章 警戒宣言時の対応措置
第6節 学校、福祉施設、病院対策
第3 病院、診療所

1) 診療態勢

病院及び診療所の外来診療については、医療機関の状況に応じ、可能な限り平常通り診療を行うものとし、このための職員の確保は、あらかじめ定められた方法によって行う。

また、入院患者については、担当医師の判断により、希望があれば、退院の許可を与える。

なお、手術、検査については、医師が状況に応じて適切に対処するものとする。

2) 防災措置

ア) 建物、設備の点検

イ) 薬品、危険物の防災措置

ウ) 落下物の防止

エ) 非常用設備、備品の点検及び確保

オ) 職員の分担業務の確認

3) その他

収集された情報は、患者に不安を与えないよう、必要に応じて適宜連絡する。

震災編 第4部 東海地震事前対策
第5章 警戒宣言時の対応措置
第7節 高層建築物、劇場、集会施設等対策
第7節 高層建築物、劇場、集会施設等対策

高層建築物、劇場、映画館、集会施設等、不特定多数の者が集まる施設について、混乱防止及び安全確保の見地から、各防災関係機関は、次の対応措置を講ずる。

第1 消防署

消防署における各事業所に対する指導は、第5章第3節に基づき実施するが、特に不特定多数の者が集まる施設については、災害防止の観点から、次の応急措置について検討・実施するよう指導する。

第1-1 高層建築物等

- ア) 火気使用の中止又は制限、消防用設備等の点検及び確認
- イ) ビル内店舗については、営業の中止又は自粛
- ウ) エレベーター（地震時管制運転装置付を除く。）は運転を中止し、階段を利用
- エ) 店舗等の利用客に対しては、ブロックごとに必要な情報を伝達するとともに、時間差を設けて誘導

第1-2 劇場、映画館

営業の中止又は自粛。ただし、駅等の混乱状況によっては、弾力的に運用するよう指導する。
施設利用者へ警戒宣言の情報を適切な方法で伝達し混乱を防止するため、従業員による適切な誘導

第2 区

不特定多数の区民等が利用する区立集会・利用施設については、混乱防止の観点から、次の措置を講ずる。

主な対象施設は次のとおり。

1) 対象施設と所管部

所管部	主な対象施設名
区民生活部	公会堂、座・高円寺、産業商工会館、区民事務所会議室、地域区民センター、会館、区民集会所
教育委員会事務局	科学館、図書館、社会教育センター、体育館、運動場、プール、野球場、郷土博物館

2) 対応措置

各施設の長は、注意情報が発表されたときは、直ちに、その旨を職員に伝達するとともに、あらかじめ定めてある役割分担に基づき、緊急措置をとることを指示する。また、その旨を利用者に伝

震災編 第4部 東海地震事前対策
第5章 警戒宣言時の対応措置
第7節 高層建築物、劇場、集会施設等対策
達するとともに冷静な対応を呼びかける。

利用者への伝達にあたっては、その利用形態に応じ、個人施設利用者には直接、団体利用者には主催責任者に伝えるほか、手段にしても、その利用状況に応じ、施設内放送、看板、たれ幕などにより適切に行う。

注意情報発表後に利用しようとする者には、利用を見合わせるよう要請する。

警戒宣言が発せられたときは、直ちに、閉館の措置をとる。

閉館にあたっては、個人施設利用者に対しては直接、団体施設利用者に対しては主催責任者に連絡した上、警戒宣言が発せられたことを伝達し、職員の誘導により安全に退館させる。

利用者を退館させた後、次の防災措置を構ずる。

- ・ 消火水の汲み置き、消火器具、設備の点検
- ・ 火気、電気設備の点検、保守
- ・ 落下物の防止、備品等の転倒防止

震災編 第4部 東海地震事前対策
第5章 警戒宣言時の対応措置
第8節 電話・通信対策
第8節 電話・通信対策

警戒宣言が発せられた場合、防災機関等の情報連絡及び区民による家族間等の通話が集中的に発生し、通話の混乱が予想されるため、NTT東日本は次の措置を講ずる。

第1 電話

注意情報が報道された場合においては、通信の疎通が著しく困難となることが予想される。この場合において、防災関係機関等の重要通話の優先確保とともに、一般通話を可能な限り確保することを基本に次のとおり必要な措置を行う。

1) 確保する業務

- ア) 防災関係機関等の災害時優先電話からのダイヤル通話
- イ) 街頭公衆電話からの通話
- ウ) 非常・緊急扱い通話及び電報

2) 可能な限りにおいて取り扱う業務

- ア) 一般加入電話からのダイヤル通話
- イ) 一般電報の発信及び電話による配達
- ウ) 営業窓口
- エ) 防災関係機関等からの緊急な要請への対応
 - ・故障修理
 - ・臨時電話、臨時専用線等の開通

ただし、避難命令発令下においては実施しない業務がある。

第2 電報

警戒宣言が発せられた場合、電報の扱い量も増大することが予想されるが、可能な限り業務を継続することを基本に次のとおり必要な措置を行う。

1) 東京都内から発信される電報

- ・防災関係の非常、緊急電報の取扱いは確保する。
- ・一般の電報は、強化地域内に向けて発信するものについては遅延を承知するものに限り受け付ける。また、強化地域外向けの電報については、可能な限り受け付ける。

2) 東京都内に着信する電報

可能な限り配達するが、困難な場合は電話で宅送する。

震災編 第4部 東海地震事前対策

第5章 警戒宣言時の対応措置

第8節 電話・通信対策

第3 支店における業務

- 1) 社員の所在地確認
- 2) 情報連絡体制の確立
- 3) 通信のふくそう状況の把握及びその対応
- 4) 局舎、局外設備の巡回点検等による把握
- 5) 防災資機材の確保

電源の確保

災害対策用無線機装置等の発動準備

非常用移動交換機等の発動準備

工事用車両、工具及び保有資材、物資等の点検

局舎建築物の防災設備の点検

震災編 第4部 東海地震事前対策
第5章 警戒宣言時の対応措置
第9節 電気、ガス、上・下水道対策
第9節 電気、ガス、上・下水道対策

第1 電気(東京電力)

1) 電力の供給

警戒宣言が発せられた場合においても、事故が発生しない限り電力の供給は継続する。

2) 人員、資機材の点検確保

要因の確保

非常災害対策本(支)部構成員は、注意情報が発表された場合又は警戒宣言が発せられた場合、速やかに所属する事業所に参集する。また、全ての事業所は非常態勢を発令し、速やかに非常災害対策本(支)部を設置する。

資機材の確保

警戒宣言が発せられた場合、各本(支)部は、復旧用資機材(予備品、発電車、変圧器車等)、工具、車両、舟艇、ヘリコプター等を整備、確保して応急出勤に備える。

3) 施設の予防措置

警戒宣言が発せられたときは、発災後に備えて、非常災害対策本部は、各電力会社と締結している融通電力の供給契約に基づく電力融通体制について確認する。

特別巡視及び特別点検等

地震予知情報に基づき電力施設に対する特別巡視、特別点検及び機器調整等を実施する。

通信網の確保

保安通信設備の点検、整備を行い、必要に応じ緊急時運用体制の確立を行う。

また、NTT、鉄道、警察、消防及び関係機関と連携を密にし、通信網の確保に努める。

応急安全措置

仕掛け工事及び作業中の各電力施設については、状況に応じた設備保全及び人身安全上の応急措置を実施する。

第2 ガス(東京ガス)

1) ガスの供給

警戒宣言等が発令された場合には、原則として、ガスの製造およびガスの供給はそのまま継続することとし、地震発生時の二次災害の防止又は軽減を図るための初動措置を迅速かつ的確に行う体制を構築する。

2) 人員、資器材の点検確保

人員確保と配備

勤務時間内、時間外及び休日における動員計画を予め準備し、保安要員を確保し、必要な体制を構築する。

資器材の点検確保

震災編 第4部 東海地震事前対策
第5章 警戒宣言時の対応措置
第9節 電気、ガス、上・下水道対策

復旧工事に必要な資器材の点検整備を行う。

3) 警戒宣言時のお客様に対する広報の内容等

広報の方法

支部は、広報車等により広報内容を直接お客様に呼びかける

本部は、ラジオ、テレビ等の報道機関に対し、広報内容の報道を要請する

広報の内容

(一般のお客様に対して)

ア) 緊急時におけるガス栓の閉止

イ) 警戒宣言時のガスの供給の継続

ウ) 強震時におけるガスの供給の停止

エ) ガス施設及びガス器具の取扱上の注意事項等

・ 不使用ガス栓の閉止の確認

・ 地震発生時のガス栓、メーターコックの閉止

・ 供給停止後のガスの使用禁止

(特定のお客様に対して)

ア) ガス機器の使用の抑制依頼

イ) 地震発生時に遮断バルブによるガス供給遮断の要請

4) 施設等の保安措置

導管網ブロック化の準備

強化地域を含む地域ブロック及び隣接の地域ブロックにおいて、Kブロックバルブに要員を配備し、供給指令センターからの指示に従い、バルブ遮断を迅速かつ円滑にできる体制を講ずる。

各導管事業部支部は、供給指令センターの指示に従い、事業所間で連絡をとり現場出動要員を確保し、緊急時に備え必要な準備を行う。

放散措置の準備

放散要員は、速やかに指定された放散拠点へ出動し、放散措置を迅速かつ円滑にできる準備を行う。

緊急遮断装置、放散設備、用水設備、保安用電力に必要な予備電源等の点検整備及び機能の確認を行う。

保安通信施設の通信状態の確認を行う。

工事の一時中断と工事現場の安全措置を講じる。

タンクローリーの受入、払出作業及び船舶荷役作業の中断又は制限を行う。

震災編 第4部 東海地震事前対策
第5章 警戒宣言時の対応措置
第9節 電気、ガス、上・下水道対策
第3 上水道(都水道局)

1) 飲料水の供給及び広報

警戒宣言時においても、飲料水は平常どおり供給する。また、住民自らが当座の飲料水を確保し地震の発災に備えるよう、次の内容について広報を行う。

- ア) 当座の飲料水のくみ置き要請
- イ) 地震発生後の避難に当たっての注意事項
- ウ) 地震発生後の広報等の実施方法
- エ) 地震発生後における住民への注意事項

2) 給水対策本郡、水道施設の点検確保態勢

警戒宣言が発せられた場合は、直ちに発災に備えて給水対策本部を設置する。
各事業所は、直ちに地震発生に備えて情報連絡、広報、水道施設の点検を強化し、必要な保安措置を講ずるとともに、地震発生後の応急対策諸活動の準備を行う。

3) 施設等の安全措置

浄水場においては、日常薬品類の適正な貯蔵に留意し、警戒宣言が発せられた後は、原則として搬入を行わない。

くみ置きに対処しうよう送配水圧を調整する。

警戒宣言が発せられた後の施設の保安点検は、あらかじめ定められた警戒宣言時保安点検要領に従い実施する。

工事現場においては、工事を一時中止して安全措置を講ずる。また、堀削を伴う工事で速やかに安全強化措置がとれないものは、原則として、埋戻しを行う。

第4 下水道(都下水道局)

警戒宣言が発せられた場合、次のとおり対処する。

施設等の保安措置

- ・施設の被害を最小限に止め、汚水、雨水の排除に支障のないよう排水能力の確保に万全を期すため、管路施設及び水再生センター施設について、巡視、点検の強化及び整備を行う。
- ・工事中の箇所は、工事を即時中止し、現場の保安体制を確認し、応急資機材の点検、整備を行う。

震災編 第4部 東海地震事前対策

第5章 警戒宣言時の対応措置

第10節 生活物資対策

第10節 生活物資対策

第1 営業継続の協力要請

警戒宣言が発せられた場合における食料、生活必需品の円滑な供給を確保するため、区は、これらを取扱う百貨店、スーパーマーケット、小売店等に対し、極力営業を継続するよう商店会連合会等を通じ協力要請する。

第2 売りおしめ、買い占め防止の呼びかけ

区は、事業者等に対し、売りおしめ、買い占めをしないよう防災無線、広報車等により呼びかけを行うとともに、区民に対し、買急ぎをしないよう広報を行う。

区は、関係機関（関東財務局、日本銀行、東京都、株式会社ゆうちょ銀行）の指導方針に基づき、各金融機関に対し次の措置をとるよう協力を依頼するとともに、区民に対し広報を行う。

第1 金融機関の対応措置

警戒宣言が発せられた場合でも、原則として平常通り営業する。やむを得ず業務の一部を中止する場合においても普通預金の払戻し業務については、できるだけ継続する。

店頭の顧客に対しては、警戒宣言が発せられたことを伝達するとともに、店頭にその旨を掲出する。

店頭の顧客及び従業員の安全の確保に十分配慮する。

第2 区民への広報

区民に対し、金融機関の対応措置を広報するとともに、不要不急な預貯金の引き出しをしないよう防災無線、広報車等により呼びかけを行う。

震災編 第4部 東海地震事前対策
第5章 警戒宣言時の対応措置
第12節 避難対策
第12節 避難対策

警戒宣言が発せられた時点では原則として避難の必要はない。

なお、災害対策、水防に係る避難対策については、第3部第6章による。

震災編 第4部 東海地震事前対策
第5章 警戒宣言時の対応措置
第13節 救援・救護対策
第13節 救援・救護対策

第1 給水態勢

区は、発災後に備え災害対策本部を設置し、応急給水資機材の点検整備等を行う。

第2 食料等の配付態勢

1) 職員の配置

被災者の救助に必要な備蓄物資の点検、保守のため、備蓄倉庫に職員を配置する。

救援物資の輸送、配付を行うため必要な職員を把握し、待機の態勢をとる。

2) 運搬計画

救援物資の輸送を確保するため、区有車両を確保するとともに、東京都トラック協会杉並支部に待機の態勢を要請する。

3) その他

救援物資の即時調達態勢を確保するため、関係業者の在庫状況を把握するとともに、供給態勢を整えるよう要請する。

第3 医療救護態勢

区は、医療救護態勢を確保するために、医師会、歯科医師会、薬剤師会、接骨師会、獣医師会に対し、医療救護班、歯科医療救護班、薬剤師班、接骨救護班、獣医師会動物医療救護班の編成準備と待機を要請する。

第6章 区民・事業所等のとるべき措置

東海地震は、現時点においては、その発生を予防し得る唯一の地震とされている。そして、注意情報の発表、警戒宣言の発令等の際に、国、都・区市町村をはじめとする各機関が一体となって、被害の軽減と社会的混乱の防止が図られるよう、事前にその対策を定め、施策の推進を図るものである。

しかし、これらの機関の行う防災活動のみで被害軽減や社会的混乱防止を図ることには、限界がある。区民・防災市民組織・事業所が、それぞれの立場で防災活動を行い、その活動と行政とが連携をとることによって、はじめて防災活動は総合力を発揮し得るものである。その意味から、区民又はその家族が自らを守る「自助」、近隣との地域コミュニティによる「共助」の二つの理念を、区民一人ひとりが理解した上、区民・防災市民組織・事業所が、日頃から災害に対する備えをしておくことが必要である。

本章においては、区民、防災市民組織及び事業所が、平常時から警戒宣言が発せられたときにとるべき行動基準を示すものとする。

第1節 区民のとるべき措置

第1 平常時

- 1) 東海地震の発生に備え、地域内の危険箇所を点検・把握し、避難方法について把握しておく。
- 2) 消火器具など防災用品を準備しておく。
- 3) 家具類の転倒防止や窓ガラス等の落下防止を図っておく。
- 4) ブロック塀の点検補修など、家の外部についても安全対策を図っておく。
- 5) 水(1人1日分の最低必要量3ℓ)及び食料の3日分程度の備蓄、並びに医薬品・携帯ラジオなど非常持出用品の準備をしておく。
- 6) 家族で対応措置を話し合っておく。
 - ・注意情報発表時、警戒宣言発令時、地震発生時における役割分担、避難や連絡方法などをあらかじめ決めておく。
 - ・警戒宣言発令時には、電話が掛かりにくくなるので、各自の行動予定を話し合っておく。
- 7) 区や消防署、防災市民組織等が行う防災訓練や防災事業へ積極的に参加し、防災に対する知識、行動力を高める。
- 8) 寝たきりの高齢者・障害者など災害時要援護者がいる家庭は、隣近所など地域の人々と、普段から交流を図る。

第2 注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまで

- 1) テレビ、ラジオ等の情報に注意する。
- 2) 家族で避難、連絡方法など行動予定を確認する。
- 3) 電話の使用を自粛する。
- 4) 自動車の使用を自粛する。

震災編 第4部 東海地震事前対策
第6章 区民・事業所等のとるべき措置
第1節 区民のとるべき措置
第3 警戒宣言が発せられたときから発災まで

- 1) 情報の把握を行う。
 - ・防災無線塔等からの防災信号(サイレン)を聞いたときは、直ちにテレビ、ラジオのスイッチを入れ、情報を入手する。
 - ・都・区・警察・消防等防災機関の情報に注意する。
 - ・警戒宣言が発せられたことを知ったときは、隣近所に知らせ合う。
- 2) 火気の使用に注意する。
 - ・ガス等の火気器具類の使用は最小限に止め、いつでも消火できるようにする。
 - ・ガスメーターコックの位置を確認する。(避難するときは、ガスメーターコック及び元栓を閉める。)
 - ・使用中の電気器具(テレビ、ラジオを除く。)のコンセントを抜くとともに、安全器又はブレーカーの位置を確認する。(避難するときは、ブレーカーを遮断する。)
 - ・プロパンガスボンベの固定措置を点検する。
 - ・危険物類の安全防護措置を点検する。
- 3) 消火器、三角パケツ等消火器具の置き場所、消火用水を確認するとともに、浴槽等に水を溜めておく。
- 4) テレビや家具の転倒防止措置を確認し、棚の上の重いものを降ろす。
- 5) ブロック塀等を点検し、危険箇所にはロープを張るなど、人が近づかないような措置をする。
- 6) ベランダの植木鉢等を片付け、窓ガラスに荷造り用テープを貼るなど、落下防止を図る。
- 7) 飲料水、生活用水等の汲み置きをする。
- 8) 食料、医薬品、防災用品を確認するとともに、すぐに持ち出せるよう取りまとめておく。(非常持出品の準備)
- 9) 火に強く、なるべく動きやすい服装にする。
- 10) 電話の使用を自粛する。特に役所や放送局、鉄道会社、学校等への電話による問合せを控える。
- 11) 自家用車の利用を自粛する。
 - ・路外に駐車中の車両は、できる限り使用しない。
 - ・路上に駐車中の車両は、速やかに空地や駐車場に移す。
 - ・走行中の自家用車は、目的地まで走行したら、後は車を使わない。
- 12) 幼児、児童の行動に注意する。
 - ・幼児、児童は、なるべく家の外に出ないようにする。
 - ・幼児、児童、生徒が登園、登校している場合は、園、学校との事前の打合せに基づいて引き取りに行く。
- 13) 冷静に行動し、不要不急の外出、旅行は見合わせる。
- 14) エレベーターの使用は避ける。
- 15) 近隣相互間の防災対策を再確認する。
- 16) 不要な預貯金の引出しを自粛する。
- 17) 買急ぎをしない。

震災編 第4部 東海地震事前対策
第6章 区民・事業所等のとるべき措置
第2節 防災市民組織のとるべき措置
第2節 防災市民組織のとるべき措置

第1 平常時

- ・東海地震の発生に備え、地域内の危険箇所（がけ、ブロック塀等）を点検・把握するとともに、避難方法についても地域住民に周知しておく。
- ・組織の役割分担を明確にし、情報の収集・伝達体制を確立する。
- ・防災に関する知識の普及や出火防止の徹底を図る。
- ・初期消火、救出・救護、避難など各種訓練を実施する。
- ・地域内の災害時要援護者の把握に努め、災害時の支援体制を整えておく。

第2 注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまで

- ・テレビ、ラジオの情報に注意する。
- ・地区内住民に、冷静な行動を呼びかける。

第3 警戒宣言が発せられたときから発災まで

- ・区からの情報を地区内住民に伝達する。
- ・防災市民組織本部の設置を行う。
- ・地区内住民に区民のとるべき措置（前節参照）を呼びかける。
- ・消火ポンプ、燃料、大型消火器等の点検整備を行い、出動態勢の準備を行う。
- ・街頭設置の消火器の点検、消火用水の確保を行う。
- ・高齢者や病人の安全に配慮する。
- ・がけ地、ブロック塀等の付近で遊んでいる幼児、児童等に対して注意する。
- ・救急医薬品等を確保する。
- ・食料、飲料水及び炊き出し用品等の確保並びに調達方法の確認を行う。

第4 その他

防災市民組織が結成されていない地域にあっては、町会・自治会組織等が前記に準じた行動を行う。

震災編 第4部 東海地震事前対策
第6章 区民・事業所等のとるべき措置
第3節 事業所のとるべき措置
第3節 事業所のとるべき措置

第1 平常時

- ・ 消防計画、事業所防災計画等の作成
- ・ 従業員等に対する防災教育の実施
- ・ 自衛消防訓練の実施
- ・ 情報の収集・伝達体制の確立
- ・ 事業所の耐震性の確保及び施設内の安全対策
- ・ 水・食料・医薬品その他必需品の備蓄

第2 注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまで

- ・ テレビ、ラジオ等により正確な情報を入手する。
- ・ 自衛消防組織等自主防災体制を確認する。
- ・ 消防計画等に基づき警戒宣言時のとるべき措置を確認又は準備する。
- ・ その他状況により、必要な防災措置を行う。

第3 警戒宣言が発せられたときから発災まで

- ・ 自衛消防組織の編成、警戒本部の設置、防災要員の動員及び配備等の警戒体制を確立する。
- ・ テレビ、ラジオ等により必要な情報を正確に入手し、顧客、従業員等に迅速正確に伝達する。
この場合、スーパーマーケット等不特定多数の者を収容する施設においては、特に顧客等の混乱防止に留意する。
- ・ 指示、案内等にあたっては、予想震度、施設の立地条件、耐震性、利用状況等により施設ごとに判断し、顧客、従業員等が適正な行動等がとれるようにする。
この場合、身体障害者、高齢者等の安全確保に留意する。
- ・ 区民生活の確保と混乱防止のため、各事業所は極力営業を継続するものとし、特に食料品等生活関連物資を販売（取扱）する事業所（施設）については原則として営業を継続する。
ただし、不特定多数の者を収容する劇場、映画館及び高層建築物内の店舗にあつては、混乱防止のため原則として営業を自粛するものとする。
- ・ 火気使用設備、器具等地震発生により出火の恐れがある機器は、原則として使用を中止し、やむを得ず使用する場合は、最小限とし、かつ必要な安全措置を講ずる。
また、薬品等の混触発火及び危険物等の流出、漏えい防止のための措置を確認する。
- ・ 建築物の防火又は避難上重要な施設及び消防用設備等を点検し、使用準備（消火用水を含む。）等の保安措置を講ずる。
- ・ 商品、設備器具及び窓ガラス等の転倒防止、破損防止措置を確認する。
- ・ 不要不急の電話の使用は中止するとともに、特に都・区市町村・警察・消防署(所)・放送局・鉄道等に対する問合せを控える。
- ・ バス・タクシー・生活物資輸送車等、区民生活上必要な車両以外はできる限り使用を制限する。

震災編 第4部 東海地震事前対策
第6章 区民・事業所等のとるべき措置
第3節 事業所のとるべき措置

- ・救助、救急資機材及び飲料水、非常食料、医薬品、照明器具等応急対策の実施に必要な資機材を配備する。
 - ・建築工事、トンネル工事及び金属熔触作業、高速回転機械の運転等地震発生により危険が予想される作業は原則として中止し、応急補強等必要な措置を講ずる。
 - ・一般事業所の従業員は、極力平常どおりの勤務とするが、特に退社させる必要がある場合は、従業員数、最寄り駅及び路上の混乱状況、警戒宣言が発せられた時刻等を考慮して、安全を確認した上で時差退社させるものとする。
- ただし、近距離通勤者にとっては、徒歩等によるものとし、原則として交通機関は利用しない。

風水害編
第1部 風水害に強い杉並を目指して

第1章 計画の方針

第1節 計画の目的及び前提

第1 計画の目的

第1-1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、杉並区防災会議が作成する計画であって、区の地域にかかる災害に関し、区及び防災関係機関が、その全機能を有効に発揮して、区民の協力のもとに災害予防対策、災害応急対策及び災害復旧・復興対策を実施することにより、区民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

第1-2 計画の性格及び範囲

この計画は、区の地域にかかる防災に関し、区及び防災関係機関が処理すべき事務又は業務を規定する総合的かつ基本的な計画である。

この計画は、区及び防災関係機関の防災に関する責任を明確にするとともに、各機関の事務又は業務を有機的に結合する計画である。

この計画は、災害救助法（昭和22年法律第118号）に基づき都知事が実施する災害救助事務のうち、同法30条の規定に基づき都知事から区長に委任された場合の計画、又は都知事が実施する救助事務を補助する場合の計画及び同法適用前の救助業務に関する計画並びに水防法（昭和24年法律第193号）に基づき区が定める水防計画等防災に関する各種の計画を包含する総合的計画である。

第1-3 他の計画との関係

この計画は、防災関係機関が作成する防災業務計画又は東京都地域防災計画に矛盾し又は抵触するものであってはならない。

本編は風水害に必要である対策を記載した。その他各章必要により震災編に準拠する。

風水害編 第1部 風水害に強い杉並を目指して

第1章 計画の方針

第1節 計画の目的及び前提

第2 計画の前提

区は計画作成の指標として、東京都防災会議が発表した「東京都における異常気象時の水害想定に関する調査報告」をもとに、過去の被害等を勘案して、区独自の被害想定を作成してきた。その後中小河川緊急整備計画等による50mm整備計画の推進、下水道の整備、平成20年度神田川・環状七号線地下調節池の供用開始など風水害対策に取り組んでいるが、平成17年9月に関東を襲った集中豪雨は、杉並区において近年浸水の経験がなかった地区にも水害をもたらし、水害対策について根本的な再検討を迫る災害となった。

そこで、東京都作成の神田川流域浸水予想区域図及び、平成17年9月の降雨を対象として区が独自にシミュレーションを行った結果から平成18年3月に作成した「杉並区洪水ハザードマップ」や近年の水害記録(下記表)をもとに区は被害想定を検討し計画作成の指標とする。

年月日	気象	降雨量 mm		被害状況			主な被災地
		総雨量	時間最大	床上浸水	床下浸水	その他	
昭和56年10月23日	台風24号	194	38	51	105		堀ノ内・和田
昭和57年9月12日	台風18号	257	62	708	376		堀ノ内・和田
昭和60年7月14日	集中豪雨	75	73	124	176		堀ノ内・和田
平成元年8月2日	集中豪雨	266	55	184	107		堀ノ内・和田
平成元年8月10日	集中豪雨	83	79	32	130		堀ノ内・和田
平成2年8月8日	集中豪雨	90	78	7	24		堀ノ内・和田
平成3年8月1日	集中豪雨	37	37	2	10		堀ノ内・和田
平成3年9月19日	台風18号	256	40	42	42		堀ノ内・和田
平成5年8月27日	台風11号	272	40	99	175		堀ノ内・和田
平成5年11月13日	集中豪雨	146	34		10		堀ノ内・和田
平成6年7月7日	集中豪雨	103	91	48	138		阿佐谷・高円寺
平成7年8月2日	集中豪雨	68	67		9		久我山・高井戸
平成7年9月16日	台風12号	144	13			倒木 19	
平成8年9月22日	台風17号	249	34	2	34	倒木 253	堀ノ内・和田
平成9年6月20日	台風7号	107	23			倒木 6	
平成10年9月16日	台風5号	190	34		4		堀ノ内・和田
平成11年7月21日	集中豪雨	71	65	107	45		阿佐谷・区内全域
平成11年8月14日	集中豪雨	165	39	6	4		堀ノ内・和田
平成11年8月29日	集中豪雨	57	46	17	1		阿佐谷
平成12年7月7日	台風3号	212	29		3	倒木 1	堀ノ内
平成13年7月18日	集中豪雨	57	57	17	28		阿佐谷
平成14年8月2日	集中豪雨	67	53	2	2		堀ノ内・和泉
平成15年6月25日	集中豪雨	61	47	6	16		荻窪
平成15年10月13日	集中豪雨	64	62	1	16		荻窪
平成16年10月9日	台風22号	278	55	9	45		和田・荻窪
平成17年8月15日	集中豪雨	99	92	14	13	6(土間上)	上荻・荻窪
平成17年9月4日	集中豪雨	258	112	1201	669	444(土間上)	善福寺・西荻北・上荻・南荻窪・荻窪・成田東・成田西・松ノ木・堀ノ内・和田・阿佐谷南・井草・上井草・永福外
平成18年8月12日	集中豪雨	36	36	4	1	2(土間上) 倒木 1	天沼、阿佐谷北、阿佐谷南
平成18年9月11日	集中豪雨	43	38	1		2(土間上)	久我山
平成18年10月6日	低気圧	166	12			倒木 1	今川

風水害編 第1部 風水害に強い杉並を目指して

第1章 計画の方針

第1節 計画の目的及び前提

年月日	気象	降雨量 mm		被害状況			主な被災地
		総雨量	時間最大	床上浸水	床下浸水	その他	
平成 19 年 7 月 29 日	集中豪雨	70	46	4	7	5(土間上)	荻窪、久我山、西荻北、善福寺
平成 19 年 9 月 5～7 日	台風 9 号	129	16			倒木 15	天沼、堀ノ内、西荻北、高井戸東、清水、大宮、阿佐谷北、成田西、梅里
平成 19 年 10 月 27 日	台風 20 号	106	13			倒木 3	久我山、浜田山
平成 21 年 5 月 24～25 日	集中豪雨	53	50		1 (半地下)	6(土間上) 落雷被害 1	阿佐谷、荻窪
平成 21 年 8 月 10～11 日	台風 9 号	65	40		1 (半地下)		久我山
平成 21 年 8 月 30～31 日	台風 11 号	95	15			倒木 1	南荻窪
平成 21 年 10 月 7～8 日	台風 18 号	150	46	4	5 (半地下含)	4(土間上) 倒木 3	堀ノ内、成田東、荻窪
平成 22 年 12 月 3 日	集中豪雨	93	38		2	1(土間上)	阿佐谷北、阿佐谷南、高円寺
平成 23 年 7 月 19～20 日	台風 6 号	55	23			倒木 1	
平成 23 年 8 月 26 日	集中豪雨	86	72	1	5	26(土間上)	井草、天沼、阿佐谷南、高円寺南、成田東
平成 23 年 9 月 2～3 日	台風 12 号	2	1			倒木 2	
平成 23 年 9 月 21 日	台風 15 号	177	32			半壊 1 一部損壊 7 倒木 25	上井草、桃井、西荻北、本天沼、阿佐谷北、和田、久我山、上高井戸、永福、成田東、成田西

風水害編 第1部 風水害に強い杉並を目指して

第1章 計画の方針

第2節 計画の習熟

第2節 計画の習熟

各防災関係機関は、災害に際し、それぞれの機関の有する機能を十分に発揮するため、平素から自ら又は他の機関と協力して、研究、訓練その他の方法により、この計画の習熟に努めなければならぬ

風水害編 第1部 風水害に強い杉並を目指して

第1章 計画の方針

第3節 計画の修正

第3節 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正する。したがって、区及び防災関係機関は関係のある事項について、毎年区防災会議が指定する期間（緊急を要するものについては、その都度）までに計画修正案を防災会議に提出するものとする。

風水害編 第1部 風水害に強い杉並を目指して
第1章 計画の方針
第3節 計画の修正

第2章 杉並区の概況と災害

第1 地勢の概要

第1-1 位置

杉並区は、東京 23 区の西端にあり、北緯 35 度 40 分～44 分、東経 139 度 35 分～40 分に位置し、東は中野区・渋谷区、西は三鷹市・武蔵野市、南は世田谷区、北は練馬区に接している。

第1-2 地勢

地形は、東西 7.51 km、南北 7.16 km で、概ね方形をなし、ところにより多少の起伏はあるが、概ね平坦な台地で、西から東に向かって少しずつ低下している。

区内の最も高い箇所は、善福寺 3 丁目 25・34 番付近で 54.3m あり、最も低い箇所は和田 1 丁目 22・23・29・31 番付近の 28.6m である。

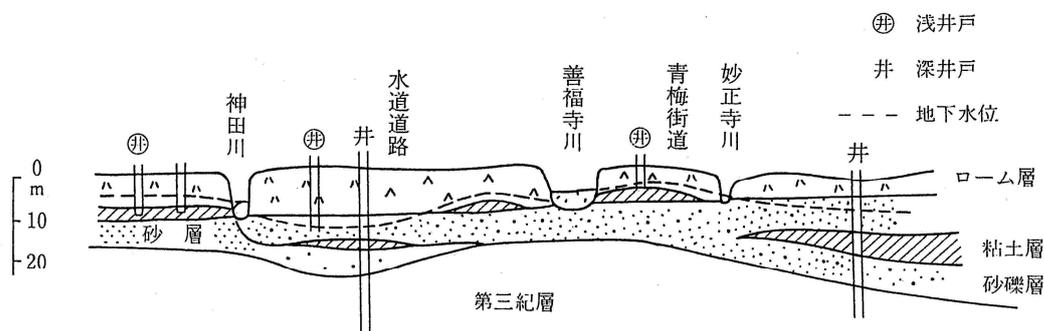
区の中央には善福寺川が西から東に貫流し、南端に神田川が、北には妙正寺川がいずれも東に向かって蛇行している。

第1-3 地質

本区は、概ね武蔵野台地上にあって、その地質も山の手一帯と同じく、上部は洪積層（関東ローム層）、下部は第三紀層である。

地質の形成は、上部から褐色ローム層（3～12m）、黄褐色凝灰質粘土層（1～3m）、褐色砂礫層（3～15m）、褐色粘土層（0.5m）、青灰色粘土層（3～15m）、灰色凝灰質砂層（2～3m）、凝灰質粘土層（3～6m）の順で、各層の厚さは、場所によって多少異なっている。

図表：模式地質断面図



風水害編 第1部 風水害に強い杉並を目指して

第2章 杉並区の概況と災害

第1節 杉並区の概況

第2 面積・人口

第2-1 面積

本区の面積は、34.02k m²で、23 区中第8位の大きさである。

土地の利用形態では、宅地利用が全体の70.4%を占め、そのうち住宅の占める割合が78.6%を占め、この比率は23区最高である。(平成23年土地利用現況調査)

第2-2 人口

(1) 人口の推移(国勢調査による)

年次	世帯数	人 口		
		総 数	男	女
昭和50年	世帯 220,039	人 560,716	人 281,672	人 279,044
昭和55年	234,892	542,449	271,340	271,109
昭和60年	239,514	539,842	268,597	271,245
平成2年	247,693	529,485	261,504	267,981
平成7年	251,837	515,803	251,810	263,993
平成12年	268,873	522,103	254,615	267,488
平成17年	283,682	528,587	256,410	272,177
平成22年	302,805	549,569	263,837	285,732

(2) 人口規模(平成22年国勢調査)

人口	549,569 人
男	263,837 人
女	285,732 人
世帯数	302,805 世帯
1世帯当り人員	1.81 人
人口密度	16.154 人 / km ²

(3) 昼夜間人口(平成22年国勢調査)

区分	夜間人口	昼間人口	夜間人口と 昼間人口の差	流入人口	流出人口
総数	549,569 人	480,172 人	69,397 人	96,814 人	166,211 人
男	263,837	224,820	39,017	55,965	94,982
女	285,732	255,352	30,380	40,849	71,229

風水害編 第1部 風水害に強い杉並を目指して

第2章 杉並区の概況と災害

第1節 杉並区の概況

第3 生活環境

第3-1 道路(高速道路を除く) (平成24年4月1日現在)

区分	総数	国道	都道	区道
総延長	735,509m	4,327m	57,021m	674,161m
総面積	4,646,145 m ²	178,337 m ²	1,060,378 m ²	3,417,430 m ²

第3-2 河川 (平成25年4月1日現在)

区分	妙正寺川	善福寺川	神田川
延長	1,150m	8,460m	8,060m
改修率	39%	49%	85%

延長は河川法第4条に基づく法定延長のうち区内の延長。

改修率は、1時間50mmの降雨に対応する護岸の整備率で、他自治体の区間も含む。なお、現在1時間30mmの降雨に対応する護岸整備は完了している。

第3-3 公園 (平成25年4月1日現在)

区分	総数	都立公園	区立公園	区立児童遊園
公園数	321カ所	3カ所	267カ所	51カ所
面積	1,119,348.73 m ²	511,861.33 m ²	581,607.62 m ²	25,879.78 m ²

区民1人当たり面積	2.07 m ²
-----------	---------------------

第3-4 鉄道及び軌道 (平成25年4月1日現在)

区分	J R 中央線	京王電鉄		西武鉄道	東京地下鉄
		京王線	井の頭線	新宿線	丸ノ内線
営業距離	5.78 km	0.84 km	6.08 km	2.5 km	4.9 km
区内駅数	4	1	6	3	5

第3-5 病院及び診療所 (平成25年4月1日現在)

区分	病院	診療所	歯科診療所
病院	17院	508院	428院
ベッド数	2,278床	124床	-

風水害編 第1部 風水害に強い杉並を目指して

第2章 杉並区の概況と災害

第1節 杉並区の概況

第3-6 用途地域 (平成24年9月1日現在)

区分	第一種 低層住居 専用地域	第二種 低層住居 専用地域	第一種 中高層住居 専用地域	第二種 中高層住居 専用地域	第一種 住居地域	第二種 住居地域
用途面積 (ha)	2,182.2	14.9	414.9	95.9	78.1	61.6
用途面積率 (%)	64.1	0.4	12.2	2.8	2.3	1.8

区分	準住居地域	近隣商業 地域	商業地域	準工業地域
用途面積 (ha)	70.9	297.3	133.3	52.9
用途面積率 (%)	2.1	8.7	3.9	1.6

第3章 杉並区及び防災機関の役割

第1節 杉並区

機 関 の 名 称	事務又は業務の大綱
政 策 経 営 部	1 災害対策予算に関すること。 2 情報システムの被害調査及び復旧対策に関すること。 3 区有施設等の応急危険度判定及び応急復旧に関すること。
総 務 部	1 防災に関する計画・調整に関すること。 2 災害対策本部長室の庶務及び本部活動の総括統制に関すること。 3 災害に関する情報の収集伝達及び被害状況調査の総括に関すること。 4 都及び防災関係機関との連絡に関すること。 5 災害対策本部の通信情報の総括に関すること。 6 災害応急対策及び復旧対策の総合調整に関すること。 7 職員の被災状況の確認に関すること。 8 非常呼集に関すること。 9 初動配備態勢に関すること。 10 職員の宿泊・給食に関すること。 11 各部における職員の応援の調整に関すること。 12 他の自治体への応援要請及び応援職員の受入れに関すること。 13 車両及び燃料の調達、配車及び人員の確保に関すること。 14 義援金品の受付及び送付に関すること。 15 報道機関との連絡調整に関すること。 16 災害に関する広報及び広聴相談業務に関すること。 17 災害に関する情報の収集伝達及び整理に関すること。 18 議会との連絡その他渉外に関すること。 19 災害対策のために必要な経費及び物品の出納に関すること。 20 他の部、課に属さないこと。
区 民 生 活 部	1 避難所の運営及び被災者の救援・救護に関すること。 2 被災地の調査、被災台帳及び被災証明書に関すること。 3 遺体の身元確認、安置、輸送、埋・火葬の応援に関すること。 4 死体埋(火)葬許可証の発行に関すること。 5 商工農業関係の被害調査に関すること。 6 租税等の徴収猶予及び減免等に関すること。 7 救援物資の調達、管理及び搬送に関すること。 8 一般ボランティアの受入れ及び調整に関すること。 9 帰宅困難者の支援に関すること。 10 部に属する施設の点検、整備、復旧等に関すること。
保 健 福 祉 部	1 避難所の運営及び被災者の救援・救護に関すること。 2 遺体の身元確認、安置、輸送、埋・火葬に関すること。 3 身元不明者の遺骨の取扱いに関すること。 4 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けに関すること。

風水害編 第1部 風水害に強い杉並を目指して
 第3章 杉並区及び防災機関の役割
 第1節 杉並区

	<ol style="list-style-type: none"> 5 被災者生活再建支援金の支給に関すること。 6 義援金品の配分に関すること。 7 国民健康保険料の減免、一部負担金に関すること。 8 災害時要援護者の救護に関すること。 9 第二次救護所の開設及び統括に関すること。 10 社会福祉施設の災害対策の支援及び被害調査に関すること(他の部に属することを除く)。 11 介護保険料及び利用者負担の減免に関すること。 12 区立保育園・児童館の児童の保護に関すること。 13 応急保育対策に関すること。 14 災害遺児等の一時的保護に関すること。 15 私立児童福祉施設の災害対策の支援及び被害調査に関すること。 16 医療・助産救護に関すること。 17 医師会、歯科医師会、薬剤師会等との連絡に関すること。 18 防疫、その他保健衛生に関すること。 19 飲料水・食品の衛生に関すること。 20 医療用資機材等の調達及び搬送に関すること。 21 医療ボランティアの受入れ及び編成に関すること。 22 被災者等の健康確保に関すること。 23 民間医療施設の災害対策の支援及び被害調査に関すること。 24 動物の救護に関すること。 25 部に属する施設の点検、整備、復旧等に関すること。
都 市 整 備 部	<ol style="list-style-type: none"> 1 都市計画に関する災害復旧計画の策定に関すること。 2 応急仮設住宅の入居等に関すること。 3 災害救助法による住宅の応急修理対象者の選定に関すること。 4 道路及び河川、橋りょう等の保全、整備、復旧に関すること。 5 道路等における障害物の除去に関すること。 6 水防活動に関すること。 7 危険ながけ、擁壁、落下物(屋外広告物等)、建築物等の調査及び指導に関すること。 8 道路、建築物等の被害状況の調査及び報告に関すること。 9 災害復旧対策に係る土木、建築工事の指導・相談業務に関すること。 10 応急危険度判定員の受入れ及び調整に関すること。 11 民間建築物の応急危険度判定及び調整に関すること。 12 がれき処理対策に関すること。 13 部に属する施設の点検、整備、復旧等に関すること。
環 境 部	<ol style="list-style-type: none"> 1 ごみ、し尿処理対策に関すること。 2 防疫に関すること。 3 がれきの処理に係る連絡調査に関すること。 4 部に属する施設の点検、整備、復旧等に関すること。
教 育 委 員 会 事 務 局	<ol style="list-style-type: none"> 1 都教育庁及び区教育委員会との連絡に関すること。 2 避難所の運営及び被災者の救援・救護に関すること。 3 区立学校・幼稚園の児童・生徒の保護に関すること。 4 被災児童・生徒の教科書・学用品等の調達及び支給に関すること。

風水害編 第1部 風水害に強い杉並を目指して
第3章 杉並区及び防災機関の役割
第1節 杉並区

	<ul style="list-style-type: none">5 応急教育対策に関する事。6 教育職員・県費負担の事務職員及び栄養職員の災害対策業務支援に関する事。7 文化財の保護に関する事。8 区立学校等教育施設の点検、整備、復旧等に関する事。9 区有施設等の応急危険度判定及び応急復旧の協力に関する事。
--	--

風水害
風水害編 第1部 風水害に強い杉並を目指して
第3章 杉並区及び防災機関の役割
第2節 東京都関係機関等
第2節 東京都関係機関等

機 関 の 名 称	事務又は業務の大綱
建 設 局 (第三建設事務所)	1 河川の保全に関する事。 2 道路及び橋りょうの保全に関する事。 3 水防に関する事。 4 河川、道路等における障害物の除去に関する事。
交 通 局 (小滝橋自動車営業所)	1 バスによる輸送協力に関する事。 2 都営交通施設の保全に関する事。
水 道 局 西 部 支 所 杉 並 営 業 所	1 応急給水に関する事。 2 水道施設の点検、整備及び復旧に関する事。
下 水 道 局 西 部 第 一 下 水 道 事 務 所 第 二 基 幹 施 設 再 構 築 事 務 所	1 下水道施設の点検、整備及び復旧に関する事。 2 仮設トイレのし尿の処理に関する事。
警 視 庁 第 四 方 面 本 部 杉 並 警 察 署 高 井 戸 警 察 署 荻 窪 警 察 署	1 被害実態の把握及び各種情報の収集に関する事。 2 交通規制に関する事。 3 被災者の救出救助及び避難誘導に関する事。 4 行方不明者の調査に関する事。 5 死体の見分及び検視に関する事。 6 公共の安全と秩序の維持に関する事。
東 京 消 防 庁 第 四 消 防 方 面 本 部 杉 並 消 防 署 荻 窪 消 防 署	1 水火災及びその他災害の救助、救急情報に関する事。 2 水火災その他の災害の予防、警戒及び防ぎよに関する事。 3 人命の救助及び救急に関する事。 4 危険物施設、火気使用設備器具等の安全化のための規制指導に関する事。 5 住民の防災知識の普及及び防災行動力の向上並びに事業所の自主防災体制の指導育成に関する事。 6 応急救護知識技術の普及及び自主救護能力の向上に関する事。 7 過去の災害の教訓の伝承、防災市民組織の育成及び防災教育に関する事。
杉 並 消 防 団 荻 窪 消 防 団	1 水火災及びその他災害の警戒並びに防衛に関する事。 2 人命の救助及び応急救護に関する事。 3 地域住民の指導に関する事。

風水害編 第1部 風水害に強い杉並を目指して
第3章 杉並区及び防災機関の役割
第3節 自衛隊
第3節 自衛隊

機 関 の 名 称	事務又は業務の大綱
陸 上 自 衛 隊 (第1普通科連隊)	1 災害派遣の計画及び準備に関する事。 2 災害派遣の実施に関する事。 (1) 人命又は財産の保護のため緊急に行う必要のある応急救援又は応急復旧に関する事。 (2) 災害救助のための防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与に関する事。

風水害編 第1部 風水害に強い杉並を目指して

第3章 杉並区及び防災機関の役割

第4節 指定公共機関

第4節 指定公共機関

機 関 の 名 称	事務又は業務の大綱
日本郵便株式会社 東 京 支 社 杉 並 支 店 荻 窪 支 店 杉 並 南 支 店	1 郵便施設の保全に関する事。 2 災害時における郵政事業に係る災害特別事務取扱及び援護対策に関する事。 3 その他災害対策に関する事。
NTT 東日本 東京	1 電報、電話の通信の確保に関する事。 2 災害時における電気通信サービスの提供に関する事。
東 日 本 旅 客 鉄 道 株 式 会 社 (東 京 支 社)	1 鉄道施設の保全に関する事。 2 災害時における鉄道車両等による救助物資及び避難者の輸送の協力に関する事。
東京電力株式会社 (荻 窪 支 社)	1 電力施設等の建設及び保全に関する事。 2 災害時における電力の供給に関する事。
東京ガス株式会社 (西 部 支 店)	1 ガス施設等の建設及び保安に関する事。 2 ガスの供給に関する事。
首 都 高 速 道 路 株 式 会 社	1 首都高速道路等の保全に関する事。 2 首都高速道路等の災害復旧に関する事。 3 災害時における緊急交通路の確保に関する事。
日 本 赤 十 字 社 東 京 都 支 部 (杉 並 区 地 区)	1 災害時における救護班の編成及び医療・助産救護の実施に関する事。 2 義援金品の受領、配分及び募金に関する事。 3 日赤奉仕団による救護活動の協力に関する事。

風水害編 第1部 災風水害に強い杉並を目指して

第3章 杉並区及び防災機関の役割

第5節 指定地方公共機関

第5節 指定地方公共機関

機 関 の 名 称	事務又は業務の大綱
京王電鉄株式会社 西武鉄道株式会社 東京地下鉄株式会社	1 鉄道施設の保全に関する事。 2 災害時における鉄道車両等による救援物資及び避難者の輸送の協力に関する事。
東京都トラック協会 杉 並 支 部	1 災害時における救助物資及び避難者の輸送の協力に関する事。

風水害編 第1部 災風水害に強い杉並を目指して
第3章 杉並区及び防災機関の役割
第6節 公共的団体
第6節 公共的団体

機 関 の 名 称	事務又は業務の大綱
杉 並 区 医 師 会	1 災害時における医療・助産救護活動の協力に関すること。
杉 並 区 歯 科 医 師 会	1 災害時における歯科医療救護活動の協力に関すること。
杉 並 区 薬 剤 師 会	1 備蓄医薬品の管理の協力に関すること。
東京都柔道接骨師会 杉 並 支 部	1 災害時における応急救護活動の協力に関すること。
東京都獣医師会 杉 並 支 部	1 災害時における動物に関わる救護活動に関すること。

第2部 災害予防計画

第1章 水害予防対策

これまで、都市の災害対策は過去の被災記録をもとに将来の災害を予測し、多くの対応策を実施してきたが、この20～30年、都市の発展とともに市街地についても大きく変化をした。そこへ更に気候変動が追い打ちをかけ、かつての時代とは異なる環境が生まれつつある。

こういった激変期の災害対応を考える場合、近年日本全国で多発しているゲリラ豪雨や超大型台風のような予測困難な災害・過去に経験した事が無いような災害に区と区民がどのような対応をすべきか、また、大規模被災にインフラ面での整備がどこまで対応しきれるか、これらの点が今後の災害対応の焦点になる。その一方、被災対応により実現できることとできないこととの識別を、区と区民の双方で日頃から知識を共通させ、実現の難しい対策に過度な期待をせず、自らの力で自然災害と闘い、最小限の被災に止める区民参加型、住民合意型の被災対応体制に向かって地域をあげて創っていかなければならない。

第1節 洪水対策（総合的な治水対策）

第1 東京都豪雨対策基本方針

頻発する局所的集中豪雨に対し、ハード・ソフト両面から総合的に治水対策に取り組むため、都は平成19年8月に「東京都豪雨対策基本方針」を発表し、この方針に基づいて東京都総合治水対策協議会は、平成21年に神田川流域並びに目黒川流域について「豪雨対策計画」を策定した。これを基本とし、都と区は連携して河川・下水道の整備や流域対策に取り組んでいる。そのなかで、流域対策として、区が取り組む雨水流出抑制の果たす役割は重要なものであり、道路、学校、公園等、公共施設への雨水浸透・貯留施設の設置や、民間施設等への雨水浸透施設等の設置を推進し、浸水被害の軽減を図って行く。

第2 河川改修

第2-1 現況

河川名	延長	備考
妙正寺川	1,150m	妙正寺池を源に区内北部を流れ、中野区へ
神田川	8,060m	井の頭池を源に区内南部を通り、中野区へ
善福寺川	8,460m	善福寺池を源に区内中央部を蛇行し、中野区へ
計	17,670m	

都内の中小河川では、1時間50mmの降雨に対応できるよう、河川の整備を進めており、護岸整備まで相当期間を要する中・上流域においては、洪水の一部を貯留する調節池を設置し水害の早期解消に努めている。

さらに、近年1時間50mmを超える降雨に伴う水害が頻発していることを踏まえ、都は、平成24年11月に、都内の中小河川の整備のあり方について、整備水準を引き上げ、区部では75mm/h、多摩部では65mm/hとする方針を新たに策定した。その基本的な考え方は、50mm/hを超える部分

の対策を、調節池によるものとし、流域対策による雨水流出抑制効果も考慮している。

1) 神田川

30 mm/h 降雨に対応する整備は、昭和 39 年度を初年度とする中小河川改修緊急 3 カ年整備計画、昭和 42 年度からの中小河川緊急整備計画等を経て、昭和 52 年度に完了した。

50 mm/h 整備計画については、昭和 43 年度から、地下鉄工事との競合や道路工事との調整を図りながら、分水路工事を先行させ、お茶の水、水道橋、江戸川橋及び高田馬場分水路が完成している。また護岸は、江戸川橋下流～神高橋、新堀橋～新橋区間が完成、区内では方南橋から一本橋上流及び中井橋付近が完成している。なお、永福橋から上流については、30 mm/h 整備時に 50 mm/h 整備計画に手戻りにならない構造で施工されている。

2) 妙正寺川

30 mm/h 整備は神田川と同様の緊急整備計画の実施により昭和 50 年に完了した。

50 mm/h 整備は、河道改修と河川沿いの調節池軍群との組み合わせにより実施している。調節池群については、平成 9 年度末までに 4 調節池が供用開始しており、計 34 万 m³の貯留が可能となっている。

護岸整備については、中野区内で中流部の水車橋上流から平成 17 年 9 月の浸水被害による河川激甚災害対策特別緊急事業により三谷橋までの護岸と橋梁架替えが完了している。

3) 善福寺川

30 mm/h 整備計画は、神田川と同様の緊急整備計画の実施により、昭和 45 年に完了した。なお、松溪橋から上流は、30 mm/h 整備時に 50 mm/h 整備計画に手戻りにならない構造で施工されている。

50 mm/h 整備については、水害の早期軽減対策として、和田堀公園内に堀込み式調節池 3 箇所を設置している。

護岸整備としては、平成 17 年に神田川・環状七号線地下調節池の善福寺川取水施設が稼動したことを契機に、平成 19 年度から調節池の上流に向けて護岸工事に着手している。また、善福寺川取水施設から和田堀第六調節池間の延長約 2,000 m の区間は、河川甚災害対策特別緊急事業の採択を受け、護岸整備の一部や和田堀第六号調節池の増強整備などが平成 17 年度から平成 21 年度の 5 箇年計画により実施、その後も通常事業により済美橋まで約 1 km が完成している。

4) 神田川・環状七号線地下調節池

本調節池は、環状七号線の地下に設置するもので、主に神田川・善福寺川の合流点付近より下流部の水害の早期軽減を目的に計画された、最大貯留量 540,000 m³の施設である。

第一期事業では、平成 9 年度に神田川取水施設において取水を開始、第二期事業では平成 17 年度に善福寺川取水施設が取水を開始し、平成 19 年度末に調節池のすべての施設が完成した。

これにより、環状七号線から下流域の治水安全度が向上し、さらに本調節池の洪水調節能力を担保として、上流部の 50 mm/h 整備が可能となった。

風水害編 第2部 災害予防計画

第1章 水害予防対策

第1節 洪水対策

第2-2 事業計画

1) 神田川

中流部の新橋から寿橋間の護岸及び新橋架替工事と、区内では番屋橋下流から神泉橋下流までの区間の護岸及び橋梁架替工事が予定されている。

2) 妙正寺川

上流域の浸水被害の早期軽減を目的に平成22年度に着手した鷲宮調節池が、平成25年4月より取水可能となったことをうけて、これより上流の護岸整備に向けて準備中である。

3) 善福寺川

平成24年度に済美橋上流及び宮下橋上流の護岸整備に着手し、引き続き上流に向けて整備を進める。これに併せて、和田堀第六号調節池の堰改良が予定されている。

また、善福寺川上流域の水害の早期軽減を図るため、都立善福寺川緑地内に貯留量約35,000 m³の善福寺川調節池の整備に着手した。平成25年度からは本体工事に着手し、完成後は、この調節池の洪水調節能力を担保として、上流部の護岸整備が計画されている。

第3 水路整備

第3-1 現況

区内の水路は、総延長77.7 kmに及んでいる（平成25年度4月1日現在）。

これらの水路は、かつては用水路や排水路として機能していたが、都市化の進行や下水道の整備に伴い、そのほとんどが埋め戻されており、柵きよなどの形態を有しながら残存する約10 kmの水路についても、用排水の流下施設としての利用はない。

第3-2 事業計画

昨今、水路上の蓋掛け柵きよについて、経年劣化に伴う欠損等が顕著に現れ、改善が求められている。また、水路の周辺は低地であることから豪雨時には部分的な内水氾濫が起き浸水被害も発生している。

このような背景を踏まえ、柵きよとして取り残されているものについて、災害時の避難路も意識した快適で魅力ある歩行者空間とする「水のみち整備基本計画（平成22年度策定）」により、計画的な整備に取り組む。

第4 雨水流出抑制施設の整備

1) 雨水浸透・貯留施設の設置及び助成

雨水流出抑制対策を推進するため、公共施設及び一定規模以上の民間施設に対して、建物の新築や改築時における建築確認の事前協議として、また、既存の建物に対しても雨水浸透・貯留施設を設置することを積極的に誘導していく。あわせて、個人所有の住宅に対して、雨水浸透施設設置の

助成を行う。

2) 緑化への雨水の活用など複合的な施設整備の誘導

雨水貯留・浸透施設設置にあたっては、防災用水、雨水の循環活用や緑化など、その多面的な効果に着目し、単なる水害対策だけでなく、地域の環境インフラとしての機能を建築物に持たせる方向で制度の構築を検討する。

具体的には、区の屋上・壁面緑化助成に、雨水貯留・浸透施設の活用を取組むなど、既往の支援制度を拡充することによって、住宅、店舗、事務所に雨水浸透・貯留、再利用施設の構築を図る。

第5 下水道の整備

近年は、1時間50mmを上回る局所的集中豪雨が増加していることに加え、高度に都市化が進行している東京では、雨水が地中に浸透しにくく、短時間で雨水の大部分が下水道へ流れ込み、都市型水害が多発している。また、地下街や地下鉄などでは、浸水による人命への被害や都市機能への重大な影響などの発生が危惧される。

下水道局は、このような都市環境等の変化にも的確に対応できる下水道を目指し、浸水の危険性の高い地区を重点化し、「和田弥生幹線」等の基幹施設を整備している。

一方、基幹施設の整備は、規模が大きく長い年月が必要であり、浸水被害を早期に軽減させるため、整備が完了した幹線管きよの一部区間を貯留管として暫定的に活用するとともに、対策を工夫しながら区民が実感できる効果を短期間のうちにあげるために、緊急的に取り組む対策として、「雨水整備クイックプラン」を策定し、杉並区管内では「阿佐谷南地区浸水対策施設」の整備やバイパス管などの工事を行っている。

また、総合治水対策の一環として、関係各局や区、区民などと連携し、公共雨水浸透ますや宅地内浸透施設の設置の促進に努めている。

下水道局では、浸水被害から住民の財産を守るため、「東京都豪雨対策基本方針」に基づき、概ね30年後を目標に、区部全域で50mm/hの降雨に対して浸水被害の解消を図っていく。

区内の浸水対策としては、かつての川を下水道幹線として利用しているため、浅く埋設された幹線で、幹線からの雨水の逆流により浸水被害が発生している、桃園川幹線の流域などを重点に対策を進めていく。

第6 インターネット等を活用した区民への情報提供

区内の雨量情報や河川の水位情報、避難所の開設状況などを、ホームページに掲載するほか、ツイッター等を活用し、迅速な災害情報の提供を行う。

第2節 土石流、地すべり、がけ崩れ対策

第1 がけ崩れ対策

がけ、擁壁、ブロック塀等の対策は、原則として所有者、管理者等が行うべきものであるが、行政としての対応としては、法による規制指導や工法上の指導を積極的に進めるほか、これらの実態を調査し、その結果に基づいて改善指導を行う。

本節では、区におけるがけ、擁壁の崩・倒壊対策について明らかにする。

第1-1 がけ、擁壁の崩壊防止

1) 規制指導等の強化

がけ地に、建築物や擁壁等を設ける場合、建築基準法及び東京都建築安全条例に基づき、防災上の見地から指導を行っているが、特に、今後新たに工事を行う者に対しては、これらの指導をさらに強化していく。

2) 改善資金の融資あっせん

区道沿いのがけに擁壁を設置し、若しくは既存の擁壁を改善しようとする者に対し、必要な資金を融資あっせんする制度を昭和56年11月から実施している。

融資

融資限度額 500万円

利子補給 条例及び規則の規定に基づき、区が利子補給する。

第1-2 急傾斜地の安全対策

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律では傾斜度が30度以上ある土地を急傾斜地と定めている。都では、このうち高さ5m以上で想定被害区域内に人家が存在するなど、一定の要件を満たすものを急傾斜地崩壊危険箇所としている。そのうち特に危険度の高い斜面について急傾斜地崩壊危険区域に指定している。現在、区において急傾斜地崩壊危険箇所は2か所ある。そのうち1カ所が急傾斜地崩壊危険区域に指定されている。

都では、指定された区域の斜面崩壊を防止するため、崩壊防止工事を行っているが、区内では平成19年に工事を行った。引き続きこの災害予防計画に基づき、本地域の安全化を図る。

風水害編 第2部 災害予防計画
第1章 水害予防対策
第3節 土砂災害に関するソフト対策
第3節 土砂災害に関するソフト対策

第1 土石災害防止法

第1-1 土砂災害防止法

「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止の推進に関する法律」(以下、「土砂災害防止法」という。)は土砂災害から国民の生命を守るため、土砂災害の恐れのある区域についての危険の周知、避難体制の整備を図るとともに、著しい土砂災害が発生する恐れがある区域において住宅等の新規立地の抑制等のソフト対策を推進しようとするものである。

第1-2 土砂災害防止法の対象となる土砂災害とは

がけ崩れ(急傾斜地崩壊)、土石流及び地すべりの三つの現象により生じる被害をいう。
調整区内には急傾斜崩壊による危険箇所が2カ所ある。

第2 土砂災害警戒区域等の指定

各危険箇所のうち、土砂災害防止法に基づき都知事による指定を受けた土砂災害警戒区域については、警戒区域ごとに、土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は警報の発令及び伝達、避難、救助、その他警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項を定める。また、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等のおそれがある場合の避難地に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難が行われるために必要な事項についてハザードマップ等により住民への周知を図る。ただし、現時点において、区内に土砂災害警戒区域に指定されている箇所はない。

第3 土砂災害警戒情報の提供

大雨による土砂災害発生の危険度が高まったときに、都と気象庁が共同発表する土砂災害警戒情報が杉並区に伝達されたときは、土砂災害危険箇所の住民等に情報を伝達し自主避難を促すとともに、区長が発令する避難勧告等の判断に活用する。

第4節 浸水対策

水害の発生が予想される地域において新たに建築される建物に対して、地下空間における浸水対策の実施を誘導する建築指導要綱を制定し、地下空間における浸水対策を推進している。併せて、区民に対して、地下、半地下を居室として活用しないよう啓発を行っていく。

洪水などによる浸水被害が発生する恐れのある地域において、住宅等の高床化や防水板設置を行う場合に助成を行い、家屋の浸水被害の軽減を図る。

一方で、想定される浸水の区域や程度、避難路や避難場所などの情報を分かりやすく図示した「洪水ハザードマップ」を公表し、事前に周知することは、水害に強い土地利用や家づくりの誘導、区民の危機管理意識の向上や自主的避難態勢の確立など、洪水の被害軽減に極めて有効である。

このことから、都では平成13年に「神田川流域浸水予想区域図」を作成・公表した。区においても、平成14年にこの浸水予想区域図をもとにした「杉並区洪水ハザードマップ」公表、さらに平成17年の9月の集中豪雨をシミュレーションの対象に加え、新たな「杉並区洪水ハザードマップ」を平成18年に公表した。

風水害編 第2部 災害予防計画
第1章 水害予防対策
第4節 浸水対策

第2章 都市施設対策

第1節 ライフライン施設

生活を維持していく上で不可欠な上・下水道、電気、ガス等のライフライン施設は、都市機能そのものを支えているといっても過言ではない。

災害によりこれらの施設に被害が生じた場合、社会全体に影響を及ぼし、都市生活を維持することが、困難となる恐れがある。

本節では、災害時においても、ライフライン施設がその機能を十分に発揮し、社会全体に及ぼす影響を最小限にとどめるための安全対策について定める。

第1 電気施設(東京電力)

1) 業務設備

要員の確保

防火、防水、救命用具の点検整備

非常持出品の搬出準備

防火扉の開閉点検

建物の補強

建物中の設備並びに資材等の補強及び損害防止

排水設備の点検整備

2) 変電設備、配電設備

工事中又は仮工事中のものは、速やかに本工事を完了するか補強又は応急措置を構ずる。

非常災害時の運転、保守、操作の規定による。

第2 ガス施設(東京ガス)

第2-1 施設の現況

1) 製造施設

ガス製造工場は、東京湾岸部に根岸工場、袖ヶ浦工場、扇島工場の3カ所にあり、各工場とも風水害を考慮した設計を適用し、施設の安全性を確保している。

また、ガス事業法等に基づき、緊急遮断弁、防消火設備、LNG用防液堤の設置、保安用電力の確保等の整備を行い、二次災害の防止を図っている。

2) 供給施設

施設名	施設の現況
ホルダー	ガス事業法に基づき、安全装置・遮断装置・離隔距離確保等を考慮して設計している。

施設名	施設の現況
ガバナ	地下ガバナについては浸水対策を行い、地上ガバナで地盤の低い(ゼロメートル)地帯に設置するものについては、地表面の勾配を考慮した場所に設置し、浸水に備えている。
ガス導管	<ol style="list-style-type: none"> 1 ガス導管は、ガス事業法、道路法等の諸法規に準拠して設計、施工している。 2 導管材料は、ガス事業法に準拠した適切な管及び継手構造を採用している。 3 ガス導管には、緊急遮断ができるように遮断弁を設置している。設置箇所は、工場及び整圧所の送出導管、高・中圧導管の分岐箇所及び共同溝の出入箇所、その他供給管理上必要な箇所等である。 4 橋梁に添架する導管は、すべて鋼管を採用するとともに、相対的な伸縮を吸収できるように配慮している。また、主要導管の橋梁前後の埋設部については鋼管とし、不等沈下に対処できるような措置をとっている。 5 ガス供給施設及び供給上の事故に対処するために、緊急要員及び緊急車両を待機させ、事故の処置及び消防・警察等関係機関への連絡体制を整えている。
需要家施設	<ol style="list-style-type: none"> 1 需要家施設の損傷に対するガスの漏えいを緊急に遮断するため、一般需要家にはマイコンメーターを、その他の需要家には大型メーターのマイコン化を進めている。 2 洪水対策としては、出水のおそれのある地域においては、メーター部分の位置を嵩上げし、床上浸水程度では被害のないようにしている。

第2-2 ガス施設の定期検査

ガス施設に対しては、ガス事業法の規定に基づき定期検査を行うが、特に導管の維持管理については、次による。

- ・道路に埋設されている導管は、最高使用圧力が高圧のものにあつては埋設の日以後14ヶ月に1回以上、その他のものにあつては埋設の日以後40ヶ月に1回以上、経済産業省令等で定める方法により検査を行う。
- ・道路に埋設されている導管からガス栓までに設置されている導管、メーターガス栓、ガスメーター及びガス栓は、設置の日以後の40ヶ月に1回以上、経済産業省令等で定める方法により検査を行う。ただし、その導管、メーターガス栓、ガスメーター又はガス栓が設置されている場所に立ち入る必要があり、その所有者又は占有者の承諾を得ることができない場合は、その限りでない。

第3 水道施設(都水道局)

第3-1 水道施設 <都水道局>

風水害による上水道施設の災害防止のため、平素から各施設について監視点検を実施する。
 なお、水道施設築造は、水道施設の技術的基準を定める省令によって設計している。

風水害編 第2部 災害予防計画

第2章 都市施設対策

第1節 ライフライン対策

第3-2 下水道施設 <都下水道局>

1) 施設の現況

杉並区における下水道施設は平成22年度末で、管延長が811.9km、人孔が24,287カ所、公共汚水柵113,127カ所である。これら下水道施設の能力は、1時間50ミリ降雨に対応できる下水道の整備を推進している。

2) 計画目標

平成19年8月、東京都は「東京都豪雨対策基本方針」を次のとおり策定した。

今後の豪雨対策は、近年の豪雨災害の発生状況と実現性のバランスやこれまでの計画との整合性を踏まえて、長期見通し（概ね30年後）として、都内全域において、

概ね時間60ミリの降雨までは浸水発生を解消すること。

概ね時間75ミリの降雨までは床上浸水や地下浸水被害を可能な限り防止すること。

既往最大降雨などが発生した場合でも、生命の安全を確保すること。

をイメージし、10年後までに、対策促進エリアにおいて、

概ね時間55ミリの降雨までは床上浸水や地下浸水被害を可能な限り防止すること。

既往最大降雨などが発生した場合でも、生命の安全を確保すること。

を目指している。

3) 事業計画

東京都豪雨対策基本方針を踏まえた下水道整備

幹線などの基幹施設の整備には、長い年月と多大な費用が必要となるため、浸水の危険性が高い流域などを重点化し、基幹施設の整備を効率的に進めていく。

くぼ地、坂下、河川沿い低地では、地域特性をきめ細かに考慮できる流出解析シミュレーションを活用した新たな設計手法を用いることにより、より効果的な施設を整備していく。

下水道の放流先の河川整備の進捗状況にあわせて、1時間50mmの降雨に対応する整備が完了した区間から、雨水吐口における河川への放流量を拡大していく。

第4 通信施設

災害時のパニックの発生を防止するには、迅速かつ的確な情報の伝達を図ることが必要であり、この中で通信の果たす役割は非常に大きい。

災害などによる通信設備の被災を最小限に防止するため、通信設備及び付帯設備の防災設計（耐震・耐火・耐水）を実施するとともに、通信施設が被災した場合においても、応急の通信が確保できるよう通信設備を整備する。

第4-1 重要機関等の強化対策

行政機関、警察、消防等防災上重要な通信を確保するため、ケーブルの2ルート化を進め回線のケーブルの分散収容を図っている。

また、優先電話により通信を確保する。

風水害編 第2部 災害予防計画

第2章 都市施設対策

第1節 ライフライン対策

第4-2 災害対策用電気通信機器の配備及び開発

- 1) 災害により、N T T 交換機等所内設備が被災したときの代替交換機として、非常用移動交換機・衛星車載車等を配備している。
- 2) 通信の全面途絶及び避難場所等の孤立地帯の対策として、携帯用無線機・携帯電話機・移動無線機等を常備するとともに停電対策として、移動用発電機を主要地域に配備している。
- 3) 災害時の長時間停電に対して通信用電源を確保するため、移動電源車を配備している。
- 4) 通信衛星システムの実現により、多様な衛星通信手段が実現できることから、緊急衛星通信システムの開発・配備をする。
- 5) 輻輳緩和策として「災害用伝言ダイヤル“171”」の提供。

第4-3 公衆電話機の整備

一般の電話が利用制限された場合でも、公衆電話機は比較的にかかりやすい。災害時には料金の無料化を実施し、最低限の通信を確保することとしている。なお、公衆電話の無料化は、災害救助法が発動された地域が停電している場合に、交換所単位で実施する。

第4-4 避難場所等への通信確保

災害救助法が適用された場合は、避難場所等により災者が利用する特設公衆電話の設置に努める。避難場所において、特設公衆電話を設置する。(本電話は、無料扱いとしている。)

第4-5 復旧資材の確保

必要と認められる災害用物品を予め確保するとともに、突発的災害等で在庫がない場合には、工事用物品を充当することとしている。

第4-6 共同溝及びとう道の安全化

共同溝は、地下埋設物の破壊に有効であるばかりでなく、地盤が安定し、地震による道路の陥没、き裂等の大きな被害を避ける効果もあるとされている。しかし、一定規模以上の共同溝・とう道については、東京都火災予防条例で消防活動上必要な事項についての届け出を義務付けている。今後とも、地下ケーブルを収容する共同溝・とう道については、その内容物の不燃化・難燃化及び消火装置等について、関係各機関と連絡を密にし、施設の安全性の確保を推進する。

風水害編 第2部 災害予防計画
 第2章 都市施設対策
 第2節 道路及び交通施設等
第2節 道路及び交通施設等

道路、鉄道等は、都市生活を営む上で非常に大きな役割を果たしているとともに、災害時においても、救助物資の輸送等の重要な役割を担っている。

これらの施設が、ひとたび災害で大きな被害を受けた場合、施設の性格上、直接人命にかかわる事故が多発することが十分予想されるとともに、応急対策、復旧対策の大きな支障となるばかりでなく、都市の基幹施設であることから都市機能の麻ひにつながることも考えられる。

このため、被害の軽減を図るためにも、道路及び交通施設の安全化は極めて重要な課題である。本節においては、道路、鉄道について、それぞれの安全化対策を明らかにする。

第1 道路施設

道路は、都市を支える施設であるとともに、災害時には、避難及び応急対策を実施する上で重要な役割を担っている。

このため、各道路管理者は、道路、橋りょうの耐震性の強化や防災施設の整備を図ってきたところであるが、今後、さらに道路施設の安全化を推進する。

第1-1 道路の現況 (平成24年4月1日現在)

機 関 名	道路延長	備 考
都建設局 (第三建設事務所)	57,021m	河川架橋：16橋、立体交差橋：12橋、歩道橋・人道橋：43橋、跨線橋：2橋
国土交通省 関東地方整備局 東京国道工事事務所	4,327m	横断歩道橋：10橋、立体交差橋：2橋
首都高速道路	4,615m	高架構造(入口：2、出口：2、非常電話：22、非常口：12)
中日本高速道路	1,059m	高架構造
杉並区	674,161m	河川架橋：114橋、跨線橋：3橋、横断歩道橋：1橋
計	741,183m	

第1-2 事業計画

機 関 名	事 業 計 画
都建設局 (第三建設事務所)	<p>1 道路の整備 骨格幹線道路の整備を推進して、道路網の多重化を図るとともに、救援・救助活動にも有効な地域幹線道路の整備を進めていく。 特に延焼遮断帯としての機能をもつ道路を重点に、新設・拡幅を行う。 また、避難道路に指定されている道路についても、拡幅等、一層の整備促進を図る。</p> <p>2 橋りょうの整備</p>

機 関 名	事 業 計 画
	<p>災害時における避難、救護、復旧活動等に支障のないよう、市街地や主要道路上の老朽橋及び耐震性の不足している橋りょう、交通のあい路になっている橋りょうについて、架替・補強及び耐荷力の増強等の整備を促進する。</p> <p>平成8年度に実施した道路防災総点検の結果に基づき、緊急輸送路等防災上重要な位置づけにある橋りょうから、計画的に落橋防止対策や橋脚の補強等を実施する。</p>
首都高速道路	<p>1 事業計画の概要</p> <p>「橋、高架の道路等の技術基準について」等に基づき、高架橋の安全性を向上させる対策を実施している。また、お客様の安全対策など、防災対策のより一層の向上充実を図ることとする。</p> <p>2 実施計画の内容</p> <p>ア 道路構造物、管理施設等の常時点検</p> <p>イ 災害時における情報収集・伝達等に必要な通信施設等の常時点検</p> <p>ウ お客様等の安全確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ お客様等への情報伝達の充実 ・ 避難・誘導施設の整備 <p>エ 資機材の備蓄等の措置</p> <p>災害時における緊急点検、応急復旧等の対策を実施するために必要な資機材及び物資の備蓄等を行う。</p>
東京国道事務所	<p>路線：</p> <p>国道20号</p> <p>事業計画：</p> <p>震災時における避難、救援、復旧活動等に支障のないよう、阪神・淡路大震災の被害状況を踏まえた耐震点検を行い、必要な補修・補強を実施する。</p>
杉並区	<p>1 道路の整備</p> <p>震災時には、路面の亀裂や陥没等の被害が予想されることから、日々の点検とともに定期的な調査を実施し、計画的な修繕を実施することにより、震災時の被害軽減を図る。</p> <p>2 橋梁の整備</p> <p>災害時における避難、救援、復旧活動等に支障のないよう、主要な生活道路や緊急道路障害物除去路線にある橋りょうについて、「橋梁白書」に基づき、計画的、かつ、効率的に橋梁の長寿命化修繕や補強・改良等の整備を行う。</p>

第2 鉄道施設

鉄道は、多数の人員を高速で輸送するという機能をもつところから、いったん災害による破壊が生じた場合、多数の死傷者を伴う事故につながる恐れがある。このため、各鉄道機関は、従来から施設の強化や防災設備の整備を進めてきたところであるが、今後とも施設等の改良整備を推進し、人命の安全確保及び輸送の確保を図るものとする。

第2 - 1 施設の現況

1) 路線

(単位:m)

機 関 名	路線延長	内 訳					
		平地区間	高架区間	盛土区間	切土区間	橋りょう区間	地下区間
東日本旅客鉄 道	5,780	-	4,555	651	414	160	-
京 王 電 鉄	6,918	5,114	451	235	1,028	89	-
西 武 鉄 道	2,505	2,496	-	-	-	9	-
東京地下鉄	4,900	-	-	-	-	-	4,900

2) 駅舎

機 関 名	駅 舎 数	構造別内訳			
		防 火	簡易耐火	耐 火	そ の 他
東日本旅客鉄 道	4	4	-	-	-
京 王 電 鉄	7	-	-	7	-
西 武 鉄 道	3	1	-	2	-
東京地下鉄	5	-	-	5	-

第2 - 2 事業計画

機 関 名	事 業 計 画
東日本旅客鉄 道	1 乗務員、指令間の情報連絡設備の整備 列車の緊急停止措置の整備と並行して、停止後の再運転開始の指示、列車の被災状況の報告等を的確、迅速に行うため、乗務員、指令間の無線による情報連絡設備を推進する。

機 関 名	事 業 計 画
京 王 電 鉄	1 駅舎 2年に1回、点検を実施している。 2 軌道・架線 線路、建物等については、2日に1回線路巡回を行い、構造物については、2年に1回入念な検査を実施する。 3 盛土部分 盛土部分については、法面の流出、沈下等特に高い築堤には副堤(押さえ盛土等)を設けている。
西 武 鉄 道	1 駅舎 年1回の定期検査により点検を実施する。 2 その他の構造物 旅客輸送の安全確保を図るため、必要に応じ次の調査、改良工事を実施する。 ア 構造物の現況調査 イ 橋りょう補強工事 ウ 構造物補強工事 エ 法面防護工事
東 京 地 下 鉄	1 防災体制の確立 営業線における防災施設を検討し、所要の改善方策を講ずるとともに、防災体制を確立する。 2 排水施設 トンネル内の排水については、全線 155カ所にポンプ室を設置し、それぞれ毎分1～1.5トンの排水が可能なポンプ3台を配備している。 3 車両の防災対策 車両の構体は、金属製で不燃性のものを、シートその他は「難燃性」以上の判定を受けたものを使用している。また、各車両には消火器を備え付けている。 4 停電対策 多系統から電力の供給を受けているので、すべての系統の供給が停電するという事態以外は、駅及びトンネル内が長時間停電することはない。 しかし、万が一に備えて、駅では蓄電池を電源とする非常灯と誘導灯により出口は容易にわかる。また、列車内も蓄電池により照明を確保している。

風水害編 第2部 災害予防計画

第2章 都市施設対策

第3節 落下物等の防止

第3節 落下物等の防止 <都市整備部>

1) 屋外広告物に対する規制

広告塔、看板等の屋外広告物は、災害時に脱落し、被害を与えることも予想される。

このため区は、東京都屋外広告物条例及び道路法に基づき、設置者に対し、設置の許可申請及び設置後の維持管理に際し、災害対策の観点からの指導を強化していく。

第4節 有毒物・危険物等の安全化 <保健福祉部、東京消防庁、都環境局>

L Pガス・塩素等の高圧ガス及び毒物等は、平常時には、燃料、製氷、冷凍、医療等に幅広く利用されている。

しかし、これらの保管施設が、ひとたび災害で破壊された場合には、その引火性、爆発性、毒性等による二次災害を誘発し、多大の被害をもたらすことは明らかである。

本節では、高圧ガス、毒物・劇物等の保管施設の安全化について、それぞれの施策を取り上げる。

第1 高圧ガス保管施設

都は、「高圧ガス保安法」や「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」に基づき、厳しい規制、検査を行うとともに、「東京都高圧ガス施設安全基準」を定め、法の規制を上回るきめ細かい指導を行っている。

第2 毒物・劇物保管施設

保健所等は、毒物・劇物の営業者及び業務上取扱者に対し、毒物・劇物によって、住民の生命及び保健衛生に危険を生じる恐れのあるときは、直ちに保健所、警察署又は消防署に通報するとともに、危害防止のため応急処置を講ずるよう指導する。

なお、区では、平成13年1月に学校における化学薬品に起因する災害の防止に関する内容を盛り込んだ「杉並区立学校安全対策の手引き」を作成して区立小中学校に配布し、事故防止に努めている。

第3 危険物施設

消防署では、次の事項について積極的に指導を行う。

1) 保安対策

危険物事業所の自主保安体制の強化を図り、事故の未然防止と災害発生時の被害の軽減を図る目的で、危険物施設の予防規程及び防災計画等に基づく訓練の実施並びに危険物事業所間の相互応援組織の育成充実を促進する。

危険物施設の位置、構造等の安全化を図るため設置、許可等にあたっては、貯蔵取扱いの安全化指導を促進する。

2) 規制及び維持管理

危険物施設の規制

危険物施設に対しては、貯蔵し、又は取扱う危険物の種別、数量及び施設の形態により、消防法令に基づき位置、構造、設備に関する規制と危険物の貯蔵、取扱い及び運搬に関する規制並びに自主保安管理等にかかわる指導を推進する。

維持管理

危険物施設に対しては、立入検査を行うとともに、危険物保安統括管理者、危険物保安監督者、危険物取扱者及び危険物施設保安員等による自主的災害予防体制の確立について指導を図る。

風水害編 第2部 災害予防計画
第2章 都市施設対策
第4節 有毒物・危険物等の安全化

3) 危険物等の輸送の安全化

タンクローリーについては、構造・設備及び危険物取扱者免状の所持等について法令基準に適合するよう指導を強化する。

危険物運搬車両についても、タンクローリーと同様に適宜、立入検査を実施し、安全対策を進める。

第5節 文化財の安全化 <教育委員会事務局>

文化財が貴重な国民的財産であることから、文化財の災害予防について普及徹底を図るための区及び消防署の施策について触れることとする。

第1 文化財の現況

平成23年4月1日現在

区	分	件数	備考
国指定文化財	重要文化財(建造物)	1件	国宝並びに建造物を除く重要文化財、重要無形文化財を除く。
	史跡	1件	
都指定文化財	有形文化財	4件	
	有形民俗文化財	1件	
	史跡	2件	
	旧跡	3件	
	天然記念物	2件	
区指定文化財	有形文化財	61件	無形民俗文化財を除く。
	有形民俗文化財	14件	
	史跡	3件	
	天然記念物	4件	

第2 文化財防災対策の推進

1) 文化財防火運動の推進

毎年1月26日を「文化財防火デー」として、学校教育、社会教育を通じて文化財防火運動を推進し、文化財に対する認識を高めていく。

2) 防災設備等の整備推進

文化財の搬出用具の整備等を指導するとともに、災害予防に関し、常に関係機関と密接な連絡を図るよう指導する。

文化財の災害予防のため、消防法に基づく消防用設備等の設置を指導・推進する。

第3章 応急活動拠点等の整備

公共施設は、災害時において応急対策活動を推進する拠点となるものであり、その果たすべき役割は極めて重要である。速やかに応急対策活動に着手し、区民の被害を最小限に抑えるために、公共施設の機能を保全する十分な安全化対策が図られていなければならない。

この章では、そのための施策を取り上げる。

第1 災害予防意識の高揚

各施設の防火責任者は、職員及び利用者に対し消防用設備の使用方法等の周知徹底を図るとともに、定期的な防火訓練等を通じて職員の災害予防意識の高揚に努める。

第2 施設の防災対策の推進

- ・消防法に基づく火災予防査察等により指導を受けたときは、速やかに補修等必要な措置を講じ、的確な維持管理を行う。
- ・端末機等の情報機器及び書庫等の什器類の転倒防止対策を推進する。
- ・発災時に施設の窓ガラスの破損により施設利用者及び通行人への被害が生じないように、窓ガラスの飛散防止措置の徹底を図る。

第4章 地域防災力の向上

第1節 区民等の役割

- 1) 区民は、自己や家族の安全の確保に努めるとともに、相互に協力して、地域住民の安全確保にも努めなければならない。
- 2) 区民は、自ら災害に備えて、次の手段を講ずるよう努めなければならない。
 - 建築物などの安全性の向上。
 - 食料や飲料水など生活必需品の備蓄
 - 水害に必要な用具の準備
 - 避難所や避難経路についての確認
 - 防災に関する知識や技術の習得
- 3) 区民は、区などの行政機関が行う防災事業に協力するとともに、地域の自主的な防災活動に参加するように努めなければならない。

第2節 防災市民組織等の強化

第1 防災市民組織の充実・強化

第1-1 防災市民組織の役割

地域住民により自主的に結成された防災市民組織の役割、とるべき措置は、概ね次のとおりである。

平常時	(1) 防災に関する知識の普及及び出火防止の徹底 (2) 初期消火、避難、救出救護等各種訓練の実施 (3) 消火用資器材、応急手当用医薬品、救助用資器材等防災資器材の備蓄及び保守管理 (4) 地域内の水害時危険箇所や災害時要援護者の把握 (5) 避難所の運営に関すること
発災時	(1) 出火防止、初期消火の実施 (2) 地域内の被害状況等の情報収集、住民に対する避難の勧告・指示の伝達 (3) 救出救護の実施及び協力 (4) 集団避難の実施 (5) 避難所の運営に関する協力

第1-2 防災市民組織の現況

区では、防災市民組織の自主的な性格に配慮しながら、町会・自治会等を通じてその結成を積極的に働きかけてきており、現在の組織化の状況は【別冊・資料16】のとおりである。これらの防災市民組織相互の情報交換及び防災体制のあり方等を自主的に協議する場として、防災市民組織連絡協議会が設置されている。

第1-3 防災市民組織の充実

平常時における各種訓練・啓発活動のほか、非常時における初期消火・救出救護活動など防災市民組織の実施する応急対策活動に対する期待は増大してきている。

しかし、防災市民組織の現状は、構成員の高齢化、リーダー不足等多くの問題を抱えている。

このため区・消防署及び警察署では、未結成地域に対する結成促進を働きかけていく一方で、防災市民組織の活性化を目指し、より一層きめ細かな助言等を行っていく。

第1-4 防災市民組織への助成

区では、各防災市民組織の円滑な運営及び活動の充実に資するため、助成金の交付や資器材等の交付などの助成を行っている。【別冊・資料15】

- 1) 防災市民組織を財政的に援助するため、助成金を交付するとともに、防災市民組織連絡協議会に対しても補助金を交付している。
- 2) 結成時に必要な防災の資器材を交付する。

第2 救助活動技術の普及・啓発

災害時には、広域的又は局所的に救助・救急事象の多発が予想されることから、区民による地域ぐるみの救助活動が必要となる。

このため、防火管理者、自衛消防隊員をはじめとして、防災市民組織関係者及び一般区民に対す

風水害編 第2部 災害予防計画

第4章 地域防災力の向上

第2節 防災市民組織等の強化

る、救出活動に関する知識及び技術の普及・啓発活動を積極的に推進する。

第3 応急救護知識及び技術の向上

災害時における多数の救急事象に対応するには、区民自ら適切な応急救護処置を行える能力を身につける必要がある。

このため、区民に対し応急救護知識及び技術を普及するとともに、事業所における応急手当の指導者を養成することにより、自主救護能力の向上を積極的に図る。

第3節 事業所防災体制の強化

第1 事業者の責務 <危機管理室>

- 1) 事業者は、その社会的責任に基づき、施設や従業員、来客、周辺住民の安全確保に努めなければならない。
- 2) 事業者は、防災市民組織など区民との連携・協力を図るとともに、区などの行政機関が行う防災事業に協力するよう努めなければならない。
- 3) 事業者は、従業員などが、防災に関する知識や技術を習得する機会を設けるよう努めなければならない。

第2 事業所防災体制の強化

事業所において使用される火気及び危険物などは、一般家庭より規模が大きく、それだけ災害時における発災の危険あるいは地域に与える影響が大きいと予想されるため、消防署では、全事業所に対してリーフレット配布及び危険物取扱者等の講習等を通じて、事業所の防災体制の充実強化に努める。

1) 事業所の自衛消防隊の活動能力の充実、強化

自衛消防中核要員の配置義務のある事業所

ア) ホテル、旅館、百貨店などの多数の収容人員を有する一定技能以上の事業所は、火災予防条例第55条の5の規定により、自衛消防技術認定証を有する者を配置することが義務付けられている。水害時にはこれら一定の知識・技術を持つ者が自衛消防活動の中核となる要員として活動することが有効である。このことから、自衛消防活動中核要員を中心とした自衛消防訓練等の指導を推進する。

イ) 自衛消防中核要員の装備として、ヘルメット、照明器具等のほか携帯用無線機や災害時等にも有効なパールその他の救出器具、応急手当用具の配置を推進する。

防火管理者の選任を要する事業所

消防法第8条、第8条の2等により、消防計画に基づく自衛消防隊の編成、自衛消防訓練の実施などが規定されている。これらの規定に基づき編成された自衛消防隊の訓練等の指導を推進する。

防火管理者の選任を要しない事業所

火災予防条例第55条例の4により、自衛消防活動を効果的に行うため自衛消防の組織を編成し、自衛消防訓練を行うよう努めることが規定されている。災害発生時においては、編成された組織が自衛消防隊として活動することが有効である。

2) 地域住民との連携訓練の推進

区及び消防署は、地域の防災体制を強化するため、事業所についても地域の安全を担う構成員であるとの認識から、地域ぐるみの訓練への積極的な参画など地元防災市民組織等との連携体制づくりを指導している。

3) 事業所備蓄の推進

風水害編 第2部 災害予防計画

第4章 地域防災力の向上

第3節 事業所防災体制の強化

交通機関の途絶等により、帰宅困難者が出ることが予想されるため、区は、区内の各事業所に対して、毛布等の寝具、数日分の食料や飲料水の備蓄に努めるよう呼びかけていく。

風水害編 第2部 災害予防計画
第4章 地域防災力の向上
第4節 行政・事業所・区民等の連携

第4節 行政・事業所・区民等の連携

区の災害対策には事業者との連携が不可欠である。これまで協定の締結などを通して事業者との連携を確保してきたが、協定の締結に限らず、企業の社会的責任（CSR）活動を促進する動きと結び付けた対策を検討し、事業者の防災協力の推進を図る。

第5章 ボランティア等との連携・協働

第1節 一般のボランティア

第1 ボランティアの育成支援

区は、社会福祉協議会と連携して、区民参加のもと、災害ボランティアセンターの運営スタッフ及びリーダー養成を図り、設置訓練などを定期的に行い、ボランティア意識の啓発や区民のボランティア活動への参加を推進していく。

第2 一般ボランティアの受け入れ

区はボランティアによる災害時活動が円滑に行えるよう、社会福祉協議会と「災害時におけるボランティア活動に関する協定」を平成17年6月28日に締結し、災害時に災害応急対策活動等を行うボランティア活動の協力体制を確立した。この協定に基づき、社会福祉協議会は、災害時に「災害ボランティアセンター」をあんさんぶる荻窪内に設置し、次のような活動を行う。

- ・災害ボランティアの受け入れや派遣
- ・避難所運営、維持等に関する支援・協力
- ・自宅避難者の生活に関する支援・協力
- ・災害応急及び復興活動に関する支援

また、区は、災害時にボランティアが特定の避難所に集中しないよう、情報の一元化を図り、手段や内容について適切な情報発信を行うとともに、ボランティアの待機スペースを確保し、避難所の要望に応じた配置を行う。

また、大量に届く救援物資を一時保管するスペースやそれを仕分けする人手不足の問題に対処するため、一時集積場所としての地域区民センター等の区民利用施設の選定や、ボランティアの派遣体制の構築等に取り組む。

第2節 登録ボランティア

第1 専門ボランティア

専門的な知識、経験や特定の資格を要する以下のボランティアを受入れる二次的な窓口は、次のとおりとする。

第1-1 医療関係のボランティア

区災害対策本部・救援部が二次的窓口となる。

区は、医療救護における人材確保のため、医療救護所等多数の傷病者が発生した現場に設置する救護所等において活動する医療ボランティアの登録制度を設立する。

第1-2 外国人に対する語学ボランティア

区災害対策本部・救援部が二次的窓口となる。

区は、杉並区交流協会と災害時の語学ボランティアの派遣について協定を締結している。

第2 東京都防災ボランティア

東京都防災ボランティアは、一定の知識、経験や資格を必要とするボランティアを事前に登録しておく制度である。現在、公共土木施設の応急復旧を支援する「建設防災ボランティア」、被災外国人を支援する「語学ボランティア」等がある。

災害時、東京都では、災害対策本部にボランティア部を設置し、都におけるボランティア活動の総合的窓口として、東京ボランティア・市民活動推進センターや区市町村等との連携・協力により、ボランティア派遣等を実施することとしている。

第3 東京消防庁災害時支援ボランティア

東京消防庁は、消防活動を支援する専門ボランティアとして「災害時支援ボランティア」の募集、育成を平成7年7月から開始した。

登録資格者は、原則、東京消防庁管轄区域内に居住する者または東京消防庁管轄区域に勤務もしくは通学する15歳（中学生を除く）以上の者で次のいずれかの要件を満たす者

- ・応急救護に関する知識を有する者
- ・過去に消防団員、消防少年団として1年以上の経験を有する者
- ・震災時等、復旧活動時の支援に必要な資格、技術等を有する者

過去に、当庁職員であった方については、居住地にかかわらず登録可能

業務内容は、震災時（震度6弱以上）、大規模自然災害発生時その他大規模災害発生時にあらかじめ登録した部署に自主的に参集し、東京消防庁が管下で行う消防活動の支援を行う。

区内では、杉並391名、荻窪256名が登録している。

東京消防庁災害時支援ボランティアは、災害時における消防隊の現場活動を支援するため、消防署に事前登録しているボランティアである。杉並・荻窪消防署は、応急救護をはじめ専門的な知識・技術を有するボランティア活動を得るため、受入れ体制を確立するとともに、指導育成を図る。

風水害編 第2部 災害予防計画
第5章 ボランティア等との連携・協働
第3節 応急対策
第3節 応急対策

災害時における消防隊の現場活動の支援として、応急救護をはじめ、専門的な知識技術を有するボランティア活動の協力を得るため、事前に登録した杉並、荻窪消防ボランティアの受入体制を確立するとともに、指導育成を図る。

杉並、荻窪消防ボランティアは、大規模な自然災害や事故が発生した場合、あらかじめ登録した消防署に自主的に参集し、消防隊と協力して次の活動を行う。

- 1) 応急救護活動
- 2) 災害情報提供活動
- 3) 消火及び救助・救出活動の支援
- 4) 消防用設備等の機能確保の支援
- 5) 危険物施設等の安全確保の支援
- 6) 火災調査の支援

風水害編 第2部 災害予防計画
第5章 ボランティア等との連携・協働
第3節 応急対策

第6章 防災運動の推進

第1節 防災意識の啓発

災害による被害の軽減、被害の拡大防止のためには、防災関係機関の協力は当然であるが、区民もまた、数日分の食料や飲料水の備蓄、家庭での予防安全対策、災害時の連絡方法の確保など、自らの予防措置を講じ、災害に立ち向かう行動力を身につけることが必要である。

水害に対する備え、水害発生時の行動、区・地域・区民の役割分担などパンフレット、講習会、ホームページなど様々な方法で水害に関する啓発と学習を進めることが重要である。

また、家庭でできる水防体制づくり、学校教育等における学習を行い、雨水流出抑制など環境分野、震災や防犯など安全・安心の取り組みとともに、河川や水環境への心構えを増進することも望ましい。そのために、区や防災関係機関は、防災知識の広報や普及活動、防災教育を推進し、区民の防災意識の高揚を図る必要がある。

本節では、防災広報、防災教育について明らかにする。

第1 防災広報の充実

災害に関する一般知識、出火防止及び初期消火、非常食料、身の回り品等の準備の心得など、災害に関する知識の普及活動を行う。

機 関 名	事 業 内 容
杉 並 区	1 パンフレット等による広報 「広報すぎなみ」や区公式ホームページのほか、啓発用の小冊子・パンフレット等を作成・配布する。 2 講演会等による広報 「防災講演会」(年1回)や「防災懇談会」(年1回)などの行事を開催する。 3 ビデオによる広報 「阪神大震災の教訓」等のビデオテープを購入し、ビデオテープの貸し出しを行う。 4 防災物資のあっせん 家庭における防災意識の高揚を図るとともに、災害時に備えるための消火器、家具転倒防止具等の防災物資のあっせんを実施する。 5 児童・生徒に対する防災教育 災害発生時の心がまえや避難の仕方、災害に対する備えについて、記入形式で学ぶ防災副読本「じしんにそなえて」を活用し、防災教育の徹底を図る。 6 幼児の保護者向け小冊子 区立及び私立保育園に幼児が入園した際に、引渡しカード付きの小冊子を配布し、保護者と園との連携強化を図っている。 7 水防の手引き 大雨に対する情報の伝達、家庭での簡易水防広報及び洪水ハザードマップ等を掲載、水害意識の高揚を図る。 洪水ハザードマップにより、浸水の可能性について知っていただき、水害に対する日常的な備え、避難や生活上の工夫などに役立てる。

風水害編 第2部 災害予防計画
 第6章 防災運動の推進
 第1節 防災意識の啓発

機 関 名	事 業 内 容
消 防 署	<p>1 広報手段 パンフレット、広報紙等を講演会、防火管理者講習会、自治会等の組織、新聞専売所等協力事業所を通じた配布、駅舎、商店街等におけるPR活動、事業所の大型ビジョン等による放映及びインターネットを活用した広報等により、防災思想の普及を図る。</p> <p>(1) 広報紙「すぎなみ 119」「消防広報おぎくぼ」 (2) ポスター (3) チラシ (4) プロモーションビデオ (5) ホームページ</p> <p>2 広報内容 (1) 災害に関する一般知識 (2) 災害の備え (3) 出火防止及び初期消火並びに応急救護の知識 (4) 救出救護活動 (5) 家具類の転倒落下防止措置 (6) 事業所の災害対策 (7) 非常食料、非常持出品 (8) 警戒宣言発令時における行動と備え</p> <p>3 常設展示による普及 (1) 東京消防庁PRセンター (2) 消防博物館 (3) 都民防災教育センター</p>
警 察 署	<p>チラシ、ミニ広報紙、回覧等を利用し、防災の事前広報を行う。</p>
都 水 道 局	<p>各家庭で行える水の備え、給水拠点等を都民に周知し発災時における混乱を最小限にするため、次のとおり広報を行う。</p> <p>1 広報内容 (1) 水のくみ置き 日頃から水のくみ置きをお願いし、習慣化する。目安は一人1日30。清潔でふたのできる容器に口元まで入れ直射日光の当たらない場所で保管すると、3日間は飲料水として使用可能、4日目以降は清掃や洗濯に使用。</p> <p>(2) 給水拠点の周知 発災時に備えて、給水拠点を周知する。</p> <p>2 広報の方法 (1) 「インターネットホームページ」、「水道ニュース」、パンフレット「東京の水道」などで紹介。 (2) 水道施設見学、区主催の防災相談、防災訓練による広報。 (3) 水道局作成の広報ビデオによる広報。 (4) 「防災の日」等に、テレビ、ラジオ、新聞等を活用したPR。</p>

風水害編 第2部 災害予防計画
 第6章 防災運動の推進
 第1節 防災意識の啓発

機 関 名	事 業 内 容
東 京 電 力	<p>平常時から新聞、テレビ、ラジオ、パンフレットその他適切な方法をもって事故防止等に関する広報を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 無断昇柱、無断工事をしないこと。 2 電柱の倒壊折損、電線の断線垂下など設備の異常を発見した場合は、速やかに当社事業所に通報すること。 3 断線垂下している電線には絶対にさわらないこと。 4 浸水、雨漏りなどにより冠水した屋外配線、電気器具などは危険なため使用しないこと。 5 屋外に避難するときは、安全器又はブレーカーを必ず切ること。 6 電気器具を再使用する時は、ガス漏れや器具の安全を確認すること。 7 その他事故防止のための留意すべき事項
東 京 ガ ス	<p>防災イベント等において一般住民にパンフレットやチラシ等を配布し、マイコンメーターの復帰操作の方法や東京ガスの地震防災対策についてご紹介する。また、インターネット上の東京ガスホームページ(http://www.tokyo-gas.co.jp/safety/index.html)にも安全と防災に関する東京ガスの取り組みについて情報を掲載し、防災意識の高揚を図っている。</p>
NTT 東日本 東京	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害が発生すると、被災地への安否確認等で、通話が集中し、電話が掛かりにくくなることが予想される。電話の大混乱を起こさないため、毎年区が行う防災訓練等において、NTTの災害対策用パンフレットの配布を行うとともに、報道機関(テレビ・ラジオ)を通じての広報により通信確保のため対策等周知を図っている。 “電話の大混雑”を起こさないためのNTTからのお願い <ol style="list-style-type: none"> (1) 受話器ははずれた場合もとに戻すこと。 (2) テレビやラジオで常に正確な情報を知ること。 (3) 電話がつながってもお話は手短にすること。 (4) もしもの時のために家族、親戚の連絡方法を決めておくこと。 2 災害時における広報により電話混雑の防止を図る。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 電話利用時のトーカー案内 (2) 広報車 (3) NTTビル前の掲示 (4) ラジオ、テレビ、新聞掲載 (5) 災害用伝言ダイヤル“171”の開設
首 都 高 速 道 路	<p>災害発生時におけるお客様等の適切な判断及び行動に資するため、各種の防災関連行事等を通じて、特に、道路交通対策、防災対策に関する知識、避難対応等に関する事項等各種の災害・防災に関する情報をお客様に周知するよう、首都高ホームページ、パンフレットの配布等による広報を実施し、平常時における防災知識を普及する啓発活動を推進する。</p>

風水害編 第2部 災害予防計画
 第6章 防災運動の推進
 第1節 防災意識の啓発

機 関 名	事 業 内 容
東 京 地 下 鉄	旅客に対し、平素からメロニュース等を配布し、地下鉄の防災に関する広報及び災害時における旅客の避難誘導に関する旅客の協力等を広報している。

第2 防災教育(消防署)

1 防災知識の普及・啓発

児童生徒を対象とした「はたらく消防の写生会」の開催や防火ポスターの募集を行うとともに、総合防災教育の推進と普及を図り、防災知識の向上を図っていく。

地域住民に対しては、町会・自治会を単位とした講演会及び映画会等を開催並びに地震災害等や風水害の自然災害等に対する区民、事業所等の地域の取組みに対し、優良で他の模範となる事例について「地域の防火防災功労賞制度」により表彰することで、防災意識の啓発を図っている。

防災市民組織、女性防火組織、消防少年団、幼年消防クラブ等の育成を図り、それぞれの対象にあわせた防災教育を推進し、防災意識と防災行動力の向上を図る。

都民防災教育センター等を拠点とし、地域の防災教育を推進する。

事業所における風水害の軽減を図るには、管理権原者、防火管理者等に対し、その重要性を認識させる必要があることから、防火管理者講習、消防計画作成時等をとらえ、防災意識の高揚を図る。

風水害編 第2部 災害予防計画
 第6章 防災運動の推進
 第2節 防災訓練の充実
第2節 防災訓練の充実

災害時に応急対策活動を円滑に実施するためには、日頃から防災関係機関相互の緊密な連携と、実効性の高い訓練が不可欠である。

このような認識に基づき、区及び防災関係機関は、それぞれ能力向上を図るとともに、区民との協力体制の確立に重点を置いた各機関の個別訓練等を実施していく必要がある。

本節では、水防訓練も含む各種訓練を充実させるための施策について述べる。

第1 各機関の個別訓練

主催	内 容
杉並区	<p>災害時における災害応急対策業務の習熟と迅速な活動態勢の確立を図るため、区職員防災訓練実施要綱に定めるところにより実施する。</p> <p>1 主な訓練項目</p> <p>(1) 災害対策本部設置訓練 (2) 職員非常呼集(参集)訓練 (3) 職員配置・派遣訓練 (4) 情報連絡訓練 (5) 災害状況調査訓練 (6) 避難所開設訓練 (7) 避難誘導訓練 (8) 物資輸送及び配布訓練 (9) 各部等相互応援訓練 (10) 医療救護訓練 (11)職員防災住宅職員防災訓練</p> <p>2 実施時間 勤務時間内又は勤務時間外に毎年度実施</p>
消防署	<p>区内消防署全職員及び消防団員に各種教育及び訓練を実施する。</p> <p>1 参加者 区内消防職員、消防団員</p> <p>2 訓練項目 次の全部または一部を訓練統裁者が選択して実施する。 部隊編成訓練、情報通信訓練、本部運営訓練、水防工法訓練、救助救急訓練、その他水害時の活動に必要な訓練</p> <p>3 実施時期 年1回以上実施する。</p>

主催	内 容																			
警 察 署	1 実施方法 関係機関の協力を得て実施する。 2 訓練項目 (1) 救助活動 (2) 避難誘導 (3) 広報活動 (4) 水防工法 (5) 交通制限 (6) 舟艇操作法 (7) 通信訓練 3 実施時期及び場所 実施時期は、原則として5月以降9月までとする。場所は、その都度定める。																			
都 水 道 局	<p>職員の危機管理意識の向上及び危機対応能力の強化を図り、東京都水道局震災応急対策計画等における対策の実効性を確保するため、毎年度策定する東京都水道局防災訓練の実施要綱に基づき、訓練を行う。</p> <table border="1" data-bbox="240 1055 1366 2020"> <thead> <tr> <th data-bbox="240 1055 676 1104">訓練名</th> <th data-bbox="676 1055 1366 1104">訓練内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="240 1104 676 1153">1 東京都総合防災訓練への参加</td> <td data-bbox="676 1104 1366 1153">応急復旧訓練、応急給水訓練等を行う。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="240 1153 676 1296">2 水道局総合防災訓練</td> <td data-bbox="676 1153 1366 1296">発災初動時の出動訓練、情報連絡訓練、図上訓練等を全部所、監理体、退職者災害時支援協力員及び区市町等関係団体と連携しながら行う。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="240 1296 676 1440">3 水道局初動対応訓練</td> <td data-bbox="676 1296 1366 1440">マグニチュード7.3の首都直下型地震が、休日に発生したことを想定し、初動活動、非常参集訓練、参集・安否情報の確認訓練、情報連絡訓練等を行う。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="240 1440 676 1541">4 東京都災害拠点病院 応急給水訓練</td> <td data-bbox="676 1440 1366 1541">水道緊急隊と多摩水道改革推進本部が、災害拠点病院において、各医療機関との合同応急給水訓練を行う。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="240 1541 676 1684">5 水道局情報室参集訓練</td> <td data-bbox="676 1541 1366 1684">水道局災害対策職員住宅入居者、水道緊急隊隊員、指定管理職員等が情報室へ参集し、情報室立ち上げ及び災行政無線通信訓練を行う。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="240 1684 676 1879">6 拠点給水訓練</td> <td data-bbox="676 1684 1366 1879">給水拠点において拠点給水要員、退職者災害時支援協力員、区市町職員、学校及び地域住民等と連携した応急給水訓練を行う。 消火栓からの仮設給水栓による応急給水訓練を行う。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="240 1879 676 1980">7 水道局事業所による訓練</td> <td data-bbox="676 1879 1366 1980">事業所の計画に基づく、震災対策、大規模事故対応等の訓練を行う。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="240 1980 676 2020">8 区市町防災訓練への参加</td> <td data-bbox="676 1980 1366 2020">必要に応じて区市町で実施する防災訓練への参加</td> </tr> </tbody> </table>		訓練名	訓練内容	1 東京都総合防災訓練への参加	応急復旧訓練、応急給水訓練等を行う。	2 水道局総合防災訓練	発災初動時の出動訓練、情報連絡訓練、図上訓練等を全部所、監理体、退職者災害時支援協力員及び区市町等関係団体と連携しながら行う。	3 水道局初動対応訓練	マグニチュード7.3の首都直下型地震が、休日に発生したことを想定し、初動活動、非常参集訓練、参集・安否情報の確認訓練、情報連絡訓練等を行う。	4 東京都災害拠点病院 応急給水訓練	水道緊急隊と多摩水道改革推進本部が、災害拠点病院において、各医療機関との合同応急給水訓練を行う。	5 水道局情報室参集訓練	水道局災害対策職員住宅入居者、水道緊急隊隊員、指定管理職員等が情報室へ参集し、情報室立ち上げ及び災行政無線通信訓練を行う。	6 拠点給水訓練	給水拠点において拠点給水要員、退職者災害時支援協力員、区市町職員、学校及び地域住民等と連携した応急給水訓練を行う。 消火栓からの仮設給水栓による応急給水訓練を行う。	7 水道局事業所による訓練	事業所の計画に基づく、震災対策、大規模事故対応等の訓練を行う。	8 区市町防災訓練への参加	必要に応じて区市町で実施する防災訓練への参加
訓練名	訓練内容																			
1 東京都総合防災訓練への参加	応急復旧訓練、応急給水訓練等を行う。																			
2 水道局総合防災訓練	発災初動時の出動訓練、情報連絡訓練、図上訓練等を全部所、監理体、退職者災害時支援協力員及び区市町等関係団体と連携しながら行う。																			
3 水道局初動対応訓練	マグニチュード7.3の首都直下型地震が、休日に発生したことを想定し、初動活動、非常参集訓練、参集・安否情報の確認訓練、情報連絡訓練等を行う。																			
4 東京都災害拠点病院 応急給水訓練	水道緊急隊と多摩水道改革推進本部が、災害拠点病院において、各医療機関との合同応急給水訓練を行う。																			
5 水道局情報室参集訓練	水道局災害対策職員住宅入居者、水道緊急隊隊員、指定管理職員等が情報室へ参集し、情報室立ち上げ及び災行政無線通信訓練を行う。																			
6 拠点給水訓練	給水拠点において拠点給水要員、退職者災害時支援協力員、区市町職員、学校及び地域住民等と連携した応急給水訓練を行う。 消火栓からの仮設給水栓による応急給水訓練を行う。																			
7 水道局事業所による訓練	事業所の計画に基づく、震災対策、大規模事故対応等の訓練を行う。																			
8 区市町防災訓練への参加	必要に応じて区市町で実施する防災訓練への参加																			

風水害編 第2部 災害予防計画
 第6章 防災運動の推進
 第2節 防災訓練の充実

主催	内 容
東京電力	1 非常時における迅速・的確な情報連絡態勢の充実などを目的に、情報連絡を中心とした非常災害訓練を年1回以上、全社的に実施する。 2 国、地方公共団体が実施する防災訓練に積極的に参加する。
東京ガス	本社及び各事業所は、災害対策を円滑に推進するため、非常事態対策関係諸規則等に基づき、防災訓練を実施する。 (訓練項目) 1 災害時の出勤訓練 2 災害時の緊急措置及び通報連絡訓練 3 各事業所間の連絡体制訓練 4 災害発生を想定した初動措置、復旧計画訓練 5 その他、国及び地方自治体等が実施する防災訓練への参加
NII東日本東京	当社「災害対策実施要綱」に定める、災害発生時の組織体制並びに措置計画に基づき、電気通信設備の被害を安全かつ迅速に復旧できるよう、各機関において防災訓練を毎年数回実施、復旧技術の向上、防災意識の高揚を図る。 また、国・都・区市町村が主催して行う総合防災訓練に参加する。 1 災害時の通信の疎通確保 2 指揮・命令・情報伝達・初期行動 3 非常招集 4 所内・所外電気通信設備の復旧 5 災害対策機器の取扱・点検・整備 6 避難及び救護 7 防火及び防水 8 その他必要とする訓練
東京地下鉄	災害発生時において、的確な情報判断と適切な措置及び正確かつ迅速な情報連絡体制が常にとれるよう、年1回以上次のような訓練を行う。 1 異常時想定訓練 2 防災設備取扱訓練 3 非常招集訓練 4 情報収集伝達訓練 5 避難誘導訓練 6 救出救護訓練 7 初動消火、初動措置訓練

風水害編 第2部 災害予防計画

第6章 防災運動の推進

第2節 防災訓練の充実

第2 水防訓練

水防法及び東京都水防計画に基づき、水防部隊の実践的運用と水防活動の習熟を図り、区内の水害による被害の軽減を図るため、防災関係機関の協力のもと共同して水防訓練を実施する。

1) 参加機関

東京消防庁第四消防方面本部、区内各消防署、各消防団
区

2) 訓練種目

各種水防資器材を使用して行う基本訓練と、これにより習得した各種基礎技術を用いて、一定の想定のもとに行う総合訓練を実施する。

3) 訓練項目

- ・ 監視警戒及び情報収集訓練
- ・ 各種水防工法訓練（積土のう、鋼板防護、排水作業、その他各種都市型水防工法）
- ・ 指揮本部運営及び部隊運用訓練
- ・ 関係機関との連携訓練
- ・ 救助訓練、広報訓練

4) 実施時期

原則として、毎年梅雨前に実施。

また、区や防災関係機関によるものだけでなく、防災市民組織による水防訓練(土のう作成等)、家庭における簡易水防工法(水のう作成等)の訓練や講習を行う。

第3 その他の訓練

区では都が行う「風水害図上訓練」、「土砂災害に対する全国統一防災訓練」に参加し、風水害時の初動態勢及び応急対応の検証、情報伝達訓練等の訓練を行っている。

第3部 災害応急・復旧対策計画

第1章 水防対策、初動態勢

気象状況等により、浸水被害が発生する恐れがある場合等、その被害の軽減を図るため、区は、水害応急対策室又は災害対策本部を設置し、迅速な初動体制により応急活動を開始する。

また、各水防機関は、都水防計画に従い水防活動態勢を確立し、速やかに水災に対応する。

風水害編 第3部 災害応急・復旧対策計画

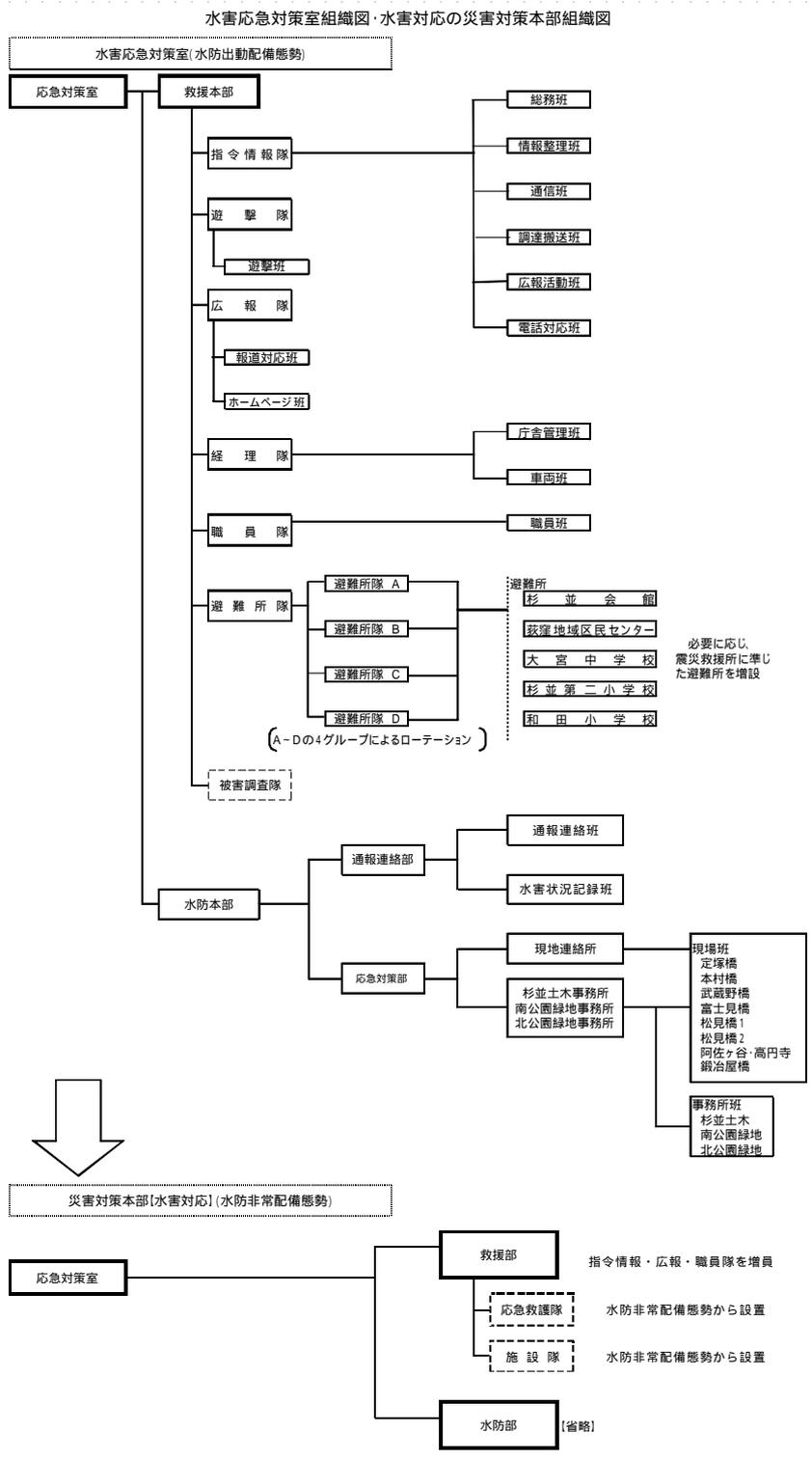
第1章 水防対策、初動態勢

第1節 水防組織

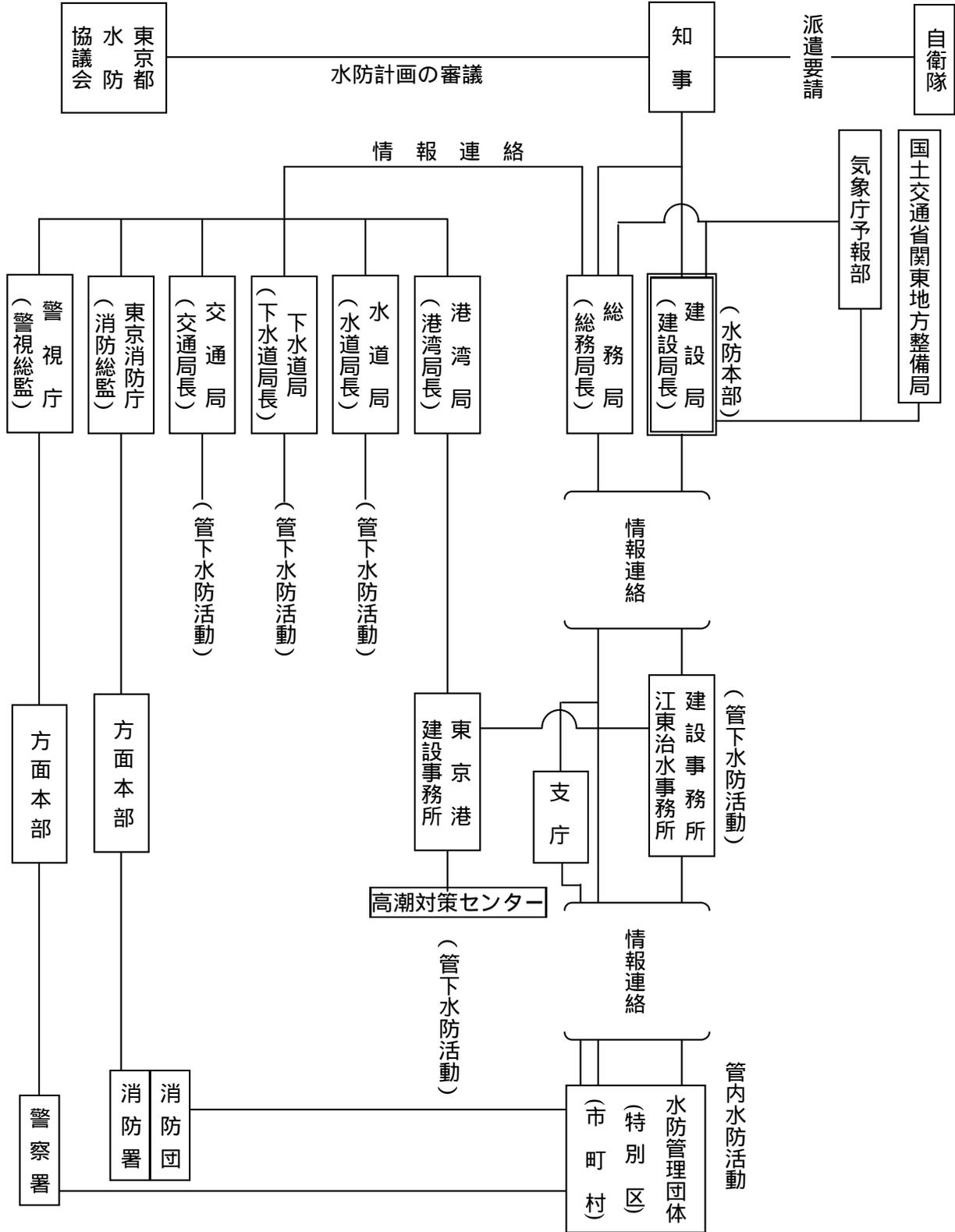
第1節 水防組織

第1 区の水防組織

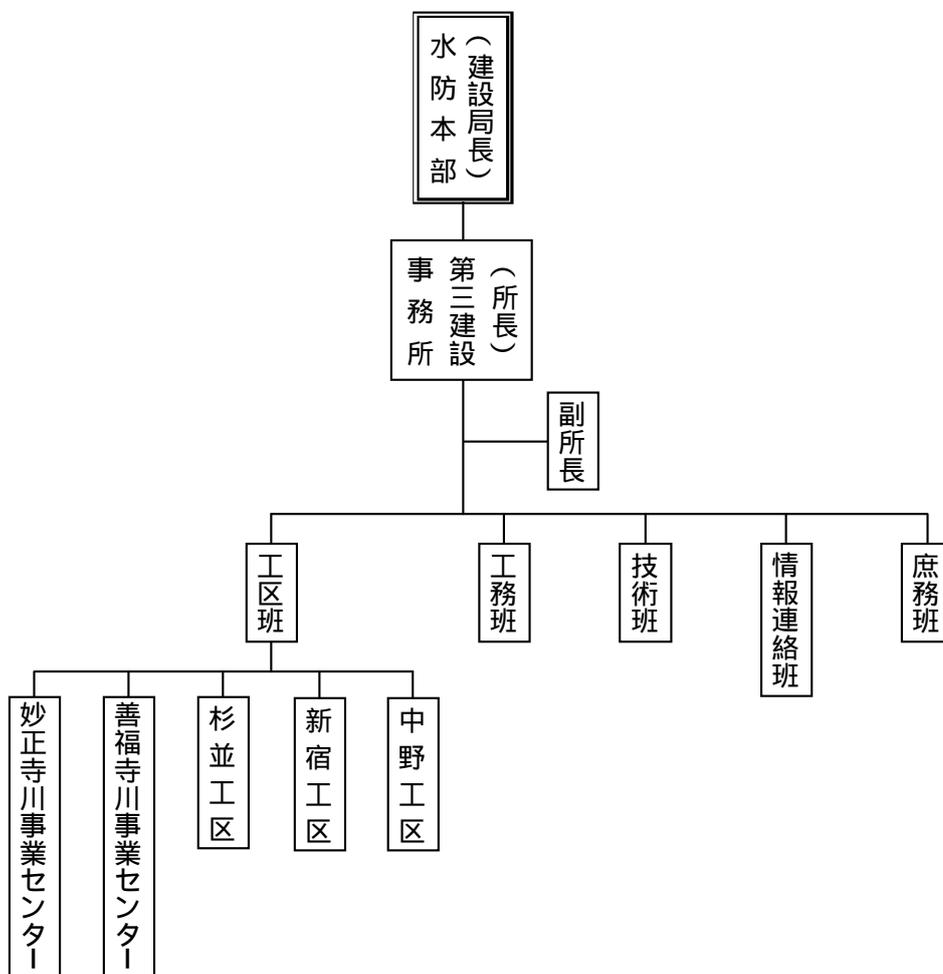
気象状況により、区の地域内に浸水の恐れがある場合、水害応急対策室又は災害対策本部を設置する。水害応急対策室及び災害対策本部の組織は、次図のとおりである。



風水害編 第3部 災害応急・復旧対策計画
 第1章 水防対策、初動態勢
 第1節 水防組織
 第2 都の水防組織
 第2-1 東京都水防組織図



風水害編 第3部 災害応急・復旧対策計画
第1章 水防対策、初動態勢
第1節 水防組織
第2-2 都建設局第三建設事務所水防組織図



風水害編 第3部 災害応急・復旧対策計画
 第1章 水防対策、初動態勢
 第2節 水防機関の活動
第2節 水防機関の活動

第1 区の態勢及び活動(水害応急対策室)

副区長は、水防出動配備態勢を発令する必要があると認めるときは、水害応急対策室を設置する。

区は、水害応急対策室に救援・救護活動を実施する救援本部と水害防御活動を実施する水防本部を置き、救援本部の指揮は危機管理室長が水防本部の指揮は土木担当部長がとり、副区長がこれを統括する。

第1-1 救援本部の態勢及び活動

救援本部の配備態勢の種別、時期及び主な活動内容は下記のとおりとする。

配備態勢の種別	時期	主な活動内容
情報連絡態勢	注意報(雷・大雨・洪水)が発表され、降雨量や雨雲の動き等から、今後更に気象情報の収集と注意が必要な場合又はその他の状況により、副区長が必要であると認めるときに、この態勢を発令する。	気象情報の収集を主とする。
水防出動配備態勢	警報(大雨・洪水)が発表され、短時間に相当量の降雨が予想される場合若しくは台風の接近に伴い警戒が必要な場合又はその他の状況により、副区長が必要であると認めるときに、この態勢を発令する。	避難所を開設するとともに、水害の防御及び救援・救護のほか、危険が予測される地域を警戒巡回する。
水防非常配備態勢	被害が発生し、あるいは被害が拡大するおそれがある場合若しくは区内の広範囲にわたって特別の警戒が必要な場合又はその他の状況により、区長が必要であると認めるときは本部を設置し、この態勢を発令する。	水防出動配備態勢を強化し、拡大した水害に本部の全力をもって対処する。

救援本部の活動は、下記及び「水害時における救援本部実施要領」による。

救援部組織	役割
救援本部	水害応急対策室全体に関する意思決定、各組織への指揮及び各報道機関との連絡調整を行う。 (1)本部の配備の確立に関すること。 (2)重要な災害情報の収集及び伝達に関すること。 (3)緊急対応組織全体に関する意思決定に関すること。 (4)各組織への指揮に関すること。 (5)避難の勧告又は指示に関すること。 (6)避難所開設の決定に関すること。 (7)各報道機関との連絡調整に関すること。 (8)前各号以外の災害対策に関する重要事項に関すること。

風水害編 第3部 災害応急・復旧対策計画
 第1章 水防対策、初動態勢
 第2節 水防機関の活動

指令情報隊	(1)本部から各隊への指令伝達に関する事。 (2)各隊からの災害情報、活動状況の収集及び記録に関する事。 (3)災害情報、活動状況の本部への報告に関する事。 (4)本部の補佐に関する事。 (5)各部隊への指揮及び連絡調整に関する事。 (6)区議会との連絡調整に関する事。 (7)都との連絡調整に関する事。 (8)防災無線の統制に関する事。 (9)資機材の調達・搬送に関する事。 (10)広報車両による浸水常襲地域等の情報収集・広報活動に関する事。 (11)河川・道路等の状況把握に関する事。 (12)区民からの問い合わせ及び要望等の電話対応に関する事。 (13)前各号以外の災害対策に関する重要事項に関する事。
遊撃隊	(1)各隊との連絡調整に関する事。 (2)指令情報隊及び各隊に属さない業務に関する事。 (3)警察・消防等関係機関との連絡調整に関する事。
広報隊	(1)災害広報に関する事。 (2)ホームページに関する事。 (3)ケーブルテレビへの放送の依頼に関する事。 (4)各報道機関との連絡調整に関する事。
経理隊	(1)庁舎管理に関する事。(会議室・空調・電話等) (2)警備員室、中央管理室との連絡調整に関する事。 (3)車両調達、配車及び運行管理に関する事。
職員隊	(1)職員の勤務状況の把握に関する事。 (2)職員の給食・宿泊に関する事。
避難所隊	(1)避難所の開設業務に関する事。 避難所として指定する施設は以下の5箇所を基本とする。 杉並会館 荻窪地域区民センター 大宮中学校 杉並第二小学校 和田小学校 必要に応じて震災救済所に準じた場所に避難所を増設 (2)避難者の受け入れ業務(避難者支援及び物資・食料等の提供)に関する事。 (3)避難所管理者との連絡調整に関する事。
応急救護隊	(1)負傷者の救護に関する事。
被害調査隊	(1)被災情報を収集し、調査区域の設定に関する事。 (2)被災現場の調査に関する事。 (3)被災証明の発行に関する事。 (4)見舞金配布対象者の抽出、配布準備に関する事。

風水害編 第3部 災害応急・復旧対策計画

第1章 水防対策、初動態勢

第2節 水防機関の活動

第1-2 水防本部の態勢及び活動

都水防本部から指示があったとき、又は区長が必要と認めるときは、水防本部を設置し活動するものとする。

水防本部の配備態勢の種別、態勢基準及び配備人員は下記のとおりとする。

配備態勢種別	配備態勢基準	配備人員
情報連絡態勢	水防用気象情報により、態勢の必要を認めるとき、主として情報の収集及び連絡にあたり、事態に応じた配備態勢の指示連絡を行える態勢。	若干名
警戒配備態勢	概ね次の場合で、主として観測・警戒監視及び水防資器材の点検等を行い、直ちに水防活動が行える態勢。 1 水防用気象情報の注意報又は警報が発せられ、杉並区内に水害の発生のおそれがあるとき、あるいは警報発令中であっても大規模な水防活動の必要がないとき。 2 台風の接近に伴い警戒が必要な場合。	水防要員の概ね1/5
水防出動配備態勢	概ね次の場合で、水害が発生したとき、直ちに水防活動に対応できる態勢。 1 水防用気象情報の警報が発令された場合。 2 区内各所で水害の発生する恐れがあるとき、あるいは被害が発生した場合。 3 台風の接近に伴い特別の警戒が必要な場合。	水防要員の概ね1/3
水防非常(A)配備態勢 水防非常(B)配備態勢 水防非常(C)配備態勢	広範囲に及ぶ水害が発生する場合、又は発生した場合、直ちに水防活動に対応できる態勢。 * 予想される水害規模、又は発生した水害規模に応じて、水防非常(A)から(C)までの態勢を段階的にとるものとする。	水防要員の概ね1/2 ～全員

(注) 1 水防要員は、異常気象が発生したとき、あるいは発生が予想される場合には、気象情報に注意し事態に即応した配備態勢をとれるよう留意するものとする。

2 水防用気象情報とは、水防活動用気象(大雨・洪水)注意報・警報、台風情報をいう。

1) 水防本部の活動(一部水防管理者の活動)

河川、堤防等の巡視を行い、水防上危険であると認められる箇所があるときは、その管理者に連絡して必要な措置を求めること。

気象状況並びに水位に応じて、河川等の監視警戒を行い、異常を発見したときは直ちに関係機関に連絡するとともに、事態に即応した措置をとること。

水防作業に必要な技術上の指導を行う。

水防作業に必要な資器材の調達を行う。

水防管理者は、水防のため必要があると認めるとき消防機関に対し出動を要請する。また、消防署は水災時又は水災が予想されるとき、署隊本部の機能を強化し、水災即応できる体制をとるものとする。

水災発生時の活動体制

ア) 水防態勢

気象情報、区水防情報システムのデータ等により、水災が予想されるときは、水防態勢を発令す

風水害編 第3部 災害応急・復旧対策計画

第1章 水防対策、初動態勢

第2節 水防機関の活動

るとともに、水災情報を収集し水防非常配備態勢の発令に備えるものとする。

イ) 水防非常配備態勢

気象情報及び災害の発生状況に応じ、水防非常配備態勢を発令する。

水防管理者は、水防のため必要があるときは、その区域内に居住する者又は現場にある者をして、作業に従事させることができる。

水防管理者は、堤防その他の施設が決壊又はこれに準ずる事態が発生したときは、直ちに関係機関に通知すること。

決壊したときは、できる限りはん濫による被害が拡大しないように努めなければならない。

洪水による著しい危険が切迫しているときは、水防管理者は必要と認める区域の居住者に対し、立退き又はその準備を指示する。この場合、遅滞なく地元警察署長に、その旨を通知しなければならない。

水防管理者は、水防のため必要があると認めるとき、現場の秩序あるいは保全維持のため、警察署長に対し、警察官の出動を求めることができる。

水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者は、他の水防管理者に対し、応援を求めることができる。応援のため派遣された者は、応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動する。

水防管理者は、水防のため緊急の必要があるときは、都知事に対し、自衛隊の派遣を要請することができる。

2) 水防本体内 各部の業務内容

通報連絡部 水防情報の収集

ア) 都河川部、都三建、警察、消防その他関係機関との情報連絡に関すること。

イ) 気象情報の収集に関すること。

ウ) 水防本部、救援本部の活動状況の把握に関すること。

エ) 水防活動報告書の編集に関すること。

オ) 雨量、河川水位の観測に関すること。

カ) 水害情報の記録に関すること。

キ) 防災無線の運用に関すること。

ク) 要望の受付等に関すること。

ケ) 水防記録に関すること。

コ) その他各班に属さないこと

応急対策部 水防活動の実施

ア) 雨量、河川水位の監視に関すること。

イ) 危険箇所の警戒巡視に関すること。

ウ) 水防作業の実施に関すること。

作業指示・活動状況把握

エ) 被害状況の把握に関すること。

オ) 要望の受付等に関すること。(集約)

カ) 業務協力会社への出動要請に関すること。

風水害編 第3部 災害応急・復旧対策計画

第1章 水防対策、初動態勢

第2節 水防機関の活動

- キ) 被害報告書の作成に関すること。
- ク) 都三建、消防機関、警察に関する資器材等の応援要請に関すること。
- ケ) 現地連絡所の設置・運営に関すること。
- コ) 現地連絡所・各事務所の活動を統括

第2 区の態勢及び活動(都市型災害対策緊急部隊)

休日・夜間の水害の初期対応は、都市型災害対策緊急部隊(以下「緊急部隊」という。)により対応する。
緊急部隊招集後、災害の状況等により必要と認める場合、副区長は、水防出動配備態勢を発令する。
被害の状況によってはさらに高次の態勢を発令する。

緊急部隊の招集

副区長は、次の各号に定める場合に、初動配備として緊急部隊を招集することができる。

- ア) 勤務時間外に杉並区の地域に大雨洪水警報が発令された場合
- イ) 勤務時間外に災害が発生した場合において、副区長が必要であると認めた場合

招集指令の伝達

緊急部隊招集の伝達は、呼集要綱第2の例による。

自主参集

緊急部隊招集の自主参集は、設置要綱第3の例による。

隊の構成

隊の構成はつぎのとおりとし、活動は設置要綱による。

- ア) 本部台
- イ) 指令隊
- ウ) 広報隊
- エ) 遊撃隊
- オ) 情報隊
- カ) 電話対応隊・交換台電話対応隊
- キ) 車両隊
- ク) ホームページ隊
- ケ) 避難所隊
- コ) 広報活動隊
- サ) 土木初動部隊

風水害編 第3部 災害応急・復旧対策計画

第1章 水防対策、初動態勢

第2節 水防機関の活動

第3 区の態勢及び活動(災害対策本部)

区長は、必要があると認めるときは、災害対策本部を設置し、水防非常配備態勢を発令する。

区は、災害対策本部に救援部と水防部を置く。各部の役割は下記のとおり。

組織	役割
救援部	(1) 本部長室の庶務及び本部活動の総括統制に関すること。 (2) 災害情報の収集及び連絡に関すること。 (3) 救援物資及び資器材の調達及び搬送に関すること。 (4) 負傷者等の医療救護に関すること。 (5) 被災地域住民に対する応急救護に関すること。 (6) 水防部に属さないこと。
水防部	(1) 水防態勢の掌握に関すること。 (2) 水防情報の収集及び連絡に関すること。 (3) 水防作業の実施に関すること。 (4) 水防に係る資器材の調達及び搬送に関すること。

また、災害対策本部が設置されたときに救護部は、本部長室の立ち上げに向けて直ちに次の処置をとる。

- 1) 本部長室の用に供するため、区庁舎西棟6階中棟6階の会議室の使用を停止し、又は禁止する。
- 2) 本部長室の開設に必要な通信その他の設備を整備する。
- 3) 本部無線を所定の場所に配置する。

本部長室の開設が完了したときは、直ちに、各防災関係機関に通知する。

なお、災害対策本部の救護本部に定めていない事項については、震災時の態勢に準じて水害被害の対応を行う。災害対策本部の分掌事務は【別冊・資料6】のとおり。

第4 都建設局第三建設事務所の態勢及び活動

1) 所の態勢

種類	基準及び内容	人員
連絡態勢	管内の杉並区に大雨、洪水注意報が発表された場合主として神田川・環状七号線地下調節池の神田川、善福寺川及び妙正寺川取水施設の操作を行う態勢並びに情報の収集及び連絡にあたり、事態に応じた配備態勢の指示連絡が行える態勢	3 ~ 4 名
警戒配備態勢	主に次の場合で、主として雨量・水位の観測及び水防資機材の点検等を行い、直ちに水防活動に対応できる態勢 1 新宿区、中野区、杉並区に大雨、洪水警報が発表された場合 2 神田川にはん濫警戒情報が発表された場合	水防要員の概ね1/9

風水害編 第3部 災害応急・復旧対策計画
 第1章 水防対策、初動態勢
 第2節 水防機関の活動

種類	基準及び内容	人員
第1非常配備態勢	局地的な水害が発生する恐れがあるとき、又は発生したとき	水防要員の概ね1/6
第2非常配備態勢	複数の区域で水害が発生する恐れがあるとき、又は発生したとき	水防要員の概ね1/5
第3非常配備態勢	大規模な水害が発生する恐れがあるとき、又は発生したとき	水防要員の概ね1/3
第4非常配備態勢	都内全域にわたり水害が発生する恐れがあるとき、又は発生したとき	水防要員全員

2) 業務班と業務内容

各班の業務分担は次のとおりである。

所長 総括指導

庶務班

ア) 各班の連絡調整に関すること。

イ) 水防資機材の購入及び受払、労力、船、車等の調達、輸送に関すること。

ウ) 各班に属さないこと。

情報連絡班

ア) 水防管理団体及び関係機関との情報連絡に関すること。

イ) 雨量、水位、流量等の観測と通報及び資料の収集整理に関すること。

ウ) 土砂災害警戒情報の収集、整理に関すること。

エ) 気象・水象の情報連絡に関すること。

技術班

ア) 水防作業の技術援助及び指導に関すること。

イ) 水防実施状況の調査及び報告に関すること。

ウ) 所管工事現場等の警戒巡視及び施設操作等の指示に関すること。

エ) 公共土木施設の被害状況調査及び資料収集に関すること。

オ) がけ崩れの被害状況調査及び資料収集に関すること。

カ) 危険箇所の警戒巡視に関すること。

キ) 雨量、水位等の観測に関すること。

ク) 工区班応援に関すること。

工務班

ア) 水防資機材の受払の調整に関すること。

イ) 水防資機材の配分、輸送計画に関すること。

工区班

ア) 雨量、水位の観測に関すること。

イ) 所管工事現場等の警戒巡視に関すること。

ウ) 水防作業の技術援助及び指導に関すること。

風水害編 第3部 災害応急・復旧対策計画

第1章 水防対策、初動態勢

第2節 水防機関の活動

エ) 公共土木施設の被害状況調査に関すること。

オ) がけ崩れの被害状況調査に関すること。

カ) 危険箇所の警戒巡視に関すること。

第5 消防機関の態勢及び活動

洪水、内水氾濫等による、大規模な水災が発生するおそれがあるとき、または、発生したとき、消防署では、区災害対策本部その他関係機関と密接な連携のもとに、水防活動を実施し、被害の拡大防止に努める。

杉並消防署	荻窪消防署
(電話) 3393 - 0119	(電話) 3395 - 0119
(F A X) 3398 - 2209	(F A X) 3395 - 0120
消防出張所 6	消防出張所 4

1) 水災署隊本部の設置

消防署は、災害活動組織として署隊本部を常設し、常時災害に対応できる体制を確保している。水災発生時には、これらの機能を強化し、水災消防活動態勢を確立する。

2) 配備動員態勢

水防態勢

東京都 23 区、東京都多摩東部及び多摩西部のうち複数方面の所管区域に大雨又は洪水警報は発表された場合、及びその他の気象状況により、必要と認めた場合は、水防態勢を発令し、事前計画に基づき活動を開始する。

水防非常配備態勢

東京都 23 区、東京都多摩東部及び多摩西部の気象状況、降雨量、河川の増水状況及び被害の発生状況等により必要と認める場合は、水防第 1 ～ 第 4 非常配備態勢を発令し、事前計画に基づく活動を開始する。

非常招集

水防配備態勢を発令したときは発令時に勤務している人員及び所要の人員、水防非常配備態勢を発令したときは、招集計画に基づき、直ちに所定の場所に参集する。

部隊編成

水防配備態勢及び水防非常配備態勢発令時には、常時の部隊を切り替えるとともに参集職(団)員をもって部隊の増強を図る。

3) 消防活動

活動の基本

ア) 水災が多発したときは、全消防能力を挙げて水防活動を行う。

風水害編 第3部 災害応急・復旧対策計画

第1章 水防対策、初動態勢

第2節 水防機関の活動

イ) 水災消防活動体制が確立した後は、水防活動と並行して救助・救急等の活動を行う。

ウ) 水災が少ない場合は、救助・救急活動を主力に活動する。

消防機関の活動

ア) 水防第一非常配備態勢以上の発令で水防部隊を編成する。

イ) 河川、堤防等を随時巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、ただちにその管理者に連絡して必要な措置を求める。

ウ) 水防上緊急の必要がある場所においては、消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域の立入を禁止し、もしくは制限し、またはその区域から撤去を命ずる。

エ) 消防機関の長は、水防のためやむを得ない必要があるときは、その区域に居住する者または水防の現場にある者を水防に従事させる。

オ) 消防機関の長は、水防管理者から水防本部を経由して出動の要請を受けた時、又は自ら水防作業の必要を知ったときは、直ちに出勤し水防作業を行う。

カ) 堤防その他の施設が決壊し、またはこれに準ずべき事態が発生したときは、ただちに関係機関に通報するとともに、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努める。

情報収集

ア) 署隊本部、方面本部、警防本部等は所定の計画に基づき 119 番通報、河川の巡視、参集職(団)員情報、など積極的な情報収集を行う。

イ) 防災関係機関と連携し、相互に知り得た災害の情報交換を行う。

消防団の活動

消防団は地域に密着した消防機関として、水災、その他の災害発生時には、消防署隊との連携、地域住民との協働により、資機材を有効に活用した水防活動にあたる。

ア) 水防活動

分団受持区域内に発生した水災害の水防活動あるいは避難道路確保のための水防活動を、所轄消防署(所)及び防災市民組織等と協力して行う。

イ) 消防署隊への応援

所轄消防署(所)の消防署隊応援要員として水防活動等の応援をするとともに、水防工法活動等を行う。

ウ) 情報収集活動

災害の初期対応を行うとともに、消防活動上必要な情報や被災状況の情報収集を行い、携帯無線機等を活用し、消防団本部等に伝達する。

エ) 救出・救護

水防資器材等を活用し、地域住民との協働による水防活動を行うとともに、負傷者に対する応急処置や安全な場所への搬送を行う。

東京消防庁災害時支援ボランティアの活動

風水害編 第3部 災害応急・復旧対策計画

第1章 水防対策、初動態勢

第2節 水防機関の活動

東京消防庁災害時支援ボランティア（杉並消防ボランティア・荻窪消防ボランティア）の具体的な活動内容は、杉並消防署及び荻窪消防署が行う応急活動・復旧活動の範囲内で次のとおり。

- ア) 応急救護活動
- イ) 災害情報提供活動
- ウ) 消火活動の支援
- エ) 救助・救出活動の支援
- オ) 消防用設備等の機能確保支援
- カ) 危険物施設等の安全確保支援
- キ) 火災調査支援

4) 大規模救助救急態勢

大規模救助事象及びその他の大規模な災害事故により多数の傷病者等が発生したときは、消防機関の総力を挙げて救助、救急業務を実施するとともに、関係機関と密接な連携により、効果的な活動を図る。

大規模災害事故

大規模災害事故とは、大型航空機の墜落、電車の火災等及び大規模な救助救急事象で、普通出場では対応できない災害、事故をいう。

救急態勢

杉並、荻窪各消防署長は、所轄内に大規模災害事故が発生した場合には、災害事故現場に指揮本部、現場救護所を開設し、医療機関、消防団員等と連携し、救出救護活動を実施する。

また、指揮命令を受けるいとまのないときは、災害事故の規模、傷病者等の数から、救助隊及び救急隊の必要数等を総合的に判断し、応援部隊及び関係機関へ要請するほか、必要があれば勤務時間外の消防職員（消防団員を含む。）の緊急動員等、救助救急の初動態勢を確立する。

活動内容

災害事故現場における救助救急活動内容は、次のとおり。

- ア) 傷病者の救出活動
- イ) 傷病者に対する応急処置
- ウ) 傷病者の担架搬送及び救急車による搬送
- エ) 仮設救護所から常設医療機関への搬送
- オ) 重篤傷病者等の緊急避難輸送
- カ) 傷病者のトリアージ

防災関係機関への要請

現場指揮本部長は、災害事故の規模等により、交通規制、群衆整理、医療班等の適正配備等を必要とするときは、警察、区、区医師会等防災関係機関に対し、災害事故概要、必要人員、資器材及び作業内容等について通報連絡し、救急態勢の万全を図る。

風水害編 第3部 災害応急・復旧対策計画

第1章 水防対策、初動態勢

第3節 水防工法

第3節 水防工法 <水害応急対策室・災害対策本部、都建設局>

第1 工 法

工法は、現場の状況、工作物の構造及び使用材料等を考慮して実施する。標準的な水防工法は、以下のとおりである。

- 1)積土のう工
- 2)鋼板防護工
- 3)護岸裏積土のう工
- 4)かま段工
- 5)月の輪工
- 6)吸水性水のう積工
- 7)シート張り工
- 8)立てかご工
- 9)川倉工
- 10)五徳縫い工
- 11)杭打ち継ぎ工
- 12)木流し工

なお、主な工法の材料、労力等は、【別冊・資料90】のとおりである。

第2 費用負担

水防管理団体は、その管理区域の水防に要する費用を負担するものとする。ただし、応援のために要した費用は当該応援を求めた水防管理団体が負担するものとし、その額及び方法は、当該応援を求めた水防管理団体と、応援を求められた水防管理団体が協議して定める。(水防法(以下本節において「法」という。)第41～44条)

第3 水防施設及び資材

水防管理者は、その管内における水防施設及び資材を準備しておく。また、水防管理者は、資材を確保するため、最寄りの資材業者を常時調査し、緊急の補給に備えておくものとする。

1) 水防用倉庫

杉並区及び都建設局第三建設事務所の水防用倉庫は、次のとおりである。

杉並区水防用倉庫

倉 庫 名	所 在 地	電 話
高井戸災害備蓄倉庫	高井戸東 1-18-5	
上井草第二災害備蓄倉庫	上井草 3-16-21	
杉並土木事務所	成田東 3-17-30	3315 - 4178
南公園緑地事務所	高井戸東 1-18-5	3304 - 0521
北公園緑地事務所	下井草 4-21-8	3396 - 5261

風水害編 第3部 災害応急・復旧対策計画

第1章 水防対策、初動態勢

第3節 水防工法

都建設局第三建設事務所

倉庫名	所在地	電話
向陽橋水防倉庫	杉並区永福 3-1-1	3387-5137
新道橋水防倉庫	中野区沼袋 3-2-15	3387-5137

2) 資材

前記各倉庫の備蓄資器材は【別冊・資料 90】のとおり。

風水害編 第3部 災害応急・復旧対策計画

第1章 水防対策、初動態勢

第4節 公用負担

第4節 公用負担 <水害応急対策室・災害対策本部、都建設局>

第1 公用負担権限

水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者又は消防機関の長は、次の権限を行使することができる。(法第28条)

- 1 必要な土地の一時使用
- 2 土石、竹木、その他の資材の使用若しくは収用
- 3 車両、その他の運搬機器又は器具の使用
- 4 工作物、その他の障害物の処分

第2 公用負担権限証明

公用負担の権限を行使する場合、水防管理者又は消防機関の長にあってはその身分を示す証明書を、その他これらの委任を受けた者にあっては、証明書を携行し、必要ある場合は、これを提示すること。(法第28条)

第3 公用負担命令票

公用負担の権限を行使するときは、公用負担命令票を作成し、その一通を目的物所有者、管理者又はこれに準ずべき者に交付するものとする。ただし、現場の事情により、そのいとまのないときは、事後において直ちに処理するものとする。(法第28条)

第4 損失補償

公用負担権限行使によって損失を受けた者に対しては、水防管理団体は時価によりその損失を補償するものとする。(法第28条)

風水害編 第3部 災害応急・復旧対策計画

第1章 水防対策、初動態勢

第5節 水防活動等に関する報告

第5節 水防活動等に関する報告 <水害応急対策室・災害対策本部、都建設局>

水防活動の実施、避難勧告等の発表、被害は発生したときは、水防関係機関が情報共有し、被害の軽減や災害の早期復旧に努める。

第1 水防活動についての報告

水防管理者は水防活動終了後3日以内に「水防活動報告表(資料 120)」を箇所毎に作成し、都建設局第三建設事務所へ提出するものとする。また、年に4回「水防活動実施報告書(資料 121)」を都建設局第三建設事務所へ提出するものとする。

第2 公共土木施設被害についての報告

公共土木施設に関する被害が生じたときは、各管理者は被害後速やかに「被害報告表(資料 122)」によりFAXで都建設局河川部防災課へ報告するものとする。

公共土木施設の被害とは、河川、道路、橋りょう、下水道、公園、都市施設などとする。

なお、災害復旧を申請する場合は、災害終息後7日以内に概算被害額を算定し、都建設局河川部防災課へ提出するものとする。

風水害編 第3部 災害応急・復旧対策計画

第1章 水防対策、初動態勢

第6節 危険物等の対策

第6節 危険物等の対策<東京消防庁、警視庁、都福祉保健局、都環境局、都教育庁、東日本旅客鉄道>

区内には、現在、石油、火薬、高圧ガス等の危険物貯蔵所などがあり、災害時における振動、水災等により、これらの危険物が爆発したり漏えいしたりすることが考えられる。その場合、従業員はもとより、周辺住民に対しても大きな影響を与える恐れがある。

したがって、これらの施設については、関係法令等に基づき防災計画が定められ、防災体制の強化が図られているところであるが、発災した場合、被害を最小限にとどめるための応急対策を確立しておく必要がある。

本節では、これら危険物の各施設の応急措置及び危険物等輸送車両に対する応急措置について必要な事項を定める。

第1 石油類等危険物保管施設の応急措置

消防署は、関係事業所の管理者に対して、次に掲げる措置を当該危険物施設の実態に応じて講ずるよう指導する。また、これら施設に対する災害応急対策は、「本章第2節 第5 消防機関の態勢及び活動」により対処する。

- 1) 危険物の流出、爆発等の恐れのある作業及び移送を停止するとともに、施設の応急点検と出火等の防止措置
- 2) 混触発火等による火災の防止措置及び災害時における初期消火活動を行うとともに、タンク破壊等による流出、及び異常反応、浸水等による広域拡散の防止と応急対策
- 3) 危険物による災害発生時の自主防災活動組織と活動要領の制定
- 4) 災害状況の把握及び状況に応じた従業員、周辺地域住民に対する人命安全措置及び防災機関との連携活動

第2 火薬類保管施設の応急措置

都環境局は、災害の発生の防止又は、公共の安全の維持のため、必要があると認めるときは、法令の定めるところにより緊急措置命令等を発する。

第3 高圧ガス保管施設の応急措置

高圧ガス保管施設の破損等に伴う被害の拡大防止又は、被害の軽減を行う必要がある場合、都環境局は、東京都高圧ガス保安協会など関係機関で構成する、高圧ガス地域防災協議会を通じて防災事業所への応援出勤を要請する。また、被害状況により、緊急の必要があると認める場合、法令の定めるところにより、緊急措置命令を発する。

消防署は、事故時の広報活動及び警戒区域に対する規制を行うとともに、関係機関との情報連絡を行い、これらの施設に対する災害応急対策を「本章第2節 第5 消防機関の態勢及び活動」により実施する。

第4 毒物、劇物取扱施設の応急措置

- 1) 都福祉保健局は、毒物、劇物輸入・製造業者等に対し、次の各項の実施について指導するとともに緊急の指示を発する。

風水害編 第3部 災害応急・復旧対策計画

第1章 水防対策、初動態勢

第6節 危険物等の対策

毒・劇物の飛散、漏えい、浸透、火災等による有毒ガスの発生を防止するための応急措置を講ずるよう指示する。

危険区域の指示を行うとともに、毒・劇物取扱事業者に対し中和剤等による除毒作業を指示し、周辺住民に対する安全措置を講ずる。

防災関係機関との連絡を密にし、毒・劇物にかかる被災情報の収集・伝達に努める。

- 2) 都教育庁は、学校長等に対し、発災時の活動について、次の対策を樹立しておき、それに基づき行動するよう指導する。

発災時の任務分担、鍵の管理並びに保管場所の周知

出火防止及び初期消火活動

危険物等の漏えい、流出等による危険防止措置

実験中における薬品容器、実験容器の転倒、落下防止並びに転倒、落下等による火災等の防止

児童生徒等に対して、発災時における緊急措置に関する安全教育の徹底

被害状況の把握、情報収集及び伝達等

避難場所及び避難方法

第5 放射線使用施設の応急措置

地震、火災その他の災害が起こったことにより、放射性同位元素又は放射線発生装置に関し、放射線障害が発生する恐れがある場合又は放射線障害が発生した場合においては、「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」に基づき定められた基準に従い、放射性同位元素使用者等は、直ちに応急の措置を講じ、文部科学大臣に報告を行うこととされている。文部科学大臣は必要があると認めるときは、放射線障害を防止するために必要な措置を講ずることを命ずることができる。

- 1) 消防署は、放射性物質の露出、流出による人命危険の排除を図ることを主眼とし、次の各措置ができるよう取扱者を指導する。また、災害応急活動を「本章第2節 第5 消防機関の態勢及び活動」により対処する。

施設の破壊による放射線源の露出、流出の防止を図るための緊急措置

放射線源の露出、流出に伴う危険区域の設定及び被害の拡大防止、人命安全に関する応急措置

- 2) 都福祉保健局及び都病院経営本部は、R I 使用病院での被害が発生した場合、当該施設から応援要請があった場合、R I 管理測定班を編成して、警戒区域外における放射線の測定、当該医療機関における、入院患者等の安全性の確保ならびに当該患者等の放射線不安への対応を行う。

第6 危険物等輸送車両の応急対策

- 1) 高圧ガス等輸送車両の応急対策

高圧ガス輸送車両からの、高圧ガス漏洩等事故が発生した場合、都環境局は、東京都高圧ガス保安協会など関係機関で構成する、高圧ガス地域防災協議会を通じて防災事業所への応援出勤を要請する。また、被害状況により、緊急の必要があると認める場合、法令の定めるところにより、緊急措置命令を発する。

警察署は、施設管理者に対し、保安施設、応急資機材を整備充実させ、効果的な活動を推進する。また移動可能なものは周囲の状況により、あらかじめ安全な場所へ移動させ、輸送中の車両は、

風水害編 第3部 災害応急・復旧対策計画

第1章 水防対策、初動態勢

第6節 危険物等の対策

安全な場所に誘導して退避させる。

消防署の災害応急対策は、本章「本章第2節 第5 消防機関の態勢及び活動」により対処する。

東日本旅客鉄道は、危険物積載タンク車等の火災、漏えい等の事故が発生した場合は、事故の拡大、併発事故を防止するため、東日本旅客鉄道内における応急措置要領に従い、消火、火気厳禁、立入禁止等の措置を講ずるとともに消防、警察等の関係機関へ通報するものとする。

下水道局は、事業場から有害物質等が下水道に流入する事故が発生したとき、下水道への排出を防止するための応急の措置を講ずるよう指導する。また、関係機関との連絡を密にし、有害物質等に係る災害情報の収集、伝達に努める。

2) 核燃料物質輸送車両の応急対策

事故の通報を受けた最寄りの警察機関は、事故の状況把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、人命救助、交通規制など必要な措置を実施する。

最寄りの消防機関から事故の通報を受けた東京消防庁は、直ちにその旨都総務局に通報するとともに、事故の状況把握に努め、事故の状況に応じて、火災の消火、延焼の防止、警戒区域の設定、救助、救急等に関する必要な措置を実施する。

風水害編 第3部 災害応急・復旧対策計画
第1章 水防対策、初動態勢
第6節 危険物等の対策

第2章 情報の収集・伝達

災害が発生した場合は、各防災関係機関が緊密に連携して被害状況を把握し、的確な応急対策を実施しなければならないが、その基本となるのは迅速な情報の収集と伝達である。

また、被災住民等に対して適切な広報活動を行うことはパニックを防止し、社会的混乱を最小限にとどめるとともに、秩序ある避難等応急対策の効果を一層高めることにもなる。

本章では、災害時における気象情報等の収集、各防災関係機関の情報連絡体制、被害状況の報告、広報・広聴等について定める。

第1節 情報の収集と通信連絡 <水害応急対策室・災害対策本部>

気象状況により、浸水等の被害が発生する恐れがある場合は、各水防関係機関は的確な情報の把握に努め、効果的な水防活動に努めるものとする。

第1 区の情報収集体制

収集する必要がある情報は、災害の状況や時間の経過に伴い変化していくが、特に、発災直後においては、人命の救助、火災の状況、避難の状況等の区民の生命にかかわる情報を重点的に収集する。

1) 勤務時間中に発災した場合

学校等を含む区施設の管理者は、施設の被害状況及び施設周辺の被害状況等を有線電話、防災行政無線等あらゆる手段を利用して水害応急対策室救援本部又は災害対策本部救援部に報告する。

2) 勤務時間外に発災した場合

情報連絡態勢に指名されている職員等が参集途上において収集した情報を集約し、一次的な情報の把握に努める。

区本部が設置されるまでの情報収集は、情報連絡態勢の職員等が対応する。

3) 高所カメラによる情報収集

区内の民間ビル屋上に防災用の高所カメラを設置し、災害発生時に被害状況を迅速に把握する。

第2 気象情報の収集

気象庁が水防活動用に行う気象等の注意報、警報、特別警報は次のとおりである。

なお、平成22年5月27日から、東京都における発表単位を細分化し、区市町村を対象地域とした。これにより杉並区は、23区西部(杉並区を含む16区)から、区単独での発表がされることになり、警戒に必要な情報がより明確になった。

また、平成25年8月30日から、気象庁は、警報の発表基準をはるかに超える豪雨や大津波等が予想され、重大な災害の危険性が著しく高まっている場合に、新たに「特別警報」の発表を行っている。

風水害編 第3部 災害応急・復旧対策計画

第2章 情報の収集・伝達

第1節 情報の収集と通信連絡

第2-1 種類と発表基準

1) 東京管区気象台管内(東京地方 23区西部 杉並区)

平成22年5月27日現在

注 意 報	基 準	値
風 雪 注 意 報	平均風速 13m / s (八王子 16m / s)	雪を伴う
強 風 注 意 報	平均風速 13m / s (八王子 16m / s)	
大 雨 注 意 報	雨量基準 1時間雨量 30 mm 土壌雨量基準 131	
洪 水 注 意 報	雨量基準 1時間雨量 30 mm 流域雨量指数基準 神田川=14, 妙正寺川=7, 善福寺川=9	
大 雪 注 意 報	24時間降雪の深さ 5 cm以上	
雷 注 意 報	落雷等により被害が予想される場合	
乾 燥 注 意 報	最小湿度 25%で実効湿度 50%以下	
濃 霧 注 意 報	視程 100m	
霜 注 意 報	概ね 4月10日~5月15日最低気温 2 以下	
低 温 注 意 報	夏期(平均気温): 平年より 5 以上低い日が3日続いた後、さらに2日以上続くとき 冬期(最低気温): -7 以下、多摩西部は -9 以下	
着氷(雪)注意	大雪警報の条件下で気温が -2 から +2 の時	

平成22年5月27日現在

警 報	基 準	値
暴 風 雪 警 報	平均風速 25m / S	雪を伴う
暴 風 警 報	平均風速 25m / S	
大 雨 警 報	雨量基準 1時間雨量 60 mm 土壌雨量基準 164	
洪 水 警 報	雨量基準 1時間雨量 60 mm 流域雨量指数基準 妙正寺川=9, 善福寺川=11	
大 雪 警 報	24時間降雪の深さ 20 cm以上	

平成25年8月30日現在

特 別 警 報	基 準	値
大雨特別警報	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合	
暴風特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合	
暴風雪特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大雪特別警報	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

発表官庁:気象庁

風水害
風水害編 第3部 災害応急・復旧対策計画
第2章 情報の収集・伝達
第1節 情報の収集と通信連絡

2) 東京都(伊豆諸島、小笠原諸島を除く)の注意報・警報の発表基準値一覧表

(平成24年6月7日現在)

(別表1) 大雨注意報基準(R1=1時間雨量、R3=3時間雨量。基準値の単位はmm)

市町村等を まとめた地域	区市町村	雨量基準	土壌雨量指数基準
23区西部	千代田区	R3=50	139
	中央区	R1=30	154
	港区	平坦地：R3=50 平坦地以外：R1=30	123
	新宿区	R1=25	138
	文京区	R1=25	134
	品川区	R1=25	123
	目黒区	R1=25	123
	大田区	R1=25	123
	世田谷区	R1=30	120
	渋谷区	R1=25	133
	中野区	R1=25	139
	杉並区	R1=30	131
	豊島区	R1=25	138
	北区	R3=40	123
	板橋区	R1=30	124
練馬区	R1=30	132	

風水害編 第3部 災害応急・復旧対策計画

第2章 情報の収集・伝達

第1節 情報の収集と通信連絡

(別表2) 洪水注意報基準 (R1=1時間雨量、R3=3時間雨量。基準値の単位はmm)

市町村等をまとめた地域	区市町村	雨量基準	流域雨量指数基準	複合基準	指定河川洪水予報による基準
23区西部	千代田区	R3=50	神田川流域=18	-	-
	中央区	R1=30	神田川流域=18	-	-
	港区	平坦地： R3=50 平坦地以外： R1=30	古川流域=13	-	-
	新宿区	R1=25	神田川流域=18	R1=20 かつ 神田川流域=14	-
	文京区	R1=25	神田川流域=18	-	-
	品川区	R1=25	目黒川流域=10	-	-
	目黒区	R1=25	目黒川流域=11	-	-
	大田区	R1=25	-	平坦地：R1=20 かつ 多摩川流域=35	多摩川 [田園調布(上)]
	世田谷区	R1=30	野川流域=16， 仙川流域=6， 烏山川流域=5	-	多摩川 [田園調布(上)]
	渋谷区	R1=25	渋谷川流域=5	-	-
	中野区	R1=25	神田川流域=14， 妙正寺川流域=6	R1=20 かつ 神田川流域=9	-
	杉並区	R1=30	神田川流域=14， 妙正寺川流域=7， 善福寺川流域=9	-	-
	豊島区	R1=25	神田川流域=18	-	-
	北区	R3=40	隅田川流域=19， 新河岸川流域=27， 石神井川流域=17	-	荒川 [岩淵水門(上)]
	板橋区	R1=30	新河岸川流域=17， 石神井川流域=10	-	荒川 [治水橋・岩淵水門(上)]
練馬区	R1=30	石神井川流域=14	-	-	

風水害編 第3部 災害応急・復旧対策計画

第2章 情報の収集・伝達

第1節 情報の収集と通信連絡

(別表3) 大雨警報基準 (R1=1時間雨量、R3=3時間雨量。基準値の単位はmm)

市町村等を まとめた地域	区市町村	雨量基準	土壌雨量指数基準
23区西部	千代田区	R3=100	174
	中央区	R1=70	-
	港区	平坦地：R3=100 平坦地以外：R1=60	154
	新宿区	R1=40	173
	文京区	R1=40	168
	品川区	R1=45	154
	目黒区	R1=50	154
	大田区	R1=50	154
	世田谷区	R1=60	151
	渋谷区	R1=50	167
	中野区	R1=40	174
	杉並区	R1=60	164
	豊島区	R1=50	173
	北区	R3=70	154
	板橋区	R1=45	155
	練馬区	R1=60	165

風水害編 第3部 災害応急・復旧対策計画

第2章 情報の収集・伝達

第1節 情報の収集と通信連絡

(別表4) 洪水警報基準 (R1=1時間雨量、R3=3時間雨量。基準値の単位はmm)

市町村等をまとめた地域	区市町村	雨量基準	流域雨量指数基準	複合基準	指定河川洪水予報による基準
23区西部	千代田区	R3=100	-	-	神田川 [番屋橋・和田見橋・南小滝橋・飯田橋]
	中央区	R1=70	隅田川流域=40	-	神田川 [番屋橋・和田見橋・南小滝橋・飯田橋]
	港区	平坦地： R3=100 平坦地以外： R1=60	-	-	渋谷川・古川 [渋谷橋・四ノ橋]
	新宿区	R1=40	-	R1=30 かつ 神田川流域 =14	神田川 [番屋橋・和田見橋・南小滝橋・飯田橋]
	文京区	R1=40	-	-	神田川 [番屋橋・和田見橋・南小滝橋・飯田橋]
	品川区	R1=45	-	-	目黒川 [青葉台・荏原調節池上]
	目黒区	R1=50	-	-	目黒川 [青葉台・荏原調節池上]
	大田区	R1=50	-	R1=30 かつ 神田川流域 =14	多摩川 [田園調布(上)]
	世田谷区	R1=60	野川流域=20, 仙川流域=12, 烏山川流域=6	-	多摩川 [調布橋・石原・田園調布(上)]
	渋谷区	R1=50	-	-	渋谷川・古川 [渋谷橋・四ノ橋], 神田川 [番屋橋・和田見橋・南小滝橋・飯田橋]

風水害
風水害編 第3部 災害応急・復旧対策計画
第2章 情報の収集・伝達
第1節 情報の収集と通信連絡

市町村等をまとめた地域	区市町村	雨量基準	流域雨量指数基準	複合基準	指定河川洪水予報による基準
	中野区	R1=40	妙正寺川流域=8	R1=30 かつ 神田川流域=9	神田川 [番屋橋・和田見橋・ 南小滝橋・飯田橋]
	杉並区	R1=60	妙正寺川流域=9 , 善福寺川流域=11	R1=45 かつ 神田川流域=9	神田川 [番屋橋・和田見橋・ 南小滝橋・飯田橋]
	豊島区	R1=50	-	-	神田川 [番屋橋・和田見橋・ 南小滝橋・飯田橋]
	北区	R3=70	隅田川流域=35 , 新河岸川流域 =34 , 石神井川流域 =21	R3=60 かつ 荒川流域=46	荒川 [治水橋・岩淵水門 (上)]
	板橋区	R1=45	新河岸川流域 =34 , 石神井川流域 =13	-	荒川 [治水橋・岩淵水門 (上)]
	練馬区	R1=60	石神井川流域 =18	-	-

3) 神田川洪水予報

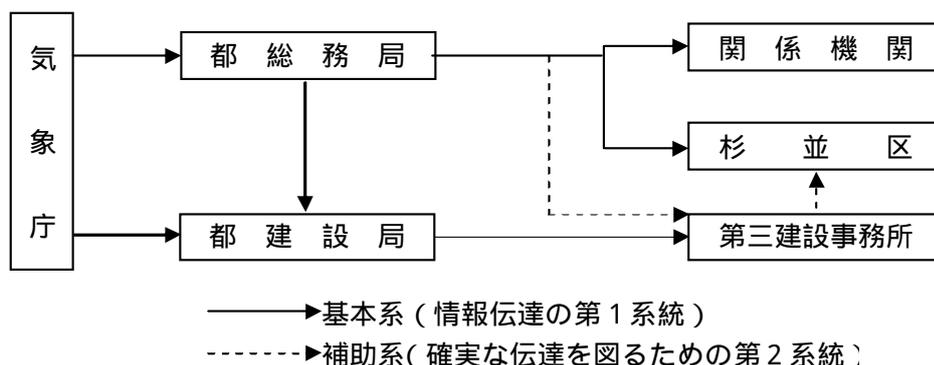
気象庁の1時間先までの雨量予測をもとに、水位の変動を予測し、神田川が溢れる恐れのある場合に、東京都と気象庁が共同で洪水予報（はん濫警戒情報）を発表する防災情報である。

4) 土砂災害警戒情報

大雨による土砂災害発生の危険度が高まったとき、区市町村長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう、都道府県と気象庁が共同で発表する防災情報である。

風水害編 第3部 災害応急・復旧対策計画
 第2章 情報の収集・伝達
 第1節 情報の収集と通信連絡
 第2-2 気象情報伝達

気象情報伝達系統図は下記のとおり。



第3 観測通報

区は、管内の雨量、水位等の正確なデータをテレメータシステムにより迅速に入手するとともに、都建設局（都水防本部）から要請があった場合は、観測成果を報告するものとする。また、東京都第三建設事務所、杉並土木事務所、南・北公園緑地事務所、管内消防署に転送するものとする。

第3-1 観測所の設置箇所

区分	観測所名称	所在地	摘要	
雨量観測所	武蔵野市役所	武蔵野市緑町2-2-28	テレメーター化	
	原寺分橋	西荻北4-40	〃	
	丸山橋	上荻4-2	〃	
	本村橋（南荻窪）	南荻窪3-30	〃	
	相生橋（杉並土木事務所）	成田東3-17-30	3315-4178	〃
	久我山橋	久我山2-16	〃	
	池袋橋（南公園緑地事務所）	高井戸東1-18-5	3304-0521	〃
	番屋橋	和泉4-16-10	〃	
	下井草（北公園緑地事務所）	下井草4-21-8	3396-5261	〃
	科学館	清水3-3-13	3396-4391	単独
	杉並区役所	阿佐谷南1-15-1	3312-2111	テレメーター化
	武蔵野橋	堀ノ内1-27	〃	
	和田見橋	中野区弥生町5-7	〃	
<雨量13局>				
区分	観測所名称	所在地	摘要	
水位観測所	永久橋	下井草3-7	テレメーター化	
	原寺分橋	西荻北4-40	〃	
	丸山橋	上荻4-2	〃	
	本村橋（南荻窪）	南荻窪3-30	〃	
	松見橋	荻窪2-5	〃	
	西田端橋	荻窪1-44	〃	
	相生橋（杉並土木事務所）	成田東3-17	3315-4178	〃
白山前橋	成田東2-7	〃		

風水害編 第3部 災害応急・復旧対策計画
 第2章 情報の収集・伝達
 第1節 情報の収集と通信連絡

区分	観測所名称	所在地	摘要
所	宮下橋	大宮1 - 6	〃
	和田堀第六号調整池	大宮1 - 6	〃
	武蔵野橋	堀ノ内1 - 27	〃
	定塚橋	堀ノ内2 - 1	〃
	緑橋	久我山3 - 30	〃
	久我山橋	久我山2 - 16	〃
	池袋橋(南公園緑地事務所)	高井戸東1 - 18 - 5 3304 - 0521	〃
	向陽橋	永福3 - 1	〃
	番屋橋	和泉4 - 16 - 10	〃
	方南橋	方南1 - 52	〃
富士見橋	和田1 - 23	〃	
<水位局 19局>			
警報装置	丸山橋	上荻4 - 2	テレメーター化
	本村橋(南荻窪)	南荻窪3 - 30	〃
	松見橋	荻窪2 - 5	〃
	西田端橋	荻窪1 - 44	〃
	相生橋(杉並土木事務所)	成田東3 - 17 3315 - 4178	〃
	白山前橋	成田東2 - 7	〃
	宮下橋	大宮1 - 6	〃
	3号池	大宮1 - 20	〃
	2号池	大宮1 - 22	〃
	武蔵野橋	堀ノ内1 - 27	〃
	定塚橋	堀ノ内2 - 1	〃
	久我山橋	久我山2 - 16	〃
	池袋橋(南公園緑地事務所)	高井戸東1 - 18 - 5 3304 - 0521	〃
	向陽橋	永福3 - 1	〃
	番屋橋	和泉4 - 16 - 10	〃
	方南橋	方南1 - 52	〃
	富士見橋	和田1 - 23	〃
<警報 17局>			
監視装置	杉並区役所	阿佐谷南1 - 15 - 1 3312 - 2111	テレメーター化
風向風速	杉並区役所	阿佐谷南1 - 15 - 1 3312 - 2111	テレメーター化

(注)・テレメーター化とは、水位雨量等情報電送処理システムに導入され、区が監視装置により、集中観測・制御できるものをいう。

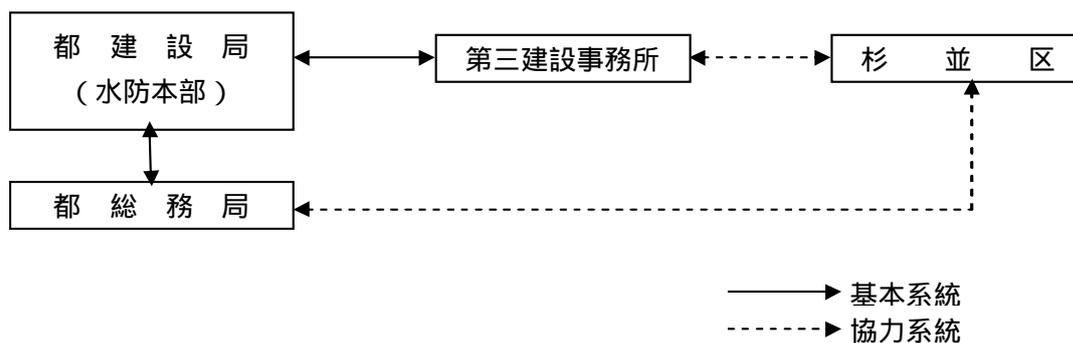
和田見橋雨量局、和田堀第六号調整池水位局は、東京都第三建設事務所の所管。

風水害編 第3部 災害応急・復旧対策計画
 第2章 情報の収集・伝達
 第1節 情報の収集と通信連絡
 第3-2 河川監視

河川監視カメラで、各河川の監視地点水位など河川状況の監視を行うのとする。

区分	監視地点名称	所在地	河川名
監視カメラ	丸山橋	上荻4-2	善福寺川
	松見橋	荻窪2-5	〃
	武蔵野橋	堀ノ内1-27	〃
	富士見橋	和田1-23	神田川
	向陽橋	永福3-1	〃
<カメラ 5基>			

第3-3 観測通報連絡系統



風水害編 第3部 災害応急・復旧対策計画

第2章 情報の収集・伝達

第2節 情報連絡体制

第2節 情報連絡体制 <救援本部、水防本部水害応急対策室・災害対策本部>

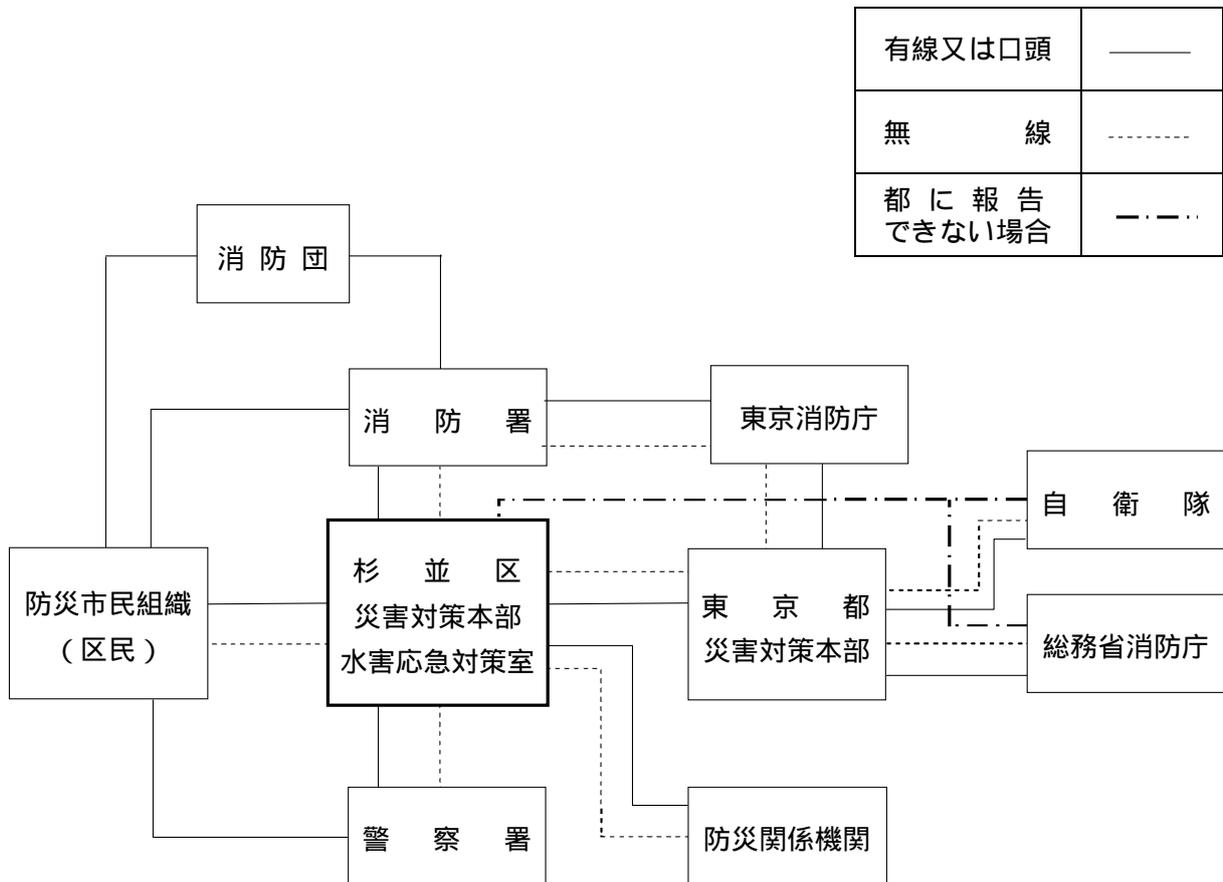
災害時において、円滑な応急対策活動を実施するためには、各防災関係機関が緊密な連携のもと、災害に関する情報を的確かつ迅速に把握する必要がある。

このため、本節においては災害時の情報連絡体制に関し必要な事項を定める。

第1 情報連絡体制

第1 1 情報連絡体制

災害時の情報の流れは、次のとおりである。



風水害編 第3部 災害応急・復旧対策計画
 第2章 情報の収集・伝達
 第2節 情報連絡体制

- 1) 区は都本部に対し、東京都防災行政無線を使用して直接情報連絡を行う。
- 2) 災害の状況により都本部に報告することができない場合、区は国（総務省消防庁）に対し、直接情報連絡を行う。

総務省 消防庁		平日(9:30~17:45)	左記以外
区分		防災情報室	宿直室
回線			
NTT回線	電話	03 - 5253 - 7526	03 - 5253 - 7777
	FAX	03 - 5253 - 7536	03 - 5253 - 7553
都防災無線	電話	86391	86391
	FAX	897-7789	

- 3) 区は、保有する防災行政無線等又はその他の手段の活用により、区の各機関、都及び指定公共機関等の出先機関、管内の公共的団体並びにその他重要な施設の管理者等との間に通信連絡システムを整備し、災害時の通信を確保する。
- 4) 消防署は、災害等の発生時において、当該災害に関する情報を次の手段により収集し、区に通報するとともに、区及び関係機関と相互の情報交換を図る。
 消防機関の災害時の情報連絡体制は、消防無線、消防電話及び各種の通信連絡手段を活用し、警防本部、方面本部、他の署隊本部及び各防災関係機関等との情報連絡を行う。
 主な情報収集事項は、水災発生状況及び消防活動状況、救助・救急は発生状況及び救助・救急活動状況、避難道路及び橋梁の被災状況、避難の必要の有無及び状況、救急告示医療機関等の診療状況、その他消防活動上必要ある状況とする。
- 5) 区、警察署、消防署等防災関係機関は、災害に関する情報の収集、伝達を確保するため、相互協力体制の確立を図る。【別冊・資料24】

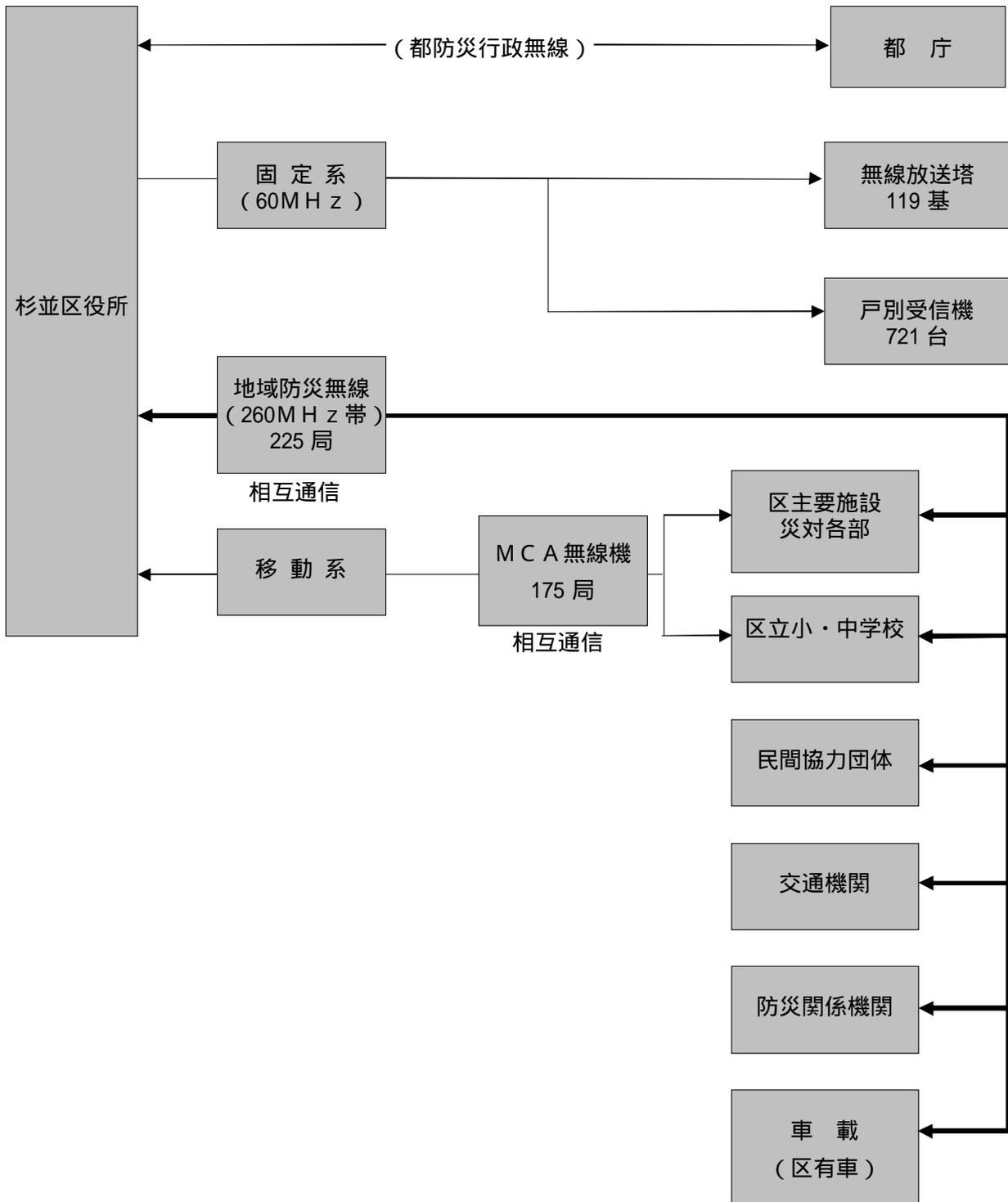
第1 2 区の防災行政無線システム

区は、東京都（都防災行政無線による）区主要施設のほか、防災関係機関、民間協力団体等との間に整備している防災無線網を活用し、災害時における被害情報の収集・伝達その他の連絡のを行う。【別冊・資料20、21】

なお、平成15・16年度に移動系無線設備をデジタル化し、音声はもとよりパソコンによるデータ通信ができるシステムを導入している。

風水害編 第3部 災害応急・復旧対策計画
 第2章 情報の収集・伝達
 第2節 情報連絡体制
 杉並区防災行政無線系統図

(平成25年4月現在)



————— デジタル地域防災無線設備 (15・16年度設置)

風水害編 第3部 災害応急・復旧対策計画
 第2章 情報の収集・伝達
 第2節 情報連絡体制
 第1 3 通信連絡体制の確立

1) 応急対策室又は災害対策本部設置後の通信連絡窓口

	区庁舎西棟6階防災センター及び無線室
NTT直通電話 (災害時優先電話)	回線数 10本
NTTファクシミリ	3312 - 9402
区代表電話 (内線)	3312 - 2111 (3622 ~ 3629)
都防災無線電話	74411(音声一斉)、74411(ホットライン)
都無線ファクシミリ	74401

2) 通信連絡の方法【別冊・資料23】

通信連絡の原則：通信連絡は簡略かつ明瞭に行う。

通信連絡は文書により行うことを原則とし、発信は文書に基づき、受信した事項は文書に記録しておく。

通信連絡事項の表題末尾には、その内容を類別できる用語を、通知、要請、指示、命令、報告等のように標示する。

3) 通信の規制(地域防災無線)

重要情報の収集、伝達を優先的かつ迅速に行うため、通信回線を確保する必要があるときは、下記により通信の規制を実施する。

回線統制

通信回線の発着信及び時間(3分あるいは6分)の制限等の回線統制を行う。

割り込み及び分割通信と強制切断

任意の話中回線を補促し、その回線に割り込み、分割通話を行うほか、その回線の強制切断を行う。

一斉指令

区本部から全ての無線局又は特定グループの無線局に対し、一斉に情報の伝達を行う。

4) 防災関係機関からの情報連絡員の派遣

区本部は、情報連絡を円滑にするために、防災関係機関に対して情報連絡員の派遣を要請することができる。

第2 電気通信の非常そ通処置

NTT東日本 東京は、災害時における通信ふくそうの緩和及び重要通信の確保を図るため、臨機に次の処置をとる。

- 1) 臨時回線の作成、中継順路の変更などのそ通確保の処置をとるほか、必要に応じ特設公衆電話の設置等を図る。
- 2) 災害時は、通常の何十倍もの電話が殺到するが、防災機関が行う救助、復旧活動等に必要な重

風水害編 第3部 災害応急・復旧対策計画

第2章 情報の収集・伝達

第2節 情報連絡体制

要通信を確保するため、一般の電話や電報の利用を制限する。

- 3) 災害時優先電話の措置をとる(公共機関・防災機関・報道機関)。非常・緊急通話又は非常・緊急電報は通信事業法の定めるところにより、優先して取り扱う。
- 4) 警察、消防、鉄道通信その他の諸官庁が設置する通信網との連携をとる。
- 5) 災害用伝言ダイヤル“171”の開設。

風水害編 第3部 災害応急・復旧対策計画

第2章 情報の収集・伝達

第3節 災害予警報等情報の発令・伝達

第3節 災害予警報等情報の発令・伝達 <水害応急対策室・災害対策本部>

災害の発生を未然に防ぎ、あるいは被害を軽減させるためには、防災関係機関や区民等に、災害に関する予報や警報を迅速かつ正確に伝達する必要がある。

第1 異常現象の通報、伝達

区は、災害が発生する恐れがある異常な現象を発見した者、若しくはその発見者から通報を受けた警察官から通報を受けたとき、又は自ら知ったときは、防災関係機関、重要な施設の管理者、防災市民組織等の公共的団体及び一般区民に迅速に周知する。

第2 一般的な災害原因に関する情報の通報

区は、地象等災害原因に関する重要な情報について都若しくは関係機関から通報を受けたとき、又は自ら知ったときは、直ちに区内の防災関係機関、重要な施設の管理者、防災市民組織等の公共的団体及び一般区民に周知する措置をとる。

第3 気象、地象等の予警報の伝達

区は、重要な注意報及び警報について、都、警察署若しくはN T Tからの通報を受けたとき、又は自らその発令を知ったときは、直ちに区内の防災関係機関、重要な施設の管理者、防災市民組織等の公共的団体等に伝達するとともに、警察署、消防署等の協力を得て、区民に周知する。

第4 情報伝達方法

1) 区の情報伝達

区民に対する重要な情報の伝達は、防災行政無線固定系により周知を図るとともに、広報車、ホームページ、ツイッター、CATV(JCOM)及び紙媒体等を活用する。

収集した情報を整理の上、都及びその他防災関係機関と情報の共有化を図る。

防災課が実施している災害情報メール、電話通報サービス、その他メールサービスを活用し、登録者に情報を伝達する。

その他新しいメディアを使って災害時の情報伝達を行う。

2) 円滑かつ迅速な避難の確保を図るための情報伝達

対象区域に隣接する5つの避難所(杉並会館、荻窪地域区民センター、大宮中学校、杉並第二小学校、和田小学校)を速やかに開設する。状況に応じては、これ以外の小・中学校などにおいても、避難所を開設する。避難にあたっては、安全な避難経路を周知し、円滑で迅速な誘導を図る。。

3) 放送要請

区では、災害により公衆電気通信設備、有線電気通信設備若しくは無線設備による通信ができない場合、又は著しく困難な場合において、災害対策基本法第56条に基づく警報の伝達又は警告をする必要が生じたときは、放送機関に対し「放送要請」を行う。

上記「放送要請」は、原則として都総務局を経由して行う。ただし、都との通信途絶など、これによりがたい場合は、直接放送機関に要請することとし、事後速やかに都に報告する。

風水害編 第3部 災害応急・復旧対策計画

第2章 情報の収集・伝達

第3節 災害予警報等情報の発令・伝達

また、区は災害時に災害情報を放送する必要があるときは、CATV(JCOM)に対して「放送要請」を行う。

風水害編 第3部 災害応急・復旧対策計画

第2章 情報の収集・伝達

第4節 被害状況等の調査報告

第4節 被害状況等の調査報告 <救援本部水害応急対策室・災害対策本部>

第1 区本部への報告

1) 報告すべき事項

水害応急対策室又は災害対策本部の各部は、災害が発生してから当該災害に関する応急対策が完了するまで、被害状況、活動状況等を報告する。【別冊・資料22】

2) 報告の区分

報告の内容により、速報、中間報告及び確定報告に区分する。

速報

ア) 気象・地象状況

異常現象を発見したときは直ちに、その後1時間毎に現状を報告する。

イ) 被害状況

被害の大小にかかわらず所掌事項に関して、状況を把握次第直ちに報告する。

ウ) 措置状況

災害応急対策の実施の都度報告する。

中間報告

ア) 被害状況

災害発生後被害状況が確定するまで、所掌事項に関して所定の報告様式にとりまとめ、毎日正午までに前日の分を報告する。

イ) 措置状況

災害応急対策活動を実施している間、毎日正午までに前日の分を報告する。

確定報告

ア) 被害状況

被害状況が確定したときは、とりあえず電話又は口頭により報告し、以後3日以内に重ねて文書により報告する。

イ) 措置状況

災害応急対策活動が完了した後、文書によりまとめて報告する。

第2 被害調査班

水害発生時の水害応急対策室又は災害対策本部において、被災者に対する各種支援を行うための基礎情報を収集するために、被害調査班を設置し、被害規模に応じた調査体制を編成し、すみやかに被害状況を調査し、被害情報の整理を行い、その情報を関係機関へ提供していく。

第3 東京都への報告

水害応急対策室又は災害対策本部は、各部及び防災関係機関からの被害状況、活動状況等を取りまとめ、データ端末(D I S 端末)により都に報告する。

なお、災害対策基本法第53条に基づく被害状況の報告ができない場合には、国(総務省消防庁)に報告する。

風水害編 第3部 災害応急・復旧対策計画
 第2章 情報の収集・伝達
 第4節 被害状況等の調査報告

1) 報告すべき事項

- 災害の原因
- 災害が発生した日時
- 災害が発生した場所及び地域
- 被害状況
- 災害に対して既にとった措置及び今後とろうとする措置
- 災害救助法適用の要否及び必要とする救助の種類
- その他の必要な事項

2) 報告の種類・期日等

データ端末による報告の種類、入力期限及び入力画面は、次のとおりとする。

報告の種類		入力期限	入力画面
発災通知		即時	発災情報
被害措置概況速報		即時及び都が通知する期限内	被害総括 被害情報、措置情報
要請通知		即時	要請情報
確定報	災害確定報告	応急対策を終了した後20日以内	災害総括
	各種確定報告	同上	被害情報、措置情報
災害年報		4月20日	災害総括

データ端末が使用できない場合は、災害報告様式に記入し、FAXで報告するものとする。

「災害年報」は、毎年1月1日から12月31日までの災害の状況について、翌年4月1日現在で明らかになったものを報告するものとする。

3) 災害救助法に基づく報告

災害救助法に基づく報告については、第3部第15章「災害救助法の適用」の定めるところにより行うものとする。

風水害編 第3部 災害応急・復旧対策計画

第2章 情報の収集・伝達

第5節 広報及び広聴活動

第5節 広報及び広聴活動 <水害応急対策室・災害対策本部>

災害が発生し、又は発生する恐れがある場合には、住民に対し、速やかに正確な情報を提供することにより、無用な混乱を防止し適切な判断による行動がとれるようにすることが必要である。

このため、区及び各防災関係機関は一体となって迅速かつ適切な広報活動を行う。

また、速やかな復旧を図るため、区及び各防災関係機関において広聴活動を展開し、被災地住民の動向と要望事項の把握に努めるものとする。

本節においては、災害時の広報・広聴活動及び報道機関への発表について必要な事項を定める。

風水害編 第3部 災害応急・復旧対策計画
 第2章 情報の収集・伝達
 第5節 広報及び広聴活動
 第1 広報活動

区分	内 容
杉 並 区	<p>区は、災害が発生し又は発生する恐れのあるときは、各防災関係機関との密接な連携のもとに、次に掲げる事項を中心に広報活動を実施する。</p> <p>1 災害発生直後の広報</p> <p>(1) 災害の規模、気象・地象の状況等の災害情報</p> <p>(2) ガス、石油ストーブ等の火災予防の注意</p> <p>(3) 避難の際の注意と避難誘導経路の周知</p> <p>(4) 災害時要援護者等への支援の呼びかけ</p> <p>(5) デマ情報に対する注意</p> <p>2 災害発生後の広報</p> <p>(1) 給水、給食等の実施状況及び救援物資の配布・受入れ状況</p> <p>(2) 医療機関の診療状況</p> <p>(3) 被害情報</p> <p>(4) 電気等ライフラインの復旧状況</p> <p>(5) 安否・居所情報</p> <p>(6) 生活相談</p> <p>(7) 必要なボランティアの募集及び活動の状況・受入れ状況</p> <p>(8) 通信、交通機関の復旧、運行状況</p> <p>3 復旧期の広報</p> <p>(1) 仮設住宅</p> <p>(2) 融 資</p> <p>(3) 被災(り災)証明</p> <p>(4) 税等の減免</p> <p>(5) 休校・授業再開等の学校・保育園情報</p> <p>(6) 店舗の営業状況</p> <p>(7) その他必要な事項</p> <p>4 広報の手段</p> <p>(1) 防災行政無線による広報</p> <p>(2) 広報車による広報</p> <p>広報車が不足する場合は、警察署、消防署その他の防災関係機関に協力を依頼する。</p> <p>(3) 口頭、掲示、臨時広報紙等による広報</p> <p>(4) CATV(JCOM)、インターネット(区公式ホームページやツイッターなど)による広報</p>

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">消防署</p>	<p>1 広報活動 災害に関する情報を収集し、関係機関と協力して次の事項に重点をおき、適時的確な広報活動を実施する。 気象及び水位の状況 水災及び土砂災害に関する情報 被災者の安否情報 水防活動状況</p> <p>2 広報手段 テレビ、ラジオ等の報道機関を介しての情報提供 消防車両の巡回 ホームページ 消防団員及び災害時支援ボランティアを介しての情報提供</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">警察署</p>	<p>1 広報活動 各方面本部、各警察署から災害に関する情報を収集し関係機関と協力して、次の事項に重点をおいて、適時適切な広報活動を実施する。 ア 気象、水象の状況、水防活動状況及び今後の見通し イ 被害状況、治安状況、救助活動及び警備活動 ウ 感電、転落、でき水等による自己の防止及び防疫に関する注意の喚起 エ 交通機関の運行状況及び交通規制の状況 オ 犯罪の防止 カ その他、各種告示事項</p> <p>2 広報手段 ア パトロール・カー、白バイ、広報車による広報 イ 拡声装置、携帯用拡声器による広報 ウ 立看板、横断幕、垂れ幕等の掲示広報 エ テレビ、ラジオ等報道機関への情報提供 オ 相談所の開設</p>

都水道局	<p>1 広報内容</p> <p>(1) 災害発生直後の広報</p> <p>ア 当局施設の稼働状況</p> <p>イ 浄水場、給水所等における飲料水確保状況</p> <p>ウ 応急対策の基本方針</p> <p>エ 当局活動状況の現況</p> <p>オ その他住民等への協力要請</p> <p>(2) 応急対策活動開始時の広報</p> <p>ア 当局施設の被害概要及びおおよその復旧見込み</p> <p>イ 復旧作業の開始状況及び復旧の作業方針</p> <p>ウ 応急給水拠点の位置紹介及び応急給水状況</p> <p>エ その他住民等への協力要請</p> <p>(3) 応急対策の進捗に伴う広報(応急対策会議終了ごとに実施)</p> <p>ア 当局施設の被害詳報及び復旧見込み</p> <p>イ 前日までの作業状況及び新たに給水可能になった地域</p> <p>ウ 本日の復旧活動の概要</p> <p>エ 水質についての注意</p> <p>オ その他住民等への協力要請</p> <p>カ 復旧作業の実施方針</p> <p>キ 応急給水の実施方針及び給水拠点の周知</p> <p>ク 給水拠点の混雑状況、変更等の紹介</p> <p>2 広報手段</p> <p>(1) 都災害対策本部による報道発表の資料について、必要に応じて庁舎の玄関等に発表資料を掲出する。</p> <p>(2) 当局総務班広報担当(サービス推進部広報サービス課)との調整に基づき、所管区域にかかわる情報を主体とした広報を、庁舎の玄関等における掲出、区への情報提供などの方法で行う。</p>
------	--

東京電力	<p>お客さまに対する広報</p> <p>1 電気事故防止に関する事項</p> <p>非常災害の発生が予想される場合又は非常災害が発生した場合は、感電事故及び漏電による出火等の防止に関する広報を、広報車等により直接当該地域に行う。また、警戒宣言が発せられた場合は、報道機関を通じて、大規模な災害の発生に備えるための具体的な電気の安全措置について広報を行う。</p> <p>具体的内容は次による。</p> <p>(1) 無断昇柱、無断工事をしないこと。</p> <p>(2) 電柱の倒壊折損、電線の断線垂下等設備の異常を発見した場合は、速やかに当社事業所に通報すること。</p> <p>(3) 断線垂下している電線には絶対にさわらないこと。</p> <p>(4) 浸水、雨漏りなどにより冠水した屋内配線、電気器具等は危険なため使用しないこと。</p> <p>(5) 屋外に避難するときは安全器又はブレーカーを必ず切ること。</p> <p>(6) 電気器具を再使用する時は、ガス漏れや器具の安全を確認すること。</p> <p>(7) その他事故防止のために留意すべき事項</p> <p>2 停電に備えた自衛手段に関する事項</p> <p>万一に備え、懐中電灯や携帯ラジオ等を用意し点検しておくこと。</p>
東京ガス	<p>1 広報活動</p> <p>NHK及び民放各社に「マイコンメーター復帰方法のビデオ」を配布している。災害発生時に必要に応じて放送を依頼し、マイコンメーターが作動してガスが止まったお客様が、ご自身で復帰できる様に、手順をご案内する。</p> <p>2 広報手段</p> <p>テレビ・ラジオ・新聞等の広報媒体及びインターネット等</p> <p>3 広報内容</p> <p>被害地区におけるガス機器の使用上の注意事項、ガスの供給状況、ガス供給停止地区の復旧の見通し</p>

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">NTT東日本 東京</p>	<p>1 災害のため通信が途絶し、若しくは利用の制限を行ったときは、トーカー装置による案内、広報車、ラジオ、テレビ、窓口掲示等の方法によって次の事項を利用者に周知する。</p> <p>(1) 通信途絶及び利用制限の理由・内容 (2) 災害復旧に対してとられている措置及び応急復旧状況等 (3) 通信利用者に協力を要請する事項 (4) 災害用伝言ダイヤル“171”の開設 (5) その他の事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急時の連絡について、公衆電話の利用を呼びかける。 ・広報車、案内板、窓口にて周知等広報活動を行う。 <p>2 「NTT東日本からのお願い」として周知する。</p> <p>(1) 重要通信が優先となります。災害が発生すると、通話が殺到し電話が掛かりにくくなります。防災機関等が行う救助・復旧活動を確保するため、お客様の電話や電報の利用を制限することがあります。</p> <p>(2) お客様の電話の受話器が外れていませんか？確認願います。</p> <p>(3) 停電時には、コードレスホン・多機能電話機は利用できない場合がありますので注意してください。</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">東日本旅客鉄道</p>	<p>災害時に避難の放送、立看板等により情報を提供し、混乱防止に努める。</p> <p>(異常時における広報の要点)</p> <p>1 いったん異常時になると、予期しない事態が次々に起きるので、これに対応する広報案内を行う。</p> <p>2 災害の状況、乗客の挙動、動向に留意して、どのような情報と案内が必要か判断する。</p> <p>3 正しい情報をわかり易く、正確な表現で案内する。</p> <p>4 列車運行状況及び到着予定、変更等をタイミングよく案内する。</p> <p>5 駅周辺沿線及び広域被害、列車被害の状況を案内して、乗客の不安感を除くように努める。</p> <p>6 災害時の混乱は、情報の不足と危機感が発生して急速に拡大するので、状況に対応した的確な放送で鎮静するとともに、社員が常にリーダーとなって行動する。</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">首都高速 道路</p>	<p>お客様等が非常事態に即応して適切な措置がとれるよう、応急対策の措置状況、交通規制状況、避難方法等の情報を、標識、情報板、料金所看板等の各種道路情報提供設備を用いるほか、首都高ホームページ及びラジオ等各種メディアを最大限活用して、正確かつ迅速に提供する。</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">高速道路 中日本</p>	<p>災害発生後、直ちに警視庁と協力して交通規制を行い、ラジオ、標識、情報板、看板及びパトロールカー等により情報を提供し、通行の安全確保に努める。</p>

風水害編 第3部 災害応急・復旧対策計画
第2章 情報の収集・伝達
第5節 広報及び広聴活動

第2 広聴活動

- 1) 水害応急対策室又は災害対策本部は相談窓口を設け、相談、要望、苦情等を聴取し、速やかに区関係部に連絡して早期解決に努力する。
- 2) 警察署は、署又は交番その他必要な場所に臨時相談所を設置して警察関係の相談にあたる。
- 3) 消防署は、災害の規模に応じて、消防庁舎その他必要な場所に消防相談所を開設し、各種相談、説明、案内にあたる。

第3 報道機関への発表

- 1) 災害に関する情報及び災害応急対策に関する状況等の報道機関への発表は、原則として、各防災関係機関から収集した情報に基づき、一元的に行う。
この場合、各防災関係機関は説明員を同席させるなど協力するものとする。
- 2) 各防災関係機関が独自に報道機関に発表する必要があるときは、事前又は事後にその内容を水害応急対策室又は災害対策本部に報告するものとする。

第3章 応援協力・派遣要請

災害が発生した場合、区及び各防災関係機関はあらかじめ定めてある所掌事務又は業務に従って応急対策を実施するが、必要に応じて他の機関に協力を求めるなどして、災害対策に万全を期さなければならない。

特に被害が大規模な場合は、防災関係機関のみでは対応が困難であり、被災していない他の自治体や民間等の協力を得て防災対策を実施する必要がある。

本章においては、これら相互応援協力体制及び自衛隊の災害派遣について必要な事項を定める。

第1節 相互応援協力 <水害応急対策室・災害対策本部、都総務局、日本郵便株式会社、自衛隊>

第1 東京都との相互協力

1) 応援・協力の原則

区は、都と平素から連絡を密にし、災害時には一層の連絡強化に努めるとともに、協力して応急対策の円滑な実施を図るものとする。

区長は、災害が発生し区的能力では応急対策に万全を期しがたい場合には、都の応援又は他の区市町村若しくは自衛隊等の応援のあっ旋について、都知事に要請するものとする。

都知事から他の区市町村又は指定行政機関等に協力することを依頼されたときは、自らの応急措置の実施に支障がない限り、積極的に協力するものとする。

2) 応援措置等の要請

区長は、知事に応援又は応援のあっ旋を求める場合は都総務局(総合防災部防災対策課)に対し、次に掲げる事項について、とりあえず口頭又は電話等をもって要請し、後日文書により改めて処理するものとする。

東京都に緊急措置の実施又は応援を求める場合	
(1) 災害救助法の適用	
(2) り災者の他地区への移送	
ア 移送を要請する理由	
イ 移送を必要とするり災者の数	
ウ 希望する移送先	
エ 収容を要する予定期間	
オ その他必要事項	
(3) 東京都各部局への応援要請又は緊急措置実施の要請	
ア 災害の状況及び応援等を要する理由	
イ 応援を必要とする機関名	
ウ 応援を希望する人員、物資、資材、機械、器具等の品目及び数量	
エ 応援等を必要とする場所、期間	

風水害編 第3部 災害応急・復旧対策計画
 第3章 応援協力・派遣要請
 第1節 相互応援協力

オ	応援等を必要とする活動内容
カ	その他必要事項
指定地方行政機関等の応援のあっ旋を都知事に求める場合	
(1)	自衛隊災害派遣要請のあっ旋を都知事に求める場合(本章第2節参照)
(2)	他市町村、指定地方行政機関等又は他府県の応援要請のあっ旋を求める場合 ア 災害の状況及び応援等を要する理由 イ 応援を必要とする期間 ウ 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品目及び数量 エ 応援等を必要とする場所 オ 応援等を必要とする活動内容 カ その他必要事項
(3)	他市町村、指定地方行政機関等又は他府県の職員の派遣のあっ旋を求める場合 ア 派遣のあっ旋を求める理由 イ 派遣のあっ旋を求める職員の職種別人員数 ウ 派遣を必要とする期間 エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件 オ その他必要事項
(4)	日本放送協会、民間放送の放送依頼のあっ旋を求める場合 ア 放送要請の理由 イ 放送事項 ウ 希望する放送日時及び送信系統 エ その他必要な事項

3) 東京都の連絡先

	勤務時間内 (総合防災部防災対策課)	勤務時間外 (夜間防災連絡室)
NTTダイヤルイン	5388 - 2456、8	5388-2459
NTTファクシミリ	5388 - 1260	5388 - 1958
都防災無線電話	70226 ~ 7	70349
都無線ファクシミリ	70013	70023

第2 特別区における相互応援協力

特別区の区域で大規模な風水害等の災害が発生した場合において、災害を受けた区独自では、十分な応急対策及び復旧対策等が実施できない場合、被災を免れた区あるいは被災の軽微な区であって、被災区の支援が可能な区が連携して支援体制を構築し、被災区の支援に万全を期すことを目的として、平成8年2月16日に特別区長会は「特別区災害時相互協力及び相互支援に関する協定」を締結している。【別冊・資料75】

風水害編 第3部 災害応急・復旧対策計画

第3章 応援協力・派遣要請

第1節 相互応援協力

1) 特別区支援対策本部の設置

被災を免れた区あるいは被災の軽微な区が、相互に協力して効率的かつ実効性をもって被災区の支援にあたるよう、支援区間の調整機能を持った「特別区支援対策本部」を発災後直ちに設置する。この本部は、あらかじめ定めた方法に従い、支援区のうち1区に設置し、本部長は、本部設置区の区長とする。

本部は、被災区の要請に基づいて活動することを原則とするが、被災区からの要請を待っていない、応急対策に支障が出ると予想される場合は、要請を待たずに本部の判断で行動する。

2) 相互協力及び相互支援の内容

被災区への職員の派遣、他の自治体を含む応援職員への支援区内での便宜提供等
被災区への救援物資の提供、救援物資の支援区内での集積場所の提供等
避難場所を共有する区間の共同現地対策本部の設置等の相互協力
被災区へのボランティアのあっ旋、支援区内でのボランティアへの便宜の提供等
支援区における被災住民の受入れ等
動物の保護に関する支援等
救護班の派遣等医療救護活動に関する支援、被災区の負担軽減策の実施
ごみ、し尿、がれきの処理に関する協力、支援
災害時要援護者に関する専門職員の派遣、支援区内での施設等への受入れ等
遺体の搬送、埋葬等に関する支援
道路の早期復旧への支援
建物被害の判定に関する支援
仮設住宅に関する被災区内での支援及び支援区における用地の提供等
その他被災区からの要請があった事項に対する支援

第3 他自治体との相互援助協定の締結、受援体制の構築

他の自治体との間で、災害時に応急対策及び復旧対策に必要な物資、資材、人員等に不足を来たした場合、相互に援助を実施する「相互援助協定」を締結している。【別冊・資料 78～84】

また、災害時相互援助協定を締結している9自治体と杉並区交流自治体スクラム会議を開催し、杉並区交流自治体スクラム会議宣言を採択している。

区は、相互援助協定先等からの応援がより円滑に行われるよう、次の事項について、事前に調整し、受援の体制を構築する。

発災時に必要となる人員や物資、資材の整理
派遣職員に依頼する業務の選定
派遣職員受入体制の整備（宿泊場所等）
指揮命令系統の明確化
物資、資材の受入方法の選定

風水害編 第3部 災害応急・復旧対策計画

第3章 応援協力・派遣要請

第1節 相互応援協力

相互援助協定先自治体

自治体名	役場の位置	電話	ファクシミリ
北海道名寄市 (総務課・防災・法制担当)	北海道名寄市大通南1-1	01654-3-2111	01654-2-5644
群馬県東吾妻町 (総務課)	群馬県吾妻郡東吾妻町大字原町 594-3	0279-68-2111	0279-68-4900
新潟県小千谷市 (総務課)	新潟県小千谷市城内2-7-5	0258-83-3506	0258-83-2789
福島県南相馬市 (防災対策課)	福島県南相馬市原町区本町2-27	0244-24-5232	0244-23-0311
東京都青梅市 (防災課)	東京都青梅市東青梅1-11-1	0428-22-1111	0428-22-3508
東京都武蔵野市 (防災課)	東京都武蔵野市緑町2-2-28	0422-60-1821	0422-51-9184
福島県北塩原村 (住民課)	福島県耶麻郡北塩原村大字北山字 姥ヶ作3151番地	0241-23-3113	0241-25-7385
山梨県忍野村 (総務課)	山梨県忍野村忍草1514	0555-84-3111	0555-84-3717
静岡県南伊豆町 (総務課)	静岡県南伊豆町下賀茂315-1	0558-62-6211	0558-62-1119

第4 派遣職員の経費負担

他の区市町村等から派遣を受けた職員の身分、給与及び経費の負担については、災害対策基本法第32条、第92条、同法施行令第17条、第18条及び第19条に定めるところによる。

第5 災害時における大型汎用電子計算機の相互支援

風水害等の災害発生時に、緊急に必要な住民基本台帳全件リストの作成など電算処理業務を相互に支援することを目的として、共通のオペレーションシステムで運用している大型汎用電子計算を設置している神奈川県藤沢市と、災害時におけるホストコンピュータの相互支援に関する協定を平成21年11月17日に締結している。【別冊・資料77】

1) 相互支援の内容

住民基本台帳全件リストの出力

その他、支援要請のあった業務のうち、実施可能な業務

2) 支援業務の内容

風水害編 第3部 災害応急・復旧対策計画

第3章 応援協力・派遣要請

第1節 相互応援協力

住民基本台帳全件リストの出力

その他、支援要請のあった業務のうち、実施可能な業務

第6 防災関係機関等との相互協力

区は、災害応急対策の円滑な実施を期するため、平素から防災関係機関等と連絡を密にし、災害時における協力体制を確立しておくものとする。

区及び防災関係機関等は、水害応急対策室・災害対策本部が設置された場合は、情報の収集、交換など連絡を密にし、迅速かつ適切な応急措置をとるため情報連絡員の派遣等の措置を講ずるものとする。

区及び防災関係機関等は、他の機関等から応援を求められた場合は、自らの応急対策に支障のない限り、協力又は便宜を供与するものとする。

1) 日本郵便株式会社との協力

杉並区と杉並郵便局、荻窪郵便局及び杉並南郵便局との間に、災害発生時及び防災訓練時に相互に協力を実施する「災害時における杉並区と郵便局の協力に関する協定」を平成10年12月15日に締結している。【別冊・資料67】

2) 杉並区医師会等との協定

区は、災害時において防災関係機関等の円滑な協力が得られるよう、次のとおり協定を締結し、協力体制を確立している。

協定名称	協力業務内容	防災関係機関等	締結日	別冊・資料
災害時の医療救護活動についての協定	医療救護活動	杉並区医師会	S 51.10.5	資料32
災害時における歯科医療活動についての協定	歯科医療活動	杉並区歯科医師会	H 9.3.25	資料33
災害時の医療救護活動に関する協定	医療救護活動	杉並区薬剤師会	H 11.1.26	資料34
災害時における応急救護活動についての協定	応急救護活動	東京都柔道接骨師会杉並支部	H 3.8.6	資料35
災害時の動物に関わる救護活動に関する協定	動物に関わる救護活動	東京都獣医師会杉並支部	H 14.12.9	資料36

3) 杉並区交流協会との協定

区は、公共的団体との協力の一環として、杉並区交流協会と「災害時における語学ボランティアの派遣に関する協定」(平成12年4月12日)を締結している。【別冊・資料69】

4) 杉並区社会福祉協議会との協定

杉並区社会福祉協議会と「災害時におけるボランティア活動に関する協定」(平成18年3月1日)

風水害編 第3部 災害応急・復旧対策計画
 第3章 応援協力・派遣要請
 第1節 相互応援協力
 を締結している。【別冊・資料70】

5) その他公共的団体等との協力体制の確立

区は、災害応急対策業務について、区内の日赤奉仕団、商工会議所、女性団体等の公共的団体及び区民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災市民組織等の協力が得られるよう、平素から連絡を密にし、協力体制の確立に努めるものとする。

さらに、これらの団体の協力業務及び協力方法を定め、その内容の周知徹底を図っていく。
 これらの団体の協力業務の主なものは次のとおりである。

異常現象、災害危険箇所等を発見した場合に、区及び防災関係機関に通報すること。

災害に関する予報その他の情報を地域住民に伝達すること。

災害時における広報、広聴活動に協力すること。

震災時における出火防止及び初期消火に協力すること。

避難誘導、震災救援所内等の被災者の救助業務に協力すること。

被災者に対する炊き出し、救助物資の配分等に協力すること。

被害状況の調査に協力すること。

被災区域内の秩序維持に協力すること。

り災証明書交付事務に協力すること。

その他の災害応急対策業務に協力すること。

第7 協定締結先民間団体等との連携体制の強化

区は、災害応急対策の万全を期するため、災害時に民間団体等の積極的な協力が得られるよう協力体制の確立に努めており、現在下記のとおり民間団体等と協定を締結し、災害時の協力業務及び方法などを定めている。

災害時の協力業務内容	民間団体等	締結日	別冊・資料
米穀類の提供	杉並米穀小売商組合連合会	H 8.3.1	資料28
炊き出し労務の提供	東京都麺類協同組合杉並支部	H 8.3.1	資料29
	東京都麺類協同組合荻窪支部	H 8.3.1	資料30
	荻窪蕎麦商組合	H 8.3.1	資料31
炊き出し用燃料の提供	東京都エルピーガス協会山ノ手支部	H 23.3.23	資料53
寝具類の提供	(有)安田商会	H 8.3.1	資料61
基準価格による畳替え等	東京畳工業協同組合杉並支部	H 8.3.1	資料62
道路障害物の除去作業	杉並建設業協会	H 17.4.1	資料46
	杉並土木災害防止協会	H 17.4.1	資料47
	杉並造園環境改善災害防止協会	H 18.12.11	資料48
緊急輸送業務	東京都トラック協会杉並支部	H 8.3.1	資料51
緊急車両用燃料等の供給	東京都石油商業組合杉並中野支部	H 23.3.23	資料52
仮設住宅用地のあっ旋等	東京中央農業協同組合	H 12.2.1	資料66

風水害編 第3部 災害応急・復旧対策計画
 第3章 応援協力・派遣要請
 第1節 相互応援協力

災害時の協力業務内容	民間団体等	締結日	別冊・資料
入浴機会の提供等	東京都公衆浴場商業協同組合杉並支部	H8.5.1	資料54
葬祭用品の供給等	全東京葬祭業連合会	H13.11.12	資料73
	東武葬祭業協同組合		
	東都聖典協同組合		
	山手葬祭協同組合		
	全日本冠婚葬祭互助協会	H13.11.12	資料74
災害時の優先放送	(株)ジェイコム東京	H18.6.28	資料72
被災住宅の応急修繕等	杉並区小規模建設事業団体連絡会	H23.12.29	資料68
し尿処理	(株)西原環境	H17.12.6	資料55
	吉川商事(株)	H17.12.6	資料56
	環衛(株)	H17.12.6	資料57
	宗村昭三郎	H17.12.6	資料58
応急物資の優先供給等	サミット株式会社	H20.2.1	資料63
	杉並区商店会連合会	H21.2.12	資料64
	杉並区商店街振興組合連合会	H21.2.12	資料65
震災救護所の応急点検等	杉並建設防災協議会	H21.10.29	資料49
理容サービス	東京都理容生活衛生同業組合杉並支部	H21.11.25	資料60
震災救護所の運営協力	杉並建物総合管理事業協同組合	H23.3.29	資料50
福祉救護所の開設等	社会福祉法人浴風会	H18.3.30	資料37
	社会福祉法人サンフレンズ	H20.3.28	資料38
	社会福祉法人東京都知的障害者育成会	H20.3.28	資料39
	社会福祉法人杉樹会	H21.3.19	資料40
	医療法人財団河北総合病院	H22.1.21	資料41
	社会福祉法人鷺足津福祉会	H22.2.1	資料42
	社会福祉法人救世軍社会事業団	H23.2.1	資料43
	医療法人社団松永会	H23.2.1	資料44

第2節 自衛隊の災害派遣 <水害応急対策室・災害対策本部、自衛隊>

区長は、災害が発生し、人命又は財産の保護のため必要があると認めた場合は、都知事に対して自衛隊の災害派遣を要請するものとする。

本節においては、これら自衛隊の災害派遣について必要な事項を定める。

第1 派遣方法

自衛隊の災害派遣は、災害の様相から次の4つの派遣方法がある。

- 1) 災害が発生し、区長から都知事へ派遣要請が行われ、それに基づき人命又は財産の保護のため必要があると認めて都知事が自衛隊に派遣要請をした場合。
- 2) 災害がまさに発生しようとしている場合又はその恐れのある場合で、区長から都知事へ派遣要請が行われ、それに基づき災害予防のため必要があると認めて都知事が自衛隊に派遣要請をした場合。
- 3) 災害に際し、その事態に照らし、特に緊急を要し、都知事からの派遣要請を待ついとまがないと認めて、自衛隊が自主的に派遣する場合。
- 4) 防衛省の施設又はそれらの近傍に災害が発生したとき、自衛隊が自主的に派遣する場合。

第2 派遣要請の手続き等

1) 災害派遣の要請

区長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、都知事（総合防災部防災対策課）に対し、次に掲げる事項を明らかにした文書をもって自衛隊の災害派遣を要請する。ただし、緊急を要する場合にあっては、とりあえず電話又は口頭をもって要請し、事後速やかに文書を送達するものとする。

災害の状況及び派遣を要請する理由

派遣を希望する期間

派遣を希望する区域及び活動内容

その他参考となるべき事項（希望の派遣人員、車両、航空機等の概数）

2) 通信途絶時の派遣要請

区長は、通信の途絶等により知事に対して災害派遣を要請できないときは、直接部隊等に通報するものとし、事後所定の手続きを速やかに実施する。

風水害編 第3部 災害応急・復旧対策計画

第3章 応援協力・派遣要請

第2節 自衛隊の災害派遣

3) 緊急の場合の連絡先

部隊名 (駐屯地)	連絡先	
	課業時間内	課業時間外
陸上自衛隊 第1師団司令部 (練馬) 〔都担当〕	第3部長又は同部防衛班長 (3933)1161 内線：238・269 F A X：713 都防災無線電話：76611	師団司令部当直長 (3933)1161 都防災無線電話：76615
陸上自衛隊 第1普通科連隊 (練馬) 〔杉並区担当〕	第3科長又は運用訓練幹部 (3933)1161 内線：516 F A X：740 都防災無線電話：76611	部隊当直司令 (3933)1161 内線：734 F A X：740 都防災無線電話：76611

第3 災害派遣部隊の受入態勢

自衛隊の災害派遣が決定又は実施された場合、区長は次の事項に留意して派遣部隊の活動が十分に行われるよう受入態勢を整える。

1) 連絡員の受入れ

自衛隊から連絡調整のため早期に派遣される連絡班(連絡幹部を含む2～3名)を区水害応急対策室又は災害対策本部に受入れ、被害状況に関する情報交換を行うとともに、救援活動の実施要領、作業計画、派遣部隊の進出経路、活動拠点及び宿泊場所等について直ちに必要な調整を行う。

2) 他の災害救助復旧機関との競合重複の排除

区長は、自衛隊の活動が他機関と競合重複せずに重点的・的確・効率的な作業分担となるよう配慮するものとする。

3) 作業計画及び資器材の準備

区長は、自衛隊の応急救護活動に関して、先行性のある計画を樹立するとともに、応急救護活動に必要な資器材をあらかじめ準備し、また、施設の使用に際して管理者の了解を取りつけておくものとする。

4) 宿舍等の配慮

区長は、派遣された部隊が効率的かつ円滑に活動できるよう区立施設等を宿舍として提供するなど、必要な設備について可能な限り配慮するものとする。

5) 住民の協力

派遣部隊の活動に対し、周辺住民の積極的な協力を求める。

風水害編 第3部 災害応急・復旧対策計画

第3章 応援協力・派遣要請

第2節 自衛隊の災害派遣

第4 災害派遣部隊の活動範囲及び活動内容

1) 災害派遣部隊の行う救援活動の目的

災害派遣部隊は、危険な状態にある多数の人命を救助し、被災者を混乱から回復させ勇気づけるとともに、関係機関の機能を早期に回復し、その復旧活動の端緒を開き、国民の生命及び財産の保護に寄与することを目的として、人命救助を最優先とした各種活動を行う。

2) 救援活動全般の方針

陸上自衛隊第1普通科連隊(練馬)は、発災後、速やかに東京都23区内に対する即時救援活動を実施する。

その後、引き続き応急救援活動を行い、状況の推移に応じ、所要の部隊の増援を受け、被災地域の応急復旧及び民生支援を主体とする組織的救援活動に移行する。この際、道路の障害物除去・関係機関に対する支援が対処可能な部隊(支援・増援部隊を含む。)をもって継続的に実施する。

3) 平常時及び発災時の連絡調整

陸上自衛隊第1普通科連隊(練馬)が担任する。発災後、状況により上級部隊(方面総監部、師団司令部等)が一元的に実施することがある。

発災後、直ちに連隊から連絡班を区災害対策本部に派遣し、所要の連絡調整及び情報収集にあたらせる。また、状況に応じて偵察班を編成、派遣し、所要の連絡調整及び情報収集を行う。

4) 救援活動の規準及び内容

下記の規準及び内容は、国及び都との調整に基づき、被災地全域に対して行う可能性のある活動の全部であり、状況により活動の内容、地域、程度は異なる。

即時救援活動

緊急の事態にある人命の救助を重視し、次の基準により実施する。

ア) 救出・救援

- ・倒壊家屋、崖崩れ等からの救出
- ・火災現場からの救出(能力の範囲内)
- ・交通(鉄道・高速道路等)途上の被災者の救出
- ・倒壊家屋・落下物等による負傷者に対する応急救護

イ) 避難の救助

- ・火災・有毒ガスの発生、堤防の決壊等に関する情報の収集・伝達
- ・避難者の誘導及び輸送
- ・消火活動又はその支援

応急救援活動

ア) 人命救助

即時救援に引続き、放置すれば生命に危険が及ぶ状態にある孤立者・傷病者に対する救出・救護を重視し、次の基準により実施する。

- ・倒壊家屋、地下街、水没地域等に取り残された孤立者の救出
- ・災害による行方不明者の捜索・救出

風水害編 第3部 災害応急・復旧対策計画

第3章 応援協力・派遣要請

第2節 自衛隊の災害派遣

・救急患者・医師・救援物資等の輸送

・消火活動又はその支援

イ) 二次災害の防止

火災・爆発等の再発、浸水地域の拡大等による死傷者の発生防止を行う。

・決壊した堤防の締切、土のうの作成・運搬・積込み等の水防活動

・火薬類・爆発物等の危険物の保安措置及び除去(半壊建物の解体作業を含む)

・流出油のせき止め

ウ) 民生支援

主として避難地域に集合した被災者を対象に、関係機関の準備する補給品・資材によることを原則として支援活動を行う。

・給水及び配水

・炊飯及び給食

・避難者の輸送

・救援物資の輸送・配分

組織的救援活動

被災者に対して必要最小限の生活環境を整備し、混乱からの回復を図るとともに、復旧活動への意欲を振起させることを重視し、次の基準により実施する。

ア) 民生支援

・給水・配水及び入浴

・炊飯及び給食

・救援物資の輸送・配分

・被災者等の輸送

・防疫活動

・その他

イ) 普及支援

・倒壊・焼失・浸水及び埋没地域の整理

・建築資器(機)材、応急施設資器材等の輸送

・道路又は水路の障害物除去、応急橋りょうの設置

ウ) 災害による行方不明者の捜索

エ) その他、関係機関が行う遺体収容作業の支援等

第5 経費負担

都地域防災計画の自衛隊災害派遣要請計画に定めるところによる。

第6 派遣部隊の撤収要請

区長は、自衛隊災害派遣の目的が達成された場合又はその必要がなくなった場合に、派遣部隊の撤収を要請するものとする。

風水害編 第3部 災害応急・復旧対策計画
第3章 応援協力・派遣要請
第2節 自衛隊の災害派遣

第4章 警備・交通規制

災害が発生し、又は発生する恐れがあるときは、様々な社会的混乱及び道路交通の混乱の発生が予測される。このため、住民の生命・身体・財産の保護及び各種の犯罪の予防、取締り並びに交通秩序の維持、その他被災地における治安の万全を期することが必要である。

本章では、警察署による警備、交通規制等について明らかにする。

杉並警察署	高井戸警察署	荻窪警察署
(電話) 3314 - 0110	(電話) 3332 - 0110	(電話) 3397 - 0110
(F A X) 3318 - 5870	(F A X) 3332 - 0129	(F A X) 3301 - 5950

第1節 警 備 <警視庁>

災害が発生し、又は発生する恐れがある場合、速やかに警察は総力をあげて住民の生命の安全確保、各種の犯罪の予防、取締り、その他公共の安全と秩序の維持活動等を行う。

本節においては、警備態勢、警備活動及び緊急通行車両等の確認事務について必要な事項を定める。

第1 風水害時の警備態勢

風水害時の態勢は、警視庁が準備態勢、注意態勢、警戒態勢、非常態勢の4段階に分けて発令する。ただし、発令がない場合であっても、各警察署長において必要と認めるときは、管内情勢に応じて各段階の態勢をとることができる。

第2 警備活動

災害が発生した場合には、全力を尽くして被災者の救出、救護に努めるほか、現場広報を活発に行うとともに、交通規制、街頭活動の強化等の応急対策を実施する。その際の警察活動は、概ね次のとおりとする。

- 1) 河川及び沿岸水域その他危険箇所の警戒
- 2) 災害地における災害関係の情報収集
- 3) 警戒区域の設定
- 4) 被災者の救出、救護
- 5) 避難者の誘導
- 6) 危険物の保安
- 7) 交通秩序の確保
- 8) 犯罪の予防及び取締り
- 9) 行方不明者の調査
- 10) 死体の見分(検視)

風水害編 第3部 災害応急・復旧対策計画

第4章 警備・交通規制

第1節 警備

第3 その他

1) 警戒区域の設定

災害現場において、区長若しくはその職権を行う区の職員が現場にいないとき、または、これらの者から要求があつて防災上必要と認めるときは、警戒区域を設定するとともに、直ちにその旨を区長に通知する。

2) 区に対する協力

区長から災害応急措置の必要により、警察官の出動を求められた場合は、避難誘導、人命救助等の警備活動に支障のない限り警備部隊を応援出動させる。

なお、要請がない場合であっても、事態が急を要するときは、積極的に災害応急活動を実施する。

区の緊急通行車両については、優先通行等の便宜を供与し、災害対策活動が迅速に行えるよう努める。

被災者等に対する救助業務については、災害の初期における可能な限りこれに協力することとし、状況に応じて逐次警察本来の活動に移行する。

災害時における道路交通の確保は、負傷者の搬送、緊急物資の輸送等、救援・救護活動の基礎となるものであり、極めて重要である。

本節においては、交通規制態勢、交通情報の収集、交通規制措置等災害時における道路交通の確保について必要な事項を定める。

第1 風水害時の交通規制態勢

- 1) 被災地及び周辺は交通の混乱を生じ、かつ危険箇所が多いので、速やかに危険箇所の表示、局部的な通行禁止、一方通行、う回等適切な交通規制を行い、交通秩序の維持に努める。
- 2) 交通の障害となっている倒壊樹木、壊流物、垂下電線等の除去及び道路、橋りょう等の応急補修並びに排水等の応急対策については、関係機関に連絡し、復旧の促進を図る。

第2 交通情報の収集

各警察署は、道路障害及び交通規制の実施措置を円滑に進めるため、交通情報の収集に努め、次の事項を調査のうえ最高警備本部、方面警備本部に報告するとともに区本部に通報する。

- 1) 鉄道、駅等の交通機関の被害状況及び復旧の見通し
- 2) 主要道路、橋りょう等の被害状況及び復旧の見通し
- 3) 交通規制の実施状況
- 4) その他必要な事項

第3節 緊急通行車両等の確認 <警視庁>

災害時、応急対策の実施に必要な緊急輸送を確保するため、交通規制により、一般車両の交通が禁止、制限され、この規制措置のもとで、緊急通行車両等を優先して通行させることとなる。

このため、災害応急対策に従事する緊急通行車両等であることの確認を行うことが必要とされる。

本節では、緊急通行車両等の確認について、必要な事項を定める。

第1 確認対象車両

次の業務のいずれかの一つに従事する車両をいう。

- 1) 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に使用されるもの
- 2) 消防、水防その他応急措置に使用されるもの
- 3) 被災者の救援、救護その他の保護に使用されるもの
- 4) 被災児童及び生徒の応急教育に使用されるもの
- 5) 施設及び設備の応急復旧に使用されるもの
- 6) 清掃、防疫その他保健衛生に使用されるもの
- 7) 犯罪の予防、交通規制その他被災地における社会秩序の維持に使用されるもの
- 8) 緊急輸送の確保に使用されるもの
- 9) 前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防御又は拡大の防止措置のために使用されるもの

第2 緊急通行車両等の確認

災害発生時における緊急通行車両等の確認事務は、警視庁が行う。

1) 事前の確認

警視庁交通部長

2) 災害現場での確認

交通部長又は警察署長

警備活動に従事する方面本部長、現場警備本部長、交通機動隊長

3) 確認代行者

杉並区内警察署における確認事務は、各警察署交通課長（交通係長）が代行することとする。

4) 確認申請の手続

車両の使用者は、緊急通行車両等確認申請書に輸送目的、経路その他所定の事項を記載のうえ申請し、緊急通行車両等としての確認を受けたときは、災害対策基本法施行規則等に定める証明書及び標章の交付を受けるものとする。【別冊・資料 96、97】

なお、緊急やむを得ない場合においては、口頭による申請により交付を受けることができる。

風水害編 第3部 災害応急・復旧対策計画

第4章 警備・交通規制

第3節 緊急通行車両等の確認

第3 緊急通行車両等の事前届出制度

事前届出制度は、災害発生時に災害応急対策等を実施するため運転する計画がある車両について、事前に届出を行い、緊急通行車両等であることの審査を済ませておくことにより、災害発生時における確認事務の省力化、効率化を図ろうとするものである。

1 申請先

対象となる車両の使用の本拠地を管轄する警察署

2 届出済証の交付

申請された事前届出書は、要件に該当した場合には届出済証として申請者に交付される。届出済証は色分けにより2種類に分けられている。

桃色

災害発生直後の災害応急活動期から確認を行う。(災害発生直後の救命・救助又は緊急道路障害物除去活動等に従事する車両に限定して交付)

白色

災害応急活動期経過後に確認を行う。(食料等の生活関連物資の輸送車両等に交付)

3 災害発生時の確認申請

車両の使用者が警察署、交通機動隊又は高速道路交通警察隊の隊本部、交通検問所等に届出済証を提示の上申請する。

届出済証の交付を受けている車両は、届出済証の交付を受けていない緊急通行車両の確認申請に優先して確認を行い、確認のための必要な審査は省略する。

風水害編 第3部 災害応急・復旧対策計画
第4章 警備・交通規制
第3節 緊急通行車両等の確認

第5章 緊急輸送対策

災害応急対策の実施に必要な人員及び物資の輸送は、災害対策の基幹となるものであり、輸送手段の確保と搬送体制の確立が図られなくてはならない。

第1節 輸送拠点の確保 <水害応急対策室・災害対策本部>

1) 搬送方法等の受援体制(支援物資等受入拠点の選定)

災害時には、道路障害や交通混雑のため、陸上輸送が困難となることが予測される。このため、ヘリコプターによる救援物資や人員の緊急輸送を考慮して、支援物資等受入拠点となりうる次のヘリコプター災害時緊急離着陸場候補地の中から、災害時には区が、安全性等を確認して使用を決定することとする。

なお、使用決定後、区は必要な物資等を都、他府県、スクラム支援自治体等に要請する。都はヘリコプター運用機関(警視庁・東京消防庁・自衛隊)に対して出動要請を行う。

また、区内に安全な支援物資等受入拠点を確保できない場合は、都が他の区市町村と調整して、他の自治体内にある候補地の使用を決定する。

また、受け入れた支援物資は、原則地域内輸送拠点を經由して避難所等に輸送される。

	住 所	着陸展開面(m)	着陸可能機種
区立井草森公園運動場	杉並区井草4-12-1	110×60	中型
都立和田堀公園競技場	杉並区大宮2-26	100×80	〃
済美山運動場広場	杉並区堀ノ内1-15	100×50	〃
遊び場102番(旧NHK運動場)	杉並区久我山2-2-1	200×80	〃
桃井原っぱ公園	杉並区桃井3-8-1	150×80	〃
区立柏の宮公園 ¹	杉並区浜田山2-5-1		
区立馬橋公園	杉並区高円寺北4-35-5		
区立杉並第二小学校	杉並区成田西3-4-1		
区立杉並第十小学校	杉並区和田3-55-49		
区立高円寺中学校	杉並区高円寺北1-4-11		
区立西宮中学校	杉並区宮前5-1-25		
区立桃井第二小学校	杉並区荻窪5-10-25		
区立桃井第五小学校	杉並区下井草4-22-4		
区立松庵小学校	杉並区松庵2-23-24		
区立井草中学校	杉並区上井草3-20-11		

¹表中の「¹」は東京消防庁との覚書によるヘリコプター緊急離着陸場を示す。区は、平成19年4月、東京消防庁杉並消防署及び荻窪消防署と「東京消防庁ヘリコプター緊急離着陸場としての杉並区が所管する施設の使用に関する覚書」をとりかわし、新たにヘリコプター緊急離着陸場10箇所を指定した。また、平成21年度より、ヘリコプター緊急離着陸場に指定されている小、中学校及び公園、グランド事務所等の屋上にヘリサインの整備を行っている。

2) 地域内輸送拠点の選定

災害時において、より効果的な緊急輸送を図るために、輸送拠点となる施設をあらかじめ指定する。輸送拠点は、区の地域における支援物資の受け入れ拠点であり、支援物資を受入拠点から避難所等に配分・輸送する際の拠点でもある。

区は、次の施設を災害時の地域内輸送拠点として指定している。

- ・ 区立永福体育館（杉並区永福3 - 51 - 17）
- ・ 区立上井草スポーツセンター（杉並区上井草3 - 34 - 1）
- ・ 区立高円寺体育館（杉並区高円寺南2 - 36 - 31）

なお、災害の規模によっては、複数の地域内輸送拠点が必要になる場合も想定されるので、今後、交通の利便及び集積スペース等を勘案しながら、民間施設を含めた選定作業を進める。

3) 輸送車両等の確保

区の災害応急対策にあたっては、区有車を優先して使用する。

区有車の現況は、【別冊・資料98】のとおり。

また、東京都トラック協会杉並支部との「災害時における緊急輸送業務の協力に関する協定」に基づき調達する。【別冊・資料51】

車両用燃料についても、「災害時における緊急車両用燃料等の供給に関する協定」に基づき、東京都石油商業組合杉並中野支部から調達する。【別冊・資料52】

風水害編 第3部 災害応急・復旧対策計画

第5章 緊急輸送対策

第2節 輸送方法の確保

第2節 輸送方法の確保 <救援本部水害応急対策室・災害対策本部>

1) 輸送車両の配車

配車方針

配車にあたっては、災害状況や輸送目的等に基づき緊急度を考慮し、優先順位を付けて効率的に運用する。

順位	輸送内容及び目的
第1順位	情報収集要員の輸送、救出・救護要員及び救出器具等の輸送、負傷者等救急輸送、医療要員及び応急医療用資器材の輸送
第2順位	応急危険度判定要員の輸送
第3順位	震災救援所等開設要員の輸送、緊急道路障害物除去要員の輸送
第4順位	応急給水のための輸送、遺体及び棺等の輸送、災害時要援護者の移送
第5順位	その他救援物資・備蓄物資の輸送等

配車手続き

災対各部において車両を必要とするときは、車種、トン数、台数、引き渡し場所、日時等を明示の上、救護部本部、救護部の経理隊に請求する。また、避難所が開設されたときは、必要に応じて避難所に専用車両を配車し、ボランティアを含めた避難所の職員が、直接食料等集積地や備蓄倉庫等から救援物資等を調達する。

救護部本部、救護部の経理隊は、庁有車の活用を優先する。必要に応じて、都や協定先に応援又は配車のあっ旋を要請し、車両及び要員を確保する。

区有車の現況は、【別冊・資料98】のとおり。

東京都トラック協会杉並支部との「災害時における緊急輸送業務の協力に関する協定」は【別冊・資料51】のとおり。

車両の表示

緊急輸送車両については、あらかじめ警察署長の確認を受け災害対策基本法施行規則等に定める標章及び確認証明書の交付を受け、出勤の際、携行するものとする。

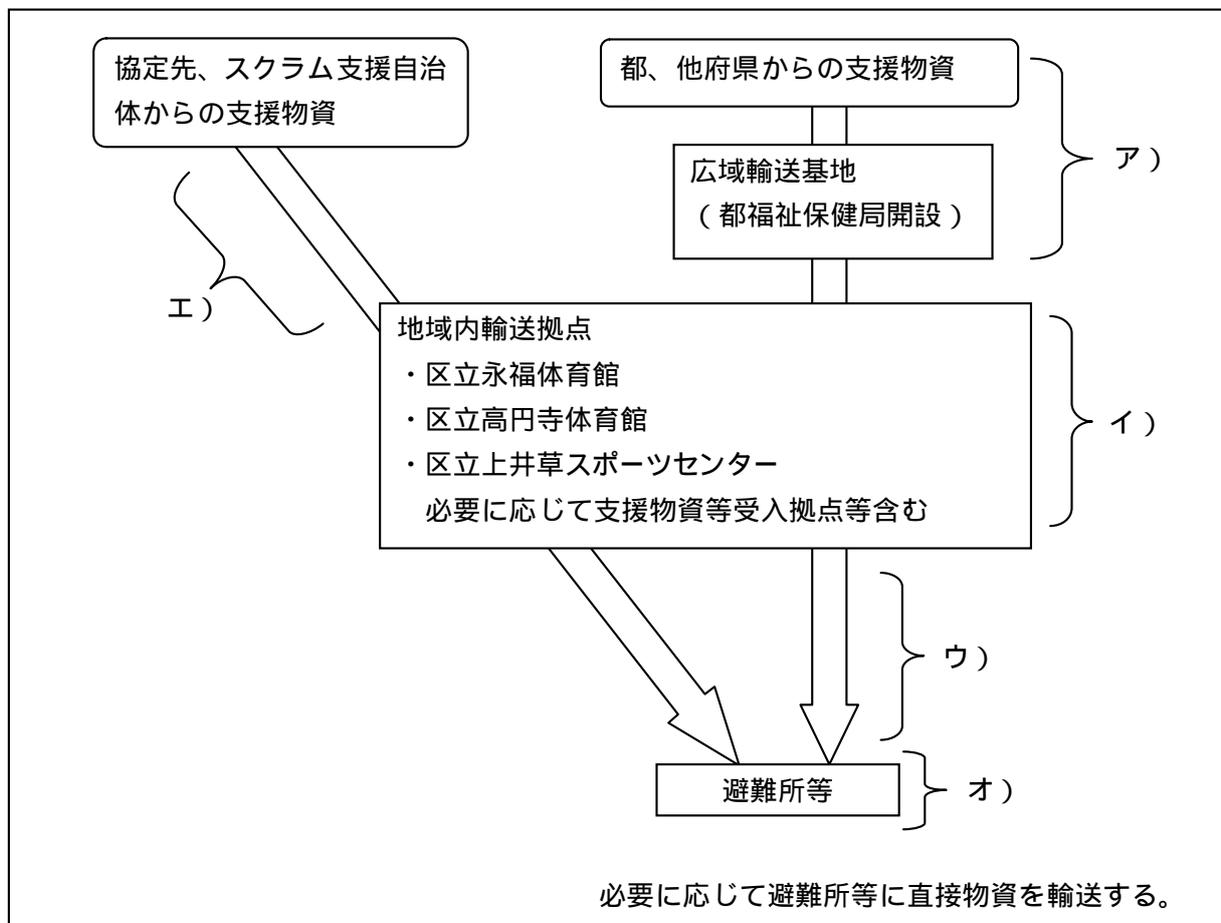
燃料の確保

車両用燃料について、「災害時における緊急車両用燃料等の供給に関する協定」に基づき、東京都石油商業組合杉並中野支部から調達する。【別冊・資料52】

2) 支援物資等の輸送経路

救護部本部、救護部の経理隊は支援物資及び搬送に係る人員を輸送する。輸送経路図は下記のとおり。

図表:輸送経路図



ア) 都、他府県からの救援物資は、原則都福祉保健局が地域内輸送拠点等まで搬送する。

イ) 支援物資受入拠点、地域内輸送拠点にて支援物資を受け入れる際には、受取、配分作業に係る要員の確保が必要となる。救護部本部、救護部は、必要に応じてボランティア等の人員を確保する。

ウ) 避難所等が開設されたときは、必要に応じて避難所等に専用車両を配車し、ボランティアを含めた避難所等の職員が、地域内輸送拠点や備蓄倉庫等から救援物資等を調達できる態勢の確立を図る。

エ) 協定先等の民間協力団体からの調達物資は、調達先の団体保有の車両の協力を得て区が搬送する。また、スクラム支援自治体からの救援物資については、原則、支援側の輸送とする。

オ) 要援護者の救助物資ニーズに対応するため、必要に応じてボランティアを活用して要援護者宅への物資を配送する。

第6章 救助・救急対策

第1節 救助・救急活動 <警視庁、東京消防庁>

第1 活動態勢

消防署、警察署は、それぞれの消防活動、警備活動方針によるほか、区水害応急対策室又は災害対策本部、医師会、病院等の医療機関と密接な連携を図り、傷病者の救助活動や搬送活動に備えて、救助・救急態勢をとる。

第2 消防機関による救助・救急活動

1) 活動態勢及び活動内容

関係機関との連携・協力態勢を確立し、救助・救急活動の万全を期するため、次の活動を行う。
救助・救急活動は特別救助隊及び救急隊が連携し、救助・救急資機(器)材を活用して組織的な人命救助・救急活動を行う。通常の消防力では対応が困難な救助事象に対しては、消防救助機動部隊(ハイパーレスキュー)の効果的な投入を行い、迅速な救助活動を実施する。
救助・救急活動に必要な重機等に不足を生じた場合は、関係事業者との協定等に基づく迅速な調達を図り、実効性のある活動を行う。

また、災害時の救助・救急活動においては、地域住民自身による救助・救急活動が不可欠であるため、災害時に地域住民も利用できる救助用資器材等を準備する。

救急活動にあたっては、消防署(所)に仮救護所を設置するとともに、救助・救急現場に現場救護所を設置し、医療関係機関、消防団員、災害時支援ボランティア等と連携し、救急資器材等を有効に活用して傷病者の救護にあたる。

傷病者の搬送は、救急救命士等のトリアージに基づき、緊急度の高い傷病者を最優先とし、救急車等を活用して、医療機関へ迅速に搬送する。

警視庁、自衛隊、防災市民組織等と連携協力し、救助・救急の万全を期する。

2) 傷病者多数発生時の活動

災害の状況等を判断し、安全かつ活動容易な場所に現場救援所を設置し、救助隊等と密接な連携を図り、効果的な救助活動を行う。

救護能力が不足する場合は、消防団員、災害時支援ボランティア、防災市民組織等に医療機関への自主的な搬送協力を求めるなど、関係機関との連絡を密にし、効率的な活動を行う。

3) 消防団、事業所の救出・救護活動能力の向上

消防署は、特別区消防団の応急救護資器材の整備を行うとともに、応急手当普及員の要請など、教育訓練の充実を図る。

消防署は、災害時に、消防団、区民及び事業所が、適切な応急手当を行える能力を身につけられるよう、応急救護知識及び技術を普及する。

消防署は、事業所の実態に応じた、組織、資器材を有効に活用した活動を行うため、自衛消防隊その他の従業員等の活動技術の向上を目的とした訓練の実施を推進する。

風水害編 第3部 災害応急・復旧対策計画

第6章 救助・救急対策

第2節 区民の自主救助活動能力の向上

第2節 区民の自主救助活動能力の向上 <水害応急対策室・災害対策本部>

第1 救助活動技術の普及・啓発

災害時には、広域的又は局所的に救助・救急事象の多発が予想されることから、区民による地域ぐるみの救助活動が必要となる。

このため、防火管理者、自衛消防隊員をはじめとして、防災市民組織関係者及び一般区民に対する、救出活動に関する知識及び技術の普及・啓発活動を積極的に推進する。

第2 応急救護知識及び技術の向上

災害時における多数の救急事象に対応するには、区民自ら適切な応急救護処置を行える能力を身につける必要がある。

このため、区民に対し応急救護知識及び技術を普及するとともに、事業所における応急手当の指導者を養成することにより、自主救護能力の向上を積極的に図る。

第7章 医療救護等対策

災害時、家屋の倒壊、窓ガラスの落下、火災等により、多数の負傷者が発生することが予想される。これら負傷者に対する医療救護活動は、直接人命を左右するものであり、迅速な対応が要求される。

このため、区は、各防災関係機関と連絡を密にし、負傷者等の救護に万全を期する必要がある。

本章では、救援部応急救護班等の編成及び活動、医薬品や搬送態勢の整備、保健衛生等について、必要な事項を定める。

第1節 医療救護活動 <救護部>

災害時に区民の生命、身体を守るため、応急医療体制の整備は極めて重要である。

本節では、医療救護班等の編成、活動について明らかにする。

第1 医療救護班等の編成

1) 編成方針

災害に伴う負傷者等に対する医療救護活動を迅速に行うため、杉並区医師会等は、区との協定に基づき医療救護班、歯科医療救護班、薬剤師班、接骨救護班をそれぞれ編成する。

この医療救護班等は、区の要請を受けて、区が設置する避難所等において、医療救護活動に従事する。各班の配置先及び役割分担等はあらかじめ明確に定め、初動医療体制等の確立を図る。

必要に応じて医療救護所 15ヶ所及び歯科医療救護所 4ヶ所を開設【別冊・資料 101】

2) 編成内容

医療救護所 1ヶ所：

ア) 医療救護班 3班 (1班につき、医師 3名、看護師又は保健師若干名、事務 1名)

イ) 薬剤師班 1班 (薬剤師 2名)

ウ) 接骨救護班 (接骨師 1名)

歯科医療救護所 1ヶ所：

歯科医療救護班 1班 (歯科医師 3名、歯科衛生士 1名、事務 1名)

3) 医療救護班

区は、災害時における医療救護活動を迅速かつ適切に行うために、杉並区医師会(以下「医師会」という。)と災害時の医療救護活動について協定を締結している。【別冊・資料 32】

医師会は、災害時に区の要請があったときは、直ちに保健医療センター内に医師会災害対策本部を設置するとともに、医療救護班を編成し、区が設置する避難所等に派遣する。【別冊・資料 101】

4) 歯科医療救護班

区は、災害時における歯科医療救護活動を迅速かつ適切に行うために、東京都杉並区歯科医師会

風水害編 第3部 災害応急・復旧対策計画

第7章 医療救護等対策

第1節 医療救護活動

(以下「歯科医師会」という。)と災害時の医療救護活動について協定を締結している。【別冊・資料33】

歯科医師会は、災害発生後概ね4日目以降に区の要請があったときは、歯科医療救護班を編成し、区が設置する避難所等に派遣する。また、初動時においても、区の要請があった場合は、歯科医療救護班を避難所等に派遣する。

5) 薬剤師班

区は、災害時における医療救護活動を迅速かつ適切に行うために、杉並区薬剤師会(以下「薬剤師会」という。)と災害時の医療救護活動について協定を締結している。【別冊・資料34】

薬剤師会は、災害時に区の要請があったときは、直ちに薬剤師班を編成し、区が設置する避難所等に派遣する。

6) 接骨救護班

区は、災害時における医療救護活動を迅速かつ適切に行うために、東京都柔道接骨師会杉並支部(以下「接骨師会」という。)と災害時の医療救護活動について協定を締結している。【別冊・資料35】

接骨師会は、災害時に区の要請があったときは、直ちに接骨救護班を編成し、区が設置する避難所等に派遣する。

7) 区災害対策本部救護部

区は、災害対策本部を設置したときは、杉並保健所内に救護部応急救護隊情報・庶務班及び衛生班を設置する。また、荻窪保健センター内に救護部応急救護隊荻窪保健活動班、高井戸保健センター内に救護部応急救護隊高井戸保健活動班、高円寺保健センター内に救護部応急救護隊高円寺保健活動班を設置する。荻窪・高円寺保健活動班は各6ヶ所、高井戸保健活動班は3ヶ所の医療救護所を所管する。

8) 東京DMATとの連携活動

消防署に仮設救護所を設置するとともに、現地での傷病者に対する処置に際して、東京DMAT連携隊を編成する。

初動時の救出救助に伴う医療救護活動について、必要に応じて東京DMATと連携した活動にあたるものとする。

第2 医療救護班等の活動

1) 初動期(災害発生から概ね3日以内)

医療救護班

- ・ トリアージの実施
- ・ 後方医療機関への転送の要否及び転送順位の決定
- ・ 中軽症者等に対する医療及び応急処置
- ・ 助産救護

風水害編 第3部 災害応急・復旧対策計画

第7章 医療救護等対策

第1節 医療救護活動

- ・死亡の確認
 - ・その他、遺体検索の協力等
- 薬剤師班
- ・負傷者、災害時要援護者等に対する調剤、服薬指導
 - ・避難所等における医薬品の管理等

歯科医療救護班

初動期には原則として設置しない。しかし、初動期においても歯科医療救護活動の必要性が高い場合には、区の要請に基づいて歯科医師会は歯科医療救護班を編成派遣し、法歯学上の協力等を行う。

接骨救護班

- ・医師の指示による負傷者の応急救護
- ・接骨救護

2) 初動期以降(災害発生から概ね4日以降)

医療救護班、薬剤師班、接骨救護班

避難所等を拠点に、地域を巡回して医療救護活動を行う。

歯科医療救護班

避難所等において、歯科診療・指導等を行う。また、必要に応じて地域を巡回して、歯科医療救護活動を行う。

第3 区災害対策本部救護部応急救護隊の活動

1) 情報・庶務班

情報・庶務班は、杉並保健所内において、国、都その他の防災関係機関、区内医療機関に関する情報収集、連絡調整、関係機関等への派遣要請及び、救護部全体の統括を行う。

また、各班との連絡調整、医療関係ボランティアの受入れ、災害医療資器材の管理等を行う。

2) 衛生班

衛生班は、杉並保健所内において、感染症担当、衛生担当、動物担当を設置する。また、衛生試験所内に検査担当を設置する。

感染症担当

感染症担当は、避難所等において健康調査、防疫指導、相談等支援を行う。感染症発生時には疫学調査の実施、保健指導の強化等、まん延防止の策を講ずる。

衛生担当

衛生担当は、避難所等の環境指導、飲み水、食品の衛生指導を行い、感染症、食中毒等の発生予防に努める。

動物担当

動物担当は、避難所等における動物保管や飼育の指導、また負傷動物救護所の設置等を獣医師会と連携して行う。

検査担当

風水害編 第3部 災害応急・復旧対策計画

第7章 医療救護等対策

第1節 医療救護活動

検査担当は、衛生担当、感染症担当と連携し、簡易検査・衛生指導・衛生検査を実施する。

3) 保健活動班

各保健活動班は、荻窪、高井戸、高円寺保健センターにおいて、管内避難所等の応急救護活動、必要に応じて医療救護所の設置・運営及び管内医療機関に関する情報収集、連絡調整、その他保健活動を行う。

また、避難者の健康管理や心のケアを目的として、保健師とボランティアとの協力による巡回体制を整備する。災害によるPTSDや避難生活の長期化による不安・不眠等に対する、健康相談所の開設及び巡回精神相談チーム等の専門相談機関の開設について検討を進める。

第4 都に対する派遣要請等

医療救護について必要と認めたときは、都福祉保健局に対し、医療救護班等の派遣を要請する。また、他地域、他縣市からの応援を依頼する場合は、都を通じて応援要請を行う。

第1 医薬品等の確保

災害時における医療救護活動で使用する医薬品等医療資器材については、医療救護所（15ヶ所）に災害救急ミニセット、災害救急接骨セットを、医療救護所のうち10ヶ所に災害救急助産セットを配備し、その保管充実を図る。【別冊・資料100】

第2 医薬品等の供給

医療・助産救護を実施するために必要な医薬品、医療資器材は、第一次的には区の備蓄する災害救急用医薬品等（ミニセット、助産セット、接骨セット）を使用する。

区の備蓄や医師会医療救護班が持ち寄る医薬品等で足りない場合、区は、薬剤師会に協力を要請して調達する。それでも不足する場合は、都に要請する。

1) 医薬品等の搬送

調達した医薬品の搬送は、食料等の搬送と同じ方法で行う。

2) 血液製剤の供給

後方医療機関から血液製剤が必要との要請を受けた場合、区は都福祉保健局に協力を要請する。都は、日赤東京都支部その他から調達し、同支部及び各血液センターに供給要請を行い、血液センターが献血供給事業団との密接な連絡のもとに、供給を実施する。

第3節 後方医療機関等への搬送 <救護部>

医療救護班は、医療又は助産救護を行った者のうち、医療機関へ転送する必要がある者（重症患者等）を後方医療機関へ搬送するよう区に要請する。

区は、医療機関の医療体制、構造設備、病床数等施設規模及び道路状況等を考慮し、あらかじめ後方医療機関を定めておく。【別冊・資料101】

また、医療救護所や後方医療機関の偏在に伴う搬送距離の問題や受け入れ体制などの課題を解決するために、後方医療機関以外の病院の活用も検討する。

第1 搬送体制

原則として、被災現場から医療救護所等までは区において対応し、医療救護所から後方医療機関までは区及び消防機関において対応する。

第2 搬送方法

区は、重症患者の後方医療機関への搬送を、原則として次の方法により行う。

- 1) 消防機関に搬送を要請する。
- 2) 区庁有車で搬送する。
- 3) 区職員及び消防機関職員、ボランティアにより担架等で搬送する。

第4節 防疫及び保健衛生 <救護部>

災害時においては、水道の断水、家屋の浸水、汚水のいっ水等により、感染症がまん延する恐れがある。このため、被災地の家屋内外その他の場所を消毒するとともに、感染症患者を早期に発見するために、各種の検査、予防措置及び応急的救助を実施する必要がある。

本節では、これら防疫及び保健衛生について、必要な事項を定める。

第1 防疫活動

区は、災害時において、避難所及び家屋の内外その他必要な場所の消毒、飲料水の衛生確保、食品の衛生管理等を行い、感染症の発生防止及びまん延の予防策を講じる。

1) 防疫対策の体制

区は、救護部応急救護隊の衛生班に、防疫対策として衛生担当、感染症担当を編成する。

炊き出し等の実施に際する使い捨て手袋等の着用励行、救援物資の温度管理、消毒液の配布をはじめとした衛生管理指導体制を構築する。

2) 衛生担当の活動

避難所及び家屋内外等の消毒

避難所におけるトイレや汚物集積所の清掃・消毒等、生活衛生の確保

被災者に対する食品・生活環境等の衛生指導

飲料水の衛生確保

3) 感染症の発生

感染症が発生したときは、直ちに救護部応急救護隊及び区本部に通報する。また、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」等に基づく措置を講じる。

後方医療機関への搬送体制を整えるとともに、都福祉保健局に通報する。

4) 協力要請

防疫活動の実施にあたり、区だけでは対応できないと認めるときは、東京都福祉保健局又は医師会等に協力を要請するものとする。

第2 防疫用機材等

初期防疫活動に使用するため、区は防疫用機材（エンジンスプレー及び手押式肩掛けスプレー）を備蓄する。

また、防疫（消毒）用機材等で不足する場合には、薬剤師会に協力を求めて調達し、さらに不足する場合には、都福祉保健局に要請する。

第5節 動物救護 <救護部>

災害時には、負傷動物が多数発生すると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難して行くことが予想される。また、飼い主の分からない動物が、放し飼い状態で地域を放浪することも考えられる。

区は、動物愛護及び公衆衛生上の観点から、これら動物の救護や適正な飼育について、都や東京都獣医師会杉並支部（以下「獣医師会」という。）等の関係機関、動物愛護ボランティア等との協力体制を確立し、適切に対応することが必要である。

第1 負傷動物救護所の設置

獣医師会は協力協定【別冊・資料 36】に基づき、動物医療救護班を編成する。この動物医療救護班は、区の要請を受けて、区が設置する避難所等において、動物医療救護活動に従事する。

当該救護所においては、負傷した動物に対する応急処置、後方動物医療施設（獣医師会会員病院）への転送判断と順位決定及び死亡確認等の動物に関わる救護活動を実施する。【別冊・資料 100】

必要に応じて負傷動物救護所 5ヶ所を開設【別冊・資料 101】

第2 避難所における動物の飼育管理

区内には現在約 2 万頭の犬が登録されており、災害時には、猫等も含めて多数の飼育動物が、飼い主とともに避難所に避難することになる。これらの動物が、避難所内で避難住民と共存するためには、飼い主自身が動物の飼育に責任を持つという飼い主責任の考え方を徹底するとともに、区としても対応策を検討する必要がある。

1) 飼育場所の確保と管理

区は、避難所（区立小・中学校）のグラウンド部分にテントを設置するなど、動物の飼育場所を確保するとともに、獣医師会、地域の都動物愛護推進員、杉並区どうぶつ相談員（動物適正飼養普及員）、ボランティア等の協力を得て、飼い主に対する適正飼育の指導を行う。飼い主は、ケージ等に収容した飼育動物をテント内に置き、給餌、清掃など全ての面で自らの責任において管理するものとする。

2) 関係機関への要請

区は、避難所における動物の飼育状況を把握し、必要に応じて資器材の提供や獣医師等の派遣について、都や関係機関等に要請する。また、都等が設置する保護施設への動物の転送及び譲渡についての必要な調整を行う。

3) 飼い主責任の徹底

避難所において、他の避難住民に配慮しつつ動物の適正な飼育を行うために、飼い主が平常時から以下の準備をするよう、広報等を通じて周知徹底を図る。

動物を収容するケージ、ペットフード、水、薬など非常持ち出し品の準備

うるさく吠えないなど基本的なしつけ

予防接種の徹底と排泄物の処置など衛生面の配慮

風水害編 第3部 災害応急・復旧対策計画

第7章 医療救護等対策

第5節 動物救護

鑑札（犬）や迷子札（猫）など身元表示の徹底

第3 飼い主の分からない動物の保護

飼い主の分からない動物の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、東京都動物愛護相談センターや動物愛護ボランティア等と連携しつつ、飼い主の搜索や一時保護に努める。

風水害編 第3部 災害応急・復旧対策計画
第7章 医療救護等対策
第5節 動物救護

第8章 避難者対策

災害が発生した場合、住民は情報を迅速かつ的確に把握し、自らの生命及び身体を守るため速やかに安全な場所に避難するなど、適切な防災行動をとることが重要である。しかし、要介護の高齢者、障害者、乳幼児、傷病者などの災害時要援護者にとって、適切な防災活動をとることは困難な場合が多いため、環境の整備や支援、情報の提供等が必要である。

第1節 地域における安全体制の確保

災害時において災害時要援護者が正しい情報や支援を得て、適切な行動がとれるようにするため、区は次のような施策の推進を通じて、平常時から防災市民組織や地域住民等による協力、連携体制の確立を図る。

第1 防災知識の普及・啓発

区は防災に関する啓発のしおりを配布するなど、災害時における要援護者の安全確保と防災知識等の普及啓発を図っている。また、外国人用に英語、中国語、ハングルを併記した「外国人のための生活便利帳」の作成・配布等を行っている。

第2 防災訓練の充実

防災訓練などの実施にあたっては、地域との連携により災害時要援護者に対する訓練を実施し、防災力の向上に努めていく。

第3 「地域のたすけあいネットワーク(地域の手)」の拡充・強化

高齢や障害などにより災害時に避難することが困難な災害時要援護者について、区が保有する福祉情報を整備し、「災害時要援護者原簿(以下「原簿」という。)」を作成する。

原簿の登載者は、介護保険認定者(要介護1～5)、身体障害者手帳所持者(1級～3級)、愛の手帳所持者(1度～3度)、精神障害者保健福祉手帳所持者(1級～3級)、難病患者、その他災害時に支援を希望する者とする。災害時には、区長の判断により、警察署、消防署、消防団に原簿を提供し、安否確認や救援などに活用する。

原簿をもとに、地域での実効性ある支援体制を確立する。

- 1) 原簿登載者に対する、地域のたすけあいネットワーク(地域の手)への登録勧奨を行い、登録者について「登録者台帳」を作成する。民生児童委員、警察署、消防署、消防団分団に平常時から登録者台帳を提供し、登録者の状況把握等に活用する。
- 2) 災害時に迅速な安否確認や効果的な避難支援を行うため、「避難支援計画」を策定するための取り組みを支援する。
- 3) 民生児童委員による登録者の「個別避難支援プラン」の作成を推進し、登録者一人ひとりの状況に合わせたきめ細かな支援の充実を図る。
- 4) 在宅人工呼吸器利用者に対し、個別支援計画を作成し、訪問看護ステーションを始めとした医療・保健・福祉サービス提供者間でこれを共有し災害時に適切に対応ができるようにする。

風水害編 第3部 災害応急・復旧対策計画

第8章 避難者対策

第1節 地域における安全体制の確保

第4 社会福祉施設等の安全対策

社会福祉施設等においては、避難誘導等が極めて重要であることから、消防署と連携し地域との連携や施設自体の防災行動力の向上を推進する。

1) 社会福祉施設等と地域の連携

施設と周辺の事業所、町会等との間及び施設相互間の災害時応援協定等の締結促進を図る。

2) 防災行動力の向上

社会福祉施設等の職員は、災害を想定した救出救護訓練を取り入れた自衛消防訓練を行うなど、施設の使用実態にあった訓練内容の充実に努める。

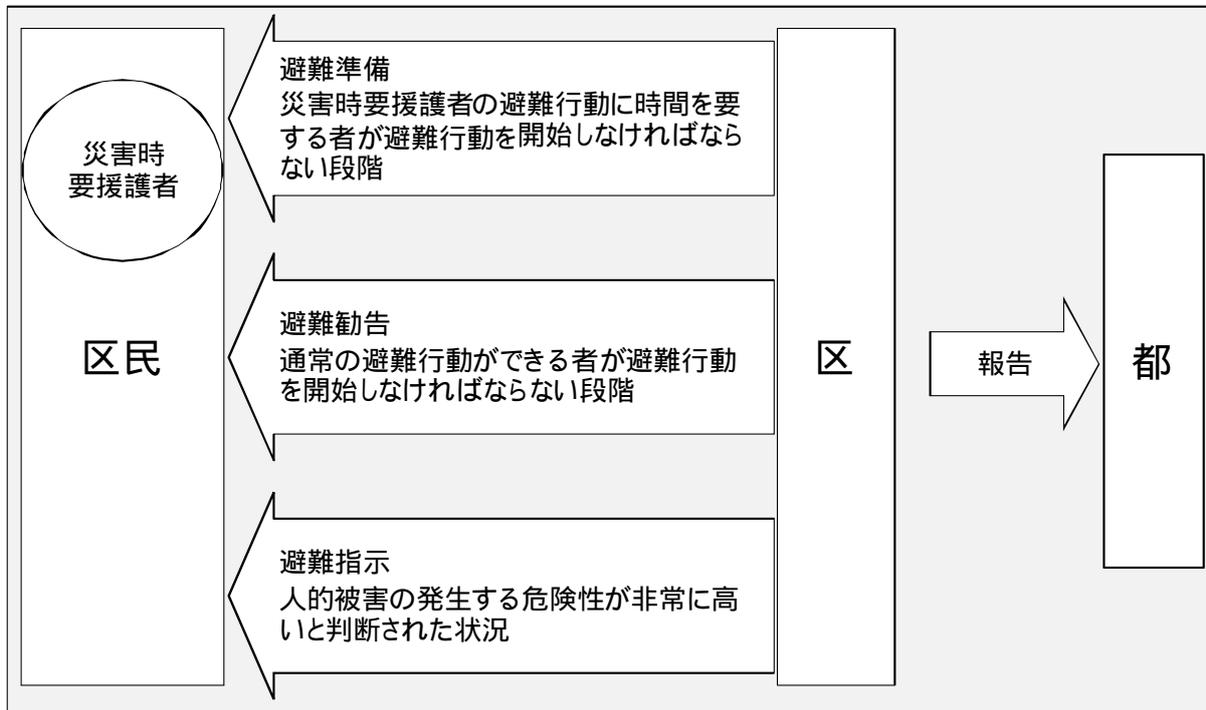
第5 災害時における対策

災害発生時には、災害の規模及び状況により、震災編第2部第9章を参考として、区が開設する避難所に要援護者を避難誘導し、避難生活に必要な救護等を行うとともに、避難所に避難せず在宅で生活をしている要援護者に対して必要な支援を行う。避難所での生活が困難な者については、区が避難状況等を勘案の上、必要に応じて第二次救護所を開設して救護を行う。

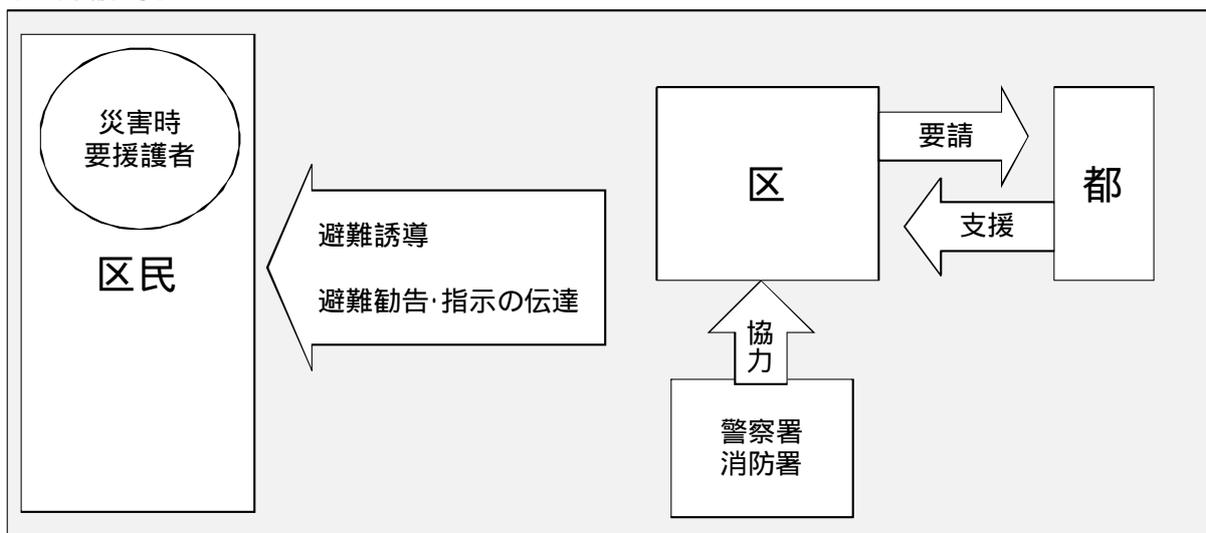
第1 避難態勢

杉並区の定める基本的な避難の方式を系統化すると次のようになる。

【避難勧告・避難指示】



【避難誘導】



各防災機関との情報通信連絡体制は、第3部2章のとおり

風水害編 第3部 災害応急・復旧対策計画
 第8章 避難者対策
 第2節 避難態勢
 第2 避難勧告及び指示

1) 避難勧告及び指示の基準

避難勧告及び指示は、原則として次のような場合に行う。
 河川が警戒水位を突破し、洪水の恐れがあるとき。
 河川の上流地域が水害を受け、下流地域が危険なとき。
 がけ崩れ等により著しい危険が切迫しているとき。
 避難の必要が予想される各種気象警報が発せられたとき。
 土砂災害警戒情報、神田川洪水予報が発せられたとき。
 短時間かつ局地的な集中豪雨等により、低地、地下空間等への急激な浸水危険があるとき。
 その他、住民の生命又は身体を災害から保護するため、必要と認められるとき。

2) 事前避難

また、上記による場合のほか、状況により、地域住民が自主的に又は警察官の誘導により、事前避難することができる。

区は、河川等のいっ水により、事前に避難を必要とする地域をあらかじめ調査しておき、危険が及ぶと認めるときは、指定した避難所に自主避難するよう指導する。特に、神田川や善福寺川などの中小河川では、急に水位が上昇しいっ水するおそれがあるため、建物の2階など高い場所への避難、地下室など危険な場所からの脱出、地下施設入口への止水板の設置など、安全を確保するための行動をとるよう指導する。

警察官は、災害が発生する恐れがあるときは、住民を早期に避難させ、特に高齢者、乳幼児、病人等はあらかじめ定められた避難所に避難できるよう誘導する。そのため、避難経路、方法等を事前に調査し、災害時に的確に誘導できるようにしておくものとする。

3) 勧告・指示の発令

機関名	内 容
杉並区	区の区域内において危険が切迫した場合に区長は、管轄警察署長及び消防署長と協議の上、要避難地域・避難先を定めて当該地域住民に対し避難の勧告又は指示をする。この場合直ちに都本部に報告し、住民へは警察署及び消防署等の協力を得ながら、防災行政無線や、広報車、エリアメール等により迅速かつ的確に伝達する。
警察署	現地において著しい危険が切迫しており、区長が避難の指示をすることができないと認めるとき、又は区長から要求があったときは、警察官が直接住民等に避難の指示をする。この場合直ちにその旨を区長に通知する。
消防署	消防署長は、人命に対する危険が著しく切迫していると認めるときは、当該地域住民に対して退去、出入禁止又は出入制限を行うものとともに、直ちに区長に通報する。
東京都	都知事は、水防法又は地すべり等防止法に基づく避難の指示を行うほか、災害の発生により区がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、避難のための立ち退きの勧告及び指示に関する措置の全部又は一部を区長に代わって実施する。

風水害編 第3部 災害応急・復旧対策計画

第8章 避難者対策

第2節 避難態勢

4) 警戒区域の設定

災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、住民の生命・身体を保護するため必要があると認めるとき、区長は警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の当該地域への立入りを制限若しくは禁止し、又は退去を命ずるものとする。

区長の職権を行使する区職員が現場にいない場合、又は区長から要求があったときは、警察官又は災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官が区長の職権を行使する。この場合直ちにその旨を区長に通知する。

第3 避難誘導

住民が避難場所へ避難する場合、避難住民の安全を確保するには、適切な誘導等を行うことにより混乱なく避難の実施を図る必要がある。

避難時の誘導態勢については、次のとおりとする。

機関名	内 容
杉並区	避難の勧告又は指示をした場合、警察署及び消防署の協力を得て、あらかじめ指定した避難所に避難者を誘導する。 災害時要援護者を優先的に避難させ、その安全を図る。
警察署	誘導経路(誘導距離は、概ね1km程度とする。)を、事前に調査検討して、その安全を確認しておき、誘導する場合は、危険箇所には標示、なわ張り等をするほか、要所に誘導員を配置するなど事故防止に努める。 また、夜間の場合には、照明器具を活用し、浸水場所等には、必要によりロープ等の資材を配置し、安全を期するものとする。
消防署	気象状況等を勘案し、最も安全と思われる避難方法についての情報を区及び関係機関に連絡するとともに、避難経路の安全確保に努める。

第3節 避難所の設置・運営 <水害応急対策室・災害対策本部>

災害によって住居が倒壊・焼失した被災者等に対しては、宿泊、給食、医療等の救援・救護を実施するため、避難所を開設し、受入・保護する必要がある。

本節では、風水害時における避難所の設置、運営等について、必要な事項を定める。

第1 避難所開設

洪水やがけ崩れ等が発生し、又は発生する恐れがあり、当該地域住民を避難させる必要があると認めるときは、区長は、警察署長と協議して、避難勧告・指示を発令するとともに、避難所を開設する。また、都市型災害対策緊急部隊で対応する休日・夜間等の緊急時には、部隊招集と同時に事前に指定した避難所の開設にあたる。

避難所における救援活動態勢及び避難所を開設したときの都等への連絡は、震災救援所の場合に準じている。また、防火担当責任者等の指定を行い、避難所の防火安全対策を図る。消防署は避難所に対する火災予防を指導する。

1) 開設場所

避難所には、区立全小・中学校及び区施設等を基本的にあてるが、現在の河川状況、杉並区洪水ハザードマップ【別冊・図2】からみて、まず浸水など災害状況に応じて被災地に近い区施設（杉並会館、荻窪地域区民センター、大宮中学校、杉並第二小学校、和田小学校）に開設するものとする。また、地域集会施設等で避難生活を行う場合に備え、管理運営受託業者との契約書・仕様書への必要事項の記載や、協定締結等を進める。

2) 受入基準

避難所の受入基準は、居室 3.3 m²あたり概ね 2 人とする。

3) 開設時期及び期間

被災者、負傷者等の発生状況、区内の被災状況等から区長が決定し、開設を発令する。

区長は、避難所を開設したときは、開設状況を速やかに都福祉保健局及び警察署、消防署等関係機関に連絡する。

避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合には、都知事の事前承認（厚生労働大臣の承認を含む。）を受ける。

4) 救援活動態勢

避難所には、区応急対策室救援本部又は災害対策本部救援部に属する職員を配置する。

避難所職員は、速やかに避難所を開設し、被災者の受入れ態勢を整えるとともに、開設状況等を区本部に報告する。

避難所において関係機関と協力し、概ね次の救援活動を行う。

ア) 災害関連情報の収集、伝達

イ) 受入被災者の記録、尋ね人等への対応

ウ) 災害時要援護者の安否確認、救援

エ) 受入被災者及び在宅被災者等に対する給食、給水、生活必需品の給・貸与

風水害編 第3部 災害応急・復旧対策計画

第8章 避難者対策

第3節 避難所の設置・運営

オ) 医師会医療救護班、接骨救護班等が行う医療救護活動の応援

カ) 高齢者、障害者等、避難所での生活が困難な者の、第二次救援所への移送

キ) 被災者の防疫、衛生に関すること

ク) 死体の捜索、収容、引渡し、仮埋葬に関すること

ケ) ボランティアの受入、配置

避難所において、区は、避難者の救援に必要な資機材等の確保に努める。また、治安確保のための町会・安全パトロール隊等による巡回体制の整備を図る。

区立小・中学校は、必要に応じて避難所の管理運営について連携して活動する。また、学校長は、区及び区教育委員会と協議の上、教職員の役割分担について定めるものとする。

第2 第二次救援所の開設

原則として、被災した区民の救援・救護は避難所で行うものとするが、高齢者、障害者等の災害時要援護者のうち、避難所での生活が極めて困難な者について、区が第二次救援所を開設して救援・救護を行うものとする。

26年度から済美養護学校を第二次救援所から福祉救援所に位置付ける。

1) 開設場所

済美養護学校(平成25年度まで)、地域区民センター(7カ所)を開設予定場所とし、被災状況及び避難状況・災害時要援護者の発生状況等を勘案して、必要な地域において開設する。【別冊・資料94】

2) 開設時期・順位等

開設時期等

避難所を設置した後、区長が被災状況、避難状況、災害時要援護者の発生状況、職員の参集状況等を考慮して、順次決定し、開設する。

区長は第二次救援所を開設したときは、開設状況を速やかに都福祉保健局及び地元警察署、消防署等関係機関に連絡する。

3) 救援活動態勢

第二次救援所には、区応急対策室救援本部又は災害対策本部救援部に属する職員を配置する。また、必要に応じて震災時の救援隊本隊の職員を動員する。

第二次救援所職員は、災害時要援護者の受け入れ態勢を整え、開設し、開設状況等を区本部に報告する。

第二次救援所における、主な救援活動は次のとおりである。

ア) 災害時要援護者に対する、給食、給水、生活必需品の給・貸与

イ) 災害時要援護者に対する、介護、保健、防疫、衛生に関すること

ウ) 災害時要援護者の付添人の受け入れ

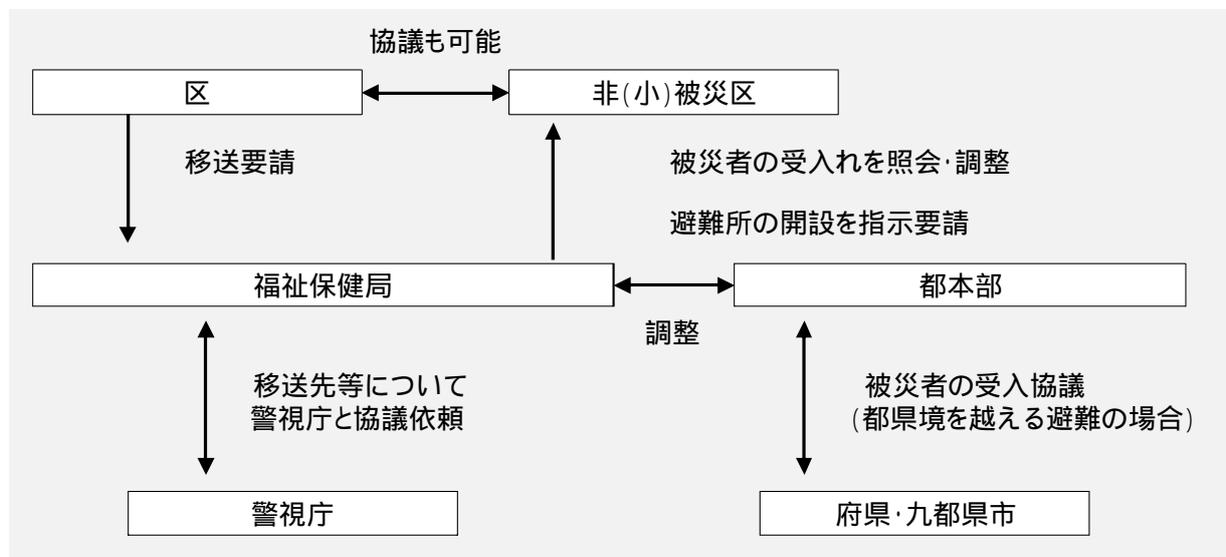
4) 管理・運営

管理・運営にあたっては、施設長、施設管理者と相互に緊密な連絡を取り合っている。

運営は、付添人やボランティアの協力を得ながら行う。

第3 被災者の他地区への移送

杉並区が定める被災者の他地区への輸送方法は次のようになる。



区長は、区が設置する震災救援所に被災者を受け入れることができないときは、被災者の他地区（非被災地若しくは小被災地又は隣接県）への移送について、都福祉保健局及び災害時協定締結区市町村等へ要請する。なお、災害時協定締結区市町村等々と受け入れについての協議した場合、その旨を都知事に報告する。

被災者の他地区への移送を要請したときは、区長は、区応急対策室救援本部又は災害対策本部救援部に所属する職員を移送先区市町村へ派遣するとともに、移送にあたり引率者を添乗させる。

移送先での被災者の救援、救護については、移送元の区市町村が移送先の区市町村の協力を得て実施する。

被災者の移送方法については、都福祉保健局が当該区市町村の輸送能力等を勘案して定め、都財務局が調達するバス、貨物自動車を中心に実施するが、区としても車両の確保について協力するものとする。

都及び災害時協定締結区市町村等から被災者の受入要請があった場合は、直ちに避難所等を開設し、受入態勢を整備する。

第9章 飲料水・食料・生活必需品等の供給

災害時における飲料水・食料品等の供給は、被災者の生命維持を図る上から極めて重要である。そこで、本章では、飲料水、食料、生活必需品等の確保・供給について明らかにする。

第1節 飲料水の確保 <水害応急対策室・災害対策本部、都水道局>

第1 給水

大規模な風水害が発生した場合（水道の供給が不可能となる、井戸等の汚染により現に飲料に適する水を得ることができない場合等）に、避難者等に飲料水を給付する。

都及び区市町村は、所管の地域についてそれぞれ給水計画を確立し、一体となって被災住民に対し飲料水の供給を行う。

給水量は、必要最小限として1日1人3リットルを確保するものとし、状況に応じて増量する。

第2 給水拠点の整備

風水害により応急給水の必要が生じた場合には、必要に応じて受水槽、浄水場(所)及び給水所のほか、応急給水槽についても施設の活用を図る。

また、災害時における安定供給を確保するため、給水所の新設、配水池容量の増強、送水管ルート複数化、配水管網の整備等を図る。

1) 受水槽の整備

区は、区立小中学校等に受水槽を設置している。また、緊急遮断弁、給水用の仮設水栓等の取り付けを行っている。これらの受水槽の水量は次のとおりである。

図表：受水槽の水量（平成25年4月現在）

区分	水量	受水槽数
小 学 校	約565m ³	42
中 学 校	約420m ³	23
保 育 室	約565m ³	1
幼 稚 園	約5m ³	1
計		67

2) 浄水場、給水所及び応急給水槽の整備

都・区間の役割分担のなかで、都水道局が設置・維持管理している給水拠点は、次のとおりである。

風水害編 第3部 災害応急・復旧対策計画
 第9章 飲料水・食料・生活必需品等の供給
 第1節 飲料水の確保

施設名	所在地	確保水量(m ³)
都水道局 杉並浄水所	善福寺3-28-5	800
都水道局 上井草給水所	上井草3-22-12	60,000
都水道局 和泉水圧調整所	和泉2-5-23	16,600
応急給水槽		
都立和田堀公園	大宮2-27	1,500
区立蚕糸の森公園	和田3-55	1,500
区立昭栄公園	高井戸西1-12	1,500
区立井草森公園	井草4-12-1	1,500
小規模応急給水槽		
区立馬橋公園	高円寺北4-35-5	100
合 計		83,500

第3 給水資器材の整備

都・区間の役割分担によって区民への給水は区が行うことになっている。そこで、浄水場、応急給水槽等から避難所等に搬送して給水するために必要な資器材を整備する。資器材は、震災救援所に対して配備されているものを活用する。

(平成25年5月現在)

区 分	整備状況	整備計画
ポリタンク(20ℓ)	1,425 個	1震災救援所あたり20 個
ビニールバケツ(3ℓ)	238,000 個	1震災救援所あたり3,500 個

風水害編 第3部 災害応急・復旧対策計画
 第9章 飲料水・食料・生活必需品等の供給
 第1節 飲料水の確保
 第4 給水拠点での都と区の役割分担

給水活動は、都水道局の支所及び営業所並びに水道緊急隊が、区と協力して行う。また、状況により必要がある場合は全局的に対応するほか、警視庁及び自衛隊等への応援要請も行う。

機関名	対策内容			
	給水拠点	車両輸送	仮設給水栓	
			応急仮配管	仮設供用水栓
区、施設管理者等	応急給水槽での資器材の設置 住民への給水活動	住民、施設利用者への給水活動	住民への給水活動 仮設給水栓の管理	
都水道局	給水拠点(浄水場(所)・給水所等)における資器材の設置	車両への注水 水の輸送	仮設給水栓の設置 応急仮配管及び仮設給水管を活用した場合の住民の給水活動(区と協力して実施)	

第5 目標水量

被災初期の段階で目標とする応急給水量は、1日1人当たり3リットルとする。杉並区内全体で83,700 m³の飲料水が確保されており、これは、区民約54万人の約52日分に当たる。なお、目標とする応急水量は、給水状況、復旧状況、住民の負担等を勘案しながら、段階的に増やしていくものとする。

第6 区の給水態勢

- 1) 応急給水は、給水対象地域、給水場所、給水予定量、給水資器材、給水従事人員、住民に対する広報等を具体的に定めて実施する。
- 2) 応急給水を実施するに際しては、必要な情報の収集に努め、運搬先等の優先順位を判断する。
- 3) 応急給水は前記給水拠点のほか、開設された避難所に給水拠点から飲料水を搬送し実施する。給水用資器材は備蓄倉庫から搬出し、搬送車両は区有車及び調達車両を使用する。
- 4) 被災状況等により、よりきめ細かな給水場所の配置が必要な場合は、応援態勢等給水態勢の整備状況を勘案して、公園や公共施設等を給水場所とすることも検討する。
- 5) 応急給水は、水害応急対策室救援本部又は災害対策本部救護部を中心に実施するが、災害規模の拡大等により人員に不足を生じる場合には、他の災対各部の応援のほか、防災市民組織やボランティア等の協力を求める。
- 6) 道路障害物除去の遅れ等により、給水所等からの搬送が困難な場合は、区立小・中学校等の受水槽を利用する。
- 7) 給水状況により、応急給水に対応できるスタンドパイプが既に導入されている震災救援所では、路上の消火栓に接続し、給水拠点を確保する。(平成27年度末までに全震災救援所に配備予定)

風水害編 第3部 災害応急・復旧対策計画
第9章 飲料水・食料・生活必需品等の供給
第2節 生活用水の供給
第2節 生活用水の供給

被災者の生命維持を図る上で、欠かせないのが、トイレや洗濯等に必要生活用水の確保である。避難所では、区立小・中学校のプールの水、河川水及び防災井戸の生活用水を活用する。また、必要に応じて下記の井戸を活用する。

第1 登録生活用水井戸

災害時に生活用水を確保するために、区民所有の井戸の登録制度を実施している。登録している井戸には、整備費の補助を行っており、今後も登録生活用水井戸の増加を促進していく。

現在登録している生活用水井戸【別冊・資料106】

第2 学校防災用井戸

震災救援所として指定する区立小・中学校 66校（旧若杉小含む）及び済美養護学校に防災用の井戸を設置し、被災者の避難生活が長期化した場合に備え、生活用水の安定確保に努める。

第3 区有施設の防災用井戸

区の防災活動の拠点となる施設や、震災時に区民の生活用水確保のため必要となる施設に防災用の井戸を設置し、被災者の生活用水を確保する。【別冊・資料107】

第4 公衆浴場の深井戸の活用

区は、東京都公衆浴場商業協同組合杉並支部と、飲料水及び生活用水の提供並びに被災者に対し応急的な入浴機会の提供を行うため、協定を結んでいる。【別冊・資料54】

また、区内6カ所の公衆浴場に、深井戸の揚水ポンプ用の非常用発電機の設置助成を行い、被災後速やかに水の補給及び入浴ができるよう整備している。【別冊・資料107】

風水害編 第3部 災害応急・復旧対策計画
 第9章 飲料水・食料・生活必需品等の供給
 第3節 食料の供給

第3節 食料の供給 <水害応急対策室・災害対策本部、都福祉保健局>

大規模な風水害が発生した場合、食品流通機構は一時的に麻痺状態を来すことが予測されるので、被災者に対して速やかに食料の配布ができるよう、平時から食料の確保に努めるとともに、調達・搬送を含めた体制を整えておく必要がある。

本節では、食料の備蓄及び配布について定める。

第1 食料の備蓄

区は、震災時用として震災救援所に備蓄されている食糧を、避難者等に給与する。備蓄量は下記のとおり。

対象	品目	必要量	合計	備蓄の状況 (平成25年5月現在)
0～6月	粉乳	各救援所 10人×5食×3日分×67カ所 = 10,050食(1食27g)	10,500食 (271kg)	12,864食 (648g・536箱) 347kg
7～11月	おかゆ	各救援所 10人×3食×3日分×67カ所 = 6,030食(1食30g)	6,030食 (181kg)	30,600食 280g10,200袋 (2,856kg) 1袋3食換算
災害時 要介護者	おかゆ	障害者 3,000人×3食 = 9,000食(1食90g) 高齢者(要介護認定者等)4,000人×3食 = 12,000食(1食90g)	21,000食 (1,890kg)	
1歳児	乾燥米	各救援所 20人×3食×3日分×67カ所 = 12,060食(1食33g)	12,060食	214,900食 5kg 4298箱 (21,490kg) 1食100g換算
65歳以上	乾燥米	22,000人×3食=66,000食(1食100g)	158,000食 (15,800kg)	
2歳児以	乾燥米	92,000人×1食=92,000食(1食100g)		
65歳未満	クラッカ	92,000人×2食=184,000食(1食88g)	298,000食 (26,224kg)	261,810食 (23,039kg)
	帰宅困難	クラッカ 57,000人×2食=114,000食(1食88g)		
合計			504,720食	520,174食

今後、区の被害想定結果を踏まえ、地区別の想定避難者数を現状の備蓄状況と照らし合わせ、地区別の一般区民向け物資の備蓄品目・数量の需給バランスの見直しを図る。

第2 食糧の調達・搬送

食糧品の給与の必要が生じたときは、状況により、調達を都福祉保健局に都無線又は電話等で要

風水害編 第3部 災害応急・復旧対策計画
第9章 飲料水・食料・生活必需品等の供給
第3節 食料の供給

請する。都は、農林水産省と協議を行い、米穀を調達して区に提供する。また、必要に応じて、他府県、スクラム支援自治体へ支援物資を要請する。(支援物資の搬送対策については、第3部5章参照)

また、被災の状況により、現地調達が適当と認められる場合については、協定締結先等へ依頼し、現地調達する。

区は、杉並米穀小売商組合連合会、杉並区商店会連合会、杉並区商店街振興組合連合会、区内に本社のあるスーパーマーケットと応急物資の優先供給等の協力に関する協定を締結している。【別冊・資料63、64、65】

第3 配布基準

被災者に対する食料の配布基準は、原則として次のとおりとし、災害救助法の給与基準に定めるところによる。ただし、この基準により難しい事情がある場合(期間の延長、特別基準の設定)は、別途、都知事の事前承認(厚生労働大臣の承認を含む。)を得て定めるものとする。

1) 給与の限度額

食料の給与を実施するために支出できる費用は、主食費、副食費、燃料費であり、災害救助法の限度額内とする。

2) 給与の対象者

避難所に受け入れた被災者を対象とするが、住家に被害を受けて炊事のできない者及び住家に被害を受け一時縁故地等に避難する者に対しても給与するよう努める。

3) 給与の期間

食料を給与できる期間は、原則として災害発生の日から7日以内とする。ただし、一時縁故地等に避難する者に対しては、この期間内に3日分を給与できるよう努める。

第4 食料の配布

1) 被災者に対する給食は、原則として避難所において実施する。

2) 給食を必要とする自宅残留被災者、補助・代替施設収容者等についても、原則として最寄りの避難所で配布する。

3) 避難所における食料の配布は、防災市民組織、町会等の協力により公平かつ円滑に実施する。

4) 給食内容は、原則として、1日目の第1食及び第2食はクラッカーとし、第3食は乾燥米とするが炊き出しの準備が整い次第、米飯給食を実施する。

炊き出しは、災害時協定に基づき、東京都麺類協同組合杉並支部・荻窪支部及び荻窪蕎麦商組合の協力により実施する。【別冊・資料29、30、31】

炊き出しに必要な炊飯器具は区が備蓄するものを使用し、燃料については、災害時協定に基づき、東京都エルピーガス協会城西支部の協力により供給を受ける。【別冊・資料53】

5) 区は、被災者に対する炊き出しその他による食料の給与が実施できないときは、炊き出し等に

風水害編 第3部 災害応急・復旧対策計画
 第9章 飲料水・食料・生活必需品等の供給
 第3節 食料の供給

ついて都に要請する。

6) 被災者に対する食料の配布量については、次のとおり。

区 分		乳 児			2 歳児以上 65 歳未満	65 歳以上
		0 ~ 6 月児	7 ~ 11 月児	1 歳児		
第 1 日	第 1 食	粉乳 1 人 1 日 135 g (1)	おかゆ 1 人 1 日 90 g (2)	乾燥米 1 人 1 日 100 g (3)	クラッカー (26 枚 1 袋)	乾燥米 (100 g)
	第 2 食				乾燥米 (100 g)	
	第 3 食				都の救援物資に より配布	
第 2 日		都の救援物資により配布				
第 3 日		都の救援物資により配布				
第 4 日以降		都の救援物資により配布				

1 「1食27g1日5食」で換算

2 「1食30g」で換算

3 「1食33g」で換算

7) 食料の配布は、避難所内外で配給に不平等が生じないように、配給対象者・配給量に関する一般的な方針や、避難所以外の避難者に対する情報提供方法等を確立しておく。

風水害編 第3部 災害応急・復旧対策計画
第9章 飲料水・食料・生活必需品等の供給
第4節 生活必需品等の供給

第4節 生活必需品等の供給 <水害応急対策室・災害対策本部、都福祉保健局>

被災者に対する生活必需品等については、都・区間の役割分担により、主に都が備蓄・調達により確保し、区が区民に配布することになっている。

しかし、発災当初の道路障害物除去の状況によっては、都からの供給が遅れることが予測されるので、区としても、抵抗力の弱い高齢者、乳幼児等のために、必要量を備蓄・調達により確保する。また、区は、震災時用として震災救済所に備蓄されている物資を、避難者等に給与する。

第1 生活必需品等の確保

被災者のうち、特に抵抗力の弱い高齢者、乳幼児を対象に、毛布、カーペット等を備蓄するほか、震災救済所等における被災者の救援・救護に必要な資器材を備蓄又は調達により確保する。

1) 毛布、敷物

区は、1震災救済所あたり、毛布を800枚、敷物(カーペット)を50枚確保している。

2) その他の備蓄品

生活必需品

カーペット・ストーブ・簡易トイレ(3種類)・タオル・トイレットペーパー・ほ乳ビン・洗いおけ・石けん・生理用品・紙オムツ・ウェットティッシュ・ラジオ・サーチライト等

資器材

発電機・投光機・ランタン・炊飯器具・大型バーナー・リヤカー・テント・スコップ・ツルハシ・エンジンチェンソー・油圧ジャッキ等

災害時要援護者、女性・子供など様々な避難者のニーズに対応した物資

備蓄品については、要援護者、女性・子供など様々な視点から配慮する必要がある、改めて震災救済所等の備蓄品目・備蓄量について検討する。

生命維持装置を要する患者が避難してきた場合に備え、整流機器付きの非常用発電機の備蓄について、新たに検討する。

非常用電源の燃料に関しては、区内のガソリンスタンドが激減している現状を踏まえ、関係団体との協定締結等を進める等、災害時に調達可能な体制を整備しておく。

第2 調達及び搬送

1) 調達

災害時協定による調達

区は、備蓄分のほか、災害時協定により物資等を調達する。

現在区は、区内業者と寝具類の提供に関する協定を締結している。【別冊・資料61】

現状の物資調達に係る災害時協定について、実効性を検証し、必要に応じて代替調達先を確保する等、協定先・協定内容について見直しを検討する。

都福祉保健局への要請

風水害編 第3部 災害応急・復旧対策計画
第9章 飲料水・食料・生活必需品等の供給
第4節 生活必需品等の供給

区長は、災害救助法適用後において、生活必需品の給(貸)与の必要が生じたときは、直ちに都知事の指示を受けるとともに、必要がある場合は物資の調達を要請するものとする。ただし、被害の状況により現地調達が適当と認められる物資については、都知事の指示により現地調達するものとする。

2) 搬送

必要に応じて、他府県、スクラム支援自治体へ支援物資を要請する。(支援物資の搬送対策については、第3部5章参照)

第3 配布基準

被災者に対する生活必需品等の配布基準は、原則として次のとおりとする。

1) 給(貸)与の限度額

災害救助法の給(貸)与基準に定めるところによる。【別冊・資料25】

2) 給与品目

給与品目は、寝具、外衣、肌着、身の回り品、炊事道具、食器、日用品、光熱材料等とする。

第4 生活必需品等の配布

生活必需品等の被災者への配布は、食糧配布の例により震災救援所において実施するが、次の点に留意して配布するものとする。

- 1) 毛布・その他の寝具類は、原則として、災害時要援護者、11歳以下及び65歳以上の者を優先に配布する。
- 2) オムツ・ティッシュ・タオル等は、必要とする被災者に対し、確保した物資をできる限り公平に配布する。
- 3) 女性特有の物資(生理用品等)は、女性から手渡しするように努める。
- 4) 区は、生活必需品等の給(貸)与の実施が困難なときは、都に応援を要請するものとする。
- 5) 都が区に事前措置している備蓄分(毛布、カーペット)は、都福祉保健局長の承認を受けてから給(貸)与するものとする。

第5 多様なニーズへの対応

被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化し、多様化すると考えられる。また、災害時要援護者、女性、子供など避難者の特性によって必要となる物資は異なる。

区は、「女性の視点に配慮した震災救援所の運営に向けてのガイドライン(仮称)」を作成し、女性の視点に配慮した、物資の確保及び配布を行うように努める。女性のニーズへの対応を皮切りに、災害時要援護者等の様々な避難者ニーズに対応していく。

都は広域的見地から区市町村を補完するため、事業者と連携した調達体制を整えて、必要な物資の確保に努める。

風水害編 第3部 災害応急・復旧対策計画
第9章 飲料水・食料・生活必需品等の供給
第4節 生活必需品等の供給

企業、団体からの大口の義援物資について、上記の調達体制の中で受入れを検討する。

風水害編 第3部 災害応急・復旧対策計画
 第9章 飲料水・食料・生活必需品等の供給
 第5節 備蓄倉庫

第5節 備蓄倉庫 <水害応急対策室・災害対策本部>

区は、震災時の避難生活者用として震災救援所に備蓄されている食糧・生活必需品を、避難者等に給与する。食料、生活必需品等の救援物資や給水用その他の資器材を備蓄するために、災害備蓄倉庫及び学校防災倉庫の整備を進める。

第1 災害備蓄倉庫

災害備蓄倉庫の現況は以下のとおり。

災害対策用備蓄倉庫一覧

No.	施設名	構造・面積	所在地
1	杉並区高井戸災害備蓄倉庫	鉄筋 247.15m ²	高井戸東1-18-5 南公園緑地事務所等と併設
2	〃 松ノ木	〃 149.50	松ノ木2-33-6 松ノ木保育園・児童館と併設
3	〃 善福寺	〃 30.00	善福寺2-26-18 善福寺保育園・敬老館と併設
4	〃 久我山	〃 65.33	久我山5-18-7 久我山小学校隣接
5	〃 永福	〃 42.52	永福2-6-12 永福南保育園・児童館隣接
6	〃 和田	〃 40.00	和田2-31-18 和田小学校隣接
7	〃 成田西	〃 90.00	成田西3-4-1 杉並第二小学校隣接
8	〃 上井草	〃 30.00	上井草2-12-26 四宮小学校隣接
9	〃 下高井戸	〃 45.00	下高井戸3-26-1 下高井戸運動場隣接
10	〃 宮前	〃 90.00	宮前2-11-12 大宮前体育館隣接
11	〃 堀ノ内	〃 90.00	堀ノ内2-5-27 済美教育研究所隣接
12	〃 久我山第二	〃 51.67	久我山5-36-17 希望の家(福祉施設)隣接
13	〃 浜田山	〃 77.25	浜田山4-21-3 浜田山児童館と併設
14	〃 上井草第二	鉄筋 401.82	上井草3-16-21 上瀬戸公園隣接
15	〃 松ノ木第二	鉄骨 71.71	松ノ木1-3-11 和田堀公園隣接
16	〃 高井戸西	鉄筋 108.35	高井戸西2-5-10 (旧)高井戸区民事務所・児童館と併設

風水害編 第3部 災害応急・復旧対策計画
 第9章 飲料水・食料・生活必需品等の供給
 第5節 備蓄倉庫

17	" 善福寺第二 "	鉄骨 124.15	善福寺1-8-4 荻窪中学校隣接
18	" 和泉第二 "	鉄筋 150.00	和泉2-36-11 和泉児童館隣接
19	" 桃井 "	" 70.98	桃井4-3-2 西荻地域区民センター地下
20	" 高円寺北 "	" 156.00	高円寺北4-35-4 馬橋公園内
21	" 和田第二 "	" 165.00	和田3-55-46 蚕糸の森公園内
22	" 阿佐谷南 "	" 239.32	阿佐谷南1-15-1 区役所地下
23	" 井草 "	" 299.89	井草4-13-1 井草森公園管理事務所地下
24	" 梅里堀ノ内 "	" 100.19	堀ノ内3-37-4 梅里堀ノ内敬老会館と併設
25	" 柏の宮公園 "	" 66.98	浜田山2-5-1 杉並区立柏の宮公園内
26	" 天沼 "	" 68.40	天沼3-23-1 天沼弁天池公園内
27	" 高円寺南 "	" 50.73	高円寺南4-44-11 ゆうゆう高円寺南館と併設
28	" 桃井第二 "	" 156.00	桃井3-8-1 桃井原っぱ公園内
	計	3277.94 m ²	

第2 学校防災倉庫

震災救援所として指定する区立小・中学校 66（旧若杉小を含む）校のうち 65 校（1 校は隣(近)接の災害備蓄倉庫を活用）に対し、地域における避難・救援拠点としての機能を強化するため、余裕教室等を活用して学校防災倉庫を設置し、毛布、救助用資器材等の備蓄を行っている。

第10章 ごみ処理・トイレの確保及びし尿処理・障害物の除去

災害時には、家屋の倒壊、火災、洪水等により、大量のごみやがれきの排出が予想される。このため、これらのごみ、し尿、がれき等を迅速に処理し、被災地の環境衛生の保全を図る必要がある。

本章では、ごみ、し尿、がれき等の処理について、必要な事項を定める。

第1節 ごみ処理 <災害対策本部>

第1 基本原則

大量に発生するごみの処理は、区を実施主体として、必要に応じて都が支援して収集・運搬機材等を確保し、迅速な処理体制を整備する。基本的には、区災害対策本部救護部が対応するが、災害の規模によっては、震災時の態勢である災対清掃部にて処理を行う。

第2 活動体制

杉並清掃事務所は、災害が発生した場合に排出されたごみを迅速に処理し、環境衛生の保全を図る。平成25年度の作業計画における職員数、収集運搬車数は下記のとおり。

(平成25年度作業計画)

車種 種別	職員 (正規・人)	直営小型 プレス車	小 型 特殊車	小 型 プレス車	新大型 特殊車	計
		可不燃	可不燃	可不燃	可不燃	
杉並清掃事務所	54	8	6	40	0	54
杉並清掃事務所方南支所	33	4	2	26	1	33
計	87	12	8	66	1	87

第3 応急対策

災害時におけるごみの排出は、膨大な量になると予想されるため、被災地の環境衛生を保全するには、速やかに応急対策を実施する必要がある。

ごみの収集運搬は、事務所間の相互応援体制を整備し、清掃協議会より配車される臨時車両と合わせ、衛生上速やかに処理を必要とするごみから優先的に行う。

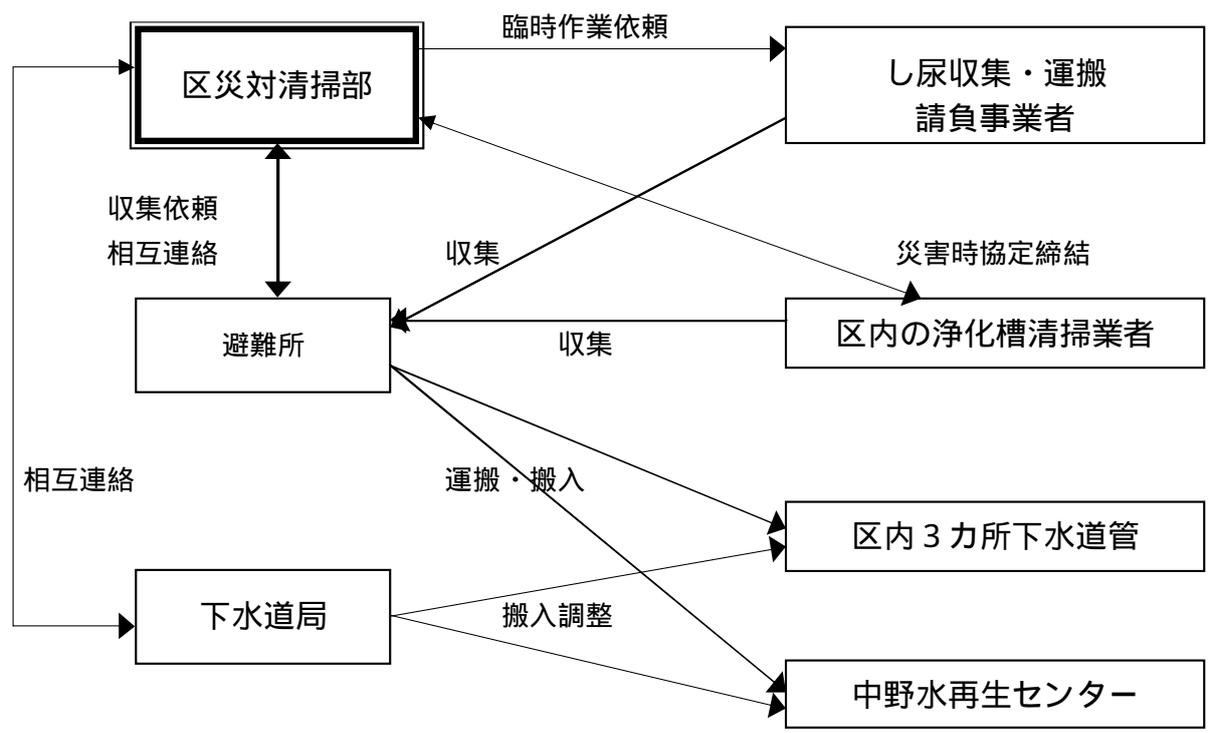
- 1) 避難所等におけるごみを積み置きし、収集を行うほか、被災家屋等から排出されるごみの積み置き場などについて、速やかに選定する。
- 2) 処理施設への短期大量投入が困難である場合には、幹線道路に面した公有地等を中継所として活用し、収集の効率化を図る。
- 3) ごみの分別の徹底や、収集体制に関する広報に努めるとともに、臨時ごみ積み置き場の確保を行う。

区は、し尿収集計画に基づき、都下水道局と連携して下水道施設（水再生センター及び主要管きよの指定マンホール）への搬入処理を実施する。基本的には、区災害対策本部救護部が対応するが、災害の規模によっては、震災時の態勢である災対清掃部にて処理を行う。

第1 し尿処理の基本的な考え方

- 1) 生活用水を確保することによって、水洗トイレ（下水道機能）を有効活用する。
- 2) 避難所となる学校のトイレについては、できる限り下水道機能を活用する。なお、断水時には、プールや学校防災用井戸等で確保した水を使用する。
- 3) 区は、都下水道局との覚書に基づき、水再生センター及び主要管きよの指定マンホールへの搬入・処理体制を実施する。【別冊・資料59】
- 4) 下水道機能損傷の場合、仮設トイレ等を使用する。貯留したし尿は、都下水道局により指定されたマンホールから下水道管きよへ直接投入するか、又は中野水再生センターへ搬入する。
- 5) 既存の仮設トイレと合わせ、マンホールに設置可能なマンホール用仮設トイレの備蓄を計画的に進め、具体的な機種を選定にあつては、高齢者・障害者等に配慮する。
- 6) 在宅被災者への対応として、平常時から区民に対して風呂水の汲み置き等、水の確保を図るよう啓発活動を行う。また、災害時には、トイレ用水の節約や登録生活用水井戸の利用を呼びかけていく。
- 7) 車いすにも対応できる障害者用トイレが設置されている学校については、災害時に可能な限り当該施設を有効利用する。また、車いすにも対応できる仮設トイレ等も区立小中学校の改築に合わせ、順次備蓄品として配備を進めていく。
- 8) 区内全域の公園便所・公衆便所等（平成25年4月1日トイレ設置箇所235棟）において、災害時に活用可能な体制を整備する。
- 9) 今後の新設・大規模改修に合わせて、貯留槽の設置、耐震性のある下水管への直結等を行う。

風水害編 第3部 災害応急・復旧対策計画
 第10章 ごみ処理・トイレの確保及びし尿処理・障害物の除去
 第2節 し尿処理
 第2 活動体制



第3 災害時し尿処理計画の整備

区は平成15年11月、「杉並区災害時し尿処理計画」を策定し、災害時に区民の健康と衛生的な環境を保持するために必要な設備の確保、円滑なし尿処理体制について定めた。この計画は、今後も継続的に検討を進め、整備・充実を図っていくものである。

第3節 がれき処理 <水害応急対策室・災害対策本部、都>

区は、都や関係機関と調整を図り、災害による建物の焼失、倒壊及び解体により発生する廃木材及びコンクリートがら等(以下「がれき」という。)の適正処理を図る。なお、がれき処理にあたっては、がれき処理マニュアルにしたがって処理する。

第1 がれき処理

1) がれき処理対策班の設置

基本的には、区災害対策本部救護部が対応するが、災害の規模によっては、震災時の態勢である災対都市整備部、災対清掃部にて処理を行う。区は、災対都市整備部内に「がれき処理対策班」を設置し、災対清掃部と連携して都との連携活動態勢の確立を図る。

「がれき処理対策班」は、区の被害状況(廃棄物処理施設、家屋等)及びがれきの発生量の推計を都に報告するとともに、区のがれき処理の基本方針を明らかにしたがれき処理計画を策定する。

2) 緊急道路障害物除去作業に伴う「がれき」の搬入

発災直後、救援活動を円滑に行うため実施する緊急道路障害物除去作業により収集した「がれき」を下記の一時的置き場に搬入し、分別処理場にて廃木材、コンクリートがら、金属くず等に分類する。

仮置場	設置者	設置時期	目的	面積	搬入対象物
一時積み置場	杉並区	第1段階	・輸送効率を高めるための積替基地 ・緊急道路のがれきの一時積み置き場	約300㎡以上	緊急道路のがれき、人命救助のためのがれき
分別処理場	杉並区	第2段階	・輸送効率を高めるための積替基地 ・破碎・分別処理プラントの設置場所	最低1ha	一時積み置き場のがれき、倒壊建物の解体・撤去がれき
臨時集積場	杉並区	第3段階	・輸送効率を高めるための積替基地 ・23区分別集積場が円滑に機能するまでの暫定的な貯留施設	最低1ha	分別済みがれき

3) 「がれき」の中間処理・再利用・最終処分

分別処理場及び臨時集積所から分別して搬出された「がれき」は、破碎処理等の中間処理を行った後、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」等関係法令に基づいて、次の品目ごとにできる限り再利用する。

再利用が不可能なものに限り、焼却処理するなどできるだけ減容減量化した上で、環境汚染防止に十分配慮しつつ、都が管理する既存の埋立処分場に搬入する。

廃木材

破碎処理した後、チップ化し、製紙用、ボード用、燃料用等として再利用する。チップ化できないものについては、清掃工場において焼却処理する。

コンクリートがら

風水害編 第3部 災害応急・復旧対策計画

第10章 ごみ処理・トイレの確保及びし尿処理・障害物の除去

第3節 がれき処理

破碎処理し、路盤材、工事現場における埋め戻し材料、低地の埋立てによる地盤のかさ上げ工事の材料等に再利用する。

金属くず

製鋼材料等に再利用する。

4) 処理に必要な協力体制の整備

「がれき」の処理にあたっては、次の業務について資機材の提供を含め、平常時に民間業者との協力体制を構築し、効率的に実施する。【別冊・資料 46～48】

倒壊建物の解体・「がれき」の撤去

ア) 倒壊建物の解体業務

イ) 発生「がれき」の撤去業務

「がれき」仮置き場の設置

ア) 仮置き場の維持管理業務

イ) 仮置き場からの「がれき」の搬出

「がれき」の中間処理・再利用・最終処分

ア) 廃木材・コンクリートがら等破碎処理

イ) 廃木材・コンクリートがら等のストクヤードの提供

ウ) 再利用施設への搬入

エ) 再利用施設での優先的な処理

オ) 最終処分場への「がれき」の搬入

第2 土石、竹木等の除去

住家に流入した土石、竹木等障害物の除去は、該当する住家を早急に調査の上実施する。

1) 土石、竹木等の障害物の除去の対象となるもの

障害物のため、当面の日常生活が営みえない状態にあるもの（本宅に障害物が運び込まれても別宅がある場合等は対象とならない。）

居室、炊事場等生活に欠くことのできない部分に、障害となるものが運び込まれているか又は敷地等に運び込まれているため家への出入りが困難な状態にある場合であること

自らの資力をもってしては、障害物の除去ができないもの

住家が半壊又は床上浸水したものであること

原則として、当該災害により直接被害を受けたものであること

2) 実施機関等

災害救助法適用前

区長が除去の必要を認めたものを対象として、区が実施する。

実施方法は、半壊、床上浸水住家のうち、急を要するものを選定して実施する。

災害救助法適用後

ア) 区は、除去対象戸数及び所在を調査し、都に報告するとともに、都と協力して実施する。

風水害編 第3部 災害応急・復旧対策計画

第10章 ごみ処理・トイレの確保及びし尿処理・障害物の除去

第3節 がれき処理

イ) 都は、区からの報告に基づき、実施順位、除去物の集積地を定め実施する。使用資材等は、第一次的には、区保有のものを使用し実施する。労力、機械等が不足の場合は、都総務局に要請し、隣接区市からの派遣を求め、さらに不足の場合は、東京建設業協会から資器材、労力等の提供を求める。

第3 河川障害物の除去

区は、災害時に管内河川、公共溝きょ（排水路）を巡視するとともに、特に橋脚、暗きょ流入口及び工事箇所の仮設物等につかえる浮遊物並びに流下浮遊物その他の障害物の除去作業を実施する。なお区は、労力、機材等が不足する場合には、区内建設業者の協力を求めるものとする。

第11章 遺体の取り扱い

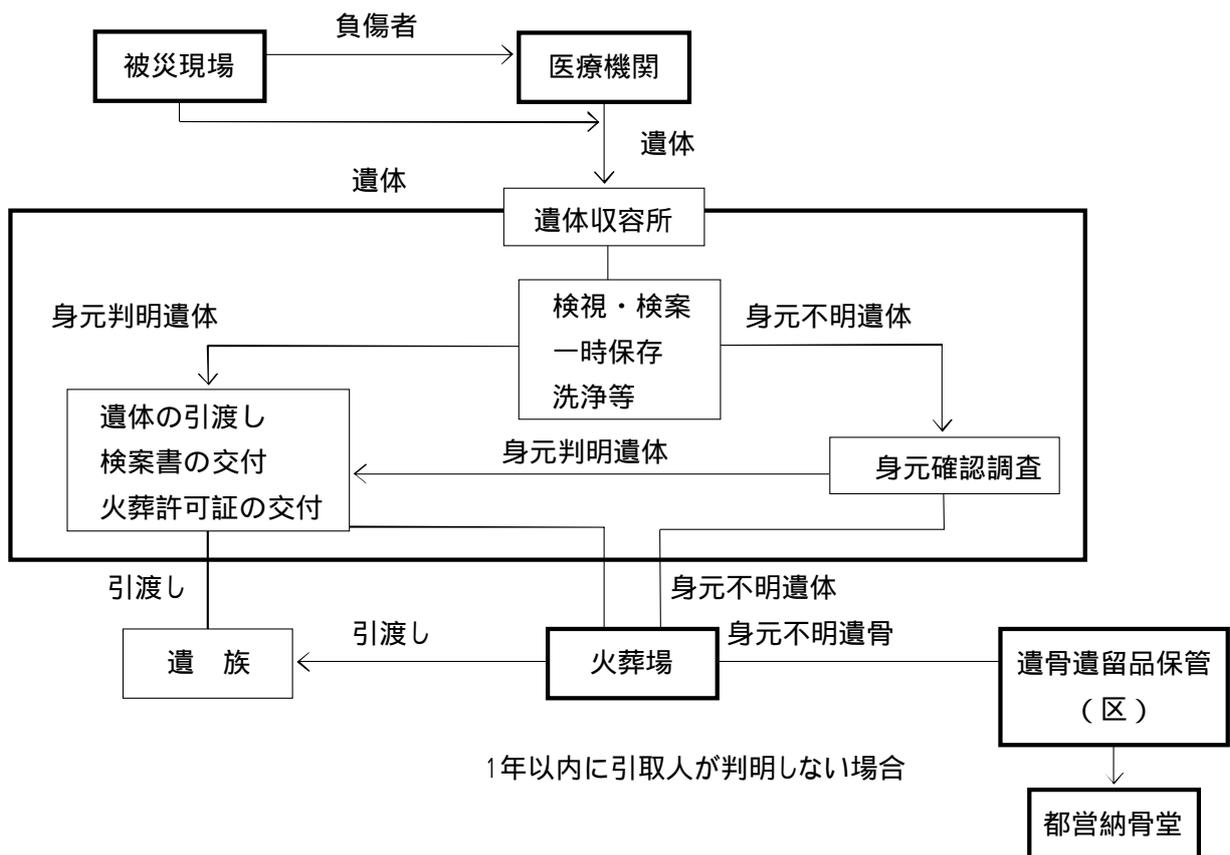
災害の発生により、行方不明者や死亡者が発生したときは、遺体の搜索、収容、火葬の各段階において、区及び防災関係機関は相互に連絡し、迅速に対応し、人心の安定を図ることが必要である。

災害救助法が適用された場合、区は都の補助機関として、防災関係機関の協力のもとに遺体の搜索、収容及び火葬を実施する。

本節では、遺体の搜索・火葬等について、必要な事項を定める。

第1節 遺体取扱いの流れ <救援本部>

遺体取扱いの流れを図式化すると、次のようになる。



第1 遺体の搜索

行方不明者のうち、すでに死亡していると推定される者の遺体の搜索は、次のとおりとする。

各機関	内容
区	遺体及び行方不明者の搜索を都、警察署、自衛隊、関係機関等の協力のもとに、必要な場合には作業員の雇い上げ、資器材の借上げを行い実施する。
警察署	救助・救出活動に伴い発見・収容した遺体を、適切に取り扱うとともに、区が行う搜索・収容に協力し、次の活動を行う。 (1) 行方不明者の届出受理の適正を期するとともに、情報入手に努め、調査を実施する。 (2) 身元不明者については、人相、所持品、着衣、特徴等を写真撮影するとともに、遺留品を保存し身元の確認に努める。
陸上自衛隊	都の要請に基づき、行方不明者等の救助・救出を実施、救助・救出活動に伴い発見した遺体を関係機関へ引き継ぐ。
都総務局	遺体の搜索について関係機関との連絡調整にあたり、搜索作業が円滑に実施できるよう支援する。

第2 必要帳票等の整備

区は、遺体の搜索を実施した場合、次の書類・帳票を整備する。

- 1) 救助実施記録日計票
- 2) 搜索用機械器具燃料受払簿
- 3) 遺体の搜索状況記録簿
- 4) 遺体の搜索用関係支出証拠書類

第3 遺体の搬送

区は、遺体収容所の管理者に連絡の上、作業員の雇い上げ又は警察署等関係機関の協力を得て、遺体を遺体収容所に搬送する。搬送の際、遺体の写真を撮影し遺族の確認に使用する。死亡時の状況についてはできるだけ情報を収集し、正確な検視・検案を行えるよう整備する。また遺品については一定の範囲をあらかじめ設定しておき、喪失しないよう遺品管理を行う。

第4 遺体の収容等

1) 遺体の収容

- ・区は、災害発生後速やかに遺体収容所を開設し、必要器具を用意した上で、遺体を収容するとともに、開設状況について都及び警察署に報告する。なお、遺体収容所の開設・運営等に関して、区の対応能力のみでは十分でないと思われるときは、都及び関係機関に応援を要請する。
- ・遺体収容所においては、検視・検案の実施、死体検案書の交付、死亡届の受理、火葬許可書の交付等の関係法令に基づく手続きを行う。

風水害編 第3部 災害応急・復旧対策計画

第11章 遺体の取り扱い

第2節 遺体の捜索・収容

- ・必要に応じて遺体の洗浄等（遺体の洗浄については検視・検案終了後、必要のある場合、医師の指示の下に行う。）を一括的に対応する。
- ・遺体収容所での、遺族への遺体の引渡しや一時的な保存方法、遺族と遺体の確認方法をあらかじめ設定しておく。

2) 遺体収容所の事前指定

遺体収容所は、死者への尊厳や遺族感情、効率的な検視・検案・身元確認の実施に資するよう、下記の条件を満たす施設を事前に指定・公表するよう努める。

- ・屋内施設
- ・震災救護所や医療救護所等他の用途と競合しない施設
- ・検視・検案スペースの確保可能な一定の広さを有する施設
- ・身元不明者の一時保存場所として使用可能な施設
- ・搬送車両の駐車スペースを確保できる施設

なお、指定にあたっては、水、通信等のライフライン及び交通手段の確保についても、可能な限り考慮する。

区は、大規模災害等により多数の死亡者が発生する場合に備え、都及び警察署等と協議し、遺体を迅速に収容する体制を確立するため、遺体収容所の事前指定を行っている。

杉並警察署管内	荻窪警察署管内	高井戸警察署管内
区立荻窪体育館	区立妙正寺体育館	区立大宮前体育館
杉並区荻窪 3 - 47 - 2 電話：3220-3381	杉並区清水 3 - 20 - 12 電話：3399-4224	杉並区宮前 2 - 11 - 11 電話：3334-4618

なお、遺体収容所に適当な既存建物がない場合は、天幕、幕張り等を実施する。このため被害想定に基づき、現実的な遺体収容先について事前に確保する。

3) 必要帳票等の整備

区は、下記の帳票等を作成、整備する。

救助実施記録日計票

遺体処理台帳

遺体処理費支出関係証拠書類

4) 棺等の調達

区は、遺体の安置・保管及び火葬に付する際に必要となる棺、ドライアイス等を災害時協定に基づき、全東京葬祭業連合会及び全日本冠婚葬祭互助協会に依頼して調達する。【別冊・資料 73、74】

5) 遺体の身元確認

遺体収容所において火葬許可書を発行する。

「遺体処理票」及び「遺留品処理票」を作成のうえ、納棺し氏名及び番号・収容時に撮影した写真を記載した「氏名札」を棺に貼付する。【別冊・資料 108～110】

風水害編 第3部 災害応急・復旧対策計画

第11章 遺体の取り扱い

第2節 遺体の捜索・収容

警察署の協力を得て身元不明遺体の確認、行方不明者の相談を受けるとともに、身元引受人の発見に努める。

風水害編 第3部 災害応急・復旧対策計画

第11章 遺体の取り扱い

第3節 検視・検案

第3節 検視・検案 <災害対策本部、都福祉保健局、警視庁、都医師会、都歯科医師会>

遺体は、人心の安定・遺族の心情等を考慮し、速やかに遺族に引き渡す必要がある。そのため、迅速な検視・検案体制の確立が必要である。

検視・検案は原則として同一場所で集中的に実施することとし、都、区及び警察署は、必要な体制を確立する。

第1 検視・検案体制

機関名	活 動 内 容
区	都及び警察署に遺体収容所の開設状況を報告する。
都	都福祉保健局長は、監察医等による検案班を編成して遺体収容所等に派遣する。 都福祉保健局長は、区長の要請に基づき、迅速かつ的確に検視・検案が行えるよう、遺体収容所の開設・運営等に必要な支援措置を講ずる。
警察署	警察署は、検視班を遺体収容所に派遣する。 検視班は、検視規則に基づき、遺体の検視及びこれに必要な措置を講ずる。
都医師会 都歯科医師会	都の要請に基づき、必要に応じて遺体の検視・検案に協力する。

第2 必要帳票等の整備

区は、遺体の捜索を実施した場合、次の書類・帳票を整備する。

- ・救助実施記録日計票
- ・捜索用機械器具燃料受払簿
- ・遺体の捜索状況記録簿
- ・遺体の捜索用関係支出証拠書類

第3 区民への情報提供

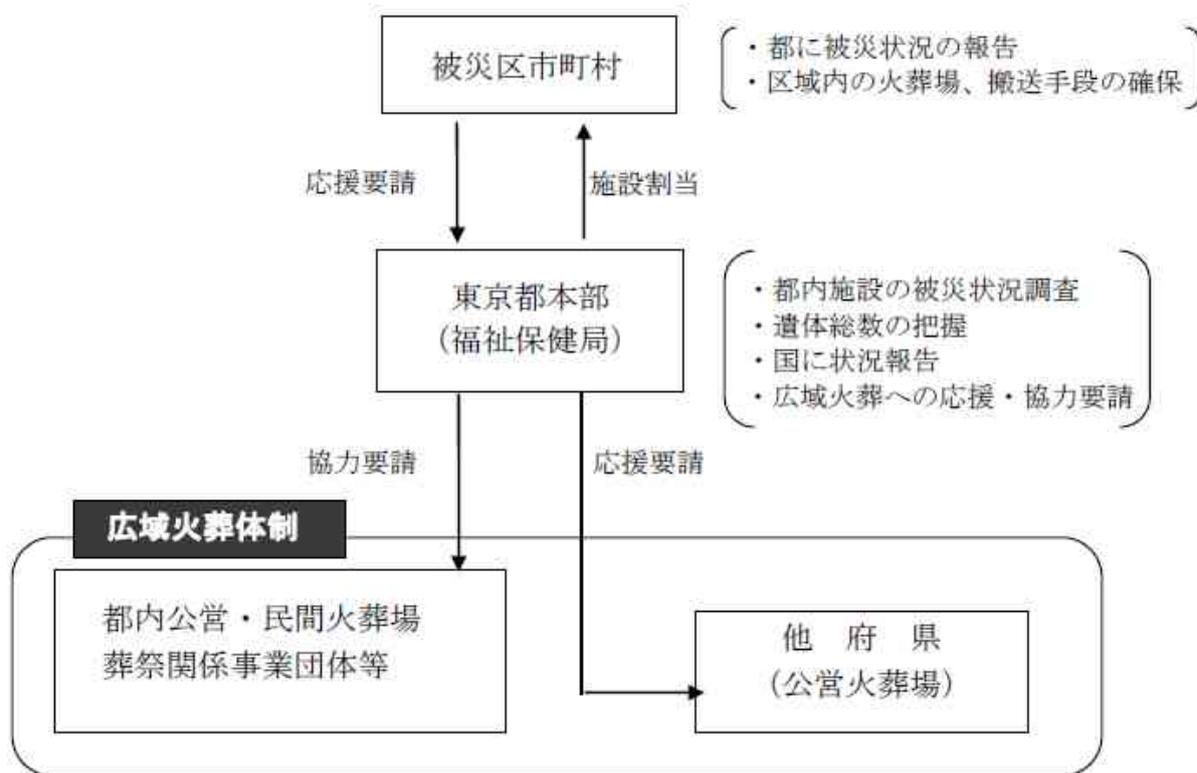
災害発生時における検視・検案、遺体の引渡しを円滑に実施するためには、検視・検案体制に係る必要な情報を区民に提供する必要がある。このため、区は都及び警察署等と連携し、区民に対し死亡者に関する的確な情報を提供する。

第1 火葬体制

遺体の火葬は、必要に応じて、区において、火葬許可証に代わる証明書として「特例許可証」を発行するほか、都は、計画に基づき、広域火葬体制を速やかに整備する。

機関名	活動内容
区	<ul style="list-style-type: none"> ・ 検視・検案を終えた遺体の火葬許可証を発行 ・ 必要に応じて、火葬許可証に代わる証明書として「特例許可証」発行 ・ 火葬場の被災状況を把握するとともに、棺や火葬場を確保 ・ 状況に応じて、都に広域火葬の応援・協力を要請 ・ 都内で広域火葬が実施される場合、都と調整を図り、広域火葬の円滑な実施と住民への広域火葬体制の広報 ・ 都の調整のもと、割り振られた火葬場に、火葬に必要な事項、手順等を確認 ・ 遺体の搬送に必要な車両を確保 ・ 遺体収容所から受入れ火葬場まで遺体搬送のための措置 ・ 必要に応じて遺体輸送手段の確保を都へ要請 ・ 身元不明の遺骨、遺留品の、一時保管
都(福祉保健局)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広域火葬が必要と判断した場合には、「東京都広域火葬実施計画」に基づき、都本部に広域火葬の対策に専従する班を編成し、広域火葬体制を整備 ・ 区からの応援・協力要請に基づき、必要性を検証した上で、広域火葬の実施を決定。速やかに区及び関係団体に周知するとともに、近隣県に今後の応援・協力の必要性を含めて通知 ・ 対応可能な都内の火葬場に対し、応援を要請し、広域火葬の受け入れについての報告を求める。また、都内で対応が困難な場合には近隣県に対し、応援・協力を要請 ・ 各火葬場の受入可能数に応じ、各区に割り振るとともに、当該火葬場及び当該県に対し協力を依頼 ・ 火葬場経営者からの応援要請に基づき、他の区及び近隣県等に火葬要員の派遣を要請 ・ 遺体の搬送について区から要請を受けた場合は、輸送車両等の確保について、関係機関等へ協力要請
都(建設局)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 管理する火葬場(瑞江葬儀所)や都納骨堂での受入れを実施 ・ 火葬体制の整備にあたり、施設を管理している立場から、関係機関に対して助言、協力

風水害編 第3部 災害応急・復旧対策計画
 第11章 遺体の取り扱い
 第4節 火葬
 第2 業務手続き



第3 火葬手続き等

災害時に多数の死亡者が発生した場合、通常の火葬許可書の発行体制では事務の混乱が予想され、遺体の迅速かつ的確な処理に支障を来し、公衆衛生上の問題が発生する可能性が高い。

このため、区は、遺体収容所等において、火葬許可書の迅速な発行に努めるとともに、災害時に多数の死亡者が発生した場合に備え、遺体の安置、保存及び搬送体制など遺体を速やかに火葬に付す体制を確立する。また、必要に応じて火葬許可証に代わる証明書として「特例許可証」発行する。

災害発生時においては、速やかに区内の死者数を把握するとともに、近隣の火葬場の被災状況を把握のうえ火葬を行う。区の対応のみでは施設が足りない場合は、都に対し広域火葬の応援・協力を要請する。なお、都が広域火葬を必要であると判断し、「東京都広域火葬実施計画」(平成11年3月)に基づき、災害規模等に応じた広域火葬が実施された場合、区は、都と調整を図り、広域火葬の円滑な実施に努める。

1) 火葬の要件

対象となる者は、災害時に死亡した者であること。災害時に死亡した者であれば、直接災害により死亡した者に限らない。

災害のため、通常の火葬を行うことが困難であること。

2) 火葬の方法

区は、「災害遺体搬送票」を作成のうえ、遺体を指定された火葬場に搬送する。火葬に付した後、

風水害編 第3部 災害応急・復旧対策計画

第11章 遺体の取り扱い

第4節 火葬

遺骨等を遺族に引き渡す。【別冊・資料111】

- ・遺留品及び遺骨に「遺留品処理票」、「遺骨処理票」を付し、一時保管する。【別冊・資料109、112】
- ・家族その他から遺骨及び遺留品の引き取り希望があったときは、「遺骨及び遺留品処理票」を整理の上、引き渡す。

3) 身元不明遺骨の取扱い

区は、身元不明遺体の遺骨を遺留品とともに一時保管し、1年以内に引取人が判明しない場合は、身元不明者扱いとして、都営納骨堂その他別に定める場所に移管する。

警察署は、区と協力して身元不明遺体の遺骨の引取人を調査する。

必要な帳票等の整備

区は、次の書類・帳票等を整備し保存する。

- ・救助実施記録日計票
- ・火葬台帳
- ・火葬費支出関係証拠書類

図表：最寄りの火葬場一覧

区分	名称	所在地	電話
民営	堀ノ内斎場	杉並区梅里1 - 2 - 27	3311-2324
"	落合斎場	新宿区上落合3 - 34 - 12	3361-4042
"	代々幡斎場	渋谷区西原2 - 42 - 1	3466-1006

第12章 ライフライン施設の応急・復旧対策

上下水道、電気、ガス、通信のようなライフライン施設は、都市化の進展と共に益々高度化、複合化されており、各施設の相互依存の関係も著しく高まっている。

災害時に、これらライフライン施設の一部が被災した場合、都市機能そのものの麻ひにつながり、区民生活への影響は極めて大きい。

このため、これらライフライン施設において、それぞれ活動態勢を確立し、相互に連携を保ちながら応急・復旧対策、危険防止のための広報活動等を実施しなければならない。

本章では、これらライフライン施設の応急・復旧対策について必要な事項を定める。

第1節 水道施設 <都水道局>

災害時における飲料水の確保及び被害施設の応急復旧に対処するため、都水道局は、これに必要な人員、車両及び資機材を確保し、情報連絡体制を確立し、応急復旧を実施する。

また、都災害対策本部と連携を保ちつつ、混乱を防止するために水道施設の被害状況、復旧の見通し等について、積極的な広報活動を実施する。

本節においては、水道施設の応急措置について、必要な事項を定める。

第1 災害時の活動態勢

1) 活動方針

対策本部の設置

災害の発生により水道施設に甚大な被害が発生した場合など、一定の要件に該当する場合は局内に局長を本部長とする給水対策本部を設置し、応急対策諸活動を組織的に進める。

情報連絡活動

復旧活動、応急給水活動等を適時適切に行うため、あらかじめ情報連絡の連絡系統、手段等を定め、正確な情報を迅速に収集・伝達する。

復旧活動

ア) 首都中枢機関等への水道水供給にかかわる管路の被害については、発災後3日以内の復旧を目指す。

イ) 取水・導水施設の被害については、浄水機能及び配水機能に大きな支障を及ぼすため、最優先で復旧する。

ウ) 浄水施設の被害のうち、施設の機能に重要な影響を及ぼすものについては、速やかに復旧活動を実施する。

エ) アを除く管路の被害については、配水系統の変更等により断水区域を最小限にした上で、あらかじめ定める復旧の優先順位に基づき、段階的に復旧作業を進める。

風水害編 第3部 災害応急・復旧対策計画
 第12章 ライフライン施設の応急・復旧
 第1節 水道施設

< 西部支所管内における管路復旧優先施設 >

優先施設	
(1)	<p>首都中枢機関、三次医療機関等への供給管理</p> <p>都庁、防衛省、東京女子医科大学病院、東京医科大学病院、荻窪病院、立正佼成会付属佼成病院、慶応義塾大学病院、東京両生活協同組合中野病院、保健医療公社大久保病院、国立国際医療センター病院、社会保険中央総合病院、東京警察病院</p>
(2)	<p>国道20号線〔甲州街道〕</p>
(3)	<p>第一次重要路線</p> <p>送水管及び広大な区域を持つ配水本管</p>
(4)	<p>第二次重要路線</p> <p>配水本管及び小管の骨格となる路線</p>
(5)	<p>医療施設及び福祉施設への供給管路</p> <p>救急病院医療機関となる病院及び腎人工透析医療機関、重症重度心身障害児施設及び特別老人ホーム等の福祉施設に至る管路の復旧により応急給水の軽減を図る</p>
(6)	<p>その他、給水上、極めて重要な路線</p> <p>支所管内の震災対策用応急給水施設、区役所（本庁）、避難所等に至る路線</p>
(7)	<p>復旧活動に支障になる箇所</p> <p>鉄道、河川の横断箇所等で復旧活動に支障となる箇所、二次災害を起こすおそれがある場所</p>

風水害編 第3部 災害応急・復旧対策計画

第12章 ライフライン施設の応急・復旧

第1節 水道施設

応急給水活動

建物や水道施設の被害状況などを踏まえ、区との役割分担に基づいた段階的な応急給水を実施する。

項目		
応急給水班 (本部)		1 応急給水計画の作成 2 支所、営業所及び本部関係各班との調整 3 飲料水の車両輸送に係る調整 4 応急給水用資器材の配備及び車両の調達 5 区、都各局、他都市及び自衛隊との連絡調整及び配置 6 一般ボランティアの協力要請に係る総務班との調整 7 その他関係機関との調整
支	庶務・ 調達担当	1 応急給水用資器材の確保 2 応急給水に関する広報
	応急給水 担当	1 本部応急給水班との連絡調整 2 営業所との連絡調整 3 応急給水の記録 4 仮設給水栓等の設置
所	給水装置 復旧担当 ・ 配水施設 復旧担当	1 仮設給水栓等の設置

広報活動

東京都災害対策本部と連携しながら、被害、復旧及び応急給水の状況等を適時適切に広報し、混乱を防止するよう努める。

第2 職員の活動態勢

職員は、発災時にはその所属する部署において、あらかじめ指定された応急対策に従事することを原則とし、状況に応じて、必要な職員を確保する。

第2節 下水道施設 <都下水道局>

下水道施設の被害に対し、汚水、雨水の疎通に支障のないように応急措置を講じ、排水の万全を期する。本節においては、都下水道局による下水道施設の応急措置について、必要な事項を定める。

第1 災害時の活動体制

都災害対策本部の非常配備態勢に基づき、職員の配置を行い、下水道施設の被害に対し、迅速に応急復旧活動を行う、

- 1) 指示、命令、情報連絡等通信網の確保を図る。
- 2) 災害時における現場での作業及び指導には、杉並出張所(下井草 2-6-13、電話 3394-9457～8、FAX 3394-9459)があたる。

緊急特別作業班として、下水道メンテナンス協同組合から1班4名編成で、西部第一下水道事務所に待機する。

第2 応急復旧対策

下水管きよの被害に対しては、汚水、雨水の疎通に支障のないように迅速に応急措置を講ずるとともに、本復旧の方針を立てる。復旧順序については、主要施設である幹線管きよの復旧に努め、その後、枝線管きよ、まず、取付管の復旧を行う。

第3 災害時の広報

下水道施設の被害及び復旧等の状況についての広報は、東京都災害対策本部を通じて報道関係機関の協力を得て行う。

第3節 電気施設 <東京電力>

非常災害の発生する恐れがある場合、東京電力(株)東京支店荻窪支社は、各設備に有効な予防方策を講じ、被害を防止し、災害が発生した場合は、二次災害を防ぎ、速やかに応急復旧を行い、社会公共施設としての機能を維持するものとする。

本節では、電気施設の応急措置について、必要な事項を定める。

東京電力(株)東京カスタマーセンター 第二	(電話) 0120-995-006
-----------------------	-------------------

第1 災害時の活動態勢

災害が発生する恐れがある場合又は発生した場合には、本店本部の指示により非常態勢を発令し、非常災害対策本部を設置する。ただし支社長は、本店本部の指示にかかわらず、必要に応じて非常態勢を発令することができる。

1) 非常態勢

非常態勢は、次表の定める区分に基づき発令するものとする。

非常態勢の発令

非常態勢の情勢	非常態勢の区分
災害の発生が予想される場合 災害が発生した場合	第1 非常態勢
大規模な災害の発生が予想される場合 大規模な災害が発生した場合	第2 非常態勢
大規模な災害が発生し、復旧に長期化が予想される場合 警戒宣言が発せられた場合	第3 非常態勢

社員の出勤基準

ア) 非常態勢発令の伝達があった場合

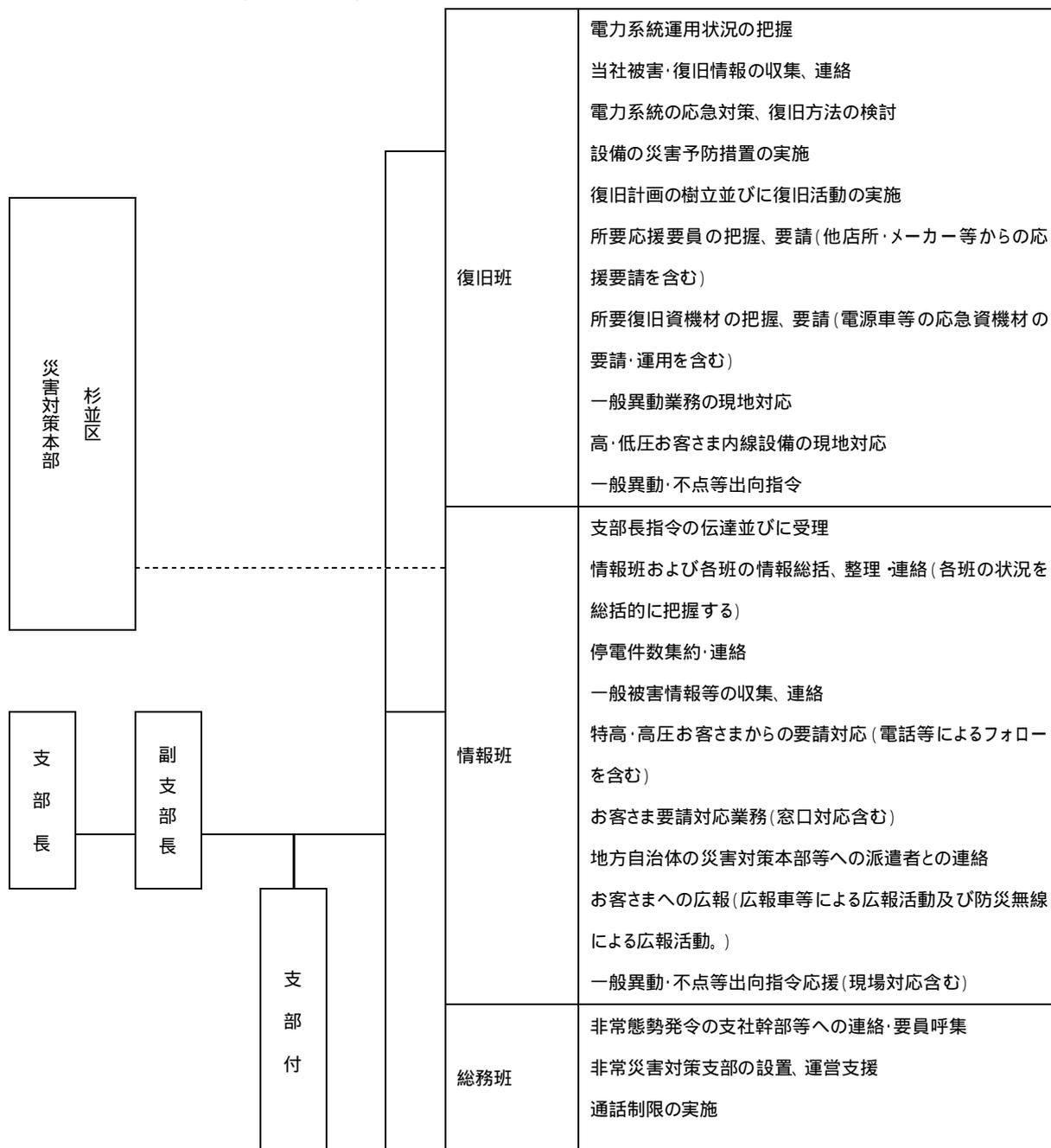
要員は、所属する非常災害対策本(支)部(以下「対策本(支)部」という。)に出勤する。

イ) 非常態勢の発令がなされたと判断される場合

発令がなされたと判断される態勢の要員は、所属する対策本(支)部に出勤する。

風水害編 第3部 災害応急・復旧対策計画
 第12章 ライフライン施設の応急・復旧
 第3節 電気道施設

災害時の活動組織（荻窪支社）



	業務設備の災害予防措置の実施 業務設備の被害・復旧情報の収集連絡(建物被害の自己診断・措置) 食料・被服の調達 救急、救護、医療、防疫、衛生活動 宿泊施設、寝具の手配 人身災害情報、厚生班関連設備の被害・復旧情報の収集・連絡 社員・家族間の安否状況連絡の実施
--	---

2) 情報連絡

災害に関する情報は、給電所及びマスコミ情報に注意し、風水害等の場合には天気図作成や各種情報集約を行い、社内関係箇所に連絡し徹底する。

支社情報班は、区本部に対策委員を派遣するとともに、警察署、消防署等と管内の被害、復旧状況等についての情報交換を有線又は無線によって行う。

第2 応急措置

1) 人員の動員、連絡の徹底

非常災害対策内規により、いつでも出動できる体制を確立しておき、時間外における連絡体制も確立しておく。

社外者の応援体制を確立しておく。

他支社、他支店との相互応援ができる体制をとっておく。

2) 資材・輸送等

工具は、手持ち分の整備並びに社内各機関との融通等により確保する。

資材は、在庫品を常に把握し、必要な場合には請負業者から調達するため、業者の在庫状況も把握しておく。

資材等の輸送は、あらかじめ調達契約をしている業者の車両により行うが、なお、輸送力が不足する場合には、他の業者等からの調達も対策本部において適宜行い、輸送力の確保を図る。

3) 災害時における危険予防措置

電力需要の実態に鑑み災害時においても原則として送電を継続するが、水害及び火災の拡大等に伴い、円滑な防災活動のため警察、消防機関等から送電停止の要請があった場合には、適切な危険予防措置を講ずる。

第3 応急復旧対策

1) 復旧計画

支社は、被害状況を把握し、下記事項について復旧計画を立てる。

風水害編 第3部 災害応急・復旧対策計画

第12章 ライフライン施設の応急・復旧

第3節 電気道施設

復旧応援隊の必要の有無

復旧作業隊の配置状況

復旧資機材の調達

復旧方法の検討

復旧作業の日程

仮復旧の完了見込み

宿泊施設、食料、衛生対策等の手配

その他必要な対策

2) 復旧順位

各設備の復旧準備は、原則として下記によるものとするが、災害状況、各設備の被害状況、各施設の被害復旧の難易等を勘案して、供給上復旧効果の最も大きいものから行う。

変電設備

ア) 主要幹線の復旧に係る送電用変電所

イ) 都心部に配電する送電系統の中間変電所

ウ) 重要施設に配電する配電用変電所

配電設備

原則として、人命にかかわる施設、対策の中核である官公署、民心安定のために重要な報道機関、避難所等の施設について優先的に復旧計画を立てるが、災害状況、施設復旧の難易度等を勘案しながら復旧効果の最も大きなものから行うこととする。配電設備の復旧順位は原則として次による。

ア) 水道、ガス、鉄道、排水設備、区役所、警察、消防、N T T、避難所、病院その他の重要施設に対しては優先的に送電する。

イ) 長期浸水地区における重要施設への供給に対しては、「負荷切替」「応急ケーブル」の新設などにより仮送電する。

ウ) 停電が長期にわたる場合は、区民の治安確保の面から、道路上に投光器などの仮施設を行う。

3) 復旧作業上の注意事項

当社職員並びに復旧応援隊作業者にあらかじめ準備した所定の腕章を、また連絡車、作業車には所定の標識を掲示して、東京電力復旧作業隊であることを明示する。

幹線道路は、復旧用資材、救援物資等の輸送及び消防活動の確保を図るため、道路上の倒壊折損電柱等は早期に取り除く。

4) 復旧応援隊

被害が多めで、支社だけの工事力では早期復旧が困難な場合は、社内他機関、指定業者、非指定業者、消防署、自衛隊等に対して応援要請を行う。

5) 当社復旧隊の編成

当社並びに指定請負業者の復旧隊の編成は、非常災害対策内規による。

第4 災害時の広報

1) 感電事故並びに漏電等による出火を防止するため、お客さまに対し次の事項を十分PRする。
たれ下がった電線に触らないこと。

浸水家屋については、屋内配線、電気器具等の使用について危険な場合が考えられるので、絶縁測定などで安全を確認のうえ使用すること。

外へ避難するときは、安全器又はブレーカーを必ず切ること。

2) 災害時における住民の不安を鎮静させる意味からも、電力の果す役割の大きいことに鑑み、電力施設の被害状況、復旧予定等についての的確な広報を行う。

これら広報手段としては、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて行うほか、広報車等により、直接当該地域へ周知する。

第4節 ガス施設 <東京ガス>

第1 災害時の活動体勢

1 非常災害対策本部の設置

本社に非常災害対策本部を設置するとともに、各導管事業部に支部を設置し、全社的な応急活動組織を編成する。

2 震災時の非常体制

体制区分	災害の具体的な状況・被災の程度	本部長
第一次非常体制	被害又は被害予想が軽微又は局部の場合	導管ネットワーク本部長
第二次非常体制	被害又は被害予想が上記以外の場合	社長

第2 応急対策

1) 災害時の初動措置

官公庁、報道機関及び社内事業所等からの被害情報等の情報収集
事業所設備等の点検
製造所、整圧所における送出入量の調整又は停止
ガス導管網の被害状況に応じた供給停止判断と導管網のブロック化
その他状況に応じた措置

2) 応急措置

非常事態対策本部の指示に基づき、各事業所が連携し、被害の応急措置にあたる。
施設を点検し、機能及び安全性を確認するとともに、必要に応じて修理・調整を行う。
災害発生直後に、ガス供給停止の必要性等を総合的に評価し、適切な応急措置を行う。
ガスの供給が停止した地区については、可能な限り速やかなガス供給再開に努める。
その他現場の状況により適切な措置を行う。

3) 資機材等の調達

復旧に必要な資機材を確認し、調達が必要な資機材は、次の様な方法により確保する。
取引先、メーカー等からの調達
各支部間の流用
他ガス事業者からの融通

4) 車両の確保

緊急車・工作車を保有しており、常時稼働が可能な態勢にある。

第3 復旧対策

ガスの供給を停止した地区の復旧作業については、二次災害を抑止するため、予め定めた下記の手順により実施する。

1) 製造施設・供給施設（共通）

風水害編 第3部 災害応急・復旧対策計画

第12章 ライフライン施設の応急・復旧

第4節 ガス施設

ガスの製造又はガスの供給を一時若しくは一部停止した場合には、予め定めた計画に基づき施設の点検及び修理を行い、標準作業に則り各施設の安全性を確認した後、稼動を再開する。

2) 中低圧導管の復旧(被害が発生した場合)

中圧導管及び地区ガバナ等のガス送出源から順に、導管網上に設置したバルブ等を利用してガスを封入し、漏洩検査を行い、漏洩箇所を修理する。

3) 需要家宅のメーターガス栓の閉止(閉栓)

各需要家を訪問し、メーター近傍にあるメーターガス栓を閉める。

4) 復旧地域のセクター化

導管を遮断して、復旧地域を適切な規模のセクターに分割する。

5) 本支管の点検

管内に水等が浸入していた場合には、採水ポンプ等を利用して排出する。

ガスを適切な圧力で封入し、漏洩調査を行い、漏洩箇所を修理する。

ガス供給源から、修理が完了した範囲の導管網にガスを充填し、末端側より管内に混入した空気を排出する。

6) 需要家宅のガス管・排気管等の点検(内管の漏洩検査・修繕)

需要家宅内のガス栓から空気を封入し、圧力の変化を確認し、漏洩有無を判断する。その後、適切な圧力のガスを封入し、ガス検知器を使って漏洩箇所を特定し、配管取替等の修理を行う。

7) ガスの供給再開(開栓)

メーターガス栓を開放し、需要家宅内のガス機器で燃焼試験を行い、供給管と内管の空気抜きが完了していることを確認し、ガスの供給を再開する。

第5節 通信施設 <NTT東日本 東京>

災害時における通信の途絶は、災害応急対策活動に支障を来すとともに、情報の不足からパニック発生恐れを生ずるなど、社会的影響は大きい。

このため、災害時における通信の途絶を防止するため、各種通信設備の確保、復旧等について応急対策を確立するものとする。

本節では、これらNTT東日本による通信設備の確保について必要な事項を定める。

第1 災害時の活動態勢

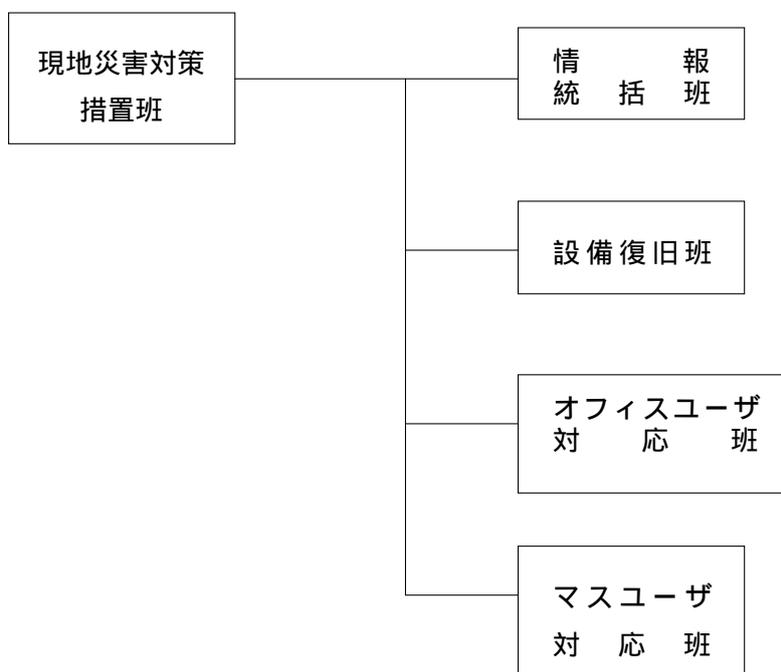
1) 現地災害対策措置班の設置

災害が発生し、あるいは災害が発生する恐れがある場合は、現地災害対策措置班を設置する。

現地災害対策措置班は、被害状況、通信の疎通状況など情報の収集を行い、重要通信を確保し、応急復旧対策、広報活動その他の業務を行う。また、杉並区災害対策本部及び関係防災機関との連絡調整を行う。

2) 班の組織

現地災害対策措置班の組織は、以下のとおり。



3) 情報連絡体制

風水害等による災害の発生又は発生する恐れがある場合は、情報の連絡体制を確立し、情報の収集及び伝達にあたる。

また、本社から支店、関係グループ会社及び東京北現地災害対策措置班員への周知等の連絡網の整備、確立をする。

風水害編 第3部 災害応急・復旧対策計画

第12章 ライフライン施設の応急・復旧

第5節 通信施設

4) 社員の動員計画

災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、業務の運営あるいは応急対策及び応急復旧に必要な動員を行うため、次の動員計画を定める。

現地災害対策措置班員の非常招集

社員の非常招集方法

夜間、休日等に社員を非常招集する場合の連絡方法を定める。

社員の非常配置

災害時における応急復旧の内容に応じて、社員の配置、担務、作業内容等を定める。

事業所相互間の応援

全国の支店、関係グループ会社、事業所等への応援要請方法等を定める。

第2 初期措置

災害発生後、直ちに初動体制確立に向け、次の措置を講じる。

1) 設備、資機材の点検及び発動準備

電源の確保

災害対策用無線機装置類、非常用移動交換機等の発動準備

予備電源設備、移動電源車等の発動準備

建築物の防災設備の点検

工事用車両、工具、保有資材等の点検

所内外施設の巡回及び点検による被害状況の把握

2) 応急復旧計画の作成

電気通信設備の被害状況を的確に把握し、回線等の応急復旧計画の作成を行い、迅速な復旧作業を実施する。

被害回線の復旧方法の決定

復旧順位の決定

復旧作業の要員確保

工具、計測器、工事用車両、資材の確保

移動無線車、移動電源車、衛星車載車、非常用移動交換機等の設置位置決定

ヘリコプターの出動要請

部外防災関係機関との連絡及び協力

風水害編 第3部 災害応急・復旧対策計画

第12章 ライフライン施設の応急・復旧

第5節 通信施設

第3 通信そ通に対する応急措置

現地災害対策措置班は、要員、資器材等を最大限に活用し、通信のそ通とその被害設備の早期復旧のため、次の措置を講ずる。

- 1) 孤立防止用移動無線車の設置
- 2) 非常用移動交換機の設定
- 3) 臨時回線の作成
- 4) 通話方式の変更
- 5) 特設公衆及び臨時公衆電話機の設定
- 6) 加入電話等の他NTTビルへの収容

第4 災害時の広報及び情報伝達

1) 防災関係機関の広報活動

災害のため通信が途絶し、若しくは利用の制限を行ったときは、トーカー装置による案内、広報車、ラジオ、テレビ、窓口掲示等の方法によって、次の事項を利用者に周知する。

通信途絶及び利用制限の理由・内容

災害復旧に対して取られている措置及び応急復旧状況等

通信利用者に協力を要請する事項

災害用伝言ダイヤル“171”の開設

その他の事項

- ・緊急時の連絡について、公衆電話の利用を呼びかける。
- ・広報車、案内板等による電報の利用についての周知等広報活動を行う。

2) 「NTT東日本からのお願い」として周知

下記の周知を行う。

重要通信が優先となります。災害が発生すると、通話が殺到し電話が掛かりにくくなります。

防災関係機関等が行う救助・復旧活動を確保するため、お客様の電話や電報の利用を制限することがあります。

お客様の電話の受話器が外れていませんか？確認願います。

停電時には、コードレスホン・多機能電話機は利用できない場合がありますので、注意してください。

3) ふくそう緩和・安否確認策として、「災害用伝言ダイヤル“171”」の提供

第5 応急復旧

1) 復旧の順位

通信の途絶解消及び重要通信確保の上で、必要最小限の応急復旧順位は次のとおりであるが、復

風水害編 第3部 災害応急・復旧対策計画
 第12章 ライフライン施設の応急・復旧
 第5節 通信施設

旧順位の決定にあたっては、「被害状況」「通信そ通状況」「回線構成」「公共の利益」等を考慮し、できる限りそ通回線の均衡を図って復旧する。

順位	復旧回線（重要通信を確保する機関・契約約款に基づく）
第1順位	気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防衛機関、輸送の確保に直接関係ある機関、通信の確保に直接関係ある機関、電力の供給の確保に直接関係ある機関
第2順位	ガス・水道の供給の確保に直接関係ある機関、選挙管理機関、預貯金業務を行う金融機関、新聞社、通信社、放送事業者及び第1順位以外の国又は地方公共団体
第3順位	第1順位、第2順位に該当しないもの

2) 改善措置

被害の再発を防止するため、電気通信設備等の被害原因を分析し、各々の原因に応じた改善措置をとるとともに、必要な防災設計を行う。

3) 復旧工事

下記により工事を実施する。

応急復旧工事

ア) 電気通信設備等の応急的に復旧する工事

イ) 現状復旧までの間、維持に必要な補強、整備工事

本復旧工事

ア) 電気通信設備が全く消滅した場合に復旧する工事

イ) 電気通信設備を機能、形態において、被災前の状態に復する工事

ウ) 被害の再発を防止し、設備拡張、改良工事を折り込んだ復旧工事

風水害編 第3部 災害応急・復旧対策計画
第12章 ライフライン施設の応急・復旧
第5節 通信施設

第13章 公共施設等の応急・復旧対策

道路、橋りょう、河川及び区有施設等の公共公益施設が、災害により被災した場合には、救援救護活動等に重大な支障を及ぼす恐れがある。

このことから、これらの公共施設等が被災し、又は被災する恐れがあるときは、速やかに応急措置を講じ、円滑な応急対策活動が実施できるよう努めなければならない。

第1節 道路・橋りょう <水害応急対策室・災害対策本部、都建設局、首都高速道路>

災害が発生した場合、都建設局第三建設事務所、区及び首都高速道路等は、所管の道路、橋りょうについて、被害状況を速やかに把握し、道路交通の確保を図るため活動態勢を確立し、安全対策及び応急並びに復旧措置を行うものとする。

本節においては、道路・橋りょうの応急措置について必要な事項を定める。

第1 災害時の応急措置

1) 都建設局第三建設事務所

都建設局の道路・橋りょうについては、東京都の応急対策業務協定業者などと連携して調査・点検を行い、被害状況や交通状況を把握し、道路交通を確保するため、通行規制の措置やう回道路の選定など、通行者の安全対策を実施する。

都の障害物除去路線に指定されている区所管の道路・橋りょうについては、区からの道路・橋りょうに関する被災状況の報告をまとめ、応急措置方策を選定し、区の指導・調整を行う。

また、状況によっては、所属職員を派遣し、必要な指示を与える。

2) 区

道路の亀裂、陥没等の損壊及び倒壊物など並びに、道路冠水・落橋等による通行不能箇所について、区の「水防業務に関する協定」協力業者などと連携して調査を行い、速やかに応急措置を実施する。

3) 東京国道事務所

国道20号の道路・橋りょうについては、東京国道事務所の災害応急対策業務協定業者等と連携して調査・点検を行い、被災状況や交通状況を把握し、道路交通を確保するため、通行規制の措置やう回道路の選定など、通行者の安全対策を実施する。

第2 応急復旧対策

道路管理者は、道路、橋りょう及び道路付属物等が被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、公益占用物件等の復旧計画と調整の上、被害を受けた施設を復旧する。

公共の安全確保上、緊急に復旧を行う必要のある対象は、次のとおりとする。

- ・道路の陥没又は断裂により交通が不可能又は著しく困難であるもの
- ・道路の陥没又は断裂で、これを放置することにより二次被害を生じる恐れがあるもの

1) 都建設局第三建設事務所

応急復旧作業は、緊急道路障害物除去を最優先に行うこととし、「災害時における応急対策業務に関する協定」に基づき実施する。

逐次道路の被災箇所、放置すると二次被害を生ずるおそれがある箇所の応急復旧や、一般道路の障害物除去作業及び障害物の搬出を行う。

平素から応急作業に必要な資機材の整備を行うとともに、建設業協会等を通じて使用できる建設機械等の把握を行う。

2) 区

被害を受けた区道を速やかに復旧し、道路機能をできるだけ早急に回復し、救援活動、物資輸送等のための交通路の確保に努める。

なお、作業は、区において選定した緊急道路障害物除去路線を最優先に障害物除去を行うものとし、その後逐次一般区道の復旧作業を行う。

ア) 道路障害物除去作業の実施要領

道路障害物除去作業は、都道及び国道の管理者と緊密に連絡をとり、区内の建設関係事業者団体と締結している「水防業務に関する協定」協力業者などと連携して、がれき等の排除を行う。確保する交通路幅は、原則として1車線(3m)とする。

イ) 区道に生じた路面の亀裂や陥没等の応急復旧

道路障害物除去と同様協力業者に指示し応急復旧を行う。また、雨水の浸透・洗堀等により地山の崩壊等、二次的被害の恐れのある場合は、適宜な方法により応急復旧を施工する。

ウ) その他の措置

下水道、電話、電気、ガス等の道路占用施設に危険が発見されたときは、直ちにバリケード等による応急措置をとり、所管の占有者に連絡する。

落下、又は危険と認められた橋りょうは、直ちに通行止め等の措置を行い、う回路の案内を表示する。

3) 東京国道事務所

応急復旧作業は、道路障害物除去を最優先に行うこととし、「災害時における応急対策業務に関する協定」に基づき実施する。

第2節 河川 <水害応急対策室・災害対策本部水防本部、都建設局>

洪水等により河川及び排水路の護岸施設が破損したときは、応急復旧に努めるとともに、排水に全力を尽す。

第1 応急措置

第1-1 都建設局第三建設事務所

- 1) 災害が発生した場合、直ちに護岸等の河川管理施設及び工事箇所の被災の発見に努める。
- 2) 破損等の被害を受けた場合には、特に、氾濫水による被害の拡大防止に重点を置き、速やかに施設の復旧に努めるとともに、区が行う応急措置に関し、必要に応じて技術的指導を行う。
- 3) 区が実施する応急措置に関し、技術的助言及び総合調整を行うほか、応急・復旧対策を総合的判断のもとに実施する。
- 4) 総合的判断のもとに、移動排水ポンプ車の派遣を決定する。
- 5) 区内の河川管理施設の応急・復旧対策について区に技術的助言を行うほか、大規模なものについては直接実施する。
- 6) 巡回・点検及び応急対策については、災害時における応急対策に関する協定により対処する。

第1-2 区

管内の河川管理施設を巡視し、被害箇所を都に報告するとともに、必要な措置を講じる。

可搬ポンプ・土のう等の水防資機材を使用し、河川の溢水防止及び浸水被害発生箇所の排水作業を行う。なお、能力不足のときは、区内建設業者のポンプや、労力を雇用、消防とも連携して応急排水を実施する。

第2 復旧措置

河川管理者は、河川が風水害等により被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、復旧を行うものとする。

特に公共の安全確保上緊急に復旧を行う必要がある対象は、次のとおりである。

- 1) 護岸の決壊で隣接する道路、家屋等に危険の恐れのあるもの
- 2) 護岸、橋りょうの基底部の地盤沈下、洗くつで倒壊の恐れのあるもの
- 3) 土砂等による河川の埋そくで、流水を阻害し水害の原因となるもの
- 4) 護岸、床止等河川構造物の欠損で、これを放置することにより、新たな被害を生じる恐れのあるもの

第3節 区有施設等 <水害応急対策室・災害対策本部>

区は、災害により区有施設等が被災した場合、発災後、速やかに、かつ短時間で建築物の被災状況を調査し、当該建築物の当面の使用継続の可否を判定するものとする。

また、救援・救護活動の拠点となる施設については、建築設備等の応急復旧対策を講ずるものとする。

第1 区有施設等の点検

区は、第一段階として、避難所等の救援・救護活動の拠点となる主要な施設について、発災後、概ね2日間で当該建築物の使用継続の可否を判定するものとする。第二段階として、その他区有施設について、当該施設の管理者と連絡を取りながら逐次点検を実施するものとする。

1) 活動態勢

区有施設等の点検作業は、基本的には、区災害対策本部救護部が対応するが、災害の規模によっては、震災時の態勢である災対総務部が実施するものとし、発災後、概ね2日間は、区有施設点検班を中心に活動するものとする。

2) 対象施設

対象施設は、下記に掲げる施設とする。

救護活動の拠点となる主要な施設（水害応急対策室救護本部・災害対策本部救護部の設置する施設）

ア) 避難所（5ヶ所）……杉並会館、荻窪地域区民センター、大宮中学校、杉並第二小学校、和田小学校

救護活動の拠点となる主要な施設（必要に応じて、震災時の態勢で設置する施設）

ア) 地域区民センター（7カ所）……救援本部救援隊本隊及び第二次救援所が設置される施設

イ) 杉並保健所（1カ所）……医療救護部が設置される施設

ウ) 小・中学校等（66カ所）……避難所が設置される施設

エ) 後方医療機関（8カ所）……各地域において中心的に応急医療を行う後方医療機関

オ) 第二次救援所 ……高齢者、障害者等、災害遺児等を対象とした救援所として設置される地域区民センター以外の施設

カ) 補助・代替施設（22カ所）……避難所が使用不可能な場合等に設置される施設

キ) 体育館等（6カ所）……遺体収容所及び食料、救援物資等の集積地等として設置される施設

その他の区有施設

3) 点検作業

点検作業は、7つの地域区分に従い、被災の著しい地域から優先して実施するものとするが、被災に関する情報が不十分な場合は、情報収集を兼ねて本庁舎から遠方の地域から開始し、特定の地

風水害編 第3部 災害応急・復旧対策計画

第13章 公共施設等の応急・復旧対策

第3節 区有施設等

域に偏らないように実施する。

点検は、「区有施設等点検基準」に基づき実施するものとし、判定結果を当該施設の管理者、避難所長等に伝達するとともに、見やすい場所に判定シールを貼付する。

4) 施設の使用禁止等の申し入れ・緊急の措置

施設の被災が著しいため明らかに危険な場合は、点検実施者は、現地において当該施設の関係職員に対して、使用禁止等の措置を申し入れるとともに、協力して施設閉鎖等の措置を実施する。

第2 応急復旧対策

救援・救護活動の拠点となる施設については、建築設備等の点検を行い、飲料水の確保やトイレの機能等に支障を来たす場合、応急修理を行い、施設の使用に必要な最低限の機能を確保するよう努める。

なお、この作業は、区職員による他、建設業協会の協力を得て実施するものとする。

風水害編 第3部 災害応急・復旧対策計画

第13章 公共施設等の応急・復旧対策

第4節 文化財施設

第4節 文化財施設 <救援本部、東京消防庁>

文化財は、重要な国民的財産であることに鑑み、施設管理者は、次のような応急措置を講ずるものとする。

- 1) 文化財が被災し又はその恐れがある場合には、直ちに消防署に通報するとともに、被災の防止又は被害の拡大防止に努めなければならない。
- 2) 消防署等関係機関は、被災文化財の被害の拡大を防ぐため、協力して応急措置を講ずる。
- 3) 文化財に被害が発生した場合は、所有者、管理者は、区指定の文化財にあっては区教育委員会、都・国指定の文化財にあっては、区教育委員会を通じて都教育委員会・文化庁へ報告しなければならない。
- 4) 所有者又は管理者は、定期的に消防署等関係機関への通報、消火、重要物件の搬出、避難誘導等の防災訓練を実施するとともに、消防用設備等の点検・整備を実施する。

第5節 交通施設 <JR東日本、京王電鉄、西武鉄道、東京地下鉄>

災害発生時において、多数の乗客を輸送している鉄道は、直接人命にかかわる被害が発生する恐れがあるため、その被害を最小限にとどめ、迅速かつ適切な応急措置を講ずることにより、輸送の確保を図るものとする。

本節においては、各交通機関が実施し得る応急措置について、必要な事項を定める。

第1 災害時の活動態勢

1) 災害対策本部等の設置

災害が発生した場合、各交通機関は全機能をあげて、乗客及び鉄道施設の安全確保と緊急輸送を行うため、災害対策本部等を設置する。

2) 通信連絡

災害時の情報収集、伝達、応急措置の指示等の通信連絡は、列車無線、指令電話、鉄道電話等を利用するとともに、必要に応じて無線等を利用する。

第2 発災時の初動措置

災害発生と同時に、各交通機関は、運転規制その他適切な初動措置を講じ、乗客の安全を図る。各交通機関の初動措置は次のとおり。

1) 東日本旅客鉄道(株)

運転規制

ア) 社内規程により、速やかに運転中止、又は徐行の手続きをとる。

イ) 列車の運転は、概ね う回又は折返し運転 臨時列車の特発 バスの代行又は徒歩連絡のいずれかの方法により、その都度決定する。

乗務員の対応

運転が危険と認めたときは、直ちに列車を停止させ、停止位置が橋りょう上、築堤等の場合には、安全な場所に列車を移動させる。

2) 京王電鉄(株)

運転規制

社内規程により運転中止または運転規制を実施する。

乗務員の対応

列車の運転が危険と認められた場合または運転指令所長の指示により直ちに列車を停止させ、列車の停止位置が築堤、切取り、橋梁上等の危険な箇所に停車した場合は列車を移動させる。

3) 西武鉄道(株)

風水害時の運転規制

運転司令長は、応急対策として次の処置を行う。

ア) 天候の状態に注意し、必要に応じて次の処置を行う。

- ・風速が 20m/s を超えたと認められるか、豪雨の恐れがあるときには、暴風雨警報を指令する。
なお、風速が 20m/s を超えたと認められるときには、55 km/h 以下で注意運転するよう指令する。
- ・風速が 25m/s を超えたと認められるときには、25 km/h 以下で注意運転するよう指令する。
- ・風速が 30m/s を超えたと認められるときには、列車運転の一時中止を指令する。

イ) 暴風雨通過後、運転を再開する場合は、次による。

- ・停止している列車の番号・位置を確認する。
- ・線路・電車線路・運転保安設備等の施設が列車運転に支障がないことを確認する。
- ・必要により保線・電力・信号通信の各所長にトロリによる巡回を要請する。
- ・列車運転に支障がないことが確認できたときには、電気司令と打合わせて送電区間を確認し、運転再開を指令する。
- ・災害状況が確認できないときには、次の駅又は先行列車が停止していた位置まで注意運転を指令する。この場合、駅長の状況報告に基づき、異常がなかったときには、平常運転を指令する。

乗務員の対応

運転士は、災害発生時には次の処置を行う。

ア) 災害が発生し、列車の運転が危険と判断した場合又は列車無線等で停止指令があった場合には、列車を停止させる。

イ) 駅間の途中で列車を停止させる場合には、橋りょう・ずい道・深い切取り・高い築堤等、地震の被害を受けやすい箇所をできるだけ避ける。また必要に応じてパンタグラフを降下し、転動防止の処置をとる。

ウ) 駅間に停止した列車は、運転司令から運転再開の指示があったときには、車掌と打合わせのうえ次駅まで注意運転する。

エ) 運転を再開し、列車が駅に到着したときには、その区間の状況を駅長に報告する。

駅長の処置

駅長は、災害発生時には次の処置を行う。

ア) 災害が発生し被害が予想される場合には、速やかに構内巡視をして異常の有無を点検し、その状況を運転司令に報告する。

イ) 運転再開の指令があった場合には、自駅に停止している列車に対して次駅又は先行列車が停止していた箇所まで注意運転する旨を通告した後、進路の安全を確かめたうえ出発を指示する。

ウ) 運転再開後、最初の列車が到着したときには、その列車の運転再開箇所及び自駅までの状況を確かめ、これを運転司令に報告するとともに後方駅長に通告する。

エ) 線路巡回中の係員から、巡回区間の異常の有無についての情報を求めて、運転司令に報告する。

駅長が行う、旅客の避難誘導

駅長は、災害時において旅客を避難誘導させる必要が生じた場合は次による。

ア) 直ちに駅で定めている臨時避難場所に誘導する。

イ) さらに避難させる必要が生じた場合は、行政機関指定の避難場所を伝達し、混乱を防止する。

列車の乗務員の行う旅客誘導

列車の乗務員は、災害時において旅客を避難誘導させる必要が生じた場合は次による。

ア) 列車が、駅に停止している場合は、駅長の指示による。

イ) 列車が、駅間の途中で停止している場合は、原則として旅客は降車させない。ただし、火災その他によりやむを得ず旅客を降車させる場合は、次による。

- ・地形その他を考慮し、適切な誘導案内を行い、旅客を降車させる。
- ・特に弱者に注意し、他の旅客に協力を要請して、安全に降車させる。
- ・隣接線路を歩行することは、危険であることを放送等により徹底し、併発事故の防止を図る。

4) 東京地下鉄(株)

列車の措置

ア) 乗務員は、列車運転中、危険と認めた場合又は総合指令所からの緊急停止があった場合は、直ちに列車を停止させたのち、総合指令所に状況を報告し、列車の進退について指示を受ける。

駅の措置

駅係員は、旅客の安全を第一とし、沈着冷静な行動により、旅客の安全退避に努める。

火災発生時の措置

火災が発生した場合は、消防署、警察署等へ通報するとともに、初期消火に努める。

また、火災の状況によっては、旅客の避難誘導に努める。

停電時の措置

ア) 列車内停電の場合は自動的に列車積載の蓄電池に切替るので、照度2～5ルクスで1時間程度予備灯を点灯させ、旅客の混乱防止に努める。

イ) 駅構内停電の場合には、予備電源を付置した非常灯、誘導灯が蓄電池に切替り、非常灯は1時間、誘導灯は20分以上点灯する。また、携帯用の照明灯、合図灯、深見灯を常備しており、これらにより避難誘導に努める。

第3 乗客の避難誘導

列車の停止が長時間にわたるときや、火災等の二次災害の危険が切迫しているときは、乗客の安全確保のため、的確な避難誘導等を行う。各交通機関の措置は次のとおり。

1) 東日本旅客鉄道(株)

各駅では、区本部長からの避難勧告・指示があった場合には、乗客を安全な場所に避難するよう案内する。

2) 京王電鉄(株)

各駅では、乗客を避難させる必要が生じたときは、予め定めてある避難場所に誘導する。

3) 西武鉄道(株)

駅における避難誘導

ア) 駅長は、係員を指揮して旅客をあらかじめ定めた臨時避難場所に、混乱を生じないように誘導し、避難させる。

イ) さらに避難させる必要が生じたときは、避難場所の位置、災害に関する状況を旅客に伝達し、秩序維持に努力する。

列車乗務員が行う避難誘導

ア) 列車が駅に停止している場合は、駅長の指示による。

イ) 列車が駅間に停止した場合は、原則として乗客は降車させない。ただし、火災その他によりやむを得ず降車させるときは、次による。

- ・地形その他を考慮し、適切な誘導案内を行い降車させる。
- ・特に弱者に注意し、他の乗客に協力を要請して安全に降車させる。
- ・隣接路線を走行することは危険であることを放送等により徹底し、併発事故の防止を図る。

4) 東京地下鉄(株)

正確な情勢判断のもとに職員を指揮して、次により旅客の避難誘導にあたる。この場合、高齢者、幼児など単独行動で避難することが困難な旅客に対しては、他の旅客の協力を得るとともに、負傷のため単独避難不可能な旅客に対しては、構内の安全な箇所へ一時退避させる。

地下よりも地上が安全と認めたとき

行政機関指定の避難場所を放送で徹底し、その方向の出口へ誘導する。

地上よりも地下が安全と認めたとき

被害の少ない最も安全な場所へ誘導する。

第4 事故発生時の救護活動

災害により、旅客等に事故が発生した場合、概ね次の救護措置を行う。

- 1) 放送により情報を伝達する。
- 2) 負傷者があったときは、救出救護を行うとともに、必要な場合は、臨時救護所等を開設する。
- 3) 続発事故の防止に万全を期するとともに、必要により警察署及び消防署に通報し、出動、救援の要請を行う。
- 4) その他状況に応じた必要な措置を行う。

第5 浸水事故発生時の措置

災害により地下路線に浸水事故が発生した場合、人命にかかわる事態につながる恐れがあるため、東京地下鉄では、浸水防止等の応急措置を行うとともに、旅客の誘導を実施する。

1) 応急措置

駅出入口には止水板を、通風口には自動浸水防止機を備え、浸水を防止するとともに、トンネル内に浸水した場合は、排水ポンプにより排水する。

2) 旅客の誘導

地上からの浸水を配慮し、地上へ避難するための有利な場所を選定し、その方向の出口へ誘導する。

第6 応急復旧対策

災害時においては、各交通機関は、都・区が実施する応急対策活動が円滑に実施できるよう、救援物資及び人員の輸送協力を行う責務があることから、速やかに応急復旧を行い輸送の確保に努めるものとする。このため、各交通機関はあらかじめ、応急復旧体制を確立し、資器材等の整備を行っている。

なお、各交通機関は応急対策の終了後、速やかに被害原因等の調査分析を行い、この結果に基づき、復旧計画を策定する。復旧作業は、計画に基づき、迅速かつ適切に実施する。

第6節 郵便施設

震災時における郵便施設の途絶は、災害応急活動の阻害要因となるとともに、社会的混乱の恐れを生じるなどその影響は大きい。

このため、災害時における通信等の途絶を防止するため、各種通信施設の確保等についての応急対策の確立が必要である。

第1 災害時の活動態勢

1) 非常災害対策本部等の設置

災害が発生し、又は発生する恐れがある場合は、必要に応じて非常災害対策本部又はそれに準ずる対策機関を日本郵便株式会社東京支社又は郵便局に設置し、災害に的確に対処する。

非常災害対策本部は迅速、的確な情報連絡により、次の業務を行う。

- ・被害状況等情報の収集・周知連絡及び広報活動
- ・郵便及び窓口業務運行の確保
- ・要員措置、被災社員の援護等
- ・応急用事業物品の調達、運送、災害応急対策等
- ・被災した社屋・設備等の復旧
- ・その他

2) 社員の動員

各郵便局の長は、災害が発生し、又は発生する恐れのある場合に備え、所属社員の一部又は全部の者が防災に関する措置に当たれるよう配置計画等を立て、動員順位を定めておくものとする。

3) 情報連絡

各郵便局の長は、迅速、的確な活動ができるよう、他の公共機関との間並びに区との間において、緊密な連携の確保に努める。

第2 災害時の応急対策

1) 郵便物の送達確保

被災地における郵便の運送、集配の確保又は早期回復を図るため、被害の態様と規模に応じて、運送集配の経路又は方法の変更、郵便物区分方法の変更、臨時運送便、臨時集配便の開設等適時の応急措置を講ずる。

2) 郵便局の窓口業務の維持

被災地における郵便局のお客さまに対する窓口業務の維持を図るため、被災により業務継続が不能となった郵便局は、仮局舎急設による窓口業務の迅速な再開、移動郵便車等による臨時窓口の開設及び窓口取扱時間又は取扱日の変更等の措置を講ずる。

第14章 応急生活対策

災害時には、多くの区民が負傷したり、家や家財等を喪失し、また電気、ガスあるいは電話の途絶等により、かなりの混乱状態に陥ることが考えられる。これらの混乱を速やかにおさめ、人心の安定と社会秩序の回復を図るため、区をはじめ防災関係機関は、連携、協力して民生安定のための緊急措置を講ずる。

本章では、被災者の生活確保、中小企業への融資、義援金品の配付等について、各施策を述べる。

第1節 被災者の生活確保 <水害応急対策室・災害対策本部、社会福祉協議会、都福祉保健局、関係機関>

災害により被害を受けた区民が、その痛手から速やかに再起更生できるよう、被災者に対する職業のあっ旋、租税の徴収猶予及び減免、資金の融資等により被災者の生活確保を図る。

第1 職業のあっ旋

災害により離職を余儀なくされた被災者に対する職業のあっ旋については、公共職業安定所を通じ、臨時職業相談窓口の設置、臨時職業相談所の設置又は巡回職業相談の実施などにより、早期再就職の促進を図ることになっている。

区は、就労支援センターなどを拠点に被災者のために開設する相談所等において、離職者の状況を把握し、東京労働局に報告するとともに、状況によっては臨時職業相談所の開設又は巡回職業相談の実施を要請する。

第2 租税等の徴収猶予及び減免

被災した納税者又は特別徴収義務者（以下「納税者等」という。）被保険者等に対し、地方税法又は区条例により期限の延長、徴収猶予及び減免等の緩和措置を、それぞれの実態に応じ適時適切に講ずるものとする。

1) 特別区税の納税緩和措置

期限の延長

災害により、納税者等が期限内に申告その他書類の提出又は区税を納付若しくは納入することができないと認めるときは、次の方法により当該期限を延長する。

ア) 災害が広域にわたる場合、区長が職権により適用の地域及び期限の延長日を指定する。

イ) その他の場合、災害がおさまった後、速やかに被災した納税者等から申請があったときは、区長が期限を延長する。

徴収猶予

災害により財産に被害を受けた納税者等が区税を一時に納付し、又は納入することができないと認められるときは、その者の申請に基づき1年以内において徴収を猶予する。なお、やむを得ない理由があると認められるときは、さらに1年以内の延長を行う。

減 免

被災した納税者に対し、該当する各税目について次により減免を行う。

風水害編 第3部 災害応急・復旧対策計画

第14章 応急生活対策

第1節 被災者の生活確保

ア) 特別区民税（都民税個人分を含む。）

被災した納税者の状況に応じて減免を行う。

イ) 軽自動車税

被災した納税者の状況に応じて減免を行う。

2) 国民健康保険料及び一部負担金の減免等

災害等により生活が著しく困難になった者に対し、被災の状況に応じて保険料及び一部負担金を減免する。

3) 国民年金保険料の免除

被保険者（第1号被保険者）又はその被保険者が属する世帯の世帯員が災害によりその所有する住宅・家財に著しい損害を受け、保険料を納付することが困難であるときは、申請に基づき日本年金機構が内容審査のうえ申請日の属する月の前月からその年度内の保険料の免除を承認する。

4) 介護保険料及び利用者負担額の減免

第1号被保険者（利用者負担額の減免の場合は要介護・要支援認定被保険者）又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災、その他これらに類する災害により、住宅・家財又はその他の財産について著しい損害を受けたとき、申請に基づき、介護保険料については、申請日に属する年度の確定した保険料額の3ヶ月を限度として減免する。ただし、区長が必要を認める場合は、6ヶ月を限度とする。また、利用者負担額については、申請日の属する月から3ヶ月を限度として減免する。ただし、区長が必要を認める場合は、さらに3ヶ月延長する。

5) 介護用品の支給・寝具洗濯乾燥サービス等高齢者福祉サービス利用料の減免

利用者又はその属する世帯の生計を主として維持するものが、災害により住宅、家財等に著しい損害を受けた場合には、申請によりサービス利用料を減免する。

6) 保育の実施等に係る保育料の減額

応急保育の実施に係る保育料及び災害に伴い保育園を閉鎖した場合の保育料等の取扱いについては、次のとおりとする。

応急保育

応急保育期間の保育料は、これを無償とする。

通常保育

保育園の閉鎖期間の属する月にかかる保育料は、無償とする。

なお、通常保育再開後の保育料については、杉並区児童福祉法施行細則に定める減額基準がある場合は、保護者の申請により減額する。

緊急一時保育

緊急一時保育料については、杉並区児童福祉法施行細則に定める減額基準がある場合は、保護者の申請により減額する。

風水害編 第3部 災害応急・復旧対策計画

第14章 応急生活対策

第1節 被災者の生活確保

第3 災害援護資金等の貸付

1) 資金の貸与

自然災害により、住家等に被害を受けた者に対して、住宅の建設又は補修等の整備に必要な資金を貸付け、居住の安定を図る。そのほか被害を受け、困窮するものに対して応急小口資金（区の貸付）生活福祉資金（杉並区社会福祉協議会が窓口）を貸付け、もって、その自立の助長に寄与する。

区及び都の貸付など各種の融資は、次のとおりである。

種別	貸付対象	貸付金額	貸付条件
災害援護資金 都（福祉保健局）	都内のいずれかの区市町村が災害救助法による救助を受けた場合、その地震、台風等の自然災害により、家屋等に被害を受けた世帯で、世帯の前年の所得が 1人世帯 220万円以内 2人世帯 430万円以内 3人世帯 620万円以内 4人世帯 730万円以内 （5人以上の場合は一人につき30万円の加算） ただし、その世帯の住居が滅失した場合にあっては、 1,270万円以内。 実施主体は区となる。	対象被害及び限度額 世帯主が負傷した世帯 (1) 家財、住居の損害なし 150万円 (2) 家財の損害あり 250万円 (3) 住居が半壊 270万円 (4) 住居が全壊 350万円 世帯主の負傷がない世帯 (1) 家財の損害あり 150万円 (2) 住居が半壊 170万円 (3) 住居が全壊 250万円 (4) 住居が滅失・流失 350万円 住居が半壊、全壊の被害を受け、住居を建て直す場合にその住居の残存を取り壊さざるを得ない場合等 (1) 世帯主が負傷し、住居が半壊した世帯 350万円	据置期間 3年（特別5年） 償還期間 据置期間を含み10年 償還方法 年賦又は半年賦による元利均等償還 貸付利率 年3.0%以内 （据置期間中は無利子） 東日本大震災についての特例措置 「償還期間 13年（据置期間は6年、特別の場合は8年）」、「利子 保証人を立てる場合は無利子、保証人をたてない場合は年1.5%（据置期間中は無利子）」 (2) 世帯主の負傷がなく ア．住居が半壊の世帯 250万円 イ．住居が全壊の世帯 350万円 （注） 1．世帯主の負傷 全治1カ月以上の要療養の負傷 2．家財の損害 家財の価格の概ね1/3以上の損害

風水害編 第3部 災害応急・復旧対策計画
 第14章 応急生活対策
 第1節 被災者の生活確保

種 別		貸 付 対 象	貸 付 金 額	貸 付 条 件
応急小口資金	区	災害により住宅又は家財に被害を受け、資金を必要とする場合で、杉並区応急小口資金貸付条例第2条に定める資格を有するもの	貸付限度額 1世帯 50万円以内 (単身世帯は 30万円)	据置期間 6カ月 償還期間 据置期間経過後貸付金額により、10カ月、20カ月又は30カ月以内 償還方法 均等月賦償還 貸付利率 無利子
生活福祉資金	都社会福祉協議会	低所得世帯で、この資金の貸付を受けることによって災害による困窮から自立のできる世帯等 窓口は、杉並区社会福祉協議会となる。	災害援護資金 1世帯 150万円以内	据置期間 6カ月以内 償還期間 据置期間経過後7年以内 貸付利率 連帯保証人がいれば無利子、いなければ年1.5% 連帯保証人 1人(原則) 償還方法 月賦 申込方法 官公署の発行する被(り)災証明書を添付し、杉並区社会福祉協議会に申し込む。(その他必要書類あり)

風水害編 第3部 災害応急・復旧対策計画
 第14章 応急生活対策
 第1節 被災者の生活確保

種別	貸付対象	貸付金額	貸付条件							
災害復興住宅融資支援機構	(独)住宅	1. 自然災害等により自らが住む住宅に被害が生じ、地方公共団体から「(り災)証明書の発行」の発行を受けた場合 (1) 建設・購入 住宅に「全壊」等の被害が生じた場合 (2) 補修 住宅に10万円以上の被害が生じた場合 2. 被災者の方に貸すための住宅で、「(り災)証明書の発行」の発行を受けた場合 融資の内容は、1.と同じ 3. 被害が生じた住宅を所有する親のために子が建設、購入又は補修を行う場合で、「(り災)証明書の発行」の発行を受けた場合 融資の内容は、1.と同じ	1. 建設 建設資金 1,460万円 土地取得資金 970万円 整地資金 390万円 特例加算 450万円 2. 購入(新築住宅) 購入資金 2,430万円 特例加算 450万円 購入資金は土地が所有権の場合 3. 購入(リ・ユース住宅(中古住宅)購入) 購入資金 2,130万円 特例加算 450万円 耐久性等の要件に適合する住宅の場合 購入資金 2,430万円 特例加算 450万円 4. 補修 補修資金 640万円 (注) 〔 整地資金 390万円 引方移転資金 390万円 (注) 整地資金及び引方移転資金の両方を利用する場合、合計で390万円が限度となる。	1. 金利(平成25年6月19日)年1.48% 特例加算は年2.38% 2. 返済期間 (1) 建設及び新築購入 耐火、準耐火構造又は木造(耐久性) 35年以内 木造(一般) 25年以内 (2) リ・ユース住宅(中古住宅)購入 耐久性等の要件に適合する住宅の場合 35年以内 上記以外の場合 25年以内 (3) 補修 20年以内 完済時年齢の上限は80歳 3. 元金据置期間 (1) 建設又は購入 3年間 (2) 補修 1年間 4. 返済方法 (1) 元利均等毎月払い (2) 元金均等毎月払い (3) 融資金額が130万円以上の場合には、ボーナス併用払いも可 5. 担保 (1) 建設・購入 建物と敷地に第1順位の抵当権を設定 (2) 補修 建物に抵当権を設定 6. 返済負担率 年収に占めるすべての借入れの年間合計返済額の割合(総返済負担額)が以下の基準を満たす方 <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>年収</td> <td>400万円未満</td> <td>400万円以上</td> </tr> <tr> <td>基準</td> <td>30%以下</td> <td>35%以下</td> </tr> </table> 7. 融資住宅の基準 1戸当たりの住宅部分の床面積 (1) 建設 13㎡以上175㎡以下 (2) 購入 50㎡(共同建ての場合は30㎡)以上175㎡以下 (3) 補修 制限なし	年収	400万円未満	400万円以上	基準	30%以下	35%以下
		年収	400万円未満	400万円以上						
基準	30%以下	35%以下								

第4 災害弔慰金・災害障害見舞金の支給

1) 対象となる自然災害

(暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象により被害が生ずるもの)

1 区市町村において住居が5世帯以上滅失した災害

都道府県内において住居が5世帯以上滅失した区市町村が3以上ある場合

都道府県内において災害救助法が適用された区市町村が1以上ある災害

災害救助法が適用された区市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合の災害

2) 支給対象者

災害弔慰金

死亡者の遺族(配偶者、子、父母、孫、祖父母の範囲。いずれもが存しない場合は、兄弟姉妹(ただし、死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者。))

災害障害見舞金

災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号)別表に掲げる程度の障害がある者

3) 支給金額

災害弔慰金

死亡者1人につき主たる生計者の場合500万円、それ以外の場合250万円

災害障害見舞金

障害者1人につき主たる生計者の場合250万円、それ以外の場合125万円

4) 支給の制限

当該死亡者の死亡がその者の故意又は重大な過失により生じたものである場合等、支給が制限される場合がある。

第5 被災者生活再建支援金の支給

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、被災者生活再建支援金を支給することにより、その自立した生活の開始を支援するものであり、生活必需品の購入経費等として、最高300万円の支援金を支給する。

1) 対象となる自然災害

暴風、豪雨、地震その他の異常な自然現象により生ずる被害であり、対象となる災害の程度は以下のとおり。なお、この制度が適用になる自然災害が発生した場合には、都道府県から、その旨の公示がなされる。

災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市区町村の区域に係る自然災害

風水害編 第3部 災害応急・復旧対策計画

第14章 応急生活対策

第1節 被災者の生活確保

10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市区町村の区域に係る自然災害

100世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県の区域に係る自然災害

又は の市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市区町村（人口10万人未満に限る）の区域に係る自然災害

～ の区域に隣接し、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市区町村（人口10万人未満に限る）の区域に係る自然災害

若しくは の市町村を含む都道府県又は の都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市区町村（人口10万人未満に限る）又は2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市区町村（人口5万人未満に限る）の区域に係る自然災害

2) 対象世帯と支給額

1の自然災害により

住宅が「全壊」した世帯

住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯

災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯

住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）

支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる

（ 世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額）

住宅の被害程度に応じて支給する支援金(基礎支援金)

住宅の被害程度	全壊	解体	長期避難	大規模半壊
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円

住宅の再建方法に応じて支給する支援金(加算支援金)

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借
支給額	200万円	100万円	50万円

一旦住宅を賃借した後、自ら居住住宅を建設・購入(又は補修)する場合は、合計で200(または100)万円

第6 日赤東京都支部による災害救援品の支給

1) 対象となる災害

震災・風水害・火災等

2) 支給対象者及び支給内容

種別	支給対象者	支給内容	備考
災害救済品 (見舞品)	住宅の全半壊・全半焼	毛布、バスタオル	毛布、バスタオルは全員に各1とする。
	床上浸水	毛布、バスタオル	
	避難所へ1晩以上避難	毛布、バスタオル、 緊急セット、安眠セット	・毛布、バスタオルは全員に各1とする。 ・緊急セット、安眠セットは世帯(4人)当たり各1とする。

第7 生活相談

区は、区本庁舎内に被災者のための相談所を設置し、総務部区政相談課が中心となり関係課等の協力を得ながら、次の業務を実施する。

- 1) 被災者からの苦情又は要望事項を聴取し、その解決を図る。
 - 2) 被災者への迅速かつ適切な相談業務を行うため、区関係部局と緊密な連携を図る。
 - 3) 相談内容、被害状況等について、都、防災関係機関との連絡を密にし、相談態勢の確立を図る。
- 区は、災害の規模に応じ、必要がある場合は区民事務所等に相談窓口を開設する。

第8 郵便局の対応

災害が発生した場合、災害の態様及び地域の被災状況等被災地の実情に応じ、次のとおり、郵便関係に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を迅速かつ的確に実施する。

- 1) 被災地に対する郵便はがき等の無償交付
 災害救助法適用地域の郵便局において、はがき等の無償交付を行う。
- 2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除
 災害救助法適用地域の郵便局において、被災者が差し出す手紙・はがき等の料金免除を実施する。
- 3) 被災者あて救助用郵便物の料金免除
 総務大臣が公示した場合は、被災者の援助を行う地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会又は共同募金連合会にあてた救助用物資を内容とするゆうパック及び救助用又は見舞用の現金書留郵便物の料金免除を実施する。
- 4) 利用の制限又は業務の停止
 緊急郵便物の取扱いを確保するため、郵便物の利用制限又は業務の一部を停止することがある。

災害が発生した場合、災害の態様及び地域の被災状況等被災地の実情に応じ、次のとおり、郵政事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を迅速かつ的確に実施する。

風水害編 第3部 災害応急・復旧対策計画

第14章 応急生活対策

第2節 中小企業への融資

第2節 中小企業への融資 <水害応急対策室・災害対策本部、都産業労働局、関係機関>

災害により区内中小企業は、大きな人的・物的損害を被ることが想定される。このような被災企業の事業再建には自助努力に加え、公的にその復興を支援していく。

区は、被災後の区内産業・就労の状況を詳細に把握し、区内産業の復興支援を積極的に行う。

特に、区内中小企業事業主に対しては、事業の再建に関する相談窓口の増設、再建資金の負担を軽減するあっせん融資制度の利用促進等により、事業復興を支援する。

- ・被災状況の把握
- ・産業支援
- ・事業再開支援

都及び政府系金融機関は、災害により、被害を受けた中小企業及びその組合に対し、事業の復旧に必要な資金の融資を行い、災害からの痛手を軽減し、事業の安定を図る。

都及び政府系金融機関が実施する中小企業への融資については、次頁のとおりである。

風水害編 第3部 災害応急・復旧対策計画

第14章 応急生活対策

第2節 中小企業への融資

第1 中小企業関係融資

機関名	区分	内 容	
東京都 (産業労働局)	災害復旧資金融資	1	資金使途 運転資金、設備資金
		2	対象企業 都内に事業所(住居)を有し、法人税(個人については所得税)又は事業税を納付していること。東京信用保証協会の保証対象業種である中小企業者及び組合で「3対象災害」により、損失を受けていること。
		3	対象災害 次の(1)または(2)に該当するもののうち都知事が指定したもの (1) 災害救助法の適用があった災害 (2) (1)のほか特に都知事が必要と認めたもの
		4	限度額 一災害につき 8,000 万円
		5	利率 [固定金利]年 1.7% < 責任共有制度の対象外になる場合 > 1.5% 利率は平成 25 年 4 月 1 日現在 責任共有制度が適用される中小企業者等に対しては、東京都が利子の一部(責任共有制度対象外との金利差相当分)を補助。
		6	期間 10 年以内(据置期間 1 年を含む)
		7	保証人 要する。法人は代表者個人、組合は原則として代表理事
		8	担保 保証合計残高が 8,000 万円以下は原則無担保
		9	信用保証 東京信用保証協会の信用保証を要する。
		10	信用保証料 協会の定めるところによる。ただし、東京都が保証料全額を補助する。
		11	返済方法 分割返済(元金据置期間は 1 年以内)

風水害編 第3部 災害応急・復旧対策計画
 第14章 応急生活対策
 第2節 中小企業への融資

機関名	区分	内 容	
東京都（産業労働局）	災害緊急	1	資金使途 運転資金・設備資金
		2	対象企業 都内に事業所（住居）を有し、法人税（個人については所得税）又は事業税を納付していること。東京信用保証協会の保証対象業種である中小企業者及び組合であり東日本大震災復興緊急保証制度による区市町村長等の認定等（東日本大震災法第128号に係る認定等）を受けたこと。
		3	限度額 2億8千万円
		4	利率 年1.5%以内～2.0%以内（融資期間による）
		5	期間 10年以内（据置期間2年を含む）
		6	保証人 要する。法人は代表者個人、組合は原則として代表理事。個人事業主は原則として不要。
		7	担保 融資額の合計が8,000万円を超える場合は原則として物的担保が必要。
		8	信用保証 東京信用保証協会の信用保証を要する。
		9	信用保証料 協会の定めるところによる。ただし、東京都が2分の1を補助する。
		10	返済方法 均等分割返済（元金据置期間は2年以内）

機関名	区分	内 容	
杉並区	復旧資金融資	1	資金使途 設備資金、運転資金
		2	対象企業 区内に、主たる事業所を有し、引き続き1年以上同一場所で同一事業を営み、住民税・事業税の滞納がなく東京信用保証協会の保証対象業者である方
		3	限度額 300万円
		4	利率 年0.5%(小口融資資金対照0.45%)(平成23年4月1日から)
		5	期間 3年以内(外据置6カ月以内)
		6	担保・保証 東京信用保証協会の保証・保証人・担保のいずれか
		7	返済方法 据置期間経過後、元金均等月賦償還
中小企業事業	日本政策金融公庫 災害復旧貸付	1	資金使途 設備資金、長期運転資金
		2	対象企業 公庫が当貸付の適用を認めた災害により、被害を受けた中小企業者
		3	限度額 1億5,000万円
		4	利率 基準利率
		5	期間 10年以内(内据置期間2年以内)
		6	担保・保証 原則として必要
		7	返済方法 2年以内の据置後、元金均等償還
国民生活事業	日本政策金融公庫 災害貸付	1	資金使途 設備資金、長期運転資金
		2	対象企業 公庫が当貸付の適用を認めた災害により、被害を受けた中小企業者
		3	限度額 各種融資制度の限度額に1災害あたり上乗せ3,000万円
		4	利率 各貸付ごとの利率による
		5	期間 各種融資制度の返済期間内
		6	担保・保証 申込者との協議による
		7	返済方法 割賦払い(毎月払い・半年払いなど)または一時払い(元本均等払いは不可)

- 1 災害を受けた中小企業の既往の債務の返済について、期間延長の取扱いが行われることがある。
- 2 利率等変更される場合がある。

第2 農業関係者融資

風水害編 第3部 災害応急・復旧対策計画

第14章 応急生活対策

第2節 中小企業への融資

災害により被害を受けた農業者又はその組合等に対し、農業の生産力の回復と経営の安定を図るため、必要な資金を融資する。

1) 農林漁業金融公庫による融資

農業施設等の災害復旧資金及び被災農業者の経営維持安定に必要な資金について、農林漁業金融公庫から融資する。

第3節 義援金品の配分 <災害対策本部>

一般から拠出された義援金品で区に寄託されたもの及び都、区市町村、日本赤十字社等からなる義援金品募集配分委員会（以下「委員会」という。）から送付された義援金品を、确实、迅速に被災者に配分するため、義援金品の受付、配分等について必要な事項を定める。基本的には、区災害対策本部救護部が対応するが、災害の規模によっては、震災時の態勢である災対総務部、救援部にて処理を行う。

第1 義援金品の受付・募集

- 1) 義援金品の受付窓口を開設し、災対総務部義援金班で直接義援金品を受け付けるほか、銀行等に災対総務部長名義の普通預金口座を開設し、振込による義援金を受け付ける。
- 2) 受領した義援金品については、寄託者に受領書を発行する。ただし、上記1の口座への振込みによる場合は、振込用紙をもって受領書の発行に代える。
なお、受領書の様式は、【別冊・資料114】のとおり。
- 3) 義援金品の受付状況について随時委員会に報告し、受け付けた義援金は、委員会に送金する。
- 4) 義援品については、被害の状況等を勘案し、品目を限定する等して被災者が必要とする物資を募集する。

第2 義援金品の保管及び配分

1) 義援金

寄託者より受領した義援金は、委員会に送金するまでの間、義援金受付口座に預金保管する。委員会から送金された義援金についても、被災者に配分するまでの間、同様に預金保管する。

義援金は、委員会の配分計画に基づく配分率及び配分方法により、救援部から被災者に配分する。被災者への配分状況について、経過、実施方法等を記録するとともに委員会に随時報告する。

2) 義援品

直接受領した義援品及び都福祉保健局等から送付された義援品については、救援部において保管し、配分計画に基づき被災者に配分する。

配分にあたっては、防災市民組織等の協力を得て、迅速かつ公平に配分する。

被災者への配分状況について、経過、実施方法等を記録するとともに委員会に随時報告する。

第3 義援品の保管場所

寄託又は送付された義援品を被災者に配分するまでの一時保管場所として、区役所会議室を使用するほか、状況によっては、体育館又は災害備蓄倉庫に保管する。

第4節 被災(り災)証明書の発行 <災害対策本部>

地震、風水害等により被災した世帯の再建を促進するために、国、都及び区において住宅新築・補修に資する資金の貸付等の各種公的融資や、租税、保険料等の減免・徴収猶予などを実施することがある。

その場合に、当該災害によって被災したという証明が必要であるため、区においては被災世帯に対して被災証明を、また、消防署長は申請者に対し焼損状況の調査等に基づきり災証明を発行する。

本節においては、この被災(り災)証明の発行手続き、証明の手続き等について明らかにする。

第1 発行手続

区は、被災者の申請により発行する。発行機関は、次のとおり。

ただし、消防署長が発行する火災によるり災証明については、消防署(所)、及び消防署と区が協議した場所において発行する。

1) 区に災害対策本部が設置された場合

救援部で発行する。ただし、災害が鎮静し、応急対策活動態勢が縮小された場合は、区民生活部地域課で発行する。(災害の規模によっては、震災時の態勢である救援部被害調査班にて処理を行う。)

2) 区に災害対策本部が設置されない場合

区民生活部地域課において発行する。

第2 証明の範囲

被災証明書(消防署長が発行するり災証明書の発行を除く。)は、災害対策基本法第2条第1号に規定する被害の範囲で、次の事項について証明する。【別冊・資料113】

ただし、消防署長が発行する火災によるり災証明書の発行の様式は東京消防庁が定める。消防署が発行するり災証明(火災被害)と区が発行する被災証明(火災以外)が重複・内容相違することがないように、消防署との合同調査を行う体制を整備し、合同による訓練に取り組む。

1) 住家、住家以外の建造物の被害

全 壊(焼)

流 失

半 壊(焼)

一部損壊

床上浸水

床下浸水(土間上浸水)

2) 人的被害

風水害編 第3部 災害応急・復旧対策計画

第14章 応急生活対策

第4節 被災（り災）証明書の発行

死 亡

行方不明

負 傷

第3 証明手数料

無料とする。

第5節 応急仮設住宅等 <災害対策本部、都都市整備局>

災害時には、住家が倒壊、焼失又は破損することが予想される。その場合、自己の資力では、居住する住家を確保できない被災者を対象に、応急仮設住宅の設置を行う。

第1 住宅の一時提供

1) 公営住宅等の一時提供

都営及び区営住宅の空室情報について、災害時に迅速に収集する体制を整備する。また、公営住宅の空き家を一時的に被災者用住宅として確保・供給に努める。

都は、公営住宅等の空き家の確保に努めるとともに、東京都住宅供給公社・都市再生機構及び他の地方公共団体に空き家の提供を求め、被災者に供給する。

区は、公営住宅の空き家を一時的に被災者用住宅として確保・供給に努める。

2) 民間賃貸住宅の一時提供

災害時に民間賃貸住宅を一時提供可能な体制とするため、事業者からの空室情報の提供やその他必要な措置について、杉並区内の不動産組合等との協定締結を進める。

また、応急仮設住宅の供給可能量の限界を考慮し、空室のある賃貸住宅への入居を促進するための支援方法を整理する。

なお、都は借上げにより民間住宅を提供するように努め、区はこれに協力する。

3) 入居資格等

(1) 入居資格

原則として、応急仮設住宅の入居資格に準じて行う。

(2) 入居者の募集・選定

原則として、応急仮設住宅の入居者の募集、選定に準じて行う。

4) 帳票の整備

一時提供住宅の供給に伴い、区は入居者の管理のため、必要な帳票を整備する。

第2 応急仮設住宅の建設

1) 設置主体

応急仮設住宅の設置は、災害救助法が適用される場合は都が行い、区はこれに協力する。ただし、災害救助法が適用されない場合は、区長が特に必要と認めた場合、区において設置する。

2) 建設予定地の選定

区は、建設予定地の選定に当たっては、区立公園等公共空地及び東京中央農業協同組合【別冊・資料 66】からあっせんされた生産緑地など、あらかじめ次の点を考慮のうえ、建設予定地を定める。

接道及び用地の整備状況

ライフラインの状況

避難場所などの利用の有無

なお、区は常に最新の建設予定地の状況を把握し、都の求めに応じて報告する。

被災地外の用地の活用に関しては、他自治体との協議を通じて整理しておく。

3) 設置

災害救助法の適用後は、区長がその設置を必要と認めた時は都知事に要請し、都都市整備局が対応し、適用がない場合において区が設置するときには、区内建設業者の協力を得て実施する。

4) 建設資材の調達

応急仮設住宅の建設及び被災住宅の応急修理に要する資材について、災害救助法適用の場合は都が対応するが、同法が適用されない場合は、区が建設業者を通じて迅速に調達するものとする。仮設住宅の早期建設に向け、建設資材の確保等について検討を行う。

5) 着工の時期

災害救助法適用の場合の設置は、災害発生の日から20日以内に着工しなければならない。(ただし、20日以内に着工できない場合には都は事前に期間延長について厚生労働大臣に協議する。

なお、同法が適用されない場合においては、同法が適用された場合に準ずるものとする。

6) 設置基準・構造

規模及び費用

1戸当たりの面積は災害救助法の定める面積を基準とし、世帯人数に応じた規模の仮設住宅の供給に努める。【別冊・資料25】

1戸当たりの設置費用についても、災害救助法の定める基準による。

型 式

原則として平屋建て・2階建ての軽量鉄骨系プレハブ、木質系プレハブ、木造又はユニットとし、災害の状況に応じてその都度定める。なお、必要に応じ、高齢者・障害者関係部署と連携し、居室内の段差の解消や手すりの設置、車いす使用の場合の必要面積など、要援護者に配慮した設備・構造の住宅とする。また、入居後のケアについては、保健福祉部と連携して対処する。

7) 管 理

災害救助法が適用され、都が設置する応急仮設住宅の管理については、原則として、都が都営住宅の管理に準じて行い、区はこれに協力する。

なお、同法が適用されない場合に区が設置するものについては、同法が適用された場合に準ずるものとする。

入居者管理等は区が行う。

災害救助法適用による応急仮設住宅の供与できる期間は、竣工の日から2年以内である。

なお、同法が適用されない場合に区が設置するものについては、同法が適用された場合に準ずるものとする。

第3 入居者の選定

1) 入居者の資格

対象者は次に掲げる各号のすべてに該当する者とする。ただし、使用申し込みは一世帯一か所限りとする。

住家が全壊、全焼又は流失した者

居住する住家がない者

自らの資力では住家を確保することができない者

2) 入居者の募集・選定

災害救助法適用後

入居者の募集及び選定は区が実施する。入居者の選定は都が策定する基準に基づくものとする。なお、区は高齢者、障害者、ひとり親家庭等の優先を原則とし、生活条件等を考慮するものとする。

入居者募集計画は被災状況に応じ都が策定し、区に住宅を割り当てる。

割り当てに際しては、原則として当該区の行政区域内の住宅を割り当てるものとするが、必要戸数の確保が困難な場合は、区市町村間で融通しあう。

災害救助法が適用されない場合

入居者の募集計画は、被災状況に応じて区が策定し、被災者に対し募集を行う。

入居者の選定は、災害救助法が適用された場合に準じる。

第4 被災住家の応急修理

1) 応急修理の対象住家

災害により、住家が半焼又は半壊し、居室、便所、台所等日常生活に欠くことのできない部分に被災したため、当面の生活を営むことができない状態にあること。

2) 対象者の調査、選定

災害救助法適用の場合は、区が被災者の資力その他の生活条件の調査を実施し、区が発行する証明書に基づき、都が定める選定基準により、都から委任された区が募集・選定事務を行う。

なお、同法が適用されない場合で、区長が実施の必要を認めるときは、区において調査し、選定する。

3) 修理の方法

災害救助法適用の場合は、都都市整備局が東京建設業協会のあっせんする建設業者により行う。ただし、区に事務の委任があった場合には区が区内業者の協力により実施する。

なお、同法が適用されない場合は、区が区内業者の協力により実施する。被災住宅の応急修理の方法は同法適用の場合に準ずるものとし、建設事業団体等との協定に基づき、被災住宅の応急修理

風水害編 第3部 災害応急・復旧対策計画

第14章 応急生活対策

第5節 応急仮設住宅等

に対する支援を行う。【別冊・資料68】

5) 経 費

災害救助法の定めによる。【別冊・資料25】

6) 工事の期間

災害救助法適用による応急修理は、原則として発災の日から1カ月以内に完了しなければならない。

なお、同法が適用されない場合においては、同法が適用された場合に準ずるものとする。

第6節 応急教育

災害時における区立子供園、小・中学校、特別支援学校（以下「学校等」という。）の園児、児童・生徒（以下本節において「児童・生徒等」という。）の生命及び身体の安全並びに教育活動の確保を図るため、学校等における災害予防、応急対策等について万全を期する必要がある。

このため、学校等は、区教育委員会が策定した区立学校等防災体制基本方針（以下「基本方針」という。）杉並区立学校標準マニュアル（以下「マニュアル」という。）及び杉並区立学校（園）における震災時対応及び防災対策の指針（以下「指針」という。）に基づき、応急教育に関する計画を作成するものとする。

本節においては、これら応急教育について基本方針、マニュアル及び指針に基づき必要な事項を定める。

第1 応急教育の実施

1) 事前の準備

校長は、下記事項に留意し、状況に応じた学年・学級の臨時編制、学習指導の方法などの応急教育計画を作成するとともに、指導の方法についての的確な計画を立てておく。

ア 平常時と同様な教育活動が行えない場合も、可能な範囲における教育活動の維持、推進

イ 登校する児童・生徒の人数に応じた応急教育

ウ 地域の実情を踏まえ、当該学年に適切な応急教育

校長は、災害の発生に備えて次のような措置を講じておかなければならない。

ア) 防災対策では組織を整備することが肝要である。そのため、校長を委員長とし、学校職員で構成する常設の「学校防災委員会」を設置する。

イ) 災害時の必要事項をまとめた「学校施設震災時利用計画」を作成する。

ウ) 通信連絡網は発災時の職員の招集、児童・生徒の安否確認、情報の収集・伝達等の手段として重要である。このため、児童・生徒の連絡網、職員緊急連絡網、防災関係機関との連絡網を機能的に編成し、常時整備する。

エ) 通学路を含め、施設・設備等の事前の安全対策と災害時に正常に機能させるための日常の点検が必要である。このため、安全点検責任者の指定や設備図面の整理、チェックリストの作成をする。

また、校門、体育館、学校防災倉庫等の鍵を適切に保管し、合鍵の保管場所について職員に明示する。なお、機械警備校では、鍵預託者との連絡を密にする。

オ) 児童・生徒の発達段階を考慮し、副読本やビデオ教材等を用いた防災教育を計画するとともに、多様な状況を想定し、身体の保護、二次災害の防止、組織的行動の習得を目的とした避難訓練を計画的に実施する。

カ) 校内研修・応急処置技能修得研修を含めた教職員の防災研修を実施するとともに、災害発生時の応急教育計画を樹立しておく。

2) 災害時の態勢

風水害編 第3部 災害応急・復旧対策計画

第14章 応急生活対策

第6節 応急教育

校長は直ちに授業（保育）を打ち切り、各学校で策定した対応計画・マニュアル（防災訓練時の取り決め・約束）等に従って、幼児・児童・生徒及び教職員の安全確保を図るための、危険回避対応等を迅速かつ適切にとる。また、直ちに、校（園）長の指揮の下、「対策本部」を立ち上げ、組織的な緊急対応を開始する。なお、日頃から、管理職不在時の代行者とその動き、連絡方法については、全教職員で共通理解を図っておく。

幼児・児童・生徒の下校方法については、既に下校してしまっている児童・生徒の把握、保護者、学童クラブとの連携に努めるとともに、幼児・児童・生徒を帰宅させるに当たっては、集団下校等ではなく、保護者又は緊急引き取り者への「引き渡し」を原則とする。また、自宅に家族が不在の場合は、保護者に引き渡すまで、学校（園）に預かり続けるとともに、繰り返し、勤務先や緊急連絡先等に電話等する。

校長は児童・生徒の安全確保を最優先に考え、併せて一般区民の避難所としての役割も考慮し、マニュアルに基づき各学校の実態に即した対応計画により適切な指示を与える。

校長は、学校防災委員長として、学校防災委員会を円滑に運営し、地域の防災市民組織と協力して、避難所の業務を支援する。

教職員の避難所への支援は、概ね発災後1週間程度とし、避難所の活動が軌道に乗り教育活動の再開に向けて準備が整ったときは、教職員は、避難所従事職員等との連携により学校再開の組織づくりを行い、早期の教育活動の再開を目指す。

3) 災害復旧時の態勢

校長は、教育活動の再開に向けて準備ができる体制が整ったときは、下記により教育活動の再開を目指す。

ア) 児童・生徒の状況を把握する。

- ・児童・生徒の被災状況を把握する。
- ・児童・生徒の避難先を把握する。
- ・教科書や学用品等の被害状況を把握する。
- ・上記事項を教育委員会に報告し、教育活動の再開について協議する。

イ) 施設・設備の応急補修及び衛生点検を行う。

ウ) 教室等を確保する。

エ) 通学路の安全を確保する。

オ) 事前に作成した応急教育計画を被災状況により見直し、現状に適した臨時教育課程・時間割り等を作成する。

カ) 児童・生徒の心のケアに十分配慮し、健康・安全教育、生活指導に重点を置いた教育内容とする。

区教育委員会は、被災学校ごとに担当職員、指導主事を定め、応急教育に関する情報及び指令の伝達について万全を期する。

校長は、区教育委員会と協議の上、学校の実情に応じて授業再開時期を決定し、保護者に対し、掲示、ピラなどを通じて周知する。

風水害編 第3部 災害応急・復旧対策計画

第14章 応急生活対策

第6節 応急教育

第2 教材、学用品の調達及び支給

1) 支給の対象

災害救助法が適用された災害により住家に被害を受け、教科書等の教材、学用品を喪失又はき損し、就学上支障のある児童・生徒（私立学校含む。）に対し、被害の実情に応じ教材及び学用品を支給する。なお、災害救助法に基づく救助の程度・方法及び期間については、厚生労働大臣が定める基準に基づき知事が定める。

支給の期間

災害発生の日から教科書等については1カ月以内、学用品については15日以内とする。ただし、交通、通信等の途絶により調達及び輸送の困難が予想される場合には、厚生労働大臣の承認を受け必要な期間を延長する。

支給の方法

特別の場合を除き、区教育委員会が校長の協力を受け、調達から配分までを実施する。

費用の限度額

災害救助法の給与基準に定めるところによる。【別冊・資料25】

第7節 応急保育 <災害対策本部>

災害の発生に伴い、未就学児童及び小学校在学児童等（以下「対象児童」という。）の生命及び身体の安全並びに保育の確保を図るために、避難所又は区立保育園等において、緊急かつ一時的な保育（以下「応急保育」という。）を実施する必要がある場合に備え、その受入れに関する事項等をあらかじめ検討しておくものとする。

第1 実施場所、対象児童及び保育従事者

応急保育の実施場所、対象となる児童及び保育従事者は、次表のとおりとする。

実施場所	保育の対象となる児童	保 育 従 事 者
避難所	対象児童全部	教職員、区職員（保育園職員を含む）、避難住民、ボランティア等
区立保育園	区立保育園在園児童（他の未就学児童も必要があれば受入る）	当該保育園の職員

また、区立保育園における応急保育は、態勢が整い次第、順次実施するものとする。

第2 実施期間

避難所における応急保育の実施期間は、当該避難所の設置期間中のみとする。設置期間終了後（規模の縮小等により、応急保育を実施しなくなった場合を含む。）に引き続き応急保育が必要な対象児童（小学生を除く）については、近隣の区立保育園が継続して応急保育を実施するものとする。

第3 事前準備

- 1) 保育園長は、保育園の立地条件等を考慮した上、災害時の応急計画を樹立しておくとともに、保育の方法等についての的確な計画を立てておく。
- 2) 保育園長は、災害の発生に備えて次のような措置を講じておかなければならない。
園児の避難訓練、災害時の事前指導及び事後措置並びに保護者等との連絡方法を検討するとともに、その周知を図っておく。
警察署、消防署(団)等との連絡網を確立しておく。
保育時間内に災害が発生した場合、保護者の引取りは困難と予想される。このため残留園児の保護について対策を講じておく。
防災物資、備蓄食料等については、保育園用「防災対策マニュアル」に沿って準備しておく。

第4 災害時の態勢

- 1) 保育園長は、状況に応じて適切な緊急避難の措置を講ずる。残留園児がいる場合は保護者が引き取りに来るまで、保育園職員が保護する。
- 2) 保育園長は、災害の規模、園児、職員及び施設設備等の被害状況を把握するとともに、保健福祉部保育課（区に災害対策本部が設置された場合は本部。以下同じ）と連絡し、職員を指揮し災害対策を実施して保育園の管理等必要な措置を講ずる。

風水害編 第3部 災害応急・復旧対策計画

第14章 応急生活対策

第7節 応急保育

- 3) 保育園長は、災害の規模に応じて、臨時の編成を行うなど、災害状況と合致するよう速やかに調整する。
- 4) 保育園長は、本部の指示に従い、保育園の復旧に努める。
- 5) 保育園長は、平常保育に戻るときは、その時期を速やかに保護者に連絡する。

第5 応急保育終了後の保育

災害の復旧・復興に伴い、通常保育が開始された時点で、応急保育は終了するものとする。

なお、避難所又は各区立保育園における応急保育が終了した後、引き続き保育が必要な未就学児童のうち、区立保育園在園児以外の児童については、必要に応じて緊急一時保育等の既存事業で対応する。

また、緊急一時保育等の保育期間を超える保育が必要な場合は、保育園の入所申込みを勧める。この場合、定員の弾力化等の措置も考慮し、可能な限り保育園で受入れを行うものとする。

第6 民間施設における応急保育

私立保育園（公設民営園も含む）認証保育所又は保育室の在園児童の応急保育は、各施設で実施することを前提とし、その事前準備と態勢については、区立保育園に準じて各施設で検討・計画するものとする。

なお、各施設が応急保育について検討・計画するにあたって、区は、各施設からの要請に基づき、必要な助言又は協力を行うものとする。

第8節 災害遺児等の一時的保護 <災害対策本部>

災害により保護者が死亡又は行方不明等となり、身寄りのなくなった乳幼児及び児童の身体の安全を確保するため、避難所で一時的な保護を行う。

第1 災害遺児等の受入

- 1) 災害遺児等は避難所で受け入れる。必要に応じて、震災時の態勢である救護部救援隊本隊を立ち上げ、第二次救援所を開設する。開設後は第二次救援所において保護する。ただし、救援本部長は第二次救援所開設前に救援隊本隊（地域区民センター）への移送を決定することができる。
- 2) 第二次救援所への移送にあたっては、本人の意志等も十分尊重する。

第2 保護の期間

災害遺児等を保護する期間は一時的なものとし、速やかに災対本部を通じて福祉事務所及び児童相談所等の連携により決定した受け入れ先に引き継ぐものとする。

第9節 応急育成 <災害対策本部>

災害時における児童館一般来館児童及び区立学童クラブ(以下本節において「クラブ」という。)児童(以下本節において「児童」という。)の生命及び身体の安全並びに育成の確保を図るため、児童館・クラブにおける災害予防、応急対策等について万全を期す必要がある。このため、保健福祉部及び児童館・クラブは応急育成に関する計画を樹立しておくものとする。

第1 事前準備

- 1) 児童館長は、クラブの立地条件等を考慮した上で、災害時の応急計画を樹立しておくとともに、育成の方法についての的確な計画を立てておく。
- 2) 児童館長は、災害の発生に備えて次のような措置を講じておかななければならない。
児童(一般来館児を含む。)の避難訓練、災害時の事前指導を徹底する。
児童の保護者等との連絡方法を検討しておくとともに、その周知を図っておく。
警察署、消防署(団)等との連絡網を確立しておく。
育成時間内に災害が発生した場合、保護者の引取りは困難と予想される。このため帰宅できない児童の保護について対策を講じておく。

第2 災害時の態勢

応急育成の実施場所、対象となる児童及び育成従事者は、次表のとおりとする。

実施場所	育成の対象となる児童	育成従事者
避難所	対象児童全部	教職員、区職員(児童館職員を含む)、避難住民、ボランティア等
区立学童クラブ	区立学童クラブ出席児童	当該学童クラブの職員

- 1) 児童館長は、状況に応じて適切な緊急避難の措置を講じる。
- 2) 残留クラブ児がいる場合は保護者が引き取りに来るまで、クラブ職員が保護する。また、一般来館児童については、児童青少年課の指示により適切な措置を講じる。
- 3) 児童館長は、災害の規模、児童・職員及び施設設備の被害状況を把握するとともに、保健福祉部児童青少年課(区に災害対策本部が設置された場合は本部。以下同じ)に報告しなければならない。
- 4) 児童館長は、職員を指揮し防災対策を実施して児童館の管理等必要な措置を講じる。
- 5) 児童館長は、準備した応急育成計画に基づき、臨時の編成を行うなど、災害の状況に即した措置を講ずる。

第3 応急育成の態勢

- 1) 児童館長は、職員を掌握して児童館の整備を行い、児童の被害状況を調査し、保健福祉部児童青少年課に報告するとともに、通常運営態勢の維持に努める。

風水害編 第3部 災害応急・復旧対策計画

第14章 応急生活対策

第9節 応急育成

- 2) 保健福祉部児童青少年課は、情報、指令の伝達について万全の措置を講ずるものとし、児童館長はその指示事項の徹底を図る。
- 3) 児童館長は、応急育成計画に基づき、育成可能な児童は、クラブにおいて育成する。
また、被災により通所できない児童については、クラブ毎に実情を把握する。
- 4) 児童館長は、本部の指示に従い、児童館・学童クラブの復旧に勤める。
- 5) 児童館長は、災害の推移を把握し、保健福祉部児童青少年課と緊密な連絡を取り合い、通常の育成ができるよう努め、その時期を速やかに保護者に連絡する。

第4 委託施設における応急育成

委託学童クラブ児童の応急育成は、各施設で実施することを前提とし、その事前準備と態勢については、区立学童クラブに準じて各施設で検討・計画するものとする。

なお、各施設が応急育成について検討・計画するにあたって、区は、各施設からの要請に基づき、必要な助言又は協力を行うものとする。

第10節 労働者の確保<災害対策本部>

災害時においては、区の職員のみでは必ずしも十分ではないので、労力の不足を補い救助活動の円滑な推進を図るため、供給可能な労働者の確保に努める必要がある。基本的には、区災害対策本部救護部が対応するが、災害の規模によっては、震災時の態勢である災対総務部にて処理を行う。

本節では、労働者の確保について必要な事項を定める。

第1 雇用対策

1) 雇用対象者

災害時において必要とする労働者は、雑役土木類似の労働に耐え得る者であるので、雇上対象者は、公共職業安定所及び財団法人城北労働・福祉センターの日雇求職者とする。

2) 雇用可能推定人員

都において雇用可能な労働者数は、紹介時で2,000人程度と見込んでいる。

3) 賃 金

都地域防災計画と同様に、公共事業設計労務単価表に準ずるものとする。

第2 労働供給手続

1) 労働供給の要請

災対各部は労働供給を必要とするときは、次の事項を明示して災対総務部に要請する。

ア) 労働供給を必要とする理由

イ) 作業内容

ウ) 従事場所

エ) 就労予定期間

オ) 所要人員

カ) 集合場所

キ) その他必要な事項

災対総務部は災対各部より要請を受けたときは、所要人員等を取りまとめ、東京労働局に要請する。

また、作業内容に応じて防災関係機関又は民間協力団体等に協力の要請をする。

2) 労働者の引渡し等

災対総務部は、都から労働者を確保した旨の連絡を受けた場合、速やかに輸送用車両の配車措置を講じ、労働者の待機する場所において公共職業安定所職員立会いの上、労働者の引渡しを受ける。

災対総務部は、作業終了後においても、先の待機場所又は適宜の交通機関まで労働者の輸送を行うものとする。

3) 賃金の支払い

賃金は、就労現場において作業終了後直ちに区が支払う。

風水害編 第3部 災害応急・復旧対策計画

第14章 応急生活対策

第10節 労働者の確保

第15章 災害救助法の適用

第1節 災害救助法の適用 <災害対策本部>

第1 災害救助法による救助の実施

災害救助法による救助は、災害に際しての飲料水、食料、医療等の応急的、一時的救助を行うことによって、被災者の生活と社会秩序の保全を目的として実施するものである。

区長は、災害救助法に基づき、都知事が救助に着手したときは、都知事を補助し、被災者に対して必要な救助を実施する。

なお、事態が切迫し、都知事による救助の実施を待つことができないときは、区長は、災害救助法に基づく救助に着手し、その状況を直ちに都知事に報告し、その後の処置について、都知事の指示を受けるものとする。

第2 災害救助法の適用基準

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令第1条の定めるところによるが、杉並区においては、次のいずれか一つに該当する場合、災害救助法が適用される。

- 1) 区内の住家滅失世帯数が150以上になったとき。
- 2) 都内の住家滅失世帯数が2,500以上になり、かつ、区内の住家滅失世帯数が75以上になったとき。
- 3) 都内の住家滅失世帯数が12,000以上になった場合又は災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、かつ、区内の多数の世帯の住家が滅失したとき。
- 4) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受ける恐れが生じたとき。

第3 被災世帯の算定基準

1) 被災世帯の算定

住家が半焼し又は半壊するなど著しく損傷した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家の滅失した1世帯とみなす。

2) 住家の滅失等の認定

住家が滅失したもの

住家の損壊、焼失もしくは流出した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの。

住家が半焼・半壊するなど著しく損傷したもの

住家の損傷が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には住家の損壊又は焼失した部分の床面積が、その住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの。

風水害編 第3部 災害応急・復旧対策計画

第15章 災害救助法の適用

第1節 災害救助法の適用

住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの。

、 に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のもの、又は土砂竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの。

3) 世帯及び住家の単位

世帯

生計を一にしている実際の生活単位をいう。

住家

現実に居住のため使用している建物をいう。ただし、耐火構造のアパート等で、居住の用に供している部屋が、しゃ断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等については、それぞれをもって1住家として取り扱う。

第4 災害救助法の適用手続

災害に際し、区における災害が、前記第2の災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、区長は、直ちに次の事項を都知事に報告し、災害救助法の適用を要請しなければならない。

- 1) 災害発生時の日時及び場所
- 2) 災害の原因及び被害の状況
- 3) 法の適用を要請する理由
- 4) 法の適用を必要とする期間
- 5) 既にとった救助措置及び今後とろうとする救助措置
- 6) その他必要な事項

第2節 災害救助法に基づく報告 <災害対策本部>

災害救助法による救助の程度、方法及び期間等については、【別冊・資料25】による。

第1 災害報告

災害救助法に基づく「災害報告」には、災害発生の時間的経過に併せ、発生報告、中間報告、決定報告の3段階がある。これらの報告は、救助用物資、義援金品の配分等の基礎になるほか、各種の対策の基礎資料となる。

このため、迅速かつ正確に被害状況を収集把握し、速やかに都知事に報告するものとする。

第2 救助実施状況の報告

災害直後における当面の応急措置及び災害救助費国庫負担金の清算事務に必要となるため、各救助種目の救助実施状況を初期活動から救助活動が完了するまでの間、日ごとに記録、整理し、都知事に報告する。

第3節 基金の活用<災害対策本部>

災害救助法に基づく応急救助等の実施に要する費用については、財政調整基金等を活用する。

風水害編 第3部 災害応急・復旧対策計画
第15章 災害救助法の適用
第2節 災害救助法に基づく報告

第16章 激甚災害の指定

著しく激甚である災害が発生した場合における地方公共団体の経費の負担の適正化と被災者の災害復興の意欲を高めることを目的とした「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」(昭和37年法律第150号。以下「激甚法」という。)が制定されている。

この法律は、激甚災害として指定された災害を対象に、国の地方公共団体に対する特別の財政援助と被災者に対する特別の財政措置を内容としている。

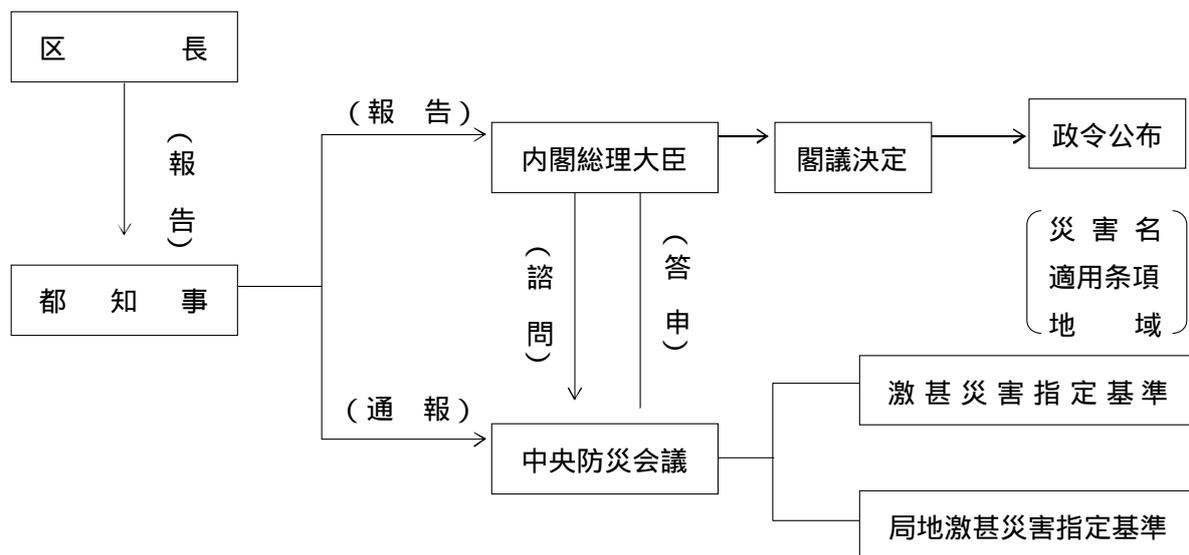
区の地域に、大規模な災害が発生した場合、区としても迅速かつ適切な応急復旧を実施するため、激甚法による助成援助等を受けることが必要である。

本章では、激甚法に基づく激甚災害の指定を受ける場合の手続について定める。

第1節 激甚災害指定の手続 <災害対策本部>

区長は、災害が発生した場合、速やかに、その災害の状況及びこれに対してとられた措置の概要を都知事に、都知事は内閣総理大臣に報告する。(災害対策基本法第53条)

内閣総理大臣は、これを受けてその災害が激甚法第2条第1項に規定する激甚な災害に該当すると判断したときは、中央防災会議の意見を聞いた上で激甚災害として指定し、及びその災害に対してとるべき措置を指定する政令を制定することとなり、これにより必要な財政援助措置がとられることになる。



(注) 局地激甚災害の指定については、1月から12月までに発生した災害を一括して、翌年の1月～2月頃に手続きを行う。

風水害編 第3部 災害応急・復旧対策計画

第16章 激甚災害の指定

第2節 激甚災害に関する調査報告

第2節 激甚災害に関する調査報告 <災害対策本部>

区長は、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準を十分に考慮して、災害状況等を調査し都知事に報告する。報告は、災害が発生した時から当該災害に対する応急措置が完了するまでの間、次に掲げる事項について行う。

- 1) 災害の原因
- 2) 災害が発生した日時
- 3) 災害が発生した場所又は日時
- 4) 被害の程度（災害対策基本法施行規則別表第1に定める事項）
- 5) 災害に際しとられた措置
- 6) その他必要な事項

第3節 激甚災害指定基準等 <災害対策本部>

中央防災会議が決定した「激甚災害指定基準」及び「局地激甚災害指定基準」は、次のとおりである。

激甚災害指定基準

昭和37年12月7日中央防災会議が決定した基準（平成12年3月改正）であり、国が特別の財政援助等の措置を行う必要がある事業の種類別に次のように基準を定めている。

適用すべき措置	激甚災害とされる被害の程度
<p>法第2章(公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助)</p>	<p>次のいずれかに該当する災害 (A基準) 事業費査定見込額が全国都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入総額の概ね0.5%を超える災害 (B基準) 事業費査定見込額が全国都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入総額の概ね0.2%を超える災害 かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの 1 都道府県負担事業の事業費査定見込額が当該都道府県の当該年度の標準税収入の25%を超える災害 2 一の都道府県内の市町村負担事業の事業費査定見込総額が当該都道府県内全市町村の当該年度の標準税収入総額の5%を超える災害</p>
<p>法第12条、第13条、第15条 (中小企業信用保険法による災害関係保証の特例等)</p>	<p>次のいずれかに該当する災害 (A基準) 中小企業関係被害額が当該年度の全国中小企業所得推定額(第2次産業及び第3次産業国民所得に中小企業附加価値率及び中小企業販売率を乗じて推計した額。以下同じ。)の概ね0.2%を超える災害 (B基準) 中小企業関係被害額が当該年度の全国中小企業所得推定額の0.06%を超える災害であり、かつ、一の都道府県内の当該災害に係る中小企業関係被害額が当該年度の当該都道府県の中小企業所得推定額の2%を超える災害又はその中小企業関係被害額が1,400億円を超える災害 ただし、火災の場合又は法第12条の適用がある場合の全国中小企業所得推定額に対する被害の実情に応じ特例措置を講ずることがある。</p>
<p>法第16条(公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助)、17条(私立学校施設災害復旧事業の補助)及び19条(市町村施行の感染症予防事業に関する負担の特例)</p>	<p>法第2章の措置が適用される激甚災害。ただし、当該施設に係る被害又は当該事業量が軽微であると認められる場合を除く。</p>
<p>法第22条(罹災者公営住宅建設事業に対する補助の特例)</p>	<p>次のいずれかに該当する災害 (A基準) 滅失住宅戸数が被災地全域で概ね4,000戸以上の災害 (B基準) 次の1、2のいずれかに該当する災害 ただし、火災の場合の被災地全域の滅失戸数は、被害実情に応じた特例的措置を講ずることがある。 1 滅失住宅戸数が被災地全域で概ね2,000戸以上</p>

	<p>一市町村の区域内で200戸以上又はその区域内の住宅戸数の1割以上の災害</p> <p>2 滅失住宅戸数が被災地全域で概ね1,200戸以上であり、かつ、一市町村の区域内で400戸以上又はその区域内の住宅戸数の2割以上の災害</p>
<p>法第24条(小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等)</p>	<p>1 公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る措置については法第2章の措置が適用される災害</p> <p>2 農地及び農業用施設等小災害に係る措置については法第5条の措置が適用される災害</p>
<p>上記以外の措置</p>	<p>災害発生のおと被害の実情に応じ個別に考慮</p>

局地激甚災害指定基準

災害を市町村段階の被害の規模でとらえ、激甚災害として指定するため、昭和43年11月22日中央防災会議が次のように基準を定めている。

局地的激甚災害指定基準	適用すべき措置
<p>(公共施設災害関係)</p> <p>当該市町村負担の当該災害に係る公共施設災害復旧事業等(法第3条第1項第1号及び第3号～第14号の事業)の査定事業費の額が当該市町村の標準税収入の50%を超える市町村(当該査定事業費1,000万円未満を除く)が1以上ある災害。ただし、その該当市町村ごとの査定事業費の額の合算額が、概ね1億円未満を除く。</p>	<p>1 法第3条第1項各号に掲げる事業のうち、左の市町村が当該災害によりその費用を負担するもの及び法第4条第5項に規定する地方公共団体以外の者が設置した施設に係るものについて法第2章の措置</p> <p>2 左の市町村が当該災害につき発行を許可された公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る地方債について法第24条第1項、第3項及び第4項の措置</p>
<p>(中小企業施設災害関係)</p> <p>当該市町村の区域内の当該災害に係る中小企業関係被害額が当該市町村の当該年度の中小企業所得推定額の10%を超える市町村(当該被害額1,000万円未満を除く)が1以上ある災害。ただし、その該当市町村ごとの当該被害額の合算額が概ね5,000万円未満を除く。</p>	<p>左の市町村の区域内で中小企業者が必要とする当該災害復旧資金等に係る法第12条、第13条及び第15条の措置</p>

風水害編 第3部 災害応急・復旧対策計画

第16章 激甚災害の指定

第4節 特別財政援助等の申請手続

第4節 特別財政援助等の申請手続 <災害対策本部>

区長は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書を作成し、都各局に提出する。激甚法に定める主な事業及び都関係局は【別冊・資料115】のとおり。

「杉並区地域防災計画（平成25年修正）(案)」に対する意見書

次の1から3の該当する欄にご記入の上、ご意見をお書きください（お名前等の公表はいたしません）

1 杉並区内にお住まいの方

お名前： _____ ご住所 _____

2 杉並区内に通勤・通学されている方

お名前 _____ ご住所 _____

勤務先 _____

学校名 _____ 所在地 _____

3 事業者の方

事業者名 _____ 所在地 _____ 代表者名 _____

【ご意見をご記入ください】

【提出方法】ご記入後、この用紙を受け取られた窓口にご直接提出していただくか、下記提出先あて郵便またはFAXでお送りください。

期 限 平成25年11月30日（土）必着

提出先 杉並区危機管理室防災課

〒166-8570 杉並区阿佐谷南1-15-1

電 話 03(3312)2111（代表）

FAX 03(3312)9402

ご意見に対する区の考え方は、広報すぎなみ・区ホームページで平成26年3月に公表する予定です。